

平成25年度 淀川水系河川整備計画に基づく
事業等の進捗点検に関する報告書

平成26年 12月

国土交通省 近畿地方整備局

目次

I 目的	1
II 進捗点検の考え方	1
III 河川整備計画の内容と進捗点検の関係	1
IV 報告書の構成	2
V 進捗点検結果	
(1)人と川とのつながり	
○日常からの川と人のつながりの構築	8
○洪水・災害時の人と川とのつながりの構築	45
○上下流の連携の構築	56
(2)河川環境	
○多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承	64
○河川の連続性の確保	106
○川本来のダイナミズムの再生	124
○流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築	142
○流域管理に向けた継続的な施策展開	160
(3)治水・防災	
○危機管理体制の構築	179
○堤防強化の実施	207
○川の中で洪水を安全に流下させるための対策	214
○高規格堤防(スーパー堤防)の整備	225
○土砂対策	229
○既設ダム等の運用の検討	236
○高潮対策	240
○地震・津波対策	244
○治水事業実施状況図	253

(4) 利水	
○環境に配慮した効率的な水利用の促進 258
○渇水への備えの強化 267
(5) 利用	
○川らしい利用の促進 271
○憩い、安らげる河川の整備 284
○まちづくり・地域づくりとの連携 294
○水源地域の活性化 304
(6) 維持管理	
○河川管理施設 316
○許可工作物 331
○河川区域等の管理 337
【淀川水系の河川環境類型区分】 【別冊】

I 目的

淀川水系河川整備計画（以下、河川整備計画という）に基づいて毎年度実施される個々の事業等がどのように進捗しているかを点検する。

II 進捗点検の考え方

- ・進捗点検は、河川管理者が流域全体の視点から実施し、その結果について流域委員会の意見を聴く。
- ・河川整備計画の目標に関し、流域の視点に立って、できるだけ効率かつ具体的に進捗点検できる項目を設定した。
- ・事務所毎の個別事業等の進捗状況の検証は既存の委員会等を活用して実施することを基本とする。
- ・進捗点検は、河川水辺の国勢調査や定期縦横断測量など定期的に行っている調査結果や観測データ等を最大限活用して行う。
- ・進捗点検は、対象となる事業特性や段階に併せてその頻度を設定することとし、個々の事業等によって、毎年行うものや、一定の成果がまとまった時に行うものがある。
- ・今回の進捗点検は、平成25年度の事業等により進捗した施策等を対象として実施するものであるが、点検項目によってはそれ以前の内容も考慮した。

III 河川整備計画の内容と進捗点検の関係

河川整備計画の進捗点検にあたっては、「II 進捗点検の考え方」に基づき、点検の対象とすべき項目を河川整備計画より抽出し、各々の点検項目に対して観点を設定した。

さらに、設定した観点について、施策の具体的な進捗を示すことができる指標を設定した。点検項目、観点、指標の関係を別表「点検項目と観点及び指標の関係」に示す。

なお、本報告書では進捗点検の記述の中で、観点は【観点】、指標は「指標」と記載する。

また、進捗点検の構成は、

1. 施策の概要
2. 施策を点検するための観点と指標
3. 進捗状況
4. 点検結果
5. 参考資料

とする。このうち「3. 進捗状況」と「4. 点検結果」は両者を対比できるように横に並べて示す。

さらに、一部の事業等については「5. 参考資料」の欄にそれぞれの詳細な内容を紹介し、補足する形とした。（事例の紹介）

IV 報告書の構成

河川整備計画の 該当箇所	4. ●●●●●●●●●●●●●●●●●● 4.■. ○○○○○○○○○○○○○○○○○ 4.■.■. ○○○○○○○○○○○○○○○○○	淀川水系河川整備計画の 目次(章・節・項)
-----------------	---	--------------------------

点検項目	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
------	------------------------

1. 施策の概要	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (1) ○○○○○○○○○ (2) ○○○○○○○○○
----------	---

淀川水系河川整備計画
の本文

点検項目	●●●●●●●●●●●●●●●●●●
------	--------------------

2. 施策を点検するための観点と指標	
--------------------	--

 【観点】●●●●●●●●●●●●●●●●●● [指標]○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 【観点】●●●●●●●●●●●●●●●●●● [指標]○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 【観点】●●●●●●●●●●●●●●●●●● [指標]○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
--	--

施策、事業等の具体的な進捗を示すこと
の出来る観点および指標

別表「点検項目と観点及び指標の関係」

整備計画の目次	点検項目	観点	指標	点検頻度	
4.3.治水・砂災	①危機管理体制の構築	危機管理体制の構築	災害体感者からの災害状況の聞き取り及びその情報発信内容	災害体感者からの聞き取り及びその情報発信内容	A
			自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報連携体制の基盤整備内容・情報共有団体数【重複】	自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報連携体制の基盤整備内容・情報共有団体数【重複】	A
			ハザードマップの作成内容・作成済み市町村数	ハザードマップの作成内容・作成済み市町村数	A
			まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示者数設置内容・設置数【重複】	まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示者数設置内容・設置数【重複】	A
			災害時要援者者に対応した避難誘導・指示の発令基準の明確化及び周知体制整備の内容	災害時要援者者に対応した避難誘導・指示の発令基準の明確化及び周知体制整備の内容	A
			地下空間の利用者及び管理者への情報伝達体制整備内容	地下空間の利用者及び管理者への情報伝達体制整備内容	A
			水防拠点整備の内容・箇所数	水防拠点整備の内容・箇所数	A
			公共施設の耐水化の内容	公共施設の耐水化の内容	A
			災害対応プログラムの作成内容	災害対応プログラムの作成内容	A
			水害に強い地域づくり協議会実施内容・開催回数【重複】	水害に強い地域づくり協議会実施内容・開催回数【重複】	A
	②堤防強化の実施	堤防強化の実施	酒蔵における保水・貯留機能確保の内容・貯留量	酒蔵における保水・貯留機能確保の内容・貯留量	A
			河川整備計画と都市計画との調整内容	河川整備計画と都市計画との調整内容	A
			洪水氾濫予測精度経測のための土地利用規制・区域指定の内容	洪水氾濫予測精度経測のための土地利用規制・区域指定の内容	A
			河川整備計画と都市計画との調整内容	河川整備計画と都市計画との調整内容	A
			HWL以下、浸透、浸透対策対策実施内容・延長	HWL以下、浸透、浸透対策対策実施内容・延長	A
			堤防天端以下、浸透対策対策実施内容・延長	堤防天端以下、浸透対策対策実施内容・延長	A
			堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A
			側溝整備実施内容・延長	側溝整備実施内容・延長	A
			側溝整備実施内容・延長	側溝整備実施内容・延長	A
			堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A
③川の中で洪水を安全に流下させるための対策	川の中で洪水を安全に流下させるための対策	堤防内における保水・貯留機能確保の内容・貯留量	堤防内における保水・貯留機能確保の内容・貯留量	B	
		堤防天端以下、浸透、浸透対策対策実施内容・延長	堤防天端以下、浸透、浸透対策対策実施内容・延長	B	
		新設ダム効果内容・洪水位低下量	新設ダム効果内容・洪水位低下量	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		高橋作堤防の整備内容・箇所数	高橋作堤防の整備内容・箇所数	A	
		土砂移動抑制策（砂防堤、山腹工）の実施内容・箇所数	土砂移動抑制策（砂防堤、山腹工）の実施内容・箇所数	A	
		土砂を流下へ流すことのできる砂防ダム等の設置内容・設置数【重複】	土砂を流下へ流すことのできる砂防ダム等の設置内容・設置数【重複】	A	
		河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方針の検討内容【既設ダム】【重複】	河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方針の検討内容【既設ダム】【重複】	A	
		既設ダム効果内容・洪水位低下量	既設ダム効果内容・洪水位低下量	B	
		橋長の嵩上げ内容・箇所数	橋長の嵩上げ内容・箇所数	A	
④高規格堤防（スーパー堤防）の整備	高規格堤防（スーパー堤防）の整備	堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		河川管理施設の耐震対策実施内容・箇所数	河川管理施設の耐震対策実施内容・箇所数	A	
		緊急用河川敷道路の整備内容・延長	緊急用河川敷道路の整備内容・延長	A	
		洪水ハザードマップ作成支援内容・作成済み町村数	洪水ハザードマップ作成支援内容・作成済み町村数	A	
		防災情報提供設備の設置内容・設置数	防災情報提供設備の設置内容・設置数	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
⑤土砂対策	土砂対策	堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
⑥既設ダム等の運用検討	既設ダム等の運用検討	堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
4.3.3.高橋対策	高橋対策	堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
4.3.4.地盤・津波対策	地盤・津波対策	堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	
		堤防天端維持実施内容・延長	堤防天端維持実施内容・延長	A	

別表「点検項目と観点及び指標の関係」

整備計画の目次	点検項目	観点	指標	点検頻度
4.4. 利水	4.4.1. 水需要の精度と水利権の見直し 4.4.2. 灌漑に配慮した効率的な水利利用の促進 4.4.3. 漏水への備えの強化	水利権の見直し、転用の実施状況	見直し転用のためのメール等での内容・件数	A
		4.4.2. 灌漑に配慮した効率的な水利利用の促進 4.4.3. 漏水への備えの強化	灌漑水利権の許可水利権化の実施状況 水需抑制の実施状況 既存水源開発施設の新備と運用の見直し実施状況 安定した水利利用ができていない地域の対策状況 漏水対策量の確保と確保手法の検討状況	灌漑水利権の許可水利権化の内容・件数 効果的な水利利用のための確保内容 治水・事業所等に対する啓発内容・回数 見直しによって効果をあげうる事業の調査検討内容 排水水源の確保内容 漏水対策量の確保拡大、会議構成員拡大及び常設化(利水者会議)の実現に向けた内容・7/17/2/回数 漏水対策量を確保することにより、必ずしも定額減費減少の検討内容 井道の取り廻り内容・水利工事費概算
4.5. 利用	4.5.1. 河川敷の整備 4.5.2. 川の活用、安らげる河川の利用の促進 4.5.3. 川の活用、安らげる河川の利用の促進 4.5.4. まちづくり/地域づくりとの連携 4.5.5. 水源地域の活性化	水害の発生防止に向けての取組内容・回数 水害被害防止に向けた取組内容・回数 環境学習などの実施内容 河川保全利用委員会委員の取り廻り内容・回数 河川保全利用委員会委員の取り廻り内容・回数 違法行為の是正内容・不法行為面積 8/17/2/1/7の内容・実施箇所数 水辺の整備内容 小体(体質劣化)の整備内容・延長 小体(体質劣化)の整備内容・延長 迷惑行為の是正内容・対策箇所数 ホームレス対応内容・確認数 三川合流部の拠点の整備内容 歴史文化と調和した河川整備内容 水辺を活かしたまちづくりの取組内容 水源地域でジョギング策定とその後の活動内容・回数 ダム周辺の施設整備内容 河川活用促進の取組内容・活用数 堤防・ダム・護岸の履歴診断内容・補修箇所数 ダム機能の維持内容・堆砂量 河川内樹木の伐採内容・伐採箇所 堆砂土砂の除去内容・堆砂量 三ノ木の不法投棄の状況及び処分内容・処理量	水害の発生防止に向けた取組内容・回数 水害被害防止に向けた取組内容・回数 環境学習などの実施内容 河川保全利用委員会委員の取り廻り内容・回数 河川保全利用委員会委員の取り廻り内容・回数 違法行為の是正内容・不法行為面積 8/17/2/1/7の内容・実施箇所数 水辺の整備内容 小体(体質劣化)の整備内容・延長 小体(体質劣化)の整備内容・延長 迷惑行為の是正内容・対策箇所数 ホームレス対応内容・確認数 三川合流部の拠点の整備内容 歴史文化と調和した河川整備内容 水辺を活かしたまちづくりの取組内容 水源地域でジョギング策定とその後の活動内容・回数 ダム周辺の施設整備内容 河川活用促進の取組内容・活用数 堤防・ダム・護岸の履歴診断内容・補修箇所数 ダム機能の維持内容・堆砂量 河川内樹木の伐採内容・伐採箇所 堆砂土砂の除去内容・堆砂量 三ノ木の不法投棄の状況及び処分内容・処理量	A
		4.5.2. 川の活用、安らげる河川の利用の促進 4.5.3. 川の活用、安らげる河川の利用の促進 4.5.4. まちづくり/地域づくりとの連携 4.5.5. 水源地域の活性化	水害の発生防止に向けた取組内容・回数 水害被害防止に向けた取組内容・回数 環境学習などの実施内容 河川保全利用委員会委員の取り廻り内容・回数 河川保全利用委員会委員の取り廻り内容・回数 違法行為の是正内容・不法行為面積 8/17/2/1/7の内容・実施箇所数 水辺の整備内容 小体(体質劣化)の整備内容・延長 小体(体質劣化)の整備内容・延長 迷惑行為の是正内容・対策箇所数 ホームレス対応内容・確認数 三川合流部の拠点の整備内容 歴史文化と調和した河川整備内容 水辺を活かしたまちづくりの取組内容 水源地域でジョギング策定とその後の活動内容・回数 ダム周辺の施設整備内容 河川活用促進の取組内容・活用数 堤防・ダム・護岸の履歴診断内容・補修箇所数 ダム機能の維持内容・堆砂量 河川内樹木の伐採内容・伐採箇所 堆砂土砂の除去内容・堆砂量 三ノ木の不法投棄の状況及び処分内容・処理量	A
4.6. 維持管理	4.6.1. 許可工作物の整備・水門等 4.6.2. 河川管理施設 4.6.3. 許可工作物(橋梁・水門等) 4.6.4. 河川区域等の管理	河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施状況 許可工作物の点検整備及び対策についての施設管理者への指導状況 河川区域等の管理状況	河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施状況 許可工作物の点検整備及び対策についての施設管理者への指導状況 河川区域等の管理状況	A

※点検頻度 凡例

A : 基本的に毎年点検

B : 一定の変化、一定の効果が見られた時に点検

V 進捗点検結果

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 1. 人と川とのつながり 4. 1. 2. 日常からの川と人のつながりの構築
点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
1. 施策の概要	
<p>(1) 人と川をつなぐ</p> <p>1) 住民参加推進プログラムの作成、実践</p> <p>川は、地域と共に歩み育んできた特有の歴史・文化を有し、地域にとって貴重な共有の財産であることに鑑み、流域のあらゆる関係者が、流域的視点に立って情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、連携しながら河川整備を進めていく必要がある。</p> <p>その際、川が生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境であることを地域の共通認識として、できるだけ多くの人々に川に関心を持っていただき、川に直接ふれていただき、川のことを自ら考え、行動していただけるよう、住民参加型の取り組みを推進する。</p> <p>そのために、これまでの情報発信、住民参加の取り組みに加え、「川に関心を持ってもらう」、「川にふれてもらう」、「川をともに考える」をキーワードに、「住民参加推進プログラム」を作成し、実践していく。</p> <p>また、科学的知見に基づいた客観的な判断を行うため、河川管理者は学識経験者と連携してデータの収集や共同研究を行う。</p> <p>2) 淀川水系に関わる住民・住民団体(NPO等)との連携</p> <p>河川整備にあたっては、検討段階から住民・住民団体(NPO等)、関連する様々な分野の学識経験者との情報共有を積極的に行う。また、地域固有の情報や河川に関する知識を有している住民・住民団体(NPO等)や学識経験者と連携し、河川に係わる人材育成の支援や環境教育を推進する。</p> <p>その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認するとともに、合意形成を目指して、日常的な信頼関係を築くよう努める。</p> <p>情報共有にあたっては、従来から実施しているインターネットによる情報公開を充実させ、情報検索機能の向上を図るとともに、情報交換ができるような方法について検討して実施する。また、河川整備に関して学識経験者及び住民間における意見交換が行えるような機会を必要に応じて設ける。</p> <p>河川に係わる人材育成の支援や環境教育の推進にあたっては、伝統工法などの技術の保存・伝承についても積極的に取り組む。</p> <p>3) 河川レンジャーの充実</p> <p>河川管理者は、地域固有の情報に精通し、河川に関する基礎的な知識を習得した個人を「河川レンジャー」として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う。当面は、河川にかかる環境学習等の文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導等の活動を試行する。また河川レンジャー自らが住民と行政をつなぐテーマについて、試行も含めて、活動の充実を図る。</p> <p>将来的には、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となることも期待される。</p> <p>河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既存施設である淀川資料館、河川公園サービスセンター、水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶、遊水スイスイ館、中央流域センター、上流域流域センター、木津川出張所管内流域センター等を試行的に活用する。また、自治体とも連携して河川レンジャー活動への支援や広報を行う。</p> <p>4) 子ども達の関わりの促進</p> <p>子ども達と川との関わりを促していくことは、持続的な川と人との関わりを構築していく上で重要である。また、子どもの参加により親や地域の関わりが促される。そこで学校等と調整し、学校教育において川に対する関心を高める工夫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の中で活用できるような環境教育用のプログラムの作成、「危険を知って川に親しむ」ための教育ツールの作成 ・子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施 ・琵琶湖と田んぼを結ぶ連絡協議会での「お魚ふやし隊」への支援 ・川で子ども達が安全に楽しく遊ぶための指導者育成支援 ・淀川検定の実施、淀川博士号の認定、川遊びマニュアルの作成 	

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
1. 施策の概要	
<p>5) 淀川に関する日頃の情報発信</p> <p>多くの人々が河川に関心を持ち、川を訪れるよう、河川に関する情報を様々な手段で発信する取り組みを進めていく。具体的には、河川と関連する流域の歴史や文化に係る素材を掘り起こし、データの蓄積を図り、それらのデータを用いて、地域の情報を携帯電話等で得られるシステムの開発を行う。また、訪れた人々に淀川やその周辺のことを知ってもらうため、ユビキタス型のガイドシステムを整備し、携帯電話のWEBサイトで観光名所や生息する生物等に関する情報提供を行う。</p> <p>さらに、マスメディアを通して河川に係わる身近な情報(工事情報や河川のライブ映像等)をタイムリーに、また定期的に発信できるようにする。その際、情報については、難解なものや専門的な表現は避け、図表等を用いてできる限りわかりやすくする。</p> <p>あわせて、地域住民に対して河川への関心を高めるため啓発活動等を行い、その際は既存の資料館等の活用や住民・住民団体(NPO等)との連携を行う。</p> <p>(2) 川とまち・地域をつなぐ</p> <p>川と人との関係を改善し、地域の共有の財産としてその魅力を高めていくためには、多くの方々が川に関心を持ち、川を訪れることを促す環境の整備が必要である。そこで、次のような施策をハード・ソフトの両面から関係機関と連携して進めていく。</p> <p>1) 小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備</p> <p>歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう、小径(散策路)の整備を継続して実施する。小径(散策路)の計画にあたっては、できるだけ川の両岸に沿うものとする。なお、自転車と歩行者との安全な利用について検討するほか、河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上を図る。</p> <p>また、数十キロに及ぶ長大な河川空間を活かし、変化する水辺の風景を楽しむことや、和歌に詠まれ、古戦場ともなった淀川周辺における史跡、文化財等を巡ることができるように川沿いの市町村と共同で「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」として、川とまち・地域間の小径(散策路)のネットワークを形成する。</p> <p>2) 憩い、安らげる河川の整備</p> <p>川を子どもや高齢者でも安心して利用でき、多くの人々が気軽に集うことができる場として、地元自治体とも連携して、ベンチ、木陰、スロープ及び清潔な水洗トイレ等の整備を実施する。その際、住民団体等が維持管理を行う仕組みづくりや、自治体で行われている地域住民中心の管理制度について検討する。特にトイレについては、快適なものとなるよう、検討の上、整備する。また、歩行者のみならず、サイクリングを楽しむ人々にも役立つよう河川の距離標を見やすくする。</p> <p>河川利用の施設整備にあたっては、バリアフリー化を進める。また、自転車や車椅子等の快適な通行を確保するため、河川敷及び堤防上面のバイク止めについては構造・設置方法について検討して実施する。</p> <p>瀬田川では、水辺のあり方について検討するため、河川管理者、河川利用者や周辺自治会の代表者等で構成される瀬田川水辺協議会の提言「瀬田川のあるべき姿」に基づき、緑の連続性に配慮するなど周辺環境に調和した親水性のある水辺の散策路整備を継続して実施する。(名神高速道路瀬田川橋梁下流～瀬田川洗堰区間)</p> <p>川や湖が持つ自然の変化や、川や湖と人の暮らしとの歴史的なつながりによって形成されてきた淀川水系を特徴づける景観等に配慮し、コンクリート護岸の覆土や堤防の緩傾斜化により川らしい景観を復元するとともに、生物の生息・生育・繁殖環境の再生を図る。</p> <p>3) 三川合流部の整備</p> <p>淀川三川合流域は、壮大な景観や豊かな自然環境に恵まれるとともに、歴史の舞台ともなった交通の要衝である。そこで、桂川、宇治川、木津川の三川合流域の豊かな自然や歴史・風土に根ざした景観、歴史的な文化資源を保全しつつ、京阪神都市圏の住民が、人と自然の関わりを総合的に学ぶ環境学習機能等を備える新しいタイプの地域間の交流拠点を整備し、さらには鉄道・道路・舟運等のネットワークを構築する「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、関係自治体等との協議会で検討して実施する。</p> <p>4) 良好な水辺まちづくり</p> <p>淀川において、川沿いの自治体、関係機関と連携し、高規格堤防の整備にあわせて水辺に良好な都市空間を形成していく。</p> <p>現在整備中の高見、海老江、大庭地区において、早期の完成を目指すとともに、下島、津之江、大宮、淀川左岸線地区などにおいては、早期の事業着手を目指し調整を継続する。</p>	

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「日常からの川と人のつながりの構築」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p>	
<p>人と川をつなぐ</p>	
<p>【観点】<u>「住民参加推進プログラム」の策定状況</u></p>	
<p>【指標】住民参加推進プログラムの検討内容</p>	
<p>【観点】<u>住民・住民団体(NPO等)との連携状況</u></p>	
<p>【指標】河川愛護活動等の実施内容・回数</p>	
<p>【観点】<u>河川レンジャーの進捗状況</u></p>	
<p>【指標】河川レンジャー選任システム・在籍人数</p>	
<p>【指標】河川レンジャーと住民・住民団体との交流内容・回数</p>	
<p>【観点】<u>子ども達の関わりを促進する取り組みの実施状況</u></p>	
<p>【指標】環境教育等の実施内容・回数</p>	
<p>【観点】<u>情報公開の状況</u></p>	
<p>【指標】情報公開の内容・件数</p>	
<p>【観点】<u>情報発信方法の検証</u></p>	
<p>【指標】HP、携帯サイトの内容・利用件数</p>	
<p>【指標】HP、携帯サイトにおける新着情報の内容・アップ数</p>	
<p>【観点】<u>情報公開・発信に関する職員の意識向上</u></p>	
<p>【指標】研修等の内容・開催数</p>	
<p>【観点】<u>意見聴取手法の開発に向けた取り組み</u></p>	
<p>【指標】住民、住民団体との交流内容・回数</p>	
<p>川とまち・地域をつなぐ</p>	
<p>【観点】<u>小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備状況</u></p>	
<p>【指標】小径(散策路)の整備内容・延長</p>	
<p>【観点】<u>憩い、安らげる河川を目指した河川事業の実施状況</u></p>	
<p>【指標】バリアフリー化の内容・実施箇所数</p>	
<p>【指標】河川を安心して利用できる整備内容・箇所数</p>	
<p>【観点】<u>三川合流部の整備状況</u></p>	
<p>【指標】三川合流部交流拠点の整備内容</p>	
<p>【観点】<u>良好な水辺まちづくりに資する河川事業の実施状況</u></p>	
<p>【指標】高規格堤防の整備内容・延長</p>	

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】「住民参加推進プログラム」の策定状況		
「指標」住民参加推進プログラムの検討内容		
<p>(これまでの取組内容) 各事務所において人との繋がりを構築するため、住民参加推進プログラムを策定、検討してきた。</p> <p>(平成25年度の取組) 平成25年度は、淀川河川事務所管内では、平成21年度に策定した淀川住民参加推進プログラムに基づき、河川レンジャーによる意見交換会を含むワークショップの開催や現地見学会を実施した。</p> <p>琵琶湖河川事務所管内では、住民団体主催イベントで事務所事業(洗堰操作)の情報発信を実施した。</p> <p>木津川上流河川事務所管内では、河川レンジャー活動を通じて、住民参加による水生生物調査、水防技術講習会及び河川の現況を知って貰う活動等を実施した。</p> <p>猪名川河川事務所管内では、河川レンジャー活動を通じて、水質一斉調査や猪名川水環境パネル展、意見交換会、外来植物の駆除活動を実施した。</p>	<p>各事務所管内で住民参加推進プログラムに基づき、河川レンジャー活動を起点とし、人と川とをつなげる活動を推進している。</p> <p>引き続き、住民と行政の相互理解を深め、効率的な河川管理を進める対策として推進していく。</p>	
5. 参考資料		
【住民参加推進プログラムに基づく活動事例】		
【淀川河川事務所】		
<p>桂川本川および流入する支川等において、淀川河川事務所、沿川自治体と河川レンジャーが連携・協働し、小学校児童を対象とした「環境学習会」を平成17年度から、「防災学習会」を平成24年度から実施している。平成25年度には、小学校からの要請に応じて、環境学習では主に現地体験型の活動を実施。生物観察を通じ河川の生態系など環境について学んだ。防災学習では、水害発生時の心得と避難の重要性を講義と水害体験施設による体験で学んだ。平成25年度の実施回数は11回、参加者は延べ1,015名。</p>		
<p>現地での環境学習(植物・野鳥)</p> 	<p>水害の講義(避難の重要性)</p> 	<p>水害発生時の避難体験(水中歩行)</p> 
<p>淀川河川レンジャーホームページ http://www.river-ranger.jp/index.php</p>		
【琵琶湖河川事務所】		
<p>琵琶湖河川事務所では、住民主催イベント(第6回水辺の匠おもしろ体験ステージ)と協働で、瀬田川の説明や、瀬田川洗堰操作室見学会などの事務所事業の広報を行った。瀬田川洗堰操作室見学は2回実施し、子どもを含め65名の参加があり、洗堰について関心をもってもらった。</p>	<p>琵琶湖・瀬田川の説明</p> 	<p>瀬田川洗堰操作室見学</p> 
<p>琵琶湖河川レンジャーホームページ http://www.water-station.jp/ranger/</p>		

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
---------	------------------

5. 参考資料

【木津川上流河川事務所】

木津川上流河川事務所では、平成25年8月に河川レンジャーによるカヌー・川下り体験を催し、ライフジャケット着用方法を学び、着衣を付けた状態で水中に入った場合の身動きや感覚を経験して貰った。併せて親子で簡易水生生物調査を実施し、河川水辺の環境保全について身近に感じて貰うきっかけとなった。このイベントでは126人(うち子供68人)の参加者があり、参加者から「思ったより多くの魚を見つけた。」「また参加したい。」などの意見をいただいた。

カヌー体験の様子



水生生物調査の様子



川下りの様子



木津川上流河川レンジャー活動報告

<http://www.kkr.mlit.go.jp/kizuijo/outline/inhabitant/ranger/report.html>

【猪名川河川事務所】

猪名川における外来植物の状況などを小学生の子供たちを対象に説明し、猪名川の外来種対策の必要性などを啓発することを目的として、河川敷公園などを利用する少年野球チームを対象に、猪名川の外来植物について実物を用いた説明や、外来植物対策の必要性などについての説明を行うとともに、外来植物の除去活動(伐根作業)を実践し、指導などが行われた。



河川レンジャーによる外来植物の説明

猪名川河川レンジャーの活動報告

<http://iranger.web.fc2.com/report/vol37.html>



外来植物の除去活動の指導

<p>点 検 項 目</p>	<p>日常からの川と人のつながりの構築</p>
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>
<p>【観点】住民・住民団体(NPO等)との連携状況</p>	
<p>「指標」河川愛護活動等の実施内容・回数</p>	
<p>(これまでの取組内容) 住民・住民団体(NPO等)との連携した河川愛護活動を以下のとおり実施してきた。 ・平成19年度は、72回実施した。 ・平成20年度は、91回実施した。 ・平成21年度は、104回実施した。 ・平成22年度は、108回実施した。 ・平成23年度は、138回実施した。 ・平成24年度は、130回実施した。</p> <p>(平成25年度取組) 平成25年度は、流域全体で140回の河川愛護活動等を実施した。</p>  <p>平成25年度の代表事例を以下に示す。</p> <p>淀川河川事務所管内では、淀川わんどクリーン大作戦、嵐山地区水草除去、イタセンパラ保全活動、桂川クリーン大作戦、淀川わいわいガヤガヤ祭、LOVE遊淀川上流クリーン作戦、河原の野鳥観察等を行った。</p> <p>琵琶湖河川事務所管内では、淀川ダム統合管理事務所と連携して瀬田川クリーン作戦を行った。</p> <p>木津川上流河川事務所管内では、NPO、三重県及び名張市等と名張クリーン大作戦を実施し、全体で4,712人によるゴミ収集を実施した。</p> <p>猪名川河川事務所管内では、流域の24箇所で「猪名川クリーン作戦」、尼崎市等が主催の猪名川・藻川を清掃対象としている「園田地区わがまちクリーン運動」に猪名川河川事務所として職員が参加した。</p> <p>淀川ダム統合管理事務所管内では、天ヶ瀬ダムを紹介することを目的として、宇治観光ボランティアクラブとの協働で、「天ヶ瀬ダム・天ヶ瀬発電所見学ハイク」(6月7月)を実施した。また、11月に宇治市歴史資料館において、パネル展示展「天ヶ瀬ダムってなに？」を実施した。</p> <p>日吉ダムでは、水源地域ビジョン連絡会の連携活動の取り組みとして、集中取組期間(9月～11月)を設けて関係機関によるダム周辺地域の統一清掃(12月)を実施したほか、桂川クリーン大作戦(2月)を実施した。</p>	<p>住民・住民団体(NPO等)との連携としては、河川愛護活動等の実施回数が増加傾向にあるため、河川愛護活動等を通じて情報共有が積極的に行われている。</p> <p>今後、さらに連携を強化する取り組みを行っていくとともに、河川に係わる人材育成の支援や環境教育を推進する。</p>

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
---------	------------------

5. 参考資料

【河川愛護活動等の実施事例】

【淀川河川事務所】

淀川河川事務所管内では、「桂川クリーン大作戦」を河川レンジャーが中心となり、平成19年度より実施しており、平成25年度で7回目を開催した。回数を重ねるごとに活動範囲や参加団体、後援団体等が増加しており、平成25年度も平成23年度から3年連続で3,000名を超える参加があった。

実施年	第1回 平成19年度	第2回 平成20年度	第3回 平成21年度	第4回 平成22年度	第5回 平成23年度	第6回 平成24年度	第7回 平成25年度
参加者数	450人	1500人	2800人	2934人	3300人	3400人	3400人
参加団体数	26	64	102	149	160	213	213
ゴミ回収量 (3tトラック換算)	—	—	121t (40台)	76t (26台)	72t (24台)	82t (28台)	127t (43台)
清掃実施区域	嵐山～ 大山崎	嵐山～ 大山崎	嵐山～ 大山崎	八木～ 大山崎	南丹市～ 大山崎	南丹市～ 大山崎	南丹市～ 八幡市

桂川 桂橋右岸



淀川河川レンジャーホームページ <http://www.river-ranger.jp/index.php>

【琵琶湖河川事務所】

琵琶湖河川事務所では、淀川ダム統合管理事務所と連携して地域住民、NPO法人、漁業協同組合等各種団体が参加して、「瀬田川クリーン作戦」を平成19年度より毎年1回実施しており、回数を重ねるごとに参加者、参加団体とも増加しており、平成25年度は376名、17団体が参加した。



瀬田川水辺協議会 <http://www.biwakokasen.go.jp/setagawamizube/index.html>

【木津川上流河川事務所】

木津川河川事務所管内では、地元NPOや国交省、三重県などで作る実行委員会が主催し、平成25年6月2日に名張市内全域において名張川クリーン作戦を行った。名張市民4,712人が参加し、合計5,690キロ以上のゴミを回収した。



【猪名川河川事務所】

猪名川河川事務所管内では、平成25年度に猪名川流域の24箇所で一斉に清掃活動を行う「第11回猪名川クリーン作戦」が開催した。当日は、開催時刻まで小雨が降っていたが、猪名川流域の内外から1,100名を超える参加が集まり、水辺のゴミを拾集した。



北田原東口バス停



清和台東清和苑下

猪名川クリーン作戦の活動報告 <http://iranger.web.fc2.com/report/vol38.html>

点 検 項 目 | 日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

【河川愛護活動等の実施事例】

【日吉ダム】

日吉ダムでは、水源地域ビジョン連絡会の連携活動の取り組みとして、集中取組期間(9月～11月)を設けて関係機関によるダム周辺地域の統一清掃(12月)を実施したほか、桂川クリーン大作戦(2月)を実施した。清掃には日吉ダム管理所職員12名が参加し、2tトラック3台分の不法投棄によるゴミを回収した。



不法投棄されたゴミを回収する様子

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
----------------	-------------------------

3. 進捗状況	4. 点検結果
----------------	----------------

【観点】河川レンジャーの進捗状況

「指標」河川レンジャー選任システム・在籍人数

(これまでの取組内容)

河川レンジャーの選任については、各事務所とも概ね以下の流れにより選任し、任命している。

- ① HP等により、広く一般から公募する。
- ② 選任は、河川レンジャー代表者会議等の機関が、審査要領等に基づいて、公平な審査のもと実施する。
- ③ 選任されたレンジャー予定者は、河川レンジャー運営会議より任命される。

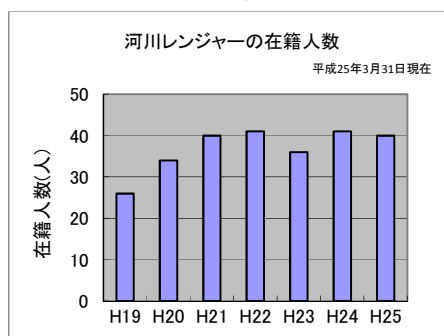
河川レンジャーの選任状況は、以下のとおりである。

- ・平成19年度は、26名を選任した。
- ・平成20年度は、34名を選任した。
- ・平成21年度は、40名を選任した。
- ・平成22年度は、41名を選任した。
- ・平成23年度は、36名を選任した。
- ・平成24年度は、41名を選任した。

(平成25年度の取組)

河川レンジャーの充実を示す指標として、平成19年度～平成25年度における河川レンジャーの在籍人数を以下に示す。

平成25年度の河川レンジャーの在籍人数は、流域全体で40人となっている。



以下具体的な運営状況を示す。

【河川レンジャー代表者会議・運営会議】

(淀川河川事務所)

学識経験者や地元見識者、自治体、河川管理者等で構成された中立の立場の「代表者会議」では河川レンジャーの仕組みづくり及び基準づくり、河川レンジャーの審査、「運営会議」においては、河川レンジャーの活動計画、活動報告、及び今後の展開計画(案)の審議並びに河川レンジャーの任命・再任などを行っている。

平成25年度は、河川レンジャー代表者会議において「淀川管内河川レンジャー(試行)運営要領」の改正を審議・決定を行った。特に、大学生等若い世代が若干名でのグループ単位で活動を行う「グループ河川レンジャー制度(Gレンジャー)」を、正式に河川レンジャーとして位置づけた。河川レンジャーは、新たに4名の推薦者を決定。Gレンジャーは、2団体を任命した。河川レンジャー運営会議では、推薦された4名の河川レンジャーの任命と、試行期間を経た7名の再任、1期目の任期を満了した3名の再任の審議を行い任命した。

河川レンジャー在籍人数は、再任・退任等があった平成24年度の41名に対し平成25年度は40人となっている。必要人数としては、満足している事務所もあるが、河川レンジャーの規模については、対応分野や活動範囲における適正人数を踏まえ、今後検討が必要である。河川レンジャーの選任については代表者会議等第三者機関による選任を行い、公平な審査のもと実施しているため、選任システムについては定着しつつある。

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
<p>3. 進捗状況</p> <p>【河川レンジャー制度運営委員会】 (琵琶湖河川事務所) 河川レンジャーの育成、運営、支援についての具体的な議論・検討を進めていくために設置された委員会(学識委員3名、公募により任命された住民委員3名、河川管理者2名)を5回開催した。この委員会においては、河川レンジャーの中立性を確保するために、任命も行っている。 平成25年度は、既存河川レンジャー4名の再任の妥当性の確認が行われた。</p> <p>【木津川上流管内河川レンジャー会議】 (木津川上流河川事務所) 有識者や自治体等で構成する「河川レンジャー懇談会」では、運営要領の審議や河川レンジャー活動のあり方について幅広い議論を行っており、河川レンジャー、自治体等で構成される「河川レンジャー会議」では、年間活動計画の決定や活動報告を行っている。併せて新規河川レンジャーの任命・既存河川レンジャーの再任の審査については、有識者、自治体等で構成する「河川レンジャー推薦委員会」で行っている。 平成25年度は1回開催し、河川レンジャー3名の再任について妥当性の確認が行われた。</p> <p>【猪名川河川レンジャー運営検討委員会】 (猪名川河川事務所) 学識経験者や自治体、河川管理者等で構成され、河川レンジャー、レンジャー協力員及び事務局からの報告及び提案を受けた事項について討議を行い、河川レンジャー及びレンジャー協力員のより良い活動に向けて、支援のための方策、河川レンジャー等のあり方、役割、今後の制度のあり方について協議や意見交換を行っている。 猪名川の河川レンジャー活動は流域団体との関わりが強く、流域団体の人しか務まらない特異性を踏まえ、一般公募ではなく、多くの流域団体が参加する流域意見交換会等(主催:河川レンジャー)のメンバーから募集を行い、4名の方が集まっている。また、平成23年度以降は、河川レンジャーの継続・発展に向け、河川レンジャーを様々な形でサポートする「レンジャー協力員」という形態で募集を行い、現在3名の方が集まっている。 平成25年度の運営検討委員会はH26.3に1回開催し、今後の活動内容等について意見交換が行われた。</p>	<p>4. 点検結果</p>

点 検 項 目 日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

【河川レンジャー選任システムの紹介】
【淀川河川事務所】



淀川河川事務所管内では、淀川河川事務所の管轄範囲を中心として活動する河川レンジャーになるには、淀川流域に在住または通勤・通学する満18歳以上の男女を対象に実施される淀川発見講座およびレンジャー養成講座を受講し、修了した上で、プレゼンテーション審査を受けることが必要となっている。

プレゼンテーション審査において、代表者会議から推薦を受けた者が、各出張所管内運営会議より河川レンジャーに任命されることとなっている。

淀川河川レンジャーホームページ

<http://www.river-ranger.jp/become/become.html>

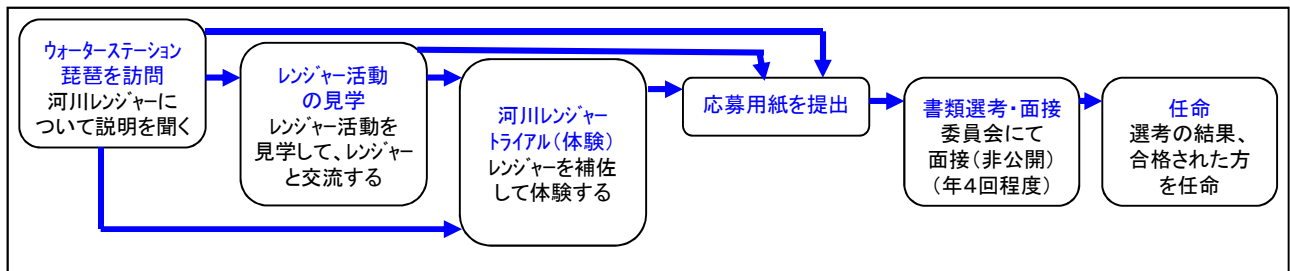
【琵琶湖河川事務所】

琵琶湖河川事務所では、河川レンジャーの「応募用紙の提出」までに、河川レンジャー活動について理解を一層深めてもらうための過程(段階)を選ぶことができるようにしており、平成24年度から募集時期を年1回から通年募集に変更した。



琵琶湖河川レンジャー制度運営委員会実施状況

<http://www.water-station.jp/ranger/articlelist2.php>



点検項目

日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

【木津川上流河川事務所】

木津川上流管内河川レンジャー募集!
河川レンジャーになって、川で活動していただける方を支援します!!

平成25年 **10月29日(火)**まで

応募先: 国土交通省木津川上流河川事務所ホームページ「応募者」より応募下さい。(詳しくは裏面へ)
<http://www.kkr.mlit.go.jp/kizujyo/>

木津川上流管内河川レンジャー事務局
事務所: 一般社団法人環境緑地協会 名張支所内
〒118-0011 千葉県名張市 2990-26 名張不動産ビル3階
TEL: 0595-62-0476 (平日 AM10:00~PM5:00) FAX: 0595-62-0477

問い合わせ先
国土交通省 木津川上流河川事務所
TEL: 0595-63-1611 (直通)

木津川上流管内河川レンジャー 募集要領

応募資格
河川レンジャーとして木津川上流域で活動していただける18歳以上の方(25.4) 現在)で、
①地域密着の指導や研修に興味や関心がある方
②木津川上流管内レンジャーになれるよう自信を持って、自己研鑽や研修を惜しまない方
③自然環境の平等無差別の活動に貢献する行為を行っていない方
④自身もまた木津川上流管内レンジャーとして活動できる方
⑤木津川上流管内河川レンジャー選考要領(別紙)を遵守できる方

応募方法
国土交通省木津川上流河川事務所ホームページに掲載しております「木津川上流管内河川レンジャー応募書」に必要事項をご記入の上、事務局長まで郵送または FAX にて応募して下さい。(http://www.kkr.mlit.go.jp/kizujyo/)

応募締切日
平成25年10月29日(火)まで

応募人数
数名

活動内容
河川レンジャーは、自然のふれあいや関心を持つような活動を行うことを原則としており、主な活動内容は以下のとおりです。
● 主な活動内容は(原則) 『水防・防災学習』『啓蒙活動』『啓蒙・樹立、文化学習』『川下り・カーサ体験』『子ども体験』『高学年体験』『環境体験』『青少年自然観察』『環境体験会』等
● 活動期間 平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
● 活動範囲 木津川上流域
※活動の実態にあたっては、ご自身で活動内容を計画していただき、内容並びによる承認を受けていただきます。

実施内容
実施した活動に対して、日当、交通費、備品購入費等、活動経費の一部を支援します。

応募方法
各自応募される推薦委員会において、河川レンジャーとして行いたい活動内容を(プレゼンテーション)していただき、委員による審査により選考します。
※河川レンジャーとしての活動内容は事前に事務局へお問合せ下さい。
※推薦委員の選定は、応募された方の中から選出いたします。
※推薦委員は、年1回に更新いたします。(平成25年12月現在)

その他
推薦委員会による選考の結果、河川レンジャーに任命された方は、以下の「河川レンジャー誓約書」を受理していただきます。
【平成25年度 河川レンジャー誓約書】
【募集期間】平成25年2月中旬(随時受付、半日程度)
【募集場所】伊賀市小田町2-42 上野原ふれあいセンター(国土交通省 木津川上流河川事務所伊賀上野原出張所内)※推薦の場、申込は電話にてお願いします。
<http://ranger.web.fc2.com/>
【募集日】10月29日(火)

木津川上流河川事務所では、木津川上流域を中心に活動して頂ける方を公募しています。予備審査と河川レンジャー推薦委員会での審査により最終的に被推薦者に選出された方が河川レンジャーに任命されることになっています。

木津川上流河川レンジャーホームページ
<http://www.kkr.mlit.go.jp/kizujyo/outline/inhabitant/ranger/index.html>

【猪名川河川事務所】

猪名川管内では、河川レンジャー及び関係自治体から推薦された候補者に事務局が実施する「研修」を受講していただき、その後、面接を行って被推薦者を選出し、最終的に猪名川河川事務所長が任命・委嘱を行っている。事務局は、任命された河川レンジャーについて、運営検討委員会及び活動推進検討委員会に報告を行っている。

猪名川河川レンジャーホームページ
<http://iranger.web.fc2.com/>

猪名川河川レンジャー 協力員の募集

● **河川レンジャー協力員の活動イメージ**
河川レンジャーは、自然環境が豊かなく、自然の恵みを受けたい活動もしています。
河川レンジャーの活動イメージとして、子ども達が自然環境の保全と自然環境の発展を促進しています。
河川が豊かになれば、自然環境も豊かになります。河川が豊かになれば、自然環境も豊かになります。河川が豊かになれば、自然環境も豊かになります。

● **応募資格**
猪名川管内に在住する18歳以上の住民で、自然環境の保全と自然環境の発展に関心のある方。
河川レンジャー協力員の活動イメージとして、子ども達が自然環境の保全と自然環境の発展を促進しています。

● **以下の方に特におすすめです**
● 猪名川管内に在住する方
● 自然環境の保全に関心がある方
● 自然環境の発展に関心がある方
● 自然環境の保全と自然環境の発展に関心がある方

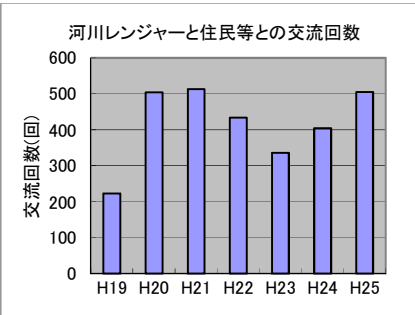
● **活動内容**
河川が豊かになれば、自然環境も豊かになります。河川が豊かになれば、自然環境も豊かになります。河川が豊かになれば、自然環境も豊かになります。

● **募集方法**
河川が豊かになれば、自然環境も豊かになります。河川が豊かになれば、自然環境も豊かになります。河川が豊かになれば、自然環境も豊かになります。

私たち『猪名川河川レンジャー』と一緒に活動しませんか?

猪名川管内では、自然環境が豊かなく、自然環境を受けたい活動もしています。河川が豊かになれば、自然環境も豊かになります。河川が豊かになれば、自然環境も豊かになります。河川が豊かになれば、自然環境も豊かになります。

河川が豊かになれば、自然環境も豊かになります。河川が豊かになれば、自然環境も豊かになります。河川が豊かになれば、自然環境も豊かになります。

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】河川レンジャーの進捗状況	
「指標」河川レンジャーと住民・住民団体との交流内容・回数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>河川レンジャーが主体となって、交流会、現地案内及び出前講座等を行うことにより、住民・住民団体との交流を図っている。</p> <p>河川レンジャーの充実を示す指標として、平成19年度～平成25年度における河川レンジャーと住民・住民団体との交流活動の回数を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、223回実施した。 ・平成20年度は、504回実施した。 ・平成21年度は、513回実施した。 ・平成22年度は、434回実施した。 ・平成23年度は、336回実施した。 ・平成24年度は、404回実施した。 <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は、河川レンジャーと住民・住民団体との交流活動を流域全体で505回実施した。</p>  <p>平成25年度の代表事例を以下に示す。</p> <p>淀川河川事務所管内では、河川レンジャーと協働で、わがまち防災スクール、桂川クリーン作戦、ツバメのねぐら入り観察会、水質調査出前授業など沿川全域でさまざまな分野の活動を行った。</p> <p>「桂川クリーン大作戦」は平成19年度より実施されており、本年度で7回目の開催となった。回数を重ねるごとに参加団体、後援団体等が増加しており、それに伴い実施エリアの拡大も進めている。平成25年度参加者は3,400名。</p> <p>「マイ・リバー・ウォーク」は、平成18年度より実施。河川レンジャーが地域住民との橋渡し役となり、桂川下流域の自治会を対象に活動。川まち歩きで桂川の環境・防災などの現状と町のつながりを学び、その後のワークショップで課題を見いだし、これからの桂川の川づくりに向けて住民相互の理解を深め、交流する機会を設けている。参加者は19名。</p> <p>「桂川の環境を知ろう」は、平成25年度より実施。ヒメボタルの生息環境を通じ桂川の環境を学ぶと共に、淀川河川公園基本計画や河川整備計画、それに基づく桂川改修についても解説し、地域への発信・理解の輪拡大を進めている。参加者は22名。</p>	<p>河川レンジャーは、防災意識啓発、自然観察会、河川関連施設の見学会等、多種多様な活動を行っており、河川レンジャーと住民・住民団体との交流回数は平成24年度は404回であったが、平成25年度は505回であった。河川レンジャーの在籍人数に比例して活動回数も増加しているため、『川と人(住民)、人(住民)と人(行政)を結ぶコーディネーター(橋渡し役)』としての役割を担っていると考えられる。</p> <p>今後、さらに交流の機会を増やす取り組みを行っていくため、河川レンジャーの在籍人数を検討していくとともに、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、河川レンジャーが住民と河川管理者の橋渡し役となるよう活動を支援する。</p>

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
<p>3. 進捗状況</p> <p>琵琶湖河川事務所管内では、河川レンジャーと協働で、子育て世代に川や湖、防災などに関心をもってもらえる場を試行的に企画・実施した。また、河川レンジャーが主体となって瀬田川一斉清掃参加者からの意見をとりまとめ、自治会や利用者で構成された実行委員会で情報共有を図り、一斉清掃の参加者の拡大方法やより効果的な河川愛護の活動方法について意見交換を行った。</p> <p>木津川上流河川事務所管内では、ホタル鑑賞会での自然環境再生に向けた取組み紹介・簡易水生生物調査・水防技術講習会等を通じ、住民に対して河川環境保全意識や防災に関する知識の向上に努めた。</p> <p>猪名川河川事務所管内では、猪名川流域全24箇所において、同日に一斉に清掃活動「猪名川クリーン作戦」を実施した。当日は約1,100人の参加者があった。収集したゴミは、後日、自治体や河川管理者が回収した。</p> <p>河川レンジャーの役割としては、清掃活動への参加と共に、参加団体との連絡調整や自治体・河川管理者とのゴミ収集に関する調整、河川管理者への道具提供依頼といった行政と住民間のコーディネートを担った。</p>	<p>4. 点検結果</p>

点検項目 日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

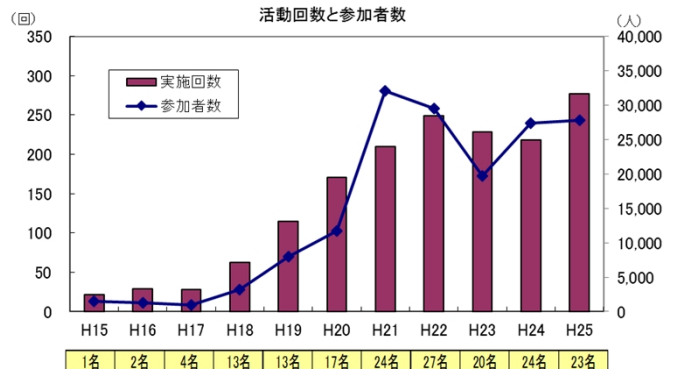
【河川レンジャーの活動事例】

【淀川河川事務所】

淀川河川事務所管内では、各出張所管内毎に河川レンジャーを配置し、沿川全域で活動を行っており、平成15年度から平成25年度にかけてのべ約16万人の人々に淀川の魅力等を伝えてきた。

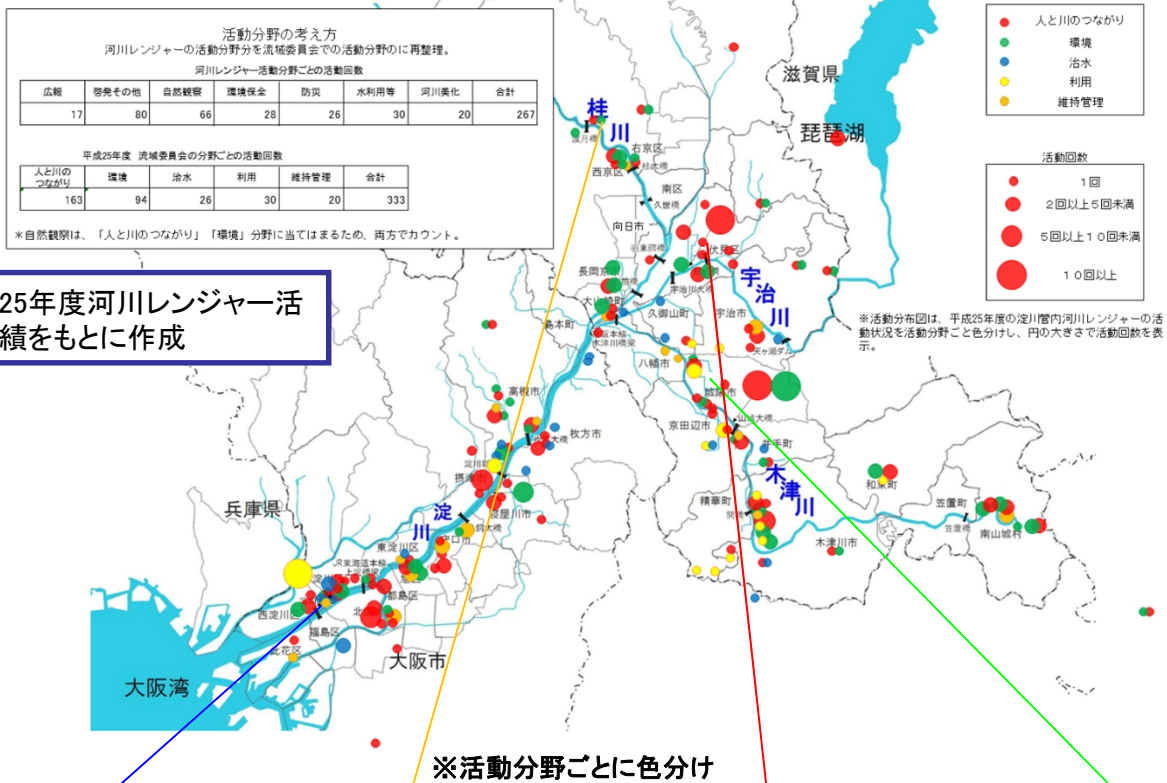
淀川河川レンジャーホームページ

<http://www.river-ranger.jp/index.php>



淀川河川事務所管内の河川レンジャー人数

平成25年度 淀川管内河川レンジャー活動分布図



平成25年度河川レンジャー活動実績をもとに作成

※活動分野ごとに色分け

<p>わがまち防災スクール(淀川)</p> <p>地位に防災リーダーを育てようとスタートした活動です。淀川区の中学校を対象とし、水防工法の体験学習や、災害に対する危機意識の啓発を行います。</p> <p>■参加のべ人数：927名(4回開催)</p>	<p>桂川クリーン大作戦(桂川)</p> <p>桂川の渡月橋から三川合流付近までの区域で、桂川上流から下流、支川や本川にいたる多くの住民や団体に参加を呼びかけ、身近な川を美しくする一斉清掃活動を行っています。</p> <p>■参加人数：3400名(1回開催)</p>	<p>ツバメのねぐら入り観察会(宇治川)</p> <p>宇治川の素晴らしい自然を知ってもらうため、ツバメのねぐら入り観察会を行い、身近な川にも様々な生き物が暮らしていることを知ってもらい、その環境を守っていくことの大切さを伝えます。</p> <p>■参加のべ人数：115名(3回開催)</p>	<p>水質調査出前授業(木津川)</p> <p>小学校や自治体、地域が開催する学習会などに出向き、児童と水質調査体験を実施しました。汚染の実態を学び、汚染原因を共に考えることで、自然の残る河川を取り戻すにはどのようなことが必要かを共に考えます。</p> <p>■参加のべ人数：924名(9回開催)</p>
---	--	---	---

点検項目

日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

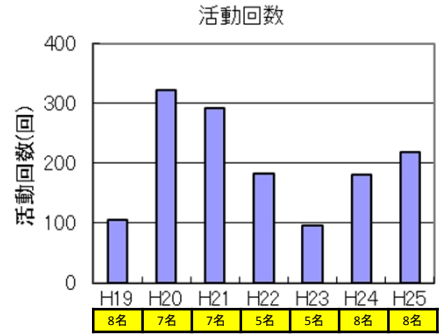
【琵琶湖河川事務所】

琵琶湖河川レンジャーは、各レンジャーのテーマに応じた場所で、情報収集や住民や行政へのヒアリング、イベント実施、コーディネートなど様々な活動を行っています。

住民主体による水辺の環境保全のしくみづくり



河川管理者、NPO主催のイベントの企画段階から協力し、イベントを通じて住民と行政のつなぐ役割を担った。



市民協同による野洲川ヨシ帯再生モニタリング体制づくりの支援



ヨシ帯の整備終了後もモニタリングを継続しているような体制づくりのため、河川管理者、大学、中学校の意見交換の場を運営。

河川レンジャー主な活動箇所

琵琶湖河川レンジャーホームページ
<http://www.water-station.jp/ranger/>

旧洗堰の保存と利活用の場における河川事業の情報提供



旧洗堰の利活用をするための場を設け、河川を利用している人からの意見聴取や河川事業の情報提供を行った。自主的にその場を利用したいという住民の方の声があり、イベントを開催した。

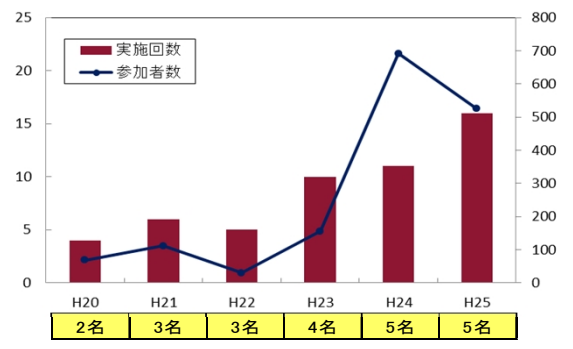
瀬田川一斉清掃での意見聴取状況



全参加者を対象に清掃のことや瀬田川のことをカードに記入してもらった。その中から課題を抽出し、参加者を対象に瀬田川の清掃活動に関する意見聴取を実施。

【木津川上流河川事務所】

木津川上流河川事務所管内では、河川レンジャーが沿川全域で活動を行っており、平成20年度から平成25年度にかけてのべ約1.5千人の人々に木津川の魅力等を伝えてきた。



木津川上流管内河川レンジャー平成25年度の主な活動

- 名張川ホテル再生(鑑賞会)
- 名張川ホテル再生(幼虫放流体験)
- 名張川自然観察ウォーキング
- 遊んで学ぼう 水のはたらき ~ペットボトルで水の力について実験してみよう
- 名張川水生生物調査&食文化学習
- 川下り・カヌー体験
- 木津川源流探検 & シャワーライミング体験
- 水防技術講習会(総合防災訓練)
- 水防技術講習会(市民ふくし大学講座)
- 久米川・木津川クリーンウォーキング
- 名張川源流探検登山
- 赤目小学校防災学習会

木津川上流河川レンジャーホームページ
<http://www.kkr.mlit.go.jp/kizujyo/outline/inhabitant/ranger/index.html>

点 検 項 目 日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

【猪名川河川事務所】

猪名川河川事務所管内では、河川レンジャーが沿川全域で活動を行っており、平成17年度から平成25年度にかけてのべ約2.8万人の人々に猪名川の魅力等を伝えてきた。

出前講座(外来種対策他)

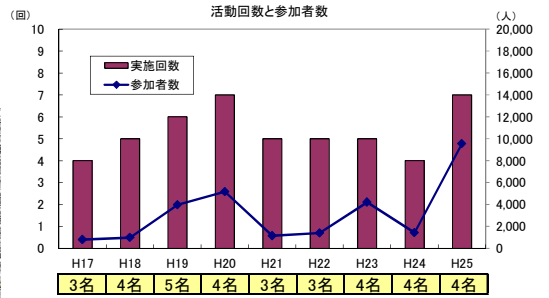
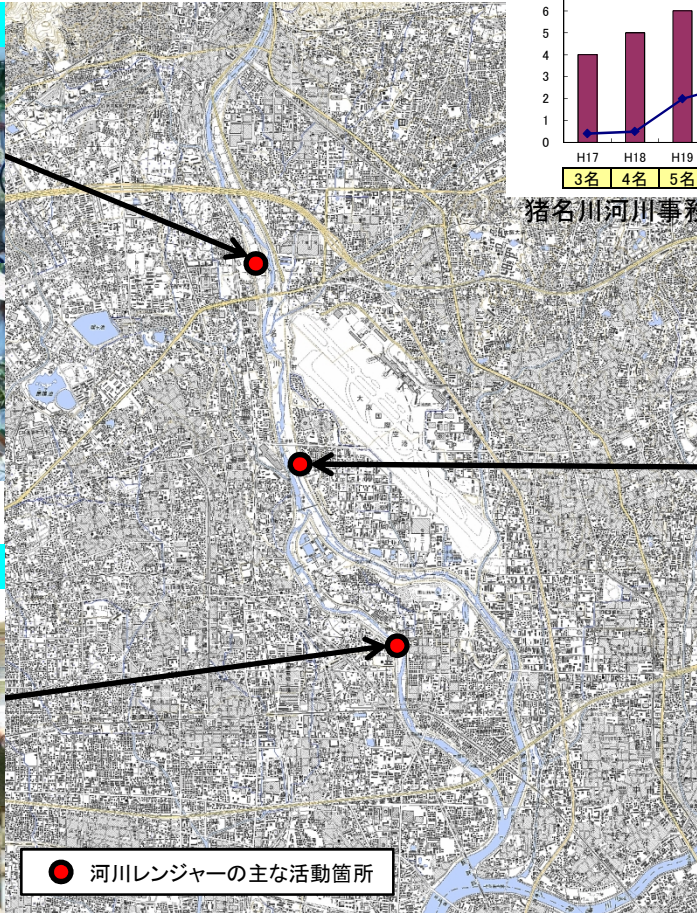


平成25年6月16日実施
東久代公園(猪名川河川敷公園)

第10回水辺まつり



平成25年9月22日実施
藻川 中園橋周辺



猪名川河川事務所管内の河川レンジャー人数

水質一斉調査



平成25年10月21日実施
伊丹市立神津小学校及び桑津橋周辺

猪名川河川レンジャーホームページ
<http://iranger.web.fc2.com/>

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築																
3. 進捗状況	4. 点検結果																
【観点】子ども達の関わりを促進する取り組みの実施状況																	
「指標」環境教育等の実施内容・回数																	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>子ども達の関わりを促進を示す指標として、平成19年度～平成25年度における出前講座や小学生等への現地案内による環境教育等を以下のとおり実施してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、79回実施した。 ・平成20年度は、94回実施した。 ・平成21年度は、116回実施した。 ・平成22年度は、107回実施した。 ・平成23年度は、91回実施した。 ・平成24年度は、91回実施した。 <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は、流域全体で84回の環境教育等を実施した。</p> <div data-bbox="236 831 689 1167" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>環境教育等の実施回数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施回数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>平成25年度の代表事例を以下に示す。</p> <p>淀川河川事務所管内では、流域の小学校等に対し出前講座を実施した。出前講座では、淀川のワンドの成り立ちや河口付近の干潟の説明、ワンドに住む生物の紹介、外来種の増加と在来種の減少、天然記念物の保護活動などを講演し、自然環境の保護について啓発を行った。また、「河川を通じた人づくり・地域ネットワークづくり」を活動のテーマとして地域の子供達を対象にジュニア河川レンジャーとして、未来の河川レンジャーを育てる取組も実施した。</p> <p>桂川沿いの出前講座の事例としては、桂川嵐山地区で水草除去作業を行っている中学生を対象に、嵐山で課題となっているオオカナダモなどの外来種の繁茂の状況について説明し、除去作業の重要性を認識してもらう取組を実施した。</p> <p>琵琶湖河川事務所管内では、小・中学校を対象に出前講座を実施した。琵琶湖・淀川水系の治水・利水・環境の概要を説明し、琵琶湖の環境について理解を深めてもらった。</p> <p>木津川上流事務所管内では、流域の小学校に対し出前講座を実施した。河川環境についての講話の後に、伊賀市立三田小学校では浅子川での「パックテスト(簡易水質試験)」を、福住小学校では布目川での「パックテスト(簡易水質試験)」、「水生生物調査」を行い、河川環境について啓発活動を実施した。</p> <p>また、河川レンジャー活動において、7月11日に三重県名張市立赤目小学校の4年生対象の郷土学習に講師として出席し、ホテルの生態学習を通じて自然環境の保全をより身近に考えて貰うきっかけを提供した。</p>	年度	実施回数(回)	H19	79	H20	94	H21	116	H22	107	H23	91	H24	91	H25	84	<p>自然観察会や出前講座、レンジャー活動、小学校、中学校の総合学習への協力を継続的に実施し、実施回数は平成24年度に91回、平成25年度も84回となっている。なお、日頃川へ近づく機会が減少している子ども達に対し、川への関心を持ってもらう良いきっかけにしたいという協力要請が多い。</p> <p>今後も継続して子ども達との関わりを持つ取り組みを実施し、次世代を担う子ども達が、川に対する関心を高めることができる工夫を行うことにより、持続的な川と人とのつながりや地域とのつながりの構築につなげていく。</p>
年度	実施回数(回)																
H19	79																
H20	94																
H21	116																
H22	107																
H23	91																
H24	91																
H25	84																

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
<p>3. 進捗状況</p> <p>猪名川河川事務所管内では、流域内の小学生を対象とした水生生物調査(7月)及び水質調査(10月)を実施し、猪名川流域の自然環境、水質について説明を行い、自然環境について啓発活動を実施した。</p> <p>淀川ダム統合管理事務所では、平成18年度より、宇治市内の中学生による天ヶ瀬ダムの職場体験学習を通し、ダムの管理を体験してもらった。</p> <p>また、平成23年度より、大津市大石地区において小学生を対象とした水生生物調査(毎年7月)及び、自然観察会(毎年5・10月)を、地元・学校(PTA)・NPO等との協働で実施した。</p> <p>一庫ダムでは、小学校6校から延べ445人の社会科見学を受け入れ、一庫ダムの治水・利水・環境の概要を説明し、堤体内を見学してもらうことで、ダムの役割等について理解を深めてもらう取組を実施した。</p> <p>日吉ダムでは、小学校8校から延べ約600人の施設見学を受け入れ、日吉ダムの役割や管理の内容について説明し、理解を深めてもらう取組を実施した。</p>	<p>4. 点検結果</p>

点 検 項 目 日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

【子供たちの学習事例】
【淀川河川事務所】

淀川河川事務所管内では「河川を通じた人づくり・地域ネットワークづくり」を活動のテーマとして地域の子供達を対象にジュニア河川レンジャーとして河川や郷土の歴史を勉強・体験する場を設け、地域ぐるみの水辺活動の継続・広がりと共に作り、守り、育てる「水辺づくり」を目指し、未来の河川レンジャーを育てている。



京都伏見ジュニア河川レンジャーの施設見学

平成25年度 淀川河川レンジャー活動経過報告 <http://www.river-ranger.jp/report/report.php>

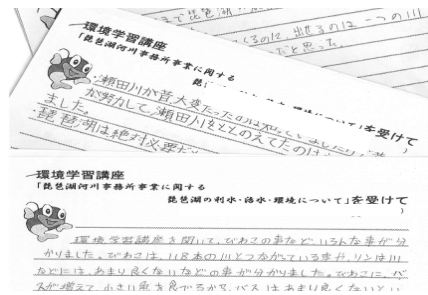
また、出前講座では、水草除去作業を行っている中学生を対象に、6月11日に嵐山で課題となっているオオカナダモなどの外来種の繁茂の状況について説明し、除去作業の重要性を認識してもらう取組を実施し、計237名が参加した。



中学生に除去作業前の講義

【琵琶湖河川事務所】

小・中学校を対象に出前講座を実施した。琵琶湖・淀川水系の治水・利水・環境の概要を説明し、琵琶湖の環境について理解を深めてもらった。



中学生への出前講座

中学生からの感想

- ・琵琶湖にいる外来種についての問題が特におもしろかった。
- ・琵琶湖にはおどろくほどたくさんの固有種がいることに興味を持ちました。
- ・普段では知ることができない琵琶湖について知ることができてよかった。

点 検 項 目 日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

【木津川上流河川事務所】

木津川上流河川事務所管内では、平成14年度より各小中学校などと連携し、「出前講座」などを通じて、川を活用した環境学習や自然体験活動を行い、疑問や興味のある点について、国土交通省職員の持つ知見や建設行政に関する最新情報を交えて、わかりやすく作成した資料を用いて、出前講座を行っている。

平成25年度は三重県伊賀市立三田小学校、奈良県天理市立福住小学校合計2回の出前講座を実施した。

三田小学校では、「講話(河川環境について)」を教室で行った後、浅子川に移動し採水を実施し、「パックテスト(簡易水質試験)」を教室で実施した。

福住小学校では、「講話(河川環境について)」を教室で行った後、布目川に移動し「パックテスト(簡易水質試験)」及び「水生生物調査」を実施した。

小学生への出前講座



水生生物調査



水生生物調査



【猪名川河川事務所】

・水生生物調査

子供たちに猪名川に直接触れることで猪名川の水環境に関心を持ってもらうことを目的として、生き物調査などを行っている。

・水質一斉調査

猪名川の水環境の状況を知ってもらうことを目的として、公募による活動団体が参加して、人の感覚による調査などを複数の地点にて行うもので、平成23年度から実施している。

水生生物調査



水生生物調査



水質一斉調査



【淀川ダム統合管理事務所】職場体験学習会の事例



宇治市内の中学校を対象に、毎年天ヶ瀬ダムへの職場体験学習の受け入れを行っており、職場体験を通じ天ヶ瀬ダムの重要性、必要性を説明し、実社会で直接体験することによって、今後の進路選択に役立ててもらっている。

体験内容	中学校の参加人数					
・ダム漏水量調査	平成18年度	1校	5名	平成23年度	7校	34名
・貯水池巡視	平成19年度	1校	3名	平成24年度	6校	32名
・ダム施設点検	平成20年度	2校	9名	平成25年度	6校	29名
・警報設備点検	平成21年度	3校	10名			
・水質調査	平成22年度	6校	23名			

点 検 項 目

日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

【一庫ダム】

一庫ダムでは、小学校6校から延べ445人の社会科見学を受け入れた。一庫ダムの治水・利水・環境の概要を説明し、堤体内を見学してもらうことで、ダムの役割等について理解を深めてもらった。



小学生の社会科見学(一庫ダム)

【日吉ダム】

日吉ダムでは、ダム近隣の小学生等の施設見学を実施した。平成25年度は、8校の小学校から約600人の施設見学を受け入れており、ダムの役割や管理の内容について説明し、理解を深めてもらった。



小学生の施設見学(日吉ダム)

<p>点 検 項 目</p>	<p>日常からの川と人のつながりの構築</p>																																
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>																																
<p>【観点】情報公開の状況</p>																																	
<p>「指標」情報公開の内容・件数</p>																																	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>平成19年度～平成25年度における行政文書の情報開示に係る文書数を以下に示す。 情報公開等の実施状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、67件開示した。 ・平成20年度は、38件開示した。 ・平成21年度は、38件開示した。 ・平成22年度は、423件開示した。 ・平成23年度は、399件開示した。 ・平成24年度は、430件開示した。 <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度の淀川水系に関する行政文書の開示請求文書数は469文書あり、その内、資料不存在的の2文書を除く、467文書について開示を行った。</p> <div data-bbox="204 940 742 1317" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>情報開示状況</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>開示決定文書数</th> <th>資料不存在的</th> <th>不開示文書数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>67</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>38</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>38</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>423</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>399</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>430</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>467</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	開示決定文書数	資料不存在的	不開示文書数	H19	67	0	0	H20	38	0	0	H21	38	0	0	H22	423	0	0	H23	399	0	0	H24	430	0	0	H25	467	2	0	<p>平成25年度は開示請求に対し資料不存在的の2文書を除く467文書の開示を行っており、適切に対応している。</p> <p>今後も、制度に基づき適切に対応していく。</p>
年度	開示決定文書数	資料不存在的	不開示文書数																														
H19	67	0	0																														
H20	38	0	0																														
H21	38	0	0																														
H22	423	0	0																														
H23	399	0	0																														
H24	430	0	0																														
H25	467	2	0																														
<p>※ 資料不存在的数とは、元々存在しない文書資料について開示請求された文書数</p>																																	

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
----------------	-------------------------

3. 進捗状況	4. 点検結果
----------------	----------------

【観点】情報発信方法の検証

「指標」HP、携帯サイトの内容・利用件数

(これまでの取組内容)

河川に係わる身近な情報(工事情報や河川のライブ映像等)をホームページや携帯サイトで公開している。日頃の情報発信を示す指標として、平成19年度～平成24年度におけるホームページや携帯サイトへのアクセス数(利用件数)を以下に示す。

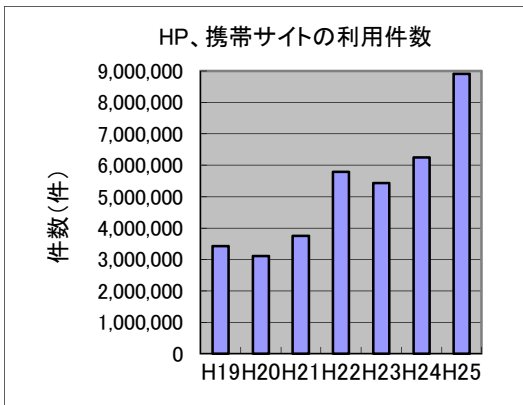
HP・携帯サイトの利用状況は、以下のとおりである。

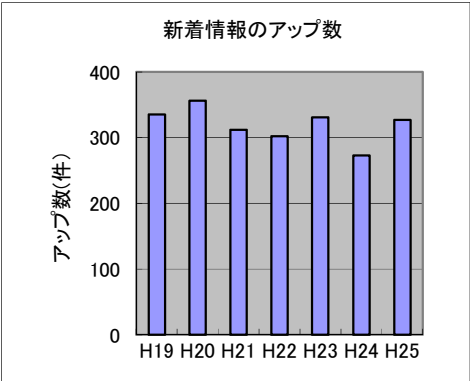
- ・平成19年度は、約343万件利用があった。
- ・平成20年度は、約312万件利用があった。
- ・平成21年度は、約375万件利用があった。
- ・平成22年度は、約579万件利用があった。
- ・平成23年度は、約543万件利用があった。
- ・平成24年度は、約625万件利用があった。



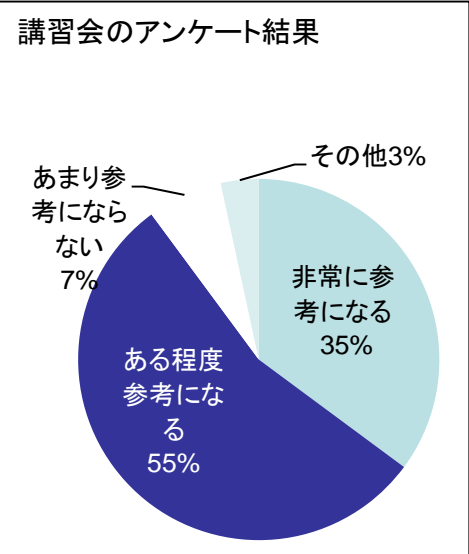
(平成25年度の取組)

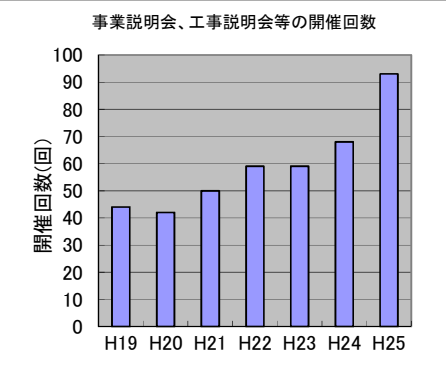
平成25年度のホームページや携帯サイトへのアクセス数(利用件数)は約891万件あった。

ホームページや携帯サイトの利用件数については、平成22年度から500万件を越え、平成25年度も891万件のアクセスがあり、多くの方々に利用いただいている。



点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】情報発信方法の検証	
「指標」HP、携帯サイトにおける新着情報の内容・アップ数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>委員会の開催情報や河川愛護モニターからの報告などの最新情報をホームページ上に「新着情報」としてわかりやすく、タイムリーにお知らせしており、日頃の情報発信を示す指標として、平成19年度～平成25年度におけるホームページや携帯サイトへの新着情報のアップ数を以下に示す。</p> <p>新着情報のアップ実施状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、335件アップした。 ・平成20年度は、356件アップした。 ・平成21年度は、312件アップした。 ・平成22年度は、302件アップした。 ・平成23年度は、331件アップした。 ・平成24年度は、273件アップした。 <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は、ホームページや携帯サイトの新着情報へのアップを327件行った。</p> 	<p>新着情報については平成25年度は327件と平成24年度に比べ、増加している。</p> <p>今後も、多くの人々が河川に関心を持ち、川を訪れるよう、河川に関する情報を様々な手段で発信する取り組みを進めていく。</p>

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】情報公開・発信に関する職員の意識向上	
「指標」研修等の内容・開催数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>『まちづくりとコミュニケーション』や『広報のあり方について』等をテーマにした「コミュニケーション研修」や、「災害時の広報や写真の撮り方」についての研修会を実施しており、情報発信について職員の意識の向上に努めた。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は、広報担当者を対象として災害時の広報や写真の撮り方についての研修会を開催した。</p>	<p>情報公開や発信に関する意識向上につながるよう、職員に対する研修の中で指導を実施した。今後も職員の意識の向上に取り組んでいく。</p>
5. 参考資料	
<p>【広報に関する研修事例】</p> <p>近畿地方整備局では平素行っている広報について、“伝える”から“伝わる”を実践できることを目的に平成25年9月に講習会を開催した。講習会では災害等における広報担当者を対象として講師に時事通信社の記者を招き、</p> <p>①「広報文の作り方」 ②「広報に役立つ写真の撮り方」 等について、参加した約70名の職員に対し留意点を具体的に説明していただいた。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="165 1196 783 1395" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p>「広報文の作り方」 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民目線が重要 ・記者は素人、分かりやすい広報文を ・専門用語は控える ・タイトルにこだわる </div> <div data-bbox="165 1435 826 1632" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p>「広報に役立つ写真の撮り方」 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高価なカメラでなくても効果的な撮影は可能 ・写真は出来るだけトリミングを ・被災写真には現地の人の様子も一緒に ・構図に二つの要素の対比を配置※ </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="165 1680 528 1933" style="text-align: center;">  <p>報道写真を実例に解説 ※二つの要素の対比の実例</p> </div> <div data-bbox="571 1680 949 1933" style="text-align: center;">  <p>70名の職員が受講</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>講習会のアンケート結果</p>  <p>約9割の受講者が参考になったと評価。</p> </div>	

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築																
3. 進捗状況	4. 点検結果																
【観点】意見聴取手法の開発に向けた取り組み																	
「指標」住民、住民団体との交流内容・回数																	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>平成19年度～平成25年度における事業説明会、工事説明会、ワークショップ等の開催回数を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、44回開催した。 ・平成20年度は、42回開催した。 ・平成21年度は、50回開催した。 ・平成22年度は、59回開催した。 ・平成23年度は、59回開催した。 ・平成24年度は、68回開催した。 <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は、流域全体で93回の事業説明会、工事説明会、ワークショップ等を実施した。</p>  <table border="1"> <caption>事業説明会、工事説明会等の開催回数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>開催回数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>44</td></tr> <tr><td>H20</td><td>42</td></tr> <tr><td>H21</td><td>50</td></tr> <tr><td>H22</td><td>59</td></tr> <tr><td>H23</td><td>59</td></tr> <tr><td>H24</td><td>68</td></tr> <tr><td>H25</td><td>93</td></tr> </tbody> </table> <p>各事務所では事業説明会、意見交換会等を実施した。平成25年度の代表事例を以下に示す。</p> <p>淀川河川事務所管内では、平成25年台風18号出水を受けて桂川の緊急治水対策における事業説明会等を実施した。</p> <p>琵琶湖河川事務所では、住民主催イベントと協働で、琵琶湖・瀬田川の説明や、瀬田川洗堰操作室見学会などの事務所事業の説明を行った。</p> <p>木津川上流河川事務所管内では、服部川右岸引堤に関する事業説明会、遊水地事業の説明を行う遊水地連絡協議会、高岩井堰魚道改良に向けた意見交換会を実施した。</p> <p>猪名川河川事務所管内では、工事实施に向け地元工事説明会及び漁業協同組合意見交換会を実施した。</p> <p>淀川ダム統合管理事務所管内では、平成22年度から天ヶ瀬ダムにおける低周波音調査を実施し、その結果及び専門家の見解について説明を行っている。また、住民協働における意見交換会を、宇治観光ボランティアガイドクラブと2回(8・10月)、フォレスターうじと1回(10月)、大石地区自治会・PTA等と2回(6・3月)実施した。</p>	年度	開催回数(回)	H19	44	H20	42	H21	50	H22	59	H23	59	H24	68	H25	93	<p>住民、住民団体との意思疎通の場は平成24年度は68回、平成25年度は93回と増加してきている。</p> <p>今後も、住民等の意見を聞きながら意見聴取の手法の開発に取り組む。</p>
年度	開催回数(回)																
H19	44																
H20	42																
H21	50																
H22	59																
H23	59																
H24	68																
H25	93																

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】意見聴取手法の開発に向けた取り組み	
「指標」住民、住民団体との交流内容・回数	
<p>一庫ダムでは、猪名川流域水道事業管理者連絡協議会や猪名川水質協議会等の場においてダム管理の概要を説明するとともに、一庫ダム河川環境復元に向けての取り組みに関する意見交換会(5月)を実施した。また、府県や市町など17機関の視察を受け入れ、一庫ダムの役割や管理の実態について説明を実施した。</p> <p>日吉ダムでは、一般住民や関係機関への説明会を実施した。またダム下流域の市議会議員の視察及び研修を受け入れ、日吉ダムの役割や管理の実態について理解を深めてもらう取組を実施した。</p>	

点 検 項 目

日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

【事業説明の実施事例】

【淀川河川事務所】

平成25年台風18号出水を受けて桂川の緊急治水対策について、沿川地元自治連合会等に事業説明会及び現場見学会等を行った。



事業説明会



現場見学会

【琵琶湖河川事務所】

ウォーターステーション琵琶の会主催イベント(第6回水辺の匠おもしろ体験ステージ)と連携して、琵琶湖・瀬田川の説明や、瀬田川洗堰操作室見学会などの事務所事業の広報を行った。瀬田川洗堰操作室見学会は2回実施し、子どもを含め65名の参加があり、洗堰について関心をもってもらった。



琵琶湖・瀬田川の説明

洗堰現地見学
(点検作業車説明)

瀬田川洗堰操作室見学

ウォーターステーション琵琶HP

http://www.water-station.jp/mypage.php?&serv=viewdir&dir_id=1133&usr_id=ODg4

【木津川上流河川事務所】

魚が上りやすい川の再生を目指して今後実施予定の高岩井堰の魚道改良に向けての意見交換会を行った。参加メンバーは堰管理組合、漁組、名張川まちづくり協議会、NPO等からなり、改良の是非、方法、住民参加による改良とする場合のメンバーとその広報について意見交換を行った。



意見交換会開催状況

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
---------	------------------

5. 参考資料

【事業説明の実施事例】

【猪名川河川事務所】

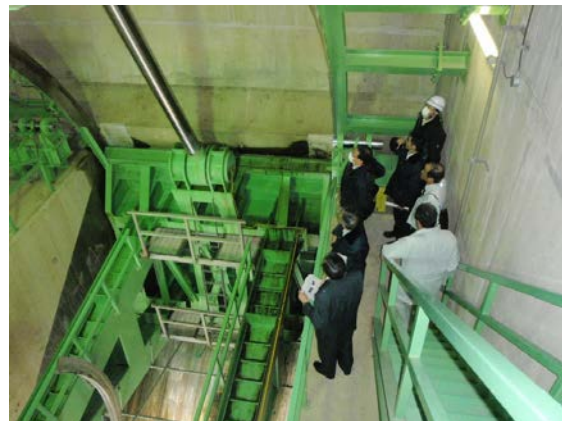
魚類等の生息環境の改善・河川環境河川縦断方向の連続性確保を目的に、猪名川漁業協同組合連合会(猪名川漁協4組合)と合同で簡易魚道の視察や河川の現状を把握し、意見交換を実施している。



意見交換会開催状況

【一庫ダム】

一庫ダムでは、猪名川流域水道事業管理者連絡協議会や猪名川水質協議会等の場においてダム管理の概要を説明するとともに、一庫ダム河川環境復元に向けての取り組みに関する意見交換会(5月)を、地元の漁業協同組合、自治会、利水者及び学識者等を招いて実施した。また、府県や市町など17機関の視察を受け入れ、一庫ダムの役割や管理の実態について説明し、ダムへの理解を深めていただいた。



【日吉ダム】

日吉ダムでは、一般住民や関係機関への説明会を実施した。また、ダム下流域の市議会議員の視察及び研修を受け入れ、日吉ダムの役割や管理の実態について理解を深めていただいた。



一般住民を対象にした施設見学

ダム下流域の市議会議員へ
平成25年台風18号時のダム操作を説明

<p>点 検 項 目</p>	<p>日常からの川と人のつながりの構築</p>																
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>																
<p>【観点】小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備状況</p>																	
<p>「指標」小径(散策路)の整備内容・延長</p>																	
<p>(これまでの取組内容) 小径は、水辺の風景や川沿いの文化財をめぐる散策路のネットワークによる、川とまちをつなぐ連続性の確保を目的に整備している。 小径(散策路)の整備状況は、以下のとおりである。 ・平成19年度までに、約190.4kmを整備した。 ・平成20年度は、2.8 km整備した。 ・平成21年度は、2.85km整備した。 ・平成22年度は、0.7 km整備した。 ・平成23年度は、0.05km整備した。 ・平成24年度は、整備なし。 ・平成24年度までに、196.8kmが整備済みである。</p> <p>(平成25年度取組) 平成25年度は小径(散策路)を1.4km整備した。全体計画285.9kmのうち、平成25年度末までに198.2km(整備率69%)が整備済みであり、残区間は87.7kmとなった。</p> <div data-bbox="140 996 753 1384"> <table border="1"> <caption>小径(散策路)の整備延長(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>整備延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~H19</td> <td>190.4</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>193.2</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>196.05</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>196.75</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>196.8</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>196.8</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>198.2</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	整備延長(km)	~H19	190.4	H20	193.2	H21	196.05	H22	196.75	H23	196.8	H24	196.8	H25	198.2	<p>今後も、各整備箇所の特徴を考慮した整備内容を検討し、推進を図り、川とまち・地域間の水辺のネットワークの形成に努めるとともに、琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会において、関係機関と広域的な水辺の散策路ネットワークについても調整を図り、利用者の視点に立った活用促進方策について検討していく。</p>
年度	整備延長(km)																
~H19	190.4																
H20	193.2																
H21	196.05																
H22	196.75																
H23	196.8																
H24	196.8																
H25	198.2																
<p>点検項目「憩い、安らげる河川の整備」の〔指標〕小径(散策路)の整備内容・延長と重複掲載</p>																	

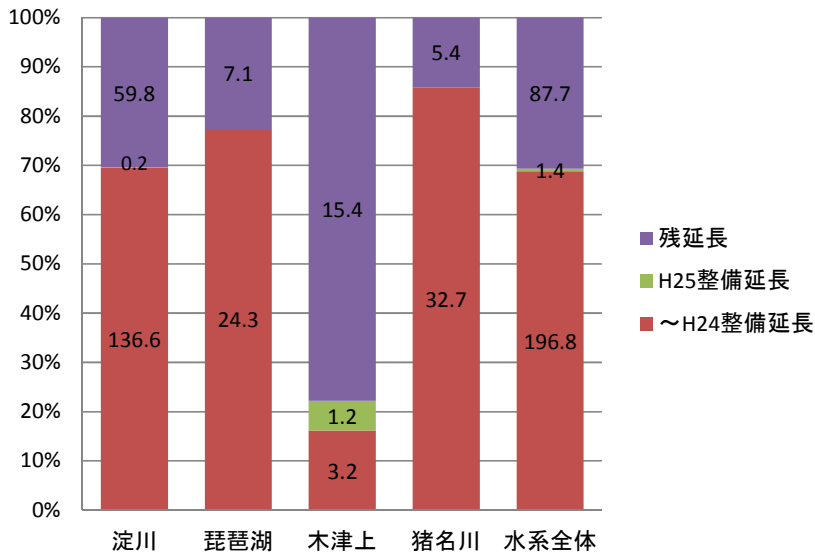
点 検 項 目 日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

【小径の全体計画について】

小径については、歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づける施設として、「河川区域内で歩車分離され、舗装済みで円滑に通行できるもの」と定義し、緊急用河川敷道路や河川管理用通路を小径として位置づけており、平成25年度までの水系全体の整備率は69%となり、残区間が87.7kmとなっている。

小径の整備率



<p>点 検 項 目</p>	<p>日常からの川と人のつながりの構築</p>																																
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>																																
<p>【観点】憩い、安らげる河川を目指した河川事業の実施状況</p>																																	
<p>「指標」バリアフリー化の内容・実施箇所数 「指標」河川を安心して利用できる整備内容・箇所数</p>																																	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>憩い、安らげる河川の整備を示す指標として、平成24年度までに整備を実施してきたトイレ及びスロープの設置数の累計を以下に示す。</p> <p>平成22年度以降は、古いトイレの更新を実施しており、トイレの存置数は前年度と同数となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、92箇所が存在している。 ・平成20年度は、97箇所が存在している。 ・平成21年度は、92箇所が存在している。 ・平成22年度は、92箇所が存在し、1箇所更新を行った。 ・平成23年度は、92箇所が存在している。 ・平成24年度は、92箇所が存在し、5箇所更新を行った。 <p>スロープの設置状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、3箇所整備し、累計13箇所である。 ・平成20年度は、2箇所整備し、累計15箇所である。 ・平成21年度は、整備箇所はなく、累計15箇所である。 ・平成22年度は、整備箇所はなく、累計15箇所である。 ・平成23年度は、整備箇所はなく、累計15箇所である。 ・平成24年度は、3箇所整備し、累計18箇所である。 <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度はトイレ及びスロープの更新はなかった。ただし、平成25年9月出水等により、トイレ10箇所が破損等で使用できなくなっており、平成26年度以降順次更新・修理を予定している。</p> <div data-bbox="188 1429 635 2078"> <p>トイレの設置数(累計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置数(各年度の存置数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>92</td></tr> <tr><td>H20</td><td>97</td></tr> <tr><td>H21</td><td>92</td></tr> <tr><td>H22</td><td>92</td></tr> <tr><td>H23</td><td>92</td></tr> <tr><td>H24</td><td>92</td></tr> <tr><td>H25</td><td>82</td></tr> </tbody> </table> <p>スロープの設置数(累計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置数(箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>~H19</td><td>13</td></tr> <tr><td>H20</td><td>15</td></tr> <tr><td>H21</td><td>15</td></tr> <tr><td>H22</td><td>15</td></tr> <tr><td>H23</td><td>15</td></tr> <tr><td>H24</td><td>18</td></tr> <tr><td>H25</td><td>18</td></tr> </tbody> </table> </div>	年度	設置数(各年度の存置数)	H19	92	H20	97	H21	92	H22	92	H23	92	H24	92	H25	82	年度	設置数(箇所)	~H19	13	H20	15	H21	15	H22	15	H23	15	H24	18	H25	18	<p>河川内で子どもや高齢者でも安心して利用でき、多くの人が気軽に集うことができる場となるよう、トイレを92箇所、スロープを18箇所設置していたが、利用者からトイレについては「臭い、汚い」との意見が多いため、平成22年度以降は昭和56年度以降に設置されたスチール製トイレを簡易水洗式のFRP製トイレに更新している。また、平成25年9月出水等により、使用できなくなったトイレについては順次更新・修理していくこととしている。</p> <p>今後も安心して、気軽に利用できる場として整備を進めるとともに、施設整備にあたってはバリアフリー化を進める。</p>
年度	設置数(各年度の存置数)																																
H19	92																																
H20	97																																
H21	92																																
H22	92																																
H23	92																																
H24	92																																
H25	82																																
年度	設置数(箇所)																																
~H19	13																																
H20	15																																
H21	15																																
H22	15																																
H23	15																																
H24	18																																
H25	18																																
<p>点検項目「憩い、安らげる河川の整備」の〔指標〕バリアフリー化の内容・実施箇所数と重複掲載</p>																																	

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
---------	------------------

5. 参考資料

【トイレの整備事例】

【淀川河川事務所】（平成24年度大山崎地区での更新前後のトイレ）

淀川河川事務所管内では、淀川河川公園の利便性の向上のため、公園管理者として移動式のトイレを設置している。トイレの設置数については、各河川公園の年間利用者数と利用状況から必要なトイレの数を算定しており、現在淀川河川公園では84箇所トイレを設置している。ゴールデンウィーク等の繁忙期では臨時で追加設置を行っている。現在は利用者からは新規設置数についての要望よりも「臭い、汚い」などの意見が多いため、古いトイレから順に更新作業を行っているところ。



淀川河川公園ホームページ <http://www2.kasen.or.jp/>

【バリアフリー化の実施事例】

【淀川河川事務所】

淀川河川事務所管内では、淀川河川公園へのアクセス性等の向上のため、地元からのニーズによって河川管理者・公園管理者がスロープを設置している。設置については、予算や設置に伴う洪水への影響を踏まえ、地元からのニーズと公園利用状況から設置を検討している。淀川左岸26.8km付近に設置したスロープでは堤内に関西医科大学付属枚方病院があり車いすでの利用やリハビリテーションとして活用されている。



淀川左岸26.8km付近のスロープ



車いすでの利用

ベビーカーでの利用

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】三川合流部の整備状況	
「指標」三川合流部交流拠点の整備内容	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>平成19年11月には「淀川三川合流域地域づくり構想」が策定され、平成18年から平成24年にかけては、構想で検討されている舟運や歴史・環境学習といった利用形態を試験的に再現し、集客人員や住民ニーズを把握するため、「淀川ふれあい交流イベント」を毎年実施している。</p> <p>平成21年3月には、「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向けた国、府、市町による行動計画が策定された。</p> <p>平成24年4月には、八幡桜まつりにおいて花見船の運航を実施し、8月には、「第4回七夕まつり」を開催した。</p>  <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は淀川河川公園背割堤地区及び淀川三川交流拠点施設を中心とした淀川三川合流域の地域活性化に有用なイベント等の企画及び実証実験を行い、その結果を検証した。</p> <p>点検項目「まちづくり・地域づくりとの連携」の〔指標〕三川合流部の拠点の整備内容</p>	<p>「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向けて、交流活動や関係機関との調整を着実に実施している。</p> <p>今後さらに「淀川三川合流域地域づくり推進協議会」にて自治体間や地域との連携を深めつつ、「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、三川合流部の整備の具体化に向けて関係自治体・民間事業者等と連携した実証実験・意見交換会を実施し、検討を推進する。</p>
5. 参考資料	
<p>【淀川三川合流域地域づくり推進協議会の取り組み状況】 【淀川河川事務所】</p> <p>三川合流部では、八幡桜まつり(参加者約20万人)に併せて、平成25年4月1日から5日にかけて、花見船を運航した。</p> <p>《八幡桜まつりにおける取り組み》</p>  	

<p>点 検 項 目</p>	<p>日常からの川と人のつながりの構築</p>																		
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>																		
<p>【観点】良好な水辺まちづくりに資する河川事業の実施状況</p>																			
<p>「指標」高規格堤防の整備内容・延長</p>																			
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>高規格堤防の整備状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、0.12km整備し、累計4.85km整備している。 ・平成20年度は、整備区間はなく、累計4.85km整備している。 ・平成21年度は、整備区間はなく、累計4.85km整備している。 ・平成22年度は、0.08km整備し、累計4.93km整備している。 ・平成23年度は、0.35km整備し、累計5.28km整備している。 ・平成24年度は、0.09km整備し、累計5.37km整備している。 <p>(平成25年度取組)</p> <p>平成25年度までに25地区で整備した高規格堤防の整備延長の累計を以下に示す。</p> <div data-bbox="172 831 759 1256" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>高規格堤防整備延長(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>整備延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~H19</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>0.32</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>5.69</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>平成25年度は、整備中の2地区において、早期の完成を目指し、以下の取り組みを行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)大庭地区:共同事業者(大阪府庭窪浄水場)及び国による高規格堤防盛土の整備が完了。 2)大宮地区:地盤改良及び高規格盛土を実施。 <p>平成25年度まで完成区間及び暫定完成区間の整備延長は5.69km(整備の区間:1.31km)となっており、整備率は6.4%(整備の区間:5.9%)である。*</p> <p>※平成23年2月から12月にかけて「高規格堤防見直しに関する検討会」により整備区間の見直しが議論され、同年12月に「新たな整備区間」が決定された。</p> <p>見直し後の整備区間(整備の区間)は大阪市の一部及び守口市の一部であり、そのうち1.31kmが整備済みである。見直し前の整備区間(従来の区間:淀川河口から三川合流部までの89.2km)の整備済み延長を合わせると、合計5.69kmが整備済みである。</p> <p>点検項目「日常からの人と川とのつながりの構築」の[指標]高規格堤防の整備内容・延長と重複掲載</p>	年度	整備延長(km)	~H19	0.12	H20	0.00	H21	0.00	H22	0.08	H23	0.35	H24	0.09	H25	0.32	累計	5.69	<p>高規格堤防の整備により、超過洪水対策が着実に進められている。</p> <p>整備の区間のうち、地元から強い要望があり、また、まちづくりとの連携がスムーズにでき、大洪水時にも浸水しない広域避難場所等として活用できるなど、地域の防災力向上に資するところ等を優先的に整備していく。</p>
年度	整備延長(km)																		
~H19	0.12																		
H20	0.00																		
H21	0.00																		
H22	0.08																		
H23	0.35																		
H24	0.09																		
H25	0.32																		
累計	5.69																		

点 検 項 目 日常からの川と人のつながりの構築

5. 参考資料

高規格堤防整備の抜本的見直し(平成23年12月)

高規格堤防については、平成22年10月の行政刷新会議の事業仕分けを受け、有識者からなる「高規格堤防の見直しに関する検討会」を開催し、いったん白紙にしてゼロベースで検討を行った。

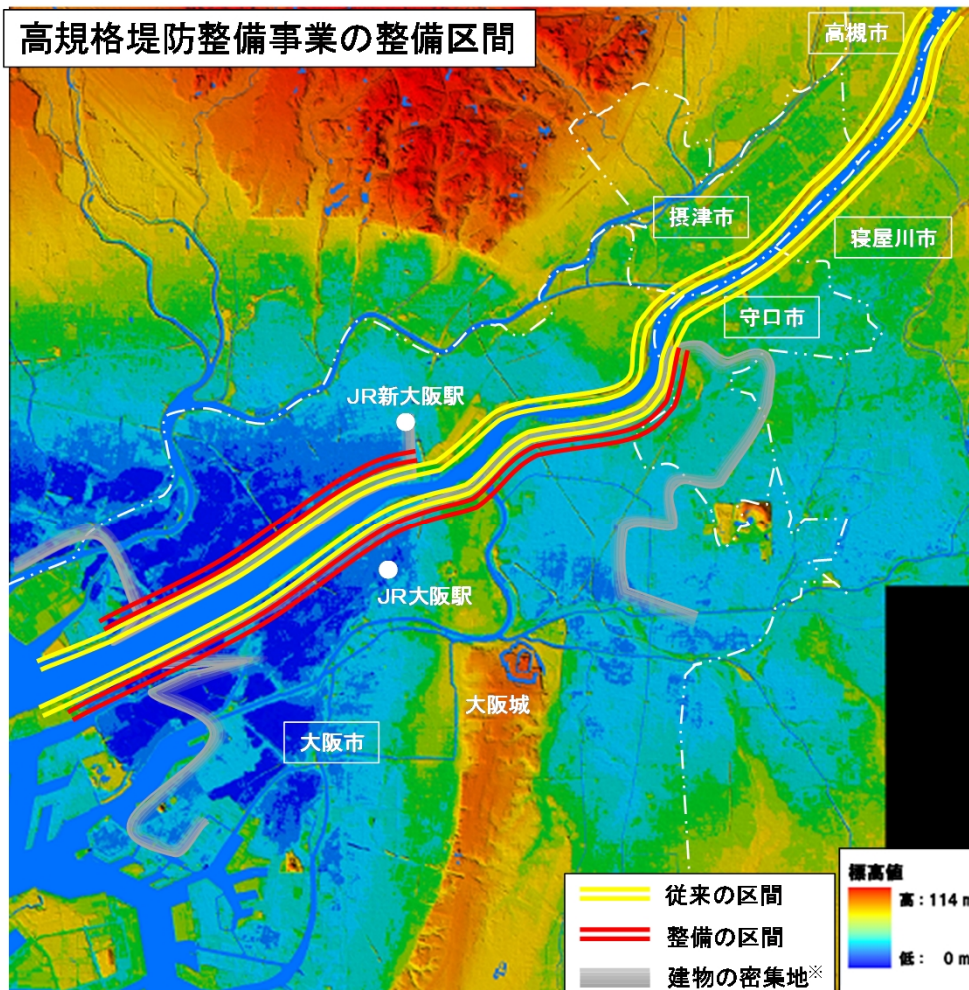
その結果、平成23年12月に「人命を守る」ということを最重視し、従来の約873kmの区間から「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」であるゼロメートル地帯等の約120kmの区間とすることとした。

具体の区間設定の考え方は、

- ・堤防が決壊すれば十分な避難時間もなく海面下の土地が浸水する区間
- ・堤防が決壊すれば建物密集地の建築物が2階まで浸水する区間
- ・堤防が決壊すれば破壊力のある氾濫水により沿川の建物密集地に被害が生じる区間

上記の考えに従い、淀川においては、下記のとおり、高規格堤防の整備区間を設定した。

河川名		下流	上流
淀川	右岸	大阪市西淀川区百島地先 (大阪市西淀川区)	JR東海道本線橋梁付近 (大阪市淀川区・東淀川区)
	左岸	大阪市此花区酉島地先 (大阪市此花区)	下島公園付近 (守口市)



※国土院の地形図における河川沿川の建物の密集地

高規格堤防の見直しに関する検討会

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/koukikakuteibou/index.html

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 1. 人と川とのつながり 4. 1. 3. 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築
点 検 項 目	洪水・災害時の人と川とのつながりの構築

1. 施策の概要

1)「まるごとまちごとハザードマップ」等の分かり易い情報発信

個々の住民が日頃より洪水に対する危険性を具体的に意識できるよう、近年発生した洪水等について浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路・避難場所等を市街地に表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進する。また、居住地の住所等を入力することで、各居住地の浸水被害に対する危険度が確認できるようなソフトの開発や洪水の模擬体験ができるシステムの構築を行うなど、淀川における治水、防災に関する情報をわかりやすく発信し、洪水時における住民と淀川の関わりについても理解を深めていただくよう努める。

2)様々な媒体による防災情報の発信

日常よりマスメディアを通して河川に係わる身近な情報をタイムリーに、また定期的に発信できるようにしているが、さらに、洪水時・災害時の情報を広く伝達できるよう、ラジオ・テレビ放送・地上デジタル放送・防災無線・インターネット・携帯電話・CATV・河川情報盤等の多様な媒体を活用し、映像や音声により河川情報や避難勧告・指示をわかりやすく確実に提供するためのシステム整備を進める。その際、情報については、難解なものや専門的な表現は避け、図表等を用いてできる限りわかりやすくする。

3)関係機関との連携

豪雨災害等の総合的な水害・土砂災害対策を進めるために国、府県等により構成される「総合流域防災協議会」や水質汚濁防止連絡協議会のメンバー等により構成される「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」等において関係機関等と連携し、洪水・災害時の情報共有などの取り組みを進める。あわせて、関係機関等との連携の進捗状況や連携を進めるにあたり生じた課題は、必要に応じて一般にも広く公表する。

さらに、上下流の利害等の調整を円滑に進めるために、河川管理者(国・自治体)同士が議論を深めていくとともに、淀川流域全体の市町村が一堂に会し、水源地の保全や水害に強いまちづくりなど流域の市町村が一体となって取り組むべき様々な課題について意見交換できる場を設置する。

また、琵琶湖・淀川流域圏として一体的・総合的な施策を展開するため、第6次都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」を通じて流域圏の様々な関係機関と連携した取り組みを実施する。

なお、府県が管理する区間の河川整備計画を策定する際には、本計画と相互に整合が図られるよう、河川管理者間で調整する。

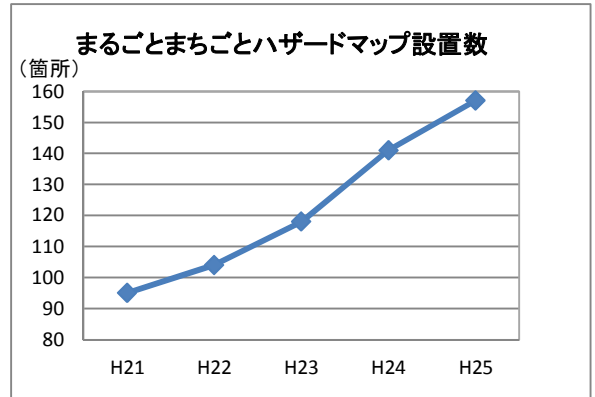
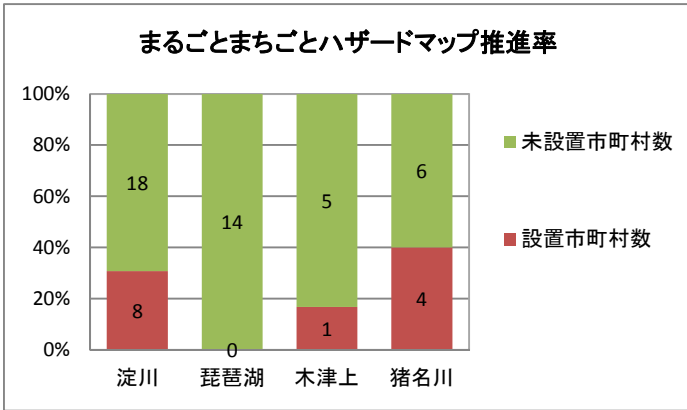
点 検 項 目	洪水・災害時の人と川とのつながりの構築
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「洪水・災害時の人と川とのつながりの構築」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p>【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況 【指標】まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置内容・設置数 【指標】自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数</p> <p>【観点】関係機関との連携状況 【指標】協議会等の設置状況</p>	

点 検 項 目	洪水・災害時の人と川とのつながりの構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況	
「指標」まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置内容・設置数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>まるごとまちごとハザードマップの設置状況は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度までに、累計91箇所設置している。 ・平成21年度は、4箇所設置し、累計 95箇所である。 ・平成22年度は、9箇所設置し、累計104箇所である。 ・平成23年度は、15箇所設置し、累計118箇所である。 ・平成24年度は、23箇所設置し、累計141箇所である。 <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は、城陽市で5箇所、伊賀市で1箇所、伊丹市で1箇所、池田市で1箇所、川西市で8箇所のまるごとまちごとハザードマップを設置した。平成25年度末時点の整備済箇所は以下のとおりである。</p> <p>浸水想定区域表示看板(26箇所) (大阪市、京都市、草津市(試行)等)</p> <p>まるごとまちごとハザードマップ(157箇所) (八幡市(4)、宇治市(70)、大山崎町(4)、長岡京市(6)、向日市(9)、久御山町(9)、摂津市(2)、城陽市(5)、伊賀市(1)、尼崎市(9)、伊丹市(6)、池田市(5)、川西市(27))</p> <p>点検項目「危機管理体制の構築」の〔指標〕まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置内容・設置数と重複掲載</p>	<p>万一の堤防決壊に備え、避難誘導と危機意識の醸成に資するため、まるごとまちごとハザードマップ及び浸水実績表示看板等の設置が進んでいる。</p> <p>今後も関係自治体と連携してさらにまるごとまちごとハザードマップ及び浸水実績表示看板等の設置を進めていく必要がある。</p>

点検項目 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築

5. 参考資料

【まるごとまちごとハザードマップ整備状況】



【まるごとまちごとハザードマップ推進事例】

【淀川河川事務所】

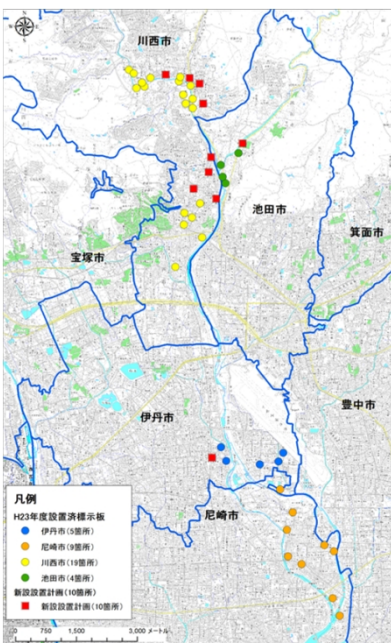


近年発生した洪水等について浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路・避難場所等を市街地に表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進しており、沿川自治体では設置数が増加傾向にあるが、各事務所管内における設置市町村数も半数に満たないため、今後、水害に強い地域づくり協議会を通じて、設置数を増加するよう取り組んでいく。

【城陽市 寺田西小学校設置事例】

【猪名川河川事務所】

浸水実績標示板設置位置図



浸水実績標示板設置数

尼崎市	9
伊丹市	6
川西市	27
宝塚市	0
猪名川町	0
豊中市	0
箕面市	0
池田市	5
豊能町	0
能勢町	0
計	47



点 検 項 目 | 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築

5. 参考資料

【木津川上流河川事務所】

※伊賀市での設置事例

木津川上流河川事務所の水位、雨量等の防災情報配信サービスをQRコード付きで紹介

国土交通省木津川上流河川事務所では、災害から身を守るため、木津川上流地域の河川に関する「水位」、「雨量」、「ダム」、「気象」に関する情報の防災情報配信サービスを行っています。

■木津川上流河川事務所
防災情報配信サービス(水位、雨量・気象情報等)



← 過去の浸水被害の浸水記録

伊賀市の警報、避難情報等の防災地緊急メール配信サービスをQRコード付きで紹介

伊賀市では、昨今の災害を教訓とし、警報や避難勧告などの災害に関する情報を迅速に市民の皆さんにお伝えするために災害時緊急メール配信サービスを行っています。

■伊賀市
災害時緊急メール「あんしん・防災ねっと」
(気象警報・避難情報)



点 検 項 目	洪水・災害時の人と川とのつながりの構築
3. 進捗状況	4. 点検結果

【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況

「指標」自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数

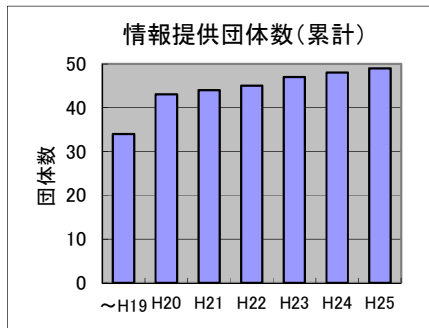
(これまでの取組内容)

情報提供している団体数は、以下のとおりである。

- ・平成19年度は、4団体に情報提供を始め、累計34団体となった。
- ・平成20年度は、9団体に情報提供を始め、累計43団体となった。
- ・平成21年度は、1団体に情報提供を始め、累計44団体となった。
- ・平成22年度は、1団体に情報提供を始め、累計45団体となった。
- ・平成23年度は、2団体に情報提供を始め、累計47団体となった。
- ・平成24年度は、1団体に情報提供を始め、累計48団体となった。

(平成25年度の取組)

平成25年度は、新規に1団体へ情報提供を始めた。
平成25年度までの累計では、49団体と増加している。



また、平常時から危機管理能力の向上を図るため、堤防の決壊を想定したシミュレーション訓練、総合防災演習及び陸閘の操作訓練を自治体や水防団と連携して実施した。

自治体や水防団と水防連絡会を開催し、沿川の危険箇所や災害時の連絡体制等について情報交換を行った。

点検項目「洪水・災害時の人と川とのつながりの構築」の[指標]自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数と重複掲載

関係機関へ光ファイバー等を接続することにより、河川情報や画像情報を確実に提供でき、情報提供している団体数も増加している。

また、訓練や連絡会を通じて、関係機関との連携が図られている。

今後も関係自治体等と連携してさらに避難体制の基盤整備の支援や情報共有の促進及び関係機関との連携に取り組んでいく。

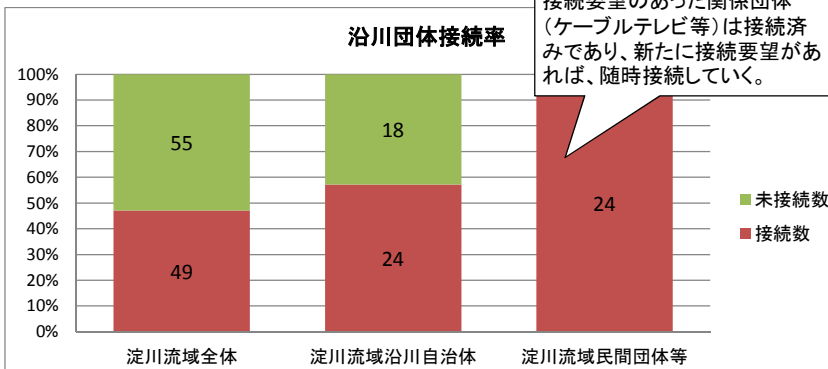
5. 参考資料

【情報伝達体制状況】

【水系全体】

淀川・琵琶湖・猪名川・木津川上流の4事務所では光ファイバ等による情報提供を49団体と行っている。また、主要な雨量・水位情報やライブ映像はインターネットによる提供も行っている。

有事の際、各自治体等への確実な情報伝達体制確立のため、光ファイバー等の接続による直接の情報伝達について、水害に強い地域づくり協議会等で呼びかけている。



接続要望のあった関係団体(ケーブルテレビ等)は接続済みであり、新たに接続要望があれば、随時接続していく。



NHK情報提供画面(各河川水位データ表示)

点検項目 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築

5. 参考資料

【淀川河川事務所】

【光ファイバを利用した地域情報ネットワーク】

淀川河川事務所と自治体等の関係機関との間に独自に光ファイバを敷設し、河川情報、画像情報を提供している。

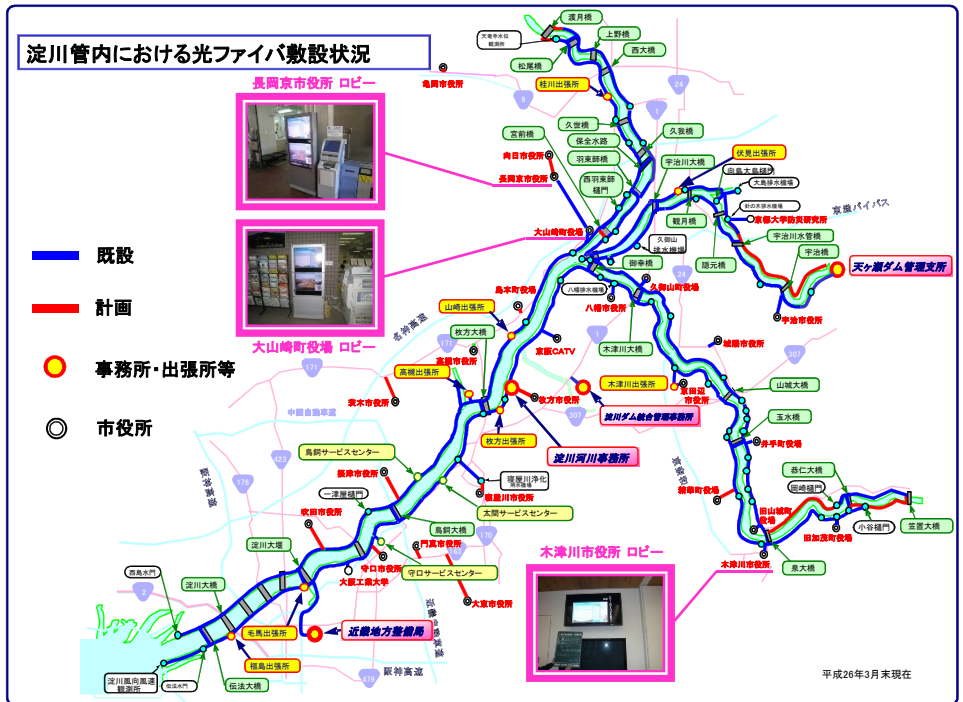
また、インターネットにおいても水位情報を提供し、自治体だけでなく、沿川住民の方々も活用できるサイトをホームページ上にも設置している。

淀川河川事務所ホームページ

<http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/live/index.php>

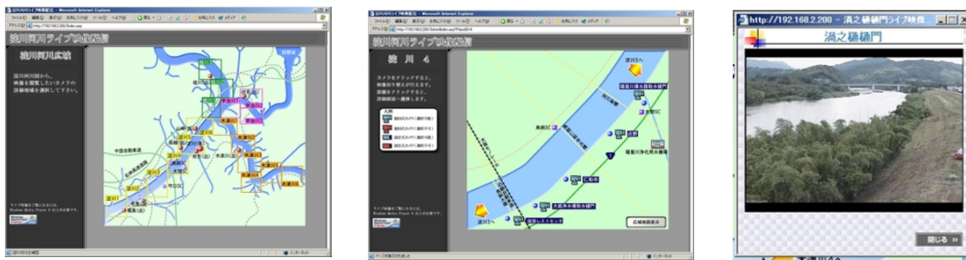
【地域情報ネットワークによる情報共有状況】

- ①宇治市 防災担当課端末 24時間、市役所ロビー端末 8:00~17:00
- ②城陽市 防災担当課端末 24時間
- ③長岡京市 防災担当課端末 24時間、市役所ロビー端末 8:30~17:15
- ④八幡市 防災担当課端末 24時間、市役所ロビー端末 8:30~17:00
- ⑤京田辺市 防災担当課端末 24時間
- ⑥木津川市 防災担当課端末 24時間、市役所ロビー端末 8:30~17:30
- ⑦大山崎町 防災担当課端末 24時間、市役所ロビー端末 8:30~17:00
- ⑧久御山町 防災担当課端末 24時間
- ⑨井手町 防災担当者端末 24時間



【防災担当者向け】

防災担当者が動画像を選択確認し、また、雨量、水位及び排水機場・樋門の内・外水位情報を把握することにより、自治体の水防活動に役立てていただく。

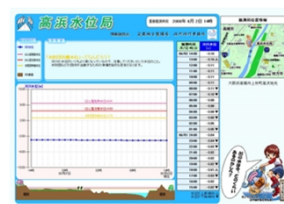


【一般住民向け】

自治体ごとに一般住民向けに情報提供する動画像地点や水位地点を予め設定しておき、自動スクロールで表示することにより、閲覧された一般住民の方々に水防への備えをしていただく。

長岡京市役所ロビー

大山崎町役場ロビー



点 検 項 目 | 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築

5. 参考資料

【琵琶湖河川事務所】

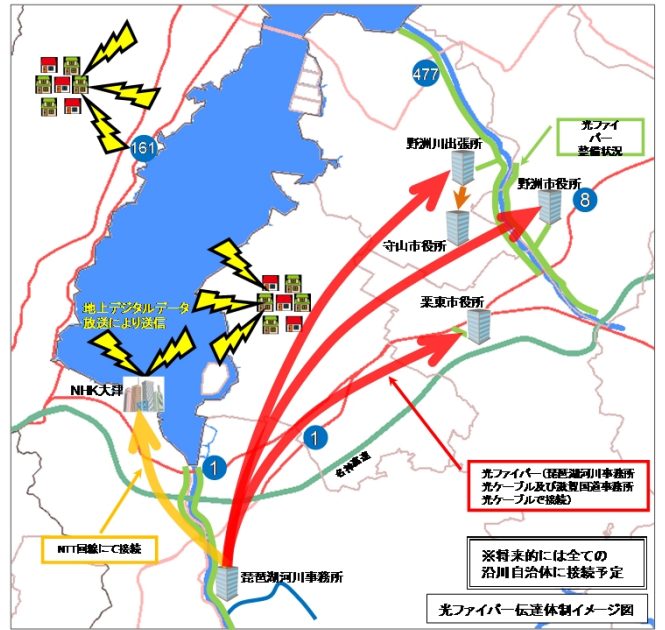
関係機関へ光ファイバー等を接続することにより、河川情報や画像情報を確実に提供できるようにしており、琵琶湖河川事務所では、自治体(野洲市・守山市・栗東市)及びNHKと情報共有に関する協定を結んでいる。



NHK情報提供画面(各河川水位データ表示)



野洲川市役所 CCTV画像提供画面

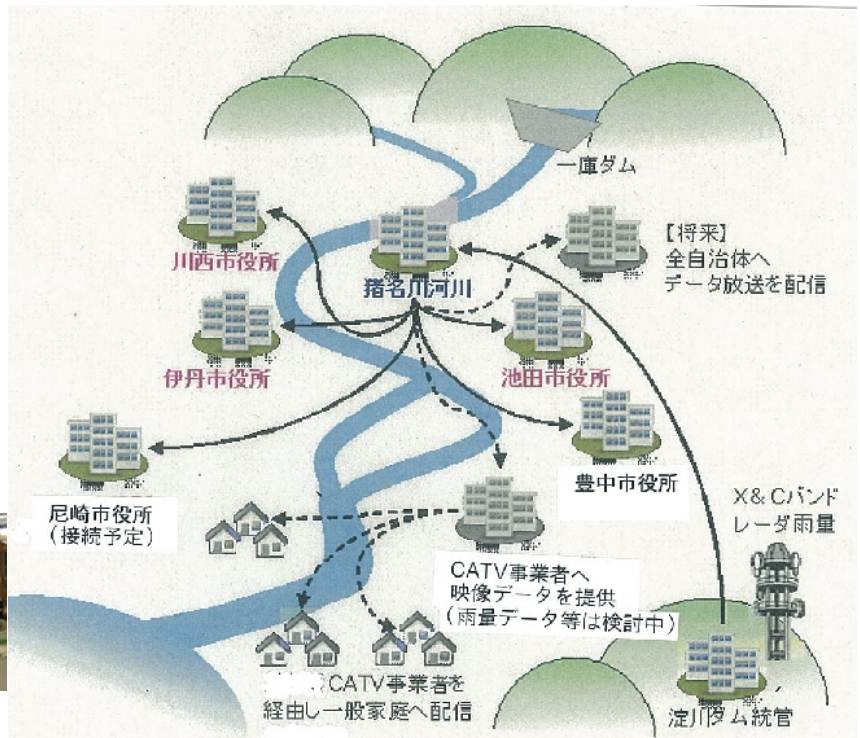
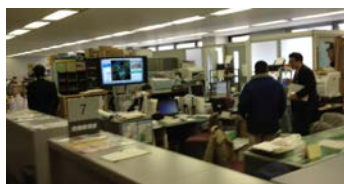


【猪名川河川事務所】

関係機関へ光ファイバー等を接続することにより、河川情報や画像情報を確実に提供できるようにしており、猪名川河川事務所では、自治体(池田市・川西市・伊丹市・豊中市)、豊中・池田ケーブルテレビ及びベイ・コミュニケーションズと情報共有に関する協定を結んでいる。今後、尼崎市と情報共有に関する協定を計画している。



CATV事業者の活用状況



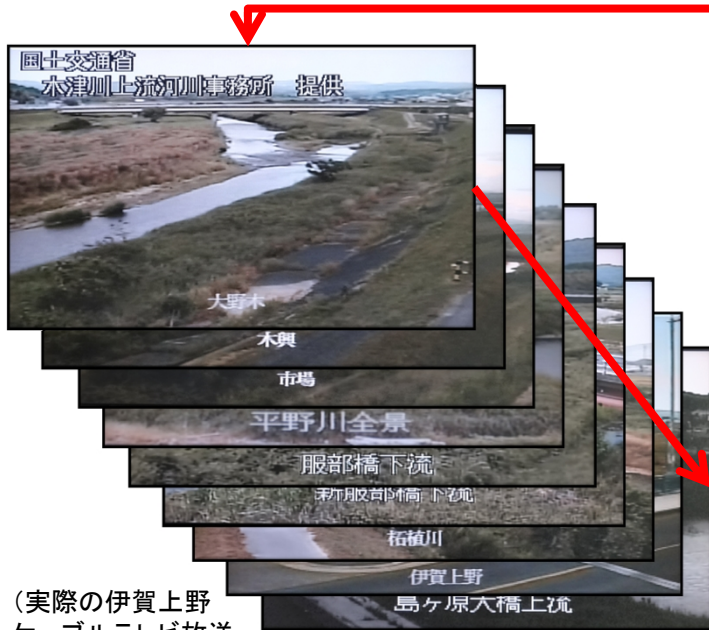
点 検 項 目	洪水・災害時の人と川とのつながりの構築
---------	---------------------

5. 参考資料

【木津川上流河川事務所】

木津川上流河川事務所では、地域住民、自治体、水防団等に分かりやすい河川情報の伝達手段として、地元ケーブルテレビ局を介して、より多くの人にリアルタイムな情報を伝えるために、河川の動画像の配信を行っている。

平成24年7月1日より伊賀上野ケーブルテレビ(株)のサービスエリア内に配信を行い、水防活動等においても役立てていただいている。



(実際の伊賀上野ケーブルテレビ放送映像)⇒

平成23年10月23日に伊賀上野ケーブルテレビ(株)(伊賀市)と協定を締結し、木津川上流河川事務所にて整備を行った河川監視用CC TVカメラより9つの映像を抽出し、平成24年7月1日より動画像の配信をスタートした。

抽出した左記の9画像(大野木・木興・市場・平野川全景・島ヶ原大橋全景(いずれも木津川)・服部橋下流・新服部橋下流・伊賀上野(いずれも服部川)・柘植川(柘植川))をスクロール表示によりケーブルテレビの専門チャンネル(名称:河川情報チャンネル)にて、24時間365日提供をしている。

同様のサービスを(株)アドバンスコープ(名張市)においても平成20年5月1日より、また、平成18年10月4日より(独)水資源機構木津川ダム総合管理所とも行っている。

点 検 項 目	洪水・災害時の人と川とのつながりの構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】関係機関との連携状況	
「指標」協議会等の設置状況	
<p>(これまでの取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川河川事務所管内においては、全26市町が参画し、毎年延べ10回程度水害に強い地域づくり協議会及びワーキングを開催している。平成24年度は、首長会議2回、ワーキンググループ6回、地域住民・自治体職員の防災意識向上を目的とした講演会・研修会を16回実施した。 ・琵琶湖河川事務所管内においては、滋賀県下において琵琶湖湖南流域、湖北圏域、東近江圏域、甲賀圏域の4ブロック全19市町のうち13市町で協議会を年に1～2回開催している。平成24年度は東近江圏域で協議会を1回、湖南流域で担当者会議を2回開催した。 ・猪名川河川事務所管内においては、全10市町が参画し、毎年ワーキンググループ(年1～3回)、専門部会(年1回)を開催している。平成24年度は専門部会を1回開催した。 ・木津川上流河川事務所管内においては平成18年度に2度、準備会として実施した。平成24年度も正式の協議会発足に向けて調整を行った。 <p>(平成25年度の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川河川事務所管内においては、平成25年度は、首長会議2回、ワーキンググループ6回、地域住民・自治体職員の防災意識向上を目的とした講演会・研修会を5回実施し、水害に対する備えについて情報提供をおこなった。 ・琵琶湖河川事務所管内においては、平成25年度は、高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を1回開催した。 ・猪名川河川事務所管内においては、平成25年度は、流域の都市化に伴い治水の安全度が低下している猪名川流域において、土地の適正な利用計画等、総合的な治水対策のための諸施策を協議のうえ策定し、かつその施策を推進することにより水害を防止し、また軽減を図ることを目的とした、猪名川流域総合治水対策協議会、幹事会を各1回開催した。 ・木津川上流河川事務所管内においては、平成25年度は木津川流域での協議会発足に向けて調整を行っており、三重県、伊賀市、木津川上流河川事務所の3者で準備に向けた打合せを平成26年2月21日に実施した。 <p>点検項目「危機管理体制の構築」の[指標]水害に強い地域づくり協議会実施内容・開催回数と重複掲載</p>	<p>各事務所管内において、水害に強い地域づくり協議会の設立が進んでおり関係機関との連携が進められている。</p> <p>今後も、定期的に各協議会を開催することにより、関係自治体との連携を強化していく。 なお、協議会が未設置の地域では、早期設置を図る。</p>

点 検 項 目 **洪水・災害時の人と川とのつながりの構築**

5. 参考資料

【協議会の設置状況】

【淀川河川事務所】

マイ防災マップの作成手順書 水害編(案) 自治体職員向けの作成、住民の適切な避難に向けた「取組のポイント集」(案)の作成、「水位予測情報の活用の手引き」(案)の作成等の様々な活動を実施している。



○第1回行政WG会議 議題
・平成25年度活動方針



○第3回行政WG会議 議題
・本年度の活動成果の報告
・首長会議に向けた調整



○第2回行政WG会議 議題
・本年度の活動状況の中間報告



○首長会議 議題
・「台風18号により各市町において明らかになった課題」について

7月16日、17日
第1回行政WG会議
●平成25年度の活動の提案



9月10～12日
ブロック別会議
西大阪治水ブロック 京都・乙訓土木ブロック
茨木土木ブロック 山城北土木ブロック
枚方土木ブロック 山城南土木ブロック
●平成25年度の活動に対する意見収集



1月20日、22日
第2回行政WG会議
●平成25年度の活動の中間報告



2月21日、26日
第3回行政WG会議
●平成25年度の活動報告



3月14日、20日
首長会議

淀川 水害に強い地域づくり協議会 <http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/kyogikai/index.html>

【猪名川河川事務所】

・猪名川流域総合治水対策協議会

平成25年11月6日に猪名川流域総合治水対策協議会・幹事会を開催し、昨年度の決算報告及び今年度の事業計画、予算案について承認された。



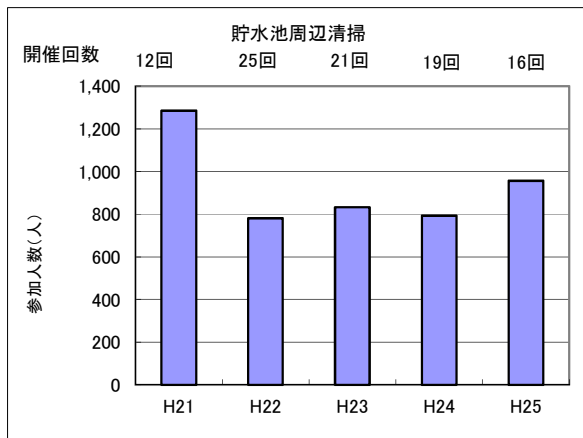
猪名川流域総合治水対策協議会

<http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/busi/information/flood-about.html>

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 1. 人と川とのつながり 4. 1. 4. 上下流の連携の構築
点 検 項 目	上下流の連携の構築
1. 施策の概要	
<p>水源地域は、河川の水量・水質の保全に大きな役割を有するとともに、下流の治水・利水両面の重要施設であるダムが存在しているという観点に立てば、水源地域の活性化は流域全体にとって重要な課題である。そのため、水源地域やダムに対する理解と協力を得るための施策を支援・実施する。また、上下流の交流・連携を一層進め、相互の理解を深めることで、下流域は上流域に感謝し、上流域は下流域のことを気遣うような関係を構築していく。</p> <p>1) 水源地域ビジョンを推進する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>2) 「ダム水源地ネットワーク」として、ダム水源地の役割や重要性の理解を得るための情報発信を今後とも継続するとともに、水源地と下流域の人々の交流を促進するため、河川管理者が橋渡しとなり、下流域の人々にダム水源地での植樹等、水源地域を訪れることのできる機会を設ける。 また、「森と湖に親しむ旬間」等の行事を通じて交流を促進する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p>	

点 検 項 目	上下流の連携の構築
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「上下流の連携の構築」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p>【観点】水源地域ビジョンの推進状況 【指標】水源地域ビジョン策定とその後の活動内容・回数</p> <p>【観点】上下流交流を促進するための活動状況 【指標】交流(水源地ネットワーク)実施内容・回数</p>	

点 検 項 目	上下流の連携の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】水源地域ビジョンの推進状況	
「指標」水源地域ビジョン策定とその後の活動内容・回数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>水源地域ビジョンは天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム及び一庫ダムの8ダムで策定されている。また、各々のダムにおいて、水源自治体、関係行政機関、ダム管理者等から成る協議会あるいは連絡会が設立され、水源地域ビジョンの実行を図っている。</p> <p>貯水池周辺清掃活動の実施状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度は、12回実施し、約1,300人が参加した。 平成21年度は、12回実施し、約1,300人が参加した。 平成22年度は、25回実施し、約 800人が参加した。 平成23年度は、21回実施し、約 800人が参加した。 平成24年度は、19回実施し、約 800人が参加した。 <p>施設見学の参加状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度は、約69,000人が参加した。 平成21年度は、約61,000人が参加した。 平成22年度は、約67,000人が参加した。 平成23年度は、約51,000人が参加した。 平成24年度は、約46,000人が参加した。 <p>水源地域ビジョン策定地区におけるホタル鑑賞会の実施状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度は、1回実施し、約100人が参加した。 平成21年度は、2回実施し、約140人が参加した。 平成22年度は、1回実施し、約 50人が参加した。 平成23年度は、1回実施し、約 50人が参加した。 平成24年度は、1回実施し、約150人が参加した。 <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は、水源地域ビジョンの取り組みとして、貯水池周辺清掃に約1,000人(16回開催)、施設見学会に約4万1千人、ホタル鑑賞会に5人が参加している。</p>	<p>水源地域ビジョンを策定し連絡会等により各施策が実施され、各行事には多数の参加者が訪れている。</p> <p>また、ダム周辺では施設整備が進められ利用者の利便性が向上するとともに、湖面利用の促進に取り組んでいる。</p> <p>今後も関係機関と連携しダム施設見学会、ダム湖周辺におけるマラソン大会、水源地域の植林活動、間伐材の利用促進、水質保全対策の実施や不法投棄対策の実施など水源地域ビジョンの取り組みを継続的に推進する。</p> <p>また、ダム周辺施設の整備や湖面利用促進策を進めていく。</p>



点 検 項 目	上下流の連携の構築																														
3. 進捗状況	4. 点検結果																														
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="236 277 772 680"> <p>施設見学</p> <table border="1"> <caption>施設見学参加人数</caption> <thead> <tr><th>年度</th><th>参加人数(人)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H21</td><td>60,000</td></tr> <tr><td>H22</td><td>68,000</td></tr> <tr><td>H23</td><td>50,000</td></tr> <tr><td>H24</td><td>45,000</td></tr> <tr><td>H25</td><td>42,000</td></tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="236 696 772 1133"> <p>ホタル鑑賞会</p> <table border="1"> <caption>ホタル鑑賞会参加人数</caption> <thead> <tr><th>年度</th><th>開催回数</th><th>参加人数(人)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H21</td><td>2回</td><td>140</td></tr> <tr><td>H22</td><td>1回</td><td>50</td></tr> <tr><td>H23</td><td>1回</td><td>50</td></tr> <tr><td>H24</td><td>1回</td><td>150</td></tr> <tr><td>H25</td><td>1回</td><td>5</td></tr> </tbody> </table> </div> </div>		年度	参加人数(人)	H21	60,000	H22	68,000	H23	50,000	H24	45,000	H25	42,000	年度	開催回数	参加人数(人)	H21	2回	140	H22	1回	50	H23	1回	50	H24	1回	150	H25	1回	5
年度	参加人数(人)																														
H21	60,000																														
H22	68,000																														
H23	50,000																														
H24	45,000																														
H25	42,000																														
年度	開催回数	参加人数(人)																													
H21	2回	140																													
H22	1回	50																													
H23	1回	50																													
H24	1回	150																													
H25	1回	5																													
<p>また、平成25年度の個別の取組としては、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天ヶ瀬ダムでは、宇治観光ボランティアガイドクラブとともに、天ヶ瀬ダムを広く国民に知っていただき、あわせて、天ヶ瀬ダムを観光資源として活用していただくことを目的とした協働事業における施設見学を実施した。 ・淀川水系のダム水源地が広域的に連携して、ダムや水源地への理解を深め、関心を高揚させるための情報発信並びに水源地の地域振興等を図ることを目的として、青蓮寺ダム管理所及び、比奈知ダム管理所において現場視察と意見交換会を実施した。 ・水源地に対する理解を深めて頂くため、淀川資料館に展示ブースを設置し、淀川水系各ダム及び水源地地域の各市町村のパネル展示、パンフレット配布等を実施した。 ・日吉ダムにおいて、水源地域ビジョン連絡会の連携活動の取り組みとして、集中取組期間(9月～11月)を設けて関係機関によるダム周辺地域の清掃活動を実施した。 ・木津川ダム群において、水源地域ビジョンの実行連絡会を4回開催し、関係自治体、機関等が平成24年度の実施報告並びに平成25年度の計画報告を行った。 また、各ダムにおいて施設見学会を実施した。 ・一庫ダムにおいて、水源地域ビジョン推進協議会による廃棄物の有効活用やゴミの減量への意識を高める事を目的に、ダム湖に流入した流木を利用した「美しい猪名川 流木ペインティング大会」を実施。(8月) <p>点検項目「上下流の連携の構築」の[指標]水源地域ビジョン策定とその後の活動内容・回数と重複掲載</p>																															

点 検 項 目

上下流の連携の構築

5. 参考資料

【天ヶ瀬ダム施設見学の状況】

【淀川ダム統合管理事務所】

天ヶ瀬ダムでは、宇治観光ボランティアガイドクラブとともに、天ヶ瀬ダムを広く国民に知っていた
 だき、あわせて、天ヶ瀬ダムを観光資源として活用していただくことを目的とした 協働事業 におけ
 る施設見学(見学ハイキング)を平成23年度から実施している。平成25年度から協業先に京都府
 営水道、宇治市歴史資料館を新たに見学先に加えて実施を行った。平成23年度に126名、平成2
 4年度に81名、平成25年度は111名の方に参加をいただいている。



天ヶ瀬ダムにおける住民協働の取り組み

<http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/dam-kyoudou.html>



宇治市歴史資料館の見学状況

【ダム水源地の市町村・ダム管理者等による意見交換会】

【淀川ダム統合管理事務所】



淀川水系ダム水源地ネットワークは、淀川水系のダム水
 源地が広域的に連携して、ダムや水源地への理解を深め、
 関心を高揚させるための情報発信並びに水源地の地域振
 興等を図ることを目的としている。

平成25年10月4日青蓮寺ダム管理所及び、比奈知ダム
 管理所において現場視察と意見交換会を実施した。

【水源地市町村等のPR活動】

【淀川ダム統合管理事務所】



平成25年10月12日～11月10日に淀川資料館におい
 て開催された「秋の特別企画展～治水の転機となった戦後
 最大洪水から60年～いま考える水害への備え」と連携し、
 展示ブースを設置して淀川水系各ダム及び水源地域の各
 市町村のパネル展示、パンフレット配布等を行った。

期間中、約1000名の方々が来訪され、水源地に対する
 理解を深めていただける機会になった。

淀川水系ダム水源地ネットワークホームページ

<http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/yynet/index.html>

点 検 項 目 上下流の連携の構築

5. 参考資料

【ダム周辺地域の清掃活動の状況】

【日吉ダム管理所】

日吉ダムにおいて、水源地域ビジョン連絡会の連携活動の取り組みとして、集中取組期間(9月～11月)を設けて関係機関によるダム周辺地域の清掃活動を実施した。平成25年度は、44名の方に参加をいただいている。



【ダム水源地の市町村・ダム管理者等による意見交換会】

【木津川ダム総合管理所】

木津川ダム総合管理所では、水源地域ビジョンの実行連絡会を開催し、関係自治体、機関等から平成24年度の実施報告並びに、平成25年度の計画報告が行われた。

- | | |
|--------------------------|-------------|
| 高山ダム水源地域ビジョン実行連絡会 | 平成25年11月28日 |
| 青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョン実行連絡会 | 平成25年11月1日 |
| 室生ダム水源地域ビジョン実行連絡会 | 平成25年9月5日 |
| 布目ダム水源地域ビジョン実行連絡会 | 平成25年7月17日 |



青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョン実行連絡会

【木津川ダム総合管理所におけるダム施設見学の状況】



比奈知ダム 施設見学会
320名参加
(平成25年8月4日)



高山ダム 地元村祭りでのダム施設見学会
100名参加
(平成25年11月23日)

点 検 項 目	上下流の連携の構築
---------	-----------

5. 参考資料

【木津川ダム総合管理所におけるダム施設見学の状況】



布目ダム 施設見学会
500名参加
(平成25年7月28日)



室生ダム カヌー体験教室
170名参加
(平成25年7月20日～8月4日の6日間)

【一庫ダム管理所における流木ペインティングの状況】



一庫ダム 流木ペインティング
43名参加

点 検 項 目	上下流の連携の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】上下流交流を促進するための活動状況	
「指標」交流(水源地ネットワーク)実施内容・回数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>「淀川水系ダム水源地ネットワーク」は、上流の魅力がたくさんの人に知っていただくための情報発信を通じ、交流、水源地の環境保全や地域づくりを目指すため、淀川上流域の14市町村が連携して、平成11年7月に発足し、これまで各ダムの紹介や意見交換会等を上流地域と下流地域での交流を目的に実施してきた。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は淀川水系ダム水源地ネットワークの活動として、青蓮寺ダム・比奈知ダムにおいて意見交換会を実施した。また、淀川資料館において、淀川水系の各ダム及び水源地地域の各市町村のパネル展示を行った。</p>	<p>継続的に各種交流イベントが開催されており、上下流交流の促進が期待される。</p> <p>今後も、淀川水系ダム水源地ネットワークの活動を推進し、さらなる上下流交流の促進を目指す。</p>

5. 参考資料

【淀川水系ダム水源地ネットワーク】



「淀川水系ダム水源地ネットワーク」では、平成25年10月12日～11月10日に淀川資料館において開催された「秋の特別企画展～治水の転機となった戦後最大洪水から60年～いま考える水害への備え」と連携し、展示ブースを設置して淀川水系各ダム及び水源地地域の各市町村のパネル展示、パンフレット配布等を行った。期間中、約1000名の方々が来訪され、水源地に対する理解を深めていただける機会になった。



淀川わいわいネット
<http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/yynet/index.html>

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 2. 河川環境 4. 2. 2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
1. 施策の概要	
<p>水辺にワンドやたまりが数多く存在し、水位の変動によって冠水・攪乱される区域が広範囲に存在し、変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目標とする。その目標のもとで、琵琶湖や淀川等に生息・生育・繁殖する固有種や天然記念物等、特徴ある種をはじめ、多様な在来生物を保全するため、清らかな水と生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生の取り組みを順応的に実施し、多様な生態系を有する淀川水系を次世代に適切に引き継げるよう努める。</p> <p>特に、淀川水系の約47%の面積を占める流域を有し、水系全体の環境、治水、利水に大きな役割を果たしている琵琶湖の保全と再生に積極的に取り組む。</p> <p>また、「川が川をつくる」の手伝うとの認識のもとで、徹底した河川の連続性の確保、川本来のダイナミズムの再生、環境、治水、利水にわたる健全な水循環・物質循環系の構築を進める。</p> <p>(1) 良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生</p> <p>淀川水系には特別天然記念物のオオサンショウウオ、天然記念物のイタセンパラをはじめとして、多くの希少生物が生息している。特にイタセンパラについては近年その生息環境の悪化が強く懸念されている。そのため、淀川水系に生息する我が国固有の生物を中心として在来生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図る取り組みを、関係機関とも連携し積極的に実施する。</p> <p>1) 生息・生育・繁殖環境の保全・再生を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①イタセンパラ(ワンド倍増計画) ②ナカセコカワニナ ③オオサンショウウオ ④アユモドキ <p>2) 水質に顕著な改善傾向が見られないことや外来種の増加等の課題を抱えている琵琶湖の南湖再生を目的として、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく「南湖の再生プロジェクト」を推進し、湖底の耕うんや窪地の埋め戻しなどを行う「南湖湖底改善事業」により水質や底質の改善を進め、琵琶湖固有種で重要な漁獲対象であるセタジミ等の生息・繁殖環境の回復について関係機関の連携のもと取り組む。</p> <p>(2) 在来種を脅かす外来種対策の推進</p> <p>侵略的外来種の実態調査を継続し、関係機関や住民・住民団体(NPO等)と連携しながら駆除等の対策を推進するとともに、持ち込みの自粛やペットの適切な飼育を呼びかけるなどの啓発活動を実施する。なお、外来種の減少を目的とした自治体の条例制定に向けた調整や協議を実施する。</p> <p>(3) 良好な景観の保全・創出</p> <p>川や湖が持つ自然の変化や、川や湖と人の暮らしとの歴史的なつながりによって形成されてきた淀川水系を特徴づける景観等に配慮し、コンクリート護岸の覆土や堤防の緩傾斜化により川らしい景観を復元するとともに、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図る。</p> <p>また、都市域を流れる淀川の特徴をふまえ、清らかな水や多様な生物とのふれあいなど、人々が身近な自然を体感できる河川空間の創出を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 瀬田川の水辺のあり方について検討するため、河川管理者、河川利用者や周辺自治会の代表者等で構成される瀬田川水辺協議会からの提言「瀬田川のあるべき姿」にもとづき、緑の連続性に配慮するなど周辺環境と調和した河川施設とするよう、構造物の形状や色彩について検討を行い改善する。 2) 河川の景観を特徴づけている樹林等の保全について、治水上の影響・効果を考慮しつつ実施する。この際、河川景観を損ねている河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、河川維持管理計画(案)に基づき、計画的に伐採を実施する。 3) ダム貯水池の斜面における水位変動域の裸地対策として緑化等を行うとともに、ダム周辺における構造物等の景観対策について検討する。 4) 河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止に努める。 	

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p>	
<p>【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況</p>	
<p>[指標]イタセンパラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数〔下流域(湛水区間)、下流域(流水区間)、中流域(木津川)〕</p>	
<p>[指標]ナカセコカワニナの生息・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容〔中流域宇治川〕</p>	
<p>[指標]オオサンショウウオの生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方策の検討内容〔上流域(盆地～源流部)木津川〕</p>	
<p>[指標]アユモドキの生息環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容・確認箇所数〔中流域宇治川〕</p>	
<p>【観点】生態系・生物群集多様性の維持・回復に向けた取り組み状況</p>	
<p>[指標]関係機関が連携した取り組み内容〔全域〕</p>	
<p>【観点】外来種対策の実施状況</p>	
<p>[指標]外来種の現状把握と対策必要箇所の選定内容〔全域〕</p>	
<p>[指標]駆除対策・予防的措置の実施内容・駆除数量〔全域〕</p>	
<p>[指標]外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数〔全域〕</p>	
<p>[指標]外来種の駆除効果についての科学的検証内容〔全域〕</p>	
<p>【観点】琵琶湖・淀川水系の歴史・文化多様性の価値の保全状況</p>	
<p>[指標]瀬田川の水辺のあり方に関する取り組み内容・整備延長〔上流域(山間部)宇治川～瀬田川、上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕</p>	
<p>【観点】河川景観を損ねている不法工作物等の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止対策の実施状況</p>	
<p>[指標]河川景観を損ねている不法工作物等の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止内容・対策箇所数〔全域〕</p>	
<p>【観点】ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施状況</p>	
<p>[指標]ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施内容・対策箇所数〔上流域(山間部)宇治川～瀬田川、上流域(山間部)名張川・宇陀川・青蓮寺川〕</p>	

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承																																										
3. 進捗状況	4. 点検結果																																										
【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況																																											
「指標」イタセンパラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数〔下流域(湛水区間)、下流域(流水区間)、中流域(木津川)〕																																											
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>イタセンパラについては、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、最も多くの生息数が確認されていた淀川下流の城北地区だけでなく、これまで赤川地区、楠葉地区、唐崎地区他10箇所においてもワンドの再生等、生息・生育・繁殖環境の整備を行ってきた。</p> <p>平成19年度にはワンドは51個存在した。 平成20年度にはワンドは55個存在した。 平成21年度にはワンドは60個存在した。 平成22年度にはワンドは62個存在した。 平成23年度にはワンドは63個存在した。 平成24年度にはワンドは65個存在した。 平成24年度において、ワンドは累計で65個存在する。</p> <p>淀川下流域におけるイタセンパラの稚魚の個体数調査結果によれば、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は0匹であった。 ・平成20年度は0匹であった。 ・平成21年度は0匹であった。 ・平成22年度は133匹確認された。 ・平成23年度は0匹であった。 ・平成24年度は216匹確認された。 <p>平成18年度以降イタセンパラの稚魚が確認されていなかったことから、イタセンパラの野生復帰に向けた取り組みとして、イタセンパラの再導入を平成21年度、平成23年度に試行的に実施している。</p> <p>平成22年度に発生した出水による影響等により、平成23年春の調査で稚魚を確認できなかったことから、平成23年秋にイタセンパラの再導入を行った結果、平成24年度春にはイタセンパラの稚魚216匹、平成24年度秋にはイタセンパラの成魚を確認した(推定全数1040匹)。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>唐崎地区においてワンドを2個新設し、城北地区では水制工2箇所を改良を行った。</p> <p>H23年再導入に関する春の稚魚調査では966匹を確認した。</p> <p>城北地区ではイタセンパラの生息環境が回復したので秋に500匹の再導入を行った。再導入の定着状況のモニタリングを行うとともに関係機関、住民の協力も得て外来種駆除や密漁防止のためのパトロール等を行った。</p>	<p>今後も引き続き淀川環境委員会等の指導・助言を得ながらワンド整備を行うと共に、再導入したイタセンパラの定着状況をモニタリングし、その結果を踏まえて、生息・生育・繁殖環境の保全・再生を進めることが必要である。</p>																																										
<table border="1"> <caption>イタセンパラの個体数(匹)の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>個体数(匹)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H6</td><td>2732</td></tr> <tr><td>H7</td><td>317</td></tr> <tr><td>H8</td><td>748</td></tr> <tr><td>H9</td><td>2486</td></tr> <tr><td>H10</td><td>1464</td></tr> <tr><td>H11</td><td>149</td></tr> <tr><td>H12</td><td>1939</td></tr> <tr><td>H13</td><td>7839</td></tr> <tr><td>H14</td><td>4937</td></tr> <tr><td>H15</td><td>4166</td></tr> <tr><td>H16</td><td>2593</td></tr> <tr><td>H17</td><td>506</td></tr> <tr><td>H18</td><td>0</td></tr> <tr><td>H19</td><td>0</td></tr> <tr><td>H20</td><td>0</td></tr> <tr><td>H21</td><td>0</td></tr> <tr><td>H22</td><td>133</td></tr> <tr><td>H23</td><td>0</td></tr> <tr><td>H24</td><td>216</td></tr> <tr><td>H25</td><td>966</td></tr> </tbody> </table>		年度	個体数(匹)	H6	2732	H7	317	H8	748	H9	2486	H10	1464	H11	149	H12	1939	H13	7839	H14	4937	H15	4166	H16	2593	H17	506	H18	0	H19	0	H20	0	H21	0	H22	133	H23	0	H24	216	H25	966
年度	個体数(匹)																																										
H6	2732																																										
H7	317																																										
H8	748																																										
H9	2486																																										
H10	1464																																										
H11	149																																										
H12	1939																																										
H13	7839																																										
H14	4937																																										
H15	4166																																										
H16	2593																																										
H17	506																																										
H18	0																																										
H19	0																																										
H20	0																																										
H21	0																																										
H22	133																																										
H23	0																																										
H24	216																																										
H25	966																																										

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>木津川では、平成24年度に引き続き25年度も、既存するたまりにおけるタナゴ類の仔稚魚調査を実施し、シロヒレタビラ14匹、カネヒラ2431匹を確認した。次年度以降も引き続き調査を実施する。</p>	

5. 参考資料

**【イタセンバラ野生復帰に向けた取り組み事例】
【淀川河川事務所】**

平成18年以降生息が確認できない淀川水系のイタセンバラは自力で回復する可能性が極めて低いこと、その一方で淀川本川の一部で本種が生息できる環境が整備されつつあること、淀川産イタセンバラの保存集団の増殖が順調であることなどから、淀川河川事務所では平成21年よりイタセンバラの再導入を行ってきた。

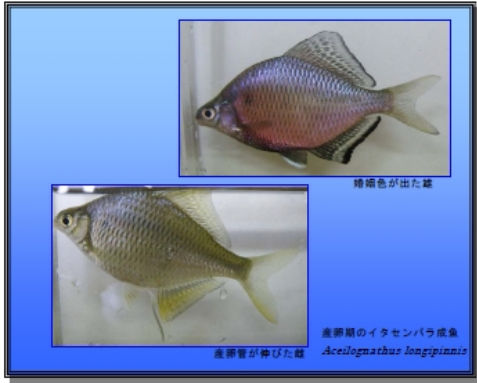
この再導入の取り組みなどによって得られた知見を生かし、淀川本川河道にイタセンバラを再び広く定着させることを目的に、イタセンバラの野生絶滅の可能性が高まった経緯や現況、これまでの保護活動を通して得られたさまざまな知見、そして現在の諸情勢などを勘案して、5～10年後に達成すべき目標を設定した短中期プランを平成24年7月にまとめた。

今後はこの短中期プランに基づき、イタセンバラの野生復帰を前進させていく。

淀川環境委員会

http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/env_h18/31th-env.html

イタセンバラの野生復帰に向けた
淀川本川河道の自然再生短中期プラン



国土交通省 近畿地方整備局
淀川河川事務所

**【イタセンバラ保全の取り組み事例】
【淀川河川事務所】**

淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク(以下、イタセンネット)は、淀川水系の生物多様性の保全・回復をめざし、その目標として淀川のシンボルフィッシュと呼ばれる天然記念物イタセンバラの野生復帰をめざして、外来種の駆除や普及啓発活動などの取り組みを行っている。

H25年度は、城北34～36号ワンドにおいて、4月～11月に月1～2回(計15回)の駆除作業(各回地曳網、年1回もんどり)を行ったほか、外来魚駆除のイベントとして、外来魚駆除釣り大会を2回実施した。その結果、地曳き網ではブルーギル705個体、オオクチバス867個体、もんどりではブルーギル18個体を駆除した。

外来魚駆除釣り大会の様子
H25.5.12



イタセンネットによる外来魚駆除



淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク連携団体一覧

【連携団体・大学】

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 一般社団法人 水生生物保全協会 ■ 大阪工業大学 城北水辺クラブ ■ 大阪産業大学 エコ推進プロジェクト ■ 大阪産業大学 水生生物研究室 ■ 大阪商業大学 経済学部 原田ゼミナール ■ 大阪府立大学 キャンパスビオトープ研究会 ■ 大阪府立大学 里環境の会OPU ■ 京都水族館 ■ 水生生物センター・サポートスタッフ ■ 摂南大学 エコシビル部 | <ul style="list-style-type: none"> ■ NPO法人 nature works ■ パナソニック エコリレー ジャパン ■ 人を自然に近づける川いらい会 ■ 琵琶湖を戻す会 ■ 淀川管内河川レンジャー ■ 淀川水系イタセンバラ研究会 <p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 環境省 近畿地方環境事務所 ■ 国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 ■ 大阪府環境農林水産部 みどり推進課 ■ (地独)大阪府環境農林水産総合研究所 |
|---|---|

点 検 項 目

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【城北ワンド群 ワンド環境の改善及びイタセンパラ放流(再導入)】
【淀川河川事務所】

ワンド環境の改善

城北ワンド33号ワンドと34号ワンドの間の水制部分、35号ワンドと36号ワンドの間の水制部分の水制工の改良を実施した。

1) 改良の目的

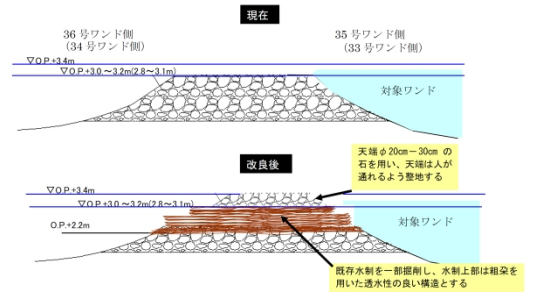
- ・水制工の天端の嵩上げ: 外来魚の侵入抑制
- ・粗朶による沈床工の構造: 稚魚、底生魚等の生息場、避難場、ワンド間の透水性の改善

2) 施工時期

ワンドの環境改善は、イタセンパラの生活史を考慮し(産卵期終了後から仔稚魚の浮出時期までの施工)冬季に実施した。



木工沈床工の施工状況写真

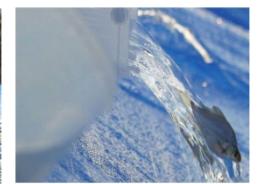
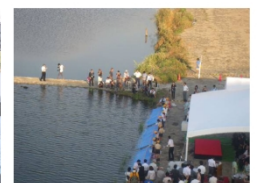


城北ワンド群へのイタセンパラ放流(再導入)

2013年(平成25年)10月10日に、かつてイタセンパラの生息地であった城北ワンド群において公開のもと放流することとし、「淀川城北ワンド群イタセンパラ放流式」を実施した。
地域の小中学生らにより雄雌合わせて500個体のイタセンパラが放流された。

日時: 平成25年10月10日(木)16:00~

主催: 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所、
地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所
協力: 淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク
参加人数: 約160名



ワンドの評価、次の取り組みに生かす方法等
淀川イタセンパラ検討会を設置し、ワンド形状や、二枚貝の生息状況などイタセンパラ野生復帰に向け指導助言を頂いている。
今後も河川整備計画に示された、良好な水辺環境の保全再生を図ります。

点 検 項 目 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

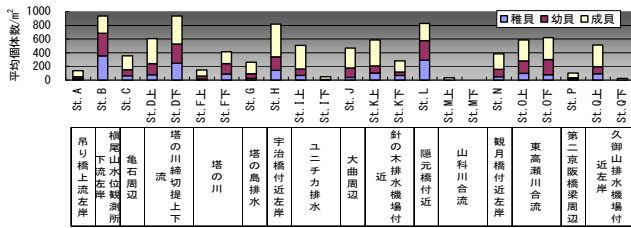
3. 進捗状況 **4. 点検結果**

【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況

「指標」ナカセコカワニナの生息・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容〔中流域宇治川〕

(これまでの取組内容)

ナカセコカワニナの模式産地がある宇治川において平成20年度に三川合流付近から天ヶ瀬ダム下流までの間で分布範囲の調査を行った。結果を以下に示す。



ナカセコカワニナ調査結果

平成24年度には塔の島上流における掘削工事、および塔の島下流における工事用道路工事にあたり、ナカセコカワニナの移殖を実施した。

(平成25年度の取組)

ナカセコカワニナの保全に関しては、工事实施の際に生息環境・繁殖環境に影響のないよう工事年度において検討し、結果、付近の模式産地へ移植することとなり、平成25年度においても、塔の島地区における河床掘削及び護岸整備工事にあたり、工事範囲内にナカセコカワニナを確認したため、付近の模式産地への移殖を実施した。また過年度に移植した範囲についてモニタリングを行いナカセコカワニナを確認している。

護岸構造は、有識者や専門家による委員会において検討し、護岸表面に深目地があるナカセコカワニナにも配慮した構造となっている。

ナカセコカワニナについては、宇治川での生息範囲調査の結果、淀大橋から天ヶ瀬ダム下流まで分布が確認されている。

今後、生息が確認されている箇所では河川整備を行う際は、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながらナカセコカワニナの生息・繁殖環境に十分配慮する必要がある。

5. 参考資料

【ナカセコカワニナに配慮した護岸】

【淀川河川事務所】



点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況	
「指標」オオサンショウウオの生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方策の検討内容〔上流域(盆地～源流部)木津川〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>川上ダムの建設によりオオサンショウウオの生息環境が一部減少してしまうことから、湛水予定区域に生息している個体の湛水予定区域上流への移転と併せて、移転先の生息環境改善などの環境保全対策を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工巣穴について <p>河川内（川上川）に人工巣穴を試験設置し、設置した人工巣穴において、オオサンショウウオの利用状況のモニタリング調査を実施した。</p> <p>モニタリング調査結果は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度：成体の人工巣穴利用を数回確認。 ・平成23年度：成体の人工巣穴利用を数回確認。 ・平成24年度：成体とともに卵塊を確認。 ・移動路について <p>河川横断工作物（川上川及び前深瀬川）に移動路を試験設置し、設置した移動路において、オオサンショウウオの遡上状況のモニタリング調査を実施した。平成24年度までの調査結果を基に学識者等の助言を得て、オオサンショウウオの遡上試験について一定の成果が確認できたものと判断し、平成24年度末に調査を終了した。</p> ・移転試験について <p>移転先での定着状況を把握するための移転試験を学識者等の指導・助言のもと実施した。移転先でのオオサンショウウオの定着状況や生息環境について追跡調査を継続的に実施し、平成23年度までの追跡調査結果を基に学識者等の助言を得て、オオサンショウウオの移転試験について一定の成果が確認できたものと判断し、平成23年度末に調査を終了した。</p> ・川上ダム建設事業における環境影響及び保全対策について <p>平成21年度に動植物、水質などを含めた川上ダム建設事業における環境影響及び保全対策を総合的にとりまとめた環境保全への取り組みについて、報道関係者を対象とした説明会（平成21年7月2日実施）及び地元での報告会（平成21年7月5日実施）を開催し、その内容をホームページで公表した。平成22年度からは、平成21年度に公表した「川上ダム建設事業におけるオオサンショウウオ調査及び環境保全への取り組み」の中からオオサンショウウオに関する取り組みについてホームページで公表している。</p> ・保護池について <p>オオサンショウウオの保全のため自然河川を模したオオサンショウウオの保護池において、工事に伴う個体の一時保護、行動・生態の観察、保全対策に関する試験を行った。このうち、保全対策に関する試験については、</p> 	

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
<p>3. 進捗状況</p> <p>学識者等の助言を得て、一定の成果が確認できたものと判断し、平成24年度末に試験を終了したが、行動・生態の観察については継続して実施している。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工巣穴について 移転先の生息環境改善を図るために設置することを予定している人工巣穴について、人工巣穴の利用状況を確認し、人工巣穴設置の効果を確認することを目的として、河川内(川上川)に試験設置した2基の人工巣穴のモニタリング調査を引き続き実施している。 平成25年度は、オオサンショウウオによる人工巣穴の利用は確認できなかった。今後も引き続きモニタリング調査を実施する。 ・保護池について オオサンショウウオの生態には解明されていない部分があるため、オオサンショウウオの環境保全対策に資することを目的として、オオサンショウウオの保護池において、生態の観察を引き続き実施している。 平成25年度は、保護池の個体の全長・体重等を測定し、飼育下における個体の成長状況を確認した。今後も引き続き測定を実施する。 	<p>4. 点検結果</p> <p>人工巣穴において、モニタリング調査を実施し、オオサンショウウオによる人工巣穴の利用状況を確認している。今後も引き続きモニタリング調査を実施する。</p> <p>保護池において、保護池の個体の全長・体重等を測定し、飼育下における個体の成長状況を確認している。今後も引き続き測定を実施する。</p>
<p>5. 参考資料</p>	
<p>【保護池における観察】 【(独)水資源機構】</p>  <p>オオサンショウウオ保護池</p>	

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
---------	---------------------------

5. 参考資料

【人工巣穴のモニタリング実施内容】

【(独)水資源機構】



人工巣穴構造



人工巣穴設置状況



人工巣穴内で確認された成体と卵塊 (H24.9.14)

保全対策の一つである人工巣穴の設置については、河川内に試験設置した人工巣穴において、モニタリングを継続して実施している。

これまでのモニタリングにより、H22年度及びH23年度は成体が人工巣穴を利用する様子を数回確認することができた。

H24年度は、9月14日に初めて人工巣穴内に成体とともに卵塊を確認することができた。しかし、その後の出水以降は成体も卵塊も確認できず、H25年度も確認できなかった。

今後も人工巣穴で産卵から孵化するところまで確認するため継続してモニタリングを実施する。

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況		
「指標」アユモドキの生息環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容・確認箇所数〔中流域宇治川〕		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>宇治川において、平成20年、平成24年度に水辺の国勢調査を実施したが、アユモドキについては、確認されていない。</p> <p>天ヶ瀬ダム再開発事業における生物への影響を把握するため、現状把握として、環境調査を平成2年から実施しているが、アユモドキについては、確認されていない。</p> <p>天ヶ瀬ダム再開発後の下流河川環境への影響予測を実施した。その中で、生物にとって重要な環境の抽出とそれぞれの環境に対しての指標種を選定した。アユモドキは、フリソデワンド地区の指標種として選定している。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>天ヶ瀬ダム再開発後の運用による下流河川への影響確認のため、モニタリング計画を策定し、それに基づき調査を実施した。</p> <p>アユモドキについては確認されていない。</p>	<p>在来生物の生息・生育・繁殖環境の調査や繁殖環境の改善に、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら取り組んでいる。</p> <p>アユモドキの生息状況は確認できていないが、引き続き水辺の国勢調査等を通じて確認を行っていく必要がある。</p>	

5. 参考資料

【アユモドキの調査状況】



フリソデワンド地区



現地調査(カゴ編)



現地調査(投網)

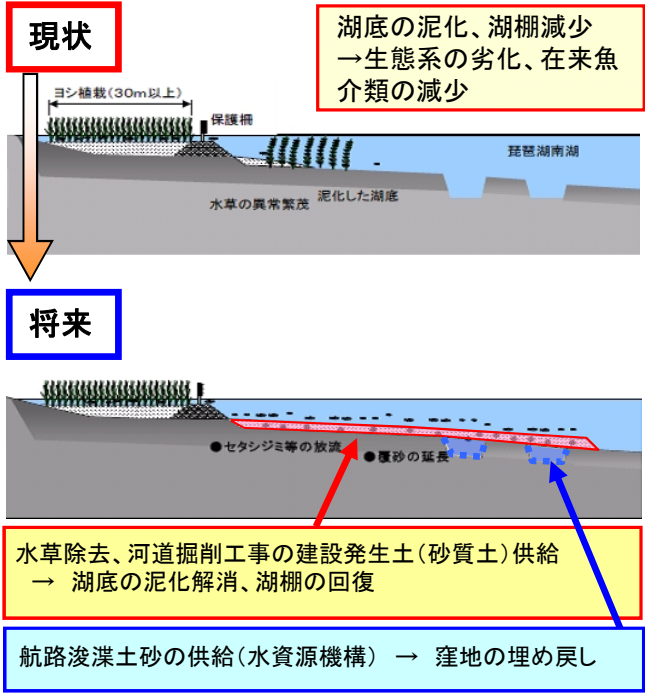
天ヶ瀬ダム再開発後の運用による下流河川への影響確認のため、モニタリング計画を作成し、調査を行っており、平成25年はフリソデワンド地区において5月、7月、10月の計3回実施したが、アユモドキは確認されていない。

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】生態系・生物群集多様性の維持・回復に向けた取り組み状況	
「指標」関係機関が連携した取り組み内容・回数〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>・琵琶湖河川事務所〔南湖再生〕 平成18年に、「琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会」の「水辺の生態系保全再生・ネットワーク分科会」の枠組みのなかで、琵琶湖南湖において、琵琶湖漁業の漁獲高の減少、ヨシ帯等湖岸域の保全、外来魚の繁殖、水草の異常繁茂、水質の浄化などの問題について、課題抽出、事業実施の連携などの調整・情報共有ことを目的として、国、滋賀県、大津市、草津市、守山市、野洲市、(独)水資源機構により、「南湖再生ワーキンググループ」を設立した。</p> <p>その中で、近年に課題となっている水草の異常繁茂について、国、滋賀県、(独)水資源機構で、当面の水草管理における課題抽出、事業実施の連携などの調整・情報共有することを目的とした「水草連携打合せ会」を平成23年から開催している。</p> <p>平成19～25年度に、「南湖湖底改善事業」によりセタシジミ等の生息環境の回復を進めるため、建設発生土をヨシ帯前面に覆砂する南湖砂地回復事業(水産庁)に供給した。</p> <p>(平成25年度 of 取組)</p> <p>・琵琶湖河川事務所〔南湖再生〕 南湖再生ワーキンググループを1回開催し、各機関の事業について情報共有し、土砂供給等の連携・調整を図った。</p>	<p>南湖再生ワーキンググループに参画することにより、課題抽出、事業実施の連携など、関係機関と調整・情報共有が図れた。</p> <p>今後も引き続き、ラムサール条約や生物多様性条約の批准国として生態系・生物群集多様性の維持・回復に貢献するため、関係機関との連携調整を図り、事業実施の確認や情報交換を実施する。</p>

点検項目 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【南湖再生WGの南湖湖底改善事業の取り組み】
【琵琶湖河川事務所】



①野洲川堆積土砂撤去工事による建設発生土(砂質土) <野洲市市三宅地先>



②南湖砂地回復事業地の土砂仮置ヤードへ運搬 <草津市下笠地先>



③土砂ふるい分け状況 <草津市下笠地先>



③覆砂として土砂を湖底へ投入 <草津市下笠沖地先>



南湖再生WGでは、南湖が「湖底の泥化、窪地による湖棚減少」などにより、在来魚介類がすみにくい環境となっているため、国土交通省、水産庁、水資源機構、滋賀県等と連携して、「湖底の耕、ヨシ帯前面の覆砂、窪地の埋め戻し」など湖底環境の改善を順応的に実施し、セタジミ等の魚介類の生息環境の回復を進めている。

琵琶湖河川事務所では、瀬田川河道掘削工事、野洲川堆積土砂撤去工事等で砂質土が発生した場合は、ヨシ帯前面の覆砂として「南湖の砂地回復事業地(草津市下笠沖など)」へ供給している。

点 検 項 目		多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承							
3. 進捗状況				4. 点検結果					
【観点】外来種対策の実施状況									
「指標」外来種の現状把握と対策必要箇所を選定内容〔全域〕									
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>河川水辺の国勢調査等により河川環境情報図を作成し外来種の現状把握を実施している。</p> <p>なお、特定外来種対策の実施にあたっては、淀川環境委員会等の学識経験者から指導・助言を得ながら効果的な対策を検討して実施した。</p> <p>淀川では、確認種数に対して外来種数の割合が概ね25%程度で安定しており、変化は少ない傾向にある。</p> <p>木津川上流域では、確認種数に対して外来種数の割合が概ね15%程度で安定しており変化は少ない傾向にある。</p> <p>野洲川では、確認種数に対して外来種数の割合が24%程度であり、前回の調査(平成14年度)と比較すると、概ね同等の値となっている。</p> <p>瀬田川では、確認種数に対して外来種の割合が18%程度である。前回の調査(平成17年度)と比較すると、田上関津町地区で約11%から約14%程度、瀬田大橋地区で約23%から約24%程度と増加が見られるものの、他の地区では若干減少した。</p> <p>猪名川では特定外来植物のウリ科アレチウリの確認地区が平成10年度の4地区(猪名川5.0k～5.7k地区、7.9k～8.8k地区、藻川0.0k～1.0k地区、4.0k～4.8k地区)から、平成21年度には猪名川7.2k～8.0k地区、11.6k～11.9k地区の2地区で増えている。</p> <p>各河川での特定外来生物(植物)の変化を下表に示す。</p>									
		全地区				確認地区数			
		(11地区)		(12地区)					
		H5	H10	H14	H21	H5	H10	H14	H21
科名	種名								
アカウキクサ科	外来アゾラ				○	0	0	0	3
ヒユ科	ナガエツルノゲイトウ		△		○	0	0	0	4
ウリ科	アレチウリ	○	○	○	○	7	8	10	9
アリノトウグサ科	オオフサモ	○	○	○	○	1	5	8	2
ゴマノハグサ科	オオカワヂシャ	○		○	○	1	0	11	10
サトイモ科	ボタンウキクサ			○	○	0	0	7	2
キク科	ミズヒマワリ				○	0	0	0	1
	オオキンケイギク	○		○	○	1	0	2	7
△：植物相調査地区内での確認はないが、群落組成調査地点で確認されている。									
淀川(本川、桂川、宇治川、木津川下流)での特定外来生物の変化(植物)									

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承						
3. 進捗状況			4. 点検結果				
科名	種名	全地区			確認地区数		
		H12	H17	H21	H12	H17	H21
ウリ科	アレチウリ	○	○	○	4	5	3
アリノトウグサ科	オオフサモ	○	○	○	1	3	3
ゴマノハグサ科	オオカワヂシャ	○	○	○	3	5	3
サトイモ科	ボタンウキクサ		○		0	1	0
キク科	オオキンケイギク		○	○	0	1	3
科名	種名	全地区			確認地区数		
		H10	H14	H21	H10	H14	H21
ウリ科	アレチウリ	○	○	○	3	4	3
アリノトウグサ科	オオフサモ	○	○	○	1	1	2
ゴマノハグサ科	オオカワヂシャ	○	○	○	4	5	4
キク科	オオキンケイギク		○	○	0	1	1
科名	種名	全地区			確認地区数		
		H10	H14	H21	H10	H14	H21
ウリ科	アレチウリ	○	○	○	4	4	4
アリノトウグサ科	オオフサモ	○	○	○	1	2	2
ゴマノハグサ科	オオカワヂシャ	○	○	○	1	3	2
科名	種名	全地区			確認地区数		
		H10	H16	H21	H10	H16	H21
ウリ科	アレチウリ	○	○	○	4	4	6
キク科	セイタカアワダチソウ	○	○	○	4	4	6
イネ科	セイバンモロコシ	○	○	○	4	4	6

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承																																																					
3. 進捗状況	4. 点検結果																																																					
<p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成24年度に調査を行った魚類調査について、調査結果をとりまとめた。</p> <p>また、平成25年度は底生動物の調査を実施した。平成26年度にとりまとめを行う。</p>																																																						
<p>今後も、現地調査により外来種の現状を把握し、対策を必要とする箇所では効果的な対策を淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら検討して実施する必要がある。</p>																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種名</th> <th colspan="3">全地区</th> <th colspan="3">確認地区数</th> </tr> <tr> <th>H16</th> <th>H19</th> <th>H24</th> <th>H16</th> <th>H19</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>チャネルキャットフィッシュ</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>カダヤシ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>ブルーギル</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>オオクチバス</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>コクチバス</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>							種名	全地区			確認地区数			H16	H19	H24	H16	H19	H24	チャネルキャットフィッシュ			○			1	カダヤシ	○	○	○	2	5	6	ブルーギル	○	○	○	8	8	9	オオクチバス	○	○	○	8	9	7	コクチバス			○			1
種名	全地区			確認地区数																																																		
	H16	H19	H24	H16	H19	H24																																																
チャネルキャットフィッシュ			○			1																																																
カダヤシ	○	○	○	2	5	6																																																
ブルーギル	○	○	○	8	8	9																																																
オオクチバス	○	○	○	8	9	7																																																
コクチバス			○			1																																																
<p>淀川(本川、桂川、宇治川、木津川下流)での特定外来種の変化(魚類)</p> <p>淀川では、確認種数に対して特定外来種の割合が7%程度であった。外来魚の駆除に関し、淀川環境委員会から生息状況の推定のために駆除した魚の記録(写真、サイズ)を残すように助言を得た。</p>																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種名</th> <th colspan="3">全地区</th> <th colspan="3">確認地区数</th> </tr> <tr> <th colspan="3">(4地区)</th> <th>H14</th> <th>H19</th> <th>H24</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H14</th> <th>H19</th> <th>H24</th> <th>H14</th> <th>H19</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルーギル</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>オオクチバス</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>							種名	全地区			確認地区数			(4地区)			H14	H19	H24		H14	H19	H24	H14	H19	H24	ブルーギル	○	○	○	4	4	4	オオクチバス	○	○	○	4	4	4														
種名	全地区			確認地区数																																																		
	(4地区)			H14	H19	H24																																																
	H14	H19	H24	H14	H19	H24																																																
ブルーギル	○	○	○	4	4	4																																																
オオクチバス	○	○	○	4	4	4																																																
<p>瀬田川での特定外来種の変化(魚類)</p> <p>瀬田川では、確認種数(27種)に対して特定外来種の割合が7%程度であった。</p>																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種名</th> <th colspan="3">全地区</th> <th colspan="3">確認地区数</th> </tr> <tr> <th colspan="3">(4⇒5地区※)</th> <th>H13</th> <th>H19</th> <th>H24</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H13</th> <th>H19</th> <th>H24</th> <th>H13</th> <th>H19</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルーギル</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>オオクチバス</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>							種名	全地区			確認地区数			(4⇒5地区※)			H13	H19	H24		H13	H19	H24	H13	H19	H24	ブルーギル	○	○	○	4	3	5	オオクチバス	○	○	○	4	4	5														
種名	全地区			確認地区数																																																		
	(4⇒5地区※)			H13	H19	H24																																																
	H13	H19	H24	H13	H19	H24																																																
ブルーギル	○	○	○	4	3	5																																																
オオクチバス	○	○	○	4	4	5																																																
<p>野洲川での特定外来種の変化(魚類)</p> <p>野洲川では、確認種数(45種)に対して外来種の割合が13%程度であった。</p>																																																						

点 検 項 目		多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承				
3. 進捗状況			4. 点検結果			
種名	全地区			確認地区数		
	H16	H19	H24	H16	H19	H24
ブルーギル	○	○	○	3	3	2
オオクチバス	○	○	○	1	3	2
コクチバス			○	0	0	2
<p>木津川上流域での特定外来種の変化(魚類)</p> <p>木津川上流域では、確認種数に対して特定外来種の割合が8%程度であった。</p> <p>平成24年度の調査においてコクチバスが新たに見つかっている。木津川上流河川環境研究会においては、コクチバスは今後注視していく必要がある、今後実施予定の「遊水地内の生息環境と河川の連続性維持・回復の実施」にあたっては、外来種対策を行っていくべきであるとの指導助言を頂いた。</p>						
種名	全地区			確認地区数		
	H17	H19	H24	H17	H19	H24
カダヤシ	○	○	○	1	2	5
ブルーギル	○	○	○	1	4	3
オオクチバス	○	○	○	5	4	4
<p>猪名川での特定外来種の変化(魚類)</p> <p>猪名川では、確認種数に対して特定外来種の割合が10%程度であった。</p>						

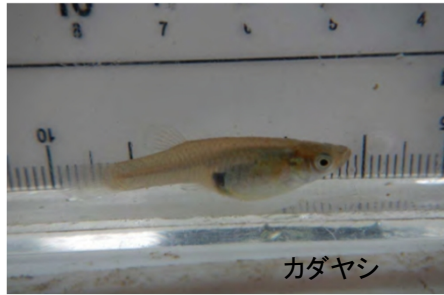
点 検 項 目 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

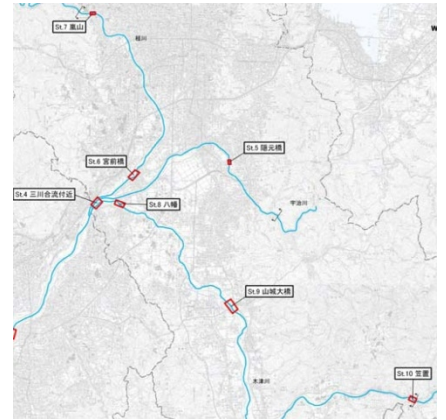
【外来種の調査状況】
【淀川河川事務所】



現地調査(投網)



カダヤシ



現地調査(刺網)



ブルーギル

外来種の生息状況



河川水辺の国勢調査(魚類調査1回/5年)を行うことにより、外来種の生息状況を調査しており、平成24年度の魚類調査では、70種のうち9種の外来種が確認されている。

【琵琶湖河川事務所】



現地調査(投網)



ブルーギル



現地調査(カゴ網)



カムルチー



外来種の生息状況

河川水辺の国勢調査(魚類調査1回/5年)を行うことにより、外来種の生息状況を調査しており、平成24年度の魚類調査では、27種のうち4種の外来種が確認されている。

点 検 項 目

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【猪名川河川事務所】



現地調査(投網)



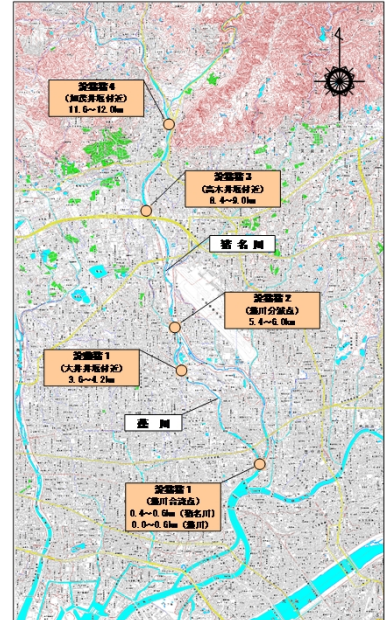
ブルーギル(外来種)



現地調査(タモ網)



オオクチバス(外来種)



調査地点

河川水辺の国勢調査(魚類調査1回/5年)を行うことにより、外来種の生息状況を調査しており、平成24年度の魚類調査では、46種のうち5種の外来種が確認されている。

【木津川上流河川事務所】



現地調査(投網)



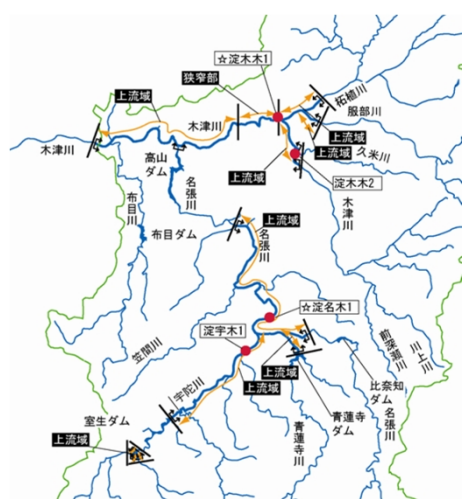
ブルーギル



現地調査(タモ網)



コクチバス



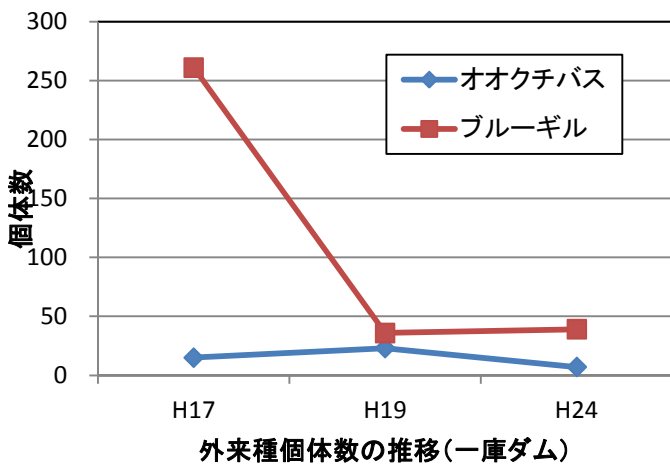
外来種の生息状況

河川水辺の国勢調査(魚類調査1回/5年)を行うことにより、外来種の生息状況を調査しており、平成25年度の魚類調査では、36種のうち6種の外来種が確認されている。

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】外来種対策の実施状況	
「指標」駆除対策・予防的措置の実施内容・駆除数量〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボタンウキクサ(淀川河川事務所) 淀川下流ではボタンウキクサの爆発的な増加により、水面を水草が覆い尽くすことで光や水中の酸素が不足し、水生生物の生息環境への悪影響が懸念された。このため駆除方法を検討し、回収作業を実施している。 平成20年度から早期回収(5月から)を実施し、繁茂抑制が図られたため駆除量が減少している。 平成24年度は駆除作業時にボタンウキクサは見られなかった。 ・ナガエツルノゲイドウ(淀川河川事務所) 赤川地区や城北地区のワンド等において繁茂が著しく、水面を水草が覆い尽くすことで光や水中の酸素が不足し、水生生物の生息環境への悪影響が懸念された。 このため、平成21年度から水生生物センターと協働して駆除を実施している。 ・アレチウリなど(猪名川河川事務所) 平成21年度より継続的に、アレチウリなど外来植物の駆除を実施している。 ・ヌートリア(淀川ダム統合管理事務所) 天ヶ瀬ダムでは平成23年度に、ダム周辺へのヌートリアの存在についてアンケート調査を実施し、ダムサイト上流での存在が認められたため、ヌートリアがダムより上流へ生息域を拡大しないよう、侵入防止対策(簡易的に侵入防止網を設置)を実施した。 また、ヌートリアの生息域を監視するため、ダムサイトから貯水池内の定期巡視時での監視強化及びHPを開設し住民からの目撃情報の提供を求め、目撃情報についてはHPでも情報発信を実施するとともに、ダム上流の滋賀県、大津市及び京都府と目撃情報を共有することを実施している。 ・ヌートリア(淀川河川事務所) ヌートリアの行動や被害に関する詳細な把握を行うとともに、駆除の実行可能性についての検討を実施している。 	

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承																																																		
3. 進捗状況	4. 点検結果																																																		
【観点】外来種対策の実施状況																																																			
「指標」駆除対策・予防的措置の実施内容・駆除数量〔全域〕																																																			
<p>(平成25年度の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボタンウキクサ(淀川河川事務所) 駆除作業時にボタンウキクサが見られなかったことから、作業は行っていない。 ・ナガエツルノゲイトウ(淀川河川事務所) ナガエツルノゲイトウについては、平成25年度は約86t駆除している。 ・アレチウリなど(猪名川河川事務所) アレチウリなど外来植物の駆除を約12,000m²実施した。 <div data-bbox="172 696 724 1032"> <table border="1"> <caption>ボタンウキクサ駆除数量</caption> <thead> <tr><th>年度</th><th>駆除数量(t)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H18</td><td>600</td></tr> <tr><td>H19</td><td>750</td></tr> <tr><td>H20</td><td>300</td></tr> <tr><td>H21</td><td>0</td></tr> <tr><td>H22</td><td>0</td></tr> <tr><td>H23</td><td>0</td></tr> <tr><td>H24</td><td>0</td></tr> <tr><td>H25</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="172 1048 724 1384"> <table border="1"> <caption>ナガエツルノゲイトウ駆除数量</caption> <thead> <tr><th>年度</th><th>駆除数量(t)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H18</td><td>0</td></tr> <tr><td>H19</td><td>0</td></tr> <tr><td>H20</td><td>0</td></tr> <tr><td>H21</td><td>270</td></tr> <tr><td>H22</td><td>90</td></tr> <tr><td>H23</td><td>100</td></tr> <tr><td>H24</td><td>50</td></tr> <tr><td>H25</td><td>80</td></tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="172 1400 724 1693"> <table border="1"> <caption>アレチウリ駆除</caption> <thead> <tr><th>年度</th><th>駆除面積(m²)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H20</td><td>0</td></tr> <tr><td>H21</td><td>5,000</td></tr> <tr><td>H22</td><td>5,000</td></tr> <tr><td>H23</td><td>85,000</td></tr> <tr><td>H24</td><td>12,000</td></tr> <tr><td>H25</td><td>12,000</td></tr> </tbody> </table> </div>	年度	駆除数量(t)	H18	600	H19	750	H20	300	H21	0	H22	0	H23	0	H24	0	H25	0	年度	駆除数量(t)	H18	0	H19	0	H20	0	H21	270	H22	90	H23	100	H24	50	H25	80	年度	駆除面積(m ²)	H20	0	H21	5,000	H22	5,000	H23	85,000	H24	12,000	H25	12,000	<p>外来種の状況を把握し、対策予定量を実施出来た。</p> <p>今後も、外来種駆除を継続することで外来種の拡大防止に努めていく。</p>
年度	駆除数量(t)																																																		
H18	600																																																		
H19	750																																																		
H20	300																																																		
H21	0																																																		
H22	0																																																		
H23	0																																																		
H24	0																																																		
H25	0																																																		
年度	駆除数量(t)																																																		
H18	0																																																		
H19	0																																																		
H20	0																																																		
H21	270																																																		
H22	90																																																		
H23	100																																																		
H24	50																																																		
H25	80																																																		
年度	駆除面積(m ²)																																																		
H20	0																																																		
H21	5,000																																																		
H22	5,000																																																		
H23	85,000																																																		
H24	12,000																																																		
H25	12,000																																																		
<p>※平成23年度の駆除面積には、河床掘削工事に併せて外来植物の駆除を実施した面積を含んでいる。</p>																																																			
<ul style="list-style-type: none"> ・ヌートリア(淀川ダム統合管理事務所) 天ヶ瀬ダム貯水池内を定期的に河川巡視を行っている。また、大津市が曾束川において捕獲に成功しており、このことは、関係府県と情報共有するとともに、市民への情報発信として、HPにて情報提供を行った。 木津川上流河川事務所管内においても、名張川で平成18年度にヌートリアの目撃報告があり、その後木津川でも確認されている。河川巡視等でヌートリアが確認された際は、関係機関に情報提供する等、連携をはかっている。 																																																			

<p>点 検 項 目</p>	<p>多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承</p>
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>
<p>【観点】外来種対策の実施状況</p>	
<p>「指標」駆除対策・予防的措置の実施内容・駆除数量〔全域〕</p>	
<p>・ヌートリア(淀川河川事務所) 貝類・植物への影響調査、堤防など河川管理施設への影響調査、及び効率的駆除方法の検討(実行可能性の検討)を実施した。</p> <p>・外来魚(ブルーギル、ブラックバス等)((独)水資源機構) 一庫ダムでは、定置網を用いて洪水期に向けたダム貯水位の低下操作を利用した魚類捕獲を行うことで、魚類相の調査を行うとともに外来魚を駆除した。具体的には、袋網に捕獲された魚類の種類等を調査し、在来魚は再放流し、外来魚は殺処分し魚粉化して肥料とした。 平成25年は、7月～9月に延べ27回実施した。(捕獲総数199匹) 平成17年度から開始したこの取り組みにより、外来魚の個体数は減少傾向を示している。</p>	



点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
3. 進捗状況	4. 点検結果
5. 参考資料	

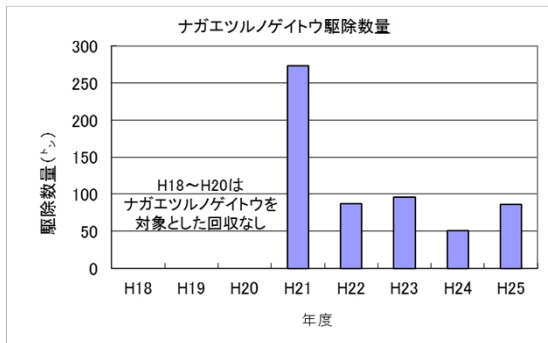
【外来種駆除活動の事例】

【淀川河川事務所】

特定外来生物(ナガエツルノゲイトウ)の駆除実施状況



ナガエツルノゲイトウの分布状況 (赤川地区)



ナガエツルノゲイトウの駆除実施状況 (赤川地区)

淀川では、特定外来生物等の外来水草によるワンド内の生物の生息・生育・繁殖環境への影響を考慮し、外来水草の調査により、対策必要箇所を選定して駆除を実施している。

このうちナガエツルノゲイトウは、特に赤川地区や城北地区のワンド等において繁茂が著しく、水面を広く覆い、水際の在来植生を駆逐したり、水中の光量、溶存酸素量を低減させ、水生生物への影響が懸念されているため、平成21年度から水生生物センターと協働して駆除を実施している。

【猪名川河川事務所】



駆除前



駆除後



猪名川の外来植物対策マニュアル

「河原および水陸移行帯の再生」の事業箇所において、地域住民が参画した外来植物対策を実施している。この活動により、外来植物の繁茂が抑制され、さらには本来あるべき猪名川の河原環境の維持に寄与している。

また、さらなる活動拡大のために、猪名川自然環境委員会の指導・助言を得ながら、活動指針となる「猪名川の外来植物対策マニュアル」を作成し、正しい知識を身につけた活動の拡大、および指導者の育成や学校活動としての参加を促すこととしている。

点 検 項 目

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【ヌートリア生息域の調査状況】

【淀川ダム統合管理事務所】



【堤頂からの巡視状況】



【H24 減勢池で確認されたヌートリア】

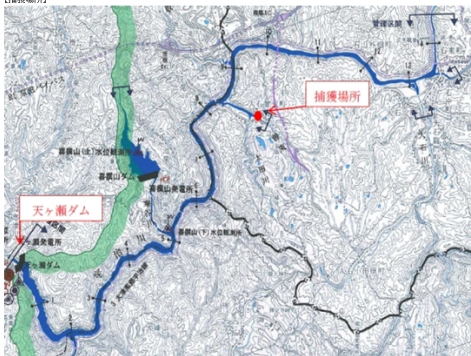
- ・ 天ヶ瀬ダムでは、外来種駆除計画を作成し、対策すべき種や対策箇所を選定し、重点的に取り組みを実施している。
- ・ 平成23年度の河川水辺の国勢調査(哺乳類)におけるアンケート等にて、ダムサイト付近のダム湖でも目撃情報があったことや、ダムの監査廊で糞が確認されたことから、ダムの減勢池から監査廊が侵入経路になり得るため、侵入防止のための柵などを設置した。
- ・ 天ヶ瀬ダムでは、ヌートリア活動状況の把握のため、ダムサイト付近の巡視を強化している。また、HPなどによりヌートリアの目撃情報を収集するとともに、ヌートリア生息域について、関係機関と情報共有を図っている
- ・ 特定外来種に指定されている「ヌートリア」は、これまでダム下流の河川では多くの生息が確認されていた。また、平成24年に河川巡視でダム湖内で侵入を確認した。

平成26年1月には、大津市により、曾東川において、ヌートリア1頭が捕獲され、関係府県と情報共有するとともに、HPIにて情報提供を行った。

ヌートリアの目撃情報

天ヶ瀬ダムでヌートリアを捉獲しました。

平成26年1月17日
道庁東大津市大石曾東2丁目4番地の曾東川に架かる舟船橋下に於いて、大津市が仕掛けた捕獲器具に、ヌートリア1頭が捕獲されました。
(天ヶ瀬ダムより、約5km 上流)
【体格】
胴回り=52cm 尻尾=34cm 体重=6.49kg 性別:雄
【捕獲場所】



平成24年11月26日 15:00ごろ

天ヶ瀬ダム監査廊水側柵が天ヶ瀬ダム下流の減勢池付近でヌートリアを捉獲しました。





<特定外来生物ヌートリア生息に関する情報提供に関するHP>

<http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/nutria.html> HPIによる情報提供

点 検 項 目 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【自治体による駆除事例】
【木津川上流河川事務所】

<p>名張市アライグマ・ヌートリア防除実施計画</p> <p>平成23年2月</p>	<p>別 添</p> <p>アライグマ、ヌートリア駆除に使用する捕獲装置</p> <p>【例】</p>  <p>重量：4.0kg</p>	
--	---	--

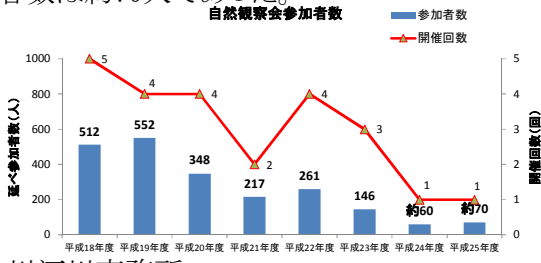
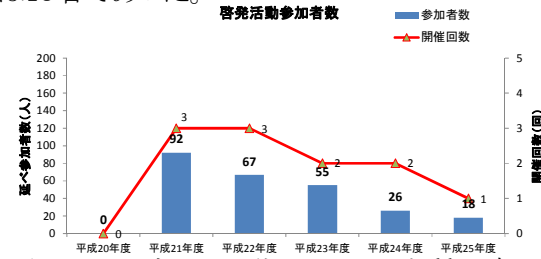
名張市では特定外来生物法に基づき、アライグマとヌートリアに関する防除実施計画 を制定しており、被害の低減及び生息頭数の減少を当面の目標としている。なお、被害を受ける者や地域が、狩猟免許がなくても、説明や届け出を名張市へ提出することで、直接捕獲に従事できるような施策を行っており、ヌートリアについては、平成18年度から平成25年度までに、170頭を捕獲している。

木津川上流河川事務所管内においても、名張川で平成18年度にヌートリアの目撃報告があり、その後木津川でも確認されている。 河川巡視等でヌートリアが確認された際は、関係機関に情報提供する等、連携をはかっていく。

<名張市役所のヌートリアに関するHP>
<http://www.city.nabari.lg.jp/hp/menu000007100/hpg000007084.htm>

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
5. 参考資料	
<p data-bbox="113 271 501 304">【ヌートリアの行動調査結果】</p> <p data-bbox="113 309 368 342">【淀川河川事務所】</p> <p data-bbox="97 353 560 387">(1) 堤防など河川管理施設への影響調査</p> <ul data-bbox="148 389 839 423" style="list-style-type: none"> ・桂川では水際から横断方向に50mの範囲内で行動している。 <p data-bbox="97 452 644 486">(2) 効率的駆除方法の検討(実行可能性の検討)</p> <p data-bbox="148 488 676 521">平成24年度捕獲個体の外部計測値と繁殖状態</p> <ul data-bbox="148 524 1477 645" style="list-style-type: none"> ・桂川において平成24年11月から平成25年3月までの期間において計20個体を捕獲。 うち、メス6個体中妊娠個体5個体 → 体長50cm未満の個体でも、また冬季でも 繁殖している ・11月～3月において4回の捕獲圧をかけたが、捕獲効率(捕獲数/ワナ数・夜数)が0.42前後の値で推移して低下傾向がみられなかった。実施した範囲においての駆除努力は現状では足りない。 <div data-bbox="1203 277 1489 488" style="text-align: right;">  </div> <p data-bbox="1222 499 1474 533" style="text-align: right;">【桂川で確認したヌートリア】</p>	

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】外来種対策の実施状況	
「指標」外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>○琵琶湖河川事務所 滋賀県高島市において在来魚を増やす啓発を目的として、毎年、自然観察会を実施し、在来魚を保護するための取り組みなどに理解を深めている。平成19年度からの開催数、参加者数は以下のとおりである。 平成19年度は4回開催し、参加者は552名であった。 平成20年度は4回開催し、参加者は348名であった。 平成21年度は2回開催し、参加者は217名であった。 平成22年度は4回開催し、参加者は261名であった。 平成23年度は3回開催し、参加者は146名であった。 平成24年度は1回開催し、参加者は60名であった。</p> <p>○猪名川河川事務所 河川環境の復元を目的に外来植物駆除啓発活動を平成21年度から実施している。平成21年度からの開催数、参加者数は以下のとおりである。 平成21年度は3回開催し、参加者は92名であった。 平成22年度は3回開催し、参加者は67名であった。 平成23年度は2回開催し、参加者は55名であった。 平成24年度は2回開催し、参加者は26名であった。</p> <p>○木津川上流河川事務所 平成24年度に名張川における外来種問題などの河川環境上の課題について学習するワークショップを8月26日に開催し、44名が参加した。</p> <p>○淀川ダム統合管理事務所 天ヶ瀬ダム水源地域である滋賀県大津市大石地区において、地域と連携した取り組みを進めていくにあたっての課題を明らかにし、瀬田川等に関係されているNPO等諸団体の方々に理解を深めていただくための「自然観察勉強会」を下記のとおり、開催した。 平成23年度は4回開催し、参加者は11名であった。 平成24年度は1回開催し、参加者は18名であった。</p> <p>○淀川河川事務所 イタセンパラの野生復帰を目指して、城北34～36号ワンドにおいて、4月～11月に月1～2回の外来種駆除作業及び外来魚駆除のイベントとして、外来魚駆除釣り大会を実施した。 平成24年度は、外来魚駆除作業は15回開催し、計1416名が参加した。外来魚駆除釣り大会は2回実施し、計794名が参加した。 桂川嵐山地区において、水草除去作業を行っている中学生を対象に外来種の繁茂の状況について説明し、除去作業の重要性を認識してもらおう取組を実施した。 平成24年度は、1回開催し、計244名が参加した。</p>	

<p>点 検 項 目</p>	<p>多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承</p>
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>
<p>【観点】外来種対策の実施状況</p>	
<p>「指標」外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数〔全域〕</p>	
<p>(平成25年度の取組)</p> <p>○琵琶湖河川事務所 在来魚を増やす啓発を目的として自然観察会を開催し、参加者数は約70人であった。</p>  <p>○猪名川河川事務所 河川環境の復元を目的に外来植物駆除を実施し、参加者数は18名であった。</p>  <p>また、河川レンジャー活動を通じて、水質一斉調査や猪名川水環境パネル展、意見交換会、外来植物の駆除活動を実施した。</p> <p>○木津川上流河川事務所 名張川における外来種問題など河川環境上の課題について学習するワークショップを6月8日に開催し、12名が参加した。</p> <p>○淀川ダム統合管理事務所 大津市大石地区において、NPO及び地元住民等との協働による取り組みとして、外来植物の広がりを監視したり、その地域の植生がどう変化しているのか調査する知識の習得を体験することを目的に、冬季の植生状況の観察として、「植生調査体験会」を、1月21日(火)に開催、17名の参加で行われた。内容は、地域の植生図作成体験と、コドラートを設定しその区域の植物分布を観察した。また、今後の大石地区における環境の在り方について、参加者の想いを討論する、ワークショップ形式の意見交換会を実施した。</p> <p>○淀川河川事務所 イタセンパラの野生復帰を目指して、城北34～36号ワンドにおいて、4月～11月に月1～2回(計15回)の外来種駆除作業を行い、計963名が参加した。 また、外来魚駆除のイベントとして、外来魚駆除釣り大会を2回実施し、計520名が参加した。 桂川嵐山地区において、水草除去作業を行っている中学生を対象に、6月11日に嵐山で課題となっているオオカナダモなどの外来種の繁茂の状況について説明し、除去作業の重要性を認識してもらおう取組を実施し、計237名が参加した。</p> <p>外来植物対策を通じて外来種問題への意識向上の啓発が進められている。 今後も様々な機会を通じて積極的に外来種問題の対策・啓発活動を拡大していく。</p>	

点 検 項 目

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【外来種問題の啓発活動の事例】
【琵琶湖河川事務所】

■ 自然観察会(滋賀県高島市)

自然観察会開催報告
とき:平成25年6月2日(日)
ところ:高島市新旭町針江地先

地元の協力を頂き、「琵琶湖とたんぼを結ぶ連絡協議会」の取組状況に対する魚類調査と、子どもたちに自然にふれてもらう機会を増やすことを目的として、自然観察会を開催しました。(H17年度から継続して開催)

参加者全員で記念撮影

【採取された生き物】
●ニゴロブナ(鯉魚)
●オオマス
●スジマダジョウ
●ヤツメウナギ
●カスミサンショウウオ
●アメリカザリガニ
●ナゴヤダルマガエル
●クイノウチ
●ゲンゴロウ、他

魚のゆりかご水田観察(五十川地区)

みずすまし水田観察(針江地区)・田んぼ池観察(太田地区)

【採取された生き物】
●ニゴロブナ(鯉魚)
●オオマス
●スジマダジョウ
●ヤツメウナギ
●カスミサンショウウオ
●アメリカザリガニ
●ナゴヤダルマガエル
●クイノウチ
●ゲンゴロウ、他

主催:琵琶湖とたんぼを結ぶ連絡協議会

昔は普通に見られた「うおじま」や、たんぼへの産卵の風景を復活させ、琵琶湖固有種であるニゴロブナ・ゲンゴロウブナやホンモロコを増やす事を目的として活動している各種団体に組織されている「琵琶湖とたんぼを結ぶ連絡協議会」において、モニタリングを兼ねた自然観察会を実施した。また、採取された生物の説明で外来種についても説明を行っている。

【猪名川河川事務所】

現地観察の状況

アレチウリの駆除

袋に詰めてまとめて処分

椎堂地区勉強会の状況

兵庫県尼崎市椎堂地先において、地域住民を対象に猪名川の自然環境及び外来種対策について勉強会を実施した。(開催日:平成25年11月19日、参加者18名)



外来植物の除去活動の指導



河川レンジャーによる外来植物の説明

猪名川における外来植物の状況などを小学生の子供たちを対象に説明し、猪名川の外来種対策の必要性などを啓発することを目的として、河川敷公園などを利用する少年野球チームを対象に、猪名川の外来植物について実物を用いた説明や、外来植物対策の必要性などについての説明を行うとともに、外来植物の除去活動(伐根作業)を実践し、指導などが行われた。

猪名川河川レンジャーの活動報告
<http://iranger.web.fc2.com/report/vol37.html>

点 検 項 目

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【木津川上流河川事務所】



平成25年度は、6月8日に地元施設で名張川の水辺の植物・水生生物を知るワークショップを催し、12名の参加を得た。河川環境と外来種問題について考えるきっかけを提示した。

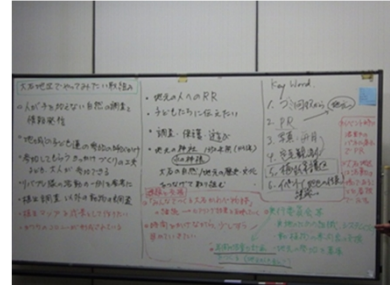
【淀川ダム統合管理事務所】



【植生図作成状況】



【コドラート調査】



【ワークショップ意見】

自然観察会の開催状況

天ヶ瀬ダム水源地域である滋賀県大津市大石地区は、都市近郊にありながら今なお豊かな自然環境が残されている地域であるが、近年、多くの外来種の侵入が確認されており、将来に渡って大石地区の貴重な自然を守っていくためには、地域に住む住民の方が、その貴重な自然の存在と外来種の影響を理解し、住民自らが行動を起こすことが重要であると考えている。

地域と連携した取り組みを進めていくにあたっての課題を明らかにするため、平成24年度より、瀬田川等に関係されているNPO等諸団体の方々に協力をいただき、大石地区の貴重な自然や外来種の現状について、理解を深めていただくための自然観察会を開催している。

<大石地区における環境保全の取り組みに関するHP>

<http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/oishi-kyoudou.html>

点 検 項 目 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【淀川河川事務所】

淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク(以下、イタセンネット)は、淀川水系の生物多様性の保全・回復をめざし、その目標として淀川のシンボルフィッシュと呼ばれる天然記念物イタセンバラの野生復帰をめざして、外来種の駆除や普及啓発活動などの取り組みを行っている。

H25年度は、城北34~36号ワンドにおいて、4月~11月に月1~2回(計15回)の駆除作業(各回地曳網、年1回もんどり)を行ったほか、外来魚駆除のイベントとして、外来魚駆除釣り大会を2回実施した。その結果、地曳き網ではブルーギル705個体、オオクチバス867個体、もんどりではブルーギル18個体を駆除した。

外来魚駆除釣り大会の様子
H25.5.12



イタセンネットによる外来魚駆除



淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク連携団体一覧

【連携団体・大学】

- 一般社団法人 水生生物保全協会
- 大阪工業大学 城北水辺クラブ
- 大阪産業大学 エコ推進プロジェクト
- 大阪産業大学 水生生物研究室
- 大阪商業大学 経済学部 原田ゼミナール
- 大阪府立大学 キャンパスビオトープ研究会
- 大阪府立大学 里環境の会OPU
- 京都水族館
- 水生生物センター・サポートスタッフ
- 摂南大学 エコシビル部

- NPO法人 nature works
- パナソニック エコリレー ジャパン
- 人を自然に近づける川いらい会
- 琵琶湖を戻す会
- 淀川管内河川レンジャー
- 淀川水系イタセンバラ研究会

【行政】

- 環境省 近畿地方環境事務所
- 国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所
- 大阪府環境農林水産部 みどり推進課
- (地独)大阪府環境農林水産総合研究所

桂川嵐山地区において、水草除去作業を行っている中学生を対象に、6月11日に嵐山で課題となっているオオカナダモなどの外来種の繁茂の状況について説明し、除去作業の重要性を認識してもらう取組を実施し、計237名が参加した。



中学生に除去作業前の講義

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】外来種対策の実施状況	
「指標」外来種の駆除効果についての科学的検証内容〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>○淀川河川事務所 ボタンウキクサの駆除について、学識者から意見をいただき検討を加え、主な発生源の特定やワンドでの実証実験の実施などにより淀川における増殖メカニズムを一定解明した。また、小さな株の段階から駆除を実施する早期回収により、繁茂量をかなり抑えることができた。なお、淀川城北ワンド群では、イタセンパラの生息が確認できなくなった平成18年以降、イタセンパラが減少した主な原因である外来魚の駆除活動を行政機関、市民団体等が一体となって取り組んでいる。その結果、タナゴ類が回復傾向となっている。</p> <p>○猪名川河川事務所 アレチウリの駆除について、地域住民が参画した外来植物対策を実施していく中で、活動指針となる「猪名川の外来植物対策マニュアル」を作成し、正しい知識を身につけた活動の拡大、および指導者の育成や学校活動としての参加を促すこととしている。</p> <p>○淀川ダム統合管理事務所 天ヶ瀬ダムでは、オオクチバスについてダム湖内(ダムサイト、大峰橋上流、曾東川上流)、及び支川合流部(田原川、曾東川)に人工産卵床を設置し、駆除実験を実施し、ダム湖内での産卵を確認し、駆除を行った。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>淀川では、駆除作業時にボタンウキクサが見られなかったことから、作業は行っていないが、外来魚駆除を継続したことから、タナゴ類が回復傾向となっている。 また、淀川河川事務所管内では、ヌートリアの行動パターンを推測し、的確に捕獲出来る方法を検討するために被害に関する詳細な調査を行った。</p> <p>天ヶ瀬ダムでは、ダム湖内(ダムサイト、大峰橋上流、曾東川上流)及び支川合流部(田原川、曾東川)に、モンドリを7基設置し、オオクチバス、ブルーギルの駆除実験を行った。また、ミシシippアカミガメの発生状況を観察した。駆除実験の結果、オオクチバス7匹、ブルーギル17匹を捕獲駆除した。</p> <p>木津川上流では、平成24年度の調査においてコクチバスが新たにみつがっている。木津川上流河川環境研究会においては、コクチバスは今後注視していく必要がある、今後実施予定の「遊水地内の生息環境と河川の連続性維持・回復の実施」にあたっては、外来種対策を行っていくべきであるとの指導助言を頂いた。 漁組へのヒアリングも行っており、特にコクチバスが増えているとの把握を行っている。</p>	<p>今後も、効果的な対策を淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら科学的に検証を行い、効果的に外来種の駆除を行う。</p>

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
3. 進捗状況	4. 点検結果
5. 参考資料	

【ボタンウキクサ駆除の事例】
【淀川河川事務所】



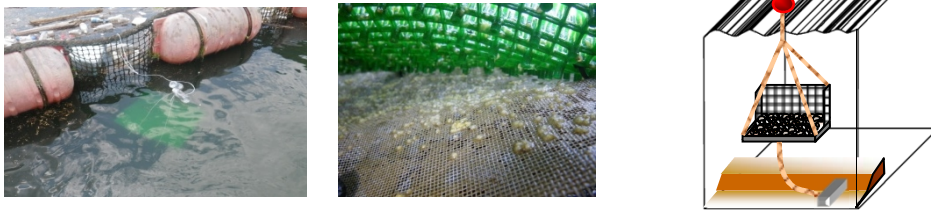
淀川では、ボタンウキクサの爆発的な増加により、水面を水草が覆い尽くして光や水中の酸素が不足し、水生生物の生息環境への悪影響が懸念された。このため、平成20年度から5月からの早期回収を実施し、平成21年度からは発生源にて対応を行った結果、繁茂が抑制され、駆除量が減少している。

平成24年度は冬季にワンド1箇所でわずかに確認されたが、その後枯死したと考えられ、駆除作業時には確認されなかった。

<ボタンウキクサ駆除に関する淀川河川事務所内HP>

http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/env_h18/pdf/32th-1.pdf

【天ヶ瀬ダムにおける人工産卵床の事例(平成24年度)】
【淀川ダム統管理事務所】



天ヶ瀬ダム湖内に人工産卵床を設置し、オオクチバスの産卵状況を確認し、駆除を図った。

【天ヶ瀬ダムにおけるモンドリによる捕獲駆除実験】
【淀川ダム統管理事務所】



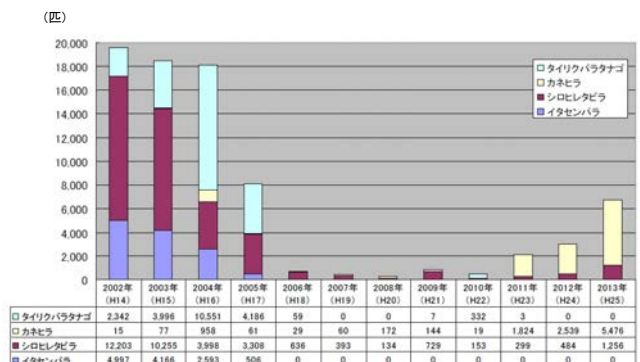
天ヶ瀬ダム湖内7ヶ所にモンドリを設置し、オオクチバス、ブルーギルの捕獲、駆除を図った。

【外来種駆除の効果事例】
【淀川河川事務所】

城北ワンドでは、各種団体による外来魚駆除が重点的に実施され、外来魚の比率が減少し、在来魚の比率が増加している。最近の調査では、カネヒラ、シロヒレタビラといったタナゴ類の数が過去数年に比べて顕著に増加しており、タナゴ類が生息する環境として適してきたことがわかった。さらに、今後も行政や市民をはじめとする多様な主体による保全活動も継続的に実施できる仕組みを構築している。

<淀川におけるイタセンパラ野生復帰の取り組み>

http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/img_upload/news/632_1.pdf



点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】琵琶湖・淀川水系の歴史・文化多様性の価値の保全状況	
「指標」瀬田川の水辺のあり方に関する取り組み内容・整備延長〔上流域(山間部)宇治川～瀬田川、上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>瀬田川では、水辺のあり方について検討するため、河川管理者、河川利用者や周辺自治会の代表者等で構成される瀬田川水辺協議会の提言「瀬田川のあるべき姿」に基づき、緑の連続性に配慮するなど周辺環境に調和した親水性のある水辺の散策路整備を継続して実施している。</p> <p>平成18年～平成24年度まで延べ完成延長:1.75km 左岸:大津市瀬田1丁目地先～大津市黒津1丁目地先 右岸:大津市松原町地先～大津市南郷1丁目地先</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成26年度完成を目指し、残区間110mにおいて橋梁上部工を着手した。 橋梁については、周辺と調和できるよう瀬田川水辺協議会に意見を頂きながら検討を行っている。</p>	<p>これまでに約4.4kmの水辺の散策路を整備したことにより、市民がより瀬田川の水辺に親しむ機会が増加している。</p> <p>今後も引き続き景観に配慮し瀬田川散策路の整備を進める。</p>

5. 参考資料

【水辺の管理用通路(散策路)の全体計画・進捗状況】
 【琵琶湖河川事務所】

<瀬田川散策路整備状況 (大津市稲津1丁目地先)>

水辺利用者が、瀬田川沿川の文化・交流施設や歴史・観光拠点間を安全・快適に周遊できるように瀬田唐橋から瀬田川洗堰間において、県道等と連携し、散策路としても利用してもらえる管理用通路整備を行っている。平成25年度は残区間(110m)である橋梁箇所の上部工に着手した。

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】河川景観を損ねている不法工作物等の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止対策の実施状況	
「指標」河川景観を損ねている不法工作物等の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止内容・対策箇所数〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>不法投棄対策として、不法投棄防止のための啓発看板について不法投棄多発箇所を中心に設置した。またゴミマップを公開し、啓発を実施した。</p> <p>不法投棄を警告するための看板設置箇所数(累計)(更新を含む)について以下に示す。</p> <p>平成19年度には138箇所に設置している。 平成20年度には267箇所に設置している。 平成21年度には321箇所に設置している。 平成22年度には373箇所に設置している。 平成23年度には682箇所に設置している。 平成24年度には681箇所に設置している。 平成24年度までの累計では、681箇所に設置している。</p> <p>不法耕作に対し是正看板設置や現地指導を行い、警告看板を設置した後に現地の整地を実施している。不法耕作面積は以下のとおりである。</p> <p>平成19年度は約28万m²存在している。 平成20年度は約25万m²存在している。 平成21年度は約18万m²存在している。 平成22年度は約15万m²存在している。 平成23年度は約15万m²存在している。 平成24年度は約13万m²存在している。</p> <p>不法係留船及び投棄船の現地調査結果を関係機関へ情報提供し連携した取り組みを実施している。不法係留船数は以下のとおりである。</p> <p>平成19年度は69隻存在している。 平成20年度は64隻存在している。 平成21年度は65隻存在している。 平成22年度は66隻存在している。 平成23年度は59隻存在している。 平成24年度は55隻存在している。</p> <p>河川管理行為として処理したゴミの量と地域への啓発活動(美化活動含む)の回数については、以下のとおりである。</p> <p>平成19年度は62回実施し、1,667m³処理した。 平成20年度は71回実施し、2,001m³処理した。 平成21年度は77回実施し、4,562m³処理した。 平成22年度は69回実施し、2,315m³処理した。 平成23年度は61回実施し、2,771m³処理した。 平成24年度は67回実施し、4,127m³処理した。</p>	

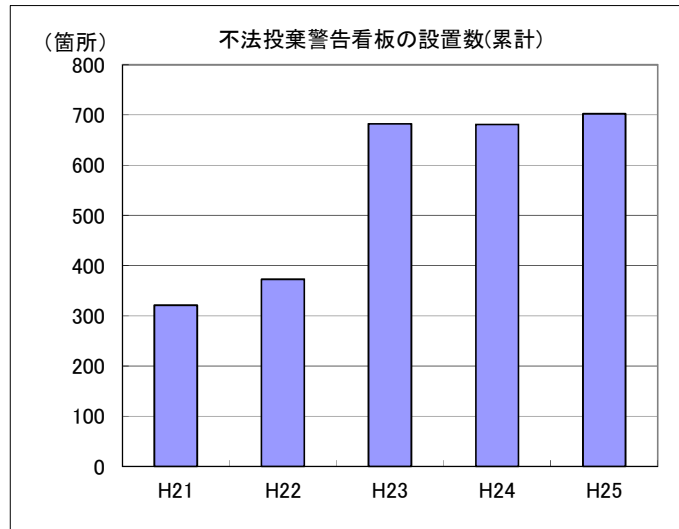
点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
----------------	----------------------------------

3. 進捗状況	4. 点検結果
----------------	----------------

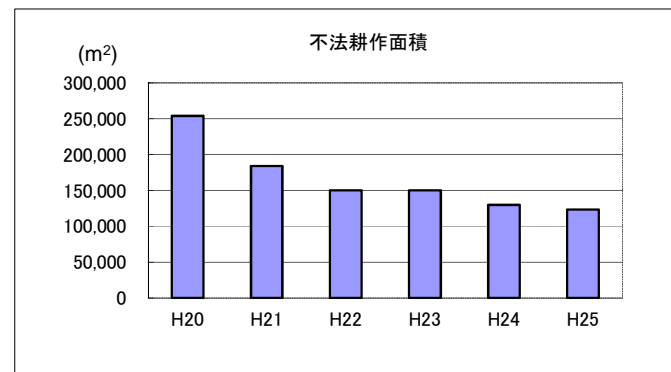
不法投棄の抑止効果にもつながる空間監視用CCTVの設置台数については、以下のとおりである。
 平成19年度は6台設置し、累計で120台である。
 平成20年度は4台設置し、累計で124台である。
 平成21年度は5台設置し、累計で129台である。
 平成22年度は設置がなく、累計で129台である。
 平成23年度は設置がなく、累計で129台である。
 平成24年度は2台設置し、累計で131台である。
 平成24年度時点で、131台存在している。

(平成25年度の取組)

不法投棄警告看板について、22箇所で見板を設置し、1箇所の看板を撤去した。
 延べ(H20～H25) 702箇所



不法耕作面積は約12万m²となり、減少傾向となっている。



点検項目「川らしい利用の促進」の[指標]違法行為の是正内容・不法耕作面積

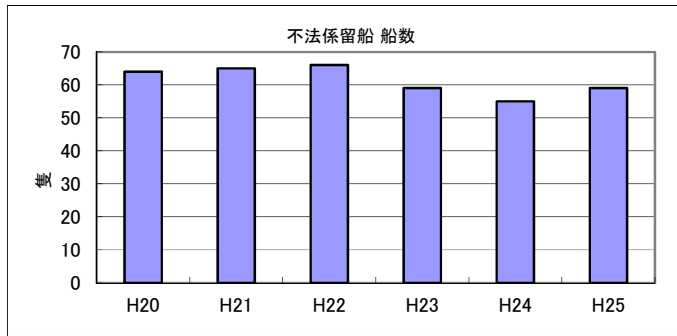
不法投棄物の処分や不法係留、不法耕作の防止看板の設置など、対策を着実に進めており、不法耕作面積は減少傾向となっている。

今後、不法耕作及び工作物に対し継続した是正の取り組みを行っていく。

点検項目 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

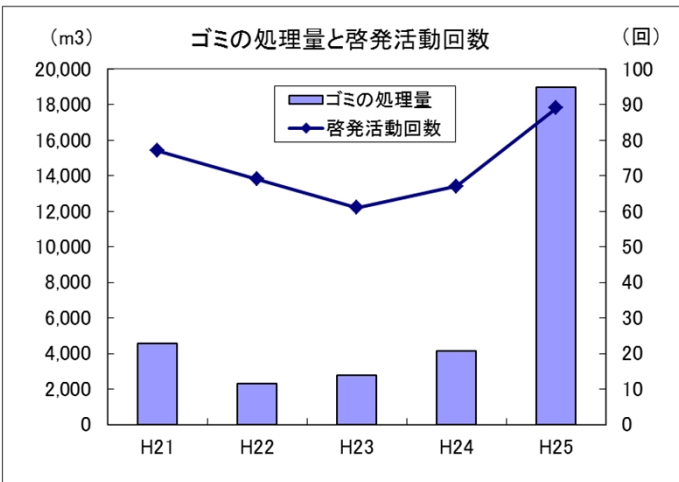
3. 進捗状況 4. 点検結果

平成25年度は、59隻存在しており、平成20年度に比べて5隻の不法係留船が減少した。



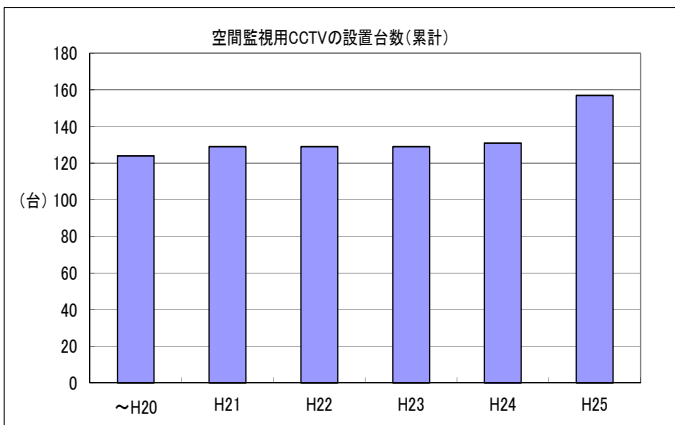
点検項目「川らしい利用の促進」の[指標]秩序ある河川利用に向けての取り組み内容・誘導、規制数と重複掲載

河川管理行為として実施したゴミ処理の量は、約18,990m³であり、台風18号関係のゴミ処理で多くなっている。また、延べ(H20～H25) 約34,800m³である。



点検項目「河川区域等の管理」の[指標]ゴミの不法投棄の状況及び処分内容・処理量と重複掲載

不法投棄の抑止効果にもつながる空間監視用CCTVを26台設置し、平成25年度現在で157台存在する。



点検項目「河川区域等の管理」の[指標]ゴミの不法投棄の状況及び処分内容・処理量と重複掲載

河川区域内へのゴミ投棄対策として、啓発活動、渓谷看板設置や空間監視用CCTVの増設を進めている。しかし、ゴミの処理量は明確な減少傾向にはないことから、今後も引き続き、ゴミの不法投棄対策を進めていくとともに、効果的な対策の検討を進めていく必要がある。

点 検 項 目

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【不法耕作の是正事例】

【淀川河川事務所】



淀川河川事務所管内の河川敷には、許可を受けずに設置された不法工作物や民有地以外で許可を受けていない不法な耕作が数多く存在する。淀川河川事務所ではこのような河川敷で行われている不法な工作物設置・耕作等の行為は、違法行為是正実施計画を作成し計画的な是正に努めている。

【猪名川河川事務所】



市道を占用している自治体が主となって是正に至った。

点 検 項 目

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【不法係留船の是正事例】

【琵琶湖河川事務所】



<不法係留船(是正前)>



<不法係留船(是正後)>

琵琶湖河川事務所では、不法係留船に対する警告書を貼り付け、所有者への口頭指導、漁業組合等の関係機関と連携するなどして不法係留の是正活動を行っている。

【不法投棄の処分事例】

【淀川河川事務所】

平成25年は17,811m³のゴミの処分を行っており、あわせて277箇所警告看板を設置している。



不法投棄処分前



不法投棄処分後



警告看板設置(桂川左岸15k付近)



警告看板設置(桂川右岸15.8k付近)

点 検 項 目 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【琵琶湖河川事務所】



平成25年度末時点で、瀬田川に4基、野洲川に48基の不法投棄是正看板を設置しており、不法投棄の是正に努めている。
また、琵琶湖河川事務所HPにてゴミ投棄状況が分かるゴミマップを掲載しており、ゴミの不法投棄の抑制のために啓発している。

知っていますか?
河川に捨てられるゴミの量!

全国的に問題となっている河川のゴミ投棄について、琵琶湖河川事務所が管理する瀬田川・野洲川での現在の状況をゴミマップで紹介しています。

【琵琶湖河川事務所HP】

<http://www.biwakokasen.go.jp/others/gomimap/index.html>

【木津川上流河川事務所】



名張川クリーン大作戦
平成25年6月2日(日) 名張市内全域
名張市民4,712人が参加。約5,690キロのゴミを回収。
地元NPOや国交省、三重県などで作る実行委員会が主催。
名張川の河川敷を中心に市内全域で一斉清掃活動を実施した。

点 検 項 目 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【猪名川河川事務所】

平成25年は約227m³のゴミの処分を行っている。

(ゴミ不法投棄状況)



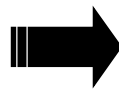
【淀川ダム統合管理事務所(天ヶ瀬ダム)】

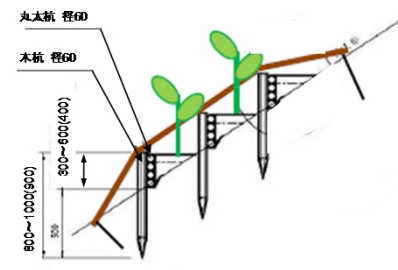



不法投棄に対し看板を設置し注意喚起を行った結果、是正された。

是正前

是正後



点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施状況		
「指標」ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施内容・対策箇所数〔上流域(山間部)宇治川～瀬田川、上流域(山間部)名張川・宇陀川・青蓮寺川〕		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>天ヶ瀬ダムでは、ダム貯水池斜面における水位変動域の裸地対策として、平成20年度にダム貯水池内5箇所(0.008ha)において、さし木や播種による緑化対策試験施工を実施し、平成21及び23年度は定着を確認するため1回/月の観測を実施し、経過を観察した。また、平成23年度には、試験施工箇所5箇所のうち2箇所について植栽を実施した。</p> <p>平成24年度は11月のモニタリングより、1割程度の活着・生存を確認したため、引き続き経過観察を行うとともに、緑化資材の調達計画の策定、食害対策工の実証実験、並びにNPO及び地元住民等との協働による取り組みとして、苗木づくりの講習会を実施した。</p> <p>室生ダムでは、平成21年度に貯水池中流の曝気設備の上屋を周辺の木々や湖面といった景観との調和に配慮して新設した。平成22年度以降は、ダム周辺における構造物等の景観対策は実施していない。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>天ヶ瀬ダムでは、昨年度に引き続き、試験施工箇所5箇所のモニタリング調査を実施し、1割程度の活着・生存を確認した。引き続き経過観察を行う。また、緑化資材の調達計画、食害対策工の実証実験、並びにNPO及び地元住民等との協働による取り組みとして、今後の苗木の確保・調達の連携方針(NPOにより苗木づくりを行い、それを提供していただき、管理者により湖岸裸地に植栽をするという、官民連携の年次計画)を策定し、協力を求めた。</p>	<p>天ヶ瀬ダムでは、試験施工の状況や経過観測結果から、より確実な緑化工法を検討していく。</p> <p>今後も、近畿地方ダム等管理フォローアップ委員会の助言に基づき適切なダム周辺の景観対策等を実施する必要がある。</p> <p>室生ダムでは、曝気設備上屋の景観対応を行うなど取り組みは着実に進められている。</p> <p>今後も引き続き取り組みを進めていく。</p>	
5. 参考資料		
<p>【天ヶ瀬ダム裸地対策の状況】 【淀川ダム統合管理事務所】</p>		
<p>天ヶ瀬ダムでは、貯水池斜面の水位変動域において緑化等による裸地対策を行うことで、良好な景観の確保及び創出することを目的として、裸地のうち、ダムサイトや対岸道路の人の視界に入る裸地の面積を減らすことを目標としている。平成23年度からは有識者の指導を受け、景観形成機能や表土保全機能等の多面的な機能構成に優れる広葉樹を対象としたダム湖岸緑化を試行している。</p> <p>平成24年度においては、丸太柵工の頂部を金網で被覆することにより、金網の浮き上がり高を確保し、二重に設置シカの侵入による変形・破壊を防ぎ、植樹した樹木等の成長の食害阻害を防ぎ、緑地化を図っている。</p>		

点 検 項 目

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

5. 参考資料

【景観との調和に配慮した曝気設備上屋の新設】
【(独)水資源機構】



平成21年度 室生ダム曝気設備上屋(貯水池中流)の新設

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 2. 河川環境 4. 2. 3. 河川の連続性の確保
点 検 項 目	河川の連続性の確保
1. 施策の概要	
<p>今後の河川整備は、「川が川をつくる」のを手伝うとの認識のもと、「多自然川づくり基本指針」(平成18年10月)に基づき、山から海までのつながり、流水・流砂や生物・生態系のつながり、川や湖と人の暮らしとのつながりを回復するため、河川の横断方向及び縦断方向の連続性、湖や河川と陸域との連続性を徹底して確保することを目指す。そのため、瀬と淵、砂州や狭窄部等の自然が創り出した河川形状はできるだけ保全する。</p> <p>(1) 水辺や河原の保全・再生</p> <p>水辺に棲む生物の生息・生育・繁殖に重要な水陸移行帯等の良好な水辺環境の保全・再生を図るため、堤防の緩傾斜化や河川敷から水辺への形状をなだらかにする切り下げ、ワンドやたまりの整備を実施する。淀川下流においては、平成20年3月現在51個あるワンドを概ね10年間で90個以上とするワンド倍増計画等を進める。干潟については、昭和20年代に存在していた全ての地点において、検討の上、再生を図る。また、木津川の上野遊水地においては、遊水地内の生物の生息環境と河川との連続性の維持・回復を目指す。また、他の地点において河川工事を実施する場合にも水系内の類似の河川を参考にして横断方向の連続性を確保する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①干陸化した河川敷の切り下げ等によりワンド群やワンド・たまりの保全・再生を実施する。 ②横断方向の河川形状の修復方法等について検討して実施する。 ③干潟を保全・再生する。 ④ヨシ原の保全・再生を図る。 ⑤河道内砂州の掘削等を行い、かつての砂河川の再生並びに現存する良好な砂州の保全を図る。 ⑥砂礫河原を再生する。 ⑦琵琶湖とつながる川のヨシ帯を再生する。 <p>(2) 魚がのぼりやすい川への再生</p> <p>魚類等の遡上・降下が可能にできるよう、既設の河川横断工作物(堰・落差工)について、効用や効果、その影響を点検し、撤去や魚道の設置・改善など改良方策を検討する。大阪湾から桂川嵐山地区まで、支川芥川の淀川本川合流点から塚脇橋地点までの区間においては、関係機関と連携・調整して概ね10年間で必要な対策を実施する。また、許可工作物については、施設管理者に対して指導・助言等を行う。なお、小規模な改良で改善が見込める箇所は早期に実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①既設の堰・落差工の改良 ②既設ダムの改良 ③本川と支川合流部等との連続性の確保と修復 ④府県等が管理する区間の構造物の改良 <p>(3) 水域と陸域との連続性の確保と修復</p> <p>琵琶湖周辺の水田と湖辺のヨシ帯をつないでいる河川や内湖、水路が、湖岸堤により分断されていることから、湖辺で産卵・成育する魚類を保護するため、湖岸堤の内外に湖面水位が低下した場合でも水が流れる水路を整備する。実施にあたっては、住民団体(NPO等)、農業、漁業の関係者、滋賀県、水資源機構等の関係機関と連携・調整を図り、調査及び試験施工を実施する。なお、他河川等においても水田等の陸域との連続性について点検し改善計画を作成する。</p> <p>木津川の上野遊水地においては、住民と連携しながら遊水地内の生物の生息環境と河川との連続性の維持・回復を目指す。</p>	

点 検 項 目	河川の連続性の確保
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「河川の連続性の確保」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p>【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況 [指標]ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数 〔下流域(湛水区間)、下流域(流水区間)、中流域木津川〕 [指標]干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積 〔下流域(感潮区間)、下流域(流水区間)、中流域宇治川、上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕</p> <p>【観点】内湾-汽水域-河川の連続性の確保状況 [指標]既設の堰・落差工の改良内容(淀川大堰)〔下流域(湛水区間)〕</p> <p>【観点】横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策の実施状況 [指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数〔全域〕</p> <p>【観点】琵琶湖-内湖・流入河川間の連続性の確保状況 [指標]水域と陸域との連続性の確保と修復内容・箇所数〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕</p>	

点 検 項 目 河川の連続性の確保

3. 進捗状況 4. 点検結果

【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況

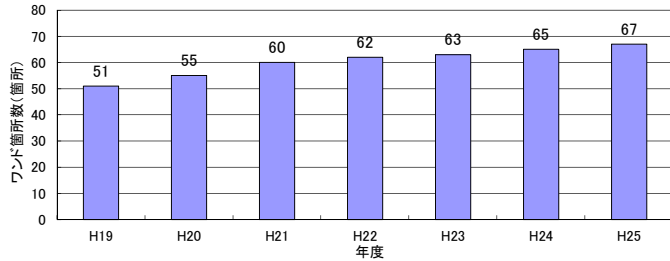
「指標」ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数〔下流域(湛水区間)、下流域(流水区間)、中流域木津川〕

(これまでの取組内容)

平成19年度にはワンドは51個存在した。
平成20年度にはワンドは55個存在した。
平成21年度にはワンドは60個存在した。
平成22年度にはワンドは62個存在した。
平成23年度にはワンドは63個存在した。
平成24年度にはワンドは65個存在した。
平成24年度において、ワンドは累計で65個存在する。

(平成25年度の取組)

唐崎地区においてワンドを2個新設し、城北地区では水制工2箇所で行った。
また、生態物理環境調査を行った。



木津川では、平成24年度に引き続き25年度も、既存するたまりにおけるタナゴ類の仔稚魚調査を実施し、シロヒレタビラ14匹、カネヒラ2431匹を確認した。次年度以降も引き続き調査を実施する。

淀川下流において平成20年3月現在51個あるワンドを概ね10年間で90個以上とするワンド倍増計画の達成に向けて実施している。

今後は、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、その効果を再確認した上で引き続きワンドの整備及びモニタリングを実施する必要がある。

5. 参考資料

【唐崎地区におけるワンドの再生事例】
【淀川河川事務所】

施工後1ヶ月

2014.4.8

6号

7号

H25年度施工箇所 H24年度施工ワンド

ワンド造成

高水敷切り下げ

芥川

淀川

1年目(春)

5号

4号

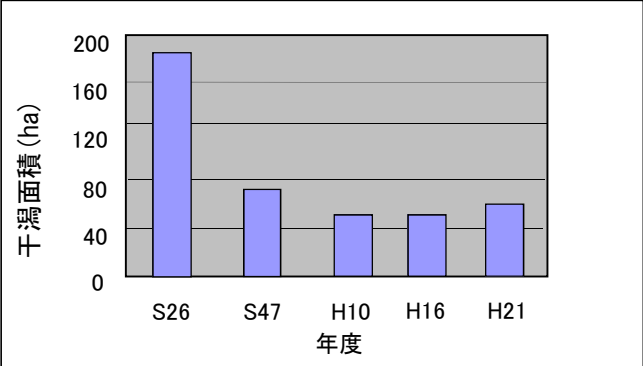
2013.5.27

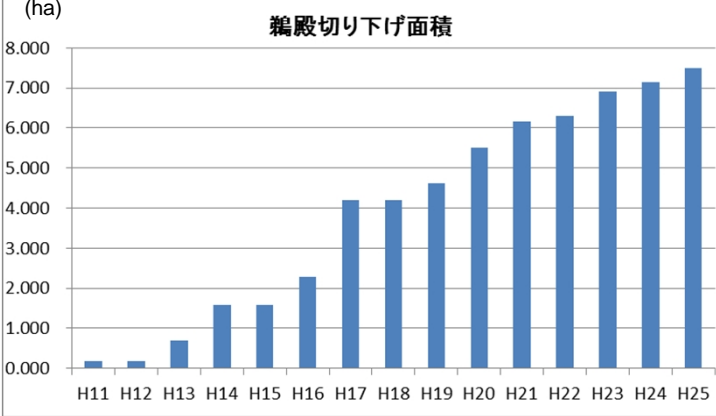
1年目(秋)

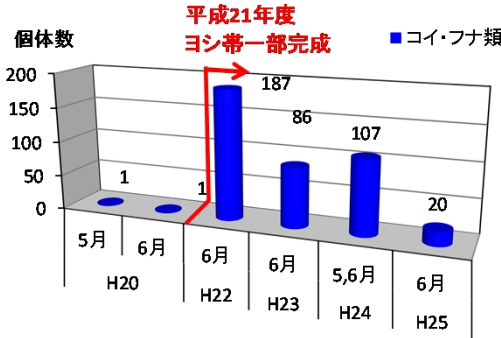
2013.10.29

淀川では、イタセンパラを淀川中下流の環境再生の代表的な目標種とし、干陸化した河川敷の切り下げ等によりワンド群やワンド・たまりの保全・再生を実施しており、平成25年度は、唐崎地区において2個のワンドを整備した。

ワンドの整備に際しては、ワンドの背後地、冠水頻度の高い基盤(水陸移行帯)の創出を目的に、高水敷の切り下げを実施するとともに、生物(魚類や貝類など)の生息・生育・繁殖環境の創出のためにワンドの造成を行っている。なお、平成25年度春調査では、過年度に整備した1~3号ワンドにおいて魚類20種(在来種の割合は8割)、二枚貝3種が確認されている。

<p>点 検 項 目</p>	<p>河川の連続性の確保</p>	
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>	
<p>【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況</p>		
<p>「指標」干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積〔下流域(感潮区間)、下流域(流水区間)、中流域宇治川、上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕</p>		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>干潟特有の生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生のために平成16年からの5年間で汽水域の干潟を約10ha再生した。平成22年度以降は干潟再生を実施せずモニタリング調査を実施している。</p> <p>昭和26年度には、干潟は約180ha存在した。 昭和47年度には、干潟は約 70ha存在した。 平成10年度には、干潟は約 50ha存在した。 平成16年度には、干潟は約 50ha存在した。 平成21年度には、干潟は約 60ha存在した。</p>  <p>(※平成22年度以降は干潟再生未実施)</p> <p>鵜殿地区においては干陸化しつつあるヨシ原の保全を図るために、高水敷の切り下げ及び配水実験を実施。</p> <p>平成19年度の鵜殿地区の切り下げ面積は0.4haであり、累計4.6haである。 平成20年度の鵜殿地区の切り下げ面積は0.9haであり、累計5.5haである。 平成21年度の鵜殿地区の切り下げ面積は0.7haであり、累計6.2haである。 平成22年度の鵜殿地区の切り下げ面積は0.1haであり、累計6.3haである。 平成23年度の鵜殿地区の切り下げ面積は0.6haであり、累計6.9haである。 平成24年度の鵜殿地区の切り下げ面積は0.2haであり、累計7.1haである。 平成24年度までの配水実験は、導水路延長2,600m、配水地2.5haである。</p> <p>野洲川河口部において、琵琶湖とつながる川のヨシ帯の再生を実施。 平成21～24年度までの実施面積:約1.9ha</p>		


点 検 項 目	河川の連続性の確保																																	
3. 進捗状況	4. 点検結果																																	
【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況																																		
「指標」干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積〔下流域(感潮区間)、下流域(流水区間)、中流域宇治川、上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕																																		
<p>猪名川河川事務所において、猪名川・藻川合流地点から池田・川西地区の区間において、礫河原の再生を平成24年度までに1.9ha(全体計画8ha)実施している。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>生物生息への影響確認として、再生した干潟の経過観察を継続している。</p> <p>鵜殿地区では、干陸化しつつあるヨシ原の保全を図るために、約0.3ha高水敷の切り下げを実施した(全体計画14ha)。平成25年度も、配水実験は、導水路延長2,600m、配水地において行った。</p>	<p>干潟やヨシ原の再生及びモニタリング調査を着実に実施している。</p> <p>今後は、干潟やヨシ原の再生及びモニタリング調査を淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら検討して実施する必要がある。</p>																																	
<p>(ha) 鵜殿切り下げ面積</p>																																		
 <table border="1"> <caption>鵜殿切り下げ面積 (ha)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H11</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>H12</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>H13</td><td>0.8</td></tr> <tr><td>H14</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>H15</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>H16</td><td>2.3</td></tr> <tr><td>H17</td><td>4.2</td></tr> <tr><td>H18</td><td>4.2</td></tr> <tr><td>H19</td><td>4.6</td></tr> <tr><td>H20</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>H21</td><td>6.2</td></tr> <tr><td>H22</td><td>6.3</td></tr> <tr><td>H23</td><td>6.9</td></tr> <tr><td>H24</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>H25</td><td>7.5</td></tr> </tbody> </table>			年度	面積 (ha)	H11	0.2	H12	0.3	H13	0.8	H14	1.5	H15	1.5	H16	2.3	H17	4.2	H18	4.2	H19	4.6	H20	5.5	H21	6.2	H22	6.3	H23	6.9	H24	7.2	H25	7.5
年度	面積 (ha)																																	
H11	0.2																																	
H12	0.3																																	
H13	0.8																																	
H14	1.5																																	
H15	1.5																																	
H16	2.3																																	
H17	4.2																																	
H18	4.2																																	
H19	4.6																																	
H20	5.5																																	
H21	6.2																																	
H22	6.3																																	
H23	6.9																																	
H24	7.2																																	
H25	7.5																																	
<p>猪名川河川事務所では、礫河原の再生箇所について、H21年度より継続してモニタリングを実施した。</p>																																		

点 検 項 目	河川の連続性の確保														
<p>3. 進捗状況</p> <p>野洲川河口部では、琵琶湖とつながる川のヨシ帯の再生を約0.1ha実施した。</p> <p>再生したヨシ帯における仔稚魚の確認状況を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">仔稚魚(コイ・フナ類)確認状況</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>仔稚魚(コイ・フナ類)確認状況</caption> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>個体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月 H20</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>6月 H20</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>6月 H22</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>6月 H23</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>5,6月 H24</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>6月 H25</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	時期	個体数	5月 H20	1	6月 H20	1	6月 H22	187	6月 H23	86	5,6月 H24	107	6月 H25	20	<p>4. 点検結果</p> <p>ヨシ原の再生が着実に進められた。 今後も引き続きヨシ原の再生を野洲川河口部ヨシ帯再生協議会の指導・助言を得ながら検討・実施していく。</p>
時期	個体数														
5月 H20	1														
6月 H20	1														
6月 H22	187														
6月 H23	86														
5,6月 H24	107														
6月 H25	20														

5. 参考資料

【ヨシ原の保全事例】
【淀川河川事務所】

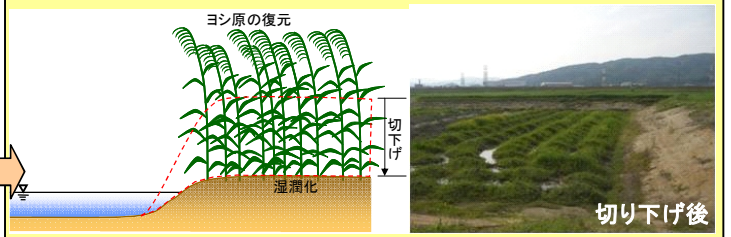
整備前



陸生植物のカナムグラ等が優占
ヨシ原が衰退
干陸化
河床掘削等による水位低下
カナムグラが繁茂したヨシ

・高水敷の干陸化によりカナムグラ等の陸生植物が繁殖し、ヨシ原が急激に減少

整備後

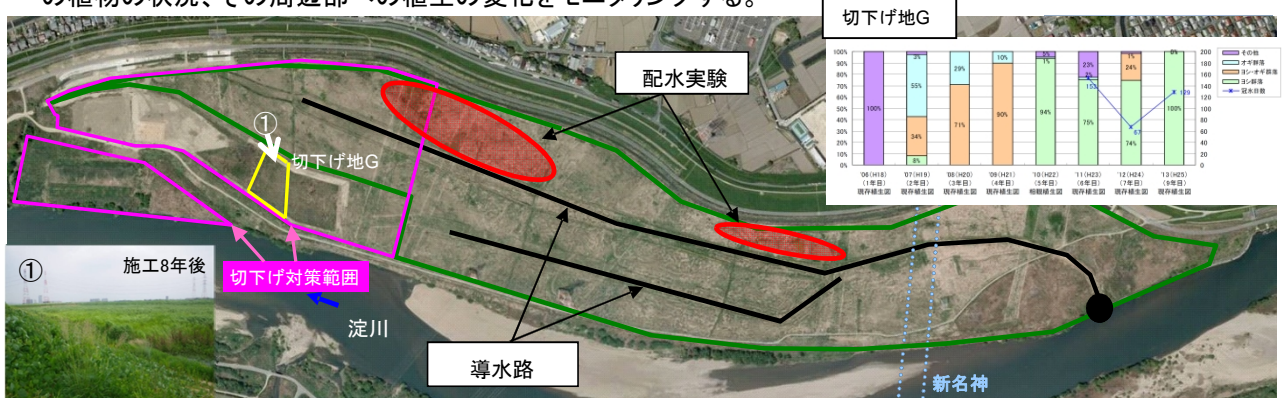


ヨシ原の復元
湿潤化
切り下げ
切り下げ後

・ヨシ原の復元を図る。
・オオヨシキリやツバメなどの生物の生息・生育・繁殖環境の創出

淀川の鶴殿地区においては、干陸化しつつあるヨシ原の保全を図るために、高水敷の切り下げを実施しており、高水敷の切り下げ高については「年間4.5回(70日水位)の冠水頻度」程度の高さとし、現地実験結果を経てOP+5.0mまで切り下げることとなった。また、切り下げを行った際には、ヨシ根茎の混じる掘削土表土を切り下げ地に覆土している。

また、配水を行い、冠水範囲におけるヨシの生育状況、カナムグラ、アレチウリ、ゴキヅルの状況、その他の植物の状況、その周辺部への植生の変化をモニタリングする。

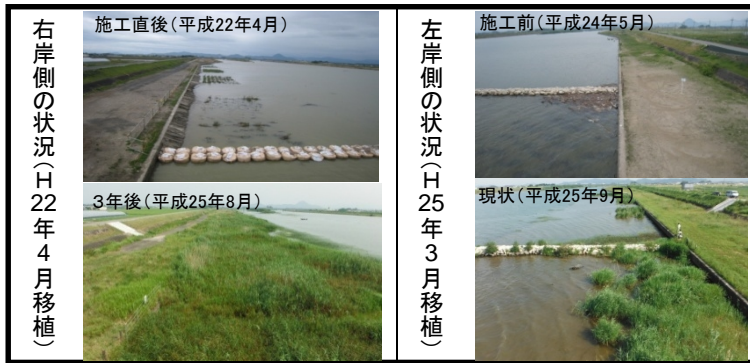
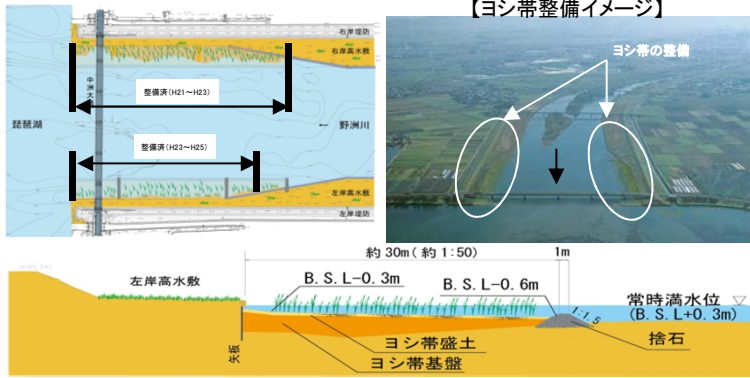


点検項目 河川の連続性の確保

5. 参考資料

【ヨシ帯の再生事例】
【琵琶湖河川事務所】

■野洲川河口部



野洲川河口部では、野洲川放水路整備において矢板護岸が整備される以前は、ヨシ帯が形成されており、河岸と陸域の連続性が確保されていた。河川と陸域の連続性の再生を目的として、全体計画約2.1haに対して平成25年度までに約2.0haのヨシ帯を整備している。また、ヨシ帯再生箇所では、中学生とともに植生調査や魚類調査を行っている。

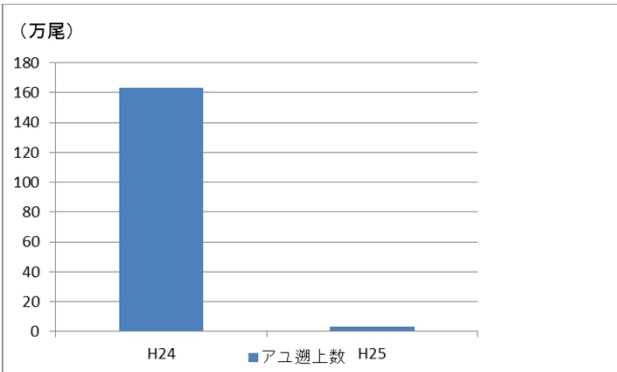
【礫河原の再生】
【猪名川河川事務所】

・平成21年度より北伊丹地区礫河原再生地においてモニタリングを実施しており、流失・堆積を繰り返しながら形状を変えており河原が維持されている。

北伊丹地区礫河原再生状況



凡例	面積(m ²)					
	平成22年		平成24年		平成25年	
	6月	10月	春季 6月	秋季 10月	春季 6月	秋季 10月
礫河原	6,314	7,131	9,440	4,444	3,120	6,473

点 検 項 目	河川の連続性の確保							
3. 進捗状況	4. 点検結果							
【観点】内湾-汽水域-河川の連続性の確保状況								
「指標」既設の堰・落差工の改良内容(淀川大堰)〔下流域(湛水区間)〕								
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>(これまでの取組内容)</p> <p>魚類や底生生物の遡上・降下を容易にし、河川の連続性を確保するために淀川大堰の階段式魚道について、平成19年度から21年度に魚道内の改良を行い、流況の乱れや越流時の剥離流を解消した。</p> <p>平成19年度から平成21年度まで淀川大堰の魚道改良工事のため片側交互の利用であった。</p> <p>平成23年度は、淀川大堰の左右岸で目視により約85,000尾のアユの遡上を確認されている。</p> <p>平成24年度は、淀川大堰の左右岸の魚道にカメラを設置して、連続録画した遡上の映像から遡上実数を計測することで遡上実態調査を行った結果、約163万尾のアユの遡上を確認した。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度も引き続きカメラによる調査を実施し、約3万尾のアユの遡上を確認した。</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>淀川大堰の魚道改良により安定した遡上数を確認できている。</p> <p>淀川大堰については、モニタリング調査等を進め、魚道改良の効果を把握していく必要がある。</p> <p>今後も他の横断構造物の改良を淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら進め河川の縦断方向の連続性の確保を図っていく必要がある。なお、より正確な遡上数を推定できるため、今後もカメラによる調査を行っていく。</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;">  <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%;"> <caption>アユ遡上数 (万尾)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>アユ遡上数 (万尾)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td>約163</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>約3</td> </tr> </tbody> </table> </div>			年度	アユ遡上数 (万尾)	H24	約163	H25	約3
年度	アユ遡上数 (万尾)							
H24	約163							
H25	約3							

点 検 項 目 | 河川の連続性の確保

5. 参考資料

【魚道改良工事及びモニタリング状況】
【淀川河川事務所】



魚道改良前



魚道改良後



カメラによるモニタリング状況

平成24年度からビデオカメラで連続撮影した映像(5時～19時)を解析・計測している。

点 検 項 目	河川の連続性の確保																												
3. 進捗状況	4. 点検結果																												
【観点】横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策の実施状況																													
「指標」既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数〔全域〕																													
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>魚類や底生生物の遡上・降下を容易にし、河川の連続性を確保するために平成19～24年度にかけて堰・落差工の改良を9箇所実施した。</p> <table border="1" data-bbox="146 517 780 1099"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>改良した堰・落差工名</th> <th>供用年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">淀川</td> <td>淀川大堰左岸</td> <td>平成19年度</td> </tr> <tr> <td>〃 右岸</td> <td>平成21年度</td> </tr> <tr> <td>桂川</td> <td>1号井堰</td> <td>平成23年度</td> </tr> <tr> <td>芥川</td> <td>1号井堰</td> <td>平成22年度</td> </tr> <tr> <td>野洲川</td> <td>落差工 (7.2k)</td> <td>平成20年度</td> </tr> <tr> <td>宇陀川</td> <td>ナルミ井堰 (簡易改良)</td> <td>平成22年度</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">猪名川</td> <td>大井井堰 (簡易魚道設置)</td> <td>平成20年度</td> </tr> <tr> <td>三ヶ井井堰 (簡易魚道設置)</td> <td>平成23年度</td> </tr> <tr> <td>高木井堰 (簡易魚道設置)</td> <td>平成23年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>桂川では、平成24年度に3号井堰の魚道の改良に向けた検討・設計を行った。</p> <p>淀川支川芥川の1号井堰では、平成22年度に上下流の分断が生じていた箇所に魚道を設置した。</p> <p>野洲川では、魚類等の遡上・降下が困難な横断工作物は、野洲川落差工(7.2k付近)1箇所である。平成20年度に野洲川落差工の魚道改良を実施した。</p> <p>木津川では、魚類等の遡上・降下ができるよう、既設の河川横断工作物について、効用や効果、その影響を点検し、魚道の改善など改良方策を検討している。</p> <p>名張川・宇陀川・青蓮寺川では、魚類等の遡上・降下ができるよう、既設の河川横断工作物について、効用や効果、その影響を点検し、魚道の改善など改良方策を検討している。</p> <p>猪名川では平成20年度に大井井堰の魚道改良を実施し、平成23年度は三ヶ井井堰及び高木井堰の魚道を設置した。また、平成24年度に三ヶ井井堰及び高木井堰の魚道のモニタリングを行うなど、猪名川環境委員会等の指導・助言を得ながら継続的にモニタリングしている。</p>			河川名	改良した堰・落差工名	供用年度	淀川	淀川大堰左岸	平成19年度	〃 右岸	平成21年度	桂川	1号井堰	平成23年度	芥川	1号井堰	平成22年度	野洲川	落差工 (7.2k)	平成20年度	宇陀川	ナルミ井堰 (簡易改良)	平成22年度	猪名川	大井井堰 (簡易魚道設置)	平成20年度	三ヶ井井堰 (簡易魚道設置)	平成23年度	高木井堰 (簡易魚道設置)	平成23年度
河川名	改良した堰・落差工名	供用年度																											
淀川	淀川大堰左岸	平成19年度																											
	〃 右岸	平成21年度																											
桂川	1号井堰	平成23年度																											
芥川	1号井堰	平成22年度																											
野洲川	落差工 (7.2k)	平成20年度																											
宇陀川	ナルミ井堰 (簡易改良)	平成22年度																											
猪名川	大井井堰 (簡易魚道設置)	平成20年度																											
	三ヶ井井堰 (簡易魚道設置)	平成23年度																											
	高木井堰 (簡易魚道設置)	平成23年度																											

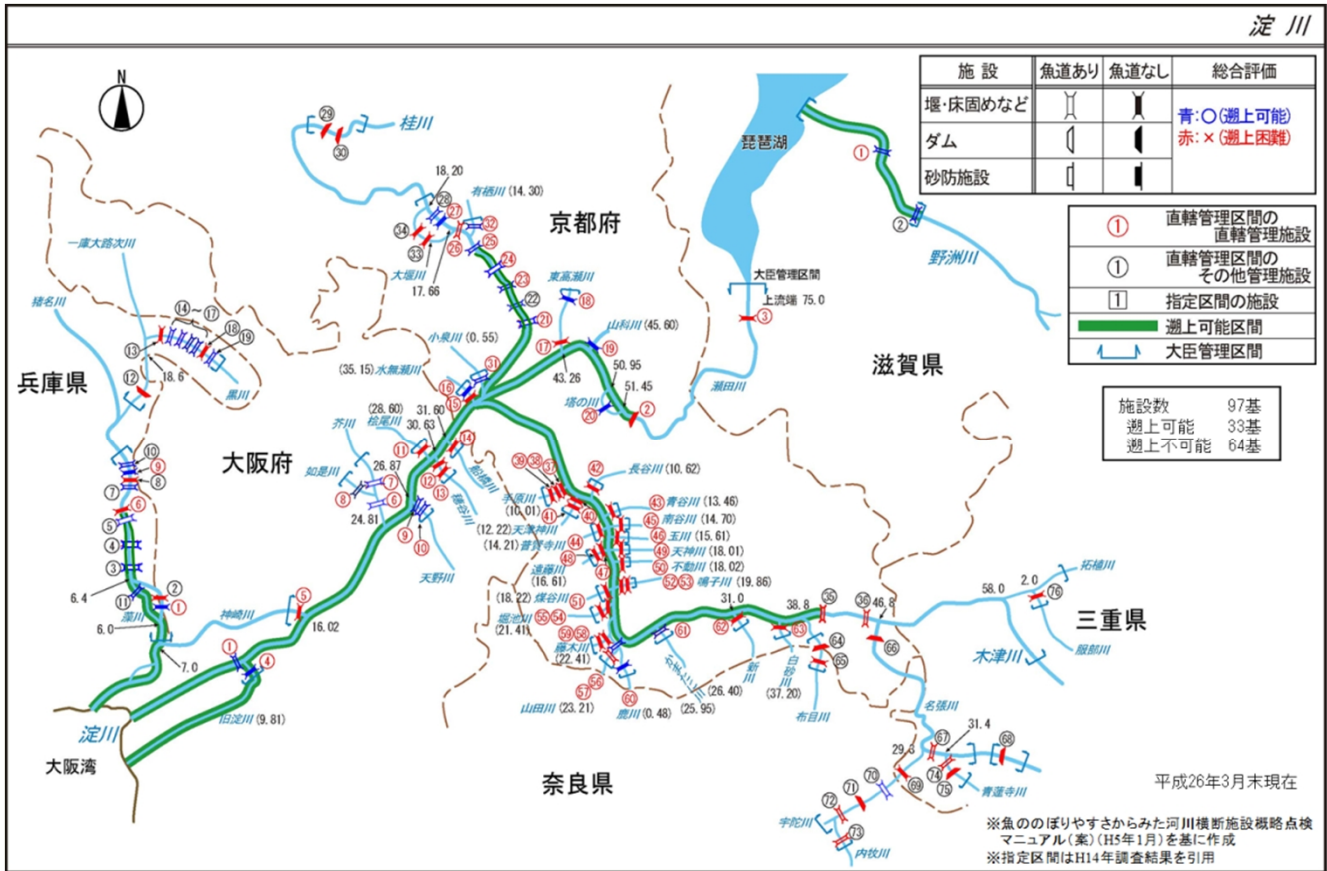
点 検 項 目	河川の連続性の確保
<p>3. 進捗状況</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>桂川3号井堰の魚道の改良を実施した。 芥川2号井堰において、住民参加による簡易改良を実施した。</p> <p>木津川上流域では、木津川上流河川環境研究会の指導・助言を基に、相楽井堰・大河原井堰の管理者である関西電力へ指導・助言を行った。</p> <p>高岩井堰においては、魚道簡易改良に向けて自治体、漁組、水利組合、NPO、河川レンジャー等関係者との意見交換会を実施した。</p> <p>ナルミ井堰においては、モニタリングを継続実施し、堰管理者等関係者に魚道簡易改良の効果と今後の維持管理について現地説明会を実施し、地元より「ごみ取りなどの軽微な維持管理や出水後の状況確認は可能な限りやっていく」という意見を頂いた。</p> <p>キトラ井堰、鹿高井堰においては、魚の調査を行い平成26年度以降に改良を実施していく事としている。</p> <p>猪名川では、久代北台井堰及び余野川合流点落差工に魚道(簡易魚道)を設置した。 以下の期間に魚道のモニタリングを実施した。モニタリング結果を以下に示す。</p> <p>【アユ】 5月13日～7月19日(68日間)に三ヶ井井堰77個体、高木井堰1個体の遡上が確認された。</p> <p>【ウキゴリ】 5月13日～7月19日(68日間)に三ヶ井井堰459個体、高木井堰20個体の遡上が確認された。</p> <p>【モクズガニ】 5月13日～7月19日(68日間)に三ヶ井井堰59個体、高木井堰236個体の遡上が確認された。</p>	<p>4. 点検結果</p> <p>魚道の設置や構造物の改良により生物の遡上環境が着実に改善されている。 今後も淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら取り組みを進めるとともに、改良された横断構造物ではモニタリング等を行い、効果を検証する必要がある。</p> <p>今後も木津川上流河川環境研究会の指導・助言を得ながら継続的に遡上確認をし、横断構造物の改良方策の検討、また、許可工作物については、施設管理者に対して、指導・助言等を行っていく。</p> <p>構造改良等、猪名川環境委員会等の指導・助言を得ながら継続的にモニタリングしていく。</p>

点検項目

河川の連続性の確保

5. 参考資料

【河川横断工作物(堰・落差工)の設置状況及び魚類等の遡上・降下対策実施状況】

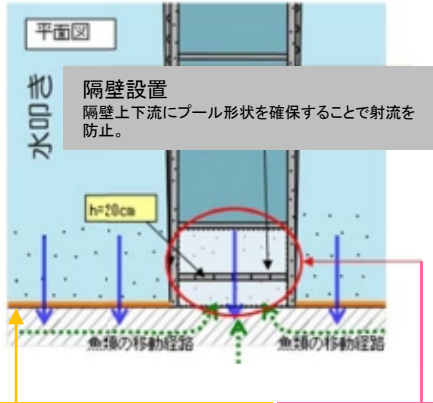


点検項目 河川の連続性の確保

5. 参考資料

【魚道の整備事例と効果検証】
【淀川河川事務所】

<魚道下流端>



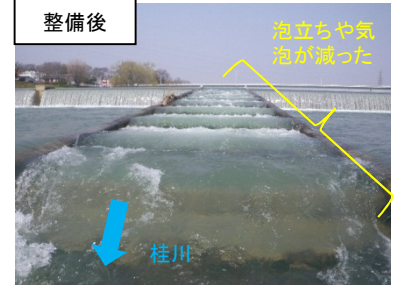
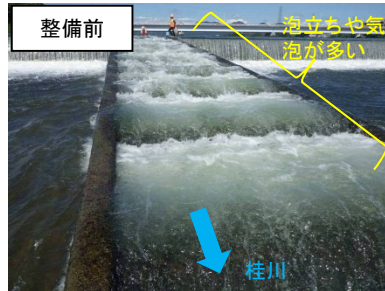
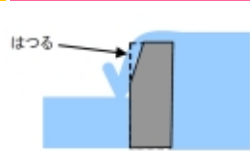
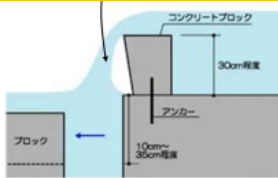
淀川(桂川)の3号井堰においては、魚道が設置されているものの魚道の機能が十分に発揮されていない状況であった。その機能改善を目的とし、学識者からなる淀川環境委員会に諮問しながら、改良を実施した。今後モニタリングを続け、改良の効果について検証していく。



桂川の横断工作物の設置状況

誘導壁設置
剥離流を発生させること、落差を拡大させることで、落差工への侵入を導く。

既存の隔壁をはつる
剥離流を発生しにくくし、落差工への進入を導く。



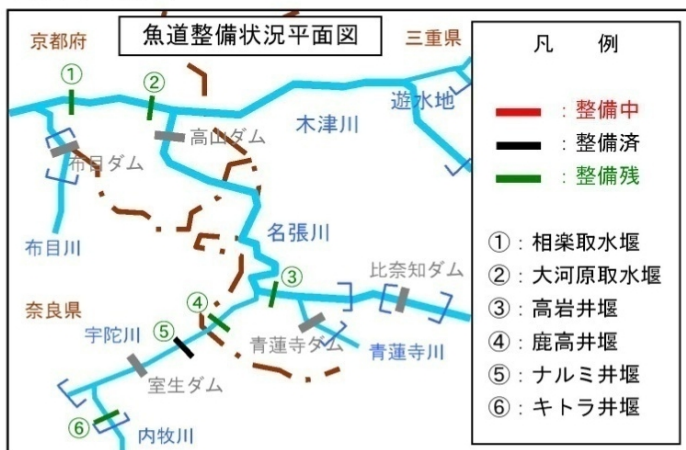
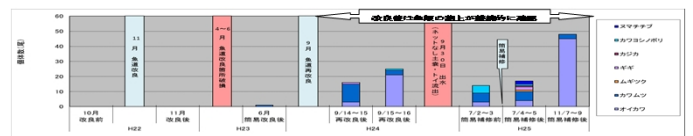
【木津川上流河川事務所】

ナルミ井堰における魚道簡易改良

改良後モニタリング調査

区画	上流	入口部	中央部	出口部
第一区画 (0.1~0.2km)				
第二区画 (0.2~0.3km)				
第三区画 (0.3~0.4km)				

分類	No.	種名	繁殖期	生活型	調査年月日ごとの確認個体数									
					H22	H23	H24		H25		H25 合計			
魚類	1	オイカワ	淡水	遊泳	10月	11月	9/14~15	9/15~16	H24 合計	H25 7/2~3	H25 11/7~3	H25 合計		
	2	カワムツ	淡水	遊泳	3	21	24	24	4	45	52			
	3	ムギク	淡水	遊泳	1	12	3	15	6	3	15			
	4	サギ	淡水	産生							1			
	5	カシ	淡水	産生							2			
	6	カワボシ(ホ)	淡水	産生							1			
	7	アマチチ	淡水	産生							1			
甲殻類	1	テナガエビ	淡水	-										
	2	スジエビ	淡水	-										
	3	サワガニ	淡水	-										



木津川上流域では堰等の河川横断工作物により魚類の遡上が困難な状況となっており、その中でナルミ井堰では魚道が設置されているものの老朽化等により、落差が大きくなったり流況が悪化して魚類の遡上が難しい状態となっていた。そこで、魚類環境の保全・復元をテーマに流域の方々と行政が一体となって考え、協働しながら実施する取組みとして魚道の簡易改良を行った。これまでに魚類の遡上を確認されていなかった魚道であったが、改良後に実施したモニタリング調査(H25)の結果、魚類7種甲殻類2種が確認され、遡上実験においてもアユが遡上できる事が確認されて、魚道機能の改善が図れた。なお、今後のスケジュールは「木津川上流河川環境研究会」にて意見や助言を受けて検討する。

木津川上流の横断工作物の設置状況(木津川上流河川事務所)

点検項目 河川の連続性の確保

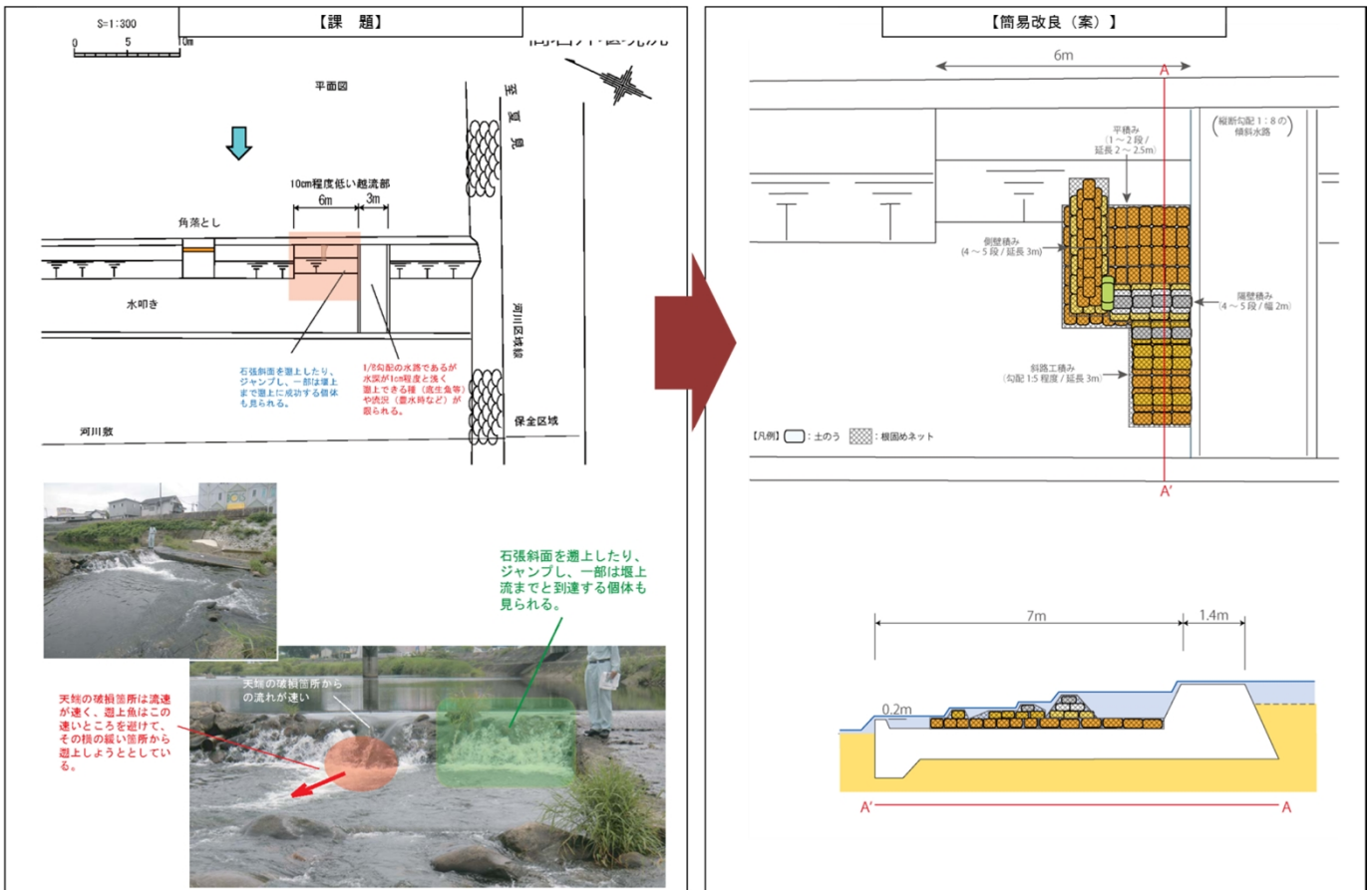
5. 参考資料

【木津川上流河川事務所】

魚道機能改善を考える意見交換会（高岩井堰）

高岩井堰においては、魚道が設置されているものの魚道の機能が十分に発揮されていない状況である。その機能改善を目的とし、学識者からなる木津川上流河川環境研究会に諮問しながら、対策推進に向けた取り組みをすすめている。平成25年度は、魚道簡易改良策の実施について調整するため、関係者との意見交換会を実施した。

課題と簡易改良(案)



高岩井堰における魚類等遡上上の課題と簡易改良(案)

関係者との意見交換会



第1回 名張川 高岩井堰 魚道機能改善を考える意見交換会

点 検 項 目 河川の連続性の確保

5. 参考資料

【琵琶湖河川事務所】



野洲川の横断工作物の設置状況

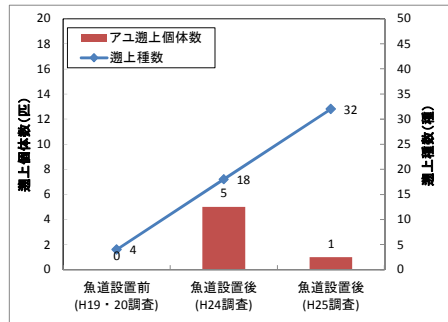
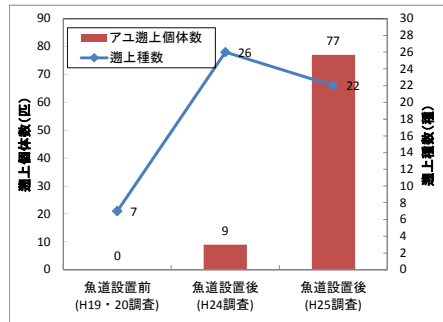
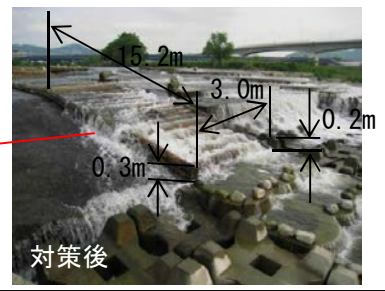
野洲川落差工においては、滞筋の変化等に伴い、左右岸2基の魚道(S57年度設置)の機能が十分に発揮されない状況となったため、落差工中央部に「アユ・ビワマス・ウツセミカジカ」を対象種とした新たな魚道(ハーフコーン型)を平成20年度に設置した。

落差工中央部に遡上できずにいた魚類等が遡上できるようになり、魚道設置前に比べ、「アユ」の遡上数は309匹(H20.7調査:8匹→H22.7調査:317匹)増加した。また、新たに「ハス」の遡上を確認され、遡上確認種数は26種となった。

点検項目 河川の連続性の確保

5. 参考資料

【猪名川河川事務所】

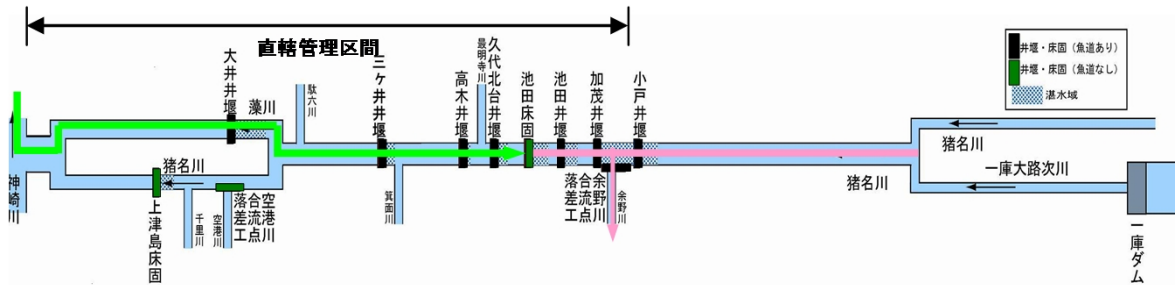


＜三ヶ井井堰＞

＜高木井堰＞ ※調査期間

H24 : 5/14~7/3
H25 : 5/13~7/19

魚道設置前後の魚類の遡上状況



猪名川の横断工作物の設置状況

猪名川高木井堰では、魚道が設置されておらず魚類等の遡上の阻害となっていたため、平成23年度に斜路区間(水叩き)の側部に隔壁を設置し、水深確保及び流速緩和を図った。

簡易魚道設置後は、捕獲調査、目視調査、アユ遡上状況確認調査等によるモニタリング調査を行っている。

＜猪名川自然環境委員会に関するHP＞

<http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/busi/information/comit.html>

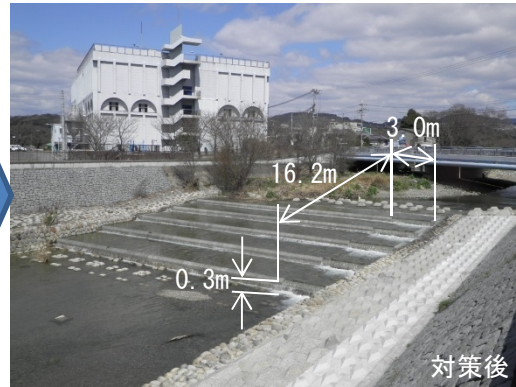
点 検 項 目 | 河川の連続性の確保

5. 参考資料

【猪名川河川事務所】



<久代北台井堰>



<余野川合流点落差工>

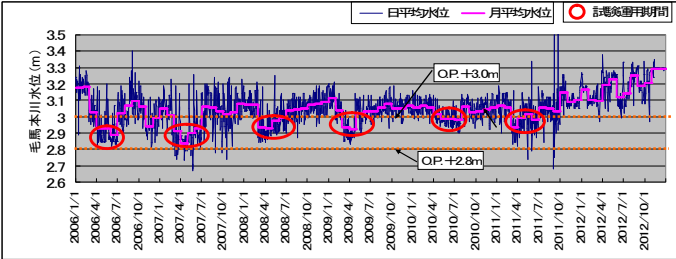
久代北台井堰及び余野川合流点落差工では、魚道が設置されておらず魚類等の遡上の阻害となっていたため、平成25年度に魚道(簡易魚道)を設置した。

点 検 項 目	河川の連続性の確保
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】琵琶湖-内湖・流入河川間の連続性の確保状況	
「指標」水域と陸域との連続性の確保と修復内容・箇所数〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度水陸移行帯ワーキングにて検討された。</p> <p>平成16年度より高島市において、うおじまプロジェクトを実施。高島市針江及び深溝において、琵琶湖と陸域との連続性の検討の資料を得るため試験施工を実施した。</p> <p>針江地区では、分断された湿地奥部と琵琶湖及び琵琶湖に流入する水路を繋ぎ、流入する水路を堰上げ導水し連続性を確保する試験施工を実施した。</p> <p>深溝地区では、分断された湿地奥部と琵琶湖及び琵琶湖に流入する水路を繋ぎ、流入する水路からポンプアップにより導水し連続性を確保する試験施工を実施した。</p> <p>平成16～19年度 延べ整備箇所数:2箇所(針江・深溝)</p> <p>平成22年度 水陸移行帯ワーキンググループで試験施工についての生物環境・連携・施工・維持管理等の問題点及び課題の整理を行い、琵琶湖湖岸の環境修復に関して高島市針江地区及び深溝地区で実施してきた試験施工を終了した。</p> <p>(平成25年度取組)</p> <p>平成22年度までに試験施工実施済みのため、平成25年度の取り組みは特になし。</p> <p>点検項目「類型区分 【上流域】(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)」の[指標]水域と陸域との連続性の確保と修復内容・箇所数と重複掲載</p>	<p>高島市針江及び深溝で実施した試験施工では、琵琶湖と陸域との連続性を確保する機能を確認する事ができた。</p>

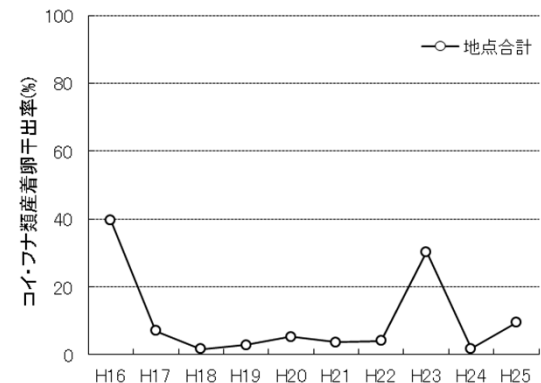
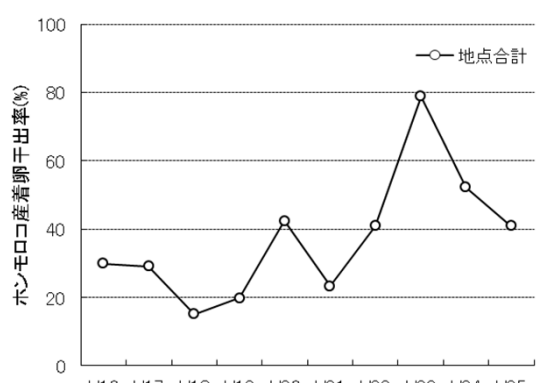
河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 2. 河川環境 4. 2. 4. 川本来のダイナミズムの再生
点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
1. 施策の概要	
<p>河川の流水中に生息・生育・繁殖する水生生物や水辺等に生息・生育・繁殖する陸生生物にとって、水位や流量の変動などの川のダイナミズムによって生じる水辺の冠水や攪乱などが重要なことから、堰による水位操作の改善やダムとの運用の改善など必要な方策を関係機関と協議・調整をした上で実施する。</p> <p>(1) 水位変動リズムの回復</p> <p>治水への影響や水需要の抑制をふまえた利水への影響を考慮した上で、淀川大堰や瀬田川洗堰等の試行操作を行い、自然の水位変動に近づける。</p> <p>一方、琵琶湖の水位低下の長期化による湖内環境の変化を予防することも必要であり、自然の水位変動も考慮した上で、できるだけ琵琶湖の水位は保持することとし、淀川大堰や瀬田川洗堰等の運用を試行するとともに、新たな施設による容量確保を調査・検討する。</p> <p>堰の水位操作の見直しに際しては、生物及び生物の生息・生育・繁殖環境の調査を実施し、問題点等実態を把握の上、試験操作を行いながら、モニタリング及び評価を実施する。</p> <p>1) 淀川大堰による水位操作の改善</p> <p>淀川大堰湛水域の取水施設を改良し、春季から夏季にかけての平常時水位を現行のOP+3.0mからOP+2.5mに概ね50cm低く維持した上で、自然の水位変動に近い水位操作を行い、概ね10年以内を目途に操作方法を確立する。</p> <p>また、淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。</p> <p>2) 瀬田川洗堰による水位操作の改善</p> <p>琵琶湖周辺で産卵・成育する魚類を保護するために、洪水期前については、降雨による水位上昇後、湖辺のヨシ帯が冠水する時間を増加させるなど自然の水位変動をふまえた弾力的な水位操作を行っており、さらに洪水期間においても琵琶湖周辺域及び下流の治水リスクを増大させない範囲で、治水・利水・環境の調和のとれた弾力的な操作方法の確立を目指す。</p> <p>3) 琵琶湖における水位低下緩和方策の検討</p> <p>洪水期を迎える前に行う急速な水位低下操作と下流での水利用によって生じる水位低下の長期化を緩和する方策を検討する。</p> <p>①他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作 ②関係者と連携した水需要の抑制 ③琵琶湖からの放流量を補う琵琶湖への流入水量の確保</p> <p>4) 既設ダムにおける弾力的運用等の検討</p> <p>流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、全ての既設ダムにおいて水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。また、逃げ遅れによる魚類のへい死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。</p> <p>(2) 河川環境の保全・再生のための流量の確保</p> <p>水位変動や攪乱の増大を図り川のダイナミズムを再生させるために、治水、利水への影響を考慮した上で、できるだけ自然流況に近い流量が流れるようダム・堰等の運用を試行しモニタリング及び評価を行う。</p> <p>特に、淀川大堰下流や琵琶湖に流入する河川等において、流量が生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生にとって重要な要因となっていることから、各河川特性に応じ、周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な流量を検討する。</p> <p>1) 流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保</p> <p>淀川における流水の正常な機能を維持するため必要な流量(以下、「正常流量」という。)は、淀川本川の高浜地点における下流の水利に必要な流量と旧淀川等への維持流量から成り立っている。</p>	

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
1. 施策の概要	
<p data-bbox="151 268 422 302">2) 適切な水量の検討</p> <ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="231 302 1500 369">① 淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。<li data-bbox="231 369 1500 481">② 流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、全ての既設ダムにおいて水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。また、逃げ遅れによる魚類への死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。<li data-bbox="231 481 1500 582">③ 周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な流量を検討するとともに、確保可能な流量を把握するために必要な諸調査を実施する。淀川大堰下流、大川(旧淀川)、神崎川、寝屋川については継続して調査する。	

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「川本来のダイナミズムの再生」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p>【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況 [指標] 淀川大堰による水位操作の改善内容〔下流域(湛水区間)〕 [指標] 瀬田川洗堰による水位操作の改善内容〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕 [指標] 琵琶湖における水位低下緩和方策の検討内容〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕</p> <p>【観点】地形変化を促すための検討状況 [指標] 既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容・魚類確認数 〔上流域(山間部)木津川、上流域(山間部)名張川・宇陀川・青蓮寺川、猪名川〕</p> <p>【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況 [指標] 流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保内容・正常流量確保日数〔全域〕</p>	

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生																														
3. 進捗状況	4. 点検結果																														
【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況																															
「指標」淀川大堰による水位操作の改善内容〔下流域(湛水区間)〕																															
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>淀川大堰上流のワンドの浅場域を拡大させ、コイ・フナ類やタナゴ類などの繁殖・成育環境を改善するため、淀川大堰上流の水位O.P.+2.8mを目標に水位操作可能な範囲で、以下の期間について試験的に淀川大堰の運用を行った。</p> <p>城北ワンド群では水位がO.P.+3.0mからO.P.+2.8mになると浅場(50cm以下)面積が約1割(約1,000m²)拡大したと推定される。</p> <table border="1" data-bbox="248 696 636 943"> <thead> <tr> <th></th> <th>34号北ワンド</th> <th>35号北ワンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カネヒラ</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>シロヒレタビラ</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>タイリクバラタナゴ</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>コイ・フナ</td> <td>385</td> <td>385</td> </tr> <tr> <td>モツゴ</td> <td>588</td> <td>588</td> </tr> <tr> <td>オオクチバス</td> <td>0</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>ブルーギル</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>カダヤシ</td> <td>30</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>カムルチー</td> <td>49</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査日:H24.5.16)</p> <p>平成24年 城北地区実験ワンドにおける稚魚確認個体数</p>  <p>淀川大堰上流(毛馬水位観測所)水位変動図</p> <p>しかし、土砂堆積により上流の一部取水施設の取水に支障をきたすおそれがあったため、H24年度以降淀川大堰における水位操作の試験的な運用は実施していない。</p> <p>(平成25年度取組)</p> <p>対策が完了したことにより平成26年3月26日より試験的な運用を再開した。</p> <p>淀川大堰上流のワンド全体での効果や効果の継続性については十分把握出来ておらず、今後、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、淀川大堰による水位操作の改善について検討する必要がある。</p>			34号北ワンド	35号北ワンド	カネヒラ	0	5	シロヒレタビラ	0	0	タイリクバラタナゴ	0	0	コイ・フナ	385	385	モツゴ	588	588	オオクチバス	0	17	ブルーギル	0	0	カダヤシ	30	0	カムルチー	49	0
	34号北ワンド	35号北ワンド																													
カネヒラ	0	5																													
シロヒレタビラ	0	0																													
タイリクバラタナゴ	0	0																													
コイ・フナ	385	385																													
モツゴ	588	588																													
オオクチバス	0	17																													
ブルーギル	0	0																													
カダヤシ	30	0																													
カムルチー	49	0																													

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況	
「指標」瀬田川洗堰による水位操作の改善内容〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>琵琶湖周辺で産卵・成育する魚類を保護するために、洪水期前において、治水・利水に影響を与えない範囲で、平成15年度より、瀬田川洗堰の試行操作を行っており、平成23年度より、以下の方針で試行操作を実施してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨による琵琶湖水位上昇後の急激な水位操作の改善。 <p>魚卵の干出を緩和するため、現地調査によりコイ・フナ類の産着卵が10万個以上、草津市新浜、高島市針江、湖北町延勝寺において確認された場合は、推定ふ化日数である5日間の水位維持を行う。あわせて、現地調査によりホンモロコの産着卵が1万個以上、高島市針江、湖北町延勝寺、湖北町海老江(県)、大津市小野(県)、伊庭内湖(県)において確認された場合は推定ふ化日数である7日間の水位維持を行うことを操作方針として、操作の改善に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水位移行期の水位操作の改善。 <p>5月中旬頃から約1ヶ月の間に、洪水期に備え琵琶湖水位をB.S.L+30cmからB.S.L-20cmに約50cm低下させていた操作を、主な産卵期となる4月1日から6月1日までの間はB.S.L.10cm以上を目指した緩やかな水位低下となるよう操作の改善に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産卵環境の改善 <p>平成23年度に引き続き平成24年度もB.S.L.10cm以上を極力目指し、瀬田川洗堰の操作を実施した。</p> <p>4月1日～6月1日 : B.S.L.+10cm</p> <p>現地産着卵の情報により水位操作をする方法では、現地調査に毎年多額の費用がかかるため、恒常的に運用するにはコスト面で問題があった。</p> <p>シミュレーションの結果、現地調査の結果によらず上昇した水位を維持する方法でも干出率に大差がなかったため、「水陸移行帯WG」に図った結果、平成25年度からはこの方法を試みることにした。</p>	

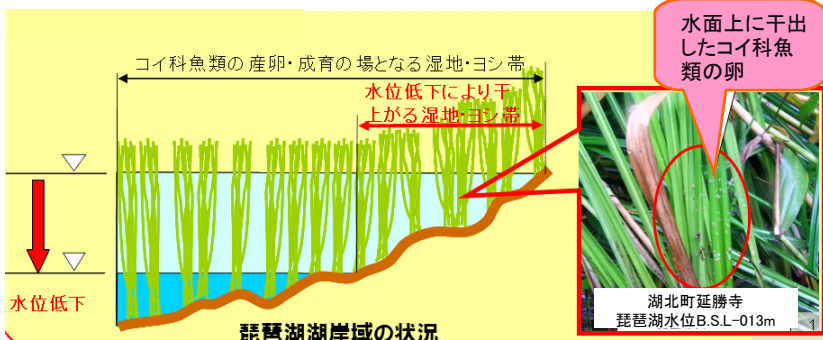
点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は、現地産着卵調査の情報によらず、上昇した水位を維持する方法に変更して実施した。</p> <p>・コイ・フナ類 コイ・フナ類の産着卵の干出率は9.5%となった。</p>  <p>・ホンモロコ ホンモロコの産着卵の干出率は、40.9%となった。</p>  <p>過去10年間の試行により、コイ・フナ類の卵干出率は低く抑えることができ、一定の効果があったものと考えられる。</p> <p>今まで審議・助言をいただいていた「水陸移行帯WG」に諮った結果、今後も、確立した現在の操作方法を継続して実施することとなった。</p>	<p>春先の雨が少なく、水位が下限ラインを下回る状態が続いたものの、干出率はコイ・フナ類で9.5%と例年並みに抑える事が出来た。</p> <p>ホンモロコは、産卵が水位変化と関係がみられないことから、水位操作による干出率の低減は困難。</p> <p>また、産卵盛期が洪水期に近く制限水位に向けた水位低下の時期にも産卵を行うため、これも干出率の低減を困難にする要因となっている。</p>

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況	
「指標」瀬田川洗堰による水位操作の改善内容〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕	
<p>今後継続する操作方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水位の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・治水リスクの観点から上限ラインを設定 ・渇水リスクの観点から下限ラインを設定 ・産卵を誘発するとされている水位を目標水位として設定 2. 操作方法 <ul style="list-style-type: none"> ・目標水位以下の場合、下流への補給を行いながら目標水位を目指す ・目標水位に達したら、目標水位を極力維持する ・水位が上限ラインを超えたときは速やかに下げ、上限ラインまで下がった後はその水位を極力維持する 	
<p>目標水位に到達したら、目標水位を極力維持する。</p> <p>降雨等で水位上昇後は、その水位を極力維持する。</p> <p>水位が上限ラインを超えたときは、速やかに下げ、上限ラインまで下がった後は、上限ラインを極力維持する。</p> <p>目標水位：産卵を誘発するとされている水位であるため、できる限りこの水位を維持する</p> <p>目標水位以下の場合、下流への補給を行いながら、目標水位を目指す。</p> <p>上限ライン</p> <p>下限ライン</p> <p>+30cm (常時満水位)</p> <p>+20cm</p> <p>+10cm</p> <p>+5cm</p> <p>±0cm</p> <p>-10cm</p> <p>-20cm</p> <p>4月1日 4月16日 6月1日 6月16日</p>	

点 検 項 目 川本来のダイナミズムの再生

5. 参考資料

【瀬田川洗堰の試行操作の効果検証のための産卵調査状況】
【琵琶湖河川事務所】



コイ科魚類の産卵調査状況
高島市針江(H25. 4)

平成15年度から水陸移行帯WGの審議・助言を経て、ニゴロブナなどのコイ科魚類の産卵・生育に配慮した水位を確保するため、瀬田川洗堰の試行操作を実施している。

平成25年度の試行操作では、コイ・フナ類の産着卵の干出率は9.5%と例年並みの低い値に抑える事が出来た。

<水陸移行帯WGに関するHP>

<http://www.biwakokasen.go.jp/others/specialistconference/index-6.html>

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況	
「指標」琵琶湖における水位低下緩和方策の検討内容〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕	
<p>(これまでの取組内容) 日常管理においてダムと連携して琵琶湖の水位低下緩和に努めている。</p> <p>(平成25年度取組) 引き続き、琵琶湖の水位及び各ダムの残容量・河川の流況・下流での水利用を把握し、琵琶湖の水位低下を緩和するよう瀬田川洗堰から下流へ用水補給のためのきめ細かな操作を行った。</p>	<p>今後も引き続き、ダム群との統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作に努めていく。</p>

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】地形変化を促すための検討状況	
「指標」既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容・魚類確認数〔上流域(山間部)木津川、上流域(山間部)名張川・宇陀川・青蓮寺川、猪名川〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>一庫ダムでは、猪名川本川合流点までの5km 区間の一部について減水区間が発生することがあったため、平成18年度から下流の流況改善を図り、かつダム貯水位低下速度の緩和による上流部での魚類の産卵床の形成を目的として弾力的運用試験を実施している。</p> <p>実験区におけるオイカワ個体数を示すと以下のとおりである。</p> <p>平成19年は、132匹確認された。 平成20年は、445匹確認された。 平成21年は、228匹確認された。 平成22年は、418匹確認された。 平成23年は、648匹確認された。 平成24年は、278匹確認された。</p> <p>各ダムにおいて下流河川環境改善のために洪水期への移行操作方法としてフラッシュ放流等を実施している。</p> <p>一庫ダムにおける、フラッシュ放流実施日と土砂投入量は以下のとおりである。</p> <p>平成19年は、5/10と6/7に実施し、合計約2,000m³の土砂を投入した。 平成20年は、5/28と6/11に実施し、合計約2,100m³の土砂を投入した。 平成21年は、5/27と6/10に実施し、合計約1,200m³の土砂を投入した。 平成22年は、5/27と6/10に実施し、合計約1,000m³の土砂を投入した。 平成23年は、5/24に実施し、合計約500m³の土砂を投入した。 平成24年は、5/18と6/12に実施し、合計600m³の土砂を投入した。</p> <p>高山ダムでは、最大放流量40m³/sで、以下のとおりフラッシュ放流を行った。</p> <p>平成19年は、行わなかった。 平成20年は、行わなかった。 平成21年は、5/28と6/11に2回実施した。 平成22年は、6/10に1回実施した。 平成23年は、6/10に1回実施した。 平成24年は、5/31と6/7に2回実施した。</p> <p>青蓮寺ダムでは、最大放流量30m³/sで、以下のとおりフラッシュ放流を行った。</p> <p>平成22年は、5月に50m³を置土し、5/17に50m³が流出した。 平成23年は、5月に20m³を置土し、5/17に20m³が流出した。 平成24年は、5月に30m³を置土し、5/16に30m³が流出した。</p>	

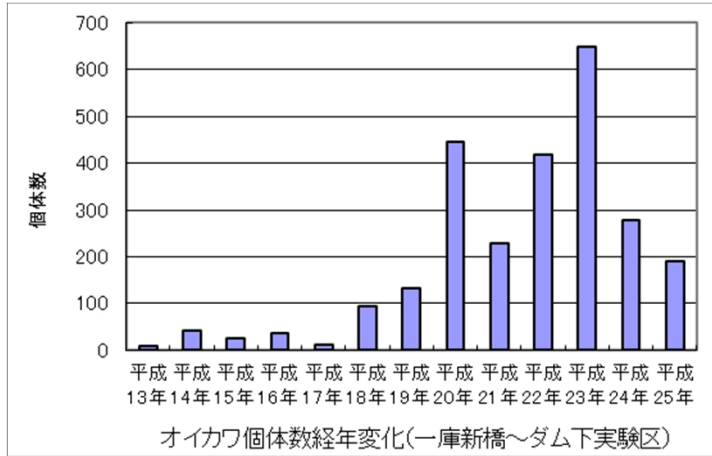
点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
<p>3. 進捗状況</p> <p>室生ダムでは、最大放流量13m³/sで、以下のとおりフラッシュ放流を行った。</p> <p>平成19年は、5/8～5/10に250m³を置土し、5/18に150m³、6/24に100m³、合わせて250m³が流出した。</p> <p>平成20年は、5/12～5/15に230m³を置土し、5/16に170m³、5/25に60m³、合わせて230m³が流出した。</p> <p>平成21年は、5/7～5/12に280m³を置土し、5/14に230m³、10/7～10/8に50m³、合わせて280m³が流出した。</p> <p>平成22年は、5/12～5/16に200m³を置土し、5/17に200m³が流出した。</p> <p>平成23年は、5/10に220m³を置土し、5/11に220m³が流出した。</p> <p>平成24年は、5月に220m³を置土し、5/16に200m³、6月中旬に20m³、合わせて220m³が流出した。</p> <p>比奈知ダムでは、最大放流量30m³/sで、以下のとおりフラッシュ放流を行った。</p> <p>平成21年は、3月に30m³を置土し、5/8に30m³が流出した。</p> <p>平成22年は、5月に65m³を置土し、5/11と5/17に合わせて65m³が流出した。10月に100m³を置土し、翌23年3月にも100m³を置土した。</p> <p>平成23年は、置土しなかったが、3月～5月に30 m³が流出し、5/17に150m³が流出し、7/18～7/21に20m³が流出した。</p> <p>平成24年は、5月に100m³を置土し、5/2に20m³、5/9と5/16に60m³、9/17に20m³、合わせて100m³が流出した。</p> <p>布目ダムでは、以下のとおりフラッシュ放流を行った。</p> <p>平成19年は、8/9に720m³を置土し、8/23、8/29に、前年度の残りの置土と合わせて810m³が流出した。</p> <p>平成20年は、6/27に100m³を置土し、7/8に、35m³が流出した。8/7に100m³を置土し、9/5と9/19に合わせて100m³が流出した。</p> <p>平成21年は、前年度の残りの置土が、8/2に500 m³が流出した。10/2に500m³を置土し、10/7～10/8に、500m³が流出した。</p> <p>平成22年は、8/4に500m³を置土し、8/10に、120m³が流出した。</p> <p>平成23年は、前年度の残りの置土が、9/3に100 m³が流出し、翌24年3/26に270m³が流出した。</p> <p>平成24年は、前年度の残りの置土が、10m³流出した。また、11月下旬に550m³を置土し、3/13に90m³が流出した。</p>	<p>4. 点検結果</p>

点 検 項 目 川本来のダイナミズムの再生

3. 進捗状況

(平成25年度の取組)

平成25年は、一庫ダム下流の実験区におけるオイカワ個体数は190匹となっている。



- 一庫ダム(平成14年度～フラッシュ放流・土砂の還元)
前年度同様、最大放流量(12.5m³/s)による土砂還元(約420m³)を実施した。

一庫ダムフラッシュ放流・土砂の還元の概要

年度	フラッシュ放流(土砂還元)実施日	土砂還元量	備考
H14年度	—	約200m ³	玉石を還元
H15年度	5月19日	約300m ³	
	5月27日		
	6月9日		
H16年度	—	約600m ³	土砂還元のみ
H17年度	5月7日	約600m ³	
	5月20日		
H18年度	5月23日	約1,000m ³	重機により土砂を流水へ投入
H19年度	5月10日	約2,000m ³	"
	6月7日		
H20年度	5月28日	約2,100m ³	"
	6月11日		
H21年度	5月27日	約1,200m ³	"
	6月10日		
H22年度	5月27日	約1,000m ³	"
	6月10日		
H23年度	5月24日	約500m ³	"
H24年度	5月18日	約600m ³	"
	6月12日		
H25年度	5月10日	約420m ³	"

4. 点検結果

各ダムでフラッシュ放流を行うなど地形変化を促す取り組みが進められている。

一庫ダム下流において環境改善の指標種としていたオイカワについては、フラッシュ放流等を開始して数年が経過した平成18年度以降、年によっては増減はあるものの、それ以前と比べ個体数は増え、体長を元に複数の世代が生息していることも確認しており、定着が進んでいると考えられる。

今後も河川環境改善対策について継続実施していくとともに、併せてモニタリングを実施し、対策の効果について検証を行っていく。

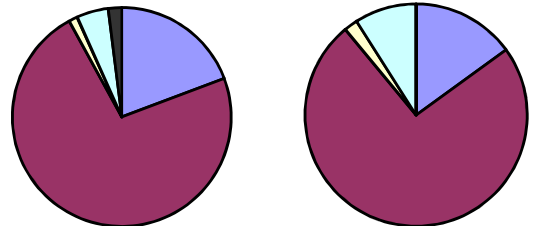
点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生																																																			
3. 進捗状況	4. 点検結果																																																			
<p>・高山ダム(平成14年度～フラッシュ放流) 平成25年度は、最大放流量(40m³/s)によるフラッシュ放流を2回実施した。</p> <p style="text-align: center;">高山ダム フラッシュ放流の概要</p> <table border="1" data-bbox="161 443 798 1008"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H14年度</td><td>6月11日</td></tr> <tr><td>H15年度</td><td>6月10日</td></tr> <tr><td>H16年度</td><td>6月3日、6月10日</td></tr> <tr><td>H17年度</td><td>4月27日、6月8日</td></tr> <tr><td>H18年度</td><td>6月7日</td></tr> <tr><td>H19年度</td><td>-</td></tr> <tr><td>H20年度</td><td>-</td></tr> <tr><td>H21年度</td><td>5月28日、6月11日</td></tr> <tr><td>H22年度</td><td>6月10日</td></tr> <tr><td>H23年度</td><td>6月10日</td></tr> <tr><td>H24年度</td><td>5月31日、6月7日</td></tr> <tr><td>H25年度</td><td>5月23日</td></tr> </tbody> </table> <p>・青蓮寺ダム(平成20年度～フラッシュ放流、平成21年度～土砂還元) 平成25年度は、最大放流量(30m³/s)によるフラッシュ放流を1回実施した。置土(土砂還元)は実施していない。</p> <p style="text-align: center;">青蓮寺ダム土砂還元の概要</p> <table border="1" data-bbox="140 1265 837 1494"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>置土時期</th> <th>流出時期</th> <th>置土量</th> <th>流出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H22年度</td><td>2010/5</td><td>2010/5/17</td><td>50m³</td><td>50m³</td></tr> <tr><td>H23年度</td><td>2011/5</td><td>2011/5/17</td><td>20m³</td><td>20m³</td></tr> <tr><td>H24年度</td><td>2012/5</td><td>2012/5/16</td><td>30m³</td><td>30m³</td></tr> <tr><td>H25年度</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>	年度	実施日	H14年度	6月11日	H15年度	6月10日	H16年度	6月3日、6月10日	H17年度	4月27日、6月8日	H18年度	6月7日	H19年度	-	H20年度	-	H21年度	5月28日、6月11日	H22年度	6月10日	H23年度	6月10日	H24年度	5月31日、6月7日	H25年度	5月23日	年度	置土時期	流出時期	置土量	流出量	H22年度	2010/5	2010/5/17	50m ³	50m ³	H23年度	2011/5	2011/5/17	20m ³	20m ³	H24年度	2012/5	2012/5/16	30m ³	30m ³	H25年度	-	-	-	-	<p>高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、比奈知ダムでのフラッシュ放流は、下流で河床の付着物質剥離が見られた。</p>
年度	実施日																																																			
H14年度	6月11日																																																			
H15年度	6月10日																																																			
H16年度	6月3日、6月10日																																																			
H17年度	4月27日、6月8日																																																			
H18年度	6月7日																																																			
H19年度	-																																																			
H20年度	-																																																			
H21年度	5月28日、6月11日																																																			
H22年度	6月10日																																																			
H23年度	6月10日																																																			
H24年度	5月31日、6月7日																																																			
H25年度	5月23日																																																			
年度	置土時期	流出時期	置土量	流出量																																																
H22年度	2010/5	2010/5/17	50m ³	50m ³																																																
H23年度	2011/5	2011/5/17	20m ³	20m ³																																																
H24年度	2012/5	2012/5/16	30m ³	30m ³																																																
H25年度	-	-	-	-																																																

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生																																																																																																														
3. 進捗状況	4. 点検結果																																																																																																														
<p>・室生ダム(平成18年度～フラッシュ放流・土砂還元) 平成25年度は、前年度同様、最大放流量(13m³/s)による土砂の還元(置土230m³)を実施した。置土の上下流において河床材料調査を行った結果、フラッシュ放流後は置土の下流で細粒分が増加する傾向がみられた。</p> <p style="text-align: center;">室生ダム土砂還元の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>置土時期</th> <th>流出時期</th> <th>置土量</th> <th>流出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">H19年度</td> <td>2007/5/8</td> <td>2007/5/18</td> <td rowspan="2">250m³</td> <td>150m³</td> </tr> <tr> <td>～ 2007/5/10</td> <td>2007/6/24</td> <td>100m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H20年度</td> <td>2008/5/12</td> <td>2008/5/16</td> <td rowspan="2">230m³</td> <td>170m³</td> </tr> <tr> <td>～ 2008/5/15</td> <td>2008/5/25</td> <td>60m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H21年度</td> <td>2009/5/7</td> <td>2009/5/14</td> <td rowspan="2">280m³</td> <td>230m³</td> </tr> <tr> <td>～ 2009/5/12</td> <td>2009/10/7,8</td> <td>50m³</td> </tr> <tr> <td>H22年度</td> <td>2010/5/12</td> <td rowspan="2">2010/5/17</td> <td rowspan="2">200m³</td> <td rowspan="2">200m³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～ 2010/5/16</td> </tr> <tr> <td>H23年度</td> <td>2011/5/10</td> <td>2011/5/11</td> <td>220m³</td> <td>220m³</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>2012/5/10</td> <td>2012/5/16</td> <td>220m³</td> <td>210m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H25年度</td> <td rowspan="2">2013/5</td> <td>2013/5/16</td> <td rowspan="2">230m³</td> <td>210m³</td> </tr> <tr> <td>2013/9</td> <td>20m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>・比奈知ダム(平成16年度～フラッシュ放流、平成20年度～土砂還元) 平成25年度は、前年度同様、最大放流量(30m³/s)による土砂還元(置土20m³)を実施した。置土の下流において平成25年12月に実施した河床材料調査では細粒分が増加する傾向がみられた。</p> <p style="text-align: center;">比奈知ダム土砂還元の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>置土時期</th> <th>流出時期</th> <th>置土量</th> <th>流出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">H21年度</td> <td rowspan="2">2009/3</td> <td>2009/5/8</td> <td rowspan="2">30m³</td> <td>30m³</td> </tr> <tr> <td>2009/5/14</td> <td>0m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">H22年度</td> <td rowspan="2">2010/5</td> <td>2010/5/11</td> <td rowspan="2">65m³</td> <td>65m³</td> </tr> <tr> <td>2010/5/17</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2010/10</td> <td>100m³</td> <td>0m³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2011/3</td> <td></td> <td>100m³</td> <td>0m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">H23年度</td> <td>–</td> <td>2011/3～5</td> <td>–</td> <td>30m³</td> </tr> <tr> <td>–</td> <td>2011/5/17</td> <td>–</td> <td>150m³</td> </tr> <tr> <td>–</td> <td>2011/7/18～21</td> <td>–</td> <td>20m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">H24年度</td> <td rowspan="3">2012/4</td> <td>2012/5/2</td> <td rowspan="3">100m³</td> <td>20m³</td> </tr> <tr> <td>2012/5/9,16</td> <td>60m³</td> </tr> <tr> <td>2012/5/17～</td> <td>20m³</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>2013/5</td> <td>2013/9/15～17</td> <td>20m³</td> <td>20m³</td> </tr> </tbody> </table>					年度	置土時期	流出時期	置土量	流出量	H19年度	2007/5/8	2007/5/18	250m ³	150m ³	～ 2007/5/10	2007/6/24	100m ³	H20年度	2008/5/12	2008/5/16	230m ³	170m ³	～ 2008/5/15	2008/5/25	60m ³	H21年度	2009/5/7	2009/5/14	280m ³	230m ³	～ 2009/5/12	2009/10/7,8	50m ³	H22年度	2010/5/12	2010/5/17	200m ³	200m ³		～ 2010/5/16	H23年度	2011/5/10	2011/5/11	220m ³	220m ³	H24年度	2012/5/10	2012/5/16	220m ³	210m ³	H25年度	2013/5	2013/5/16	230m ³	210m ³	2013/9	20m ³	年度	置土時期	流出時期	置土量	流出量	H21年度	2009/3	2009/5/8	30m ³	30m ³	2009/5/14	0m ³	H22年度	2010/5	2010/5/11	65m ³	65m ³	2010/5/17		2010/10	100m ³	0m ³		2011/3		100m ³	0m ³	H23年度	–	2011/3～5	–	30m ³	–	2011/5/17	–	150m ³	–	2011/7/18～21	–	20m ³	H24年度	2012/4	2012/5/2	100m ³	20m ³	2012/5/9,16	60m ³	2012/5/17～	20m ³	H25年度	2013/5	2013/9/15～17	20m ³	20m ³
年度	置土時期	流出時期	置土量	流出量																																																																																																											
H19年度	2007/5/8	2007/5/18	250m ³	150m ³																																																																																																											
	～ 2007/5/10	2007/6/24		100m ³																																																																																																											
H20年度	2008/5/12	2008/5/16	230m ³	170m ³																																																																																																											
	～ 2008/5/15	2008/5/25		60m ³																																																																																																											
H21年度	2009/5/7	2009/5/14	280m ³	230m ³																																																																																																											
	～ 2009/5/12	2009/10/7,8		50m ³																																																																																																											
H22年度	2010/5/12	2010/5/17	200m ³	200m ³																																																																																																											
	～ 2010/5/16																																																																																																														
H23年度	2011/5/10	2011/5/11	220m ³	220m ³																																																																																																											
H24年度	2012/5/10	2012/5/16	220m ³	210m ³																																																																																																											
H25年度	2013/5	2013/5/16	230m ³	210m ³																																																																																																											
		2013/9		20m ³																																																																																																											
年度	置土時期	流出時期	置土量	流出量																																																																																																											
H21年度	2009/3	2009/5/8	30m ³	30m ³																																																																																																											
		2009/5/14		0m ³																																																																																																											
H22年度	2010/5	2010/5/11	65m ³	65m ³																																																																																																											
		2010/5/17																																																																																																													
	2010/10	100m ³	0m ³																																																																																																												
	2011/3		100m ³	0m ³																																																																																																											
H23年度	–	2011/3～5	–	30m ³																																																																																																											
	–	2011/5/17	–	150m ³																																																																																																											
	–	2011/7/18～21	–	20m ³																																																																																																											
H24年度	2012/4	2012/5/2	100m ³	20m ³																																																																																																											
		2012/5/9,16		60m ³																																																																																																											
		2012/5/17～		20m ³																																																																																																											
H25年度	2013/5	2013/9/15～17	20m ³	20m ³																																																																																																											

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
3. 進捗状況	4. 点検結果
<div data-bbox="113 275 780 775" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="220 784 646 862" data-label="Caption"> <p>置土状況 フラッシュ放流前 (H25.5.16撮影、比奈知ダム下流)</p> </div> <div data-bbox="113 875 780 1375" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="220 1382 646 1458" data-label="Caption"> <p>置土状況 出水による流出 (H25.9.19撮影、比奈知ダム下流)</p> </div>	

点 検 項 目		川本来のダイナミズムの再生																																																																	
3. 進捗状況		4. 点検結果																																																																	
<p>・布目ダム(平成16年度～土砂還元) 平成25年度は、9月中旬に約460m³が流出した。翌平成26年2月28日に約800m³の置土を実施した。</p> <p>布目ダム土砂還元の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>置土時期</th> <th>流出時期</th> <th>置土量</th> <th>流出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19年度</td> <td>2007/8/9</td> <td>2007/8/23 29</td> <td>720m³</td> <td>810m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">H20年度</td> <td>2008/6/27</td> <td>2008/7/8</td> <td>100m³</td> <td>35m³</td> </tr> <tr> <td>2008/8/7</td> <td>2008/9/5 2008/9/19</td> <td>100m³</td> <td>100m³</td> </tr> <tr> <td>2008/11/12</td> <td></td> <td>500m³</td> <td>0m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H21年度</td> <td>—</td> <td>2009/8/2</td> <td>(500m³)</td> <td>500m³</td> </tr> <tr> <td>2009/10/2</td> <td>2009/10/7 8</td> <td>500m³</td> <td>500m³</td> </tr> <tr> <td>H22年度</td> <td>2010/8/4</td> <td>2010/8/10</td> <td>500m³</td> <td>120m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H23年度</td> <td rowspan="2">—</td> <td>2011/9/3</td> <td>(380m³)</td> <td>100m³</td> </tr> <tr> <td>2012/3/26</td> <td>(280m³)</td> <td>270m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H24年度</td> <td>—</td> <td>2012/6/17</td> <td>(10m³)</td> <td>10m³</td> </tr> <tr> <td>2012/11/29</td> <td>2013/3/13</td> <td>550m³</td> <td>90m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H25年度</td> <td>—</td> <td>2013/9</td> <td>(460m³)</td> <td>460m³</td> </tr> <tr> <td>2014/2/28</td> <td>—</td> <td>800m³</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()は昨年度置土量の流出残</p>  <p>布目ダム下流の置土状況(H26.3.31撮影)</p>					年 度	置土時期	流出時期	置土量	流出量	H19年度	2007/8/9	2007/8/23 29	720m ³	810m ³	H20年度	2008/6/27	2008/7/8	100m ³	35m ³	2008/8/7	2008/9/5 2008/9/19	100m ³	100m ³	2008/11/12		500m ³	0m ³	H21年度	—	2009/8/2	(500m ³)	500m ³	2009/10/2	2009/10/7 8	500m ³	500m ³	H22年度	2010/8/4	2010/8/10	500m ³	120m ³	H23年度	—	2011/9/3	(380m ³)	100m ³	2012/3/26	(280m ³)	270m ³	H24年度	—	2012/6/17	(10m ³)	10m ³	2012/11/29	2013/3/13	550m ³	90m ³	H25年度	—	2013/9	(460m ³)	460m ³	2014/2/28	—	800m ³	—
年 度	置土時期	流出時期	置土量	流出量																																																															
H19年度	2007/8/9	2007/8/23 29	720m ³	810m ³																																																															
H20年度	2008/6/27	2008/7/8	100m ³	35m ³																																																															
	2008/8/7	2008/9/5 2008/9/19	100m ³	100m ³																																																															
	2008/11/12		500m ³	0m ³																																																															
H21年度	—	2009/8/2	(500m ³)	500m ³																																																															
	2009/10/2	2009/10/7 8	500m ³	500m ³																																																															
H22年度	2010/8/4	2010/8/10	500m ³	120m ³																																																															
H23年度	—	2011/9/3	(380m ³)	100m ³																																																															
		2012/3/26	(280m ³)	270m ³																																																															
H24年度	—	2012/6/17	(10m ³)	10m ³																																																															
	2012/11/29	2013/3/13	550m ³	90m ³																																																															
H25年度	—	2013/9	(460m ³)	460m ³																																																															
	2014/2/28	—	800m ³	—																																																															

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況	
「指標」流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保内容・正常流量確保日数〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>淀川においては、平成15年から平成25年の10年間の高浜地点の日平均流量の約41%が正常流量を満している。</p> <p>なお、日常の管理においては、日々変動する取水量に応じて、琵琶湖及び上流ダム群から必要な水量を補給している。</p> <p>猪名川においては、平成16年から平成25年の10年間の小戸地点の日平均流量は約70%が正常流量を満している。</p> <p>なお、期別の取水計画に基づいて、一庫ダムより必要な水量を補給している。</p> <p>木津川上流域においては、平成16年から平成25年の10年間の岩倉地点の日平均流量は約92%が正常流量を満たしている。</p>	

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
3. 進捗状況	4. 点検結果
(平成25年度の取組)	
必要量に応じた補給を行った。	
必要量に応じた補給を行うことができた。	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>平成15～25年全体 平成25年</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 正常流量180m³/s以上 (かんかん期) ■ 正常流量170m³/s以上 (非かんかん期) □ 平均濁水流量120m³/s以上 正常流量未滿 □ 平均濁水流量 120m³/s未滿 ■ 欠測日 <p>高浜地点日流量の状況 平成25は暫定値</p> </div> </div>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>平成16～25年全体 平成25年</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 正常流量以上 ■ 平均濁水流量1.04mg/s以上正常流量未滿 □ 平均濁水流量1.04mg/s未滿 ■ 欠測日 <p>小戸地点日流量の状況 H23, 24, 25は暫定値</p> </div> </div>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>平成16年～25年全体 平成25年</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 正常流量4.90m³以上(4/1～6/30) ■ 正常流量1.84m³以上(7/1～3/31) □ 平均濁水流量3.91m³以上正常流量未滿 □ 平均濁水流量3.91m³未滿 ■ 欠測日 <p>岩倉地点日流量の状況 H25は暫定値</p> </div> </div>	

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 2. 河川環境 4. 2. 5. 流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
1. 施策の概要	
<p>(1) 流域対策と連携した水質の保全</p> <p>これまでの流域における社会活動、河川の整備が淀川の水質に与えている影響を真摯に受け止め、河川やダム貯水池及び沿岸海域の水質及び底質の改善には、河川内での浄化対策に加えて、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策等、流域全体での取り組みを強力に進めることにより、「琵琶湖・淀川流域圏の再生」や「大阪湾の再生」の実現を目指す。</p> <p>このため、現在の水質汚濁防止連絡協議会をさらに発展させ、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)と連携して、河川へ総流入負荷量の管理を図る「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」を検討して設立する。</p> <p>また、河川、湖及びダム貯水池における水質環境基準の達成を目標とすることにとどまらず、生物の生息・生育・繁殖環境から見て望ましく、安心して水辺で遊べ、水道水源としてより望ましいなど、平常時における河川水質の新たな目標(生物指標による目標を含む)を設定し、監視地点、測定頻度や監視項目を増加させる等、平常時における監視を強化するとともに、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)が行う水質保全活動について支援を行い、流域をも対象としたデータの共有化を図る。</p> <p>油やその他の化学物質の流出事故などを早期に発見するため、即時的な水質監視体制の強化や住民・住民団体(NPO等)による細かな水質モニタリングの支援体制を確立する。また、重金属、ダイオキシン類等の有害化学物質に関する水質及び底質モニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境にも配慮した改善対策を実施する。</p> <p>琵琶湖、ダム貯水池、河川の水質及び底質の改善についても、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に進める。</p> <p>さらに、ダム貯水池の水質についても、下流への放流の影響を勘案して改善対策を検討して実施する。</p> <p>1) 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討</p> <p>現在の水質汚濁防止連絡協議会における主な取り組みは、①点源負荷の削減(工場排水規制、下水道事業及び農業集落排水事業等の推進)、②各関係機関における水質情報等の交換、③油やその他の化学物質の流出事故等における緊急時連絡体制の確立等である。</p> <p>流域全体として水循環をふまえた統合的な流域水質管理システムの構築を目指すものとして、水質汚濁防止連絡協議会の従来の委員に加え、厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係機関並びに水質特性に詳しい学識者や住民活動・水質等に詳しい有識者が参加した「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」を設立することとし、「琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会」の水環境に関する分科会の中で具体の枠組み等について引き続き検討を進める。</p> <p>「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」では、以下の項目について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の特성에応じた、わかりやすい水質目標の設定 ・関係機関等との情報共有の強化 ・住民連携強化のための一層の取り組み ・油やその他の化学物質の流出事故の防止・対処の取り組みの強化 ・具体的なアクションプログラムの作成とフォローアップ体制の確立 <p>この「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」に先立ち、河川管理者として実行可能な以下の施策について実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水質管理体制の強化 ②淀川流域の水物質循環に係る調査 ③住民連携 <p>2) 琵琶湖の水質保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水質に顕著な改善傾向が見られないことや外来種の増加等の課題を抱えている琵琶湖の南湖再生を目的として、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく「南湖の再生プロジェクト」を推進し、湖底の耕うんや窪地の埋め戻しなどを行う「南湖湖底改善事業」により水質や底質の改善を進め、琵琶湖固有種で重要な漁獲対象であるセタシジミ等の生息・繁殖環境の回復について関係機関の連携のもと取り組む。 ②琵琶湖の水質調査を継続実施するとともに、水上オートバイから発生するベンゼン、トルエン、キシレン等有害化学物質の調査について関係機関と連携して取り組む。 	

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
1. 施策の概要	
<p>③自然の浄化能力等を生かした新たな水質浄化の取り組みや流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究について、滋賀県、水資源機構、住民団体と連携して取り組む。</p>	
3) 河川の水質保全対策	
<p>①大阪府が管理する寝屋川の水質改善のために、淀川本川の流況を勘案しながら、淀川からの導水を継続して運用するとともに、さらなる改善に向けた検討を行う。</p> <p>②水を介して病原性微生物が体内に侵入し病気を引き起こす水系感染症の不安回避など安心して水が飲める暮らしを確保するため、河川水と都市排水の分離や植生等による自然浄化などを流水保全水路の活用を含め検討し、事業の効果、負担の考え方等を整理した上で水質保全対策を実施する。</p> <p>③河川の水質調査及び自治体と連携した地下水水質調査を継続実施する他、河川水質のみならず、沿岸海域の水質をも視野に入れた総負荷量削減のため関係機関や住民との連携を図る。</p> <p>④淀川の汽水域、淀川大堰の湛水域において底質モニタリングを実施し、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について必要に応じて実施する。</p>	
4) ダム貯水池の水質保全対策	
<p>ダム貯水池の水質保全対策については、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に実施する。</p>	
<p>ダム貯水池でのアオコ・淡水赤潮による水質障害や、放流水温・水質に起因すると考えられる生物の生息・生育・繁殖環境への影響を軽減するため、曝気設備の新增設や選択取水設備等による水質保全対策を実施する。</p>	
<p>なお、曝気設備などの水質保全設備が導入されているダムにおいては、その効果を調査しながら、より効果的な運用改善を図る。</p>	
<p>①新たに深層曝気および浅層曝気設備等の設置を行い貯水池内の水質の改善を図る対策を実施する。</p> <p>②放流水質等が下流河川へ与える影響を調査し、新たな選択取水設備等について検討する。</p> <p>③底層水における貧酸素化現象の発生が、ダム貯水池及び下流河川へ与える影響を調査し、必要な対策について検討して実施する。</p> <p>④既設の選択取水設備の活用を継続するとともに、より効果的な運用改善を図る。</p> <p>⑤既設の深層曝気設備を継続して活用するとともに、より効果的な運用改善を図る。</p> <p>⑥既設の浅層曝気設備を継続して活用するとともに、より効果的な運用改善を図る。</p> <p>⑦水質保全等を目的とした既設の副ダムの機能を維持する。</p> <p>⑧ダム湖の水質調査や底質モニタリングを継続実施し、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について必要に応じて実施する。</p>	
(2) 土砂移動の連続性の確保	
<p>川底、水辺や河原、河川敷などの河川空間は、上流部などから洪水の度に繰り返し運ばれる土砂が堆積・移動することによって形成されることから、洪水に含まれる土砂の粒径分布や、その堆積場所や堆積量が変化することは、流水中や水辺等に生息・生育・繁殖する生物にとっても環境変化を生じさせることになる。このため土砂移動を分断しているダム等の河川横断工作物について、土砂移動の連続性を確保するための方策を、山地流域から沿岸海域に至るまで総合的に検討する。</p>	
<p>特に土砂移動の障害となっている既設ダムを対象に、下流河川環境への影響を調査した上で、必要に応じて下流への土砂供給を実施するなど、その障害を軽減するための方策を実施する。</p>	
<p>なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。</p>	
1) 既設ダム	
<p>ダムの堆砂の進行に伴う貯水容量の減少によるダム機能の低下、ダムに起因する土砂供給の遮断による下流河川の河床低下や粗粒化、および生物環境への影響が指摘されている。</p>	
<p>そのため、河床材料や形状等に関する調査及び河床変動等の土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果をふまえ、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について、関係機関と連携し検討して実施する。</p>	
2) 砂防施設	
<p>土砂災害防止を目的として設置される砂防施設については、土砂供給の遮断が下流河川の河床低下や粗粒化を招いていることから土砂を下流へ流すことができる砂防えん堤の設置について検討して実施する。</p>	

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p>【観点】水質総量規制の制度や対策の計画立案状況 【指標】水質総量規制の実施体制の検討内容〔全域〕</p> <p>【観点】流域視点による水質対策の実施状況 【指標】南湖の再生プロジェクト取り組み内容〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕 【指標】新たな水質浄化の取り組み状況、流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究内容〔全域〕</p> <p>【観点】水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況 【指標】琵琶湖の水質保全対策の取り組み内容・効果〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕 【指標】河川の水質保全対策の取り組み内容〔全域〕 【指標】ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数〔全域〕</p> <p>【観点】流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況 【指標】河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)〔全域〕 【指標】土砂を下流へ流すことができる砂防えん堤の設置数(砂防施設) 〔上流域(山間部)宇治川～瀬田川、上流域(山間部)名張川・宇陀川・青蓮寺川〕</p>	

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】水質総量規制の制度や対策の計画立案状況	
「指標」水質総量規制の実施体制の検討内容〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>現在の水質汚濁防止連絡協議会をさらに発展させ、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)と連携して、河川への総流入負荷量の管理を図る「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」の設立に向けた検討を行っており、そのテストケースとして都市部の猪名川流域、上流部の木津川上流域それぞれで水質管理体制強化に向けた住民連携を図る取り組みを実施している。</p> <p>・テストケース1(都市部):猪名川における取り組み 平成17年度からNPOと共同調査・勉強会、行政機関との意見交換を実施しており、「猪名川流域水環境管理ワークショップ」を3回、「猪名川勉強会」を11回、「猪名川流域水質管理行政意見交換会」を7回、「猪名川流域水質管理検討会」を2回実施した。 また、平成21年度には、猪名川流域の水循環をふまえた統合的な流域水質管理システム構築をめざし、猪名川流域の河川管理者、自治体及び住民・住民団体等が連携し行動することを目的とし、行政関係者15団体、住民団体等7団体により猪名川分科会を設立し、これまで7回開催した。</p> <p>・テストケース2(上流部):木津川上流における取り組み 平成17年度からW.S.や学習会等による検討を実施しており、「木津川上流域水環境管理ワークショップ」を4回、「水質学習会」を3回実施し、平成20年度にはNPOと行政機関関係者で「木津川上流域水質管理検討会」を2回実施し、目指すべき方向性、協議会の枠組みについて確認を行った。検討会のメンバーであるNPOを核とし水質について一般住民への広報活動が実施されている。</p> <p>・NPO、行政関係者らとの情報共有ツールとしてケース1, 2ともに水質マップを作成した。</p> <p>・猪名川水環境マップ</p> <p>・木津川上流域水質マップ</p>  <p>※ 水質の指標は平成24年度水質一斉調査結果による</p>	

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築			
<p>3. 進捗状況</p> <p>※水質総量規制制度 水質総量規制制度は、水質汚濁防止法等に基づき、人口、産業等の集中による汚濁の著しい広域的な閉鎖性海域(東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海)で水質改善を図るため、昭和54年以来7次にわたり、COD、窒素、リンを対象(窒素、リンは5次から)に実施され、現在まで汚濁負荷の削減が図られている。</p> <p>制度の体系</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>対象水域: 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海(大阪湾含む) 対象項目: COD、窒素、リン</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>【総量削減基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象水域毎に環境大臣が策定 ・目標年度、削減目標量、削減に関する基本的事項 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>【総量削減計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総量削減基本方針に基づき都道府県毎に知事が策定 ・発生源別の削減目標量、削減の為の方策等 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>【事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備 ・尿処理施設の整備 等 </td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>【総量削減基準による規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水量50m³/日以上 of 工場、事業所が対象 ・排水濃度×排水量の規制 </td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>【削減指導等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業場 ・畜産、農業 ・一般家庭 等 </td> </tr> </table> <p>・現在、第7次水質総量規制について平成23年6月15日環境大臣により総量削減基本方針の策定がなされている。 ・これを受け、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県は平成24年2月に削減計画の公表を行っている。</p> <p>・平成26年度目標の計画削減量 府県名: COD; 窒素; リン(トン/日) 大阪府: 65; 61 ; 3.6 京都府: 18; 15 ; 1.2 兵庫県: 19; 18 ; 1.1(大阪湾に係る量) 奈良県他: 14; 9 ; 0.7 大阪湾計: 116; 103 ; 6.6</p> <p>※生活系、産業計、その他の合計値</p> <p>平成21年度を目標年度とする「第6次水質総量削減」、に引き続く「第7次水質総量削減」について、平成22年3月に中央環境審議会から、平成26年度を目標年度として実施することが適当との答申がなされた。</p> <p>これまでの経緯 基本方針策定 目標年度 指定項目 第1次 昭和54年6月 昭和59年度 COD 第2次 昭和62年1月 平成元年度 COD 第3次 平成3年1月 平成6年度 COD 第4次 平成8年4月 平成11年度 COD 第5次 平成13年12月 平成16年度 COD、窒素、りん 第6次 平成18年11月 平成21年度 COD、窒素、りん 第7次 平成23年6月 平成26年度 COD、窒素、りん</p> <p>・水系全体としての対応組織はなく、環境省の基本方針を受け、各府県が総量削減計画を策定し、実行することとなる。</p>	<p>【事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備 ・尿処理施設の整備 等 	<p>【総量削減基準による規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水量50m³/日以上 of 工場、事業所が対象 ・排水濃度×排水量の規制 	<p>【削減指導等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業場 ・畜産、農業 ・一般家庭 等 	<p>4. 点検結果</p>
<p>【事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備 ・尿処理施設の整備 等 	<p>【総量削減基準による規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水量50m³/日以上 of 工場、事業所が対象 ・排水濃度×排水量の規制 	<p>【削減指導等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業場 ・畜産、農業 ・一般家庭 等 		

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
<p>3. 進捗状況</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>猪名川では、流域の水循環をふまえた統合的な流域水質管理システム構築をめざし、猪名川流域の河川管理者、自治体及び住民・住民団体等が連携し行動することを目的として、行政関係者15団体、住民団体等7団体により設立された猪名川分科会を、平成25年度は2回開催した。</p> <p>木津川上流では、名張川クリーン大作戦において、木津川上流域水質管理検討会メンバーであるNPO団体が清掃活動に参加してくれた子供達と簡易水質調査を実施し、名張市街の上下流でのCODを比較することにより、水質に対し日常生活での心がけの大切さを確認した。また、水生生物調査においては、階級Ⅱ(少しきれいな水)の生物を確認している。</p>	<p>4. 点検結果</p> <p>水質の課題・対策が異なると考えられる都市部の猪名川と上流部の木津川で、テストケースとして組織運営等の課題抽出や目標設定についてNPOや関係行政機関との情報の共有化による共通認識を図りつつ、協議会の設置に向けて取り組んでいる。</p> <p>総量規制制度による汚濁負荷抑制に習い、河川水質の現状を踏まえた、管理目標の設定等の取組をすべくテストケース毎の検討・分析を進め、流域全体の水質管理体制強化を目指す。</p> <p>検討会メンバーであるNPOによる活動が継続して実施されている。引き続き、協議会設置に向けた取り組みを継続していく。</p>

点 検 項 目

流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築

5. 参考資料

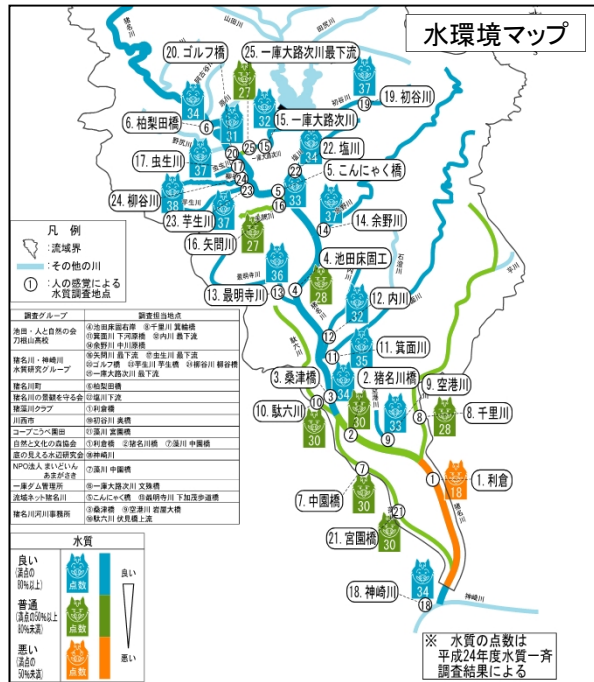
【水質総量規制の実施体制事例】

【猪名川河川事務所】



第11回猪名川勉強会の開催状況

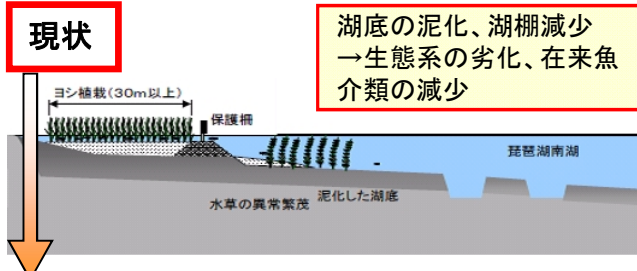
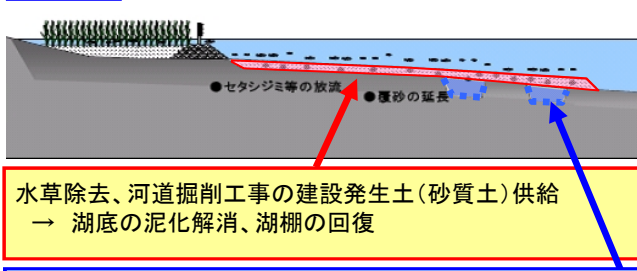




流域内の水環境に関連する活動を行なっている住民や団体等とともに、猪名川の水環境に関する情報や住民ができる取り組み等について、意見交換等をするを目的として、平成18年度より猪名川勉強会を開催した。これまでに「猪名川流域の水質管理の方向性と目標(素案)」や「水環境マップ」などを作成している。



【木津川上流河川事務所】



木津川上流域では、平成25年6月2日(日)に開催された名張川クリーン大作戦において、木津川上流域水質管理検討会メンバーであるNPO団体が清掃活動に参加してくれた子供と水生生物調査、簡易水質調査を実施した。COD(化学的酸素要求量)や生物指標について、名張川の上下流、今回と2006年の結果を比較した。CODは名張川本川が2程度に対して、名張川から町中を流れた水路の流末では8程度と、日常生活での心がけの大切さが浮き彫りとなった。水質指標においては、階級Ⅱ(少きれいな水)の生物が多く発見され、2006年の調査結果とほぼ同等の結果となった。

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】流域視点による水質対策の実施状況	
「指標」南湖の再生プロジェクト取り組み内容〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕	
<p>(これまでの取組内容) 平成19～24年度に、湖底の耕耘や窪地の埋め戻しを行う「南湖湖底改善事業」により水質や底質の改善を進めるため、南湖再生ワーキンググループでの調整に基づき、南湖砂地回復事業(水産庁)に治水事業による建設発生土(約2万m³)を供給した。</p> <p>(平成25年度の取組) 平成25年度は建設発生土約6,600m³を供給した。 南湖再生ワーキンググループを1回開催し、各機関の事業について情報共有し、土砂供給等の連携・調整を図った。</p>	<p>南湖湖底改善事業など水質対策が進められている。平成25年度は、野洲川堆積土砂撤去工事で発生した建設発生土(砂質土)を供給できた。今後も引き続き関係機関との連携のもと、取り組みを進める。</p>
5. 参考資料	
【南湖再生WGの南湖湖底改善事業の取り組み】 【琵琶湖河川事務所】	
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">現状</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; width: 100%;">  <p style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">湖底の泥化、湖棚減少 →生態系の劣化、在来魚介類の減少</p> </div> <div style="margin-top: 20px;">↓</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">将来</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; width: 100%;">  <p style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">水草除去、河道掘削工事の建設発生土(砂質土)供給 → 湖底の泥化解消、湖棚の回復</p> <p style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">航路浚渫土砂の供給(水資源機構) → 窪地の埋め戻し</p> </div> </div>	<div style="display: grid; grid-template-columns: 1fr 1fr; gap: 10px;"> <div data-bbox="813 1164 1117 1254"> <p>①野洲川堆積土砂撤去工事に よる建設発生土(砂質土) ＜野洲市市三宅地先＞</p>  <p>H26.1(琵琶湖河川事務所実施)</p> </div> <div data-bbox="1149 1164 1452 1254"> <p>②南湖砂地回復事業地の 土砂仮置ヤードへ運搬 ＜草津市下笠地先＞</p>  <p>H26.1(琵琶湖河川事務所実施)</p> </div> <div data-bbox="813 1568 1117 1657"> <p>③土砂ふるい分け状況 ＜草津市下笠地先＞</p>  <p>H25.11(滋賀県実施)</p> </div> <div data-bbox="1149 1568 1452 1657"> <p>③覆砂として土砂を湖底へ投入 ＜草津市下笠沖地先＞</p>  <p>H25.11(滋賀県実施)</p> </div> </div>
<p>南湖再生WGでは、南湖が「湖底の泥化、窪地による湖棚減少」などにより、在来魚介類がすみにくい環境となっているため、国土交通省、水産庁、水資源機構、滋賀県等と連携して、「湖底の耕、ヨシ帯前面の覆砂、窪地の埋め戻し」など湖底環境の改善を順応的に実施し、セタジミ等の魚介類の生息環境の回復を進めている。</p> <p>琵琶湖河川事務所では、瀬田川河道掘削工事、野洲川堆積土砂撤去工事等で砂質土が発生した場合は、ヨシ帯前面の覆砂として「南湖の砂地回復事業地(草津市下笠沖など)」へ供給している。</p>	

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】流域視点による水質対策の実施状況	
「指標」新たな水質浄化の取り組み状況、流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究内容〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>国、滋賀県、水資源機構が琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センターにおいて水質浄化効果検証実験(平成18年度→9回、平成19年度→13回、平成20年度→7回、平成21年度→8回、平成22年度→6回)を行い、自然の浄化能力等を生かした新たな水質浄化の取り組みに関する実験成果について国、滋賀県、水資源機構で共有化を図り、平成22年度で終了した。</p> <p>平成18～22年度延べ実施: 43回</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成22年で実験が終了したため、実施していない。</p>	<p>「自然の浄化能力を生かした新たな水質浄化」に主眼を置いて実験を行い、新たな知見を得ることができた。今後、必要に応じて実験で得られた知見を活用していく。</p>

点 検 項 目 流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築

3. 進捗状況 4. 点検結果

【観点】水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況

「指標」琵琶湖の水質保全対策の取り組み内容・効果〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕

(これまでの取組内容)

琵琶湖における水質調査は滋賀県・水資源機構・国土交通省で連携して実施しており調査結果を共有している。

琵琶湖水質保全対策行動計画の一環として、流入河川対策事業のうち草津川放水路の浄化対策(COD等の削減)を平成9年度から平成19年度まで実施した。

(平成25年度の取組)

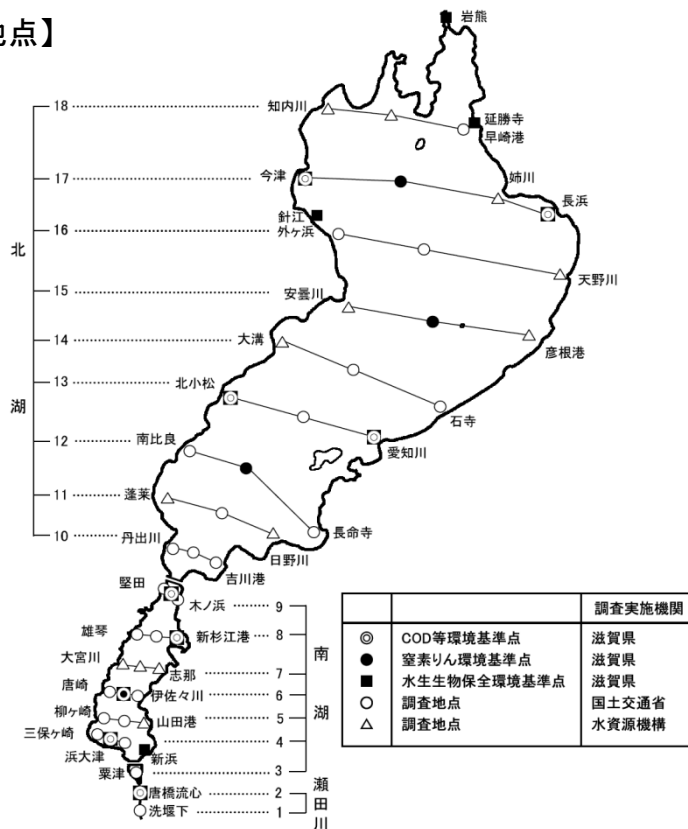
引き続き、水質調査を連携して実施し、調査結果を共有した。

河川水質の調査は関係機関が連携し取り組み、関係機関による下水道整備の促進、排水水質監視等を行っている。一部の水質調査項目においては環境基準が未達成となっており、近年横ばいもしくは少し高くなっている項目もある。また、水質汚濁防止・対策連絡協議会において、流域的な水質管理方法及び汚濁対策について検討が進められている。

今後も引き続き関係機関が連携し河川の水質調査と水質保全対策を実施するとともに、流域的な水質管理方法及び汚濁対策について検討を進める必要がある。

5. 参考資料

【琵琶湖の水質調査地点】
【琵琶湖河川事務所】



琵琶湖における水質調査地点(位置図)

出典: 滋賀県環境審議会水・土壌・大気部会資料(平成26年6月)
(平成25年度公共用水域水質測定結果(琵琶湖・河川))

点 検 項 目

流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築

5. 参考資料

【琵琶湖の水質調査状況】
【琵琶湖河川事務所】



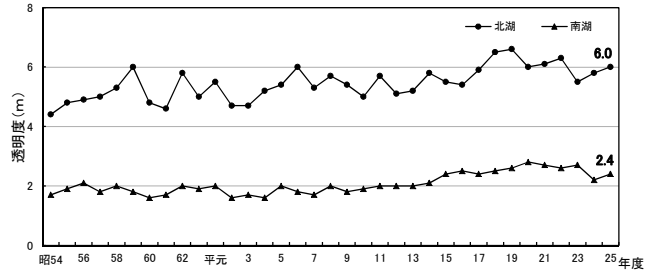
<水質調査船(国土交通省)>



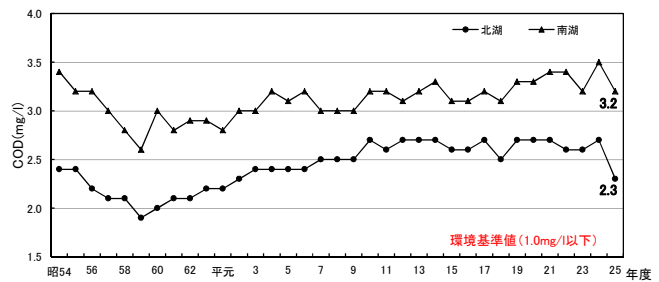
<琵琶湖での採水状況>

琵琶湖河川事務所では、月1回の頻度で滋賀県、水資源機構の3者で連携して水質調査を実施しており、滋賀県環境審議会(水・土壌・大気部会)、淀川水質汚濁防止連絡協議会にて水質調査結果等の情報共有を行っている。

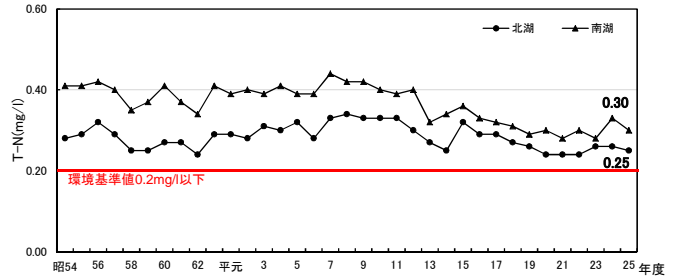
○北湖の透明度は6.0mと前年度および過年度並であった。
南湖の透明度は2.4mと前年度より少し高く、過年度並であった。



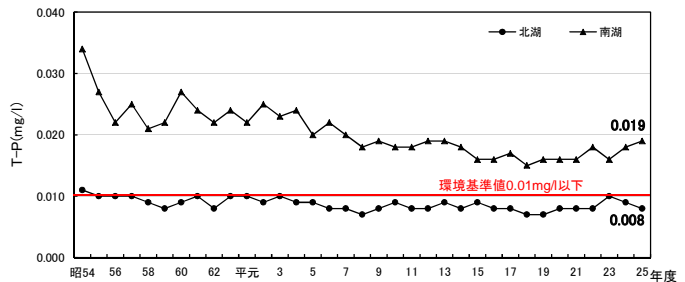
○北湖のCODは、平成10年度以降高止まり傾向にあるが、平成25年度は2.3mg/lと前年度および過年度よりかなり低かった。
南湖のCODは3.2mg/lと前年度より低く、過年度並みであった。



○北湖のT-Nは0.25mg/lと前年度および過年度並であった。
南湖のT-Nは0.30mg/lと前年度より少し低く、過年度並みであった。
北湖、南湖ともT-Nは平成11年以降、減少傾向にある。



○北湖のT-Pは0.008mg/lと、前年度より少し低く、過年度並みであった。
南湖のT-Pは0.019mg/lと、前年度より少し高く、過年度よりかなり高かった。



※環境基準は参考として掲載

出典:滋賀県環境審議会水・土壌・大気部会資料(平成26年6月)
(平成25年度公共用水域水質測定結果(琵琶湖・河川))

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況	
「指標」河川の水質保全対策の取り組み内容〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川水質の監視地点・測定項目・測定方法 水質汚濁防止法の規定に基づいた各府県の水質測定計画及び水文観測業務計画により、府県内の公共用水域の水質を環境基準に照らし合わせて監視している。 淀川、木津川、桂川のBOD年平均值は、近年、2.0mg/l未満を維持している。猪名川のBOD年平均值は、近年、5.0mg/l未満を維持している。 ・重金属、ダイオキシン類等の有害化学物質の測定 ダイオキシン類の測定(平成11年から平成24年) 環境ホルモン等の測定(平成10年から平成24年) ダイオキシン類等の有害物質について調査を行ってきているが、基準値を超過したデータは観測されていない。また、環境ホルモン等も異常値は観測されていない。 ・流水保全水路の活用 現在桂川から淀川上流域において10.4kmの水路が完成しており、下水処理水の一部が通水されている。 ・流域の関係機関と連携した施策の実施状況 「琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会」「寝屋川流域協議会」における議論を踏まえ平成17年度から平成19年度にかけて「淀川下流域の河川環境上望ましい流量に関する検討会」により、試行(フラッシュ)放流のモニタリング調査ならびに神崎川、大川(旧淀川)・寝屋川、新淀川の維持流量について、検討を行っている。 淀川水系においては「淀川水質汚濁防止連絡協議会」「神崎川水質汚濁対策連絡協議会」が組織されており、関係自治体・関係機関・学識者と共に連携しながら、流域的な水質管理方法及び汚濁対策について検討し、水質に関する情報の収集・交換、相互の連絡調整を図っている。また、突発的な水質事故の情報・対策を河川・環境・水道の各部局が連携し、情報を交換するとともに、災害の拡大防止・低減にむけた緊急連絡体制を確立している。また、住民と連携したデータ収集も行われている。 猪名川の水質保全の取り組みとして、住民と行政が連携し水質改善の目標設定等に関して議論するため、平成21年度末に「神崎川水質汚濁対策連絡協議会猪名川分科会」を設立し、これまでに8回開催し、平成24年度には「猪名川水環境シンポジウム」を1回開催している。 ・水生生物調査 住民と連携しながら簡易的な水質測定を行っている。沿川の中学生等が水生生物を調査し、結果から水質階級(I～IV)を判定した。水生生物調査への参加者数は、以下のとおりである。 平成19年度は790人であった。 平成20年度は536人であった。 平成21年度は589人であった。 平成22年度は421人であった。 平成23年度は346人であった。 平成24年度は467人であった。 	

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築																																																												
<p>3. 進捗状況</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>・流域の関係機関と連携した施策の実施状況</p> <p>平成25年度は、淀川水質汚濁防止連絡協議会では、琵琶湖の湖水調査並びに水質事故対応講習会など、水道水源としての淀川の水質を維持・管理していくための取組を関係機関と連携し進めた。</p> <p>また、神崎川水質汚濁対策連絡協議会では、猪名川の水質保全の取り組みとして、住民と行政が連携し水質改善の目標設定等に関して議論するため設立された「神崎川水質汚濁対策連絡協議会猪名川分科会」での決定内容を踏まえ、平成25年度は、猪名川の水環境の正しい理解と関心を高めるため、猪名川水環境交流会を1回実施した。</p> <p>木津川上流では、名張川クリーン大作戦において、木津川上流域水質管理検討会メンバーであるNPO団体が清掃活動に参加してくれた子供達と簡易水質調査を実施し、名張市街の上下流でのCODを比較することにより、水質に対し日常生活での心がけの大切さを確認した。また、水生生物調査においては、階級Ⅱ(少しきれいな水)の生物を確認している。</p> <p>・水生生物調査</p> <p>平成25年度は、淀川水系内の12箇所において、延べ647人の沿川の中学生等が水生生物の調査を行った。河川別の実施箇所及び参加人数は以下の表のとおりである。</p> <div data-bbox="159 1075 826 1377" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>水生生物調査参加者数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>参加人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>800</td></tr> <tr><td>H20</td><td>550</td></tr> <tr><td>H21</td><td>600</td></tr> <tr><td>H22</td><td>420</td></tr> <tr><td>H23</td><td>350</td></tr> <tr><td>H24</td><td>480</td></tr> <tr><td>H25</td><td>650</td></tr> </tbody> </table> </div> <table border="1" data-bbox="119 1400 853 2105"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施年月日</th> <th>場 所</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淀川</td> <td>H25.7.26</td> <td>穂谷川合流点</td> <td>27 人</td> </tr> <tr> <td>桂川</td> <td>H25.8.2</td> <td>渡月橋</td> <td>40 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">木津川</td> <td>H25.8.10</td> <td>伊賀市依那古</td> <td>126 人</td> </tr> <tr> <td>H25.7.30</td> <td>加茂恭仁大橋</td> <td>22 人</td> </tr> <tr> <td>H25.7.29</td> <td>新服部橋</td> <td>7 人</td> </tr> <tr> <td>H25.7.15</td> <td>稲広橋</td> <td>105 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">瀬田川</td> <td>H25.7.20</td> <td>瀬田川・大石川合流点</td> <td>23 人</td> </tr> <tr> <td>H25.8.5</td> <td>瀬田川・信楽川合流点</td> <td>11 人</td> </tr> <tr> <td>野洲川</td> <td>H25.8.6 H25.10.18</td> <td>落差工上流付近</td> <td>22 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">猪名川</td> <td rowspan="3">H25.7.28</td> <td>こんにやく橋</td> <td>84 人</td> </tr> <tr> <td>池田床固下流</td> <td>88 人</td> </tr> <tr> <td>桑津橋</td> <td>92 人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	参加人数(人)	H19	800	H20	550	H21	600	H22	420	H23	350	H24	480	H25	650		実施年月日	場 所	参加人数	淀川	H25.7.26	穂谷川合流点	27 人	桂川	H25.8.2	渡月橋	40 人	木津川	H25.8.10	伊賀市依那古	126 人	H25.7.30	加茂恭仁大橋	22 人	H25.7.29	新服部橋	7 人	H25.7.15	稲広橋	105 人	瀬田川	H25.7.20	瀬田川・大石川合流点	23 人	H25.8.5	瀬田川・信楽川合流点	11 人	野洲川	H25.8.6 H25.10.18	落差工上流付近	22 人	猪名川	H25.7.28	こんにやく橋	84 人	池田床固下流	88 人	桑津橋	92 人	<p>4. 点検結果</p> <p>「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」の設立に先立ち、河川管理者として実効可能な施策として、既存の水濁協活動の取組として水質管理体制の強化、水物質循環の係る調査、住民連携について取り組んでいる。</p> <p>引き続き、水質管理協議会設置に向け、既存水濁協の取組を継続していく。</p> <p>検討会メンバーであるNPOによる活動が継続して実施されている。引き続き、協議会設置に向けた取り組みを継続していく。</p> <p>引き続き参加者拡大を目指していく。</p>
年度	参加人数(人)																																																												
H19	800																																																												
H20	550																																																												
H21	600																																																												
H22	420																																																												
H23	350																																																												
H24	480																																																												
H25	650																																																												
	実施年月日	場 所	参加人数																																																										
淀川	H25.7.26	穂谷川合流点	27 人																																																										
桂川	H25.8.2	渡月橋	40 人																																																										
木津川	H25.8.10	伊賀市依那古	126 人																																																										
	H25.7.30	加茂恭仁大橋	22 人																																																										
	H25.7.29	新服部橋	7 人																																																										
	H25.7.15	稲広橋	105 人																																																										
瀬田川	H25.7.20	瀬田川・大石川合流点	23 人																																																										
	H25.8.5	瀬田川・信楽川合流点	11 人																																																										
野洲川	H25.8.6 H25.10.18	落差工上流付近	22 人																																																										
猪名川	H25.7.28	こんにやく橋	84 人																																																										
		池田床固下流	88 人																																																										
		桑津橋	92 人																																																										

点 検 項 目

流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築

5. 参考資料

【神崎川水質汚濁対策連絡協議会 猪名川分科会】
【猪名川河川事務所】

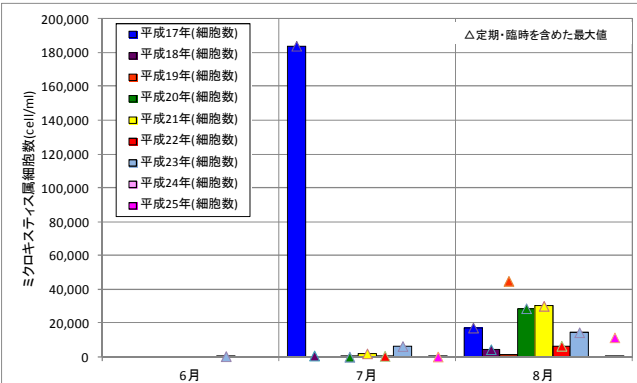
第9回猪名川分科会開催状況

猪名川分科会は、「淀川水質汚濁防止連絡協議会」及び「神崎川水質汚濁対策連絡協議会」を発展させ、琵琶湖・淀川流域全体の水質管理を体系的に進めていくための組織である「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」の構成組織の一つに位置づけられた組織であり、平成21年8月5日に開催された「神崎川水質汚濁対策連絡協議会」委員会において分科会の設立が承認され、平成22年2月に設置され、平成25年度は第9回猪名川分科会を平成26年2月27日に開催した。

これまでに「猪名川水環境シンポジウム」や「水質一斉調査」などを行っている。

<猪名川分科会に関するHP>

http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/busi/information/water_pollution/

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況	
「指標」ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>ダム貯水池の水質保全対策については、汚濁のメカニズムの調査検討を踏まえ、各ダムで下記の対策を継続的に実施してきた。</p> <p>高山ダム (浅層曝気設備8基、分画フェンス、表層浄化設備2基)</p> <p>青蓮寺ダム (分画フェンス)</p> <p>室生ダム (副ダム、浅層曝気設備2基、深層曝気設備1基)</p> <p>布目ダム (副ダム、浅層曝気設備4基、水没式複合型深層曝気設備2基、選択取水設備)</p> <p>比奈知ダム (選択取水設備、分画フェンス、深層曝気設備1基)</p> <p>一庫ダム (選択取水設備、浅層曝気設備6基、深層曝気設備2基)</p> <p>日吉ダム (選択取水設備、浅層曝気設備1基、水没式複合型深層曝気設備2基)</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダムでは、前年度までに実施した水質保全対策(平成23～24年度に、高山ダムが新たに浅層曝気設備4基を追加、布目ダムが新たに浅層曝気設備3基を追加)について、適切な運用を図っている。一庫ダムでは、浅層曝気設備の増強に伴ってモニタリング調査を行っており、引き続き、効率的な浅層曝気設備の運用方法を検討している。</p> <p>一庫ダム浅層曝気稼働前後のアオコの原因となるミクロキスティス細胞数の変化</p>  <p>※浅層曝気設備は平成18年6月より運用開始 ※最大値は定期調査、臨時調査を含めた当該年月の最大値</p> <p>天ヶ瀬ダムにおいては、底質モニタリングを継続実施しているが、滞留に伴う水質汚濁や悪化は確認されていない。</p> <p>日吉ダムでは、平成25年台風18号及び台風27号の出水による防災操作で、大量の濁質を貯留した影響により貯水池全体が濁ったため、「日吉ダム冷濁水対策マニュアル(案)」に基づき、選択取水設備を用いて濁度が最も低い層から取水したほか、日吉ダムに入る前のきれいな水を、発電用の導水路を用いてそのまま下流に放流することで下流の濁度を極力低くする措置を行い、1月24日には台風前の状態に戻った。</p>	<p>各ダムにおいて貯水池への栄養塩の流入防止や曝気によるアオコ対策を行うなど、貯水池水質保全対策を実施している。</p> <p>一庫ダムでは、浅層曝気設備を平成18年6月より運用開始しており、近年アオコの原因となるミクロキスティスが減少傾向にある。</p> <p>今後も引き続き各ダムにおいて効果を検証しながら貯水池水質保全対策を実施していく。</p>

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
---------	-----------------------

5. 参考資料

【ダム貯水池の水質保全対策実施内容】

【(独)水資源機構】

日吉ダムでは、平成25年台風18号(9月16日)及び台風27号(10月25日)の出水による防災操作で、大量の濁質を貯留した影響により貯水池全体に濁りが生じた。

ダムからの放流水は12月20日に濁度10度を下回り、その後1月24日には5度を下回り、台風前の状態に戻った。

この間、日吉ダムでは、学識経験者や地元自治体等で構成する「日吉ダム冷濁水対策検討会」の指導、助言のもとで作成した「日吉ダム冷濁水対策マニュアル(案)」に基づき、下記2点の濁水放流対策を行っている。また、濁水放流の現状、今後の見込みについては、定期的にホームページに掲載し、情報提供に努めた。

①流入河川水の濁度が10度以上の場合

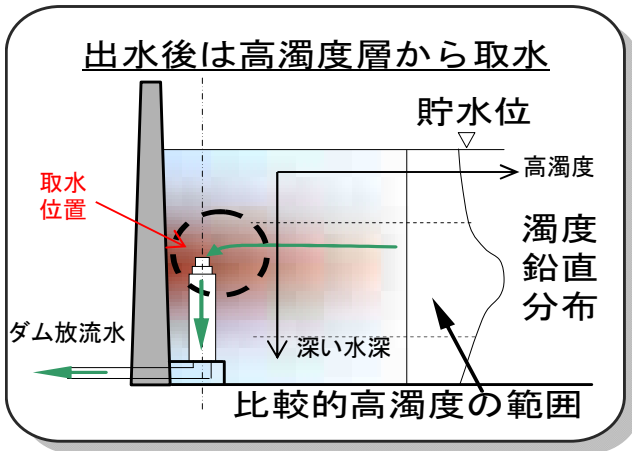
流入河川水の濁度が高い場合は、ダムから高濁度水の優先放流を行う。(流入河川水の濁度が低下した後は、ダムからできる限りきれいな水を放流するため、貯水池内を早くきれいにすることを目的としている。)

②流入河川水の濁度が10度を下回った場合

日吉ダムに比べ早く濁度が低下する世木ダムの新庄発電所取水設備からの放流を「清水バイパス」※として活用する。また、日吉ダムからは、できる限り濁度の低い層から取水するとともにダムからの放流量を可能な限り少なくする。

① 流入河川の濁度>10の場合

放流設備を活用した高濁度水の優先放流のイメージ図

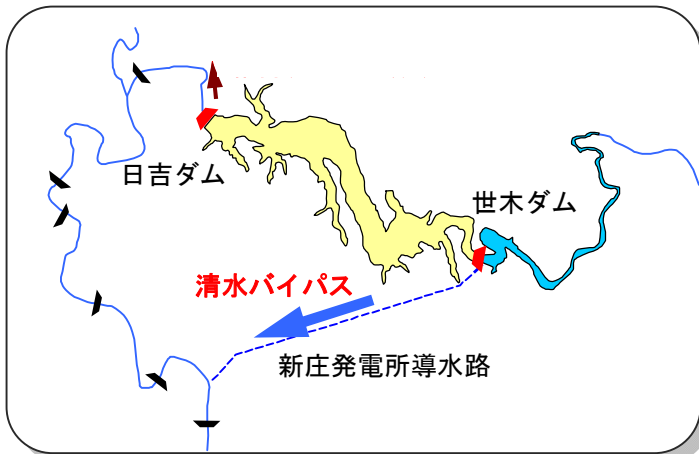


※ イメージ図では、例としてダム貯水池の中層付近が高い濁度である場合を表している。

この時、ダムからの「高濁度水の優先放流」とは、中層付近の濁度の高い層から取水し、放流を行っていることを示す。

② 流入河川の濁度<10の時

新庄発電所活用による清水バイパス効果のイメージ図



※ 「清水バイパス」とは、上流の河川から流れてくるきれいな水をダム貯水池に入る前に、直接ダム下流に放流するための設備です。

日吉ダムに清水バイパス設備はありませんが、貯水池が濁った場合には、できるだけきれいな水を下流の河川に流すため、発電用の導水路(新庄発電所導水路)を清水バイパスとして活用しています。

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果

【観点】流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況

「指標」河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)[全域]

(これまでの取組内容)

淀川水系全体の総合土砂管理方策について淀川水系全体の土砂収支を把握するための長期シミュレーション、土砂動態マップの検討など土砂管理方策について淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、既設ダムを管理する水資源機構と連携し検討を進めている。

(平成25年度の取組)

平成25年度は、土砂動態の実態把握のためのモニタリングを継続した。

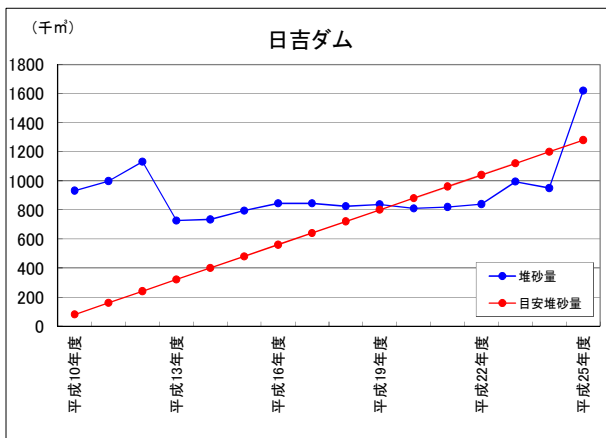
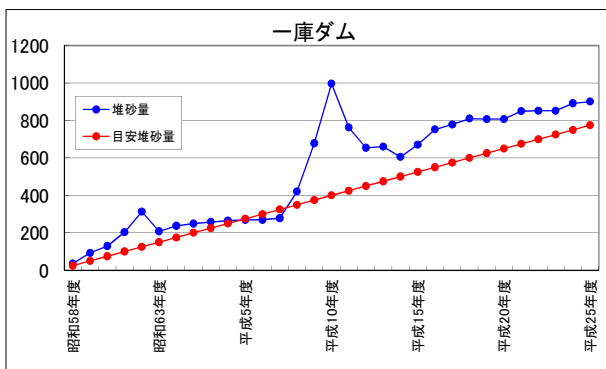
一庫ダムの堆砂については、計画堆砂量250万m³のうち、平成25年度末で堆砂率が約36%となっている。

日吉ダムの堆砂については、計画堆砂量800万m³のうち、平成25年度末で堆砂率が約20%となっている。

堆砂については、今後も監視を行い、ダム機能の維持の排砂の検討を行っていく。

淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、水系内の土砂収支の実態把握に努めている。

今後も、引き続きモニタリングを行い、淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、総合土砂管理方策の検討を進める。



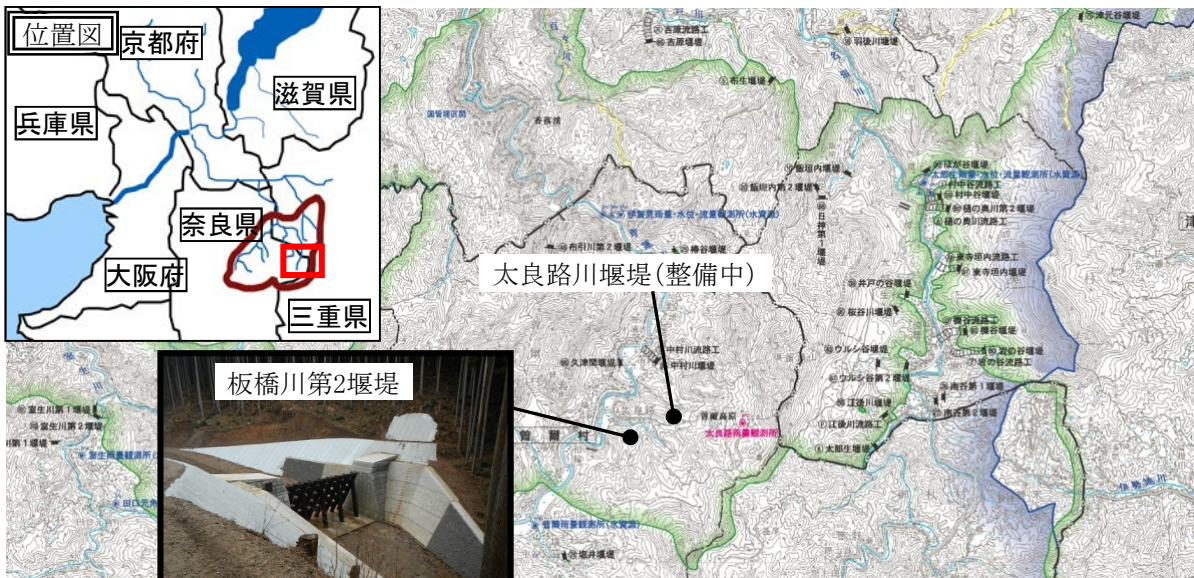
点検項目「土砂対策」の[指標] 河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)と重複掲載

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】土砂移動の制御の実施状況	
「指標」土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置数(砂防施設)	
<p>(これまでの取組内容) 瀬田川及び木津川上流域において砂防堰堤の設置を行ってきた。</p> <p>(平成25年度の取組) 平成25年度の設置箇所は以下のとおりである。 瀬田川:0箇所 木津川:1箇所</p> <p>木津川上流における直轄砂防事業については、平成25年度事業再評価において検証を実施したところ、山腹工や堰堤工の整備が進み土砂整備率が86%と相当程度進捗していること、昭和57年以降は規模の大きな土砂災害が発生していないこと、下流河川の河床の上昇はなく長期にわたり安定していること、下流のダムの堆砂状況は建設当初と比べ減少していること等から、水系砂防としての整備効果が相当程度発現されているという検証結果となった。</p> <p>点検項目「土砂対策」の[指標] 土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置数(砂防施設)と重複掲載</p>	<p>排砂及び砂防堰堤のスリット化については流域全体の土砂移動の連続性を考慮し、実施について検討していく。</p> <p>瀬田川における下流及びダムへの堆砂抑制を目的とした直轄砂防事業については、平成22年度に検証を実施したところ、昭和57年以降土砂災害が発生していないこと、下流の河床が長期にわたり安定していること等、上下流がバランスよく安全性が向上しているという結果が得られたことから、伝導谷堰堤及び南郷堰堤の完成をもって、一定計画が終了したものと判断し、平成25年度末で完了した。</p> <p>なお、地先の人命及び財産などを保全するために実施する土石流危険渓流対策については、滋賀県が引き続き必要に応じて実施する。</p> <p>事業再評価の検証結果を踏まえ、現在着手している太良路川堰堤の完成をもって、一定計画が終了したものと判断し、平成27年度末で完了する予定である。</p> <p>なお、地先の人命及び財産などを保全するために実施する土石流危険渓流については、三重県、奈良県が引き続き必要に応じて実施する。</p>

5. 参考資料

【砂防堰堤整備状況と計画】
【木津川上流河川事務所】

木津川流域と下流淀川を災害から守るために、木津川、名張川、青蓮寺川、宇陀川の流域各所で砂防堰堤の整備を推進。平成26年3月現在で109基の整備を完了しており、そのうち、土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤として3基を設置、1基を整備している。

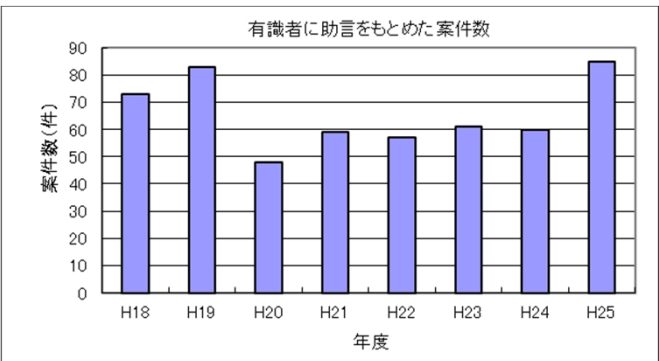
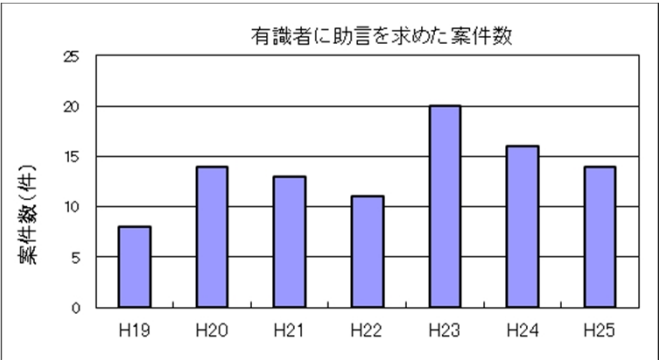
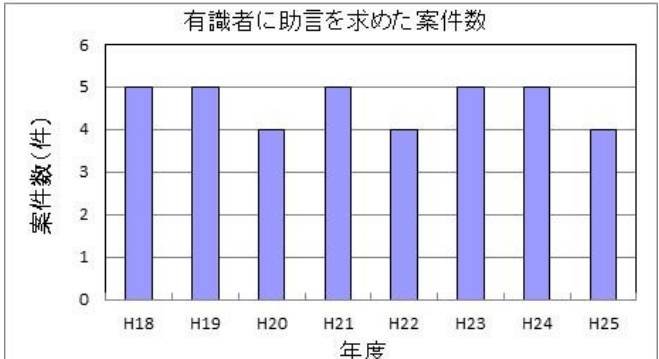


河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 2. 河川環境 4. 2. 6. 流域管理に向けた継続的な施策展開
点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
1. 施策の概要	
<p>(1) モニタリングの実施・公表</p> <p>河川整備にあたって、事業実施前後にモニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境に関する評価を行い、数多くの知見を集積してより良い河川環境の創出につなげる。</p> <p>1)「多自然川づくり」の評価の実施</p> <p>河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行う「多自然川づくり基本指針」(平成18年10月)に基づき、川づくりの評価を実施する。</p> <p>評価の実施にあたっては、各地域に設置する「淀川環境委員会」・「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」・「木津川上流河川環境研究会」・「猪名川自然環境委員会」等の専門家の助言を得る。</p> <p>2)河川環境のモニタリングの実施</p> <p>河川環境の保全と再生を図る取り組みや治水、利水のために行う河川整備について、河川環境の変化をできるだけ客観的に評価できるように努め、事業実施前後にモニタリングを実施するとともに、必要に応じ専門家の指導助言を得て、生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討する。</p> <p>また、モニタリングにあたっては、河川整備の内容の見直し、改善、及び新たな箇所の整備実施のための基礎資料とするため、5年、10年といった年限を区切って適宜・適切に河川と流域の状況を把握し、データの集積、整理・統合化を行い、実施箇所とその周辺環境の変化についての原因や現象を分析する。</p> <p>なお、調査にあたっては、住民・住民団体(NPO等)と協働した調査を実施するとともに、調査の実施方法、分析・評価結果を公表する。</p> <p>(2) 生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工</p> <p>河川環境の保全と再生、治水や利水のために行う河川工事の施工を行うにあたっては、個々の地区ごとに生物の生息・生育・繁殖環境を十分考慮して工事の実施時期や範囲を検討するとともに、従来の工法について検証を行う。</p> <p>特に、長期間にわたる水際部の大規模な工事を実施する場合は、形状変更による環境への影響が大きいことが考えられるため、事業の実施前後にモニタリングを実施することとし、専門家の指導や助言を得て、生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討した上で、急速に実施するのではなく工事による河道への影響を把握しながら順応的に進める。</p> <p>全ての工事において、原則として次の事項を考慮して実施することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①魚類等の遡上・降下時期や産卵・成育期、鳥類や昆虫等の繁殖期、植物の結実期等に配慮する。 ②仮締切、工事用道路等の仮設の計画、施工機械の選定、施工時期の設定などにあたっては、生物の生息場所や繁殖時期あるいは濁水の発生等に十分配慮して検討を行う。 ③必要最小限の道路幅、ルートとなる工事用道路を設置し、現況の植生に配慮する。 ④土砂仮置場の河川敷以外での確保、河川敷内の工事資材等の仮置き箇所・面積の縮小等を図るとともに、現況の植生に配慮する。 ⑤土砂の輸送手段として、船舶と緊急用河川敷道路を活用する。 ⑥工事中の振動や騒音等を最小限に抑える施工機械を使用する。 ⑦護岸工事等の実施にあたっては、縦断方向及び横断方向の河川形状、湖と河川や陸域との接続形状がなだらかに連続するよう施工し、特に河岸部については覆土等によりコンクリートが見えないようにする。 ⑧水衝部等で河岸の保持のため護岸を施工する場合には、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工法を採用する。 	

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
1. 施策の概要	
<p>(3) 関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生 河川環境や景観の保全・再生にあたっては、地域が持つ多様な地理的・自然的特性や風土、長い間培われてきた歴史的な経緯や文化的特性などに応じた方法で、それぞれの場所に相応しい取り組みを行う。また、外来種対策や水質保全対策などは、流域全体の視点に立ち、あらゆる関係者が、連携協働して取り組んでいく。 取り組みにあたっては、住民・住民団体(NPO等)との連携や、各地域に設置する「淀川環境委員会」・「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」・「木津川上流河川環境研究会」・「猪名川自然環境委員会」など専門家の助言を得るとともに、都市計画を始めとした住民と地域に密着した総合行政を担う自治体及び農林・水産など関連する国の行政機関など関係機関と情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、計画の検討段階から積極的に連携協働した取り組みを実施する。 また、河川管理施設等の新設または改築にあたっては、滋賀県「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」や三重県「景観づくり条例」、京都府「景観条例」、大阪府「景観条例」、兵庫県「景観の形成等に関する条例」など法律や条例に基づき景観保全措置を行っている関係自治体と連携し、河川景観や河川周辺の景観との調和を図る。</p> <p>(4) 河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ 河川管理者以外の者が管理している施設についても、河川管理施設と同様、河川環境の改善の観点から、施設管理者に対して施設の改善等について指導・助言等を行う。また、住民・住民団体(NPO等)と連携し、情報共有の場を設け、施設管理者に協力を依頼する。 また、河川管理者以外の者が行う橋梁整備や河川敷利用施設等の許認可に際しては、その事業者に対して、河川景観保全の観点からの助言を行う。</p> <p>(5) 河川環境の保全と再生のための人材育成 河川環境の保全と再生を適切に進めていくため、生物や生物の生息・生育・繁殖環境等に関する専門知識の習得に向け、職員研修の充実等を図る。</p> <p>(6) 流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進 4.2.1の河川環境の保全と再生の基本的な考え方で述べたように、データ不足等により、科学的にはまだ解明されていない現象があることや、流域の総合的な環境評価や目標設定を行うために必要な流域全体の視点に立った環境データや環境像の把握・整理が必要なことから、関係省庁、自治体、学識者と協力しながら、継続的な調査研究を推進する。</p>	

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「流域管理に向けた継続的な施策展開」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p>【観点】モニタリングの実施状況 【指標】河川環境のモニタリングの実施内容〔全域〕</p> <p>【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 【指標】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数〔全域〕</p> <p>【観点】関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施状況 【指標】関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施内容〔全域〕</p> <p>【観点】河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ状況 【指標】河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけの実施内容・河川保全利用委員会開催数〔全域〕</p> <p>【観点】河川環境の保全と再生のための人材育成状況 【指標】河川環境の保全と再生のための人材育成の実施内容・回数〔全域〕</p> <p>【観点】流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の実施状況 【指標】流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進の実施内容〔全域〕</p>	

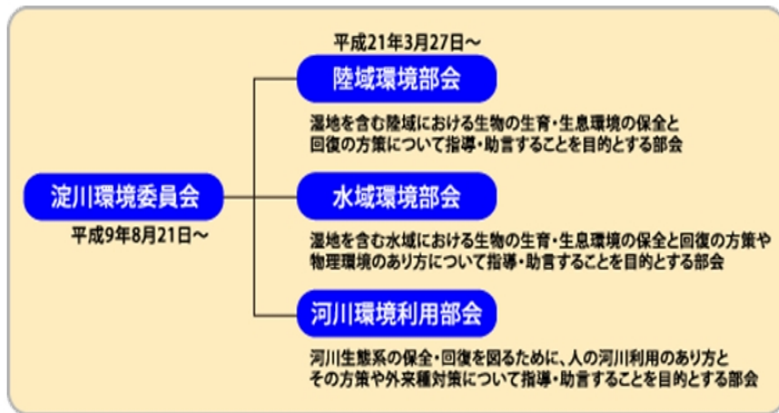
点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】モニタリングの実施状況	
「指標」河川環境のモニタリングの実施内容〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>事業の実施にあたっては「淀川環境委員会」・「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」・「木津川上流河川環境研究会」・「猪名川自然環境委員会」等の専門家の助言を得ながら行い、事業実施前後にモニタリングを実施している。</p> <p>淀川の中下流部では河川環境の整備と保全のため、必要な指導・助言を行う有識者による「淀川環境委員会」を設置し、河川環境の保全上影響が大きいと考えられる工事について、委員会の指導助言を受け、モニタリングを行いながら進めていくこととしており、重要性の判断と指導・助言の方向性についても委員会の中で決定している。環境委員会における案件提出数は以下のとおりである。</p> <p>平成19年度は83件であった。 平成20年度は48件であった。 平成21年度は59件であった。 平成22年度は57件であった。 平成23年度は61件であった。 平成24年度は60件であった。</p> <p>猪名川では河川環境の整備と保全のため、必要な指導・助言を行う有識者による「猪名川自然環境委員会」を設置し、河川環境の保全上影響が大きいと考えられる工事について、委員会の指導助言を受けながら進めていくこととしており、重要性の判断と指導・助言の方向性についても委員会の中で決定している。「猪名川自然環境委員会」における案件提出数は以下のとおりである。</p> <p>平成19年度は8件であった。 平成20年度は14件であった。 平成21年度は13件であった。 平成22年度は11件であった。 平成23年度は20件であった。 平成24年度は16件であった。</p> <p>瀬田川では平成15年度より、環境(コイ・フナ類の産卵)に配慮した瀬田川洗堰の試行操作を実施している。平成15年度から平成24年度までで「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」に基づく「水陸移行帯WG」を合計17回開催し、瀬田川洗堰試行操作のモニタリングの方法等について審議いただき助言等ももらいながら進めてきた。</p>	

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>木津川上流では平成16年3月より、河川環境に係わる諸課題について、河川環境の整備と保全の面から、必要な方向性を技術的、専門的分野から指導・助言を行う有識者による木津川上流河川環境研究会を設置し、「魚がのぼりやすい川への再生」、「河道内樹林の効果的、効率的な伐採、管理手法」、「河川ダム水質・水量の検討」、21年4月より、「上野遊水地における生物の生息環境と河川の連続性維持回復」について審議いただき助言等をもらいながら進めてきた。</p> <p>(平成25年度の取組) 平成25年度は、淀川環境委員会に85件の案件を諮った。</p>  <p>平成25年度は、猪名川自然環境委員会に14件の案件を諮った。</p>  <p>木津川上流河川事務所では、魚がのぼりやすい川への再生のため堰の簡易改良、上野遊水地における生物の生息環境と河川の連続性維持回復の検討、効果的・効率的な伐採・管理手法、河川ダム水質・水量の検討の4件について、木津川上流河川環境研究会に諮った。</p>  <p>平成25年度は琵琶湖河川事務所において、瀬田川洗堰試行操作のモニタリングの方法等について、年度内に2回「水陸移行帯WG」を開催し、平成25年度に実施した内容について審議いただいたうえで助言等をもらいながら進めてきた。</p>	<p>各事業の実施にあたっては事業実施前に河川環境の保全上影響が大きいと考えられる事業について、専門家の指導助言を受けながら、工事を進めている。</p> <p>今後も専門家からの指導助言を得ながらモニタリング・評価を適切に実施する必要がある。</p>

点検項目 流域管理に向けた継続的な施策展開

5. 参考資料

【河川環境のモニタリング事例】
【淀川河川事務所】



淀川環境委員会の構成



H26.2.8環境委員による現地立会（桂川）



H26.3.24第34回淀川環境委員会

淀川河川事務所では、平成9年8月に、『淀川河川事務所が管理する直轄管理区間における「河川環境」（水質、景観、生態系等）の整備と保全に対して、望ましい河川環境を創造するため、必要な指導・助言を得る』ことを目的に、学識経験者や各分野の有識者からなる淀川環境委員会を発足した。

淀川環境委員会では、平成14年3月に「自然豊かな淀川をめざして」を提言しており、淀川河川事務所の具体事業や、淀川整備計画にもその提言は活かされている。委員会からは、淀川の自然保全・回復のあり方や河川工事の影響緩和や工事後の環境回復についての指導・助言を得ている。

また、NPO団体の芥川クラブにおける唐崎ワンドでの『わんど観察会』が開催され、魚や貝の調査を淀川河川事務所と共に行いました。

<淀川環境委員会HP>

http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/env_h18/about-env_h20.html

【猪名川河川事務所】



現地視察状況



委員会開催状況

猪名川では河川環境の整備と保全のため、必要な指導・助言を行う有識者による「猪名川自然環境委員会」を設置し、河川環境の保全上影響が大きいと考えられる工事について、委員会の指導助言を受けながら進めていくこととしており、重要性の判断と指導・助言の方向性についても委員会の中で決定している。平成25年度は自然環境委員会に14件の案件を諮った。

猪名川自然環境委員会とは

猪名川流域委員会が提言する「自然は自然にまかせない川づくり」という構想は、自然環境の整備と保全を図るため2004年1月15日から活動。淀川水系流域委員会の審議や自治体・住民の意見を反映し、次世代の河川整備のサポートを行っています。淀川水系には水辺のランドやたまりが数多くあり、水辺の変動によって冠水・かきさらされる区域は広範囲にわたっています。この変化に富んだ地帯を、国産種を多く生息する生態系が形成されている。猪名川の自然環境を保全するため、今後の河川整備を計画する必要があります。

そこで、今までの流域における社会活動と河川の整備・利用が、淀川水系や私たちの生活環境にもたらした影響を見直し、そして治水・利水・利田事業においても、計画段階から生態系の保全と回復を優先的に検討し、「河川や湖沼の環境保全と回復を重視した河川整備」になるよう、学識者などから必要な指導や助言を得る会を創設されています。

猪名川自然環境委員会規約

(名称)
第1条 本会は、「猪名川自然環境委員会」(以下「委員会」という。)とす。

(目的)
第2条 委員会は、猪名川の流域における自然環境の整備と保全について、河川管理者に対して、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

(設置)
第3条 委員会は、近畿地方整備局猪名川河川事務所長(以下「事務所長」という。)が設置する。

(役員会)

<猪名川自然環境委員会に関するホームページ>

<http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/busi/information/comit.html>

点 検 項 目 流域管理に向けた継続的な施策展開

5. 参考資料

【木津川上流河川事務所】

木津川上流河川事務所では、平成16年3月に、河川環境に係わる諸課題について、河川環境の整備と保全の面から、必要な方向性を技術的、専門的分野から指導・助言を行う有識者による「木津川上流河川環境研究会」を発足した。研究会は以下のワーキンググループで構成され、各項目について指導・助言を頂いている。

【堰・魚道ワーキング】

- ・魚がのぼりやすい川への再生
- ・上野遊水地における生物の生息環境と河川の連続性維持回復

【河道内樹林管理ワーキング】

- ・効果的、効率的な伐採、管理手法検討

【水量・水質ワーキング】

- ・河川ダム水質・水量の検討

<木津川上流河川環境研究会に関するHP>

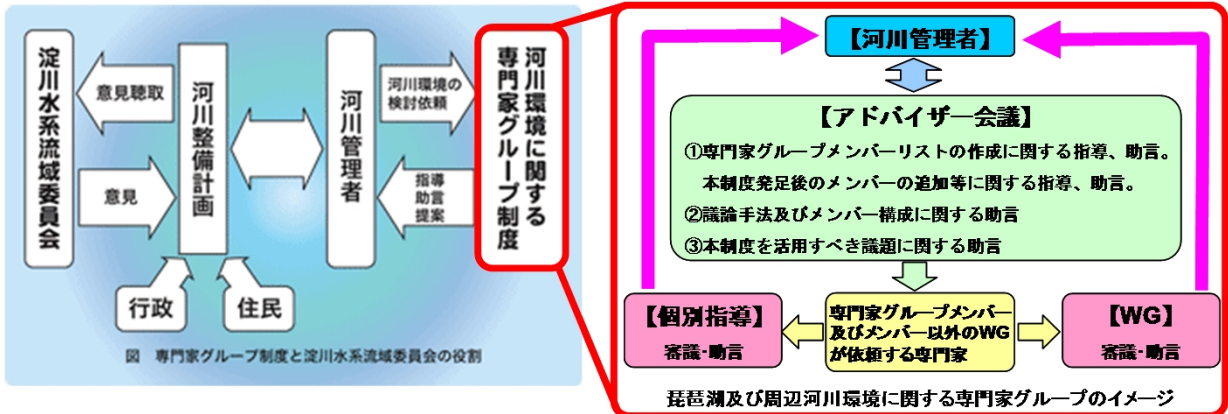
<http://www.kkr.mlit.go.jp/kizuiyo/outline/env/kenkyu/index.html>



H25.9.4第23回木津川上流河川環境研究会

【琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度】

【琵琶湖河川事務所】



専門家グループ制度は、河川管理者が「淀川水系河川整備計画」に係わる調査や事業を実施・検討する際に学識経験者の指導・助言を得るべく作られた河川管理者の相談役(知恵袋)制度である。この制度に基づき、これまでに「水陸移行帯WG」「姉川・高時川河川環境WG」「瀬田川及び天ヶ瀬ダム再開発環境WG」を設置している。

また、河川環境の整備と保全について幅広く人材を集めるために、生態学・水理学・水環境学・農学・社会学の学識者によるアドバイザー会議を設置し、専門家グループメンバー構成のための提案、助言等を受けている。



第19回水陸移行帯WG開催状況 (H26.2.5)

<琵琶湖周辺及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度に関するHP>

http://www.biwakokasen.go.jp/others/index_env.html

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況	
「指標」生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川工事における使用機械については、全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し、工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 ・野洲川での伐木における野鳥への配慮 野洲川での樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期(4月頃～8月頃)を避けるとともに、伐木基準を設けて野鳥の生息・生育・繁殖環境を保護するように努めている。又、実施の際には野鳥に関する専門家の指導を受けてから施工するとともに、必要以上に生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。 ・淀川、宇治川、桂川、木津川での伐木における自然環境への配慮 樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期を避けるなど、生物の生息・生育・繁殖環境を保護するように努めている。又、実施の際には野鳥や植物などへの影響に関して専門家の指導を受けてから施工するとともに、必要以上に生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。 ・木津川上流域での伐木における自然環境への配慮 樹木伐採について、野鳥や植物などへの影響に関して専門家や木津川上流河川環境研究会の指導・助言を受けてから施工するとともに、必要以上に生物の生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。 ・淀川において、大宮地盤改良工事、中宮地区堤防整備工事においては、ヨシ群落などの早期回復・保全のために、既存の良好なヨシ群落を出来るだけ避け、施工範囲内のヨシについては刈り方を工夫し、植生の早期回復に配慮した。 ・宇治川において、塔の島地区の河道掘削工事ではナカセコカワニナの繁殖環境の再生・保全に配慮して施工しており、塔の島上流における掘削工事、および塔の島下流における工事用道路工事にあたり、ナカセコカワニナの移殖を実施した。 ・桂川下流部の河道掘削工事では、ヨドゼゼラの生息・生育・繁殖環境の再生・保全に配慮し、水際部がワンド形状となるような掘削形状や既存ワンドの保全を考慮した施工方法や手順を検討し、掘削を実施している。 ・木津川下流で堤防強化対策(浸透対策)を実施する際には、堤防上に生育する貴重植物などの移殖や復元を実施するとともに、工事実施後のモニタリングにより生育状況を確認している。 移殖(復元)状況 平成20年度 イヌスズナ(京都府RDB:準絶滅危惧種) 平成21年度 オオバクサフジ(京都府RDB:絶滅寸前種)、アマナ 平成22年度 レンリウ(京都府RDB:絶滅寸前種) 平成23年度 移殖(復元)の必要な工事箇所は無かった。 平成24年度 ウmanosukusa、チガヤ群落箇所の表土の活用 	

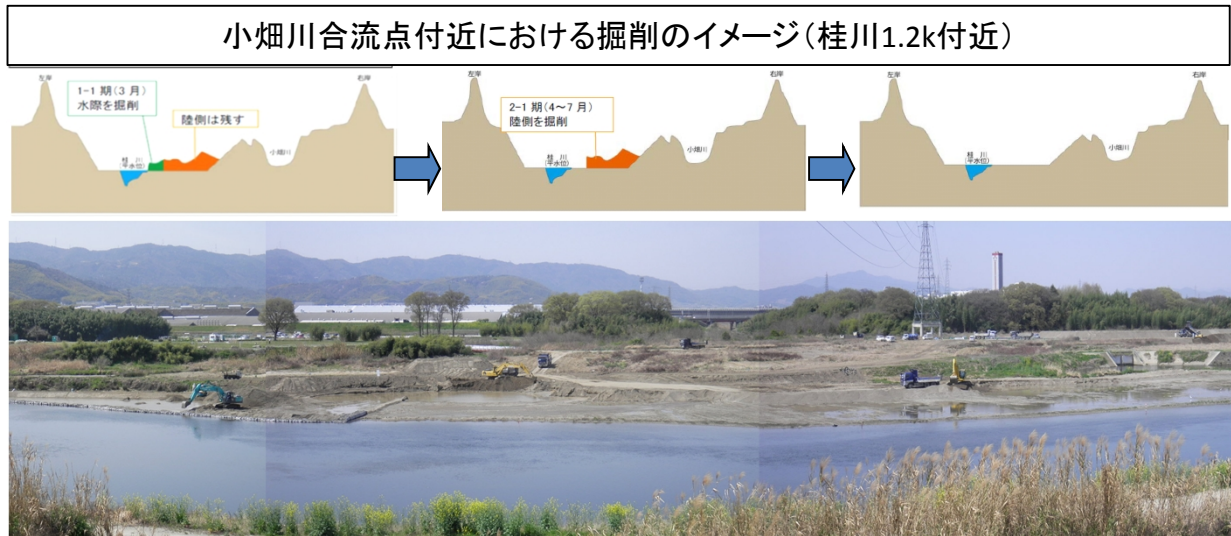
点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・木津川上流の上野遊水地周辺の護岸工事では、擬石植生ブロックの採用や表面はぎ土を覆土として利用することで、施工前の植生が回復するように配慮し、護岸工事を実施した。 ・瀬田川での河道内工事におけるセタシジミ等への保全措置として、工事の施工区間内においては施工前に生物調査を実施し影響区間にセタシジミ等を見つけた場合には、影響区間外へ移殖を実施している。 セタシジミの移殖状況(移殖実施工事件数) 平成18～24年度 延べ 12件 ・猪名川での自然環境への配慮 椎堂地区はヨシ・オギ群落が存在し、重要種(大阪RDB)のカヤネズミをはじめ様々な生物が生息していることから、当初計画していた全断面河道掘削を自然環境に配慮し、現地で採取したヨシ・オギの根茎混土を用いて埋め戻す段階施工を実施している。 また、河道掘削工事を行う際には、生物の生息・生育・繁殖に配慮し、猪名川自然環境委員会の指導・助言を受け、掘削高(60日冠水)・河床断面形状の工夫(傾斜を付け凹凸のある形状)を行うなど、環境に配慮した工事を実施している。 <p>(平成25年度の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬田川において、工事前にモニタリングを実施し、工事範囲内にセタシジミを確認できなかったことから、移植を実施していない。 ・野洲川での伐木における野鳥への配慮 野洲川での樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期(4月頃～8月頃)を避けるとともに、伐木基準を設けて野鳥の生息・生育・繁殖環境を保護するように努めている。又、実施の際には野鳥に関する専門家の指導を受けてから施工するとともに、必要以上に生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮した。 ・淀川、宇治川、桂川、木津川での伐木における自然環境への配慮 樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期を避けるなど、生物の生息・生育・繁殖環境を保護するように努めている。又、実施の際には野鳥や植物などへの影響に関して専門家の指導を受けてから施工するとともに、必要以上に生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮した。 (淀川 1件、木津川 1件、宇治川 1件、桂川 1件) ・道鶴地区堤防強化工事においては、専門家の指導を受け、チガヤ、オグルマの移植を実施した。 ・木津川下流で堤防強化対策(浸透対策)を実施する際には、堤防上に生育するマキエハギ(京都府RDB:絶滅寸前種)及びクハラ等貴重植物などの移植や復元を実施するとともに、工事実施後のモニタリングにより生育状況を確認している。 (14件) 	<p>生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し工事を実施している。</p> <p>今後も淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工する必要がある。</p>

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
<p>3. 進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木津川上流の上野遊水地周辺の護岸工事では、擬石植生ブロックの採用や表面はぎ土を覆土として利用することで、施工前の植生が回復するように配慮し、護岸工事を実施した。 ・木津川上流域での伐木における自然環境への配慮 樹木伐採について、野鳥や植物などへの影響に関して専門家や木津川上流河川環境研究会の指導・助言を受けてから施工するとともに、必要以上に生物の生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。 ・塔の島地区の河道掘削工事ではナカセコカワニナの繁殖環境の再生・保全に配慮して施工しており、塔の島地区における掘削及び護岸整備工事にあたり、ナカセコカワニナの移殖を実施した。 ・桂川下流部の河道掘削工事では、既存のワンドにおける生態系に配慮して、ヨドゼゼラの繁殖期には水際部の工事を実施せず、高水敷の掘削を進める、水際部の既存ワンドは掘り残した上で捨て石を施工し、ワンドを保全する、といった工夫を行いながら工事を進めている。また、カヤネズミの生息に配慮して、繁殖期間外の冬季に施工する、カヤネズミの移動能力を考慮し掘削や除草は2週間で約100m程度進める、オギの根茎を表層部分に置き換える、といった工夫を行いながら工事を進めている。 ・猪名川での河道掘削工事における自然環境への配慮 河道掘削工事を行う際には、生物の生息・生育・繁殖に配慮し、猪名川自然環境委員会の指導・助言を受け、掘削高(60日冠水)・河床断面形状の工夫(傾斜を付け凹凸のある形状)を行うなど、環境に配慮した工事を実施している。 (森本地区河道掘削工事の他 7件) 	<p>4. 点検結果</p>

点 検 項 目 流域管理に向けた継続的な施策展開

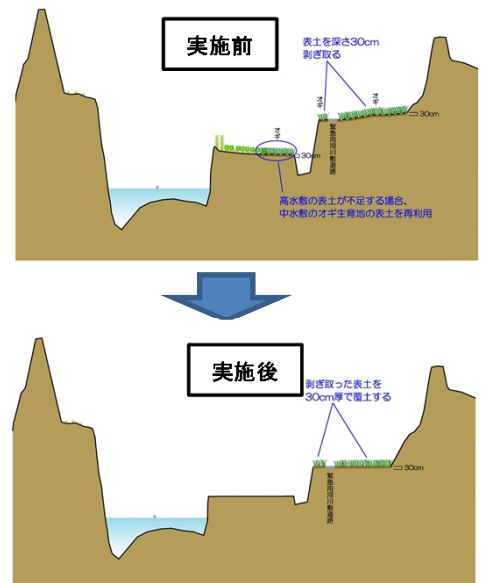
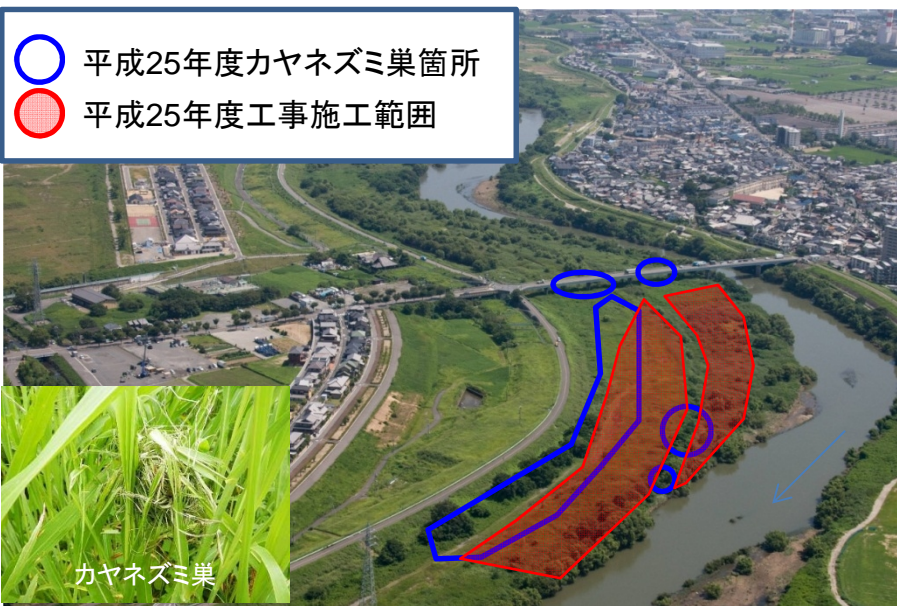
5. 参考資料

【生物環境に配慮した工事事例】
【淀川河川事務所】



桂川下流部の河道掘削工事では、ヨドゼゼラの生息・生育・繁殖環境の再生・保全に配慮し、水際部がワンド形状となるような掘削形状や既存ワンド保全のための施工方法や手順を検討し、掘削している。
平成25年度には、既存のワンドにおける生態系に配慮して、ヨドゼゼラの繁殖期には水際部の工事を実施せず、高水敷の掘削を進める、水際部の既存ワンドは掘り残した上で捨て石を施工し、ワンドを保全する、といった工夫を行いながら工事を進めている。

- 平成25年度カヤネズミ巣箇所
- 平成25年度工事施工範囲



また、カヤネズミの生息に配慮して、繁殖期間外の冬季に施工する、カヤネズミの移動能力を考慮し掘削や除草は2週間で約100m程度進める、オギの根茎を表層部分に置き換える、といった工夫を行いながら工事を進めている。

<第32回淀川環境委員会HP>
http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/env_h18/32th-env.html

点検項目 | 流域管理に向けた継続的な施策展開

5. 参考資料

【生物環境に配慮した工事事例】
【木津川上流河川事務所】



(施工前)



(施工中)



(施工中)



(完了後)

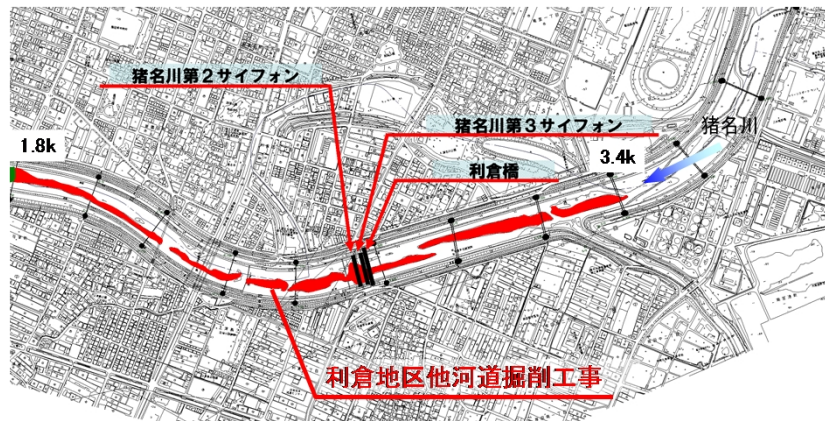


(完了後の植生状況 イメージ)

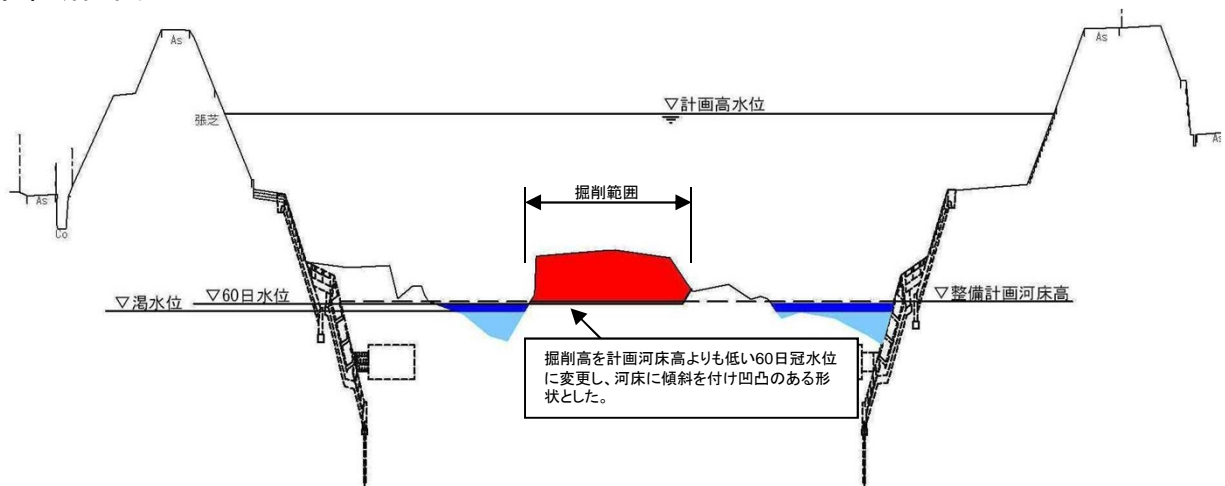
上野遊水地においては、高水護岸工を擬石緑化ブロックで施工し、表面はぎ土を被覆することで、植生の回復を行った。

【猪名川河川事務所】

平面図



標準断面図



猪名川自然環境委員会の指導・助言を受け、猪名川下流部の利倉河道掘削工事においては、様々なバリエーションの冠水が生じるよう掘削高を60日冠水位とし、河床を水平で平らにするのではなく、傾斜を付け凹凸のある形状(敷均しをしない)とするなど、環境に配慮した工事を実施している。

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施状況	
「指標」関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施内容〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>塔の島地区の改修については、塔の島付近の景観や自然環境に十分配慮するとともに、防災や新たな景観創出も含め、地域社会に貢献できる整備案の検討を目的として、学識経験者や地元関係者による塔の島地区河川整備に関する検討委員会を設立し、平成17年度以降、報告会も含め7回開催している。</p> <p>平成21年度にはこれまで検討された事業計画を踏まえ構造やデザインに関する詳細について検討することを目的とした塔の島地区景観構造検討会を設立し、平成24年度までに7回開催している。</p> <p>嵐山地区の河川整備については、治水・環境・景観・観光等に関する助言等を行い、観光産業への影響を含め、嵐山地区の景観や利用に配慮した河川整備の計画について検討を行うことを目的に、桂川嵐山地区河川整備検討委員会(以下、検討委員会)を平成24年7月に設立し、平成24年度中に3回開催している。</p> <p>また、地元関係団体へ河川管理者が委員会内容について説明し意見を頂く為、桂川嵐山地区河川整備地元連絡会も併せて開催し、検討委員会同様、平成24年度に3回開催している。</p> <p>また、天ヶ瀬ダム再開発事業において、景観への配慮すべき主要な構造物を景観に係る自然環境を含め、どのような施設にすれば、新しい構造物が景観になじむか、また新しい景観を創出できるかについて審議することを目的として、学識経験者や地元関係者による天ヶ瀬ダム再開発事業景観検討委員会を設立し、平成8年以降23回開催している。</p> <p>(平成25年度取組)</p> <p>事業計画を踏まえ構造やデザインに関する詳細について検討する塔の島地区景観構造検討会を2回開催している。</p> <p>嵐山地区の河川整備については、治水・環境・景観・観光等に関する助言等を行い、観光産業への影響を含め、嵐山地区の景観や利用に配慮した河川整備の計画について検討を行うことを目的に、桂川嵐山地区河川整備検討委員会(以下、検討委員会)を平成24年7月に設立し、平成25年度中は1回開催した。</p> <p>また、地元関係団体へ河川管理者が委員会内容について説明し意見を頂く為、桂川嵐山地区河川整備地元連絡会を平成25年度は2回開催した。</p> <p>天ヶ瀬ダム再開発事業景観検討委員会を3回開催し、構造物(流入部、ゲート室部、吐口部)の景観デザイン及び周辺緑化等について検討を行った。</p>	<p>地元観光協会、学識経験者、地元自治体と連携し、河川環境や景観に配慮し、地域社会に貢献できる整備案について検討を進めている。</p> <p>引き続き連携して検討する必要がある。</p>

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
---------	------------------

3. 進捗状況	4. 点検結果
---------	---------

【観点】河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ状況

「指標」河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけの実施内容・河川保全利用委員会開催数〔全域〕

(これまでの取組内容)

河川保全利用委員会の審議を踏まえ、秩序ある淀川利用に向けての誘導又は規制などを検討している。

河川保全利用委員会の開催状況は以下のとおりである

平成20年度：淀川河川事務所6回、琵琶湖河川事務所5回、猪名川河川事務所0回

平成21年度：淀川河川事務所5回、琵琶湖河川事務所3回、猪名川河川事務所2回

平成22年度：淀川河川事務所6回、琵琶湖河川事務所3回、猪名川河川事務所3回

平成23年度：淀川河川事務所5回、琵琶湖河川事務所6回、猪名川河川事務所3回

平成24年度：淀川河川事務所4回、琵琶湖河川事務所1回、猪名川河川事務所1回

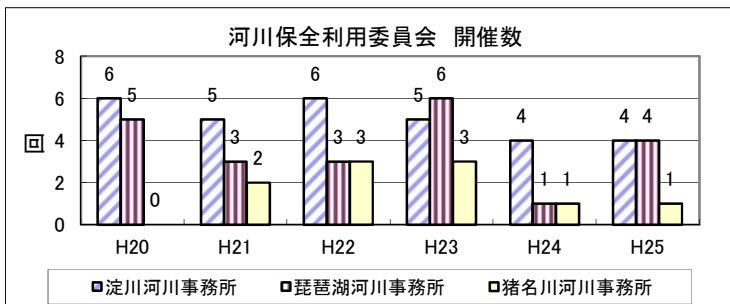
(平成25年度の取組)

平成25年度は、河川保全利用委員会を淀川河川事務所では4回、琵琶湖河川事務所では4回、猪名川河川事務所では1回の計9回開催しており、公園等施設の更新において、以下のような意見をいただいた。

- ・占有者、利用者、河川管理者、市民の4者が望ましい河川占有について環境面から意見を述べ、情報共有を図ること。
- ・河川敷での公園利用を河川管理者が許可するにあたり、占有者、委員、河川管理者が河川の環境面にも配慮した保全利用の観点から審議を行った。
- ・野洲川左岸の側帯に占有している「野洲川改修記念公園」の許可期限が平成26年3月31日であることに伴い、河川保全利用委員会において更新許可の妥当性について審議した。

川らしい河川敷利用に向け、河川保全利用委員会の意見を踏まえた取り組みが進んでいる。

今後も周辺環境・地域特性を考慮しつつ、川らしい河川敷利用に向けて取り組んでいくものとする。



点検項目「川らしい利用の促進」の[指標]河川保全利用委員会の取り組み内容・回数と重複掲載

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開																																
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>																																
<p>※その他河川利用の実態を参考までに以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年時点の国営公園の整備済面積は、238.8haで整備率は19.6%である。 淀川は大都市圏を貫流する河川であり、広い高水敷にはスポーツ施設、広場等が整備され年間を通じて21,719千人(平成18年度)の利用者があり、利用形態では散策等が最も多く続いてスポーツ、釣りとなっている。 高水敷の形態は平成18年-平成25年では大きく変化していない。平成24年時点の利用状況と占用面積の経年変化を以下に示す。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="132 629 475 943"> <p>利用形態別人数(H18) 単位：千人</p> <table border="1"> <caption>利用形態別人数(H18) 単位：千人</caption> <thead> <tr> <th>利用形態</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツ</td> <td>13,215</td> </tr> <tr> <td>釣り</td> <td>960</td> </tr> <tr> <td>水遊び</td> <td>431</td> </tr> <tr> <td>散策等</td> <td>7,113</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="507 618 839 943"> <p>高水敷利用面積(H25) 単位：ha</p> <table border="1"> <caption>高水敷利用面積(H25) 単位：ha</caption> <thead> <tr> <th>利用形態</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園・緑地等</td> <td>1412</td> </tr> <tr> <td>民有地</td> <td>573</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>284</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p>出典：河川環境データベース</p> <div data-bbox="193 1014 772 1335"> <p>占用面積</p> <table border="1"> <caption>占用面積 (単位：ha)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>571.8</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>568.6</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>568.6</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>568.5</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>573.5</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>573.5</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(参考資料)</p> <p>河川区域内の占用面積については、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年は 571.8haであった。 平成21年は 568.6haであった。 平成22年は 568.6haであった。 平成23年は 568.5haであった。 平成24年は 573.5haであった。 平成25年は 573.5haであった。 		利用形態	人数	スポーツ	13,215	釣り	960	水遊び	431	散策等	7,113	利用形態	面積	公園・緑地等	1412	民有地	573	なし	284	年度	面積	H20	571.8	H21	568.6	H22	568.6	H23	568.5	H24	573.5	H25	573.5
利用形態	人数																																
スポーツ	13,215																																
釣り	960																																
水遊び	431																																
散策等	7,113																																
利用形態	面積																																
公園・緑地等	1412																																
民有地	573																																
なし	284																																
年度	面積																																
H20	571.8																																
H21	568.6																																
H22	568.6																																
H23	568.5																																
H24	573.5																																
H25	573.5																																

点 検 項 目

流域管理に向けた継続的な施策展開

5. 参考資料

【河川保全利用委員会の開催状況】

【淀川河川事務所】



現地視察状況



利用状況

淀川河川事務所管内では、川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、占用のあるべき姿について検討を行い、占用施設の新設及び更新の許可にあたって、河川管理者に対して意見を述べることを目的として、平成16年度から委員会による議論を実施している。

平成25年度審議対象における代表的な意見

- ・柵を不連続にするなどし、自然の水辺と公園が両立できるような領域がないか検討すべきという意見もあったことを付記すること。
- ・環境看板のことが前回意見で出ている。引き続き検討をしていただきたい。

桂川保全利用委員会

<http://hozen-riyou.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/katsurarv/katsurarv.html>

【琵琶湖河川事務所】



第41回河川保全利用委員会



現地視察状況

琵琶湖河川事務所では、「川でなければできない利用・川に活かされた利用」の観点から、占用のあるべき姿について検討を行い、占用施設の新設及び更新の許可にあたって、河川管理者に対して意見を述べることを目的として、平成16年度から河川保全利用委員会にて議論を実施している。

平成25年度審議対象における代表的な意見

- ・駐車場、駐輪場の確保が図られ、改善が認められるが、利便性の向上を図るとともに基本理念に基づいた維持管理の検討を行うことを要望する。
- ・地元小学生の地域学習等の場としても利用されているが、さらに環境・防災教育の活動等にも活用するよう要望する。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

<http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozen/index.html>

【猪名川河川事務所】



現地視察状況

「猪名川・藻川河川保全利用委員会」は、淀川水系猪名川及び藻川の猪名川河川事務所直轄区間において、周辺環境及び地域特性を考慮しつつ川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、公園等の占用施設の新設及び更新許可にあたって意見を述べることを目的として、平成21年度から委員会による議論を実施している。

平成25年度審議対象における代表的な意見

- ・生物多様性戦略に基づいて公園の整備を検討するとともに、関係部署と協力の上、市民にアピールして頂きたい。
- ・環境学習会を開くなど、環境を考えた本来の川らしい利用が出来るような取り組みを積極的に行って頂きたい。

猪名川・藻川河川保全利用委員会

<http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/busi/information/maintenance.html>

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】河川環境の保全と再生のための人材育成状況	
「指標」河川環境の保全と再生のための人材育成の実施内容・回数〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>近畿地方整備局の組織並びに個々の職員の技術力の保持・伝承・向上を図ることを目的とする技術スペシャリスト会議 河川環境技術研究会(平成19年度→2回、平成20年度→1回、平成21年度→3回、平成22年度→3回、平成23年度→1回、平成24年度→1回)、多自然川づくり近畿ブロック担当者会議(毎年1回)、水質事故対応講習会等(毎年6回)を実施している。</p> <p>琵琶湖のことをよく知るため、琵琶湖河川事務所職員を対象(平成19、20は一般に開放)に外部より講師を招き琵琶湖講座を開催した。 平成18～24年度 延べ開催数: 27回</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は、多自然川づくり近畿ブロック担当者会議、水質事故対応講習会をそれぞれ1回開催した。 平成25年度は、琵琶湖講座は実施していない。</p>	<p>河川環境の保全と再生のため、技術力の保持・伝承・向上を図る取り組みを実施している。</p> <p>引き続き人材育成に努める。</p>

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の実施状況	
「指標」流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進の実施内容〔全域〕	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>河川管理者、生態学と河川工学の研究者がこれまで知見の少なかつた変動する環境下での生物の生活と集水域を含めた河川生態系の機能と構造が河川環境に及ぼす影響を明らかにしつつ、河川の本質の理解を深めることが重要であるという認識のもと、生態学的な観点より河川を理解し、川のあるべき姿を探ることを目的とした研究会を立ち上げ、木津川をフィールドとして研究を進めてきた。</p> <p>・河川生態学術研究会木津川研究グループ 生態学的な観点より河川を理解するための研究活動を実施し、川のあるべき姿を探ることを目的とした「生態学術研究会」が木津川を研究フィールドとして木津川に特有な河川特性を把握するため活動を行い、平成21年までに一定の成果を得たところであり、平成22年度以降は調査検討を実施していない。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成21年までに一定の成果を得たところであり、平成22年度以降は調査検討を実施していない。</p>	<p>環境情報に関する調査研究の推進が木津川を研究フィールドとして進められ、平成21年度までに砂河川である木津川の樹林化のメカニズムなど一定の成果を得た。</p> <p>今後も引き続き木津川特有の河川特性の把握を行っていく必要がある。</p>

点 検 項 目 流域管理に向けた継続的な施策展開

5.参考資料

【生態学術研究会 木津川研究グループによる調査研究】
【木津川上流河川事務所】

・研究の目的

生態学的な視点を踏まえた河川管理のあり方を検討するため、平成15年度より下記項目について研究した。

- ①河川の歴史的な変化に対する河川の応答の理解
- ②ハビタットの形成・維持機構、生態的機能の把握
- ③生物現存量、種構成、多様性、物質循環等の把握
- ④河川的环境容量の推定
- ⑤河川が本来持つ攪乱などの自然のインパクトの影響把握
- ⑥河川環境の保全・復元手法の導入とその効果の把握・評価の実施

【研究の目的からみた達成状況】

木津川下流において、約20個の砂州を対象に平成21年度まで研究を実施し、

- 1. 経年的な河床低下、植生の繁茂状況、砂州形状の歴史の変遷の整理
- 2. 時空間的スケールに基づいた景観分類を行い、構造と類型景観の形成過程、維持機構についての明確化
- 3. インパクトによる物理基盤・生態系の変遷と生態系機能の時空間的変化の把握

以上の整理を行ってきた。

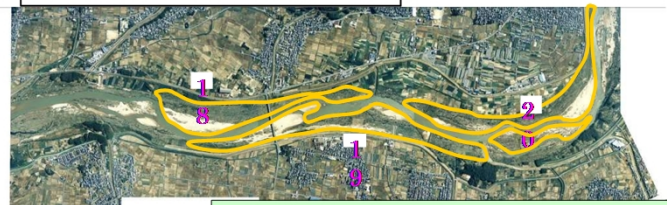
しかし、この他未解明な分野も多いため、今後の課題として、砂河川の河川生態系の解明や水系・流域視点での生態系の研究等を含め、河川管理にどうかしていくか検討をしていく必要があると、とりまとめられている。

S23航空写真(木津川18.5k~23k)



S23年(1948年) 18.5-23K
漆筋は単列蛇行。砂州に植生はみられない。

H2航空写真(木津川18.5k~23k)



H2年(1990年) 18.5-23K
砂州上の植生が発達してきている。

H21航空写真(木津川18.5k~23k)



H21年(2009年) 18.5-23K
砂州上の植生がさらに発達している

<淀川河川事務所 木津川生態学術研究会HP>

http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/know/nature/hope/shoukai/shou_01.html

<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 3. 治水・防災 4. 3. 2. 淀川水系における治水・防災対策 (1)危機管理体制の構築</p>
<p>点検項目</p>	<p>危機管理体制の構築</p>
<p>1. 施策の概要</p>	
<p>いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築・強化する。このため、河川管理者、自治体、住民等から構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、関係者の連携のもと、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備) 2)みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用) 3)地域で守る(まちづくり、地域整備) <p>の観点から、危機管理施策を検討して実施する。</p> <p>1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①防災意識の啓発 過去の災害の状況を体験者から直接聴き、その生の声を記録に残し、広く伝えるとともに、地域で伝承された洪水に対する心がけや知恵、工夫等を聴き、災害時の行動に活かしていく。 ②洪水情報等の収集及び提供 ③情報伝達に関する基盤整備 自治体、水防団並びにマスメディア等と情報の共有化を進めるため、情報伝達の迅速化や大容量化に対応可能な光ファイバー網の整備を行う。 ④避難誘導等体制の整備 ○浸水実績・浸水想定を表示、ハザードマップの作成・支援 日常生活の中で洪水の恐ろしさを実感として理解していただくため、近年に発生した洪水等について、浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路、避難場所等を看板等によりわかりやすく表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進する。 浸水想定区域に対する予測精度の向上を図るとともに「浸水想定区域図」が未公表の河川については、速やかに浸水想定区域を指定・公表する。これに応じて、避難場所や避難経路をわかりやすく示したハザードマップの作成支援・周知を進め、平成21年度末までに浸水想定区域内全自治体の作成完了を目指す。なお、ハザードマップの作成にあたっては、市町村界付近の住民がより近い避難所に向かえるよう、「水害に強い地域づくり協議会」において関係自治体間の連携、調整を行う。 ○避難訓練等の実施 ○災害時要援護者への対応 自律移動が困難な災害時要援護者も迅速な避難行動ができるよう、自治体が行う避難勧告・指示の発令基準の明確化や周知体制の整備について支援する。 ⑤地下空間における浸水被害への対応 地下空間の利用者及び管理者に対して洪水に関する情報が特に迅速かつ確実に伝達されるよう体制の整備を図るとともに、地域防災計画に地下空間管理者への情報伝達が定められ適切に実施されるよう、市町村防災会議等において必要な助言等を行う。 	

点 検 項 目 危機管理体制の構築

1. 施策の概要

2) みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)

①水防活動、水防訓練への支援
水防団員の高齢化等の課題をふまえた支援方策を検討する。

②防災ステーション、水防拠点の整備
水防活動や物資輸送等の拠点となるヘリポート、予備発電設備、情報発信端末を備えた防災ステーションの整備を、猪名川出在家地区、草津川放水路において継続して実施する。他の地区についても自治体と連携して防災ステーションの整備について検討する。

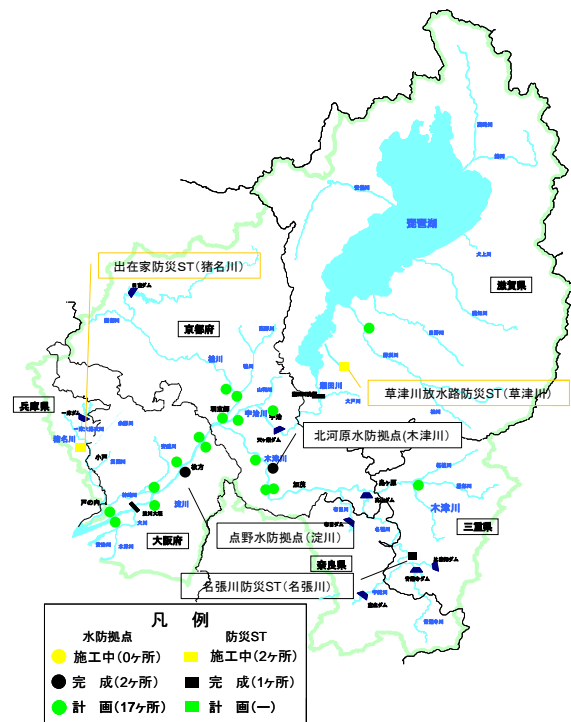
なお、整備にあたっては、基盤整備を河川管理者が実施し、水防活動を実施するための水防センター等の施設は自治体等が整備する。また、水防拠点を18箇所整備し、水防活動に利用する土砂等を備蓄する。

なお、淀川本川においては、整備済の点野地区を含めた8地区について、高規格堤防整備とあわせて整備する。

③緊急復旧体制の整備

④非常用資機材の備蓄

⑤排水ポンプ場の運用の検討



3) 地域で守る(まちづくり、地域整備)

①公共施設等の耐水化
水道や電気等のライフライン施設や重要公共施設の耐水化(建物の高床化、遮水構造等、浸水に耐える施設とする)の促進については、自治体や各管理者に対して各地域の浸水被害に対する危険度を示すなど洪水に関する情報提供等を行い、市町村による建築物の耐水化に関する条例の制定等を促す。

②水害に強いまちづくり

浸水想定区域の開発抑制等適正な土地利用への誘導、ピロティ方式住居の推奨、地下空間の建設規制や建設する場合の水害に強い構造への誘導等を推進するため、関係機関や自治体等に対して技術的支援を行うとともに、道路等の盛土構造物等を二線堤として活用する方策等についても検討する。

③流域内における保水機能・貯留機能の保全・強化

森林等が有する保水機能、貯留機能の保全及び新規・既開発地の保水機能・貯留機能の保全・強化について、自治体等の検討を支援する。

- ・ 新規・既開発地における調整池等の設置
- ・ 公共施設における地下貯留施設の設置
- ・ 家庭における雨水マスの設置
- ・ 民間施設における貯留施設の設置 等

<耐水型都市のイメージ>



点 検 項 目	危機管理体制の構築
1. 施策の概要	
4) 災害対応プログラム	
<p>施設能力を超える大洪水の発生や地震、高潮等との同時生起による甚大な被害が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減を図るとともに、社会・経済活動への影響を小さくするため、防災関係機関、企業、ライフライン管理者、住民等の各主体が共通の被害想定シナリオに沿って、相互に連携の取れた具体的な行動計画(アクションプラン)を定め、各機関と連携して、これらを「災害対応プログラム」としてとりまとめる等、危機管理体制の構築、強化を図る。</p>	

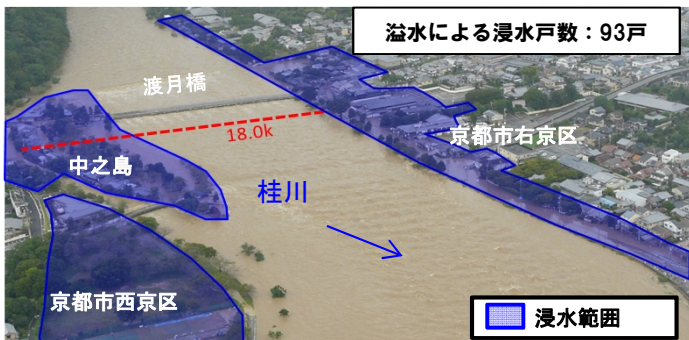
点 検 項 目	危機管理体制の構築
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「危機管理体制の構築」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。</p>	
<p>【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況</p> <p>[指標] 災害体験者からの災害状況の聞き取り及びその情報発信内容</p> <p>[指標] 自治体、水防団、マスメディア等との情報共有のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数</p> <p>[指標] ハザードマップの作成内容・作成済み市町村数</p> <p>[指標] まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置内容・設置数</p> <p>[指標] 災害要援護者に配慮した避難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制整備の内容</p> <p>[指標] 地下空間の利用者及び管理者への情報伝達体制整備内容</p> <p>[指標] 水防団の高齢化に対する支援の内容・講演、出前講座実施回数</p> <p>[指標] 水防拠点整備の内容・箇所数</p> <p>[指標] 公共施設の耐水化の内容</p> <p>[指標] 災害対応プログラムの作成内容</p> <p>[指標] 水害に強い地域づくり協議会実施内容・開催回数</p>	
<p>【観点】河川に集中させてきた洪水エネルギーの抑制／分散対策の実施状況</p> <p>[指標] 流域における保水・貯留機能確保の内容・貯留量</p> <p>[指標] 洪水氾濫時被害軽減のための土地利用規制・誘導施策の内容</p> <p>[指標] 河川整備計画と都市計画との調整の内容</p>	

点 検 項 目	危機管理体制の構築	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況		
「指標」災害体験者からの災害状況の聞き取り及びその情報発信内容		
<p>(これまでの取組内容) 災害体験者からの災害状況の聞き取りは、淀川水系における過去の水害被害地域を対象に、地域の水害体験者を発掘し、直接聞き取り調査を実施してきた。</p> <p>(平成25年度の取組) 淀川河川事務所では、平成25年台風18号の被災状況等の情報について、水害に強い地域づくり協議会等を通じて各自治体から収集を行った。</p>	<p>平成25年度は災害状況の聞き取りにより当時の浸水状況及び地元水防事務組合等としての対応を確認し、地元水防事務組合等や住民の防災意識の向上を確認した。聞き取り調査を踏まえた浸水被害の検証結果については自治体等と情報共有を行った。</p> <p>今後も引き続き聞き取りの記録を活用するため聞き取り結果をわかりやすく表現し、地域と連携して啓発活動を進めていく必要がある。</p>	

5. 参考資料

【淀川河川事務所】

淀川河川事務所では、水害に強い地域づくり協議会等を通じて、台風18号による被害状況等の情報を各自治体の問い合わせ対応とともに状況の収集を行った。



桂川の出水状況(嵐山)



桂川の出水状況(久我)



桂川・小畑川水防事務組合による水防活動



点 検 項 目	危機管理体制の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果

【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況

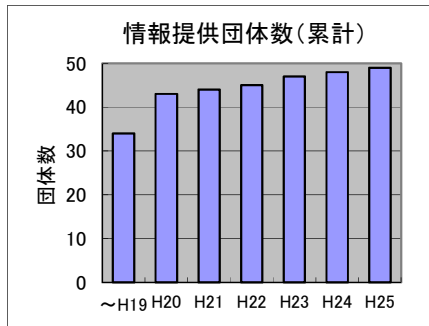
「指標」自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数

(これまでの取組内容)

- 情報提供している団体数は、以下のとおりである。
- ・平成19年度は、4団体に情報提供を始め、累計34団体となった。
 - ・平成20年度は、9団体に情報提供を始め、累計43団体となった。
 - ・平成21年度は、1団体に情報提供を始め、累計44団体となった。
 - ・平成22年度は、1団体に情報提供を始め、累計45団体となった。
 - ・平成23年度は、2団体に情報提供を始め、累計47団体となった。
 - ・平成24年度は、1団体に情報提供を始め、累計48団体となった。

(平成25年度の取組)

平成25年度は、新規に1団体へ情報提供を始めた。
平成25年度までの累計では、49団体と増加している。



また、平常時から危機管理能力の向上を図るため、堤防の決壊を想定したシミュレーション訓練、総合防災演習及び陸開の操作訓練を自治体や水防団と連携して実施した。

自治体や水防団と水防連絡会を開催し、沿川の危険箇所や災害時の連絡体制等について情報交換を行った。

点検項目「洪水・災害時の人と川とのつながりの構築」の[指標]自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数と重複掲載

関係機関へ光ファイバー等を接続することにより、河川情報や画像情報を確実に提供でき、情報提供している団体数も増加している。

また、訓練や連絡会を通じて、関係機関との連携が図られている。

今後も関係自治体等と連携してさらに避難体制の基盤整備の支援や情報共有の促進及び関係機関との連携に取り組んでいく。

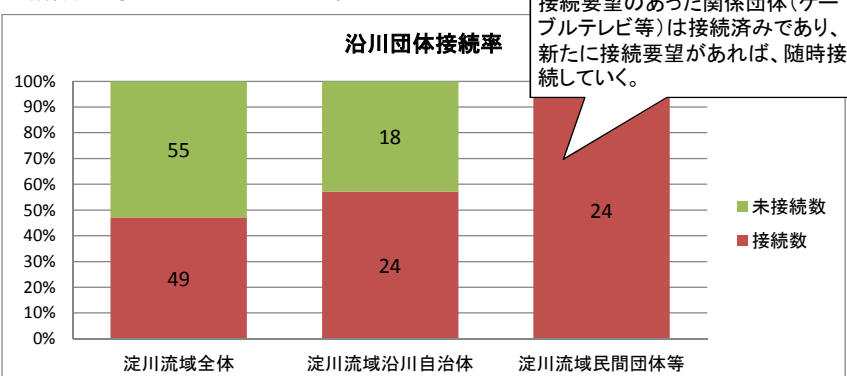
5. 参考資料

【情報伝達体制状況】

【水系全体】

淀川・琵琶湖・猪名川・木津川上流の4事務所では光ファイバ等による情報提供を49団体と行っている。また、主要な雨量・水位情報やライブ映像はインターネットによる提供も行っている。

有事の際、各自治体等への確実な情報伝達体制確立のため、光ファイバー等の接続による直接の情報伝達について、水害に強い地域づくり協議会等で呼びかけている。



接続要望のあった関係団体(ケーブルテレビ等)は接続済みであり、新たに接続要望があれば、随時接続していく。



NHK情報提供画面(各河川水位データ表示)

点検項目 危機管理体制の構築

5. 参考資料

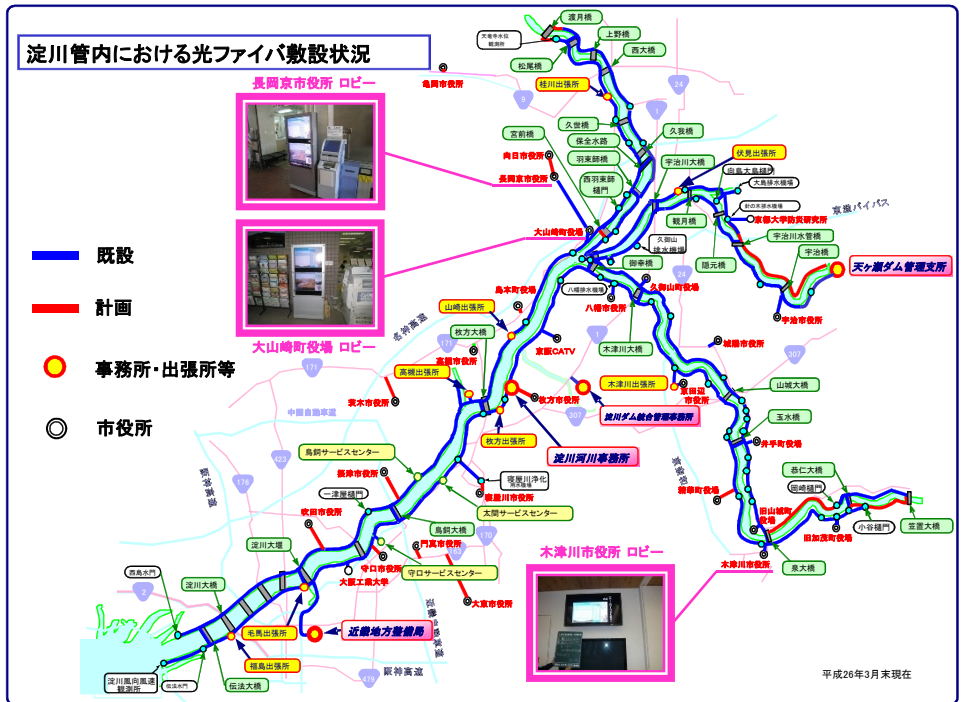
【淀川河川事務所】
【光ファイバを利用した地域情報ネットワーク】

淀川河川事務所と自治体等の関係機関との間に独自に光ファイバを敷設し、河川情報、画像情報を提供している。
また、インターネットにおいても水位情報を提供し、自治体だけでなく、沿川住民の方々も活用できるサイトをホームページ上にも設置している。

淀川河川事務所ホームページ
<http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/live/index.php>

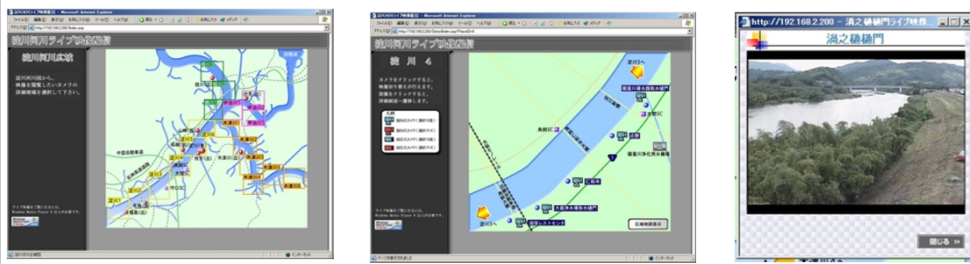
【地域情報ネットワークによる情報共有状況】

- ①宇治市 防災担当課 端末 24時間、市役所ロビー 端末 8:00~17:00
- ②城陽市 防災担当課 端末 24時間
- ③長岡京市 防災担当課 端末 24時間、市役所ロビー 端末 8:30~17:15
- ④八幡市 防災担当課 端末 24時間、市役所ロビー 端末 8:30~17:00
- ⑤京田辺市 防災担当課 端末 24時間
- ⑥木津川市 防災担当課 端末 24時間、市役所ロビー 端末 8:30~17:30
- ⑦大山崎町 防災担当課 端末 24時間、市役所ロビー 端末 8:30~17:00
- ⑧久御山町 防災担当課 端末 24時間
- ⑨井手町 防災担当者 端末 24時間



【防災担当者向け】

防災担当者が動画像を選択確認し、また、雨量、水位及び排水機場・樋門の内・外水位情報を把握することにより、自治体の水防活動に役立てていただく。

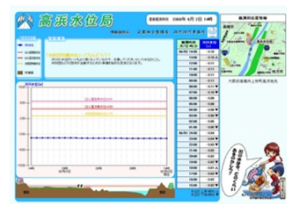


【一般住民向け】

自治体ごとに一般住民向けに情報提供する動画像地点や水位地点を予め設定しておき、自動スクロールで表示することにより、閲覧された一般住民の方々に水防への備えをしていただく。

長岡京市役所ロビー

大山崎町役場ロビー



点検項目 危機管理体制の構築

5. 参考資料

【琵琶湖河川事務所】

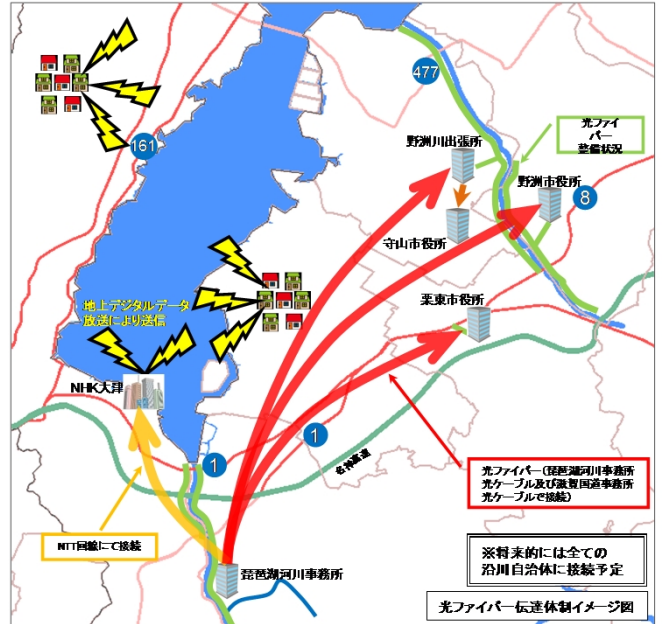
関係機関へ光ファイバー等を接続することにより、河川情報や画像情報を確実に提供できるようにしており、琵琶湖河川事務所では、自治体(野洲市・守山市・栗東市)及びNHKと情報共有に関する協定を結んでいる。



NHK情報提供画面(各河川水位データ表示)



野洲川市役所 CCTV画像提供画面

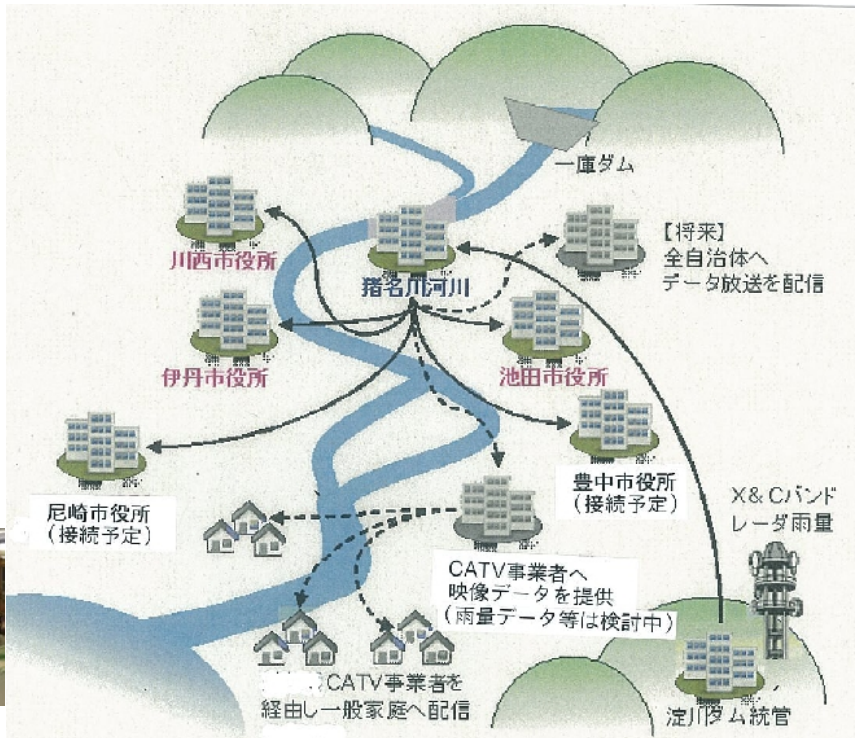
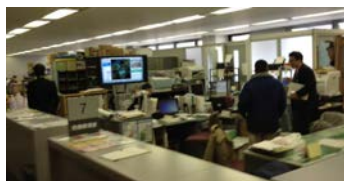


【猪名川河川事務所】

関係機関へ光ファイバー等を接続することにより、河川情報や画像情報を確実に提供できるようにしており、猪名川河川事務所では、自治体(池田市・川西市・伊丹市・豊中市)、豊中・池田ケーブルテレビ及びベイ・コミュニケーションズと情報共有に関する協定を結んでいる。今後、尼崎市と情報共有に関する協定を計画している。



CATV事業者の活用状況



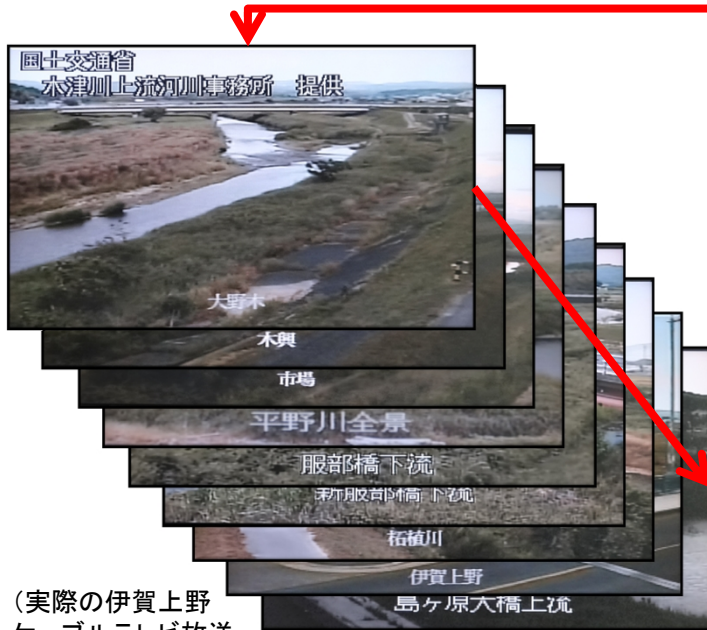
点 検 項 目 | 危機管理体制の構築

5. 参考資料

【木津川上流河川事務所】

木津川上流河川事務所では、地域住民、自治体、水防団等に分かりやすい河川情報の伝達手段として、地元ケーブルテレビ局を介して、より多くの人にリアルタイムな情報を伝えるために、河川の動画像の配信を行っている。

平成24年7月1日より伊賀上野ケーブルテレビ(株)のサービスエリア内に配信を行い、水防活動等においても役立てていただいている。

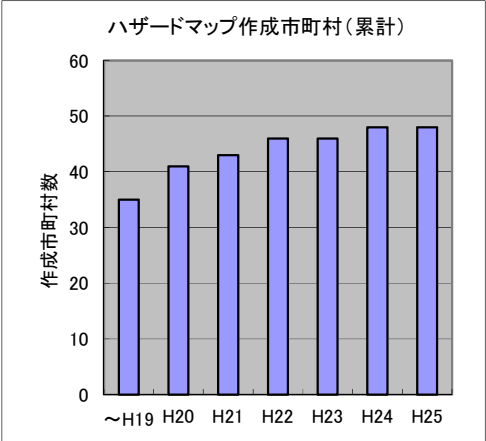


(実際の伊賀上野ケーブルテレビ放送映像)⇒

平成23年10月23日に伊賀上野ケーブルテレビ(株)(伊賀市)と協定を締結し、木津川上流河川事務所にて整備を行った河川監視用CC TVカメラより9つの映像を抽出し、平成24年7月1日より動画像の配信をスタートした。

抽出した左記の9画像(大野木・木興・市場・平野川全景・島ヶ原大橋全景(いずれも木津川)・服部橋下流・新服部橋下流・伊賀上野(いずれも服部川)・柘植川(柘植川))をスクロール表示によりケーブルテレビの専門チャンネル(名称:河川情報チャンネル)にて、24時間365日提供をしている。

同様のサービスを(株)アドバンスコープ(名張市)においても平成20年5月1日より、また、平成18年10月4日より(独)水資源機構木津川ダム総合管理所とも行っている。

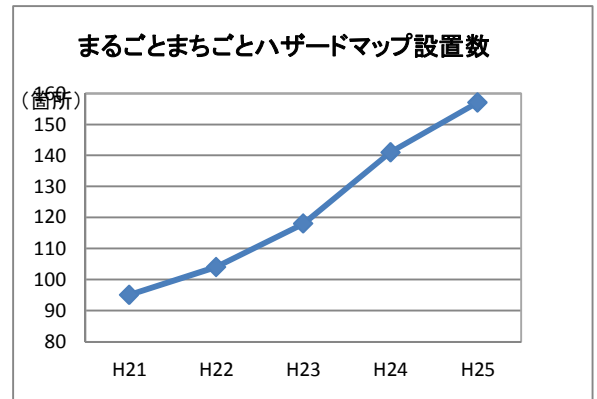
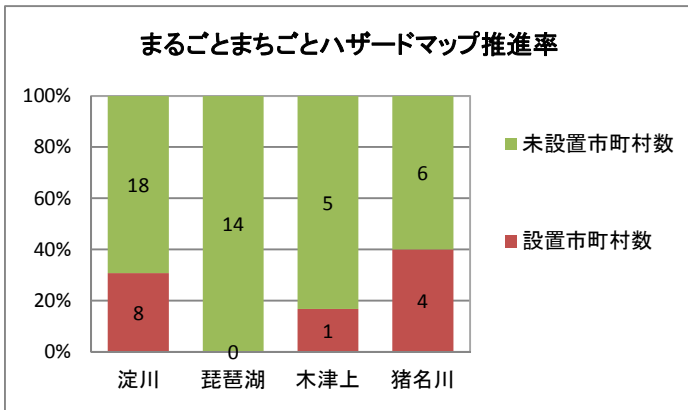
点 検 項 目	危機管理体制の構築																
3. 進捗状況	4. 点検結果																
【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況																	
「指標」ハザードマップの作成内容・作成済み市町村数																	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>平成24年度までのハザードマップの作成市町村数の状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度までに、累計35市町村で作成済みである。 平成20年度は、6市町村で作成し、累計41市町村で作成済みである。 平成21年度は、2市町村で作成し、累計43市町村で作成済みである。 平成22年度は、3市町村で作成し、累計46市町村で作成済みである。 平成23年度は、作成市町村はなく、累計46市町村で作成済みである。 平成24年度は、2市町村で作成し、累計48市町村で作成済みである。 <p>(平成25年度の取組)</p> <p>直轄管理区間に関連するハザードマップは48市町村中48市町村において、作成済みである。</p>  <table border="1"> <caption>ハザードマップ作成市町村(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>作成市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~H19</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table>	年度	作成市町村数	~H19	35	H20	41	H21	43	H22	46	H23	46	H24	48	H25	48	<p>今後も関係自治体と連携して作成したハザードマップの普及により住民の防災意識を高める取組を推進していく必要がある。</p>
年度	作成市町村数																
~H19	35																
H20	41																
H21	43																
H22	46																
H23	46																
H24	48																
H25	48																

点 検 項 目	危機管理体制の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況	
「指標」まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置内容・設置数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>まるごとまちごとハザードマップの設置状況は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度までに、累計91箇所設置している。 ・平成21年度は、4箇所設置し、累計 95箇所である。 ・平成22年度は、9箇所設置し、累計104箇所である。 ・平成23年度は、15箇所設置し、累計118箇所である。 ・平成24年度は、23箇所設置し、累計141箇所である。 <p>(平成25年度取組)</p> <p>平成25年度は、城陽市で5箇所、伊賀市で1箇所、伊丹市で1箇所、池田市で1箇所、川西市で8箇所のまるごとまちごとハザードマップを設置した。平成25年度末時点の整備済箇所は以下のとおりである。</p> <p>浸水想定区域表示看板(26箇所) (大阪市、京都市、草津市(試行)等)</p> <p>まるごとまちごとハザードマップ(157箇所) (八幡市(4)、宇治市(70)、大山崎町(4)、長岡京市(6)、向日市(9)、久御山町(9)、摂津市(2)、城陽市(5)、伊賀市(1)、尼崎市(9)、伊丹市(6)、池田市(5)、川西市(27))</p> <p>点検項目「洪水・災害時の人と川とのつながりの構築」の[指標]まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置内容・設置数と重複掲載</p>	<p>万一の堤防決壊に備え、避難誘導と危機意識の醸成に資するため、まるごとまちごとハザードマップ及び浸水実績表示看板等の設置が進んでいる。</p> <p>今後も関係自治体と連携してさらにまるごとまちごとハザードマップ及び浸水実績表示看板等の設置を進めていく必要がある。</p>

点 検 項 目 危機管理体制の構築

5. 参考資料

【まるごとまちごとハザードマップ整備状況】



【まるごとまちごとハザードマップ推進事例】

【淀川河川事務所】

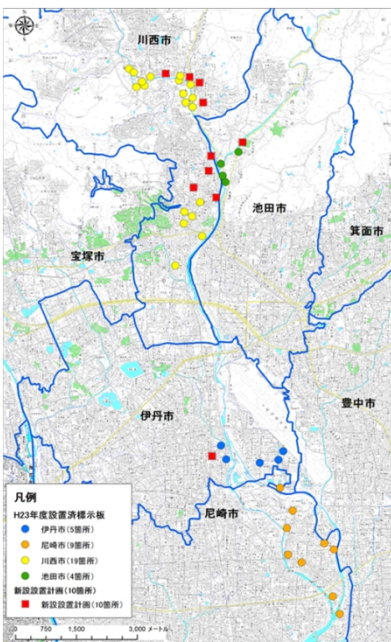


近年発生した洪水等について浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路・避難場所等を市街地に表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進しており、沿川自治体では設置数が増加傾向にあるが、各事務所管内における設置市町村数も半数に満たないため、今後、水害に強い地域づくり協議会を通じて、設置数を増加するよう取り組んでいく。

【城陽市 寺田西小学校設置事例】

【猪名川河川事務所】

浸水実績標示板設置位置図



浸水実績標示板設置数

尼崎市	9
伊丹市	6
川西市	27
宝塚市	0
猪名川町	0
豊中市	0
箕面市	0
池田市	5
豊能町	0
能勢町	0
計	47



点 検 項 目 危機管理体制の構築

5. 参考資料

【木津川上流河川事務所】

※伊賀市での設置事例

木津川上流河川事務所の水位、雨量等の防災情報配信サービスをQRコード付きで紹介

国土交通省木津川上流河川事務所では、災害から身を守るため、木津川上流域の河川に関する「水位」、「雨量」、「ダム」、「気象」に関する情報の防災情報配信サービスを行っています。

■木津川上流河川事務所
防災情報配信サービス(水位・雨量・気象情報等)



← 過去の浸水被害の浸水記録

伊賀市の警報、避難情報等の防災地緊急メール配信サービスをQRコード付きで紹介

伊賀市では、昨今の災害を教訓とし、警報や避難勧告などの災害に関する情報を迅速に市民の皆さんにお伝えするために災害時緊急メール配信サービスを行っています。

■伊賀市
災害時緊急メール「あんしん・防災ねっと」
(気象警報・避難情報)



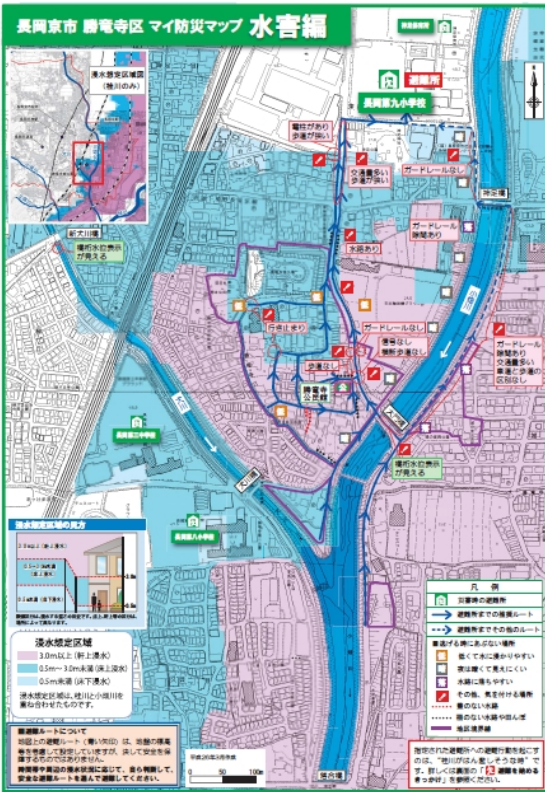
点 検 項 目	危機管理体制の構築	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況		
「指標」災害時要援護者に配慮した避難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制整備の内容		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>自治体が作成する避難勧告・指示の発令基準等の整備を府県とも連携し支援を行った事例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川河川事務所においては、平成23年度に「避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成」の解説(案)を作成した。平成24年度は、久御山町と京田辺市をケーススタディーとして、住民参加型の防災マップ(マイ防災マップ)の作成に取り組んだ。 ・滋賀県湖南流域水害協議会において、平成24年度には大津市をケーススタディー地区として避難勧告等の判断・伝達マニュアル(案)を作成した。 <p>(平成25年度の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川河川事務所においては、平成25年度は、自治体がマイ防災マップを作成する際の手順等を整理したマイ防災マップの作成手順書 水害編(案)自治体職員向けを作成するとともに、水害に強い地域づくりに資する取組事例等を整理した住民の適切な避難に向けた「取組のポイント集」(案)、自治体が効果的に水位予測情報を活用できるよう「水位予測情報の活用の手引き」(案)の作成を行った。(平成25年度 水害に強い地域づくり協議会) ・猪名川河川事務所においては、猪名川流域総合治水対策協議会(情報伝達や避難体制の構築に係る専門部会)の活動として、沿川自治体に避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成について説明を行っている。 	<p>水害に強い地域づくり協議会において、マニュアル作成に向けた検討を進めている。</p> <p>今後も関係自治体等と連携して、検討を進めていく。</p>	

点 検 項 目 危機管理体制の構築

5. 参考資料

【マイ防災マップ等防災マップ作成マニュアルの作成状況】
【淀川河川事務所】

平成25年度の水害に強い地域づくり協議会において、ケーススタディー地区として、京田辺市三野区、草内区および長岡京市勝竜寺地区を対象に「マイ防災マップ」を作成するとともに、他の自治体がマイ防災マップを作成する際の手順等を整理したマイ防災マップの作成手順書 水害編(案)自治体職員向けを作成した。また、水害に強い地域づくりに資する取組事例等を整理した住民の適切な避難に向けた「取組のポイント集」(案)、自治体が効果的に水位予測情報を活用できるよう「水位予測情報の活用の手引き」(案)を作成した。



マイ防災マップ作成事例:長岡京市勝竜寺地区

地域住民が参加した「マイ防災マップ」作成風景

淀川 水害に強い地域づくり協議会 <http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/kyogikai/index.html>

【猪名川河川事務所】



猪名川流域総合治水対策協議会の説明風景

<p>点 検 項 目</p>	<p>危機管理体制の構築</p>	
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>	
<p>【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況</p>		
<p>「指標」地下空間の利用者及び管理者への情報伝達体制整備内容</p>		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>地下空間利用者及び管理者が避難・情報伝達体制の整備を行うにあたり、支援を実施した事例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市では、平成18年度に地下街等の施設と情報伝達経路を地域防災計画に記載。また、施設管理者において、避難確保計画を作成済み。平成19年度には、地下空間にある民間等施設について、避難確保計画を作成する旨指導を実施した。 ・大阪地下街を管理する大阪地下街株式会社は、淀川堤防決壊による外水氾濫、集中豪雨による内水浸水に対して避難の確保をはじめ止水対策等に資するため、平成18年12月に梅田地下空間避難確保計画を策定した。 ・平成21年度は、淀川河川事務所が作成した浸水想定区域図を基に京都市交通局において、六地藏駅での「地下鉄駅浸水時避難確保計画書」を策定した。 <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年6月の水防法改正により、地下街の所有者等に対して、避難確保計画や浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置が規定されたこと等を踏まえ、自治体と連携して、法改正の内容について説明会を行った。</p>	<p>自治体や地下空間管理者と連携して情報伝達体制整備が進められており、地下空間管理者による避難確保計画の策定が進められている。</p> <p>今後も水害に強い地域づくり協議会を通じて関係自治体等と連携して、検討を進めていく。</p>	

<p>点 検 項 目</p>	<p>危機管理体制の構築</p>																
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>																
<p>【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況</p>																	
<p>「指標」水防団の高齢化に対する支援の内容・講演、出前講座実施回数</p>																	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>これまでの水防活動に対する意識啓発を目的とした、水防団活動及び水防工法に関する講演や出前講座の実施状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、22回実施した。 ・平成20年度は、31回実施した。 ・平成21年度は、24回実施した。 ・平成22年度は、62回実施した。 ・平成23年度は、60回実施した。 ・平成24年度は、38回実施した。 <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は、流域全体で水防団活動や水防工法に関する講演や出前講座を40回行った。</p> <div data-bbox="172 981 726 1355"> <table border="1"> <caption>水防に関する講演・出前講座の実施回数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施回数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	実施回数(回)	H19	22	H20	31	H21	24	H22	62	H23	60	H24	38	H25	40	<p>水防団活動及び水防技術に関する講演や出前講座、レンジャー活動により、水防活動に対する意識啓発が進められている。</p> <p>水防団員の高齢化等への対策の観点からも、さらなる普及に努めていく。</p>
年度	実施回数(回)																
H19	22																
H20	31																
H21	24																
H22	62																
H23	60																
H24	38																
H25	40																

点 検 項 目 危機管理体制の構築

5. 参考資料

【水防に関する出前講座事例】

【淀川河川事務所】

淀川河川事務所管内では、平成25年度に京都市消防学校における水防工法の指導や小学校における水防工法の指導等、職員や河川レンジャーによる水防に関する出前講座を39回開催している。

<京都市消防学校>
土嚢作成や月の輪工の実技指導を実施した。



<淀川右岸水防事務組合
桂川・小畑川水防事務組合>
土嚢作成や月の輪工の実技指導を実施した。



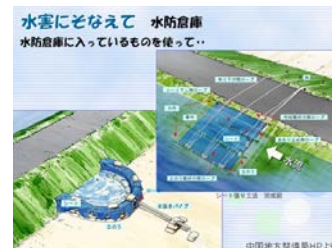
【琵琶湖河川事務所】

小学生へのお出前講座の状況



琵琶湖河川事務所では、野洲川の地元小学生を対象に「新しい野洲川について」と題して、野洲川放水路の工事や水害の備えとして「水防倉庫」の資材を用いた水防工法の説明を1回行った。

出前講座を受けた小学生に対して、水害に備えた水防に関する理解を深めることができた。



点 検 項 目	危機管理体制の構築	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況		
「指標」水防拠点整備の内容・箇所数		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>平成25年度末時点の河川防災ステーション、水防拠点の整備箇所を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川防災ステーション <ul style="list-style-type: none"> 完 成:名張川、出在家(猪名川) 整備中:草津川(現在草津市及び栗東市において建物の検討中。H24.4に滋賀県へ移管済み) ・水防拠点 <ul style="list-style-type: none"> 完成:点野(淀川)、北河原(木津川) <p>(平成25年度取組)</p> <p>平成25年度に新たに整備した箇所は無い。</p>	<p>水防上の拠点については、河川防災ステーション全3箇所のうち、完成が2箇所、整備中が1箇所、また水防拠点全19箇所のうち、完成が2箇所となっている。</p> <p>今後もさらなる整備に向けて地元調整等を図る。</p>	
5. 参考資料		
【水防拠点の整備状況】		
【猪名川河川事務所】		
<p>猪名川河川事務所では、平成23年度に兵庫県川西市に出在家防災ステーションを整備し、緊急資材の備蓄等を行っている。</p>		
【木津川上流河川事務所】		
		
<p>名張川河川防災ステーションには、洪水や地震等により、周辺地域が被害にあった場合にも、市街地中枢の安全ゾーンとして、住民の避難などをスムーズに行う為に情報を発信したり、災害復旧活動を迅速に実施できる水防用資材を備蓄しており、洪水時に河川が氾濫した時でも、この場所では、対策本部を設置し、住民の生命や財産を守るため、また、堤防の決壊を防ぐための水防用土砂や備蓄資材置き場等の防災機能を備えている。</p>		

点 検 項 目	危機管理体制の構築	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況		
「指標」公共施設の耐水化の内容		
<p>(これまでの取組内容) 建築物の耐水化に関する取り組み事例としては、平成18年度に草津市で施行された「建築物の浸水対策に関する条例」がある。</p> <p>(平成25年度の実施) 平成25年度は整備箇所なし。</p>	<p>公共施設の耐水化については、地域としての取り組みが行われているが、さらなる取り組みの拡大が望まれるところである。</p>	

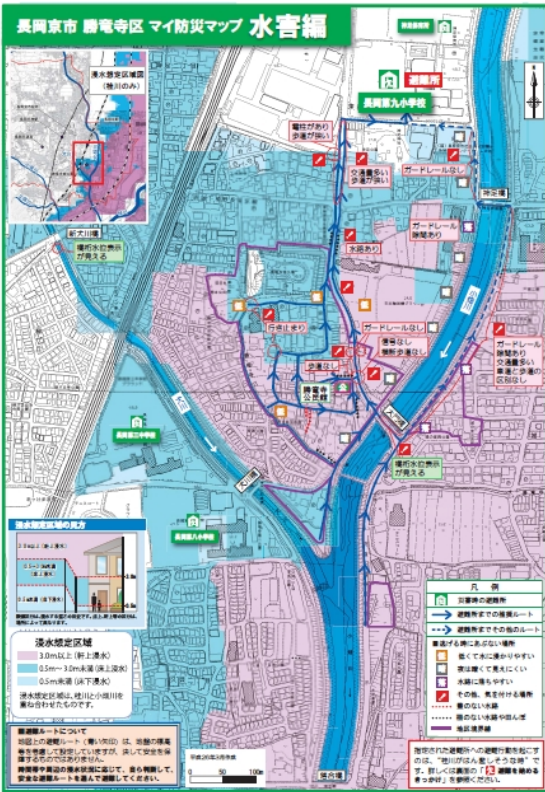
点 検 項 目	危機管理体制の構築	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況		
「指標」災害対応プログラムの作成内容		
<p>(これまでの取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川河川事務所においては、平成21年度より、水害に強い地域づくり協議会の活動を中心にして、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成の検討を行っており、平成23年度には京田辺市と大山崎町をケーススタディ地区として避難勧告等の判断・伝達マニュアル(案)の作成を支援し、完成させた。平成24年度は、住民参加型の防災マップ(マイ防災マップ)の作成を取り組み、2地区(久御山町及び京田辺市)をケーススタディー地区として手順書案の作成に取り組んだ。 ・滋賀県湖南流域水害協議会において、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成の検討を行った。 <p>(平成25年度の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川河川事務所においては、平成25年度も引き続きマイ防災マップの作成をケーススタディー地区3箇所(長岡京市及び京田辺市)で行い、自治体がマイ防災マップを作成する際の手順等を整理したマイ防災マップの作成手順書水害編(案)自治体職員向けを作成した。 	<p>各事務所管内において、水害に強い地域づくり協議会の設立が進んでおり、淀川河川事務所では、各自治体職員の研修会を実施するなど関係機関との連携が進められている。</p> <p>今後も、定期的に各協議会を開催することにより、関係自治体との連携を強化していく。</p> <p>なお、協議会が未設置の地域では、早期設置を図る。</p>	

点 検 項 目 危機管理体制の構築

5. 参考資料

【マイ防災マップ等防災マップ作成マニュアルの作成状況】
 【淀川河川事務所】

平成25年度の水害に強い地域づくり協議会において、ケーススタディー地区として、京田辺市三野区、草内区および長岡京市勝竜寺地区を対象に「マイ防災マップ」を作成するとともに、他の自治体がマイ防災マップを作成する際の手順等を整理したマイ防災マップの作成手順書 水害編(案)自治体職員向けを作成した。また、水害に強い地域づくりに資する取組事例等を整理した住民の適切な避難に向けた「取組のポイント集」(案)、自治体が効果的に水位予測情報を活用できるよう「水位予測情報の活用の手引き」(案)を作成した。



マイ防災マップ作成事例:長岡京市勝竜寺地区

地域住民が参加した「マイ防災マップ」作成風景

淀川 水害に強い地域づくり協議会 <http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/kyogikai/index.html>

点 検 項 目	危機管理体制の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況	
「指標」水害に強い地域づくり協議会実施内容・開催回数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川河川事務所管内においては、全26市町が参画し、毎年延べ10回程度水害に強い地域づくり協議会及びワーキングを開催している。平成24年度は、首長会議2回、ワーキンググループ6回、地域住民・自治体職員の防災意識向上を目的とした講演会・研修会を16回実施した。 ・琵琶湖河川事務所管内においては、滋賀県下において琵琶湖湖南流域、湖北圏域、東近江圏域、甲賀圏域の4ブロック全19市町のうち13市町で協議会を年に1～2回開催している。平成24年度は東近江圏域で協議会を1回、湖南流域で担当者会議を2回開催した。 ・猪名川河川事務所管内においては、全10市町が参画し、毎年ワーキンググループ(年1～3回)、専門部会(年1回)を開催している。平成24年度は専門部会を1回開催した。 ・木津川上流河川事務所管内においては平成18年度に2度、準備会として実施した。平成24年度も正式の協議会発足に向けて調整を行った。 <p>(平成25年度の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川河川事務所管内においては、平成25年度は、首長会議2回、ワーキンググループ6回、地域住民・自治体職員の防災意識向上を目的とした講演会・研修会を5回実施し、水害に対する備えについて情報提供をおこなった。 ・琵琶湖河川事務所管内においては、平成25年度は、高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を1回開催した。 ・猪名川河川事務所管内においては、平成25年度は、流域の都市化に伴い治水の安全度が低下している猪名川流域において、土地の適正な利用計画等、総合的な治水対策のための諸施策を協議のうえ策定し、かつその施策を推進することにより水害を防止し、また軽減を図ることを目的とした、猪名川流域総合治水対策協議会、幹事会を各1回開催した。 ・木津川上流河川事務所管内においては、平成25年度は木津川流域での協議会発足に向けて調整を行っており、三重県、伊賀市、木津川上流河川事務所の3者で準備に向けた打合せを平成26年2月21日に実施した。 <p>点検項目「洪水・災害時の人と川とのつながりの構築」の[指標]協議会等の設置状況と重複掲載</p>	<p>各事務所管内において、水害に強い地域づくり協議会の設立が進んでおり関係機関との連携が進められている。</p> <p>今後も、定期的に各協議会を開催することにより、関係自治体との連携を強化していく。</p> <p>なお、協議会が未設置の地域では、早期設置を図る。</p>

点 検 項 目 **危機管理体制の構築**

5. 参考資料

【協議会の開催状況】

【淀川河川事務所】

マイ防災マップの作成手順書 水害編(案) 自治体職員向けの作成、住民の適切な避難に向けた「取組のポイント集」(案)の作成、「水位予測情報の活用の手引き」(案)の作成等の様々な活動を実施している。



○第1回行政WG会議 議題
・平成25年度活動方針



○第3回行政WG会議 議題
・本年度の活動成果の報告
・首長会議に向けた調整



○第2回行政WG会議 議題
・本年度の活動状況の中間報告



○首長会議 議題
・「台風18号により各市町において明らかになった課題」について

7月16日、17日
第1回行政WG会議
●平成25年度の活動の提案



9月10～12日
ブロック別会議
西大阪治水ブロック 京都・乙訓土木ブロック
茨木土木ブロック 山城北土木ブロック
枚方土木ブロック 山城南土木ブロック
●平成25年度の活動に対する意見収集



1月20日、22日
第2回行政WG会議
●平成25年度の活動の中間報告



2月21日、26日
第3回行政WG会議
●平成25年度の活動報告



3月14日、20日
首長会議

淀川 水害に強い地域づくり協議会 <http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/kyogikai/index.html>

【猪名川河川事務所】

・猪名川流域総合治水対策協議会

平成25年11月6日に猪名川流域総合治水対策協議会・幹事会を開催し、昨年度の決算報告及び今年度の事業計画、予算案について承認された。



猪名川流域総合治水対策協議会

<http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/busi/information/flood-about.html>

点 検 項 目		危機管理体制の構築	
3. 進捗状況		4. 点検結果	
【観点】河川に集中させてきた洪水エネルギーの抑制/分散対策の実施状況			
「指標」流域における保水・貯留機能確保の内容・貯留量			
<p>(これまでの取組内容) 淀川水系では猪名川において洪水エネルギーを河川及び流域で配分する総合治水対策を進めている。 兵庫県において、平成24年4月1日に総合治水の推進に関する条例が施行された。</p> <p>(平成25年度の取組) 平成25年度は整備箇所無し。 平成25年度末時点の猪名川流域総合治水対策における流域整備計画の進捗状況は59.9%。 流域の市街化は、昭和55年時点14.2%(小戸上流域)、想定25.0%に対して、平成25年度末時点で17.2%。 兵庫県において、平成25年度は地域総合治水推進計画策定に向けた準備会議を1回開催した。</p>		<p>今後も引き続き関係機関と調整を図り、進捗に努める。</p> <p>また、猪名川流域においては、今後の整備目標について猪名川流域総合治水対策協議会※において議論が進められるなど関係機関との連携が進められている。</p> <p>※大阪府(豊中市、池田市、箕面市)、兵庫県(尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町)等で構成される協議会</p>	
H 2 6 . 3 末 現 在			
市 町 名	合 計		
	流域整備計画 における 対策容量 (m3)	実 施 状 況 S 5 6 . 1 ~ H 2 6 . 3 対策容量 進捗率	
池 田 市	15,000	27,650	184.3%
箕 面 市	264,000	0	0.0%
豊 能 町	64,100	39,158	61.1%
大阪府 計	343,100	66,808	19.5%
川 西 市	270,700	355,961	131.5%
猪名川町	415,300	177,370	42.7%
宝塚市		16,433	
兵庫県 計	686,000	549,764	80.1%
合 計	1,029,100	616,572	59.9%

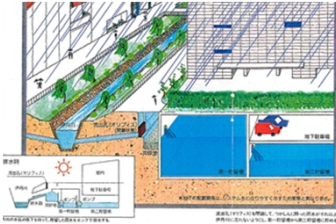
点 検 項 目 危機管理体制の構築

5. 参考資料

【総合治水対策の事例(猪名川河川事務所)】



総合治水対策では、河川改修を進めると共に、雨が降った流域で、雨水を一時的にためる施設をつくるなどして洪水を防ぐこととし、建物のピロティ化や都市部の調整池等を行っており、猪名川河川事務所の地下には雨水貯留槽を設け、河川への流出を抑制する対策を行っている。



太陽猪名川自動車学校のピロティ構造



東ときわ台No.1調整池

点 検 項 目	危機管理体制の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】河川に集中させてきた洪水エネルギーの抑制/分散対策の実施状況	
「指標」洪水氾濫時被害軽減のための土地利用規制・誘導施策の内容	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>滋賀県では、平成24年3月に滋賀県流域治水基本方針を策定し、洪水氾濫時被害軽減のための土地利用規制・誘導施策の具体化に向けて、県・市等と協議を進めている。</p> <p>猪名川の銀橋上流付近は、遊水地域として、自然遊水機能(10ha)を保持し、また、上流支川においても地形等により遊水機能のある区域(98ha)を確保・保持することとしている。</p> <p>具体的な対策を以下に示す。</p> <p>①市街化調整区域の保持： 遊水地域については、市街化調整区域を保持する。</p> <p>②盛土の抑制： 公共残土の処分については、遊水地域に処分しないものとし、公共事業の発注に際し、残土処分の条件を付けるものとしている。</p> <p>なお、民間残土等の処分についても許可行為を伴う工事については、許可申請時に指導を行う。</p> <p>兵庫県において、平成24年4月1日に総合治水の推進に関する条例が施行された。</p> <p>(平成25年度取組)</p> <p>滋賀県において、平成26年3月に流域治水の推進に関する条例および施行規則が施行された。</p> <p>兵庫県において、平成25年度は地域総合治水推進計画策定に向けた準備会議を1回開催した。</p>	<p>今後も引き続き、琵琶湖水位上昇に伴う琵琶湖周辺における浸水被害を軽減するため、土地利用規制・誘導施策の具体化に向けた検討を行い、滋賀県・関係市等と協議を進め、進捗に努める。</p> <p>猪名川においては、猪名川流域総合治水対策協議会を通じて関係機関と調整を図り、進捗に努める。</p>

点 検 項 目	危機管理体制の構築
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】河川に集中させてきた洪水エネルギーの抑制/分散対策の実施状況	
「指標」河川整備計画と都市計画との調整の内容	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>大阪府(豊中市、池田市、箕面市)、兵庫県(尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町)等で構成される猪名川流域総合治水対策協議会において、都市計画法による計画時の市街化調整区域を極力保持していくものとしている。</p> <p>なお、やむを得ず新たに市街化区域の線引きの計画変更を行う場合は、軽微な変更を除き、有効な保水機能保全対策の確保について、本協議会において調整を図ることとしている。</p> <p>(平成25年度取組)</p> <p>平成25年度は、調整が必要な都市計画の変更手続きはなかった。</p>	

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 3. 治水・防災 4. 3. 2. 淀川水系における治水・防災対策 (2)堤防強化の実施
点 検 項 目	堤防強化の実施

1. 施策の概要

堤防は計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造としなければならない。しかし、これまでに整備されてきた堤防は、材料として品質管理が十分になされているとは限らない土砂を用いて、逐次築造されてきた歴史上の産物であること等から、計画高水位に達しない洪水であっても、浸透や侵食により決壊するおそれがある箇所が多く存在する。

このため、これまでに実施した堤防の詳細点検の結果や背後地の状況等をふまえ、堤防強化を本計画期間中に完成させ、計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。また、これらの対策により堤防の強度が全体として増すことから、決壊による氾濫が生じる場合でも避難時間の確保に寄与することが期待できる。

また、あわせて対策効果等のモニタリングを実施する。

詳細点検の結果、堤防強化を今後実施する必要がある区間は以下のとおりである。

<各河川における堤防強化の進め方>

堤防強化区間一覧

●堤防強化対策区間一覧 (単位:km)

区間概要	堤防強化の実施済区間	堤防強化を実施する区間	①優先整備区間	②人口稠密区間	③高水位継続区間	④その他の区間	それ以外の区間
			安全性が特に低かつ被災履歴のある区間	背後地に人口資産が稠密に集積している区間	琵琶湖後期放流時、長時間高水位が継続する区間	①～③以外で、戦後最大洪水で破堤の可能性がある区間、現堤が高い区間・人家密集区間等(緊急区間)	
整備目標	実施済	概ね30年	2～3ヶ年 (平成21年度目途)	5ヶ年を目途	10ヶ年を目途	10ヶ年を目途	計画的に順次実施
淀川本川	14.8	17.0		17.0			
宇治川	1.1	3.5	0.6		2.9		
桂川	1.4	5.1					5.1
木津川下流	6.2	42.0	2.5			9.5	30.0
木津川上流	1.3	1.4					1.4
猪名川	8.9	0.3					0.3
瀬田川	1.6	0.0					
野洲川	1.7	7.7					7.7
計	37.0	77.0	3.1	17.0	2.9	9.5	44.5

※H21.3時点

点検項目	堤防強化の実施
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「堤防強化の実施」に関する進捗状況の点検については、以下に示す、【観点】を取り上げ、【指標】を設定し実施した。</p> <p>【観点】堤防の強化対策の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none">[指標]HWL以下、浸透、侵食対策実施内容・延長[指標]堤防天端以下、侵食対策実施内容・延長[指標]堤防天端舗装実施内容・延長[指標]側帯整備実施内容・延長	

点 検 項 目	堤防強化の実施
3. 進捗状況	4. 点検結果

【観点】堤防の強化対策の実施状況

「指標」HWL以下、浸透、侵食対策実施内容・延長

(これまでの取組内容)

HWL以下の浸透、侵食対策としては詳細点検結果による必要延長114km(内優先整備区間3.1km、緊急整備区間9.5km)の内、

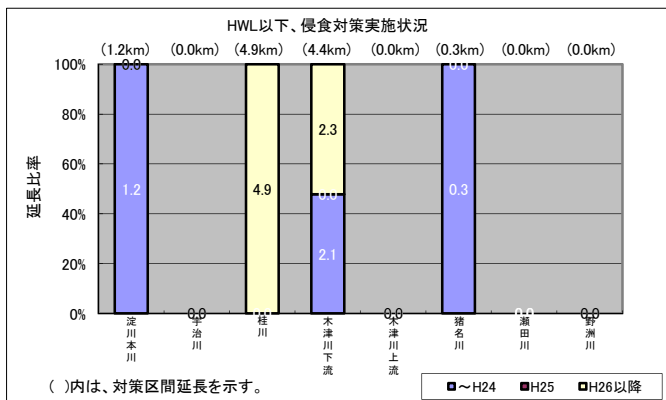
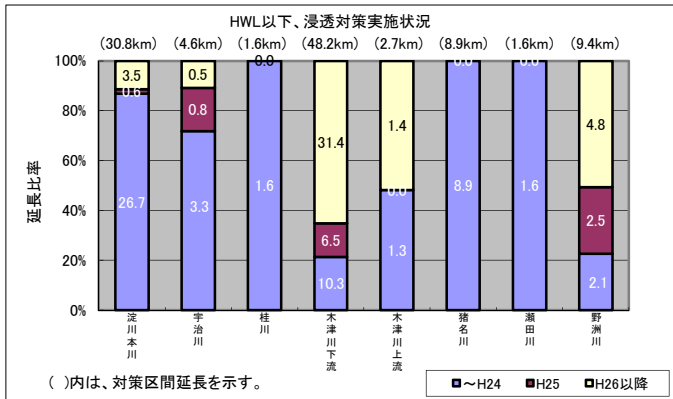
- ・平成19年度は、7.9kmを整備した。
- ・平成20年度は、9.8kmを整備した。
- ・平成21年度は、1.8kmを整備した。
- ・平成22年度は、6.1kmを整備した。
- ・平成23年度は、7.2kmを整備した。
- ・平成24年度は、5.0kmを整備した。

(平成25年度の取組)

平成25年度は10.4kmの整備を実施した。
平成25年度までに67.5kmについて整備を実施している。

HWL以下の浸透、侵食対策については、着実に実施している。

整備計画では緊急整備区間については10年以内で実施し、それ以外の区間は計画的に実施することとしているが、平成24年9月に公表した堤防の緊急点検結果を踏まえ、整備計画の緊急整備区間外も早期に完成できるよう進捗を図り、堤防強化を推進していく。



点 検 項 目	堤防強化の実施
----------------	----------------

5. 参考資料

【堤防強化工事の事例】

【淀川河川事務所】

木津川淀生津地区(木津川右岸2.6k付近)

施工前(下流側)



施工後(下流側)



施工前(上流側)



施工後(上流側)



点 検 項 目	堤防強化の実施
3. 進捗状況	4. 点検結果

【観点】堤防の強化対策の実施状況

「指標」堤防天端以下、侵食対策実施内容・延長

(これまでの取組内容)

堤防天端以下の侵食対策としては、堤防の総延長235kmの内、

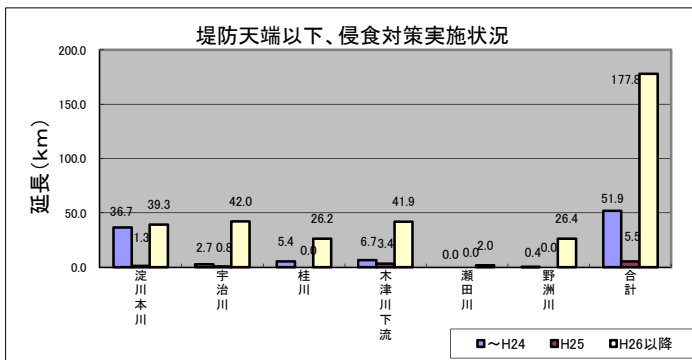
- ・平成19年度は、9.8kmを整備した。
- ・平成20年度は、3.2kmを整備した。
- ・平成21年度は、1.3kmを整備した。
- ・平成22年度は、5.9kmを整備した。
- ・平成23年度は、5.9kmを整備した。
- ・平成24年度は、4.3kmを整備した。

(平成25年度の取組)

平成25年度は5.5kmの整備を実施した。
平成25年度までに57.4kmについて整備を実施している。

堤防天端以下の侵食対策については、着実に実施している。

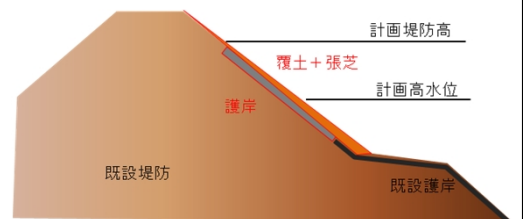
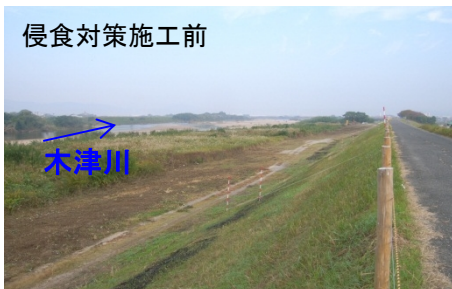
今後も引き続き、堤防強化の一貫として整備の促進に努める。



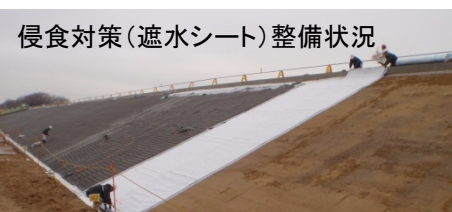
5. 参考資料

【淀川河川事務所】

木津川寺田地区(木津川右岸7.4km付近)



堤防天端まで侵食対策として計画堤防高まで護岸(ブロックマット)を整備



点 検 項 目	堤防強化の実施																																								
3. 進捗状況	4. 点検結果																																								
【観点】堤防の強化対策の実施状況																																									
「指標」堤防天端舗装実施内容・延長																																									
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>堤防天端舗装については、堤防の総延長295kmの内、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、3.1kmを整備した。 ・平成20年度は、4.9kmを整備した。 ・平成21年度は、33.15kmを整備した。 ・平成22年度は、7.37kmを整備した。 ・平成23年度は、0.2kmを整備した。 ・平成24年度は、1.3mを整備した。 <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は8.9kmの整備を実施した。 平成25年度までに260.5kmについて整備を実施している。</p> <div data-bbox="156 862 853 1232"> <p style="text-align: center;">堤防天端舗装実施状況</p> <table border="1"> <caption>堤防天端舗装実施状況 (単位: km)</caption> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>~H24</th> <th>H25</th> <th>H26以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淀川本川</td> <td>52.7</td> <td>3.2</td> <td>21.4</td> </tr> <tr> <td>宇治川</td> <td>38.2</td> <td>4.2</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>桂川</td> <td>30.0</td> <td>0.0</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>木津川下流</td> <td>50.4</td> <td>0.1</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>木津川上流</td> <td>19.9</td> <td>1.4</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>猪名川</td> <td>33.6</td> <td>0.0</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>瀬田川</td> <td>1.7</td> <td>0.0</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>野洲川</td> <td>25.1</td> <td>0.0</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>251.6</td> <td>8.9</td> <td>34.4</td> </tr> </tbody> </table> </div>	河川	~H24	H25	H26以降	淀川本川	52.7	3.2	21.4	宇治川	38.2	4.2	3.1	桂川	30.0	0.0	1.6	木津川下流	50.4	0.1	1.5	木津川上流	19.9	1.4	0.7	猪名川	33.6	0.0	4.1	瀬田川	1.7	0.0	0.3	野洲川	25.1	0.0	1.7	合計	251.6	8.9	34.4	<p>堤防天端舗装の実施について、各区间毎の安全性や緊急性をふまえ着実に進捗している。</p> <p>今後も、地元と調整を図りながら計画に沿った整備を進める。</p>
河川	~H24	H25	H26以降																																						
淀川本川	52.7	3.2	21.4																																						
宇治川	38.2	4.2	3.1																																						
桂川	30.0	0.0	1.6																																						
木津川下流	50.4	0.1	1.5																																						
木津川上流	19.9	1.4	0.7																																						
猪名川	33.6	0.0	4.1																																						
瀬田川	1.7	0.0	0.3																																						
野洲川	25.1	0.0	1.7																																						
合計	251.6	8.9	34.4																																						

点 検 項 目	堤防強化の実施
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】堤防の強化対策の実施状況	
「指標」側帯整備実施内容・延長	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>側帯については、堤防の安全性向上を図るとともに、非常用の土砂等を備蓄することを目的に整備を行っている。 第2種側帯の整備延長は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、0.04km整備した。 ・平成20年度は、3.84km整備した。 ・平成21年度は、0.15km整備した。 ・平成22年度は、整備を実施していない。 ・平成23年度は、整備を実施していない。 ・平成24年度は、整備を実施していない。 <p>平成24年度までの整備延長の累計は6.1kmである。</p> <p>淀川:1.2km 宇治川:0.4km 桂川:0.3km 木津川:1.8km 草津川:0.2km (H24.4に滋賀県へ移管済み) 木津川上流:1.5km 猪名川:0.7km 合計:6.1km</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は整備を実施していない。</p>	<p>側帯整備の実施について、平成25年度は整備実績が無かったが、今後も、地元と調整を図りながら整備を進める。</p>

<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 3. 治水・防災 4. 3. 2. 淀川水系における治水・防災対策 (3)川の中で洪水を安全に流下させるための対策</p>
<p>点 検 項 目</p>	<p>川の中で洪水を安全に流下させるための対策</p>
<p>1. 施策の概要</p>	
<p>1) 淀川本川 戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水に対応する河川整備を、桂川、宇治川・瀬田川、木津川で先行して完了させた場合、計画規模の降雨が発生すると、淀川本川で計画高水位を超過することが予測されるため、上下流バランスを考慮し、淀川本川における流下能力の向上対策及び上流からの流量低減対策を実施する必要がある。淀川本川の淀川大堰下流には洪水の流下を阻害している橋梁が複数存在している。それらのうち、事業中の阪神電鉄なんば線橋梁の改築事業を関係機関と調整しながらまちづくりと一体的に完成させる。また、橋梁周辺は家屋等が密集しており、橋梁の改築には関係機関等との調整に多大な時間を要することから、伝法大橋、淀川大橋、阪急電鉄神戸線橋梁の改築についても、関係機関と順次調整を図り検討する。</p> <p>2) 宇治川 山科川合流点より上流の宇治川においては、天ヶ瀬ダムを効果的に運用し宇治川及び淀川本川において洪水を安全に流下させるとともに、琵琶湖に貯留された洪水の速やかな放流を実現するため、1,500m³/s の流下能力を目標に、塔の島地区における河道整備及び天ヶ瀬ダム再開発事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行う。これにより、宇治川においては、戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることが可能となるとともに、淀川水系全体の治水安全度の向上に効果のある大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発と合わせ、その結果、降雨確率で概ね1/150の洪水に対応できることとなる。なお、塔の島地区については、優れた景観が形成されていることに鑑み、学識経験者の助言を得て景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した整備を実施する。</p> <p>3) 桂川 現況の桂川は、三川のうち最も治水安全度が低く、地元から河川改修を強く要望されている大下津地区において継続して引堤を実施するほか、大下津地区並びにその上流区間において、戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることを目指して河道掘削を実施する。具体的な掘削箇所及び方法については、洪水調節施設の整備状況とその効果を検証しつつ、淀川本川の治水安全度を低下させず、段階的かつ早急を実施する。嵐山地区についても、戦後最大洪水である昭和28年台風13号洪水への対応を目指した整備を実施する。整備にあたっては、嵐山地区の優れた景観及び伝統的な行事等に配慮するため、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備の計画について調査・検討する。亀岡地区については、戦後最大洪水である昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることを目標に、関係自治体と調整する。保津峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。</p> <p>4) 木津川 木津川では、狭窄部下流の河川整備が進捗しておらず、また、その整備には長期間を要する。このため、狭窄部上流上野地区の浸水対策として、下流の流量増加を生じる河川改修のみで対処することは困難であることから、現在実施中の上野遊水地と川上ダムを完成させるとともに、木津川、服部川及び柘植川の河道掘削等の河川改修を併せて実施する。これらの対策を併せて実施することによって、戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を狭窄部上流の上野地区において安全に流下させることができる。また、あわせて戦後最大の洪水を狭窄部下流の木津川において安全に流下させることができるとともに、河川整備基本方針で対象としている規模の洪水においても狭窄部下流への流量をほぼ自然状態における流量まで抑えることが可能となる。なお、上野遊水地については、関係自治体等と調整しながら管理方法を検討することとし、川上ダムについては、これまで治水、利水、発電を目的とした多目的ダムとして事業を行ってきたが、利水の一部縮小・撤退、発電の撤退をふまえ、治水及び利水目的の多目的ダムとして早期に実施することとする。また、木津川島ヶ原地区では、一部堤防が完成していない箇所において道路整備と一体的に築堤を実施し一連区間を完成させる。名張川において昭和28年台風13号洪水を安全に流下させるために引堤及び河道掘削を実施する。岩倉峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。</p>	

点 検 項 目	川の中で洪水を安全に流下させるための対策
1. 施策の概要	
5) 瀬田川	
<p>瀬田川では、琵琶湖の後期放流に対応するため、大戸川合流点より下流において1,500m³/sの流下能力を確保する。このため、大戸川合流点から鹿跳溪谷までの河床掘削を継続実施する。優れた景観を形成している鹿跳溪谷については、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備について検討して実施する。</p>	
<p>さらに、瀬田川洗堰については、琵琶湖の高水位時における放流操作の信頼性をより高めるために瀬田川洗堰の改築、バイパス水路の活用等について関係機関と検討し、必要な施設改良等を実施する。</p>	
6) 琵琶湖及び琵琶湖流入河川	
<p>琵琶湖周辺においては、甚大な被害を生じさせた実績洪水である明治29年9月洪水を念頭に置き、今後同程度の規模の洪水が発生した場合においても人命を失うような深刻な被害を生じさせないよう、下流への被害を増大させない範囲でハード・ソフト両面にわたる対策を関係機関等と連携して検討した上で、適切な役割分担のもと必要な対策を実施する。具体的には、水害に強い地域づくり協議会等を活用し、琵琶湖の管理者である滋賀県をはじめ、関係市町、住民と連携し、住民自らが被害を軽減する方策、土地利用の規制方策、避難経路の確保策等の検討を引き続き行う。</p>	
<p>一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるのではなく、流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、宇治川・瀬田川における対策及び大戸川ダムを整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。ただし、下流河道で堤防の決壊による甚大な被害のおそれがある場合など、真にやむを得ないときに限って瀬田川洗堰の全閉操作、川沿いの内水排除の規制などについて検討し、流域が一体となった的確な対策を講じる。</p>	
<p>このため、今後の宇治川及び瀬田川の河川整備並びに洪水調節施設の進捗状況をふまえ、全閉操作を行わないこととした場合の流出増分への対応方法について検討を行い、必要な対策を講じた上で、瀬田川洗堰操作規則の見直しを検討する。</p>	
<p>さらに、大津市の中心部を流下する8河川の流域における浸水被害の軽減を目的にトンネル放水路として瀬田川から盛越川まで整備されている大津放水路において、未着手である盛越川から諸子川までの延伸について実施時期を検討する。</p>	
7) 神崎川、猪名川	
<p>猪名川では、総合治水対策特定河川事業として川西・池田地区における築堤・護岸及び河道掘削を継続して実施するとともに、戦後最大洪水である昭和35年台風16号洪水を安全に流下させる河道掘削を国が管理する区間において実施する。実施にあたっては、府県管理区間である神崎川において、3,400m³/sの流下能力を確保できるよう河道掘削を実施する計画となっていることから、河道掘削の実施時期や方法について整合を図る。</p>	
<p>銀橋周辺の狭窄部上流については、既設の一庫ダム以外の洪水調節施設を整備する適地がないため、下流の治水安全度を現況よりも低下させない範囲で、狭窄部の開削を実施する。あわせて一庫ダムの操作方法を見直すことにより、狭窄部上流においても昭和35年台風16号洪水を安全に流下させることが可能となる。なお、狭窄部の開削については、狭窄部上流が浸水常襲地帯となっていることに鑑み、川西・池田地区の築堤・護岸及び河道掘削が完了次第、これに応じた部分開削を実施するとともに、その後の更なる開削については、神崎川及び猪名川直轄管理区間における河川整備の進捗状況に応じて、その段階的な実施(実施時期、方法)について関係機関と調整する。</p>	
<p>なお、猪名川における戦後最大洪水に対応した治水対策は、引き続き流域協議会など総合治水対策の枠組みの活用により実施することとし、流域からの流出抑制等を図ることとする。</p>	

点 検 項 目	川の中で洪水を安全に流下させるための対策
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「川の中で洪水を安全に流下させるための対策」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p>【観点】上下流バランスの状況 [指標]実績降雨、計画規模降雨における上下流水位の変化内容</p> <p>【観点】河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況 [指標]実績降雨、計画規模降雨における越水及びHWL超過内容・超過延長 [指標]新設ダムの効果内容・洪水位低下量</p>	

点 検 項 目	川の中で洪水を安全に流下させるための対策
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】上下流バランスの状況	
「指標」実績降雨、計画規模降雨における上下流水位の変化内容	
<p>(これまでの取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 桂川の大下津地区等において下流への影響を確認しながら桂川の河道掘削を実施し、順次、河積拡大に向けて掘削を継続実施。 宇治川の塔の島地区において平成21年度から河道掘削に着手し、順次、河積拡大に向けて掘削を継続実施。 瀬田川については、下流の改修状況を踏まえつつ、大戸川合流点から鹿跳溪谷までの河道掘削を継続実施。 木津川上野遊水地については、全ての遊水地において越流堤が完成。 猪名川については、河道掘削を継続実施。 <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は、上下流バランスを確認しながら、治水安全度の低い箇所において、以下の整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 桂川では平成25年9月に発生した台風18号により、浸水被害が発生したことから、緊急対策特定区間として設定し、現在実施中の河道掘削を大幅に前倒して実施することとし、河積拡大に向けて掘削等を実施。 宇治川においては、引き続き、河積拡大に向けて塔の島地区の河川改修を実施。 瀬田川については、引き続き、河道掘削を実施。 木津川上野遊水地については、本川堤締切に向けて新居橋の架替工事を実施。 柘植川については、無堤部の築堤を実施。 猪名川については、引き続き、河道掘削を実施。 	<p>上下流バランスを考慮し、安全度の低い中上流部の治水対策を段階的に進めている。</p> <p>今後も上下流バランスを確認しながら河積拡大等の整備を実施する。</p>

点 検 項 目	川の中で洪水を安全に流下させるための対策
---------	----------------------

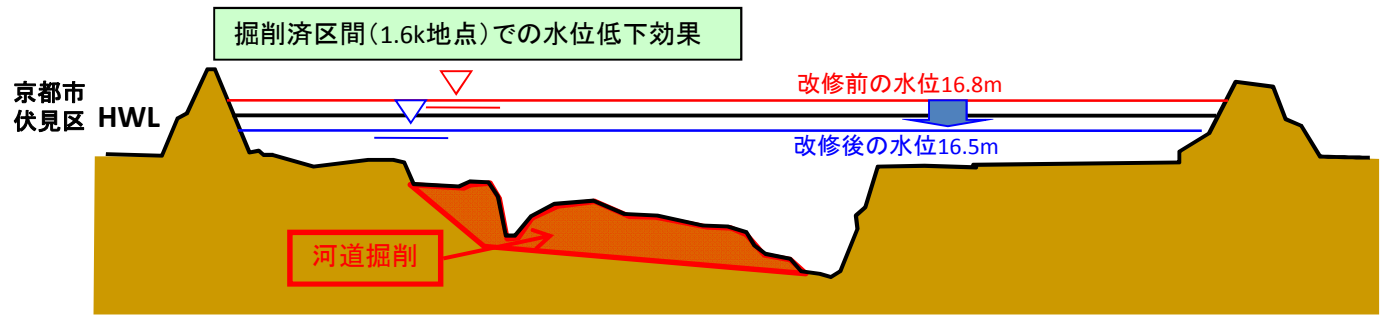
5. 参考資料

【河床掘削事例 桂川 淀川河川事務所】

桂川では平成16年台風23号洪水に対応するために、平成22年度より下植野地区において河道掘削を実施すると共に、大下津地区において昭和54年度より引堤事業を実施中。



● 今回の台風18号の洪水時の水位を、掘削がないとした場合の計算水位と比較すると約0.3mの水位低下の効果が見込まれ、掘削区間においてはピーク時の水位を計画高水位以下におさえることができた。また、上流の越水地点においては0.1m程度の水位低下効果があったと見込まれる。



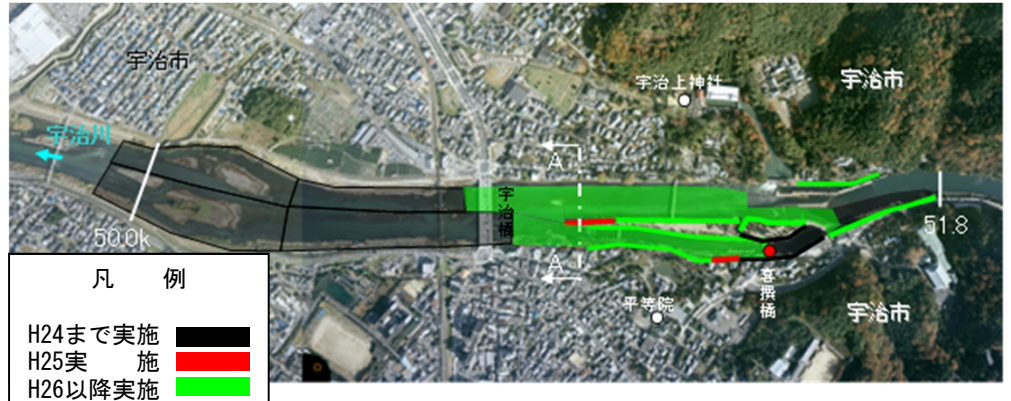
点 検 項 目 川の中で洪水を安全に流下させるための対策

5. 参考資料

【河床掘削事例 宇治川 淀川河川事務所】

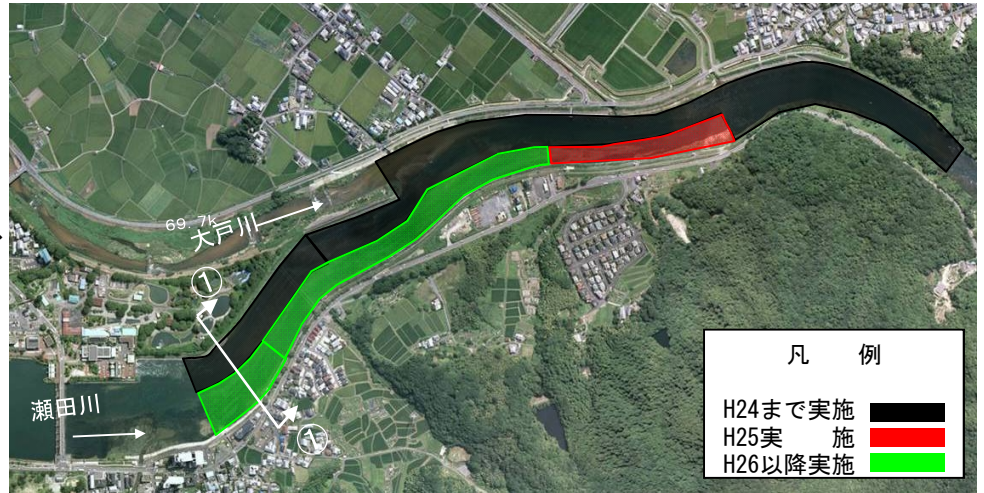
宇治川塔の島地区では、河道掘削により1,500m³/s河道を確保するため、平成21年度から宇治橋下流の掘削を実施し、平成24年度からは塔の島周辺の工事に着手しており、洪水を安全に流下させる河川整備を継続している。

平成25年度は護岸の整備とともに、塔の川左岸側の文化財調査を実施。



【河床掘削事例 瀬田川 琵琶湖河川事務所】

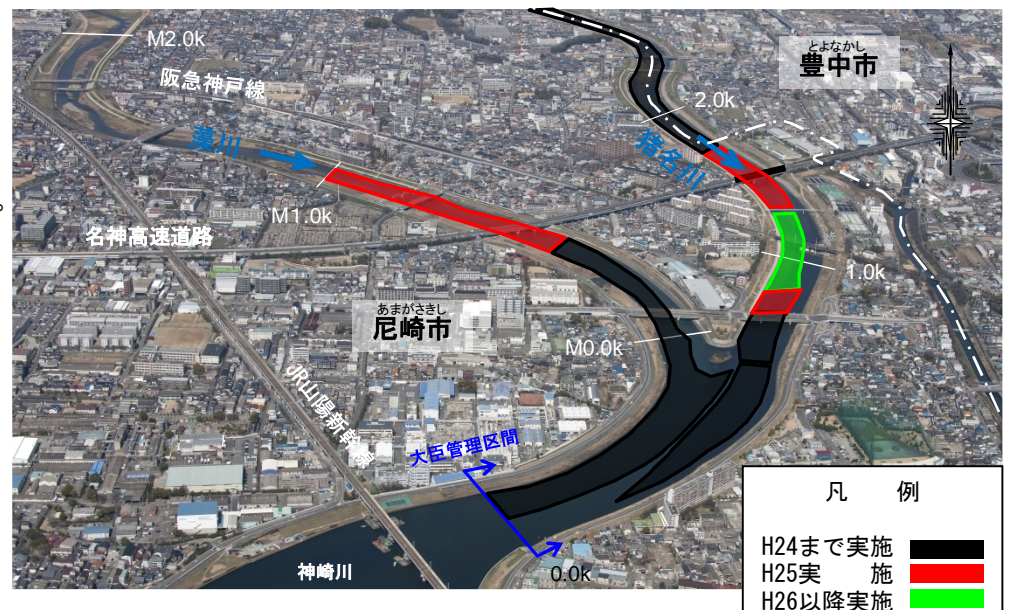
琵琶湖から流出する河川は瀬田川1本であり、上昇した琵琶湖水位を速やかに低下させるため、瀬田川下流部の河道掘削を行っており、平成25年度は右岸の掘削を実施。引続き、下流の改修状況を踏まえつつ河道掘削を実施し、浸水被害の軽減を図る。



【河床掘削事例 猪名川・藻川 猪名川河川事務所】

猪名川では、[淀川水系河川整備計画(H21.3.31策定)]に基づき、戦後最大洪水である昭和35年台風16号洪水を安全に流下させることを目標として、平成22年度から河川整備を継続して実施している。

平成25年度は引続き過年度までの改修状況を踏まえつつ河道の掘削を実施する。



点検項目 川の中で洪水を安全に流下させるための対策

5. 参考資料

【上下流バランスの考え方】

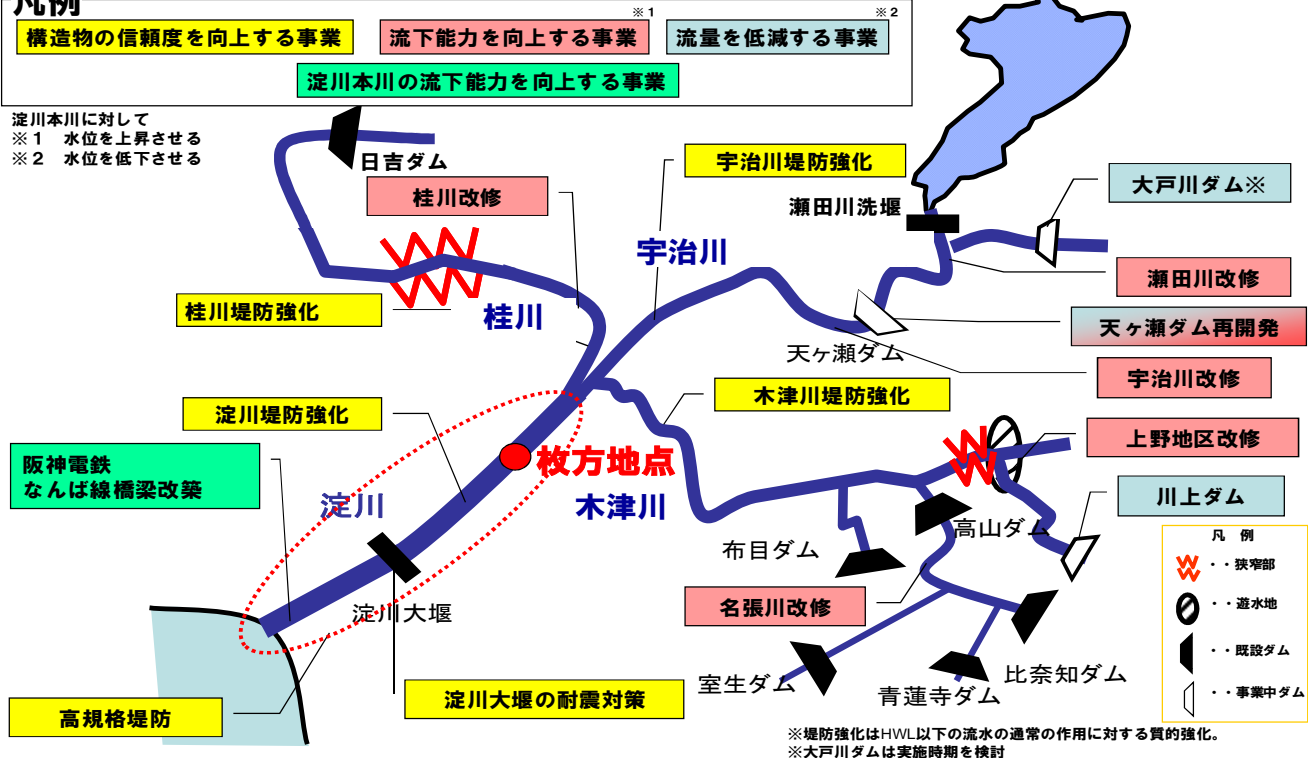
【淀川本川】

整備のいかなる段階においても、計画規模以下の洪水に対しては計画高水位以下の水位で安全に流下させる。

【桂川・宇治川・木津川】

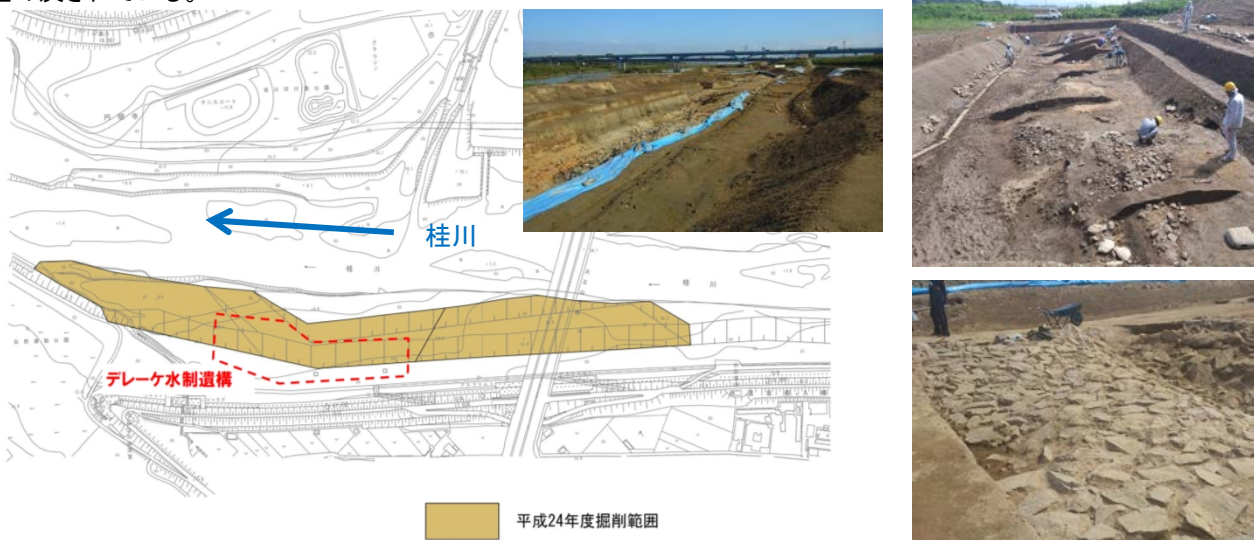
戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を計画高水位以下の水位で安全に流下させる。

凡例



【デレーケ水制の遺構の保存事例 淀川河川事務所】

桂川では、宇治川、木津川に比べ安全度が低いため、整備計画に基づき河道改修工事を鋭意進めているが、平成24年度に下流部の掘削時の事前調査において明治時代の淀川修築工事(明治8年~)の際に設置した水制工と思われる石積みが発出した。施工時期からもデレーケが設計した水制と想定され、埋蔵文化財調査では、「十分に記録を取り保存に努めてほしい。」とのことで、河道掘削範囲にも支障がなかったため、記録を取った後、埋め戻されている。



点 検 項 目	川の中で洪水を安全に流下させるための対策
3. 進捗状況	4. 点検結果

【観点】河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況

「指標」実績降雨、計画規模降雨における越水及びHWL超過内容・超過延長

(これまでの取組内容)

計画規模降雨におけるHWL超過延長を低減させるため、治水安全度の低い中上流部において、以下の整備を行った。

- ・桂川では下流への影響を確認しながら桂川の河道掘削を実施しており、順次、河積拡大に向けて掘削を継続することとしている。
- ・宇治川の塔の島地区において平成21年度から河道掘削に着手し、順次、河積拡大に向けて掘削を継続することとしている。
- ・瀬田川については、下流の改修状況を踏まえつつ、大戸川合流点から鹿跳溪谷までの河道掘削を継続することとしている。
- ・木津川上野遊水地については、全ての遊水地において越流堤が完成している。
- ・猪名川については、河道掘削を継続することとしている。

(平成25年度の取組)

- 平成25年度も上記に引き続き整備を行った。
- ・桂川では平成25年9月に発生した台風18号により、浸水被害が発生したことから、緊急対策特定区間として設定し、現在実施中の河道掘削を大幅に前倒して実施することとし、河積拡大に向けて掘削等を実施。
 - ・宇治川においては、引き続き、河積拡大に向けて塔の島地区の河川改修を実施。
 - ・瀬田川については、引き続き、河道掘削を実施。
 - ・木津川上野遊水地については、本川堤締切に向けて新居橋の架替工事を実施。
 - ・柘植川については、無堤部の築堤を実施。
 - ・猪名川については、引き続き、河道掘削を実施。

洪水位の低減のための整備を着実に進めている。

今後も上下流の水位変化を確認しながら河積拡大等の整備を実施する

5. 参考資料

【平成25年9月台風18号出水】

台風18号の豪雨により、淀川水系において、桂川、宇治川が計画高水位、木津川がはん濫危険水位、名張川が避難判断水位を超過した。

- : 計画高水位を越えた河川
- : はん濫危険水位を越えた河川
- : 避難判断水位を越えた河川
- : はん濫注意水位を越えた河川



点 検 項 目 川の中で洪水を安全に流下させるための対策

5. 参考資料

【桂川の緊急治水対策(平成25年9月台風18号出水)】

桂川では平成25年9月に発生した台風18号により、浸水被害が発生したことから、緊急対策区間として設定し、概ね5年で桂川緊急治水対策を実施することとしている。



桂川の緊急治水対策として河道掘削を早期にすすめていきます!!

【実施方針】
 桂川においては、嵐山地区や久我地区を含む淀川合流点から直轄管理区間上流端までの区間を緊急対策特定区間に設定し、概ね5年間で緊急治水対策として河川整備計画の治水対策を大幅に前倒して実施します。
 久我地区は平成25年台風18号洪水の水位を堤防高以下とするための河道掘削等を実施し、嵐山地区で、まず緊急的に堆積土砂の撤去を実施。その上で、景観等への影響の小さい対策を「桂川嵐山地区河川整備検討委員会」等で地域のご意見を伺いながら順次実施します。

【今後の進め方】
 桂川では、淀川水系河川整備計画において戦後最大洪水(昭和28年台風13号)に対応する整備を目標にしています。今回の緊急治水対策により桂川の掘削工事等をスピードアップし、治水安全度を早期に向上させていきます。

【実施内容】

河道掘削のイメージ

掘削

イメージ

堰の撤去

撤去

4号井堰

【久我地区における整備の効果】
 桂川の下流部では平成22年度より河道掘削工事を実施しています。緊急治水対策による河道掘削や井堰の撤去を行うことで平成25年台風18号の水位を全川の水位を低下させるとともに、今回堤防から水が溢れた久我地区においては、洪水時の水位を堤防高以下にします。

7.6m付近地点での水位低下効果

久我橋下流において水位を低下させます。

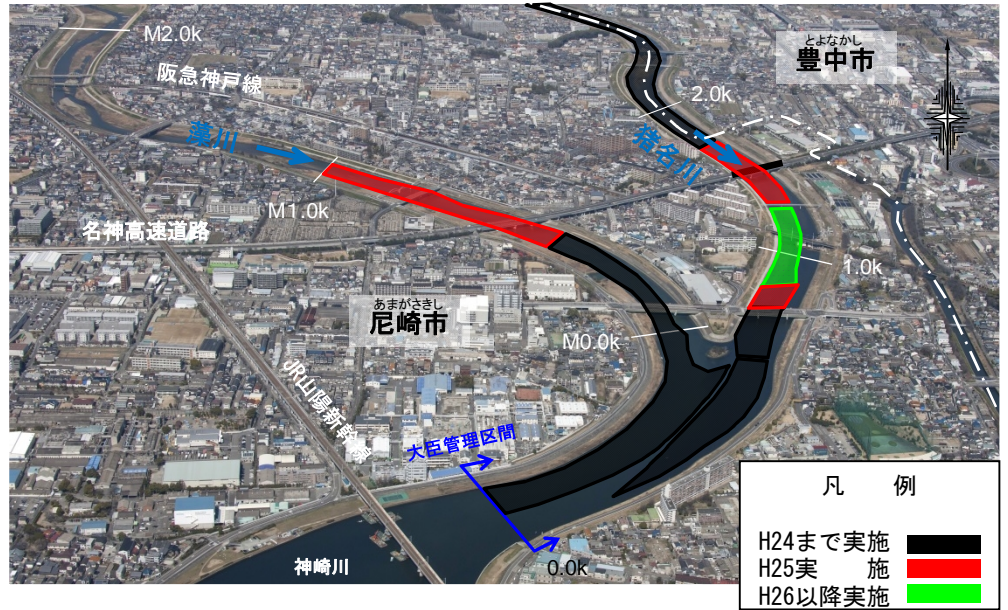
※ この他に災害復旧事業、維持掘削事業を行います。

点 検 項 目 川の中で洪水を安全に流下させるための対策

5. 参考資料

【河床掘削事例 猪名川・藻川 猪名川河川事務所】

猪名川では、[淀川水系河川整備計画(H21.3.31策定)]に基づき、戦後最大洪水である昭和35年台風16号洪水を安全に流下させることを目標として、平成22年度から河川整備を継続して実施している。平成25年度は引続き過年度までの改修状況を踏まえつつ河道の掘削を実施する。



点 検 項 目	川の中で洪水を安全に流下させるための対策
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況	
「指標」新設ダムの効果内容・洪水位低下量	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>大戸川ダムは、ダム検証の対象事業のため、これまで進捗してきた県道大津信楽線の付替工事について、交通機能を確保できる必要最小限のルート及び道路幅員に見直し、コスト縮減した上で実施。</p> <p>川上ダムは、ダム検証の対象事業(「転流工工事」の段階)のため、付替県道工事等を実施。</p> <p>丹生ダムは、ダム検証の対象事業(「生活再建工事」の段階)のため、既存資料等の整理を行うとともに、施設等の維持管理を実施。</p> <p>天ヶ瀬ダム再開発は、工事用道路の整備を実施。</p> <p>(平成25年度取組)</p> <p>平成25年度の状況を以下に示す。</p> <p>大戸川ダムは、平成24年度に引き続き、付替県道工事等を実施した。</p> <p>川上ダムは、ダム検証の対象事業(「転流工工事」の段階)のため、平成25年度は、平成24年度に引き続き、付替県道工事等を実施した。</p> <p>天ヶ瀬ダム再開発は、平成25年度は、トンネル式放流設備の建設工事と橋梁架替工事を実施した。また、平成24年度に引き続き、工事用道路の整備を継続実施した。</p>	<p>大戸川ダム、川上ダム、丹生ダムについては、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」より平成22年9月27日に示された「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ」に沿って、鋭意ダム事業の検証を実施している。</p> <p>3ダムとも「関係地方公共団体からなる検討の場」を平成23年1月17日に設置し、平成25年度は下記の幹事会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丹生ダム <ul style="list-style-type: none"> 平成25年9月 3日(第4回) 平成26年1月16日(第5回)

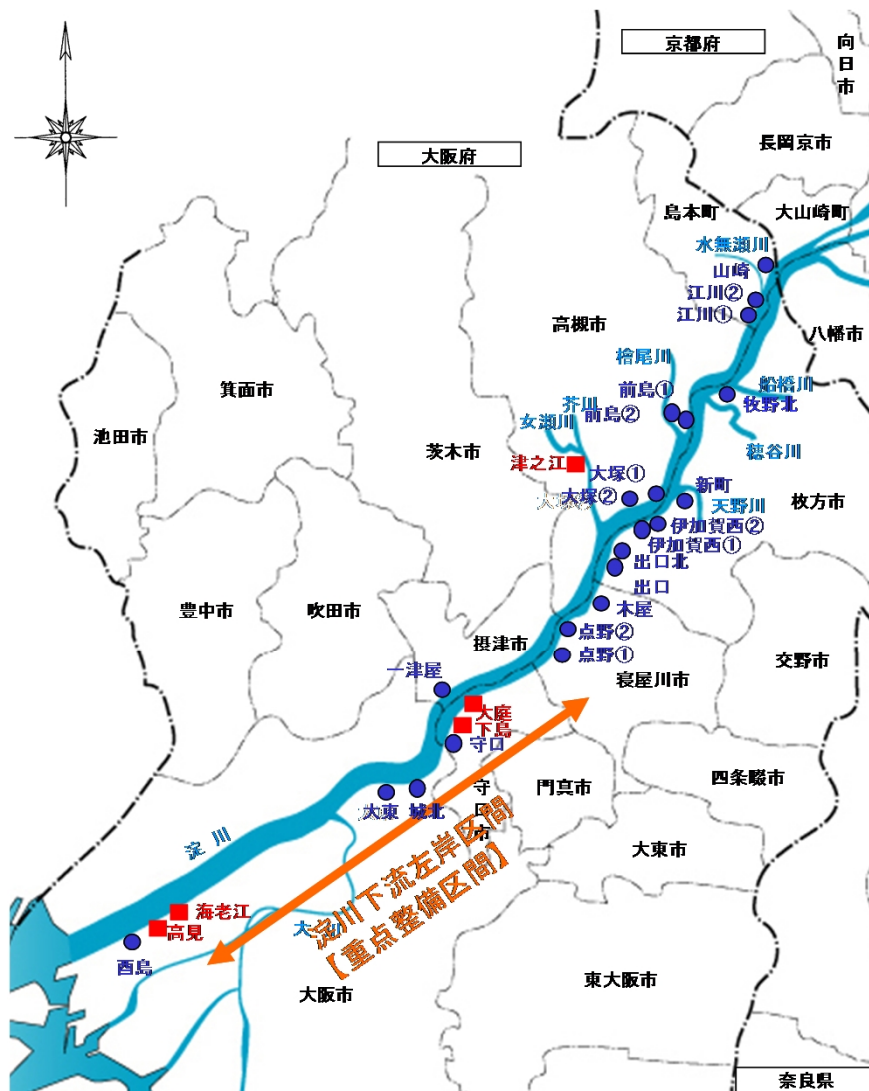
河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 3. 治水・防災 4. 3. 2. 淀川水系における治水・防災対策 (4)高規格堤防(スーパー堤防)の整備
-----------------	---

点 検 項 目	高規格堤防(スーパー堤防)の整備
---------	------------------

1. 施策の概要

背後に人口、資産等が高密度に集積した淀川の下流部において、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。あわせて、耐震性の向上を図るとともに、眺望の優れた快適なまちづくりを推進する。

整備にあたっては、淀川と大和川に挟まれた大阪の中核部を防御する堤防の区間を重点整備区間とし、積極的に調整を進め事業を実施する。また、重点整備区間以外の区間においても、まちづくりとの一体的整備など合意の得られた地区から事業を実施する。



凡例

- 暫定完成
- 継続地区、まちづくり調整中又は調整済地区

点 検 項 目	高規格堤防(スーパー堤防)の整備
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p data-bbox="92 315 1501 387">「高規格堤防(スーパー堤防)の整備」に関する進捗状況の点検については、以下に示す、【観点】を取り上げ、【指標】を設定し実施した。</p> <p data-bbox="92 450 663 488">【観点】ハードによる超過洪水対策の実施状況</p> <p data-bbox="129 492 587 528">【指標】高規格堤防の整備内容・延長</p>	

点 検 項 目	高規格堤防(スーパー堤防)の整備																
3. 進捗状況	4. 点検結果																
【観点】ハードによる超過洪水対策の実施状況																	
「指標」高規格堤防の整備内容・延長																	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>高規格堤防の整備状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、0.12km整備し、累計4.85km整備している。 ・平成20年度は、整備区間はなく、累計4.85km整備している。 ・平成21年度は、整備区間はなく、累計4.85km整備している。 ・平成22年度は、0.08km整備し、累計4.93km整備している。 ・平成23年度は、0.35km整備し、累計5.28km整備している。 ・平成24年度は、0.09km整備し、累計5.37km整備している。 <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度までに整備した高規格堤防(25地区)の整備延長の累計を以下に示す。</p> <div data-bbox="204 880 790 1301" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>高規格堤防整備延長(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>整備延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~H19</td> <td>4.85</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>4.85</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>4.85</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>4.93</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>5.28</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>5.37</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>5.69</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>平成25年度は、整備中の2地区において、早期の完成を目指し、以下の取り組みを行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 大庭地区: 共同事業者(大阪府庭窪浄水場)及び国による高規格堤防盛土の整備が完了。 2) 大宮地区: 地盤改良及び高規格盛土を実施。 <p>平成25年度まで完成区間及び暫定完成区間の整備延長は5.69km(整備の区間:1.31km)となっており、整備率は6.4%(整備の区間:5.9%)である。*</p> <p>※平成23年2月から12月にかけて「高規格堤防見直しに関する検討会」により整備区間の見直しが議論され、同年12月に「新たな整備区間」が決定された。</p> <p>見直し後の整備区間(整備の区間)は大阪市の一部及び守口市の一部であり、そのうち1.31kmが整備済みである。見直し前の整備区間(従来の区間:淀川河口から三川合流部までの89.2km)の整備済み延長を合わせると、合計5.69kmが整備済みである。</p> <p>点検項目「日常からの人と川のつながりの構築」の[指標]高規格堤防の整備内容・延長と重複掲載</p>	年度	整備延長(km)	~H19	4.85	H20	4.85	H21	4.85	H22	4.93	H23	5.28	H24	5.37	H25	5.69	<p>高規格堤防の整備により、超過洪水対策が着実に進められている。</p> <p>整備の区間のうち、地元から強い要望があり、また、まちづくりとの連携がスムーズにでき、大洪水時にも浸水しない広域避難場所等として活用できるなど、地域の防災力向上に資するところ等を優先的に整備していく。</p>
年度	整備延長(km)																
~H19	4.85																
H20	4.85																
H21	4.85																
H22	4.93																
H23	5.28																
H24	5.37																
H25	5.69																

点 検 項 目 高規格堤防(スーパー堤防)の整備

5.参考資料

高規格堤防整備の抜本的見直し(平成23年12月)

高規格堤防については、平成22年10月の行政刷新会議の事業仕分けを受け、有識者からなる「高規格堤防の見直しに関する検討会」を開催し、いったん白紙にしてゼロベースで検討を行った。

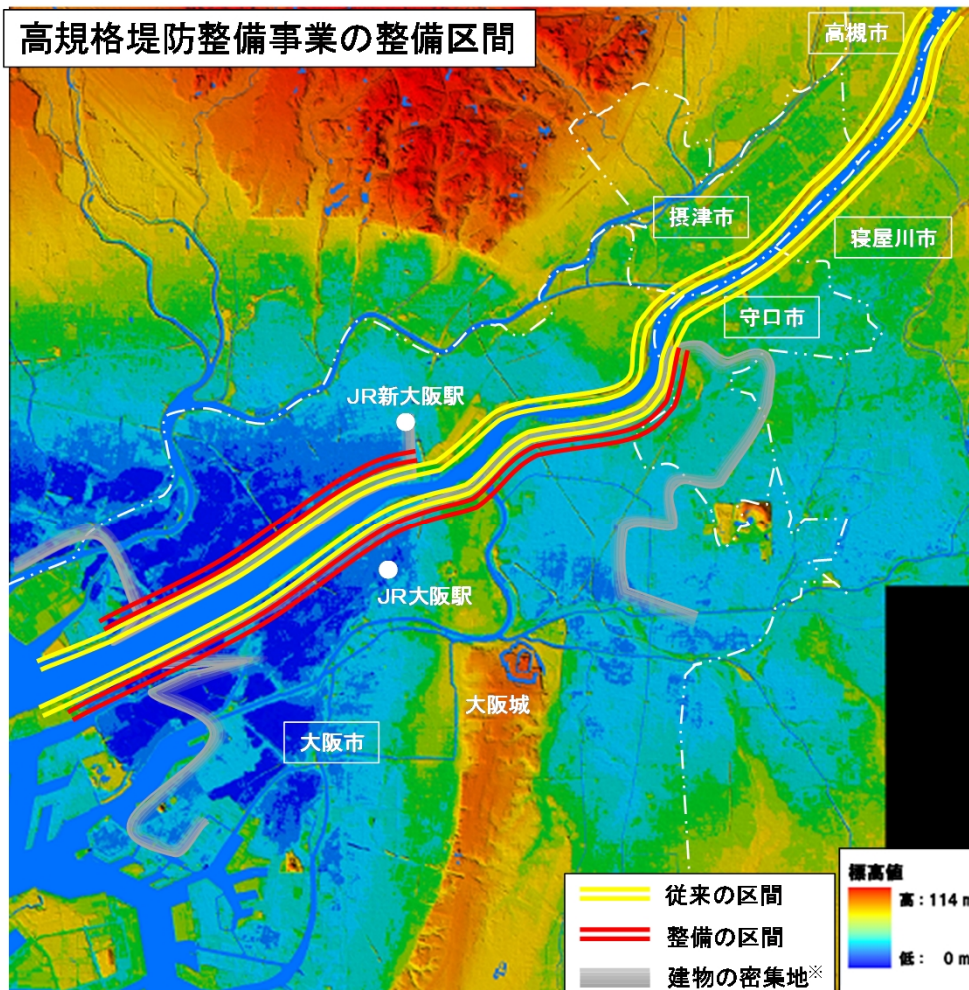
その結果、平成23年12月に「人命を守る」ということを最重視し、従来の約873kmの区間から「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」であるゼロメートル地帯等の約120kmの区間とすることとした。

具体の区間設定の考え方は、

- ・堤防が決壊すれば十分な避難時間もなく海面下の土地が浸水する区間
- ・堤防が決壊すれば建物密集地の建築物が2階まで浸水する区間
- ・堤防が決壊すれば破壊力のある氾濫水により沿川の建物密集地に被害が生じる区間

上記の考えに従い、淀川においては、下記のとおり、高規格堤防の整備区間を設定した。

河川名		下流	上流
淀川	右岸	大阪市西淀川区百島地先 (大阪市西淀川区)	JR東海道本線橋梁付近 (大阪市淀川区・東淀川区)
	左岸	大阪市此花区酉島地先 (大阪市此花区)	下島公園付近 (守口市)



※国土院の地形図における河川沿川の建物の密集地

高規格堤防の見直しに関する検討会

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/koukikakuteibou/index.html

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 3. 治水・防災 4. 3. 2. 淀川水系における治水・防災対策 (5)土砂対策
点 検 項 目	土砂対策

1. 施策の概要

洪水の流下を阻害する河床上昇防止やダム貯水池に流入する土砂の抑制、かつ集中豪雨に起因して発生する土石流等の直接的な土砂災害から地域を保全するため、砂防堰堤および山腹工の整備を継続して実施する。また、森林の保全・整備について地域の森林組合等の関係機関との連携を図る。また、流域の土砂収支のバランスを図るため、土砂移動のモニタリングを実施し、その結果をふまえた対策を行う。

- 1) 瀬田川 砂防堰堤および山腹工の整備
- 2) 木津川 砂防堰堤および山腹工の整備

点 検 項 目	土砂対策
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p data-bbox="119 293 1460 331">「土砂対策」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げて【指標】を設定し実施した。</p> <p data-bbox="92 365 534 400">【観点】<u>土砂移動の制御の実施状況</u></p> <p data-bbox="130 400 933 436">[指標]土砂移動抑制策(砂防堰堤, 山腹工)の実施内容・箇所数</p> <p data-bbox="130 436 1114 472">[指標]土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置内容・設置数(砂防施設)</p> <p data-bbox="92 506 742 542">【観点】<u>流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況</u></p> <p data-bbox="130 542 1236 577">[指標]河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)</p>	

点 検 項 目	土砂対策
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】土砂移動の制御の実施状況	
「指標」土砂移動抑制策(砂防堰堤, 山腹工)の実施内容・箇所数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模禿しゃ地対策:瀬田川における山腹工の実施 瀬田川では、平成19年度に山腹工 約1,963haを完成し、平成24年度に、砂防堰堤1基を完成。 木津川では、平成18年度に山腹工 約2,549haを完成し、平成24年度に、砂防堰堤2基を完成。 <p>(平成25年度の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水系的指標:下流及びダムへの堆砂抑制 平成25年度は、瀬田川では、砂防堰堤2基を完成させた。 <p>木津川では、砂防堰堤1基を完成させた。</p> <p>◆土石流への対応指標:土石流危険溪流への着手率 瀬田川:着手率 13.8% (土石流危険溪流Ⅰ) 木津川:着手率 11.5% (土石流危険溪流Ⅰ)</p> <p>木津川上流における直轄砂防事業については、平成25年度事業再評価において検証を実施したところ、山腹工や堰堤工の整備が進み土砂整備率が86%と相当程度進捗していること、昭和57年以降は規模の大きな土砂災害が発生していないこと、下流河川の河床の上昇はなく長期にわたり安定していること、下流のダムの堆砂状況は建設当初と比べ減少していること等から、水系砂防としての整備効果が相当程度発現されているという検証結果となった。</p>	<p>山腹工の整備を完成させるなど土砂移動抑制策を着実に進めている。</p> <p>瀬田川における下流及びダムへの堆砂抑制を目的とした直轄砂防事業については、平成22年度に検証を実施したところ、昭和57年以降土砂災害が発生していないこと、下流の河床が長期にわたり安定していること等、上下流がバランスよく安全性が向上しているという結果が得られたことから、伝導谷堰堤及び南郷堰堤の完成をもって、一定計画が終了したものと判断し、平成25年度末で完了した。</p> <p>なお、地先の人命及び財産などを保全するために実施する土石流危険溪流対策については、滋賀県が引き続き必要に応じて実施する。</p> <p>木津川における下流及びダムへの堆砂抑制を目的とした直轄砂防事業については、事業再評価の検証結果を踏まえ、現在着手している太良路川堰堤の完成をもって、一定計画が終了したものと判断し、平成27年度末で完了する予定である。</p> <p>なお、地先の人命及び財産などを保全するために実施する土石流危険溪流については、三重県、奈良県が引き続き必要に応じて実施する。</p>

点 検 項 目	土砂対策
---------	------

5.参考資料

【琵琶湖河川事務所】

(伝導谷堰堤)

滋賀県大津市南郷三丁目において平成25年度に完成。

堰堤は、INSEM-ダブルウォール工法で、高さ10m、長さ約94m、整備土砂量は、約21,000m³である。

(南郷堰堤)

滋賀県大津市石山南郷町地先において、平成25年度末に完成。

堰堤INSEM-SBウォール工法で、高さ12m、長さ約85m、整備土砂量は、約13,000m³である。

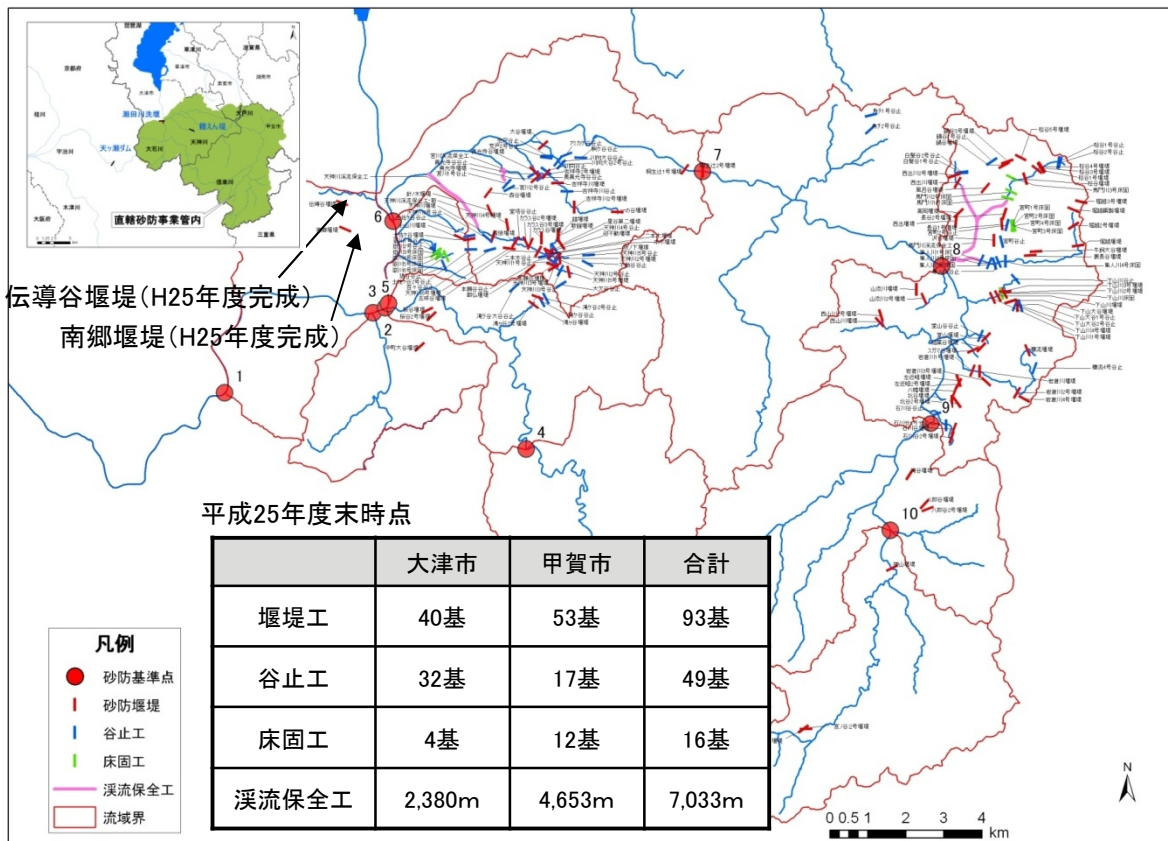
平成25年度末の伝導谷堰堤及び南郷堰堤の完成をもって、明治11年から実施してきた直轄砂防事業を完了した。これまで整備してきた砂防設備については、滋賀県に引き継ぎを行った。



伝導谷堰堤(H25年度完成)



南郷堰堤(H25年度完成)

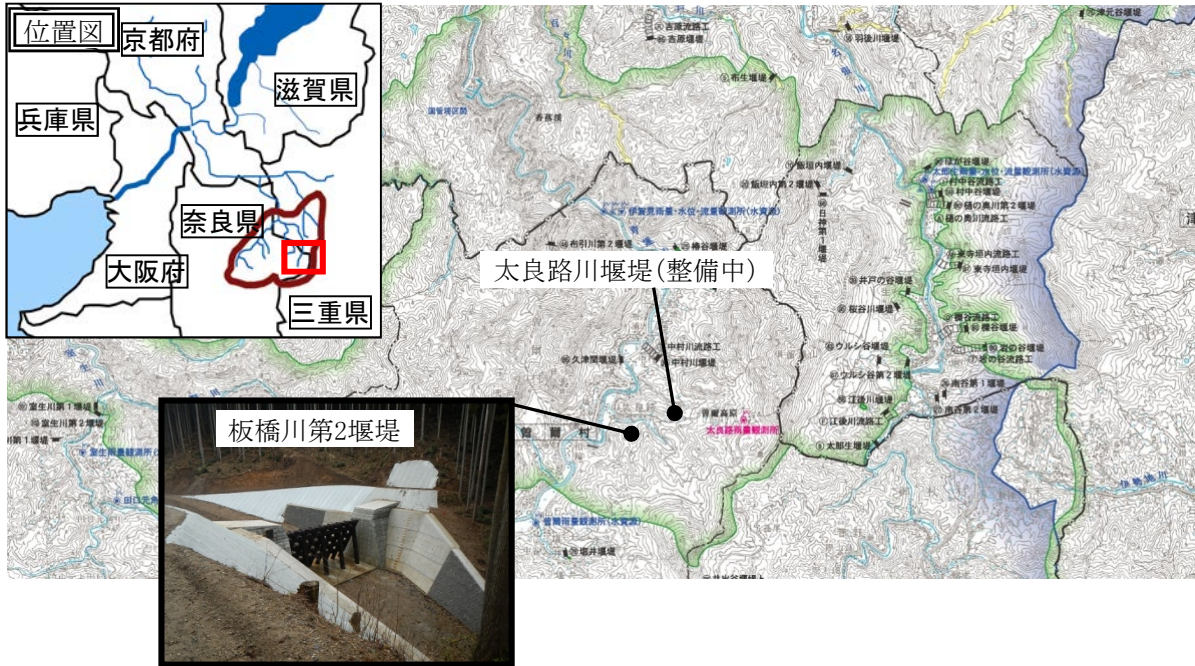


点 検 項 目	土砂対策
---------	------

5.参考資料

【木津川上流河川事務所】

木津川流域と下流淀川を災害から守るために、木津川、名張川、青蓮寺川、宇陀川の流域各所で砂防堰堤の整備を推進。平成26年3月現在で109基の整備を完了しており、下流及びダムへの堆砂抑制を目的とした砂防堰堤1基を整備している。

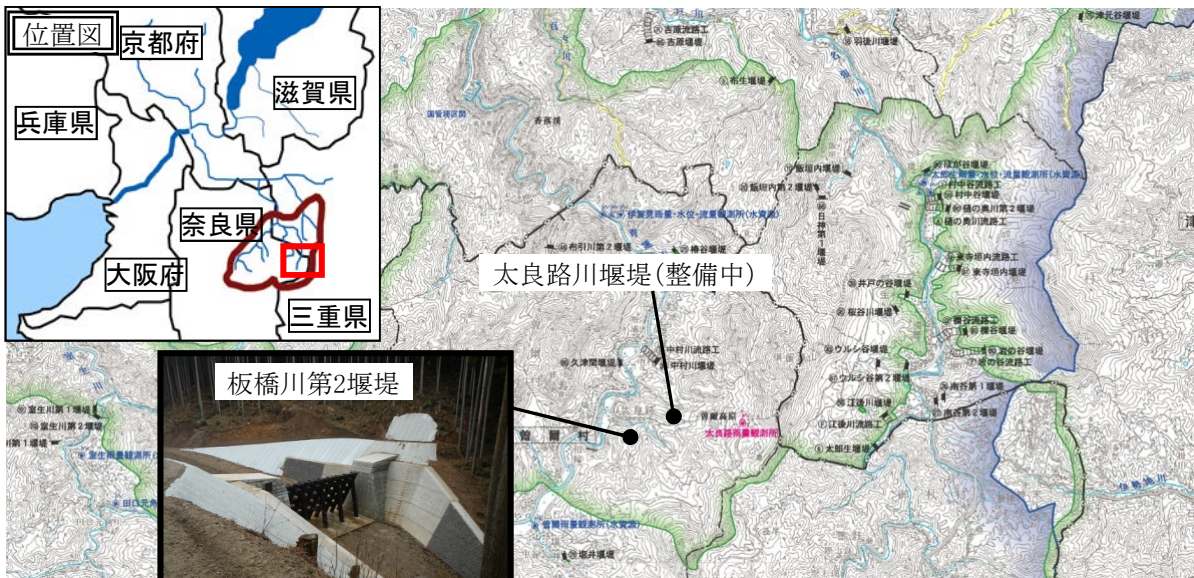


点 検 項 目	土砂対策
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】土砂移動の制御の実施状況	
「指標」土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置内容・設置数(砂防施設)	
<p>(これまでの取組内容) 瀬田川及び木津川上流域において砂防堰堤の設置を行ってきた。</p> <p>(平成25年度取組) 平成25年度の設置箇所は以下のとおりである。 瀬田川:0箇所 木津川:1箇所</p> <p>木津川上流における直轄砂防事業については、平成25年度事業再評価において検証を実施したところ、山腹工や堰堤工の整備が進み土砂整備率が86%と相当程度進捗していること、昭和57年以降は規模の大きな土砂災害が発生していないこと、下流河川の河床の上昇はなく長期にわたり安定していること、下流のダムの堆砂状況は建設当初と比べ減少していること等から、水系砂防としての整備効果が相当程度発現されているという検証結果となった。</p> <p>点検項目「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」の[指標]土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置内容・設置数(砂防施設)と複掲載</p>	<p>排砂及び砂防堰堤のスリット化については流域全体の土砂移動の連続性を考慮し、実施について検討していく。</p> <p>瀬田川における下流及びダムへの堆砂抑制を目的とした直轄砂防事業については、平成22年度に検証を実施したところ、昭和57年以降土砂災害が発生していないこと、下流の河床が長期にわたり安定していること等、上下流がバランスよく安全性が向上しているという結果が得られたことから、伝導谷堰堤及び南郷堰堤の完成をもって、一定計画が終了したものと判断し、平成25年度末で完了した。</p> <p>なお、地先の人命及び財産などを保全するために実施する土石流危険渓流対策については、滋賀県が引き続き必要に応じて実施する。</p> <p>木津川における下流及びダムへの堆砂抑制を目的とした直轄砂防事業については、事業再評価の検証結果を踏まえ、現在着手している太良路川堰堤の完成をもって、一定計画が終了したものと判断し、平成27年度末で完了する予定である。</p> <p>なお、地先の人命及び財産などを保全するために実施する土石流危険渓流については、三重県、奈良県が引き続き必要に応じて実施する。</p>
5. 参考資料	

【砂防堰堤整備状況と計画】

【木津川上流河川事務所】

木津川流域と下流淀川を災害から守るために、木津川、名張川、青蓮寺川、宇陀川の流域各所で砂防堰堤の整備を推進。平成26年3月現在で109基の整備を完了しており、そのうち、土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤として3基を設置、1基を整備している。



点 検 項 目	土砂対策
3. 進捗状況	4. 点検結果

【観点】流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況

「指標」河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)

(これまでの取組内容)

淀川水系全体の総合土砂管理方策について淀川水系全体の土砂収支を把握するための長期シミュレーション、土砂動態マップの検討など土砂管理方策について淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、既設ダムを管理する水資源機構と連携し検討を進めている。

(平成25年度取組)

平成25年度は、土砂動態の実態把握のためのモニタリングを継続した。

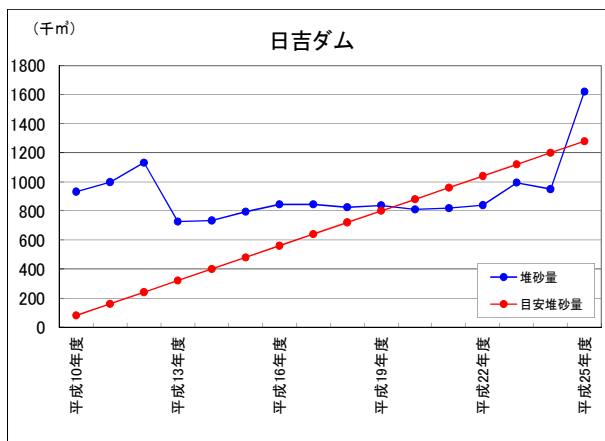
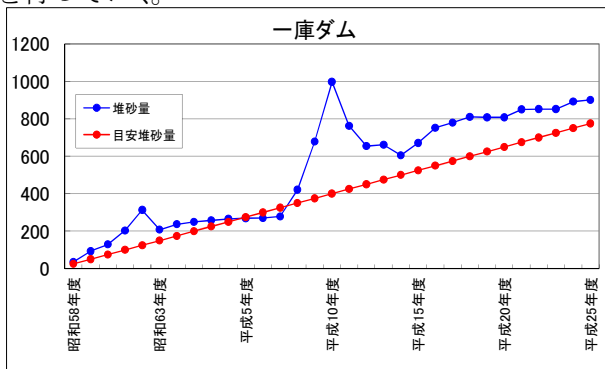
一庫ダムの堆砂については、計画堆砂量250万m³のうち、平成25年度末で堆砂率が約36%となっている。

日吉ダムの堆砂については、計画堆砂量800万m³のうち、平成25年度末で堆砂率が約20%となっている。

堆砂については、今後も監視を行い、ダム機能の維持の排砂の検討を行っていく。

淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、水系内の実態把握に努めている。

今後も、引き続きモニタリングを行い、淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、総合土砂管理方策の検討を進める



点検項目「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」の[指標] 河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)と重複掲載

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 3. 治水・防災 4. 3. 2. 淀川水系における治水・防災対策 (6)既設ダム等の運用検討
点 検 項 目	既設ダム等の運用の検討
1. 施策の概要	
<p>既設ダムの容量を最大限に活用するため、既設ダム等の再編、運用の変更、放流設備の増強等による治水・利水機能向上について検討する。</p> <p>瀬田川洗堰、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p>	

点 検 項 目	既設ダム等の運用の検討
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「既設ダム等の運用の検討」に関する進捗状況の点検については、以下に示す、【観点】を取り上げ、[指標]を設定し実施した。</p> <p>【観点】河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況 [指標]既設ダムの効果内容・洪水位低下量</p>	

点 検 項 目		既設ダム等の運用の検討		
3. 進捗状況		4. 点検結果		
【観点】河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況				
「指標」既設ダムの効果内容・洪水位低下量				
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>平成18年度～平成24年度において、天ヶ瀬ダム・高山ダム・青蓮寺ダム・室生ダム・布目ダム・比奈知ダム・一庫ダム・日吉ダムの8ダムで計33回の洪水調節を行った。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は、淀川水系のダム群において、合計9回の洪水調節を行った。</p>		<p>平成25年は洪水調節だけでなく、さらに放流量を絞り込む操作により、下流河川および支川の水位低減に大きく寄与した。</p> <p>今後、引き続き既設ダムの容量を最大限に活用するよう、弾力的な運用に努める。</p>		
5. 参考資料				
【ダムの操作状況】				
年 月 日	洪水原因	ダム名	最大流入量 (m ³ /s)	最大流入時 放流量(m ³ /s)
平成25年 9月16日	台風18号	天ヶ瀬ダム	1,360	860
平成25年 9月16日	台風18号	日吉ダム	1,690	150
平成25年 9月16日	台風18号	高山ダム	1,600	470
平成25年 9月16日	台風18号	布目ダム	200	50
平成25年 9月16日	台風18号	比奈知ダム	370	200
平成25年 9月16日	台風18号	青蓮寺ダム	500	300
平成25年 9月16日	台風18号	室生ダム	330	80
平成25年 9月16日	台風18号	一庫ダム	470	150
平成25年10月25日	台風27号	日吉ダム	260	150

点 検 項 目

既設ダム等の運用の検討

5.参考資料

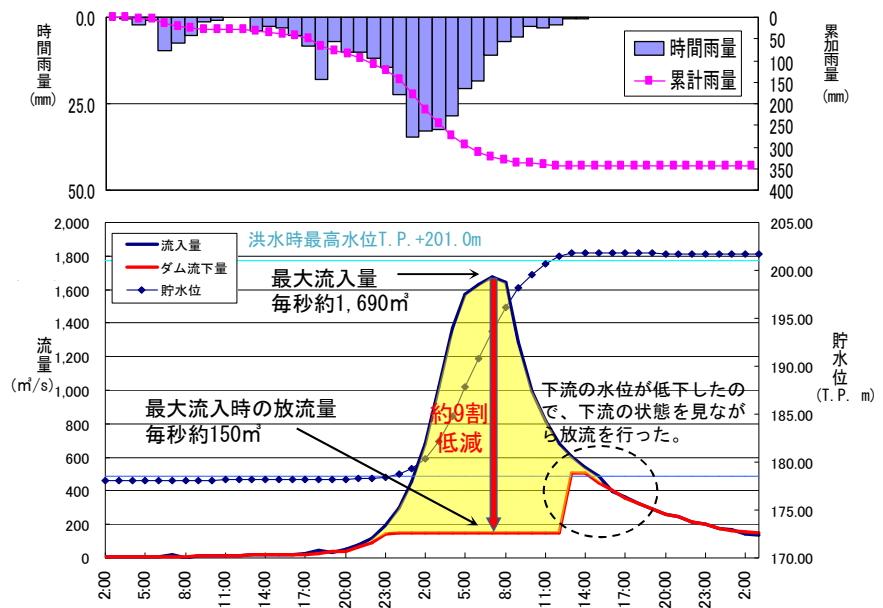
【日吉ダムの効果事例】

台風18号により日吉ダムの流域では、1時間雨量で最大流域平均雨量34mm、降り始めからの総雨量は345mmを観測した。この降雨により日吉ダムへの最大流入量は毎秒約1,690立方メートルに達し、日吉ダム管理開始(平成10年)以降最大の流入量を記録した。

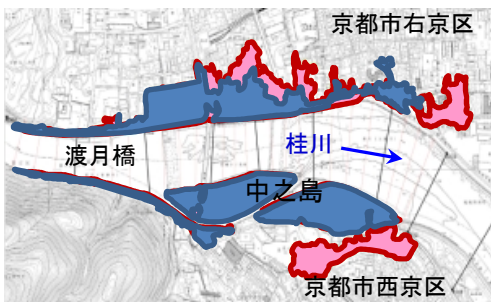
日吉ダムでは、流域全体の安全を確保するため、ゲート操作を行うことにより、最大流入時には下流の河川へ流す水量を毎秒約150立方メートルとし、毎秒約1,540立方メートルの流量を低減(約9割低減)した。この結果、この洪水期間中日吉ダムには約4,460万立方メートル(京セラドーム大阪約37杯分)の水をダムに貯留した。この結果、ダム下流の嵐山付近では桂川の水位を約50cm低下させる効果があったものと推定される。



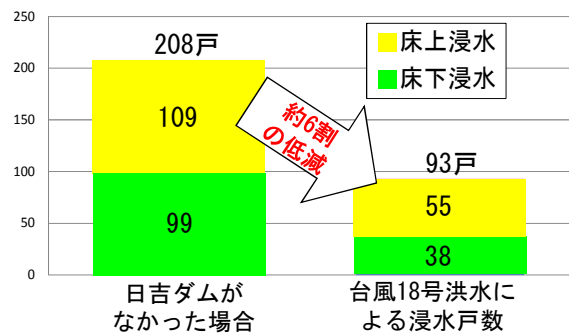
(日吉ダム)降雨量/流入量・放流量



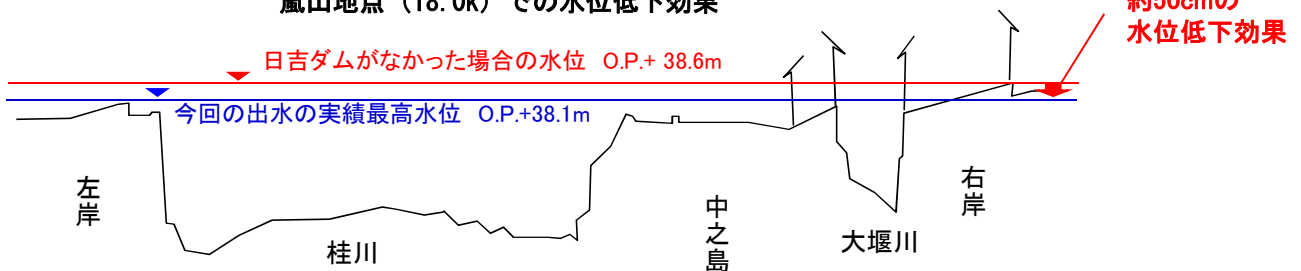
嵐山地区における日吉ダムによる浸水範囲の低減効果



■ 台風18号洪水による浸水範囲
■ ダムの効果により浸水を防止した範囲



嵐山地点 (18.0k) での水位低下効果



河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 3. 治水・防災 4. 3. 3 . 高潮対策
点 検 項 目	高潮対策
1. 施策の概要	
<p>①橋梁対策 事業中の阪神電鉄なんば線橋梁の改築事業について、関係機関と調整を図りながら完成させる。引き続き、高潮対策のため陸閘が設置されている淀川大橋、伝法大橋の改築について、関係機関と調整を図りながら検討する。</p> <p>②陸閘操作・水門操作の迅速化 ア) 陸閘操作 高潮に関する予測精度を向上させるなど、その他の陸閘(伝法陸閘(伝法大橋)、阪神陸閘(阪神電鉄なんば線橋梁))も含めて更なる閉鎖時間の短縮化に努める。 イ) 水門操作 伝法水門、西島水門の操作を安全かつ迅速に行うために、関係機関との連携の強化や緊急時の遠隔操作に向けた集中管理センターの活用などを図る。</p> <p>③ソフト対策 大阪湾高潮対策協議会の検討をふまえ、不測の事態における被害軽減に向けた減災対策のための具体的なシナリオとして、「計画規模以上の高潮の発生」、「施設機能の低下・消失」等による浸水被害を想定し、減災上の課題を抽出した上で、関係機関と連携し被害最小化に向けた取り組みを検討する。</p>	

点 検 項 目	高潮対策
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p data-bbox="119 293 1452 331">「高潮対策」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、[指標]を設定し実施した。</p> <p data-bbox="92 365 539 400">【観点】高潮被害軽減策の実施状況</p> <p data-bbox="130 400 560 436">[指標]橋梁の嵩上げ内容・箇所数</p> <p data-bbox="130 436 590 472">[指標]陸閘操作の改善内容・箇所数</p>	

点 検 項 目	高潮対策
---------	------

3. 進捗状況	4. 点検結果
---------	---------

【観点】高潮被害軽減策の実施状況

「指標」橋梁の嵩上げ内容・箇所数

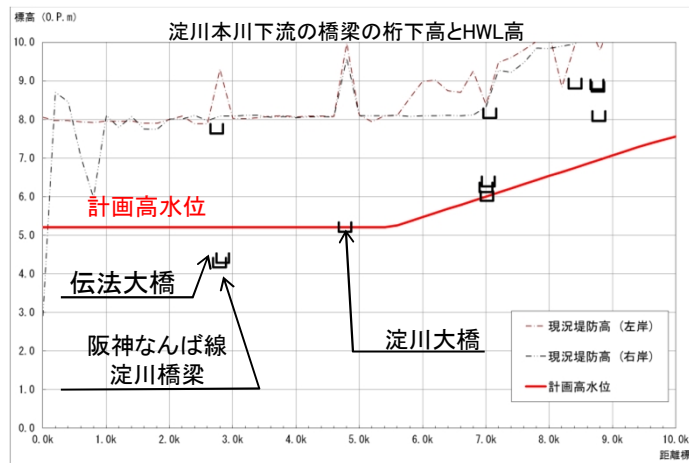
(これまでの取組内容)

平成19年度に、高潮対策の堤防が未施工であった西島地区の築堤0.3kmを実施し、全川において高潮堤防の設置が完了しているが、一部橋梁(阪神なんば線、伝法大橋、新伝法大橋、淀川大橋、阪急神戸線、阪急宝塚線、阪急京都線)において必要な桁下高を満足していない。

(平成25年度の取組)

平成25年度は、最も桁下高が不足している阪神なんば線橋梁の架け替えに向け調査検討を行い、関係機関と調整を進めた。

最も桁下高が不足している阪神なんば線橋梁の架け替えについて調査検討及び関係機関との調整が進んでいる。



今後とも、阪神なんば線を始め、高潮に対して脆弱な橋梁の架け替えに向けて調整を図っていく。

また、一部橋梁で陸閘となっている箇所について、引き続き適切な管理に努める。

さらに、計画規模を越える高潮に対しても被害を最小に押さえるため、大阪湾高潮対策協議会(平成19年度設立)が関係府県と共同して策定した「大阪湾高潮対策危機管理行動計画ガイドライン」(平成22年3月)を踏まえて関係機関が取り組むべき危機管理方策を検討していく。

5. 参考資料

【淀川感潮区間における桁下高の低い橋梁】

【淀川河川事務所】

淀川本川の感潮区間には3橋の橋梁が計画高水位以下となっており、高潮による浸水被害を防ぐため、陸閘が設置されている。

陸閘については、毎年操作訓練を実施しているが、高潮に対して脆弱な区間となっているため、橋梁の架け替えに向けて調整を図っていくこととしている。

なお、最も桁下高が不足している阪神なんば線橋梁については、架け替えに向け調査検討を行い、継続して関係機関と調整を進めている。



点 検 項 目	高潮対策	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】高潮被害軽減策の実施状況		
「指標」陸閘操作の改善内容・箇所数		
<p>(これまでの取組内容) 昭和52年度から毎年、淀川・神崎川・左門殿川筋にかかる防潮扉の開閉操作訓練を関係機関の参加のもと実施している。 また、平成16年度に淀川陸閘の機械設備の改造(油圧ポンプ能力を向上)により操作時間を従来の30分から約20分に短縮した。</p> <p>(平成25年度の取組) 平成25年度は、関係機関の参加のもと防潮扉の開閉操作訓練を実施した。</p> <p>点検項目「地震・津波対策」の[指標]陸閘操作の改善内容・箇所数と重複掲載</p>	<p>関係機関参加のもと、毎年訓練を実施しており、引き続き適切な管理に努めていく。</p>	
5. 参考資料		
<p>【陸閘操作訓練の事例】 【淀川河川事務所】</p>		
 <p>陸閘訓練実施状況</p>		
淀川陸閘(国道2号)	伝法陸閘(国道43号)	阪神陸閘(阪神なんば線)
<p>昭和52年度から毎年、淀川・神崎川・左門殿川筋にかかる防潮扉の開閉操作訓練を関係機関の参加のもと実施している。 陸閘のある3橋のうち最も桁下高が不足している阪神なんば線橋梁については、架け替えに向け調査検討を行い、継続して関係機関と調整を進めている。</p>		
<p>記者発表資料 http://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/oshirase/img/h250619.pdf</p>		

河川整備計画の 該当箇所	4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 4. 3. 治水・防災 4. 3. 4. 地震・津波対策
点 検 項 目	地震・津波対策
1. 施策の概要	
<p>(1) 地震対策</p> <p>①河川管理施設の耐震対策 淀川大堰は、レベル1地震動(供用期間中に1～2度発生する地震動)及びレベル2地震動(現在から将来にわたって考えられる最大級の地震動)に対する耐震対策を継続して実施する。 上記以外の河川管理施設は、耐震点検を実施の上、対策を検討して実施する。 また、許可工作物についても耐震点検及び対策を実施するよう施設管理者に対して助言を行う。</p> <p>②地震等総合的防災対策 ア)緊急用河川敷道路 左岸は淀川大橋(国道2号)から木津川大橋(国道1号)までの区間、右岸は淀川大橋(国道2号)から大山崎(国道171号)までの区間を連続的に通行できるよう継続して実施する。なお、通常時においては歩行者等の一般に開放するが、看板の設置等により緊急用・管理用であることの周知を行う。</p> <p>イ)船着場・停泊地 整備が完了した船着場・停泊地について、日常的な保守・管理の方策及び利用について、具体策を検討する。また、枚方及び大塚船着場から上流については、航路確保等の必要な整備の進捗状況を見つつ、新たな船着場の設置について検討する。</p> <p>ウ)地域防災拠点 舟運のための船着場・停泊地、緊急用河川敷道路及び広域的な活用が可能な水防拠点や防災ステーションについて、関係機関の地域防災計画において防災機能として位置付けられるよう各機関と調整する。</p> <p>③淀川大堰閘門 地震による陸上輸送の遮断に対応する代替ルートとして船舶が淀川大堰の上下流を行き来できるよう淀川大堰に閘門を設置する。設置にあたっては、右岸河川敷に設置する案について環境影響への調査検討を実施する。</p> <p>④防災拠点 広域的な活用が可能な水防拠点や防災ステーションの整備促進を図る。</p> <p>(2) 津波対策</p> <p>①ソフト対策 津波による危険性を河川利用者や住民に周知するために、津波来襲の危険性と対処の仕方などを示した津波ハザードマップの作成を支援するとともに、住民への広報・啓発を実施する。また、津波情報が発表された場合における河川利用者への呼びかけのための施設整備を完成させる。</p> <p>②淀川大堰の津波対応 予備ゲートの転倒防止対策を実施する。</p> <p>③陸閘・水門操作の迅速化 ア)陸閘操作 これまで淀川陸閘(淀川大橋)においては機械設備の改造により操作時間の短縮化を図ってきたが、その他の陸閘(伝法陸閘(伝法大橋)、阪神陸閘(阪神電鉄なんば線橋梁))も含めて更なる閉鎖時間の短縮化に努める。</p> <p>イ)水門操作 伝法水門、西島水門の操作を安全かつ迅速に行うために、関係機関との連携の強化や緊急時の遠隔操作に向けた集中管理センターの活用などを図る。</p>	

点 検 項 目	地震・津波対策
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「地震・津波対策」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。</p> <p>【観点】地震対策事業の実施状況 [指標]河川管理施設の耐震対策実施内容・箇所数 [指標]緊急用河川敷道路の整備内容・延長</p> <p>【観点】津波対策事業の実施状況 [指標]津波ハザードマップ作成支援内容・作成市町村数 [指標]津波情報提供設備の設置内容・設置数 [指標]陸閘操作の改善内容・箇所数</p>	

点 検 項 目	地震・津波対策
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】地震対策事業の実施状況	
「指標」河川管理施設の耐震対策実施内容・箇所数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>平成24年度時点の河川管理施設の耐震対策の実施状況は以下のとおりである。</p> <p>レベル1(河川構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動)対応については実施済み。</p> <p>レベル2(対象地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さをもつ地震動)対応の点検マニュアルが平成19年(平成24年に見直し)に策定されたことを受け、順次点検を実施中。</p> <p>・堰: 要点検箇所2箇所のうち、点検済み箇所2箇所 点検済み箇所のうち、要対策箇所2箇所 要対策箇所2箇所のうち、対策完了2箇所※ ※平成23年度の耐震設計見直しに伴い、継続して対策を実施中</p> <p>・水門・樋門 : 要耐震点検8箇所のうち、点検済み箇所2箇所 点検済み箇所のうち、要対策箇所2箇所 要対策箇所2箇所のうち、対策完了2箇所</p> <p>・堤防 : 要耐震点検20.4kmのうち、点検済み箇所20.4km 点検済み箇所20.4kmのうち、要対策箇所0.3km 要対策箇所0.3kmのうち、対策未実施0.3km</p> <p>(平成25年度取組)</p> <p>平成25年度には要対策箇所であった堤防0.1kmの耐震対策を実施した。 平成25年度末時点の河川管理施設の耐震対策の実施状況は以下のとおりである。</p> <p>・堰: 要点検箇所2箇所のうち、点検済み箇所2箇所 点検済み箇所のうち、要対策箇所2箇所 要対策箇所2箇所のうち、対策完了2箇所※ ※平成23年度の耐震設計見直しに伴い、継続して対策を実施中</p> <p>・水門・樋門 : 要耐震点検8箇所のうち、点検済み箇所5箇所 点検済み箇所5箇所のうち、要対策箇所5箇所 要対策箇所5箇所のうち、対策完了2箇所</p> <p>・堤防 : 要耐震点検20.4kmのうち、点検済み箇所20.4km 点検済み箇所20.4kmのうち、要対策箇所0.3km 要対策箇所0.3kmのうち、対策完了0.1km</p>	<p>耐震対策については、レベル1対応については実施済みであり、レベル2対応についても堰等の重要構造物を優先し必要な対策を着実に進めている。淀川大堰、瀬田川洗堰については、耐震設計の見直しに伴い、新しい基準に沿った耐震補強を継続して検討していく。</p> <p>今後、残る水門・樋門のレベル2対応の点検を早急に完了させ、対策必要箇所を把握し、必要な対策を順次進めていく。</p>

点 検 項 目	地震・津波対策
---------	---------

5.参考資料

【河川管理施設の耐震化事例】

【淀川河川事務所】

淀川大堰は設置から30年が経過し、老朽化の初期的性状であるコンクリートの中酸化及び表面クラックが生じていたため、平成17年より老朽化対策と併せて耐震対策を実施し、平成22年度に完了した。

※耐震設計の見直しに伴い、新しい基準に沿った耐震補強を継続していく。



3号堰柱操作台の鉄筋腐食状況



門柱部のコンクリートの剥離

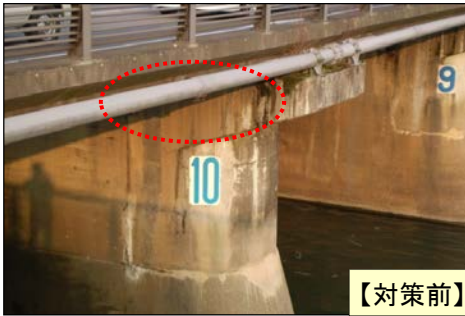


淀川大堰補修状況

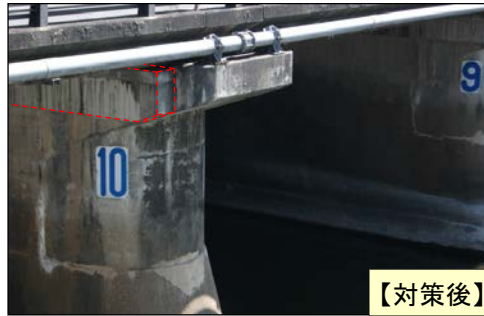
【琵琶湖河川事務所】

瀬田川洗堰は、耐震照査結果に基づき耐震化工事を行い、平成21年度に管理橋の桁かかり長の拡幅工事を行い、平成22年3月に耐震化工事を完了した。

※耐震設計の見直しに伴い、新しい基準に沿った耐震補強を継続していく。



【対策前】



【対策後】

【猪名川河川事務所】

猪名川左岸0.6k付近の河川堤防は、耐震照査結果に基づき耐震化工事を行い、平成25年度末に耐震化工事を完了した。



【対策前】



【対策中】



【対策後】

点 検 項 目	地震・津波対策																											
3. 進捗状況	4. 点検結果																											
【観点】地震対策事業の実施状況																												
「指標」緊急用河川敷道路の整備内容・延長																												
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>緊急用河川敷道路については、災害時に公共交通機関の代替えとして人・物の輸送を緊急的に行うことを目的として整備を進めている。</p> <p>整備延長については、全体計画69.1kmに対して、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、0.7km整備し、累計57.0km整備している。 ・平成20年度は、整備はなく、累計57.0km整備している。 ・平成21年度は、2.5km整備し、累計59.5km整備している。 ・平成22年度は、0.7km整備し、累計60.2km整備している。 ・平成23年度は、0.3km整備し、累計60.5km整備している。 ・平成24年度は、4.2km整備し、累計64.7km整備している。 <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は、0.4kmの整備を実施しており、緊急用河川敷道路の全体計画69.1kmのうち、平成25年度までで65.1kmを整備済みである。</p> <div data-bbox="119 1075 794 1489"> <table border="1"> <caption>緊急用河川敷道路の整備率</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>整備延長 (km)</th> <th>累計整備率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～H19</td> <td>57.0</td> <td>78%</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>0.0</td> <td>78%</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>2.5</td> <td>80.5%</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>0.7</td> <td>81.2%</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>0.3</td> <td>81.5%</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>4.2</td> <td>85.7%</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>0.4</td> <td>86.1%</td> </tr> <tr> <td>H26以降</td> <td>8.0</td> <td>94.1%</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	整備延長 (km)	累計整備率 (%)	～H19	57.0	78%	H20	0.0	78%	H21	2.5	80.5%	H22	0.7	81.2%	H23	0.3	81.5%	H24	4.2	85.7%	H25	0.4	86.1%	H26以降	8.0	94.1%	<p>緊急用河川敷道路については、着実に実施している。今後は主要一般道とのアクセスを含め残る整備を進めていく。</p>
年度	整備延長 (km)	累計整備率 (%)																										
～H19	57.0	78%																										
H20	0.0	78%																										
H21	2.5	80.5%																										
H22	0.7	81.2%																										
H23	0.3	81.5%																										
H24	4.2	85.7%																										
H25	0.4	86.1%																										
H26以降	8.0	94.1%																										

点 検 項 目	地震・津波対策
---------	---------

5.参考資料

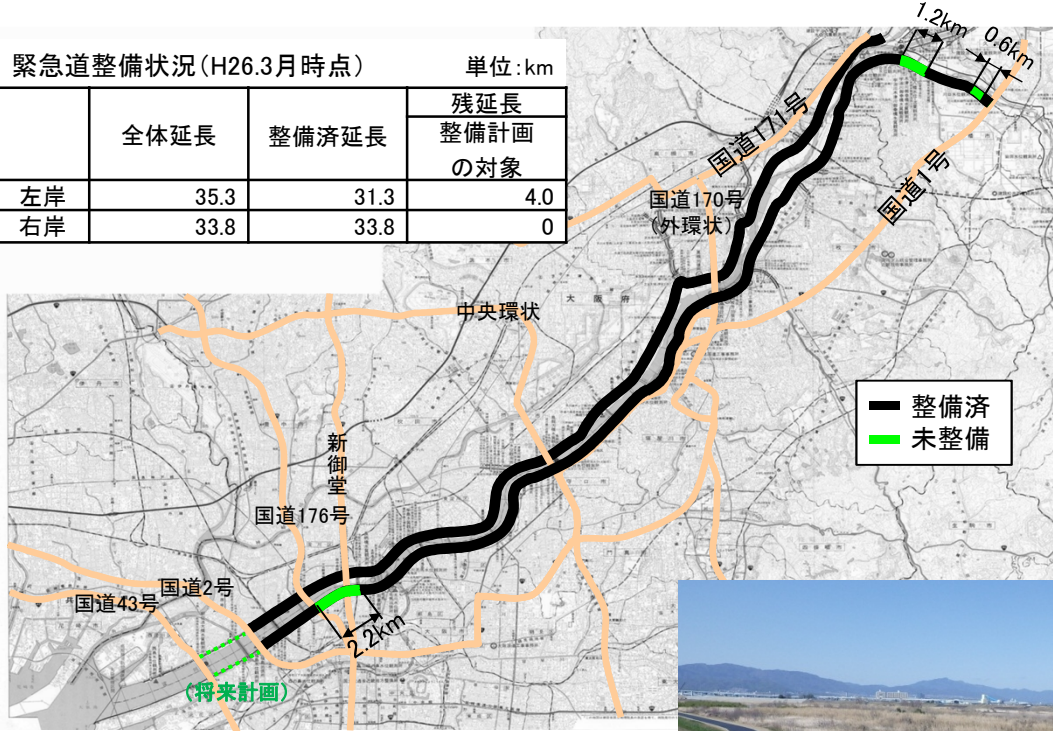
【緊急用河川敷道路の整備事例】
 【淀川河川事務所】

緊急用河川敷道路は、地震等による市街地道路の交通混乱時に災害復旧車両の代替輸送路として復旧・救援に要する人員・物資の輸送を目的とした道路である。また、平常時には河川巡視や河川工事などに使用している。

緊急道整備状況(H26.3月時点)

単位:km

	全体延長	整備済延長	残延長	
			整備計画	の対象
左岸	35.3	31.3	4.0	
右岸	33.8	33.8	0	



木津川下奈良地区

点 検 項 目	地震・津波対策
----------------	----------------

3. 進捗状況	4. 点検結果
----------------	----------------

【観点】津波対策事業の実施状況

「指標」津波ハザードマップ作成支援内容・作成市町村数

(これまでの取組内容)
 淀川水系で、津波ハザードマップの作成が必要となる自治体は、大阪市、尼崎市であり、両市ともL1津波に対しては作成済みである。

(平成25年度の取組)
 平成23年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な被害を受け、最大クラスの津波を対象とした津波浸水想定を平成25年8月に大阪府が公表した。
 また、兵庫県についても平成25年12月に公表した。

最大クラスの津波を対象としたハザードマップ作成等、自治体に協力していく。

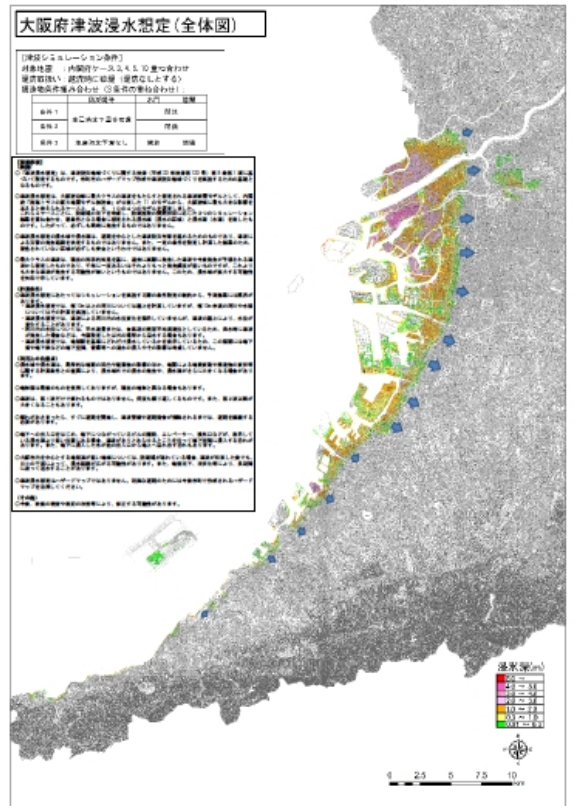
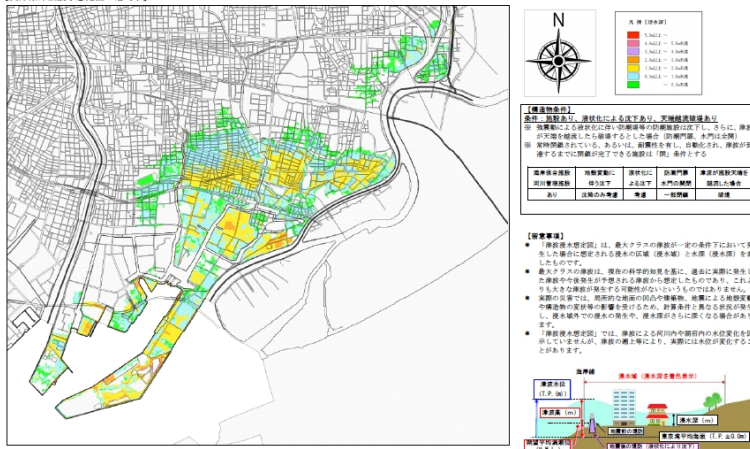
5. 参考資料

平成25年8月に大阪府から最大クラスの津波を想定したシミュレーション結果が公表された。
 平成25年12月に兵庫県からも最大クラスの津波を想定したシミュレーション結果が公表された。

大阪府 津波浸水想定の設定について
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/tsunamishinsuisoutei/index.html>

兵庫県 南海トラフ巨大地震津波浸水想定図
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk38/nannkaitorahukyodaizisintunamisinsuisouteizu.html>

【兵庫県津波浸水想定図：尼崎市】



点 検 項 目	地震・津波対策
3. 進捗状況	4. 点検結果

【観点】津波対策事業の実施状況

「指標」津波情報提供設備の設置内容・設置数

(これまでの取組内容)

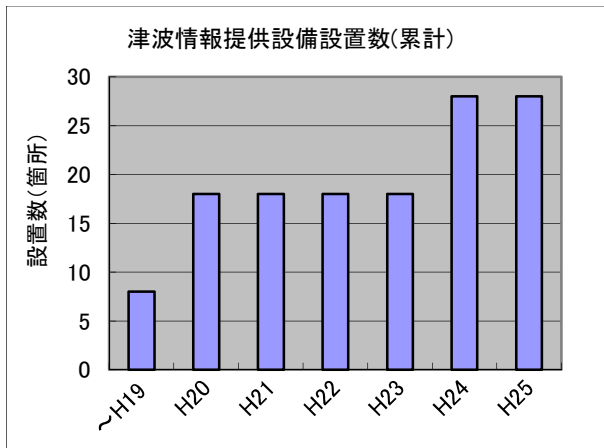
これまでに淀川において整備したスピーカー、情報表示板等の津波情報提供設備の設置数を下記に示す。

- ・平成19年度は、10箇所整備し、累計18箇所整備している。
- ・平成20年度は、整備箇所はなく、累計18箇所整備している。
- ・平成21年度は、整備箇所はなく、累計18箇所整備している。
- ・平成22年度は、整備箇所はなく、累計18箇所整備している。
- ・平成23年度は、整備箇所はなく、累計18箇所整備している。
- ・平成24年度は、10箇所整備し、累計28箇所すべて完成した。

(平成25年度の取組)

計画している整備箇所は全て完成済み。

津波発生時における、河川利用者への避難誘導、情報提供を目的としたスピーカー、情報掲示板等の設置により、津波に関する情報提供を実施できる体制が整っている。



5. 参考資料

【津波情報提供設備の設置事例】
【淀川河川事務所】

大阪湾

淀川大堰

スピーカー

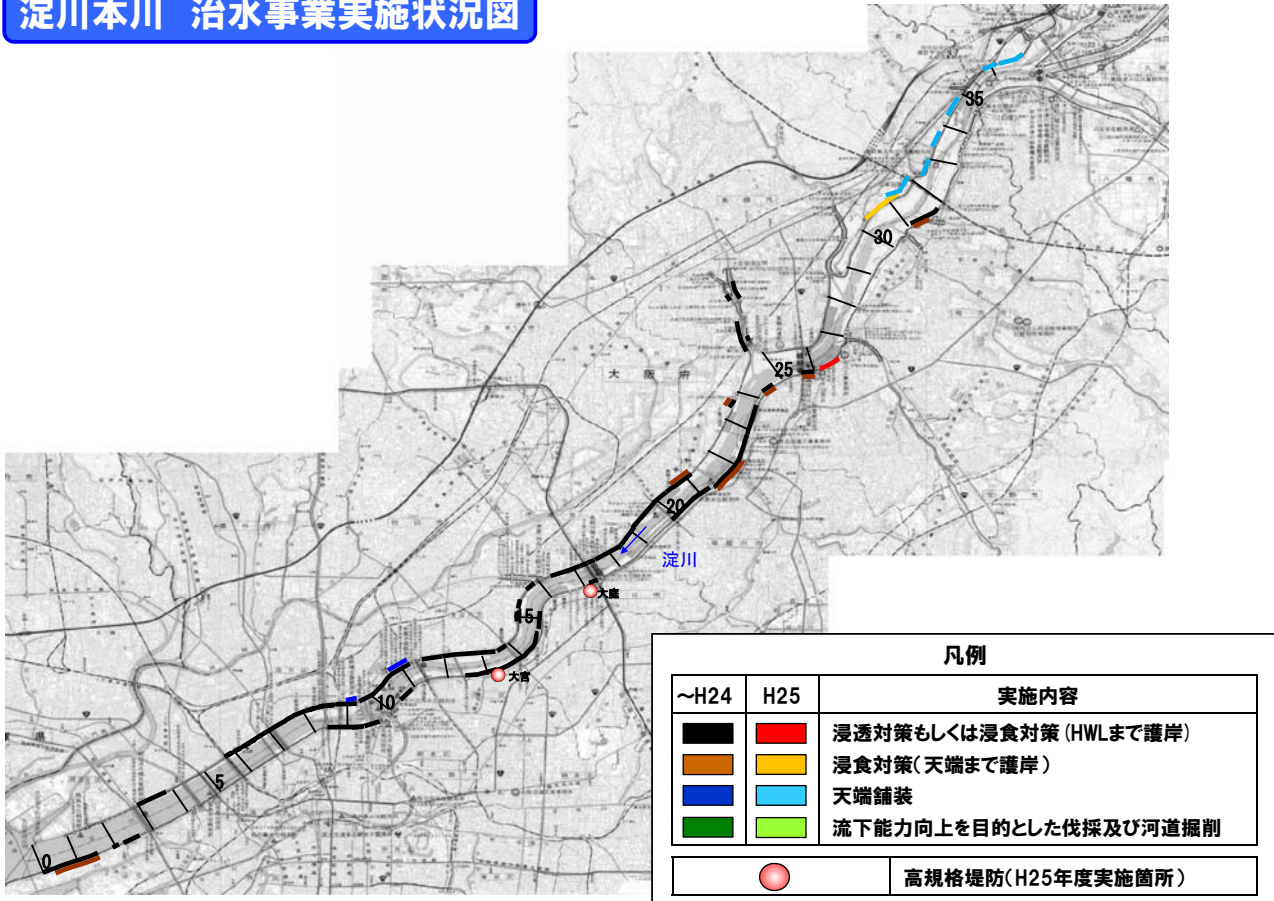
表示板

L1板 : 表示板あり L1 : 表示板無し (pink circle) : 津波警報装置設置箇所

南海地震による津波は、約2時間で淀川河口に到達し、淀川大堰で減衰するものの、淀川大堰を乗り越えて遡上することが推定されている。淀川河川事務所では、このエリアの河川利用者に対して、迅速かつ確に津波情報を提供するため、津波情報提供設備の設置を進めてきており、平成24年度には新たに10箇所を設置し、設置対象となる河口より淀川大堰までの区間で全28箇所の設置を完了した。

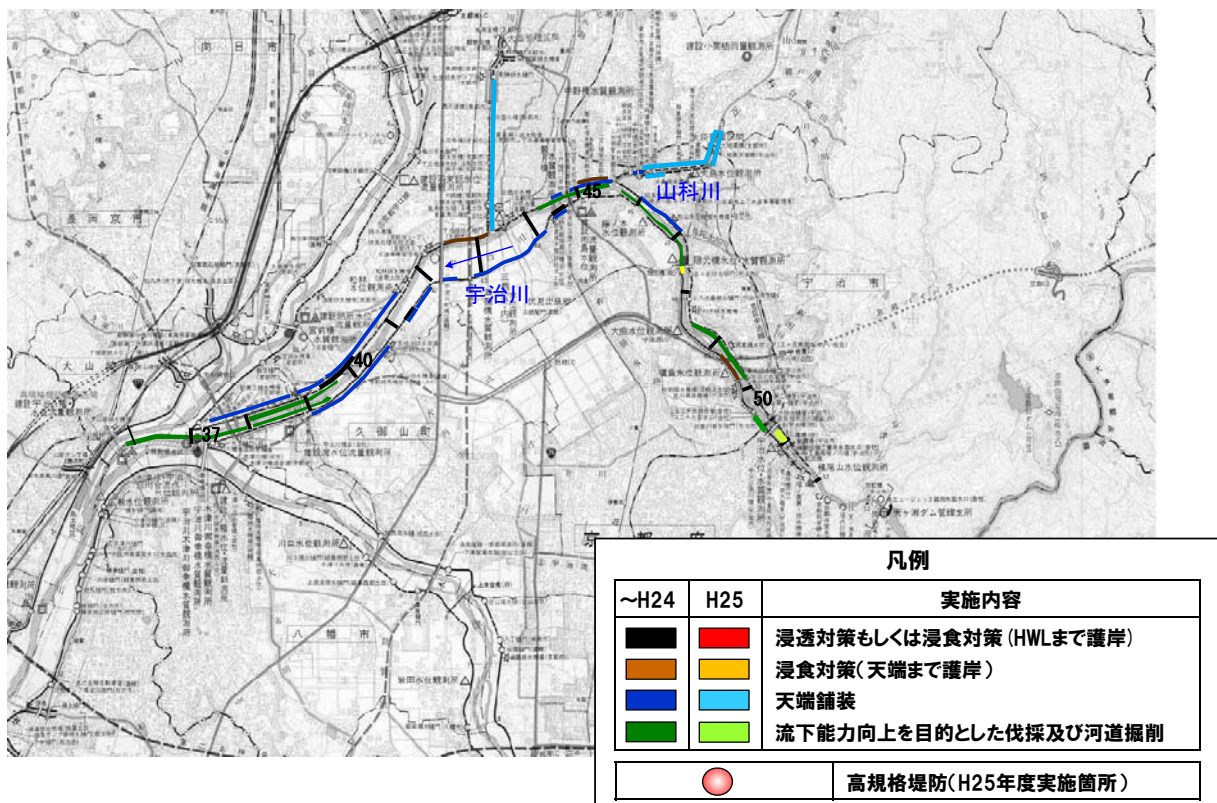
点 検 項 目	地震・津波対策	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】津波対策事業の実施状況		
「指標」陸閘操作の改善内容・箇所数		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>昭和52年度から毎年、淀川・神崎川・左門殿川筋にかかる防潮扉の開閉操作訓練を関係機関の参加のもと実施している。</p> <p>また、平成16年度に淀川陸閘の機械設備の改造(油圧ポンプ能力を向上)により操作時間を従来の30分から約20分に短縮した。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は、関係機関の参加のもと防潮扉の開閉操作訓練を実施した。</p> <p>点検項目「高潮対策」の[指標]陸閘操作の改善内容・箇所数と重複掲載</p>	<p>関係機関参加のもと、毎年訓練を実施しており、引き続き適切な管理に努めていく。</p>	
5.参考資料		
<p>【陸閘操作訓練の事例】 【淀川河川事務所】</p>		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>陸閘訓練実施状況</p> <p>淀川陸閘(国道2号)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>伝法陸閘(国道43号)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>阪神陸閘(阪神なんば線)</p> </div> </div>		
<p>昭和52年度から毎年、淀川・神崎川・左門殿川筋にかかる防潮扉の開閉操作訓練を関係機関の参加のもと実施している。</p>		
<p>陸閘のある3橋のうち最も桁下高が不足している阪神なんば線橋梁については、架け替えに向け調査検討を行い、継続して関係機関と調整を進めている。</p>		
<p>記者発表資料 http://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/oshirase/img/h250619.pdf</p>		

淀川本川 治水事業実施状況図



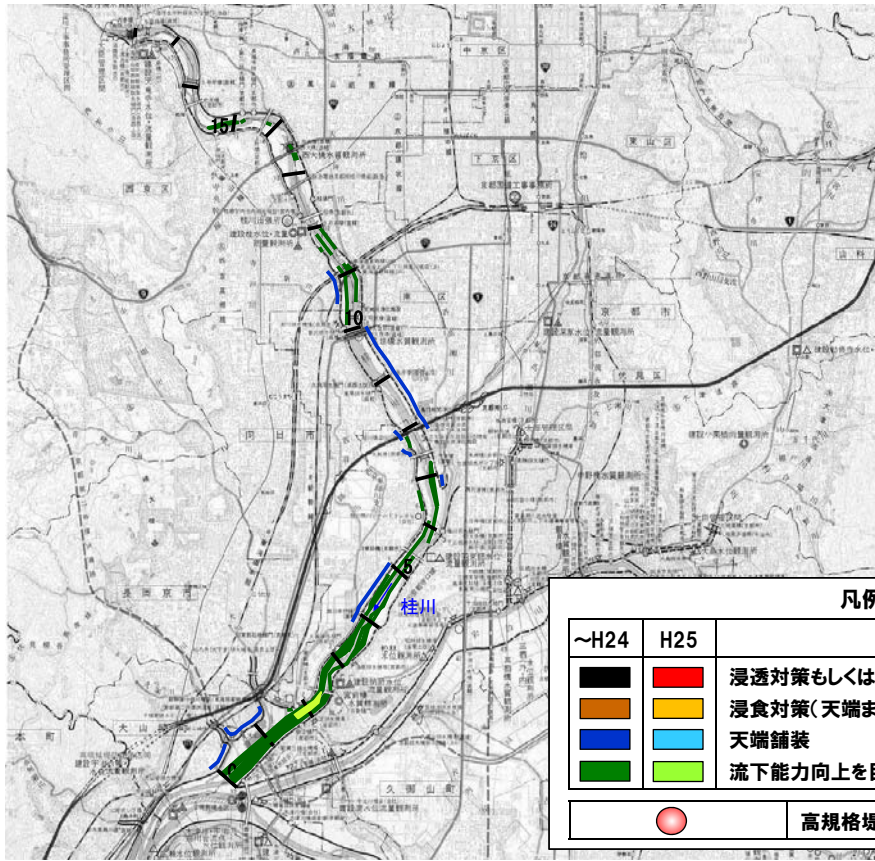
※平成26年3月末時点

宇治川 治水事業実施状況図



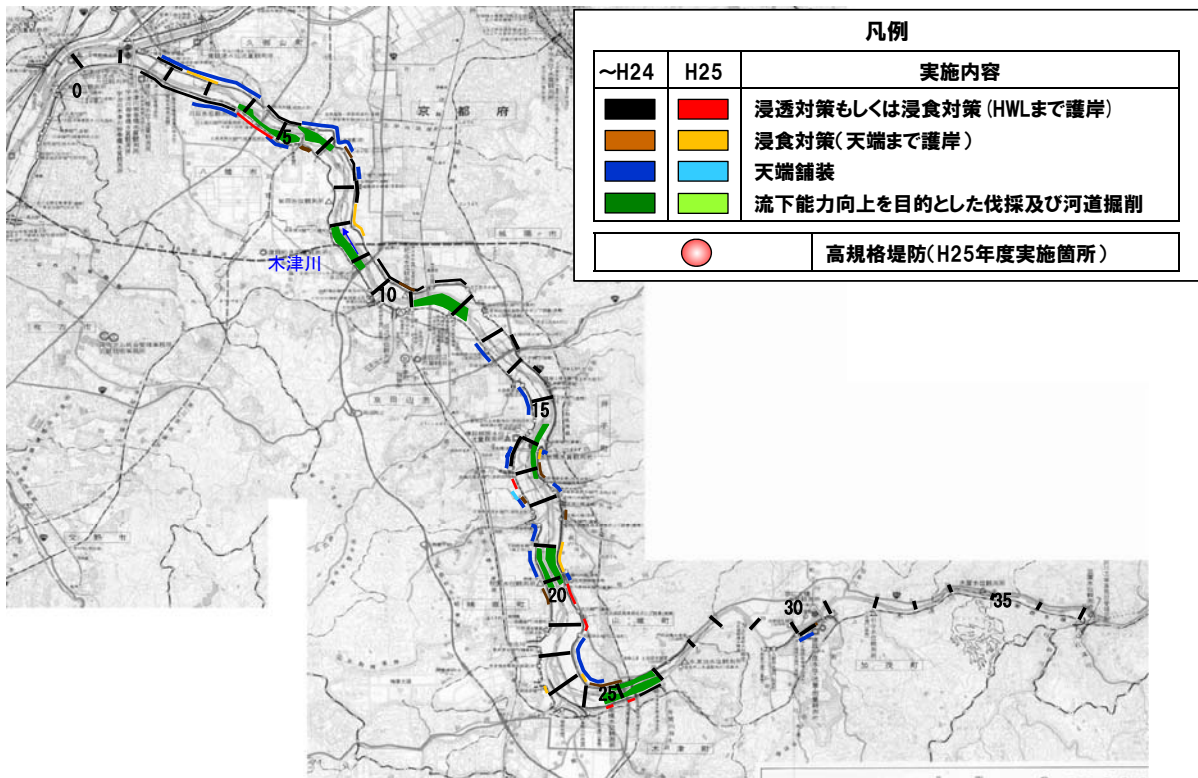
※平成26年3月末時点

桂川 治水事業実施状況図



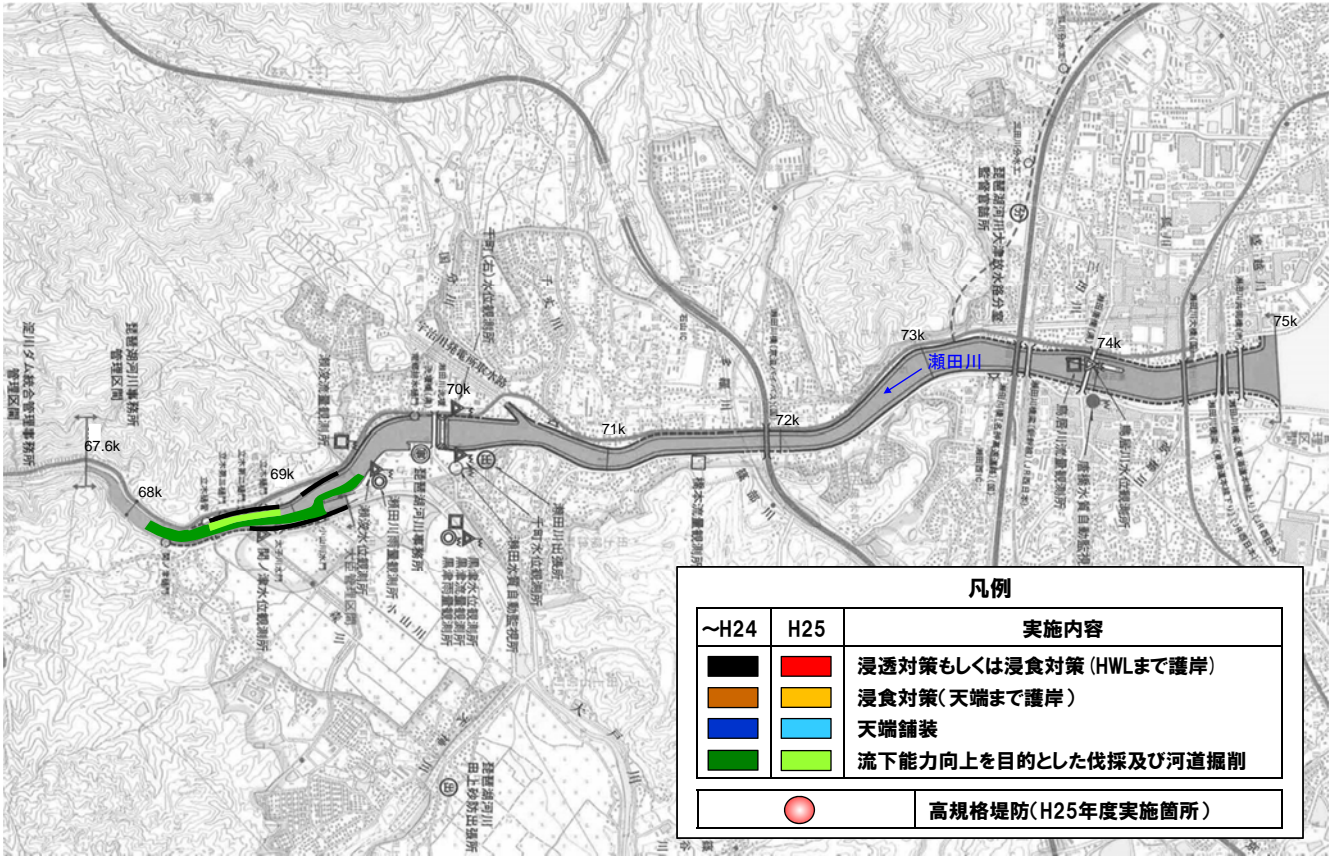
※平成26年3月末時点

木津川下流 治水事業実施状況図



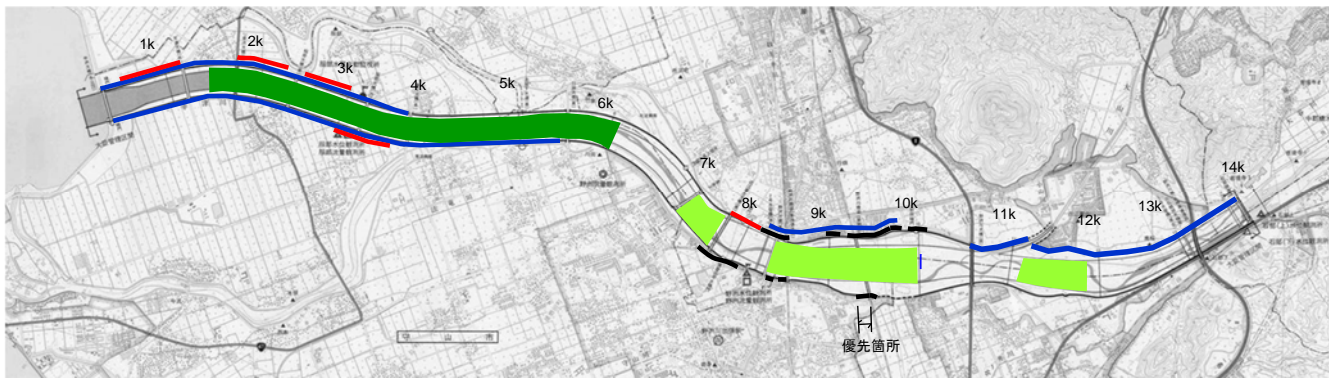
※平成26年3月末時点

瀬田川 治水事業実施状況図



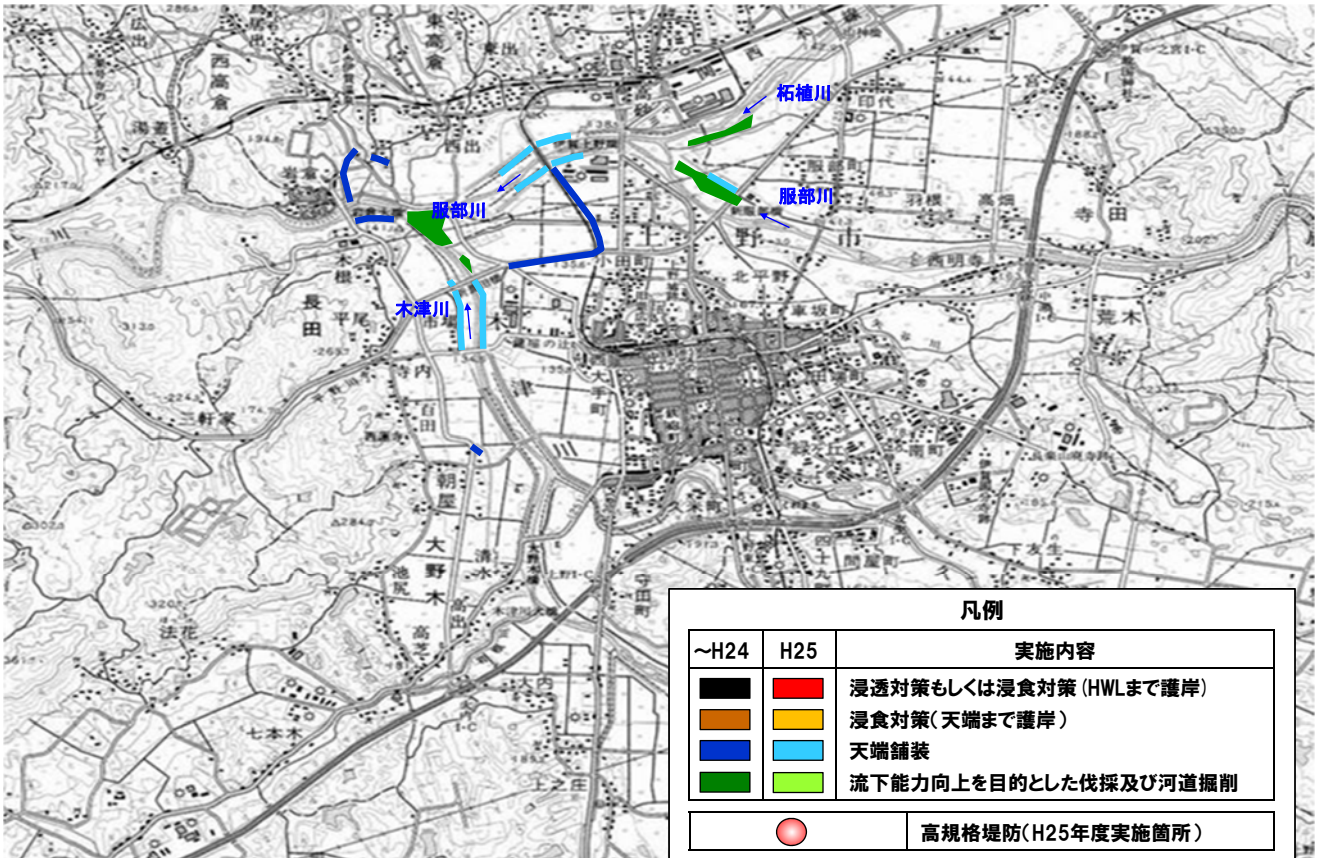
※平成26年3月末時点

野洲川 治水事業実施状況図



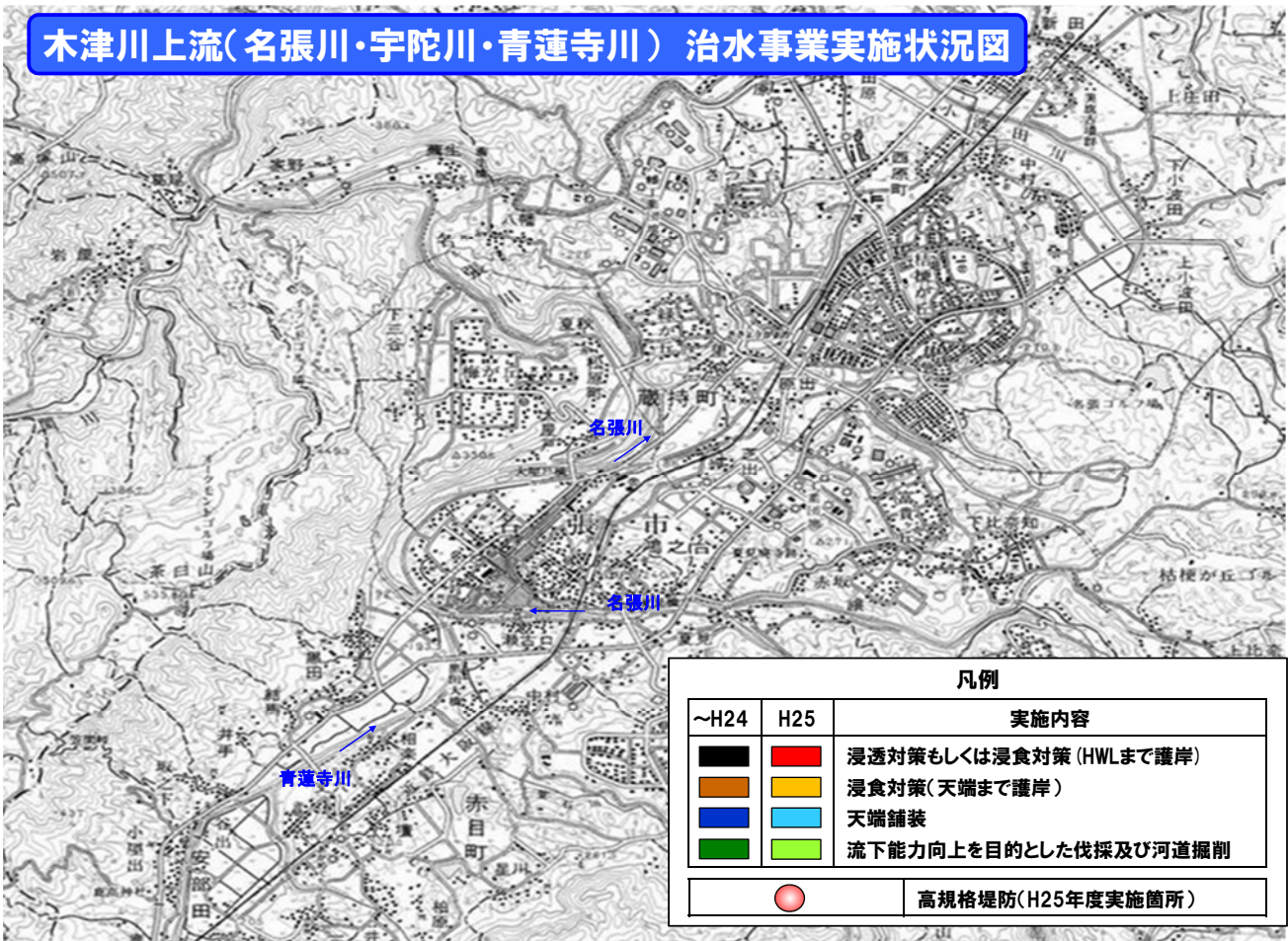
※平成26年3月末時点

木津川上流(木津川・服部川・柘植川) 治水事業実施状況図



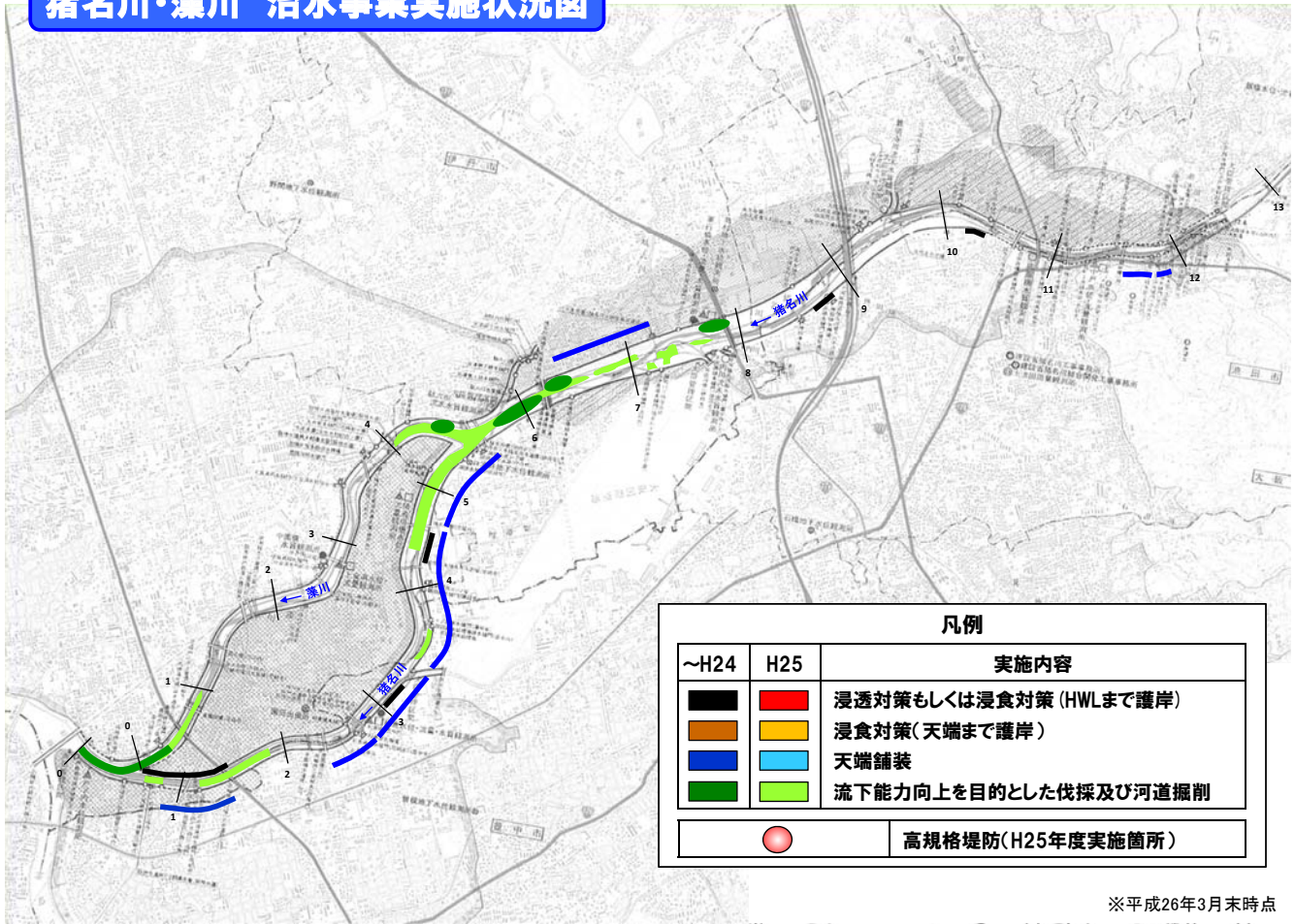
※平成26年3月末時点

木津川上流(名張川・宇陀川・青蓮寺川) 治水事業実施状況図



※平成26年3月末時点

猪名川・藻川 治水事業実施状況図



※平成26年3月末時点

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.4.利水 4.4.2.環境に配慮した効率的な水利用の促進
点 検 項 目	環境に配慮した効率的な水利用の促進
1. 施策の概要	
<p>環境に配慮した効率的な水利用の促進</p> <p>(1) 水需要の精査と水利権の見直し</p> <p>現状における水需要および水需要予測を利水者から聴取し、利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について適切な機会を捉まえて精査確認し、その結果に基づいて適切に水利権許可を行うとともに、その結果を公表する。</p> <p>農業用水の慣行水利権についても、水利用実態把握に努めるとともに、取水施設の改築、土地改良事業、治水事業の実施等の機会をとらえ、慣行水利権者の理解と協力を得ながら許可水利化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境の維持・改善機能等に配慮するとともに、事業者に対して農業用排水路施設と河川との落差の解消など連続性の確保を促す。</p> <p>(2) 水需要の抑制</p> <p>長期的な気候変動等の不安定要因をふまえ、琵琶湖の水利用による水位低下を緩和し、河川の豊かな流れを回復するため、節水の啓発、水利用の合理化や再利用の促進により水需要を抑制し、取水量を減らすことに努める。水需要の抑制にあたっては、従来、渇水時に取水制限等の渇水調整を行うために開催されてきた渇水対策会議を関係者間で調整し利水者会議として常設化し、平常時からの効率的な水利用が図られるよう検討・調整を行うことにより、利水者、自治体等関係機関、住民との連携を強化し、節水意識の向上、再利用や雨水利用を含めた限られた水資源の有効活用など、取水量の低減につながる具体的な方策の推進を図る。</p> <p>なお、現状の水利用は、これまで長い時間をかけて形成されてきたものであり、さらなる節水型の社会の実現は、必然的に市民のライフスタイルの変化を伴うことから、水需要の抑制は時間をかけて継続的に取り組む。</p> <p>(3) 既存水資源開発施設の環境に配慮した効率的運用</p> <p>1) 施設の運用</p> <p>取水実態や治水上の必要性、河川環境への影響、近年の少雨化傾向等をふまえ、既存水資源開発施設の統合操作や再編、運用の見直しによる、より効率的な活用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設ダム群等のより効果的な用水補給を図るため、統合操作・運用の見直しを検討して実施する。 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム 既設ダム等の再編、ダム間の連携による、より効率的な用水補給について検討する。 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム 渇水が頻発しているダムにおいては、下流の取水実態に応じた効率的な渇水対策を検討するとともに、日吉ダムにおいては試行を継続して実施する。 室生ダム、日吉ダム、一庫ダム <p>2) 川のダイナミズムの再生</p> <p>河川の流水中に生息・生育・繁殖する水生生物や水辺地等に生息・生育・繁殖する陸生生物にとって、水位や流量の変動などの川のダイナミズムによって生じる水辺の冠水や攪乱などが重要なことから、ダム、堰の管理については、利水の効率性だけを求めるのではなく、自然流況を意識した運用に努めるものとし、治水や利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図るために有効な操作方式や放流量等について検討し、試験操作による効果を確認しつつ、ダム・堰を適正に運用する。</p> <p>3) 琵琶湖における水位低下緩和方策の検討</p> <p>洪水期を迎える前に行う急速な水位低下操作と下流での水利用によって生じる水位低下の長期化を緩和する方策を検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作 ②関係者と連携した水需要の抑制 ③琵琶湖からの放流量を補う琵琶湖への流入水量の確保 	

点 検 項 目	環境に配慮した効率的な水利用の促進
1. 施策の概要	
<p data-bbox="92 259 699 295">(4) 水利権が見直された場合の既存水源の活用</p> <p data-bbox="108 300 1493 439">水利権が見直された場合の既存水資源開発施設等の水源については、水源を保有する利水者における将来の需要量や利水安全度を考慮した判断をふまえた上で、少雨化傾向を考慮した水系全体の利水安全度の確保、琵琶湖の水位低下の緩和や河川の豊かな流れ・ダイナミズムの再生、利水者間の転用など、将来の水系を見据えた水利用への活用に努める。</p> <p data-bbox="92 470 683 506">(5) 安定した水利用ができていない地域の対策</p> <p data-bbox="108 510 1474 613">水需給が逼迫するなど安定した水利用ができていない地域に対して、既存の利水者の水利権を見直すことによって利用可能となる水源の転用に努めるが、そのような転用がただちに行えない場合には、新たな水資源開発施設による新規水源の確保を行い、水利用の安定化を図る。</p> <p data-bbox="108 618 1468 685">伊賀地域では、宅地開発・工業団地、各種商業施設等の地域開発の進展により、水需給が逼迫しているため、川上ダムにより新規水源を確保する。</p> <p data-bbox="108 689 1484 757">京都府南部地域では、人口増加に対応した水道施設の整備を進めてきており、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町を対象とした水道用水を安定的に供給するため、天ヶ瀬ダム再開発により、新規水源を確保する。</p>	

点 検 項 目	環境に配慮した効率的な水利用の促進
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「環境に配慮した効率的な水利用の促進」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。</p>	
<p>【観点】水利権の見直し、転用の実施状況 [指標]見直しと転用のためのルール作りの内容・件数</p>	
<p>【観点】慣行水利権の許可水利権化の実施状況 [指標]慣行水利権の許可水利権化の内容・件数</p>	
<p>【観点】水需要抑制の実施状況 [指標]効率的な水利用のための検討内容 [指標]住民・事業所等に対する啓発内容・回数</p>	
<p>【観点】既存水資源開発施設の再編と運用の見直し実施状況 [指標]見直しによって効果をあげうる事案の調査検討内容</p>	
<p>【観点】安定した水利用ができていない地域の対策状況 [指標]新規水源の確保内容</p>	

点 検 項 目	環境に配慮した効率的な水利用の促進
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】水利権の見直し、転用の実施状況	
「指標」見直しと転用のためのルール作りの内容・件数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>水需要の抑制に伴う水利権の見直しや水源の転用にあたっては、利水者が将来の水需要を踏まえつつ、渇水時の調整方法や利水安全度等を考慮したうえで必要量を判断することとなるため、重要な要素のひとつである渇水調整方法の検討を行った。</p> <p>(平成25年度取組)</p> <p>平成25年度においては、引き続き渇水調整方法の検討を行い、関係機関と調整を図る場(利水者会議)の設立に向けて関係省庁、関係自治体、主な利水者と調整を行った。</p>	<p>渇水調整方法の検討を実施しているところであり、水利権の見直し、転用のためのルール作りまでは至らなかった。</p> <p>今後、渇水調整方法について関係機関と調整を図る場(利水者会議)を設立し、利水者の意向を確認しながら検討を進めるとともに、水利権の更新の機会を通じて水需要の精査確認を行い、また転用の要請等の機会には関係機関調整を行いながら、水利用の合理化に向けた調整を図る。</p>

点検項目	環境に配慮した効率的な水利用の促進
3. 進捗状況	4. 点検結果

【観点】慣行水利権の許可水利権化の実施状況

「指標」慣行水利権の許可水利権化の内容・件数

(これまでの取組内容)

取水施設の点検や占用許可更新時の協議、施設改築の機会を通じて、許可水利権化の働きかけを行っており、平成11年度以降の許可水利権化件数は、7件あった。

(平成25年度の取組)

平成26年3月現在の水利権許可の件数は、農業用水109件(内、慣行42件)、水道用水43件、工業用水26件、発電用水33件、その他用水9件である。

平成25年度においても、取水施設の点検や占用許可更新時の協議の機会を通じて、許可水利権化の働きかけを行った。

また、占用許可更新時の申請書に記載されている使用水量と比較して、取水実績が少なかった慣行水利権について、適正な使用水量算出のための指導を行い、許可水利権化に向けた申請書作成のサポートを行った。

許可水利権化に向けて申請書作成のサポートを行ったが、申請書の作成や審査・補正に時間を要したため、平成25年度中の許可には至らなかった。

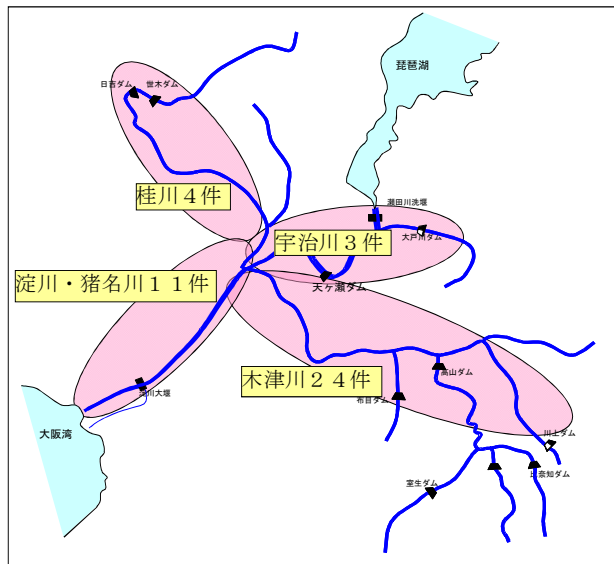
今後も、河川管理者としては、法定化に向けて資料作成やデータ提供等のサポート可能な協力を行い、引き続き占用許可更新時の協議等を通じて許可水利権化の働きかけを行っていく。

目的		取水件数	最大取水量(m ³ /s)
農業用水	許可	67	165.837
	慣行	42	35.015
	小計	109	200.852
水道用水		43	120.436
工業用水		26	27.461
その他用水		9	0.456
発電用水		33	677.268
計		220	1,026.473

【水利権許可件数(平成26年3月現在)】

5. 参考資料

◆淀川水系における慣行水利取水状況 (H26.3時点)



点 検 項 目	環境に配慮した効率的な水利用の促進
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】水需要抑制の実施状況	
「指標」効率的な水利用のための検討内容	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>渇水対策会議の機能拡大及び利水者会議の常設化に向けて関係省庁、関係自治体、主な利水者にヒアリングを実施し、意向を確認した。</p> <p>また、淀川水系全体の渇水調整方法の検討を実施した。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は、渇水対策会議の機能拡大及び利水者会議の常設化に向け、課題である淀川水系全体の渇水調整方法の検討を引き続き行った。</p> <p>また、利水者会議の設立に向けて、関係省庁、関係自治体、主な利水者と調整を行った。</p>	<p>利水者会議の設立については、関係機関の合意を得ており、来年度早々に設立し、利水者会議を実施する。</p> <p>また、既存ダムを活用可能な水源について、川上ダム検証の手続きを通じて概ねの現状把握ができた。今後、水利用の活用のあり方について、利水者会議で議論していく。</p>

点 検 項 目	環境に配慮した効率的な水利用の促進
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】水需要抑制の実施状況	
「指標」住民・事業所等に対する啓発内容・回数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>平成20、21年度の断水生活体験(社会実験)を通じて、時間断水を伴う大規模な渇水時には、広報・啓発、予想および準備の観点において河川管理者・水道事業者・住民がとるべき行動をとりまとめた。</p> <p>また、とりまとめ結果については公表し住民への啓発を行った。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>ダムの貯水率をホームページで公表することにより、節水への意識向上を図っている。</p>	<p>今後も、節水協力等の広報・啓発を実施することにより、住民の意識向上を図る。</p>

点 検 項 目	環境に配慮した効率的な水利用の促進
3. 進捗状況	4. 点検結果

【観点】既存水資源開発施設の再編と運用の見直し実施状況

「指標」見直しによって効果をあげる事案の調査検討内容

(これまでの取組内容)

桂川の日吉ダムについては、慢性的な渇水状況のため、例年、貯水位の低下に伴い、渇水調整会議の場において利水者間でダム放流量の削減や取水制限等の合意を得て、ダムの水を温存する運用を実施している。

渇水対策の経過

	放流制限	取水制限		貯水率
	新町下確保量※1	上水道	かんがい	
平成20年				
8月18日	4.0m ³ /s	自主節水		51.5%
9月10日	3.0m ³ /s	20%	20%	30.5%
9月17日	2.0m ³ /s※2	30%	30%	20.9%
9月29日	2.0m ³ /s※2	20%	30%	51.6%
平成21年				
9月16日	4.0m ³ /s	自主節水		50.5%
9月28日	2.0m ³ /s	20%	30%	29.9%

※1 新町下地点確保量 5.0m³/s(通年)

※2 ただし、前年のダム平均流入量+1.0m³/sを上限

毎年取水制限等を行っている実態を受けて、平成21年度より、貯水量を温存するための検討・調整を実施し、平成22年度より運用を開始した。

(平成25年度の取組)

平成25年度においても桂川の日吉ダムにおいて、新町下地点の確保流量を通年4.0m³/sで運用を行った。

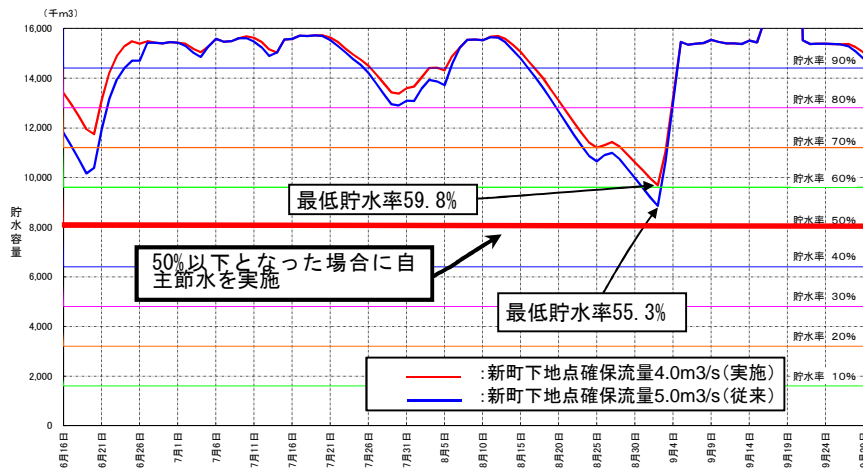
なお、平成25年度は、従前通り新町下地点確保流量を5.0m³/sとした場合、シミュレーションの結果では貯水率が50%を下回るような状況には至らなかったが、貯水量の温存に効果があった。

日吉ダムにおいて、慢性的な渇水状況の改善のため貯水量を温存するための検討・調整を行うなど、既存施設の運用の見直しが進められている。

今後も、利水者等の協力を得ながら、状況に応じ適切な既存水資源開発施設の運用に努める。

5. 参考資料


H25年度 日吉ダム貯水容量温存比較図



新町下地点確保量の縮減 (従来)通年:5.0m³/s → (実施)通年:4.0m³/s

点 検 項 目	環境に配慮した効率的な水利用の促進
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】安定した水利用ができていない地域の対策状況	
「指標」新規水源の確保内容	
<p>(これまでの取組内容) 安定した水利用が確保できていない伊賀地域や京都府南部地域では、新規水源を確保するため、川上ダム及び天ヶ瀬ダム再開発の事業が実施されている。</p> <p>(平成25年度取組) 平成25年度は、川上ダムでは、県道青山美杉線の付替工事を実施し、天ヶ瀬再開発事業では、トンネル式放流設備の建設工事と橋梁架替工事を実施した。</p>	<p>安定した水利用を確保するため、川上ダムや天ヶ瀬再開発事業を実施しているところである。</p> <p>今後も、安定した水利用を確保するため、必要な整備を進める。</p> <p>なお、川上ダム建設事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検討を行っているところである。</p>

5. 参考資料



◆川上ダム建設事業進捗率（平成26年3月末時点）

項目	進捗率	残
用地取得 115ha	99%	1%
水没家屋移転 40戸	100%	0%
工事用道路 6.1km	39%	61%
付替道路 8.8km	97%	3%

◆天ヶ瀬ダム再開発事業進捗率（平成26年3月末時点）

項目	H25年度まで	H26年度以降
トンネル式放流設備 617m	24%	76%
工事用道路 1.7km	91%	9%
工事用道路 0.1km (新白虹橋)	44%	56%

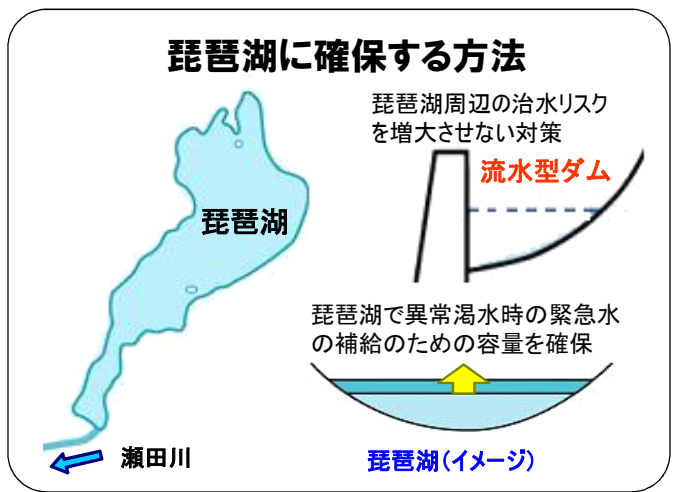
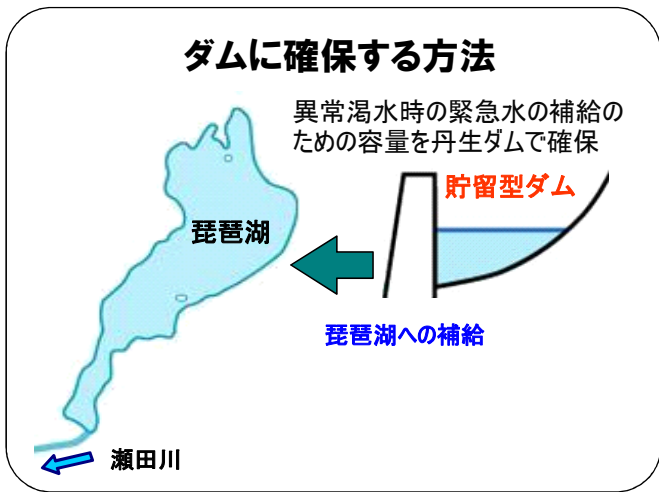
河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.4.利水 4.4.3.渇水への備えの強化
点 検 項 目	渇水への備えの強化
1. 施策の概要	
<p>(1) 渇水調整の円滑化</p> <p>近年の少雨傾向に伴う利水安全度の低下をふまえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、利水者会議における平常時からの情報交換などにより、渇水時における渇水調整の円滑化を図る。</p> <p>また、渇水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への取り組みや日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整方法の見直しの提案を行う。</p> <p>(2) 渇水対策容量の確保</p> <p>計画規模を上回る異常渇水に対して、社会経済活動への影響をできる限り小さくするため、渇水対策容量の確保が必要である。</p> <p>丹生ダム建設事業において渇水対策容量を確保することとしているが、ダムで容量を確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価して確定するために調査・検討を行う。</p>	

点 検 項 目	渇水への備えの強化
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「渇水への備えの強化」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、【指標】を設定し実施した。</p> <p>【観点】<u>渇水調整の円滑化への取り組み</u> 【指標】渇水対策会議の機能拡大、会議構成員拡大及び常設化(利水者会議)の実現に向けた内容・ヒアリング回数</p> <p>【観点】<u>渇水対策容量の必要性と確保手法の検討状況</u> 【指標】渇水対策容量を確保することによる想定被害減少の検討内容</p>	

点 検 項 目	渇水への備えの強化	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】渇水調整の円滑化への取り組み		
「指標」渇水対策会議の機能拡大、会議構成員拡大及び常設化(利水者会議)の実現に向けた内容・ヒアリング回数		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>渇水対策会議の機能拡大及び利水者会議の常設化に向けて関係省庁、関係自治体、主な利水者にヒアリングを実施し、意向を確認した。</p> <p>また、淀川水系全体の渇水調整方法の検討を実施した。</p> <p>(平成25年度取組)</p> <p>平成25年度は、渇水対策会議の機能拡大及び利水者会議の常設化に向け、課題である淀川水系全体の渇水調整方法の検討を引き続き行った。</p> <p>また、利水者会議の設立に向けて、関係省庁、関係自治体、主な利水者と調整を行った。</p>	<p>利水者会議の設立については、関係機関の合意を得ており、来年度早々に設立し、利水者会議を実施する。</p>	

点 検 項 目	渇水への備えの強化
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】渇水対策容量の必要性と確保手法の検討状況	
「指標」渇水対策容量を確保することによる想定被害減少の検討内容	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>計画規模を上回る異常渇水に対して、社会経済活動への影響をできる限り小さくするため、取水制限の強化や琵琶湖湖岸周辺の生態環境への影響等、必要性の検証のための想定被害減少効果について検討を実施している。</p> <p>また、渇水対策容量を丹生ダムで確保する方法と、琵琶湖で確保する方法について、両案を総合的に評価して確定するための調査・検討を実施し、丹生ダム建設事業に伴う自然環境への影響についてのとりまとめを公表した。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において、渇水対策容量を丹生ダムで確保する方法と、琵琶湖で確保する方法について検討を行った。</p>	<p>丹生ダム建設事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検討を行っているところである。</p> <p>なお、丹生ダム建設事業における総合的な評価では、渇水対策容量は、水需要に関する社会経済情勢の変化から、渇水調整や節水等により当面は対応が可能であるなど、緊急性が低いとの意見が関係府県より出され、「『ダム建設を含む案』は有利ではない」という結果となった。</p>

5. 参考資料



異常渇水時の緊急水の補給のための容量を確保する方法

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.4.利用 4.5.2.川らしい利用の促進
点 検 項 目	川らしい利用の促進
1. 施策の概要	
<p>(1) 舟運 淀川本川・宇治川において、河口から伏見までが航行可能となるよう、航路確保等必要な整備や検討を行う。また、川沿いの自治体や民間との舟運復活に向けた意見交換を実施する。</p> <p>(2) 水面利用の促進 水面利用をより活発にするため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチ整備を実施するとともに、航行の支障となっている堰等の横断工作物の改善を検討して実施する。</p> <p>(3) 水面利用の適正化 水上バイクやプレジャーボート等が守るべき通航方法を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用を図る。また、滋賀県域においては、条例に基づき滋賀県と連携して不法係留対策を行う。</p> <p>(4) 安全利用のための対策 川の利用に伴う危険を知った上で川に親しむ河川利用を目指し、河川の利用にあたって、危険箇所に関する情報提供や、安全な利用の仕方の啓発を、関係機関、住民・住民団体(NPO等)の協力を得ながら看板やインターネットなどの広報ツールを用いて実施する。また、水難事故防止のため、川の危険を知るための教育を徹底するとともに、「水難事故防止協議会(仮称)」を設置し、河川利用者の代表者とともに、対策方法について検討する。</p> <p>(5) 環境学習の推進 河川に係わる人材育成の支援や、住民・住民団体(NPO等)と連携した環境学習を推進する。</p> <p>(6) 川らしい河川敷の利用 河川敷利用にあたっては、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とする。</p> <p>(7) 違法行為の是正 河川敷で違法に行われている耕作、工作物設置等の行為は、違法行為是正実施計画に基づき是正に努める。</p> <p>(8) 水産資源の保護・回復 水産資源の保護・回復を図る観点から、淀川水系における生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図ることは重要である。このため、「4.2河川環境」に記載する各施策を積極的に実施する。</p>	

点 検 項 目	川らしい利用の促進
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「川らしい利用の促進」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。</p> <p>【観点】<u>水域の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取り組み状況(水面利用)</u> [指標]舟運の取り組み内容・水制工整備数 [指標]秩序ある河川利用に向けての取り組み内容・誘導、規制数</p> <p>【観点】<u>川の安全利用施策の実施状況</u> [指標]水難事故防止に向けた取り組み内容・実施数</p> <p>【観点】<u>「川に活かされた利用」の実施状況</u> [指標]環境学習などの実施内容・回数</p> <p>【観点】<u>陸域・水域移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取り組み状況(川らしい河川敷利用)</u> [指標]河川保全利用委員会の取り組み内容・回数 [指標]違法行為の是正内容・不法耕作面積</p>	

点 検 項 目	川らしい利用の促進
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】水域の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取り組み状況(水面利用)	
「指標」舟運の取り組み内容・水制工整備数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>沿川自治体とも協働しながらイベントを通じた社会実験等の取り組みを行っており、アンケート調査により、舟運に対する需要の把握を行っている。</p> <p>琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会においては、平成20年度に舟運を活用した社会実験「蘇れ！！淀川の舟運」の内容や効果・課題等を取りまとめ公表した。</p> <p>平成21年度は、「淀川舟運整備推進協議会」において、沿川自治体の首長と舟運復活に向けた意見交換を実施した。</p> <p>水制工については、枚方地点上流の航路確保や河川環境の保全に資する水制工の整備を試験的に実施している。</p> <p>平成18年度から平成24年度にかけて計9基の水制工を整備した。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>舟運事業化の可能性の調査を目的として、八幡さくらまつりにおいて「花見船」の実証実験を行い、参加者、沿川市町、舟運事業者等へのアンケート調査及びヒアリングを行い、舟運事業化に向けた課題を抽出した。島本～橋本間で地域活性化や地域連携の促進を目的として「渡し船」の実証実験を企画した(悪天候のため、実験は中止)。</p> <p>災害時、平常時において、舟運活用の可能性、舟運活性化の課題を把握することを目的に、淀川舟運整備推進協議会との勉強会に加え、大阪府、大阪市と連携し民間事業者を交えた、ベイエリアを含めた淀川における舟運活用の推進についての意見交換会を行った。</p> <p>また、モニタリング調査により堆砂状況を把握し、枚方緊急用船着場などにおいて浚渫を実施した。</p>	<p>今後も、水面の利用としてより好ましい舟運について引き続き検討していくとともに、関係機関と協力し不法係留船の解消に向け取り組みを実施していく。</p>
5. 参考資料	
<p>【舟運の取り組み事例(淀川河川事務所)】</p> <p>■「花見船」実証実験</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実施日：平成25年4月1日～4月5日 ○乗船者：Eボート：490人、小型動力船：319人 ○平成24年度から継続して実施 ○花見船が定着し、利用者からニーズもあることから、花見船の運航が民間主導に移行しつつある。 <div data-bbox="134 1704 416 1899">  </div> <p style="text-align: center;">「花見船」実証実験</p> <div data-bbox="461 1704 743 1899">  </div> <p>■浚渫</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実施箇所：枚方緊急用船着場付近ほか <div data-bbox="628 1917 1094 2101">  </div> <p style="text-align: center;">浚渫状況：枚方緊急用船着場付近</p>	<p>■淀川舟運整備推進協議会等と連携した意見交換会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実施日：平成26年2月18日 ○出席者：淀川舟運整備事業推進協議会、大阪府、大阪市、大阪水上安全協会、大阪シテイクルーズ協議会、(株)くいだおれ(計26名) ○主な意見 <ul style="list-style-type: none"> ・ハード(環境)ありきでなく、ソフト(コンテンツ)部分をまず考えていくべきである。 ・既存の街の資源や検討・実施中のプロジェクト等との連携が必要である。 <div data-bbox="1114 1765 1465 2029">  </div> <p style="text-align: center;">舟運協議会と連携した意見交換会</p>

<p>点 検 項 目</p>	<p>川らしい利用の促進</p>															
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>															
<p>【観点】水域の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取り組み状況(水面利用)</p>																
<p>「指標」秩序ある河川利用に向けての取り組み内容・誘導、規制数</p>																
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>水上バイクの利用は、全川の迷惑行為として禁止している。なお、摂津市一津屋地先では自主ルールに基づく利用の適正化を実施している。</p> <p>不法係留船及び投棄船の現地調査結果を関係機関へ情報提供し連携した取り組みを実施している。不法係留船数は以下のとおりである。</p> <p>平成20年度は64隻存在している。 平成21年度は65隻存在している。 平成22年度は66隻存在している。 平成23年度は59隻存在している。 平成24年度は55隻存在している。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は、59隻存在しており、平成20年度に比べて5隻の不法係留船が減少した。</p> <p>不法係留船数の推移を以下に示す。</p> <div data-bbox="121 1012 836 1361"> <table border="1"> <caption>不法係留船 船数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>船数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の [指標]河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止状況と重複掲載</p>	年度	船数	H20	64	H21	65	H22	66	H23	59	H24	55	H25	59	<p>不法係留船及び投棄船の現地調査結果を関係機関へ情報提供し連携した取り組みを実施している。</p> <p>今後、継続して関係機関と連携した取り組みを行っていく。</p>	
年度	船数															
H20	64															
H21	65															
H22	66															
H23	59															
H24	55															
H25	59															
<p>5. 参考資料</p>																
<p>【不法占用の是正にむけた取り組み事例】 【琵琶湖河川事務所】</p> <div data-bbox="331 1729 625 1944"> <p><不法係留船(是正前)></p> </div> <div data-bbox="746 1778 858 1921"> </div> <div data-bbox="944 1729 1232 1944"> <p><不法係留船(是正後)></p> </div> <p>琵琶湖河川事務所では、不法係留船に対する警告書を貼り付け、所有者への口頭指導、漁業組合等の関係機関と連携するなどして不法係留の是正活動を行っている。</p>																

点 検 項 目	川らしい利用の促進
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】川の安全利用施策の実施状況	
「指標」水難事故防止に向けた取り組み内容・実施数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>安全利用のための対策として平成18年～25年度に実技講習等が63件実施されている。</p> <p>平成21年度より、「河川水難事故防止週間(7月1日～7日)」が設けられている。</p> <p>水難事故防止に向けた取り組みの実施数は以下のとおりである。</p> <p>平成20年度は、11件実施した。</p> <p>平成21年度は、7件実施した。</p> <p>平成22年度は、4件実施した。</p> <p>平成23年度は、7件実施した。</p> <p>平成24年度は、9件実施した。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は8件実施し、内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わがまち防災スクール:淀川で河川レンジャーと連携し、中学生を対象に、災害(水害)発生時の避難行動啓発と共に、万一の水難事故発生時の応急手当に関する知識・技術習得のための講習などを行った。(参加者927名) ・親子川の学校:淀川で河川レンジャーと連携し、木津川本川、流入河川で親子を対象に河川の体験学習会・親水体験と共にライフジャケット装着指導や水辺の安全講義を行った。(参加者274名) ・水辺の安全講習出前講座:淀川で河川レンジャーと連携し、小学校へ出前講座を実施。川の危険箇所説明、ライフジャケットの必要性、スローバックなどの陸上から行う救助方法、淀川モバイルネットの活用術などを講義する「川の安全教室」の後、プールで「着衣泳実習」「ライフジャケット着用体験」の体験学習を実施。知識と体感による安全利用啓発を行った。(参加者70名) ・淀川の安全利用への影響確認:台風18号出水を受け、淀川河川事務所による河川管理施設についての重点的な被災状況調査の調査実施に併せて、地域と行政との橋渡し役を担っている河川レンジャーによる「淀川の安全利用への影響確認」を実施。“一般の方が河川を利用する際に安全な利用に影響を与えるような事象について、河川レンジャー等のネットワークを活用しながら情報を収集、整理し、河川レンジャー活動へ活用すると共に淀川河川事務所へ提供した。 ・河川レンジャー活動において、ライフジャケット着用・着衣のまま川に入ったときの動きにくさ・川の特徴(急に水深が深くなる、流速が急に変わる)などの経験を通じた啓発を行った。(実施回数2 合計参加者数81名)(木津上) ・「猪名川河川愛護セミナー」において、参加された親子約150人に対し河川利用の啓発冊子等を用いて河川水難事故に関する啓発を行った。(猪名川) ・野洲川において、水難事故防止のパンフレットを配布し、注意喚起を行った。(琵琶湖) 	<p>実技講習や川の利用者への防災情報の提供等を通じて、水難事故防止のための活動が着実に進められている。</p> <p>今後も引き続いてそれらの取り組みを進めていく必要がある。</p>

点 検 項 目	川らしい利用の促進
---------	-----------

5.参考資料

【水難事故防止の取り組み事例】(広報媒体の事例)



【水難事故防止の取り組み事例】

【淀川河川事務所】



河川レンジャー活動にあわせて小中学生、一般を対象に川での注意点や流されたときの対処法、ライフジャケットの重要性やスローロープによる救助法を実際の川やプールで体験させながら安全指導を実施。万一の応急手当に関する知識・技術習得のための講習なども行っている。また、河川レンジャーによる「淀川の安全利用への影響確認」を実施。“一般の方が河川を利用する際に安全な利用に影響を与えるような事象”について、河川レンジャー等のネットワークを活用しながら情報を収集、整理し、河川レンジャー活動へ活用すると共に淀川河川事務所へ提供した。

【琵琶湖河川事務所】



<看板設置による注意喚起>

<河川巡視員による注意喚起状況>

野洲川河口から7.2km付近に、落差工がありその周辺での家族連れや子供たちの水遊びが多いことから、注意看板を設置するとともに、保護者の方や子供たちに危険な箇所へは行かないように注意を呼びかけている。

【木津川上流河川事務所】



河川レンジャー活動において、ライフジャケット着用方法、着衣のまま川に入ったときの動きにくさ、川の特性(急に水深が深くなる、流速が急に変わる)の体験を通じて水難事故防止の啓発を行った。

点 検 項 目	川らしい利用の促進														
3. 進捗状況	4. 点検結果														
【観点】「川に活かされた利用」の実施状況															
「指標」環境学習などの実施内容・回数															
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>クリーン作戦等を実施している。クリーン作戦への参加者数は以下のとおりである。</p> <p>平成20年度は、約8,900名が参加した。 平成21年度は、約10,400名が参加した。 平成22年度は、約9,200名が参加した。 平成23年度は、約8,900名が参加した。 平成24年度は、約10,100名が参加した。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>①住民・住民団体(NPO等)や河川レンジャー等と連携した環境学習を行っている。平成25年度に実施した主な事例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猪名川河川事務所管内では河川レンジャーやNPOを通じて、地域活動団体等を対象に外来生物調査会を1回実施した。 ・淀川河川事務所管内では、河川レンジャーの活動を通じて、地域住民等を対象とした淀川流域の自然観察や防災学習を流域の小中学校、中学校に対し出前講座を31回実施した。講座では、淀川流域の河川の特徴や歴史、ゴミ問題など環境について説明した。 ・木津川上流河川事務所管内では、上野生涯学習会議と連携し稲広橋と新服部橋で計2回水生生物調査を実施した。また、河川レンジャー活動において、依那古地区で1回水生生物調査を実施した。 <p>②水辺の川らしい利用の啓発に関する主な事例としてクリーン作戦が実施されている。以下に参加者の経年変化を示す。</p> <div data-bbox="132 1283 906 1572" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>クリーン作戦参加者</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>参加人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>約8,900</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>約10,400</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>約9,200</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>約8,900</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>約10,100</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>約9,600</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>平成25年度は、9,600人以上の方々が参加した。</p>	年度	参加人数(人)	H20	約8,900	H21	約10,400	H22	約9,200	H23	約8,900	H24	約10,100	H25	約9,600	<p>河川レンジャー等と連携した環境学習やクリーン作戦が継続的に行われている。</p> <p>今後も河川に係わる人材育成の支援や、NPO等と連携した環境学習の場を提供していくなど、取り組みを進めていく必要がある。</p>
年度	参加人数(人)														
H20	約8,900														
H21	約10,400														
H22	約9,200														
H23	約8,900														
H24	約10,100														
H25	約9,600														

点 検 項 目	川らしい利用の促進
---------	-----------

5.参考資料

【環境学習の事例】

【淀川河川事務所】



淀川河川事務所管内では、河川レンジャーと連携し、募集形式、学校との連携・出前、地域からの要請に応じて河川環境を勉強・体験する場を設けている。淀川流域の河川の概況、特徴や歴史、ゴミ問題など含め、地域ぐるみの水辺活動の継続・広がりを共に作り、守り、育てる取り組みを進めている。

淀川河川レンジャーホームページ <http://www.river-ranger.jp/index.php>

【琵琶湖河川事務所】【淀川ダム統合管理事務所】

「楽しい水辺利用」のため、「瀬田川をきれいに」を目的に「瀬田川クリーン作戦」を平成19年度から実施しており、平成25年度には第7回目となる活動を10月27日(日)に実施した。JRの琵琶湖線から大石地区までの瀬田川河岸を12のブロックに分け、周辺の自治連合会、漁協、NPOや学校、滋賀県、大津市の協力の下、清掃を実施した。

瀬田川クリーン作戦公表ページアドレス

http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/vision/mailmagazine/magazine_vol14.htm

【木津川上流河川事務所】



木津川上流河川事務所管内では、上野生涯学習会議と連携し水生生物調査等の出前講座を行っている。また、レンジャーとの連携においても、水生生物調査等の環境学習を実施している。

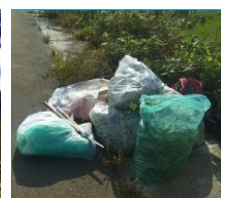
【猪名川河川事務所】



現地観察の状況



アレチウリの駆除



袋に詰めて
まとめて処分

兵庫県尼崎市椎堂地先において、地域住民を対象に猪名川の自然環境及び外来種対策について勉強会を実施した。(開催日:平成25年11月19日、参加者18名)

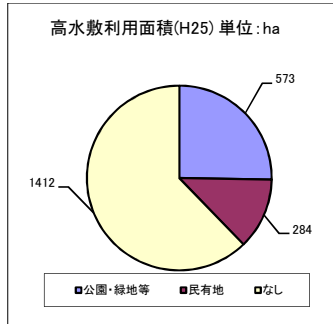
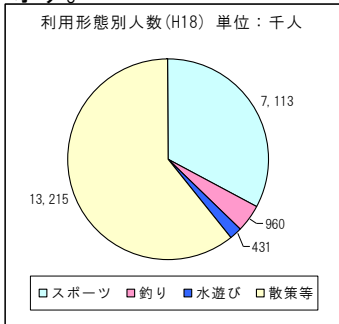
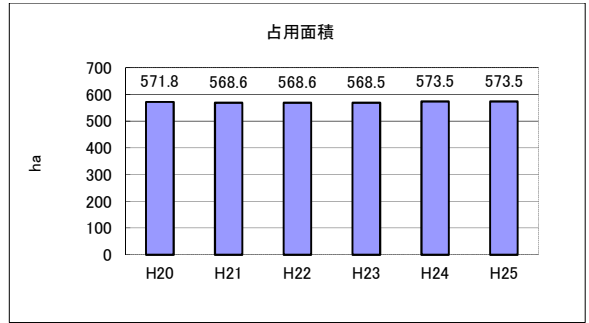
点 検 項 目	川らしい利用の促進																												
3. 進捗状況	4. 点検結果																												
【観点】陸域・水域移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取り組み状況(川らしい河川敷利用)																													
「指標」河川保全利用委員会の取り組み内容・回数																													
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>河川保全利用委員会の審議を踏まえ、秩序ある淀川利用に向けての誘導又は規制などを検討している。</p> <p>河川保全利用委員会の開催状況は以下のとおりである</p> <p>平成20年度：淀川河川事務所6回、琵琶湖河川事務所5回、猪名川河川事務所0回</p> <p>平成21年度：淀川河川事務所6回、琵琶湖河川事務所3回、猪名川河川事務所2回</p> <p>平成22年度：淀川河川事務所6回、琵琶湖河川事務所3回、猪名川河川事務所3回</p> <p>平成23年度：淀川河川事務所5回、琵琶湖河川事務所6回、猪名川河川事務所3回</p> <p>平成24年度：淀川河川事務所4回、琵琶湖河川事務所1回、猪名川河川事務所1回</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は、河川保全利用委員会を淀川河川事務所では4回、琵琶湖河川事務所では4回、猪名川河川事務所では1回の計9回開催しており、公園等施設の更新において、以下のような意見をいただいた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・占有者、利用者、河川管理者、市民の4者が望ましい河川占有について環境面から意見を述べ、情報共有を図ること。 ・河川敷での公園利用を河川管理者が許可するにあたり、占有者、委員、河川管理者が河川の環境面にも配慮した保全利用の観点から審議を行った。 ・野洲川左岸の側帯に占有している「野洲川改修記念公園」の許可期限が平成26年3月31日であることに伴い、河川保全利用委員会において更新許可の妥当性について審議した。 	<p>川らしい河川敷利用に向け、河川保全利用委員会の意見を踏まえた取り組みが進んでいる。</p> <p>今後も周辺環境・地域特性を考慮しつつ、川らしい河川敷利用に向けて取り組んでいくものとする。</p>																												
<p style="text-align: center;">河川保全利用委員会 開催数</p> <table border="1"> <caption>河川保全利用委員会 開催数 (回)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>淀川河川事務所</th> <th>琵琶湖河川事務所</th> <th>猪名川河川事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		年度	淀川河川事務所	琵琶湖河川事務所	猪名川河川事務所	H20	6	5	0	H21	5	3	2	H22	6	3	3	H23	5	6	3	H24	4	1	1	H25	4	4	1
年度	淀川河川事務所	琵琶湖河川事務所	猪名川河川事務所																										
H20	6	5	0																										
H21	5	3	2																										
H22	6	3	3																										
H23	5	6	3																										
H24	4	1	1																										
H25	4	4	1																										
<p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけの実施内容・河川保全利用委員会開催数と重複掲載</p>																													

点 検 項 目 川らしい利用の促進

5.参考資料

【河川利用の実態について】

- ・平成24年時点の国営公園の整備済面積は、238.8haで整備率は19.6%である。
- ・淀川は大都市圏を貫流する河川であり、広い高水敷にはスポーツ施設、広場等が整備され年間を通じて21,719千人(平成18年度)の利用者があり、利用形態では散策等が最も多く、続いてスポーツ、釣りとなっている。
- ・高水敷の形態は平成18年から平成25年では大きく変化していない。平成24年時点の利用状況と占用面積の経年変化を以下に示す。



出典：河川環境データベース

(参考資料)

河川区域内の占用面積については、以下のとおりである。

- 平成20年は 571.8haであった。
- 平成21年は 568.6haであった。
- 平成22年は 568.6haであった。
- 平成23年は 568.5haであった。
- 平成24年は 573.5haであった。
- 平成25年は 573.5haであった。

【河川保全利用委員会の開催状況】

【淀川河川事務所】



淀川河川事務所管内では、川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、占用のあるべき姿について検討を行い、占用施設の新設及び更新の許可にあたって、河川管理者に対して意見を述べることを目的として、平成16年度から委員会による議論を実施している。

平成25年度審議対象における代表的な意見

- ・柵を不連続にするなどし、自然の水辺と公園が両立できるような領域がないか検討すべきという意見もあったことを付記すること。
- ・環境看板のことが前回意見で出ている。引き続き検討をしていただきたい。
- ・スポーツをしている人に占用区域外の自然環境へ目を向けてもらうなど、占用区域外に視野を広げた対応を検討してもらいたい。

桂川保全利用委員会

<http://hozen-riyou.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/katsurarv/katsurarv.html>

【琵琶湖河川事務所】



琵琶湖河川事務所では、「川でなければできない利用・川に活かされた利用」の観点から、占用のあるべき姿について検討を行い、占用施設の新設及び更新の許可にあたって、河川管理者に対して意見を述べることを目的として、平成16年度から河川保全利用委員会にて議論を実施している。

平成25年度審議対象における代表的な意見

- ・駐車場、駐輪場の確保が図られ、改善が認められるが、利便性の向上を図るとともに基本理念に基づいた維持管理の検討を行うことを要望する。
- ・地元小学生の地域学習等の場としても利用されているが、さらに環境・防災教育の活動等にも活用するよう要望する。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

<http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozen/index.html>

点 検 項 目	川らしい利用の促進
---------	-----------

5.参考資料

【猪名川河川事務所】



「猪名川・藻川河川保全利用委員会」は、淀川水系猪名川及び藻川の猪名川河川事務所直轄区間において、周辺環境及び地域特性を考慮しつつ川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、公園等の占用施設の新設及び更新許可にあたって意見を述べることを目的として、平成21年度から委員会による議論を実施している。

平成25年度審議対象における代表的な意見

- ・生物多様性戦略に基づいて公園の整備を検討するとともに、関係部署と協力の上、市民にアピールして頂きたい。
- ・環境学習会を開くなど、環境を考えた本来の川らしい利用が出来るような取り組みを積極的に行って頂きたい。

猪名川・藻川河川保全利用委員会

<http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/busi/information/maintenance.html>

点 検 項 目	川らしい利用の促進
----------------	------------------

3. 進捗状況	4. 点検結果
----------------	----------------

【観点】陸域・水域移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取り組み状況(川らしい河川敷利用)

「指標」違法行為の是正内容・不法耕作面積

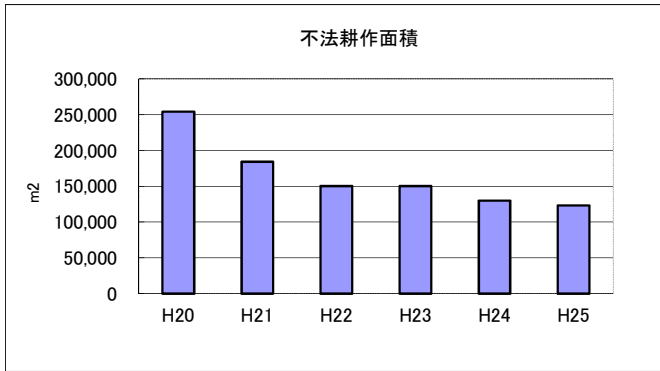
(これまでの取組内容)

不法耕作に対し是正看板設置や現地指導を行い、警告看板を設置した後に現地の整地を実施している。不法耕作面積は以下のとおりである。

- ・平成20年度は約25万m²存在している。
- ・平成21年度は約18万m²存在している。
- ・平成22年度は約15万m²存在している。
- ・平成23年度は約15万m²存在している。
- ・平成24年度は約13万m²存在している。

(平成25年度の取組)

平成25年度の不法耕作面積は約12万m²となり、減少傾向となっている。



不法耕作に対する現地指導等により、不法耕作面積は着実に減少している。

今後も不法耕作、及び不法工作物に対し継続した是正の取り組みを行っていく。

点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]河川景観を損ねている不法耕作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止状況と重複掲載

点 検 項 目	川らしい利用の促進
---------	-----------

5.参考資料

【不法耕作の是正事例】

【淀川河川事務所】



是正前

不法耕作
是正の事例



是正後

淀川河川事務所管内の河川敷には、許可を受けずに設置された不法工作物や民有地以外で許可を受けていない不法な耕作が数多く存在する。淀川河川事務所ではこのような河川敷で行われている不法な工作物設置・耕作等の行為は、違法行為是正実施計画を作成し計画的な是正に努めている。

【猪名川河川事務所】



是正前

不法耕作
是正の事例



是正後

市道を占用している自治体が主となって是正に至った。

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.5.利用 4.5.3.憩い、安らげる河川の整備
点 検 項 目	憩い、安らげる河川の整備
1. 施策の概要	
<p>(1) 憩い、安らげる河川の整備</p> <p>憩い、安らげる河川の整備にあたっては、川らしい利用についての総合的な検討を行う。自然を楽しむことに加え、子供や高齢者が安心して利用できるよう配慮するとともに、多くの人が利用しやすく集うことができる工夫を行うこととする。さらには、地元自治体と連携して、最低限必要な施設の整備を行うとともに、住民団体等が維持管理を行う仕組みづくりや、自治体で行われている地域住民中心の管理制度について検討する。</p> <p>河川利用の施設整備にあたっては、バリアフリー化を進める。また、自転車や車椅子等の快適な通行を確保するため、河川敷及び堤防上面のバイク止めについては構造・設置方法について検討して実施する。</p> <p>(2) 水辺の整備</p> <p>淀川、木津川、桂川、猪名川において、人が水辺に親しめ近づくことができる環境づくりを行うため、地元の住民団体、河川レンジャー等の意見を聴きながら、自治体とも協力して、その地域に応じた自然環境や水辺の風景と調和した水辺の整備を行う。</p> <p>(3) 河口域における憩い空間の形成(干潟公園等)</p> <p>汽水域の生物の生息・生育・繁殖場として貴重な場である河口部において、干潟の再生を行うことにより、都市域の住民が生き物とのふれあいや観察などに利用できる憩いの空間を整備し、都市域におけるコミュニティーの拠点とする。</p> <p>(4) 小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備</p> <p>歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう、小径(散策路)の整備を継続して実施する。なお、自転車と歩行者との安全な利用について検討するほか、河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上を図る。</p> <p>また、変化する水辺の風景を楽しむことや、川沿いの市町村と共同で「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」として、川とまち・地域間の小径(散策路)のネットワークを形成する。</p> <p>(5) 迷惑行為の是正</p> <p>他の利用者や周辺の民家等に迷惑となる行為については、啓発活動実施計画に基づき迷惑行為防止に努める。</p> <p>迷惑ゴルフについては、関係機関と連携し、法的措置も視野に入れ、その是正に努める。バイク走行については、関係機関と連携し法的措置も含めてその規制に努める。</p> <p>(6) ホームレスへの対応</p> <p>ホームレスに対して洪水等による危険性を周知するとともに、自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図る。</p>	

点 検 項 目	憩い、安らげる河川の整備
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「憩い、安らげる河川の整備」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。</p> <p>【観点】憩い、安らげる河川の整備状況</p> <ul style="list-style-type: none">[指標]バリアフリー化の内容・実施箇所数[指標]水辺の整備内容[指標]小径(散策路)の整備内容・延長[指標]迷惑行為の是正内容・対策箇所数[指標]ホームレス対応内容・確認数	

<p>点 検 項 目</p>	<p>憩い、安らげる河川の整備</p>																																
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>																																
<p>【観点】憩い、安らげる河川の整備状況</p>																																	
<p>「指標」バリアフリー化の内容・実施箇所数</p>																																	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>憩い、安らげる河川の整備を示す指標として、平成24年度までに整備を実施してきたトイレ及びスロープの設置数の累計を以下に示す。</p> <p>平成22年度以降は、古いトイレの更新を実施しており、トイレの存置数は前年度と同数となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、92箇所が存在している。 ・平成20年度は、97箇所が存在している。 ・平成21年度は、92箇所が存在している。 ・平成22年度は、92箇所が存在し、1箇所更新を行った。 ・平成23年度は、92箇所が存在している。 ・平成24年度は、92箇所が存在し、5箇所更新を行った。 <p>スロープの設置状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度は、3箇所整備し、累計13箇所である。 ・平成20年度は、2箇所整備し、累計15箇所である。 ・平成21年度は、整備箇所はなく、累計15箇所である。 ・平成22年度は、整備箇所はなく、累計15箇所である。 ・平成23年度は、整備箇所はなく、累計15箇所である。 ・平成24年度は、3箇所整備し、累計18箇所である。 <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度はトイレ及びスロープについては、更新はなかった。ただし、平成25年9月出水等により、トイレ10箇所が破損等で使用できなくなっており、平成26年度以降順次更新・修理を予定している。</p> <div data-bbox="199 1323 699 1693"> <table border="1"> <caption>トイレの設置数(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置数(各年度の存置数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>92</td></tr> <tr><td>H20</td><td>97</td></tr> <tr><td>H21</td><td>92</td></tr> <tr><td>H22</td><td>92</td></tr> <tr><td>H23</td><td>92</td></tr> <tr><td>H24</td><td>92</td></tr> <tr><td>H25</td><td>82</td></tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="199 1704 699 2074"> <table border="1"> <caption>スロープの設置数(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置数(箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>~H19</td><td>13</td></tr> <tr><td>H20</td><td>15</td></tr> <tr><td>H21</td><td>15</td></tr> <tr><td>H22</td><td>15</td></tr> <tr><td>H23</td><td>15</td></tr> <tr><td>H24</td><td>18</td></tr> <tr><td>H25</td><td>18</td></tr> </tbody> </table> </div>	年度	設置数(各年度の存置数)	H19	92	H20	97	H21	92	H22	92	H23	92	H24	92	H25	82	年度	設置数(箇所)	~H19	13	H20	15	H21	15	H22	15	H23	15	H24	18	H25	18	<p>河川内で子どもや高齢者でも安心して利用でき、多くの人が気軽に集うことができる場となるよう、トイレを92箇所、スロープを18箇所設置していたが、利用者からトイレについては「臭い、汚い」との意見が多いため、平成22年度以降は昭和56年度以降に設置されたスチール製トイレを簡易水洗式のFRP製トイレに更新している。また、平成25年9月出水等により、使用できなくなったトイレについては順次更新・修理していくこととしている。</p> <p>今後も安心して、気軽に利用できる場として整備を進めるとともに、施設整備にあたってはバリアフリー化を進める。</p>
年度	設置数(各年度の存置数)																																
H19	92																																
H20	97																																
H21	92																																
H22	92																																
H23	92																																
H24	92																																
H25	82																																
年度	設置数(箇所)																																
~H19	13																																
H20	15																																
H21	15																																
H22	15																																
H23	15																																
H24	18																																
H25	18																																
<p>点検項目「日常からの川と人のつながりの構築」の〔指標〕バリアフリー化の内容・実施箇所数と重複掲載</p>																																	

点 検 項 目 憩い、安らげる河川の整備

5.参考資料

【トイレの整備事例】

【淀川河川事務所】（平成24年度大山崎地区での更新前後のトイレ）

淀川河川事務所管内では、淀川河川公園の利便性の向上のため、公園管理者として移動式のトイレを設置している。トイレの設置数については、各河川公園の年間利用者数と利用状況から必要なトイレの数を算定しており、現在淀川河川公園では84箇所にてトイレを設置している。ゴールデンウィーク等の繁忙期では臨時で追加設置を行っている。現在は利用者からは新規設置数についての要望よりも「臭い、汚い」などの意見が多いため、古いトイレから順に更新作業を行っているところ。



淀川河川公園ホームページ <http://www2.kasen.or.jp/>

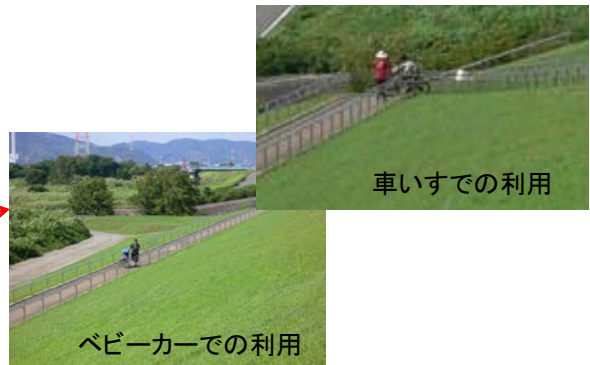
【バリアフリー化の実施事例】

【淀川河川事務所】

淀川河川事務所管内では、淀川河川公園へのアクセス性等の向上のため、地元からのニーズによって河川管理者・公園管理者がスロープを設置している。設置については、予算や設置に伴う洪水への影響を踏まえ、地元からのニーズと公園利用状況から設置を検討している。淀川左岸26.8km付近に設置したスロープでは堤内に関西医科大学付属枚方病院があり車いすでの利用やリハビリテーションとして活用されている。



淀川左岸26.8km付近のスロープ



車いすでの利用

ベビーカーでの利用

点 検 項 目	憩い、安らげる河川の整備	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】憩い、安らげる河川の整備状況		
「指標」水辺の整備内容		
<p>(これまでの取組内容) 地域住民が水辺に親しみ、学習等に活用できる「水辺の楽校」整備を、自治体、住民、住民団体(NPO等)と連携して実施している。</p> <p>(平成25年度の取組) 笠置町・教育関係者・市民団体・木津川上流河川事務所等で連携し、水辺の楽校を遊びの場、自然体験の場、環境学習の場として利用することとしており、整備された笠置地区ではカヌー教室等で利用された。</p>	<p>人々が水辺に親しみ近づくことのできる環境整備が進められている。</p> <p>今後も、引き続き地域の方々や河川レンジャー等の意見を聴きながら、その地域に応じた水辺の整備を進めていく。</p>	

5. 参考資料

【過去の水辺の楽校整備事業における整備内容事例】



木津川の恵まれた自然と道の駅に隣接する立地条件を活かし、子供の安全な環境学習や川遊びの場を提供するとともに、散策路を設け、道の駅に訪れる観光客や周辺住民の憩いの場として三本松地区水辺の楽校を整備した。

また、自然の状態を出来るだけ保全、あるいは再現しながら、子ども達が自然と出会うより安全な水辺をつくり、環境学習の場、自然体験の場、地域の水辺を遊びの場などとして活用していくこととして笠置地区水辺の楽校を整備した。

子どもの水辺サポートセンター

三本松水辺の楽校: <http://www.mizube-support-center.org/cgi-bin/database/database.cgi?cmd=dp&num=256>

笠置水辺の楽校: <http://www.mizube-support-center.org/cgi-bin/database/database.cgi?cmd=dp&num=268>

点 検 項 目	憩い、安らげる河川の整備
----------------	---------------------

3. 進捗状況	4. 点検結果
----------------	----------------

【観点】憩い、安らげる河川の整備状況

「指標」小径(散策路)の整備内容・延長

(これまでの取組内容)

小径は、水辺の風景や川沿いの文化財をめぐる散策路のネットワークによる、川とまちをつなぐ連続性の確保を目的に整備している。

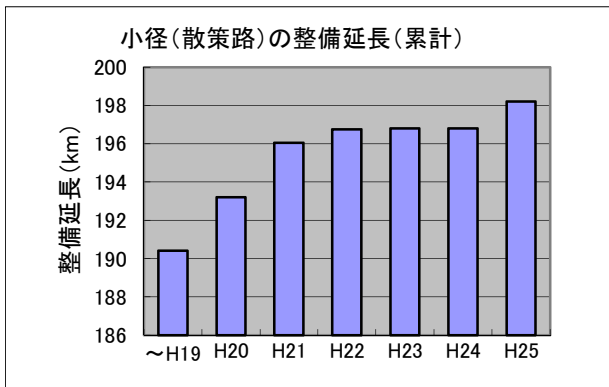
小径(散策路)の整備状況は、以下のとおりである。

- ・平成19年度までに、約190.4kmを整備した。
- ・平成20年度は、2.8 km整備した。
- ・平成21年度は、2.85km整備した。
- ・平成22年度は、0.7 km整備した。
- ・平成23年度は、0.05km整備した。
- ・平成24年度は、整備なし。
- ・平成24年度までに、196.8kmが整備済みである。

(平成25年度の取組)

平成25年度は小径(散策路)を1.4km整備した。全体計画285.9kmのうち、平成25年度末までに198.2km(整備率69%)が整備済みであり、残区間は87.7kmとなった。

今後も、各整備箇所の特徴を考慮した整備内容を検討し、推進を図り、川とまち・地域間の水辺のネットワークの形成に努めるとともに、琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会において、関係機関と広域的な水辺の散策路ネットワークについても調整を図り、利用者の視点に立った活用促進方策について検討していく。



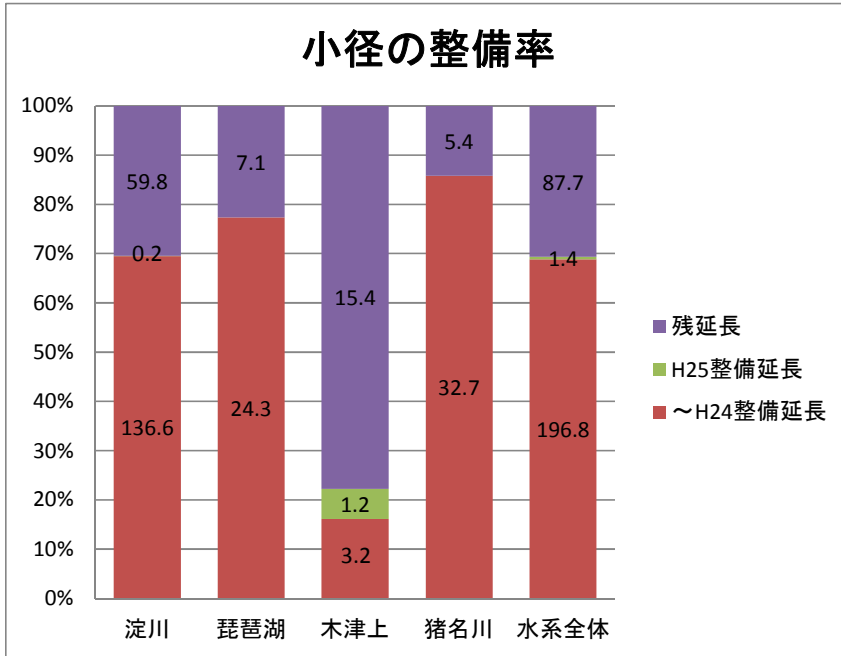
点検項目「日常からの川と人のつながりの構築」の[指標]小径(散策路)の整備内容・延長と重複掲載

点 検 項 目 憩い、安らげる河川の整備

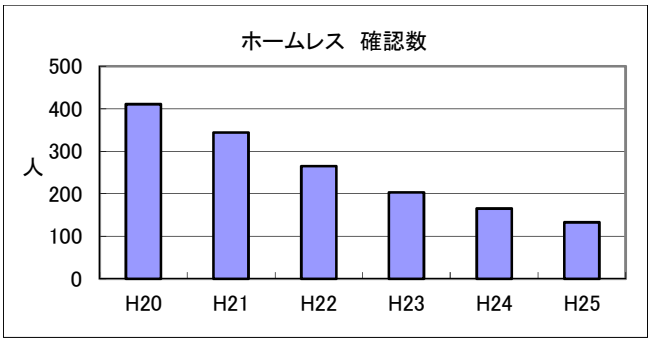
5.参考資料

【小径の全体計画について】

小径については、歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づける施設として、「河川区域内で歩車分離され、舗装済みで円滑に通行できるもの」と定義し、緊急用河川敷道路や河川管理用通路を小径として位置づけており、平成25年度までの水系全体の整備率は69%となり、残区間が87.7kmとなっている。



点 検 項 目	憩い、安らげる河川の整備	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】憩い、安らげる河川の整備状況		
「指標」迷惑行為の是正内容・対策箇所数		
<p>(これまでの取組内容) 淀川本川では平成18年7月、河川法施行令第16条の4第1項第3号イに基づくバイク等車両の乗り入れ規制を行う(淀川左右岸約38km区間)など迷惑行為の是正の取組みを実施している。</p> <p>(平成25年度取組) 平成25年度は、バイクの乗り入れを規制する車止めを1箇所設置した。</p>	<p>バイク走行に対する規制及び車止め設置等の取組みが実施され河川利用者、あるいは近隣住民の安全性が向上している。</p> <p>今後も迷惑行為の是正に向け、関係機関と連携し規制やマナーの向上等に取り組んでいく。</p>	
5. 参考資料		
【バイク乗り入れ規制事例】		
【琵琶湖河川事務所】		
		
<p>瀬田川の河川管理用通路(散策路)を河川利用者の安全に利用できるようにするため、瀬田川散策路へのバイク乗り入れ規制対策として、車いすが通行可能なバイクの進入が出来ない車止めを設置している。</p>		

<p>点 検 項 目</p>	<p>憩い、安らげる河川の整備</p>														
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>														
<p>【観点】憩い、安らげる河川の整備状況</p>															
<p>「指標」ホームレス対応内容・確認数</p>															
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>治水・環境・利用等の面で河川管理を適切に行う観点から、河川敷等に起居しているホームレスの実態を把握するとともに不法に設置されている小屋や放置された荷物などを撤去するよう指導を行っている。併せて、自立支援に向けた情報交換を関係自治体と行うとともに、洪水等の危険性について、河川巡回時に周知している。</p> <p>河川敷におけるホームレスの確認数は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度は、約410人であった。 ・平成21年度は、約340人であった。 ・平成22年度は、約270人であった。 ・平成23年度は、約200人であった。 ・平成24年度は、約170人であった。 <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は、約133人のホームレスが河川敷に起居していることを確認した。</p>  <table border="1"> <caption>ホームレス 確認数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>確認数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>約410</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>約340</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>約270</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>約200</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>約170</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>約133</td> </tr> </tbody> </table>	年度	確認数 (人)	H20	約410	H21	約340	H22	約270	H23	約200	H24	約170	H25	約133	<p>自治体福祉部局との連携によりホームレスの起居数は減少している。</p> <p>今後も引き続き、自治体福祉部局等関係機関と連携していく。</p>
年度	確認数 (人)														
H20	約410														
H21	約340														
H22	約270														
H23	約200														
H24	約170														
H25	約133														

点 検 項 目 憩い、安らげる河川の整備

5.参考資料

【ホームレス実態調査】

【淀川河川事務所】

ホームレスの正確な状況 把握・指導による是正事例



自治体福祉部局との連携

淀川河川事務所管理区間の桂川では、

平成20年度末 25人
 平成21年度末 19人
 平成22年度末 20人
 平成23年度末 8人
 平成24年度末 5人
 平成25年度末 4人

淀川河川事務所では広大な河川敷に居住するホームレスに対応するため、通常の河川巡視とは別に「ホームレス対応班」を設置し、定期的な巡回による正確な居住指導実態の把握・指導等を行いホームレスに対する取り組みを強化し、自治体福祉部局との連携を図っている。

【猪名川河川事務所】



猪名川河川事務所管理区間では、

平成20年度末 26人
 平成21年度末 14人
 平成22年度末 17人
 平成23年度末 15人
 平成24年度末 10人
 平成25年度末 7人

となっている。定期的に職員が巡回して指導等を行っている。また、自治体福祉部局及び橋梁管理者と連携して対応している。

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.5.利用 4.5.4. まちづくり・地域づくりとの連携
点 検 項 目	まちづくり・地域づくりとの連携
1. 施策の概要	
<p>(1) 三川合流部の整備 桂川、宇治川、木津川の三川合流域の豊かな自然や歴史・風土に根ざした景観、歴史的文化資源を保全しつつ、京阪神都市圏の住民が、人と自然の関わりを総合的に学ぶ環境学習機能等を備える新しいタイプの地域間交流拠点を整備し、さらには鉄道・道路・舟運等のネットワークを構築する「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、関係自治体等との協議会で検討して実施する。</p> <p>(2) まちづくりや地域づくりと連携した河川の整備</p> <p>1) 歴史文化と調和した地域の観光に資する河川整備 宇治川、桂川など、歴史的文化的な地域を流れる河川においては、地域の歴史文化に調和し、観光等の地域活性化に資するよう自治体等と連携して河川整備を行う。</p> <p>2) 良好な水辺まちづくり 淀川において、川沿いの自治体、関係機関と連携し、高規格堤防の整備に併せ水辺に良好な都市空間を形成していく。</p> <p>3) 堤防(占用)道路の移設 淀川において、堤防上の占用道路による人と川、まちと川のつながりの分断を是正するため、高規格堤防の整備やまちづくりにあわせて、堤防道路の移設について、関係機関と調整する。</p> <p>4) 水と緑のネットワークによる地域拠点の整備 淀川とまちをつなぐ観点から大阪中心部にせせらぎを設ける「水の路」への導水について、関係機関と連携して検討する。</p>	

点 検 項 目	まちづくり・地域づくりとの連携
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「まちづくり・地域づくりとの連携」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。</p> <p>【観点】まちづくりや地域連携の取り組み状況</p> <p>[指標]三川合流部の拠点の整備内容</p> <p>[指標]歴史文化と調和した河川整備内容</p> <p>[指標]水を活かしたまちづくりの取り組み内容</p>	

点 検 項 目	まちづくり・地域づくりとの連携	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】まちづくりや地域連携の取り組み状況		
「指標」三川合流部の拠点の整備内容		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>平成19年11月には「淀川三川合流域地域づくり構想」が策定され、平成18年から平成24年にかけては、構想で検討されている舟運や歴史・環境学習といった利用形態を試験的に再現し、集客人員や住民ニーズを把握するため、「淀川ふれあい交流イベント」を毎年実施している。</p> <p>平成21年3月には、「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向けた国、府、市町による行動計画が策定された。</p> <p>平成24年4月には、八幡桜まつりにおいて花見船の運航を実施し、8月には、「第4回七夕まつり」を開催した。</p>  <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は淀川河川公園背割堤地区及び淀川三川交流拠点施設を中心とした淀川三川合流域の地域活性化に有用なイベント等の企画及び実証実験を行い、その結果を検証した。</p> <p>点検項目「日常からの川と人のつながりの構築」の〔指標〕三川合流部交流拠点の整備内容と重複掲載</p>	<p>「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向けて、交流活動や関係機関との調整を着実に実施している。</p> <p>今後さらに「淀川三川合流域地域づくり推進協議会」にて自治体間や地域との連携を深めつつ、「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、三川合流部の整備の具体化に向けて関係自治体・民間事業者等と連携した実証実験・意見交換会を実施し、検討を推進する。</p>	
5. 参考資料		
<p>【淀川三川合流域事業調整連絡会の取り組み状況】 【淀川河川事務所】</p> <p>三川合流部では、八幡桜まつり(参加者約20万人)に併せて、平成25年4月1日から5日にかけて、花見船を運航した。</p> <p>《八幡桜まつりにおける取り組み》</p>  		

点 検 項 目	まちづくり・地域づくりとの連携
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】まちづくりや地域連携の取り組み状況	
「指標」歴史文化と調和した河川整備内容	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>宇治川の塔の島地区では改修にあたって世界遺産を擁する地域の景観に配慮し、『河川がもたらす自然の作用によって形成された「中洲」としての姿を現代的に考え、歴史的に蓄積されてきた人と川、人と自然の親密な関係を文化的環境、文化的景観として再生する。』ことを基本理念に、学識経験者及び地元の意見を踏まえた事業計画を作成し、実施している。事業計画作成に当たっては、石張護岸や古典的土木技法である木工沈床を活用し、地元宇治市の「宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想」も踏まえ歴史や景観との調和に配慮した。</p> <p>また、宇治川に相応しい護岸設計のため、平成21年度には「塔の島地区景観構造検討会」を設立し、学識経験者及び地元と検討を進めている。</p> <p>桂川の嵐山地区では改修にあたって治水・環境・景観・観光等に関する助言等を行い、観光産業への影響を含め、嵐山地区の景観や利用に配慮した河川整備の計画について検討を行うことを目的に、桂川嵐山地区河川整備検討委員会(以下、検討委員会)を平成24年7月に設立し、実施してきている。</p> <p>また、地元関係団体へ河川管理者が委員会内容について説明し意見をいただくため、桂川嵐山地区河川整備地元連絡会(以下、地元連絡会)を平成24年6月に設立し、併せて実施して進めている。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>宇治川の塔の島地区については、一部護岸形状が決定され、掘削及び護岸の施工を進めている。平成25年度は「塔の島地区景観構造検討会」を8月と11月の計2回開催し、塔の島上面の植栽計画(案)についてのアンケート調査結果の報告や宇治公園再生計画(案)についての意見をいただいた。</p> <p>なお、宇治公園再生計画については、平成25年12月13日に京都府・宇治市・淀川河川事務所連名で公表するとともに、宇治市内の地元住民に約8万部配布を行った。</p> <p>桂川の嵐山地区の河川整備については、平成25年度は検討委員会を1月に1回開催し、平成25年9月台風18号の出水状況及び緊急的な対策(堆積土砂の撤去)、景観への影響の小さい暫定対策について意見をいただいた。また、併せて、地元連絡会も1月と2月の計2回開催した。</p>	<p>地元観光協会、学識経験者、地元自治体と連携し、河川環境や景観に配慮し、地域社会貢献できる整備案について検討を進めている。</p> <p>引き続き連携して検討する必要がある。</p>

点検項目 まちづくり・地域づくりとの連携

5. 参考資料

【淀川河川事務所】

平成25年12月13日に京都府・宇治市・淀川河川事務所連名で宇治公園再生計画を発表した。

宇治公園再生計画

宇治川の改修に伴う宇治公園の再生計画について、市民のみなさまへのアンケート、塔の島地区景観構造検討会、宇治川サクラプロジェクト市民ワークショップなどのご意見を踏まえて検討して参りましたが、このたび「現状の樹木を極力保全する」ことを基本として、「宇治公園再生計画」を取りまとめましたので、お知らせいたします。なお、植樹間隔等については、今後も継続して検討して参ります。

宇治公園再生計画の方針

- ◆ 宇治川と周辺の景観や自然環境を現代に活かし、古来よりの景勝地としての魅力を高め、塔の島や橋島の原形である川の中洲にふさわしい整備を行う。
 - ⇒ 宇治川の風景を体感する場を置く
- ◆ 世界遺産をつなぐ回廊の途上において宇治川とその景観に調和し、イベントや憩いの場として利用される高品位で趣のある環境の基盤を整える。
 - ⇒ 宇治川を背景とした憩いと集いの場をつくらせる

アンケート調査結果に基づく再生計画

- 平等院と宇治上神社を結ぶ歩きやすい石敷舗装の敷設路を整備します。
- 景観を損やでできる石敷舗装の視点を整備します。
- 植栽に当たっては、島内から水面への見通しを良くします。
- 水面への見通しや景観に配慮した安全柵を設置します。
- 現況地形を見直し、塔の川沿いのサクラや中の島橋付近の樹木を極力保全します。
- 現位置で保全できない樹木は極力移植しますが、枯死木・病木など移植しても生育が見込めないと樹木医が判断したものは、やむを得ず伐採します。
- 橋島の植栽は、保全するソメイヨシノの他、ヤマザクラ、エドヒガン、オオシマザクラを加え、多彩な花色で開花期間を長くします。
- 塔の島は、季節を感じられる樹木を植えることとし、クロマツに加え、モミジを配置し秋のイメージを印象づけます。
- サクラの広場ゾーンは、トイレをリニューアルするとともに、現在の浄化槽用地（約700㎡）を活用し、現在の広場面積を概ね確保します。

サクラの広場ゾーン

安全するソメイヨシノとのバランスを考慮しつつ、ヤマザクラ、エドヒガン、オオシマザクラを加え、多彩な花色で開花期間を長くします。

松陰の広場ゾーン

季節を感じられるように、クロマツに加え、モミジを配置し秋のイメージを印象づけます。

○はH25年3月、◎はH25年9月のアンケート結果に基づくもの

『宇治公園再生計画』策定までの経緯とこれからの向けて

- 宇治川塔の島や世界遺産である平等院、宇治上神社及びその周辺一帯は、宇治市のシンボル景観に位置付けられており、文化庁の重要文化的景観にも選定されるなど、景観上重要な地域です。
- しかし、治水には洪水を流す能力が低い区間となっているため、景観などに配慮しながら、河床掘削や橋島下流部の切下げ等により、流下能力を概ね現状の900m/sから1500m/sに向上させる改修事業を実施しています。
- 宇治川の改修に伴う宇治公園の再生計画については、みなさまのご意見や専門家のご意見を踏まえて検討して参りました。今後も引き続きみなさまのご意見をうかがいながら、よりよい事業を進めて参りますのでよろしくお願いいたします。

● 塔の島地区の整備についてのアンケートを実施しました

◆ **アンケートの目的:** 「現状の樹木を極力保全する」ことを基本とし、「護岸形状の見直し(案)」、「宇治公園の再生計画(案)」を作成し、これらの計画案に対して、市民のみなさまから意見を募集しました。

◆ **意見募集期間:** 平成25年9月21日～平成25年10月10日

◆ **調査対象と配布部数:** 宇治市内の全戸に配布(81,000部)

◆ **回答総数:** 4,328部

◆ **アンケートの結果:** 結果は下記ホームページで詳しく公開しています。
<http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/tounoushima/>

主な自由意見	主な自由意見
<p>◆ 景観・環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 河床掘削の掘削、河床掘削、掘削による景観の悪化、掘削による景観の悪化、掘削による景観の悪化 掘削による景観の悪化、掘削による景観の悪化、掘削による景観の悪化 掘削による景観の悪化、掘削による景観の悪化、掘削による景観の悪化 	<p>◆ 植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> 掘削による景観の悪化、掘削による景観の悪化、掘削による景観の悪化 掘削による景観の悪化、掘削による景観の悪化、掘削による景観の悪化 掘削による景観の悪化、掘削による景観の悪化、掘削による景観の悪化

【関1】護岸形状等を見直すことについて

見直しを希望する方が多い。見直しを希望する方が多い。見直しを希望する方が多い。

【関2】養生木について

養生木を希望する方が多い。養生木を希望する方が多い。養生木を希望する方が多い。

【関3】3つのゾーンの設置、A案、B案の2つの植栽計画案を作成しましたが、ゾーン毎にどちらが良いと思いますか。

桜川の堤ゾーン、桜川の広場ゾーン、松陰の広場ゾーン

桜川の堤ゾーン: 桜川の堤ゾーン、桜川の堤ゾーン、桜川の堤ゾーン

桜川の広場ゾーン: 桜川の広場ゾーン、桜川の広場ゾーン、桜川の広場ゾーン

松陰の広場ゾーン: 松陰の広場ゾーン、松陰の広場ゾーン、松陰の広場ゾーン

● 宇治川サクラプロジェクト 市民ワークショップを開催しました

◆ **目的:** 宇治川右岸・塔の川左岸のサクラの植樹場所と、塔の島・橋島の樹木について市民の皆さんと一緒に考えました。

◆ **開催日時:** 平成25年9月15日

◆ **参加者数:** 約30人

◆ **主催等:** 主催: 公益社団法人 宇治市観光協会
 後援: 国土交通省淀川河川事務所 京都府 宇治市 宇治商工会議所
 協賛: 宗教学法人宇治上神社 宗教学法人平等院

● 塔の島地区景観構造検討会 (第8回、9回) を開催しました

◆ **検討会の目的:** 塔の島地区の河川整備の計画について、塔の島付近の景観や自然環境に配慮した河川構造及び公園計画設計の検討を行うにあたって専門家等の意見を聴くことを目的に平成21年に発足しました。平成25年度には第8回、9回を公開で開催し、宇治公園再生計画についてのご意見をお聴きしました。

◆ **開催日時:** 第8回検討会 平成25年8月19日
 第9回検討会 平成25年11月6日

◆ **検討会委員:** 9人(土木、観光、生物、景観、行政の専門家)

◆ **検討会の結果:** 結果は下記ホームページで詳しく公開しています。
http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/tou_kentou/index.html

平成25年度の工事の予定

河床掘削、宇治川、河川掘削、工事用遊路

宇治川さくらまつりへの対応について

◆ 平成26年度のさくらまつりの開催にあたっては、市民のみなさまに楽しんで頂けるよう、十分配慮いたします。

◆ 工事により一部の区間の通行ができなくなるなど不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

宇治川サクラプロジェクトの予定

◆ 平成26年2月頃に、第1回懇話会を計画しています。どなたでも参加できますので、ぜひ、お越し下さい。

◆ 詳しくは、下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

公益社団法人宇治市観光協会 0774-23-3334
 ホームページ <http://www.kyoto-ujikankou.or.jp/>

◆ 意見などお寄せ下さい

▶ 広報資料の掲載は、淀川河川事務所・京都府・宇治市のホームページでも行っています。

▶ これからも、みなさまからのご意見を頂きながら、よりよい事業を進めて参ります。

▶ ご意見のある方は、件名に「塔の島地区の整備について」と記載の上、下記メールアドレスにお送りいただくか、ハガキにてお送り下さい。

電子メール eqke4030@kkr.mlit.go.jp

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所
 〒573-1191 大阪府枚方市南河2-2-10
 TEL 072-843-2861 (FAX)
 URL <http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/>

国土交通省淀川河川事務所・京都府・宇治市

点 検 項 目	まちづくり・地域づくりとの連携
---------	-----------------

5. 参考資料

【淀川河川事務所】

平成26年1月27日に第4回桂川嵐山地区河川整備検討委員会を開催した。

桂川嵐山地区河川整備検討委員会(第4回)の概要

○第4回検討委員会では、平成25年9月台風18号出水状況及び出水を踏まえた緊急的な対策、景観への影響の小さい暫定対策についてご意見を頂きました。

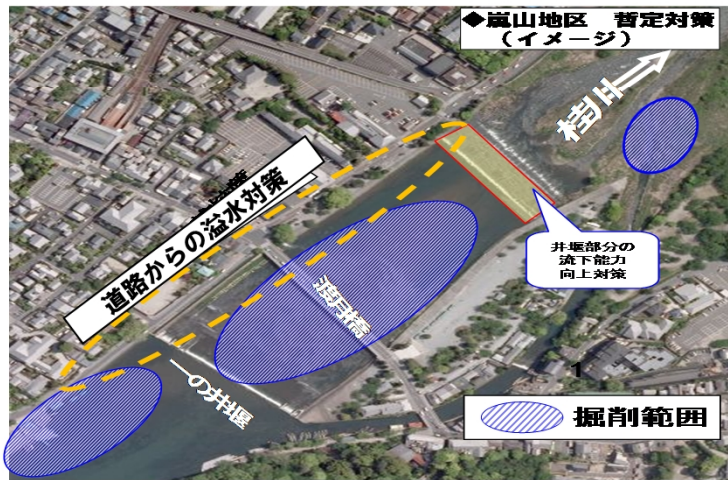
① 平成25年9月台風18号を踏まえた対応方針と緊急的な対策

■ 台風18号被害状況報告 ■



台風18号を踏まえた

緊急的な対策



台風18号を受けて、緊急的に堆積土砂の撤去を実施。その上で、景観等への影響の小さい河道対策を中心とした暫定対策を検討委員会において検討し、浸水被害の軽減を図っています。

[緊急的な対策]

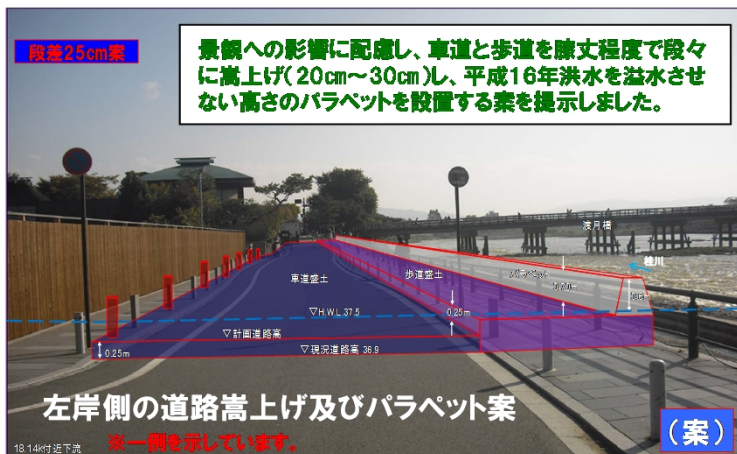
- ① 堆積土砂撤去

[景観への影響の小さい暫定対策]

- ① 左岸の道路からの溢水対策
- ② 6号井堰部分の流下能力向上対策

② 景観への影響の小さい暫定対策

暫定対策については、主に左岸側の道路から、平成16年洪水を溢水させない対策を提案させて頂きました。



◆◆第4回委員会を受けて◆◆

- 緊急的な対策(堆積土砂撤去)の実施については、ご了解を頂きました。
- 緊急的な対策(堆積土砂撤去)は、施工時期等について地元住民や関係機関等と調整を行ったうえで実施させて頂きます。(平成26年度から実施予定)
- 左岸側道路からの溢水対策については、委員会等においても種々の意見があり、引き続き、検討していきます。
- 平成16年度洪水を計画高水位以下で安全に流下させる対策については、幅広く意見を聞きな合意形成を図っていきます。

本資料は概要ですので、詳しくは、<http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/arashiyama-workshop/report/index.html#第4回>

点 検 項 目	まちづくり・地域づくりとの連携																
3. 進捗状況	4. 点検結果																
【観点】まちづくりや地域連携の取り組み状況																	
「指標」水辺を活かしたまちづくりの取り組み内容																	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>水辺を活かしたまちづくりの主な取り組み事例を以下に示す。</p> <p>①高規格堤防 高規格堤防の整備状況は、以下のとおりである。 ・平成19年度は、0.12km整備し、累計4.85km整備している。 ・平成20年度は、整備区間はなく、累計4.85km整備している。 ・平成21年度は、整備区間はなく、累計4.85km整備している。 ・平成22年度は、0.08km整備し、累計4.93km整備している。 ・平成23年度は、0.35km整備し、累計5.28km整備している。 ・平成24年度は、0.09km整備し、累計5.37km整備している。</p> <p>②瀬田川 瀬田川においては大津市による「瀬田川かわまちづくり」により大津市南部地域の良い河川空間の創出による景観形成、観光並びに地域コミュニティー等、地域振興となるまちづくりを進めている。</p> <p>③南山城村総合計画 南山城村総合計画では、「未来を想像する潤いに満ちた元気むらをめざして」をテーマに「水と緑の豊かな環境づくり」として自然環境の保全・育成が位置づけられている。 南山城村地区かわまちづくり事業では村の中核施設が集中して隣接している地域に環境学習等のより安全な河川敷利用、水防訓練等多目的な活用を可能とするために河川管理用通路等を整備した。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>①高規格堤防 平成25年度までに23地区で整備した高規格堤防の整備延長の累計を以下に示す。</p> <div data-bbox="188 1361 774 1787" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>高規格堤防整備延長(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>整備延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~H19</td> <td>4.85</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>4.85</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>4.85</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>4.93</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>5.28</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>5.37</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>5.69</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>平成25年度は、整備中の2地区において、早期の完成を目指し、以下の取り組みを行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 大庭地区: 共同事業者(大阪府庭窪浄水場)及び国による高規格堤防盛土の整備が完了。 2) 大宮地区: 地盤改良及び高規格盛土を実施。 <p>平成25年度まで完成区間及び暫定完成区間を含み整備延長は5.69km(整備の区間:1.31km)となっており、整備率は6.4%(整備の区間:5.9%)である。</p>	年度	整備延長(km)	~H19	4.85	H20	4.85	H21	4.85	H22	4.93	H23	5.28	H24	5.37	H25	5.69	<p>高規格堤防の整備により、超過洪水対策が着実に進められている。</p> <p>整備の区間のうち、地元から強い要望があり、また、まちづくりとの連携がスムーズにでき、大洪水時にも浸水しない広域避難場所等として活用できるなど、地域の防災力向上に資するところ等を優先的に整備していく。</p>
年度	整備延長(km)																
~H19	4.85																
H20	4.85																
H21	4.85																
H22	4.93																
H23	5.28																
H24	5.37																
H25	5.69																

点 検 項 目	まちづくり・地域づくりとの連携
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】まちづくりや地域連携の取り組み状況	
「指標」水辺を活かしたまちづくりの取り組み内容	
<p>※平成23年2月から12月にかけて「高規格堤防見直しに関する検討会」により整備区間の見直しが議論され、同年12月に「新たな整備区間」が決定された。</p> <p>見直し後の整備区間(整備の区間)は大阪市の一部及び守口市の一部の合計22.4kmであり、そのうち1.31km整備済みである。見直し前の整備区間(従来の区間:淀川河口から三川合流部までの89.2km)の整備済み延長を合わせると、合計5.69km整備済みである。</p> <p>点検項目「高規格堤防(スーパー堤防)の整備」の[指標]高規格堤防の整備内容・延長と重複掲載</p> <p>②瀬田川 平成25年度は、「瀬田川かわまちづくり」のうち、国が受け持つ散策路整備の基盤整備について、南郷地区において0.11kmの橋梁上部工に着手した。引き続き、平成26年度完成を目指して上部工整備を実施する。</p> <p>③南山城村総合計画 南山城村地区かわまちづくり事業で整備した、村の中核施設と一体となったエリアは、地域住民手づくりによるイベントのメイン会場として、多くの観光客に利用されている。</p>	

点 検 項 目 まちづくり・地域づくりとの連携

5.参考資料

高規格堤防整備の抜本の見直し(平成23年12月)

高規格堤防については、平成22年10月の行政刷新会議の事業仕分けを受け、有識者からなる「高規格堤防の見直しに関する検討会」を開催し、いったん白紙にしてゼロベースで検討を行った。

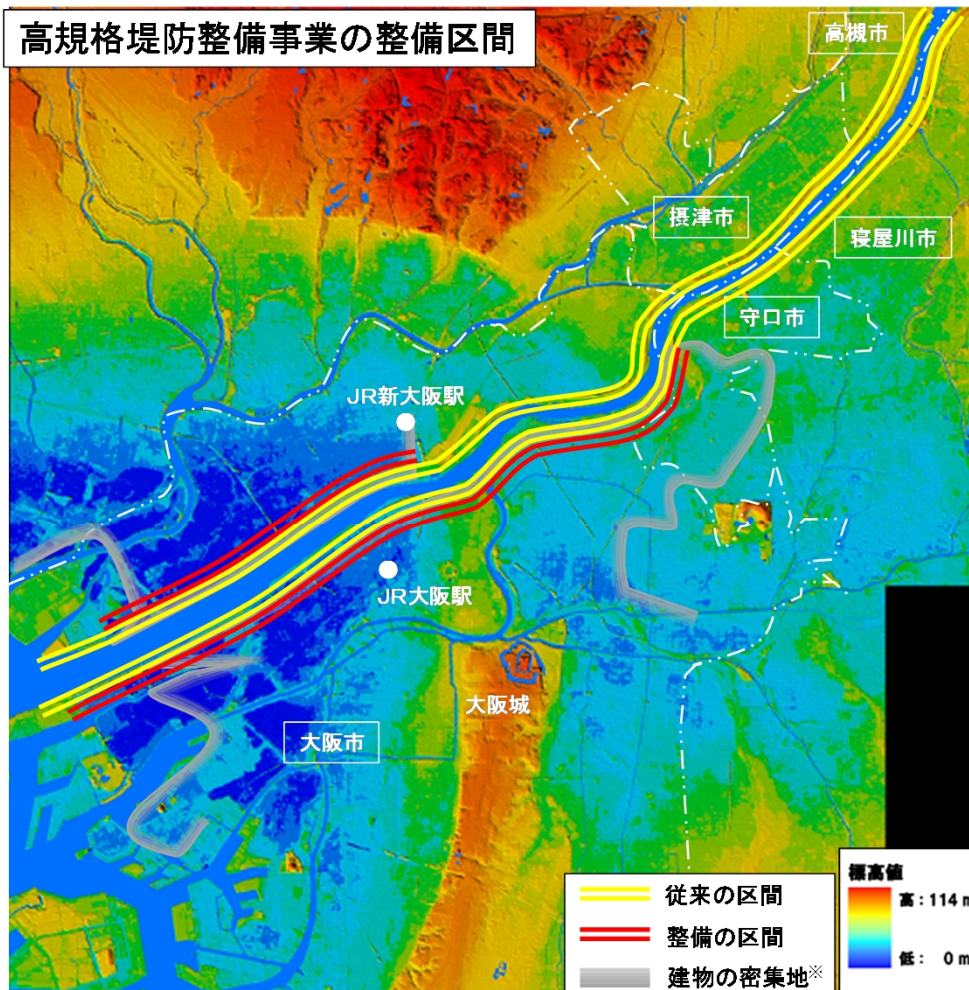
その結果、平成23年12月に「人命を守る」ということを最重視し、従来の約873kmの区間から「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」であるゼロメートル地帯等の約120kmの区間とすることとした。

具体の区間設定の考え方は、

- ・堤防が決壊すれば十分な避難時間もなく海面下の土地が浸水する区間
- ・堤防が決壊すれば建物密集地の建築物が2階まで浸水する区間
- ・堤防が決壊すれば破壊力のある氾濫水により沿川の建物密集地に被害が生じる区間

上記の考えに従い、淀川においては、下記のとおり、高規格堤防の整備区間を設定した。

河川名		下流	上流
淀川	右岸	大阪市西淀川区百島地先 (大阪市西淀川区)	JR東海道本線橋梁付近 (大阪市淀川区・東淀川区)
	左岸	大阪市此花区酉島地先 (大阪市此花区)	下島公園付近 (守口市)



※国土院の地形図における河川沿川の建物の密集地

高規格堤防の見直しに関する検討会

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/koukikakuteibou/index.html

点検項目 まちづくり・地域づくりとの連携

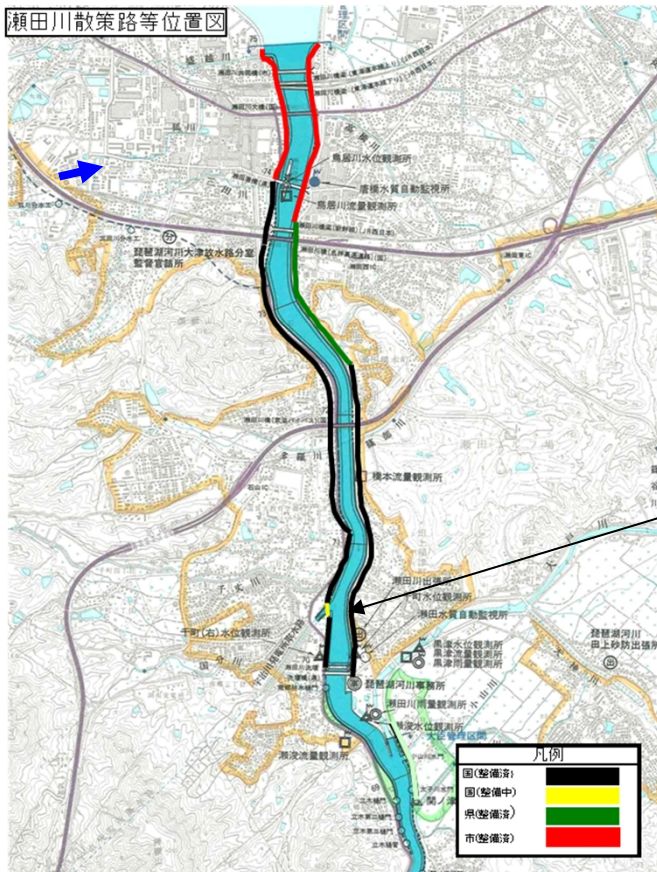
5.参考資料

【南山城村地区かわまちづくりの事例】



南山城村地区かわまちづくり事業では、村の中核施設が集中して隣接している地域に環境学習等のより安全な河川敷利用、水防訓練等多目的な活用を可能とするために河川管理用通路等を整備した。やまなみホール周辺での「京・むらまつり」などの地域住民手づくりによるイベントのメイン会場として、多くの観光客に利用されている。

【瀬田川のかわまちづくりの事例】



瀬田川散策路整備状況
(大津市稲津1丁目地先)



現在整備中の橋梁完成イメージ

瀬田川には、豊かな歴史・文化が生まれ、石山寺、瀬田の唐橋、南郷洗堰など多くの歴史・文化遺産が残されている。こうした歴史・文化遺産を活用した「かわまちづくり」を滋賀県、大津市との連携し、国の管理用通路、県道(夕照の道)、市の公園通路をつなげて散策路としても整備している。

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.5.利用 4.5.5.水源地域の活性化
点 検 項 目	水源地域の活性化

1. 施策の概要

上流山間部の水源地域は、治水、利水、環境面にわたり流域全体の健全な水循環系を支えてきた。しかし、山間地域の過疎化が急激に進行すると、森林の荒廃等により土砂流出の増加や、森林の水源涵養機能の低下が懸念される。

そのため、下流の都市域に暮らす人々は、上流山間部の水源地域の恩恵を継続的に受けていることを鑑み、上流山間部を持続的に健全な状態に保っていく必要性を十分に認識し、水源地域を意識した流域圏の視点を持つことが重要である。

淀川水系においては、上流域のダム群や琵琶湖が果たしている治水面、利水面の役割が、下流受益地域に的確に伝わっているとは言えないことから、上下流が連携しダム等の役割を適切に伝える活動が求められている。そのため、上下流の交流を一層促進し、水源地域に対する理解を深め、さらに交流の恒常化と交流人口の増加を進めるための施策を支援・実施する。具体的には、自然環境の保全に留意しつつ、交流の基盤となるダム及びダム湖周辺の利活用や利用のための施設の整備といったハード対策と交流の受け皿となる地域の催しや環境保全活動などのソフト対策の支援・実施を関係機関と連携の下、継続的に推進する。

- (1) 水源地域ビジョンを推進する。
- (2) 親水性のある護岸や散策路等の整備を行い、公園キャンプ場等のダム周辺施設の利用の促進を図る。
- (3) カヌー等レジャーの水面利用、釣りなどの利用促進に向けたルール策定等について検討し、観光・レクリエーション資源としての湖面活用の促進を図る。
- (4) 「ダム水源地ネットワーク」として、ダム水源地の役割や重要性の理解を得るための情報発信を今後とも継続するとともに、水源地と下流域の人々の交流を促進するため、河川管理者が橋渡しとなり、下流域の人々にダム水源地での植樹等、水源地域を訪れることのできる機会を設ける。また、「森と湖に親しむ旬間」等の行事を通じて交流を促進する。
- (5) 事業中のダムについては、水源地域の活性化に向けた将来の貯水池管理、利活用等を関係機関等とともに検討し、湖面利用や周辺環境整備等のハード対策と併せ地域イベント等のソフト対策を支援・実施する。

点 検 項 目	水源地域の活性化
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「水源地域の活性化」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。</p> <p>【観点】水源地域ビジョンの推進状況</p> <p>[指標]水源地ビジョン策定とその後の活動内容・回数</p> <p>[指標]ダム周辺の施設整備内容</p> <p>[指標]湖面活用促進の取り組み内容・活用数</p>	

点 検 項 目	水源地域の活性化																		
3. 進捗状況	4. 点検結果																		
【観点】水源地域ビジョンの推進状況																			
「指標」水源地ビジョン策定とその後の活動内容・回数																			
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>水源地域ビジョンは天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム及び一庫ダムの8ダムで策定されている。また、各々のダムにおいて、水源自治体、関係行政機関、ダム管理者等から成る協議会あるいは連絡会が設立され、水源地域ビジョンの実行を図っている。</p> <p>貯水池周辺清掃活動の実施状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度は、12回実施し、約1,300人が参加した。 ・平成21年度は、12回実施し、約1,300人が参加した。 ・平成22年度は、25回実施し、約 800人が参加した。 ・平成23年度は、21回実施し、約 800人が参加した。 ・平成24年度は、19回実施し、約 800人が参加した。 <p>施設見学の参加状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度は、約69,000人が参加した。 ・平成21年度は、約61,000人が参加した。 ・平成22年度は、約67,000人が参加した。 ・平成23年度は、約51,000人が参加した。 ・平成24年度は、約46,000人が参加した。 <p>水源地ビジョン策定地区におけるホテル鑑賞会の実施状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度は、1回実施し、約100人が参加した。 ・平成21年度は、2回実施し、約140人が参加した。 ・平成22年度は、1回実施し、約 50人が参加した。 ・平成23年度は、1回実施し、約 50人が参加した。 ・平成24年度は、1回実施し、約150人が参加した。 <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度は、水源地域ビジョンの取り組みとして、貯水池周辺清掃に約1,000人(16回開催)、施設見学会に約4万1千人、ホテル鑑賞会に5人が参加している。</p> <div data-bbox="209 1554 794 1989"> <table border="1"> <caption>貯水池周辺清掃</caption> <thead> <tr> <th>開催回数</th> <th>12回</th> <th>25回</th> <th>21回</th> <th>19回</th> <th>16回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加人数(人)</td> <td>約1,300</td> <td>約800</td> <td>約800</td> <td>約800</td> <td>約1,000</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> </tbody> </table> </div>	開催回数	12回	25回	21回	19回	16回	参加人数(人)	約1,300	約800	約800	約800	約1,000	年度	H21	H22	H23	H24	H25	<p>水源地域ビジョンを策定し連絡会等により各施策が実施され、各行事には多数の参加者が訪れている。</p> <p>また、ダム周辺では施設整備が進められ利用者の利便性が向上するとともに、湖面利用の促進に取り組んでいる。</p> <p>今後も関係機関と連携しダム施設見学会、ダム湖周辺におけるマラソン大会、水源地域の植林活動、間伐材の利用促進、水質保全対策の実施や不法投棄対策の実施など水源地域ビジョンの取り組みを継続的に推進する。</p> <p>また、ダム周辺施設の整備や湖面利用促進策を進めていく。</p>
開催回数	12回	25回	21回	19回	16回														
参加人数(人)	約1,300	約800	約800	約800	約1,000														
年度	H21	H22	H23	H24	H25														

点 検 項 目	水源地域の活性化																														
3. 進捗状況	4. 点検結果																														
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="236 275 766 678"> <table border="1"> <caption>施設見学</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>参加人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>68,000</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>45,000</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>40,000</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="236 696 766 1131"> <table border="1"> <caption>ホタル鑑賞会</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>開催回数</th> <th>参加人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>2回</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>1回</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>1回</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>1回</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>1回</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p>また、平成25年度の個別の取組としては、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天ヶ瀬ダムでは、宇治観光ボランティアガイドクラブとともに、天ヶ瀬ダムを広く国民に知っていただき、あわせて、天ヶ瀬ダムを観光資源として活用していただくことを目的とした協働事業における施設見学を実施した。 ・淀川水系のダム水源地区が広域的に連携して、ダムや水源地区への理解を深め、関心を高揚させるための情報発信並びに水源地区の地域振興等を図ることを目的として、青蓮寺ダム管理所及び、比奈知ダム管理所において現場視察と意見交換会を実施した。 ・水源地区に対する理解を深めて頂くため、淀川資料館に展示ブースを設置し、淀川水系各ダム及び水源地区の各市町村のパネル展示、パンフレット配布等を実施した。 ・日吉ダムにおいて、水源地区ビジョン連絡会の連携活動の取り組みとして、集中取組期間(9月～11月)を設けて関係機関によるダム周辺地区の清掃活動を実施した。 ・木津川ダム群において、水源地区ビジョンの実行連絡会を4回開催し、関係自治体、機関等が平成24年度の実施報告並びに平成25年度の計画報告を行った。 また、各ダムにおいて施設見学会を実施した。 ・一庫ダムにおいて、水源地区ビジョン推進協議会による廃棄物の有効活用やゴミの減量への意識を高める事を目的に、ダム湖に流入した流木を利用した「美しい猪名川 流木ペインティング大会」を実施。(8月) <p>点検項目「上下流の連携の構築」の[指標]水源地区ビジョン策定とその後の活動内容・回数と重複掲載</p>		年度	参加人数(人)	H21	60,000	H22	68,000	H23	50,000	H24	45,000	H25	40,000	年度	開催回数	参加人数(人)	H21	2回	140	H22	1回	50	H23	1回	50	H24	1回	150	H25	1回	5
年度	参加人数(人)																														
H21	60,000																														
H22	68,000																														
H23	50,000																														
H24	45,000																														
H25	40,000																														
年度	開催回数	参加人数(人)																													
H21	2回	140																													
H22	1回	50																													
H23	1回	50																													
H24	1回	150																													
H25	1回	5																													

点 検 項 目

水源地域の活性化

5. 参考資料

【天ヶ瀬ダム施設見学の状況】

【淀川ダム統合管理事務所】

天ヶ瀬ダムでは、宇治観光ボランティアガイドクラブとともに、天ヶ瀬ダムを広く国民に知っていただき、あわせて、天ヶ瀬ダムを観光資源として活用していただくことを目的とした 協働事業 における施設見学(見学ハイキング)を平成23年度から実施している。平成25年度から協業先に京都府営水道、宇治市歴史資料館を新たに見学先に加えて実施を行った。平成23年度に126名、平成24年度に81名、平成25年度は111名の方に参加をいただいている。



天ヶ瀬ダムにおける住民協働の取り組み

<http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/dam-kyoudou.html>



宇治市歴史資料館の見学状況

【ダム水源地の市町村・ダム管理者等による意見交換会】

【淀川ダム統合管理事務所】



淀川水系ダム水源地ネットワークは、淀川水系のダム水源地が広域的に連携して、ダムや水源地への理解を深め、関心を高揚させるための情報発信並びに水源地の地域振興等を図ることを目的としている。

平成25年10月4日青蓮寺ダム管理所及び、比奈知ダム管理所において現場視察と意見交換会を実施した。

【水源地市町村等のPR活動】

【淀川ダム統合管理事務所】



平成25年10月12日～11月10日に淀川資料館において開催された「秋の特別企画展～治水の転機となった戦後最大洪水から60年～いま考える水害への備え」と連携し、展示ブースを設置して淀川水系各ダム及び水源地地域の各市町村のパネル展示、パンフレット配布等を行った。

期間中、約1000名の方々が来訪され、水源地に対する理解を深めていただける機会になった。

淀川水系ダム水源地ネットワークホームページ

<http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/yynet/index.html>

点 検 項 目 水源地域の活性化

5. 参考資料

【ダム周辺地域の清掃活動の状況】

【日吉ダム管理所】

日吉ダムにおいて、水源地域ビジョン連絡会の連携活動の取り組みとして、集中取組期間(9月～11月)を設けて関係機関によるダム周辺地域の清掃活動を実施した。平成25年度は、44名の方に参加をいただいている。



【ダム水源地の市町村・ダム管理者等による意見交換会】

【木津川ダム総合管理所】

木津川ダム総合管理所では、水源地域ビジョンの実行連絡会を開催し、関係自治体、機関等から平成24年度の実施報告並びに、平成25年度の計画報告が行われた。

- | | |
|--------------------------|-------------|
| 高山ダム水源地域ビジョン実行連絡会 | 平成25年11月28日 |
| 青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョン実行連絡会 | 平成25年11月1日 |
| 室生ダム水源地域ビジョン実行連絡会 | 平成25年9月5日 |
| 布目ダム水源地域ビジョン実行連絡会 | 平成25年7月17日 |



青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョン実行連絡会

【木津川ダム総合管理所におけるダム施設見学の状況】



比奈知ダム 施設見学会
320名参加
(平成25年8月4日)



高山ダム 地元村祭りでのダム施設見学会
100名参加
(平成25年11月23日)

点 検 項 目 水源地域の活性化

5. 参考資料

【木津川ダム総合管理所におけるダム施設見学の状況】



布目ダム 施設見学会
500名参加
(平成25年7月28日)



室生ダム カヌー体験教室
170名参加
(平成25年7月20日～8月4日の6日間)

【一庫ダム管理所における流木ペインティングの状況】



一庫ダム 流木ペインティング
43名参加

点 検 項 目	水源地域の活性化	
3. 進捗状況	4. 点検結果	
【観点】水源地域ビジョンの推進状況		
「指標」ダム周辺の施設整備内容		
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>ダム周辺では、公園、散策路の整備を実施してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤頂照明設備の整備(青蓮寺ダム)※ ・案内看板等設置(青蓮寺ダム、比奈知ダム) ・堤長散策路のバリアフリー化(比奈知ダム) ・地域の間伐材を利用した安全策の整備(比奈知ダム) ・展望休憩所、遊歩道の整備(室生ダム) ・カヌーの昇降可能な階段式護岸(室生ダム) ・高欄の改修及びダム説明パネルの設置、落石防護柵の設置(天ヶ瀬ダム) <p>(平成25年度取組)</p> <p>平成25年度の施設整備では、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大石地区の護岸整備工事(天ヶ瀬ダム) 	<p>※青蓮寺ダム堤頂照明設備は、自殺者対策のため青色照明を設置(H24年度)</p> <p>利用者の利便性を向上させるため、ダム周辺の施設整備を着実に進めている。</p>	

点 検 項 目	水源地域の活性化
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】水源地域ビジョンの推進状況	
「指標」湖面活用促進の取り組み内容・活用数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>各ダムにおける湖面利用として下記の取り組みが実施されてきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山ダム:レガッタ競技 ・室生ダム:カヌー教室 ・青蓮寺ダム:湖面探索及び魚釣り ・布目ダム:カヌー教室及び全国釣り大会 ・日吉ダム:水上施設見学会 <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度の湖面利用では以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山ダム:村祭りでのボートによる湖面見学会(11月) 100名参加 ・室生ダム:子供の森カヌー教室(7月) 170名参加 ・布目ダム:布目ダム湖釣り大会(9月) 300名参加 	<p>ダム周辺の施設整備により利用者の利便性が向上し、ダムの湖面利用のカヌーや見学会等が継続して開催されている。</p>

5. 参考資料

【天ヶ瀬ダム水源地域ビジョン(淀川ダム統合管理事務所)】



天ヶ瀬ダム水源地域ビジョン
<http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/vision/index.html>

水源地域ビジョンとは、地域ごとにダム水源地域の自治体や住民等と共同し、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を図る取り組みです。

天ヶ瀬ダムの水源地域ビジョンは、天ヶ瀬ダムの水源地域である京都府宇治市、宇治田原町、滋賀県大津市を対象地域として、関係行政機関、地元組織、関係団体、ダム管理者等からなる『天ヶ瀬ダム水源地域ビジョン策定検討会』により、平成17年1月に策定され、メールマガジン等で天ヶ瀬ダム周辺の自然観察会や職場体験等各種イベントの情報提供を行っています。

点 検 項 目 水源地域の活性化

5.参考資料

【高山ダム水源地域ビジョン(水資源機構高山ダム管理所)】



＜目的＞

高山ダムでは、水源地域ビジョンの基本的な事項を定めた「水源地域ビジョン策定要綱」(平成13年4月12日、国土交通省)に沿って、地元住民や関係機関等が共同して「高山ダム水源地域ビジョン」を検討、平成15年2月策定しました。「高山ダム水源地域ビジョン」は、高山ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のための行動計画として、高山ダム水源地域の活性化に向けた基本方針を定め、基本方針の実現のための具体的な方策を、ソフト対策に重点を置いて策定した。

＜キャッチフレーズ＞

人がむすぶ 未来につながる 茶と梅薫る清流のふるさと

＜取り組み＞

- ダム湖や周辺河川での水辺環境の保全・向上
- 既存施設等の連携
- 地域産業の振興
- 貯水池周辺における施設等の充実
- 貯水池利用の促進
- 交流活動の推進
- 地域活動の充実

高山ダム水源地域ビジョン

<http://www.water.go.jp/kansai/kizugawa/takayama/vision/index.htm>

【青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョン(水資源機構青蓮寺ダム管理所、比奈知ダム管理所)】



＜目的＞

青蓮寺ダム、比奈知ダムでは、水源地域ビジョンの基本的な事項を定めた「水源地域ビジョン策定要綱」(平成13年4月12日国土交通省)に沿って、地元住民や、関係機関等が共同して「青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョン」を検討し、平成16年2月に策定しました。「青蓮寺ダム、比奈知ダムの水源地域ビジョン」の策定にあたっては、両ダムが名張川水系、名張市域に立地して一体的な水源地域を構成することから、両ダムで統一した水源地域ビジョンを策定した。

「青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョン」は、青蓮寺ダム、比奈知ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のための行動計画として、青蓮寺ダム、比奈知ダムの水源地域の活性化に向けた基本方針を定め、基本方針の実現のための具体的な方策をソフト対策に重点をおいて策定した。

＜キャッチフレーズ＞

地域を越えてつなげよう 木津川をうるおす水いづる郷

＜取り組み＞

- 自然環境の保全、育成
- 環境保全に対する意識の啓発
- 地域資源の活用
- ダム・ダム湖の活用
- 地域情報の発信
- 協働のためのしくみづくり

青蓮寺ダム・比奈知ダム水源地域ビジョン

<http://www.water.go.jp/kansai/kizugawa/syoudenji/vision/index.htm>

点 検 項 目 水源地域の活性化

5.参考資料

【室生ダム水源地域ビジョン(水資源機構室生ダム管理所)】



《目的》

室生ダムでは、水源地域ビジョンの基本的な事項を定めた「水源地域ビジョン策定要綱」(平成13年4月12日、国土交通省)に沿って、地元住民や関係機関等が共同して「室生ダム水源地域ビジョン」を検討、平成15年2月策定した。

「室生ダム水源地域ビジョン」は、室生ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のための行動計画として、室生ダム水源地域の活性化に向けた基本方針を定め、基本方針の実現のための具体的な方策を、ソフト対策に重点を置いて策定した。

《キャッチフレーズ》

みんなで守り、育てよう！ 豊かな森と水

《取り組み》

- 周辺山林の保全・育成
- 河川環境の保全
- ダム周辺における新たな施設整備
- ダム周辺道路の改良
- 既存施設等の活用
- 交流活動や人材育成

室生ダム水源地域ビジョン

<http://www.water.go.jp/kansai/kizugawa/muro/vision/index.htm>

【布目ダム水源地域ビジョン(水資源機構布目ダム管理所)】



《目的》

布目ダムでは「水源地域ビジョン策定要綱」(平成13年4月12日 国土交通省)に沿って、地元住民や関係機関等が共同して「布目ダム水源地域ビジョン」を検討し、平成14年3月に策定した。

「布目ダム水源地域ビジョン」は、布目ダムを生かした水源地域の自立的、持続的な活性化のための行動計画として、基本方針や目標像を定め、ソフト対策に重点を置き目標像実現のための具体的な方策を策定した。

《キャッチフレーズ》

布目川がつなぐ 森と人のふれあい空間

《取り組み》

- 地域内ネットワークの強化
- 布目ダムの魅力を高める既存施設等の有効利用
- 湖面の積極的な活用
- 水源地域や布目ダムに対する関心・親しみ等の向上
- 水源林等自然環境の保全と育成
- 地域活動を担う人材の発掘、育成

布目ダム水源地域ビジョン

<http://www.watar.go.jp/kansai/kizugawa/nunome/vision/index.htm>

点 検 項 目 水源地域の活性化

5.参考資料

【日吉ダム水源地域ビジョン(水資源機構日吉ダム管理所)】

《目的》

日吉ダムでは「水源地域ビジョン策定要綱」(平成13年4月12日 国土交通省)に沿って、地元住民や関係機関等が共同して「日吉ダム水源地域ビジョン」を検討し、平成14年3月に策定した。

「日吉ダム水源地域ビジョン」は、「地域に開かれた日吉ダムの新たな展開」を求め、日吉ダム水源地域の活性化に向けた基本方針(①現況施設の展開、②環境学習をテーマとした展開、③周辺施設・地域への広がり)を定め、ソフト対策に重点を置き目標像実現のための具体的な方策を策定した。

《キャッチフレーズ》

風土・自然を基盤とした、健康で文化的なまちづくり

《取り組み》

- 現況施設の利用・運営プログラムの展開
- 各施設の利用・運営のネットワーク
- ダム周辺を環境学習のフィールドに
- 地域の歴史・文化学習
- ダム周辺施設の利用・活用
- 周辺施設との連携
- 周辺施設への展開による新たな地域づくり
- 環境学習による流域間交流
- 市民参加型の森づくり
- 施設利用者と地元との交流
- 周辺施設とのネットワーク

水源地域ビジョンとは
 21世紀のダム事業・ダム管理においては、治水、利水だけでなく、水源地域の活性化・機能を持続するため、自然豊かな水辺環境や周囲の文化・風景を享受しながら快適な生活環境を整備・発展させ、地域の発展・活性化を図ることが重要とされました。

日吉ダム水源地域ビジョンの特徴
 日吉ダムは平成13年(平成14年)に開かれたダムの指定を受け、水源地域の立地特性を活かした施設が整備されました。スプリングズ(ひしめき高い群衆を誇り、さらに、これまで実施されてきた様々なイベント、並びに大都会からの近隣性も相まって、日吉ダム周辺は高い集客力を誇っています。しかし、この高い集客力をいかんにか持続していくが、大きな課題となっています。

日吉ダム水源地域ビジョンの内容
 『地域に開かれた日吉ダムの新たな展開』を図るため、ビジョンでは、「風土・自然を基盤とした、健康で文化的なまちづくり」を基本理念として、
 (1)現況施設の展開
 (2)環境学習をテーマとした展開
 (3)周辺施設・地域への広がり
 の3つの項目を、その柱となる内容として定めました。

日吉ダム水源地域ビジョンの実施体制
 策定された日吉ダム水源地域ビジョンにつきましては、平成14年度に地域住民や関係機関からなる連絡会を組織し、地域住民の主体的な参加を促すとともに、関係者の積極的な参加により、関係者互いの連絡・調整を図りつつ、必要な取組を行いながら、よりよいビジョンを目指してまいります。【日吉ダム水源地域ビジョン策定委員会設置】

日吉ダム水源地域ビジョン-環境利用分科会について
 日吉ダム水源地域ビジョン-環境利用分科会の目的の一つである「現況施設の展開」の一つとして「環境学習」について考える環境利用分科会が平成13年11月より第1回が行われ計5回の分科会が開催され、「環境学習計画」が平成14年4月に連絡会にて承認を経て現在まで展開している状況である。なお、今後必要に応じて連絡会において適宜な環境利用の状況について検討を行い、計画の見直しを期して検討する。

日吉ダム水源地域ビジョン-環境学習分科会について
 環境利用分科会に引き続き、日吉ダム水源地域ビジョン-環境利用分科会の目的の一つである「環境学習をテーマとした展開」の一つとして水源地域の環境について考える環境学習分科会が平成16年9月より第1回が行われ、第2回が平成17年3月に開催された。同日に行われた第12回連絡会において【日吉ダム環境学習推進委員会設置】が承認された。又、分科会においては環境学習新しい環境学習の場づくり(環境学習)場について検討を行った。



日吉ダム水源地域ビジョン
<http://www.water.go.jp/kansai/hiyoshi/html/vision/vision.htm>

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.6維持管理 4.6.2河川管理施設
点 検 項 目	河川管理施設
1. 施策の概要	
<p>堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理を行うことにより、洪水・高潮等による災害の発生防止や復旧を図る。</p> <p>1)堤防・護岸 施設が、常に十分な機能を発揮できるよう、日常の調査、巡視・点検を行い損傷の程度や河川の状態、周辺の状況等に応じて順次、補修する。さらに、災害時の復旧活動や巡視活動を円滑に行うため、管理用通路を確保する。</p> <p>2)既設ダム ダムの機能を維持するため、日常点検を行い必要な維持修繕を継続して実施する。また、計画的に維持補修・更新を実施することにより、維持管理費の縮減も目指す。</p> <p>3)その他の河川管理施設 施設の機能を維持するため、日常の保守点検により機能保全に努めるが、老朽化施設については各施設のライフサイクルコストの縮減を念頭に、計画的な補修・補強・更新等により施設の機能保全を図る。 また、歴史・文化的価値のある河川構造物等は、住民・住民団体(NPO等)と連携して保存し、後世に伝承する。 なお、河川管理施設の操作については、操作の安全性を図るため適切な点検整備・操作訓練を実施する。また、操作の迅速化や安全性の向上及びコスト縮減のため、遠隔監視等ができるよう情報通信施設を備えた集中管理センターの整備を行う。</p>	

点 検 項 目	河川管理施設
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p>「河川管理施設」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定して点検を実施した。</p> <p>【観点】堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施状況 【指標】堤防・ダム・護岸の健康診断内容・補修箇所数 【指標】ダム機能の維持内容・堆砂量</p>	

点 検 項 目	河川管理施設
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施状況	
「指標」堤防・ダム・護岸の健康診断内容・補修箇所数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>河川維持管理計画(案)に基づき、重要水防箇所、車上巡視時に異常を認めた箇所、被災履歴がある箇所など必要が認められる箇所は徒歩による巡視を行っている。</p> <p>堤防の踏み荒らし、樋門等のゲート塗装の割れなどの軽微な変状は、必要に応じて応急的な対策や経過観測の措置を取っている。</p> <p>なお、堤防の変状を早期に発見する為に、年2回の除草を実施している。</p> <p>また、変状の大きなものは、損傷が進行していないか河川巡視時に変状箇所を確認し、緊急性のあるものから補修をしている。近年、河川管理施設の老朽化等から要補修箇所数が増加する傾向となっている。</p> <p>職員自らによる点検も実施しており、委託業務により行われている点検結果について、確認と把握を行っている。</p> <p>各事務所においては、沿川住民の方に河川愛護モニター(淀川水系で36名)を嘱託し、河川に何らかの異常が認められた場合に通報していただける体制をつくり、巡視等だけでなく、河川利用者からも広く情報収集を行っている。</p> <p>点検・巡視等により確認された変状確認箇所の数と補修実施箇所数を以下に示す。</p> <p>①堤防の点検結果</p> <p>近年の堤防点検の結果は、以下のとおりである。</p> <p>平成20年は、変状確認箇所数は257箇所、要補修箇所数は32箇所、補修実施箇所は31箇所であった。</p> <p>平成21年は、変状確認箇所数は390箇所、要補修箇所数は44箇所、補修実施箇所は3箇所であった。</p> <p>平成22年は、変状確認箇所数は407箇所、要補修箇所数は47箇所、補修実施箇所は1箇所であった。</p> <p>平成23年は、変状確認箇所数は492箇所、要補修箇所数は36箇所、補修実施箇所は9箇所であった。</p> <p>平成24年は、変状確認箇所数は481箇所、要補修箇所数は27箇所、補修実施箇所は11箇所であった。</p> <p>②護岸の点検結果</p> <p>近年の堤防点検の結果は、以下のとおりである。</p> <p>平成20年は、変状確認箇所数は368箇所、要補修箇所数は73箇所、補修実施箇所は33箇所であった。</p> <p>平成21年は、変状確認箇所数は458箇所、要補修箇所数は85箇所、補修実施箇所は5箇所であった。</p> <p>平成22年は、変状確認箇所数は452箇所、要補修箇所数は94箇所、補修実施箇所は1箇所であった。</p> <p>平成23年は、変状確認箇所数は471箇所、要補修箇所数は81箇所、補修実施箇所は3箇所であった。</p> <p>平成24年は、変状確認箇所数は489箇所、要補修箇所数は84箇所、補修実施箇所は14箇所であった。</p>	

点 検 項 目	河川管理施設
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>③堰、水門、樋門、閘門、陸閘、揚排水機場、床止め(土木設備)の点検結果 近年の堰、水門、樋門、閘門、陸閘、揚排水機場、床止め(土木設備)の点検結果は、以下のとおりである。 平成20年は、変状確認箇所数は123箇所、要補修箇所数は82箇所、補修実施箇所は20箇所であった。 平成21年は、変状確認箇所数は128箇所、要補修箇所数は80箇所、補修実施箇所は31箇所であった。 平成22年は、変状確認箇所数は122箇所、要補修箇所数は82箇所、補修実施箇所は10箇所であった。 平成23年は、変状確認箇所数は123箇所、要補修箇所数は35箇所、補修実施箇所は3箇所であった。 平成24年は、変状確認箇所数は123箇所、要補修箇所数は37箇所、補修実施箇所は2箇所であった。</p> <p>④堰、水門、樋門、閘門、陸閘、揚排水機場、床止め(機械・電気設備)の点検結果 近年の堰、水門、樋門、閘門、陸閘、揚排水機場、床止め(機械・電気設備)の点検結果は、以下のとおりである。 平成20年は、変状確認箇所数は606箇所、要補修箇所数は32箇所、補修実施箇所は21箇所であった。 平成21年は、変状確認箇所数は624箇所、要補修箇所数は21箇所、補修実施箇所は20箇所であった。 平成22年は、変状確認箇所数は772箇所、要補修箇所数は19箇所、補修実施箇所は18箇所であった。 平成23年は、変状確認箇所数は648箇所、要補修箇所数は13箇所、補修実施箇所は6箇所であった。 平成24年は、変状確認箇所数は711箇所、要補修箇所数は9箇所、補修実施箇所は6箇所であった。</p> <p>⑤ダムの点検結果 平成20年は要補修箇所数は2所、補修実施箇所数は2箇所であった。 平成21年～平成24年は、要補修箇所は見つからなかった。</p> <p>変状確認箇所とは、点検の結果、施設の変状が確認され、状況に応じて対策の実施を検討する箇所。 要補修箇所とは、変状確認箇所のうち、状態把握結果の分析や評価に基づいて計画的に修繕していくもの或いは緊急的な対策の実施を検討する箇所。</p> <p>(平成25年度の取組) 平成25年度に、点検・巡視等により確認された変状確認箇所の数と補修実施箇所数を以下に示す。</p> <p>①堤防の点検結果 平成25年度は、要補修箇所が13箇所あり、その内8箇所の補修を実施した。</p>	<p>河川維持管理計画(案)に基づき日常の維持管理が実施されている。 河川管理施設の老朽化等から要補修箇所数が増加する傾向にあるが、損傷の規模や緊急性等を考慮し、補修を実施している。</p> <p>引き続き、日常の河川巡視や点検において継続的な監視を行い、河川管理上の影響が出るおそれがあると判断された箇所については優先的に補修を実施し適正な維持管理に努めていく。</p>

点 検 項 目	河川管理施設																																																
3. 進捗状況	4. 点検結果																																																
<div data-bbox="113 271 855 779"> <p>堤防の点検結果</p> <table border="1"> <caption>堤防の点検結果 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>変状確認箇所数</th> <th>要補修箇所数</th> <th>補修実施箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>390</td> <td>45</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>410</td> <td>48</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>490</td> <td>38</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>480</td> <td>30</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>380</td> <td>15</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="89 855 331 893"> <p>②護岸の点検結果</p> </div> <div data-bbox="89 889 871 963"> <p>平成25年度は、要補修箇所が38箇所あり、その内7箇所の補修を実施した。</p> </div> <div data-bbox="108 992 852 1503"> <p>護岸の点検結果</p> <table border="1"> <caption>護岸の点検結果 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>変状確認箇所数</th> <th>要補修箇所数</th> <th>補修実施箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>460</td> <td>85</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>455</td> <td>95</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>475</td> <td>80</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>490</td> <td>85</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>420</td> <td>40</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> </div>		年度	変状確認箇所数	要補修箇所数	補修実施箇所数	H21	390	45	5	H22	410	48	5	H23	490	38	10	H24	480	30	10	H25	380	15	10	年度	変状確認箇所数	要補修箇所数	補修実施箇所数	H21	460	85	5	H22	455	95	5	H23	475	80	5	H24	490	85	15	H25	420	40	7
年度	変状確認箇所数	要補修箇所数	補修実施箇所数																																														
H21	390	45	5																																														
H22	410	48	5																																														
H23	490	38	10																																														
H24	480	30	10																																														
H25	380	15	10																																														
年度	変状確認箇所数	要補修箇所数	補修実施箇所数																																														
H21	460	85	5																																														
H22	455	95	5																																														
H23	475	80	5																																														
H24	490	85	15																																														
H25	420	40	7																																														

点 検 項 目	河川管理施設																								
3. 進捗状況	4. 点検結果																								
<p>③堰、水門、樋門、閘門、陸閘、揚排水機場、床止め(土木設備)の点検結果</p> <p>平成25年度は、要補修箇所が3箇所あり、その内0箇所の補修を実施した。</p>																									
<div data-bbox="113 456 887 1133"> <p>堰、水門、樋門、閘門、陸閘、揚排水機場、床止め(土木設備)の点検結果</p> <table border="1"> <caption>堰、水門、樋門、閘門、陸閘、揚排水機場、床止め(土木設備)の点検結果</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>変状確認箇所数</th> <th>要補修箇所数</th> <th>補修実施箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>128</td> <td>80</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>122</td> <td>82</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>123</td> <td>35</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>123</td> <td>37</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>48</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> </div>		年度	変状確認箇所数	要補修箇所数	補修実施箇所数	H21	128	80	32	H22	122	82	10	H23	123	35	3	H24	123	37	2	H25	48	3	0
年度	変状確認箇所数	要補修箇所数	補修実施箇所数																						
H21	128	80	32																						
H22	122	82	10																						
H23	123	35	3																						
H24	123	37	2																						
H25	48	3	0																						
<p>④堰、水門、樋門、閘門、陸閘、揚排水機場(機械・電気設備)の点検結果</p> <p>平成25年度は、要補修箇所が6箇所あり、その内1箇所の補修を実施した。</p>																									
<div data-bbox="113 1346 887 1973"> <p>堰、水門、樋門、閘門、陸閘、揚排水機場(機械・電気設備)の点検結果</p> <table border="1"> <caption>堰、水門、樋門、閘門、陸閘、揚排水機場(機械・電気設備)の点検結果</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>変状確認箇所数</th> <th>要補修箇所数</th> <th>補修実施箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>625</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>765</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>645</td> <td>15</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>705</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>675</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> </div>		年度	変状確認箇所数	要補修箇所数	補修実施箇所数	H21	625	20	15	H22	765	20	15	H23	645	15	5	H24	705	10	5	H25	675	6	1
年度	変状確認箇所数	要補修箇所数	補修実施箇所数																						
H21	625	20	15																						
H22	765	20	15																						
H23	645	15	5																						
H24	705	10	5																						
H25	675	6	1																						

点 検 項 目	河川管理施設																					
3. 進捗状況	4. 点検結果																					
<p>⑤ダム(point inspection)の結果 平成25年度は、要補修箇所が4箇所あり、その内3箇所の補修を実施した。 これらの箇所数はいずれも、天ヶ瀬ダムのもので、ダム建設後30年以上が経過したダムを対象に行う事となった「総合点検」を平成25年に実施した結果、挙げられた数となっている。</p> <div data-bbox="89 517 908 1014" data-label="Figure"> <p>(箇所) 既存ダムの要補修箇所数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>要補修箇所数(箇所)</th> <th>補修実施箇所数(箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> </div>		年度	要補修箇所数(箇所)	補修実施箇所数(箇所)	H20	2	2	H21	0	0	H22	0	0	H23	0	0	H24	0	0	H25	4	3
年度	要補修箇所数(箇所)	補修実施箇所数(箇所)																				
H20	2	2																				
H21	0	0																				
H22	0	0																				
H23	0	0																				
H24	0	0																				
H25	4	3																				

点 検 項 目	河川管理施設
---------	--------

5.参考資料

【河川管理施設の点検事例】
【淀川河川事務所】



破損状況(H25点検時)



H25点検状況



(要補修箇所)

補修完了後



破損状況(H25点検時)



H25点検状況



(要補修箇所)

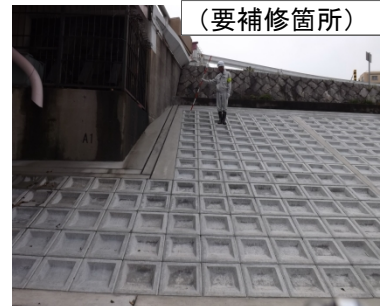
補修完了後



破損状況(H25点検時)



補修工事状況



(要補修箇所)

補修完了後

点 検 項 目	河川管理施設
----------------	---------------

5.参考資料

【河川管理施設の点検事例】

【琵琶湖河川事務所】



① 平常時河川巡視状況



② 堤防・構造物点検状況



③ 直営堤防点検状況

① 平常時河川巡視は、車上巡視及び必要に応じて徒歩による目視点検を、週2回の頻度で実施している。

② 堤防・構造物点検は、河川管理施設の状態を把握するため、目視点検を中心に年1回実施している。

③ 直営堤防点検は、出水期前と台風期の年2回、直営(職員)による堤防点検を実施している。

【木津川上流河川事務所】

(点検状況)



(要補修箇所)

(補修前)



(補修完了後)



【補修理由】

「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」に基づき点検を行っている。
 当該施設においては、平成20年度の出水により覆土が無くなり空石積み護岸が洗掘され根入れ部分の石が流出していることが発見された。現地調査の結果110m区間に渡って護岸が損傷しており、護岸裏約60cm程度、土砂が吸い出された。なお、護岸上部には国道369号線に隣接しており、地域の生活にとって重要な道路である。
 また、工事直前の出水期前点検においては、護岸の損傷区間はL=180mにひろがっていた。

【猪名川河川事務所】

(補修前)



(要補修箇所)

(施工状況)



(補修完了後)



【補修理由】

「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」に基づき点検を行っている。
 当該施設においては、連節ブロックのずれおよび抜け落ちが発見された。現地調査の結果150m区間に渡って護岸が損傷していた。

点 検 項 目 河川管理施設

5.参考資料

【各ダムの点検】

各ダムは、操作規則、施設管理規程及び操作細則に基づき定められた点検・整備の基準により、点検を行っている。

一庫ダムの点検事例



堤体内クラック幅
(クラックゲージ)の観測



下流堤体面の漏水状況確認

比奈知ダムの点検事例



機械設備の点検



巡視状況

野水池巡視記録簿												
記号	年月日											
<table border="1"> <tr> <td>異常</td> <td>異常</td> <td>異常</td> <td>異常</td> <td>異常</td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 遊水池の水位 <input type="checkbox"/> 遊水池の水深 <input type="checkbox"/> 遊水池の水温 <input type="checkbox"/> 遊水池の流速 <input type="checkbox"/> 遊水池の流量 <input type="checkbox"/> 遊水池の水位 <input type="checkbox"/> 遊水池の水深 <input type="checkbox"/> 遊水池の水温 <input type="checkbox"/> 遊水池の流速 <input type="checkbox"/> 遊水池の流量 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	異常	異常	異常	異常	異常	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 遊水池の水位 <input type="checkbox"/> 遊水池の水深 <input type="checkbox"/> 遊水池の水温 <input type="checkbox"/> 遊水池の流速 <input type="checkbox"/> 遊水池の流量 <input type="checkbox"/> 遊水池の水位 <input type="checkbox"/> 遊水池の水深 <input type="checkbox"/> 遊水池の水温 <input type="checkbox"/> 遊水池の流速 <input type="checkbox"/> 遊水池の流量						
異常	異常	異常	異常	異常								
<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 遊水池の水位 <input type="checkbox"/> 遊水池の水深 <input type="checkbox"/> 遊水池の水温 <input type="checkbox"/> 遊水池の流速 <input type="checkbox"/> 遊水池の流量 <input type="checkbox"/> 遊水池の水位 <input type="checkbox"/> 遊水池の水深 <input type="checkbox"/> 遊水池の水温 <input type="checkbox"/> 遊水池の流速 <input type="checkbox"/> 遊水池の流量												
備 考												

巡視記録簿

点 検 項 目 河川管理施設

5.参考資料

日吉ダムの点検事例



継目排水孔からの漏水量の計測



世木ダム堤体の変位計測



貯水池巡視状況

日吉ダム施設巡視チェックシート			No.	施設及び施設の種類	施設種	その他施設(その他事項)
点検日: 平成 年 月 日 ()	点検者: 天城	天城	1	本施設名称	管理庁名称	
			2	ダム(ダム)名称		
			3	築設年		
			4	本施設種		
			5	延長(延長)距離		
			6	ダム(ダム)名称		
			7	築設年		
			8	コシロシロ		
			9	コシロシロ		
			10	ダム(ダム)名称		
			11	築設年		
			12	延長(延長)距離		
			13	コシロシロ		
			14	コシロシロ		
			15	コシロシロ		
			16	コシロシロ		
			17	コシロシロ		
			18	コシロシロ		
			19	コシロシロ		
			20	コシロシロ		
			21	コシロシロ		
			22	コシロシロ		
			23	コシロシロ		
			24	コシロシロ		
			25	コシロシロ		
			26	コシロシロ		
			27	コシロシロ		
			28	コシロシロ		
			29	コシロシロ		
			30	コシロシロ		
			31	コシロシロ		
			32	コシロシロ		
			33	コシロシロ		
			34	コシロシロ		
			35	コシロシロ		
			36	コシロシロ		
			37	コシロシロ		
			38	コシロシロ		
			39	コシロシロ		
			40	コシロシロ		
			41	コシロシロ		
			42	コシロシロ		
			43	コシロシロ		
			44	コシロシロ		
			45	コシロシロ		
			46	コシロシロ		
			47	コシロシロ		
			48	コシロシロ		
			49	コシロシロ		
			50	コシロシロ		
			51	コシロシロ		
			52	コシロシロ		
			53	コシロシロ		
			54	コシロシロ		
			55	コシロシロ		
			56	コシロシロ		
			57	コシロシロ		
			58	コシロシロ		
			59	コシロシロ		
			60	コシロシロ		
			61	コシロシロ		
			62	コシロシロ		
			63	コシロシロ		
			64	コシロシロ		
			65	コシロシロ		
			66	コシロシロ		
			67	コシロシロ		
			68	コシロシロ		
			69	コシロシロ		
			70	コシロシロ		
			71	コシロシロ		
			72	コシロシロ		
			73	コシロシロ		
			74	コシロシロ		
			75	コシロシロ		
			76	コシロシロ		
			77	コシロシロ		
			78	コシロシロ		
			79	コシロシロ		
			80	コシロシロ		
			81	コシロシロ		
			82	コシロシロ		
			83	コシロシロ		
			84	コシロシロ		
			85	コシロシロ		
			86	コシロシロ		
			87	コシロシロ		
			88	コシロシロ		
			89	コシロシロ		
			90	コシロシロ		
			91	コシロシロ		
			92	コシロシロ		
			93	コシロシロ		
			94	コシロシロ		
			95	コシロシロ		
			96	コシロシロ		
			97	コシロシロ		
			98	コシロシロ		
			99	コシロシロ		
			100	コシロシロ		

巡視チェックシート

【淀川ダム統合管理事務所(天ヶ瀬ダム)】

天ヶ瀬ダムの点検については、定められた基準により、ダム本体、放流設備、貯水池周辺等の点検や漏水量、揚圧力等の計測を行っている。

また、天ヶ瀬ダムでは、完成後長期間経過したダムで予想される機能低下をふまえ、平成25年度に総合点検を行った。総合点検に際しては、専門家を有するダム総合点検検討委員会近畿地方整備局部会の意見・助言に基づき行い、その結果、劣化・損傷により堤体観測機器の補修、減勢工のクラックの補修の必要性、監視継続を行う必要があることを確認し、劣化・損傷により堤体観測機器の補修を完了し、減勢工のクラックの補修に向けて鋭意検討を行っている。

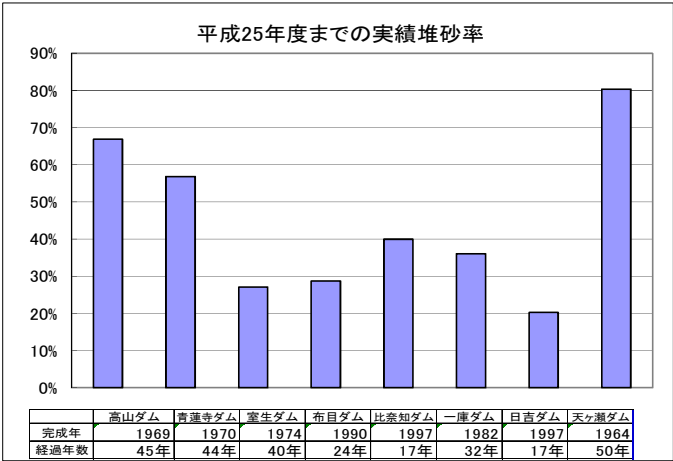
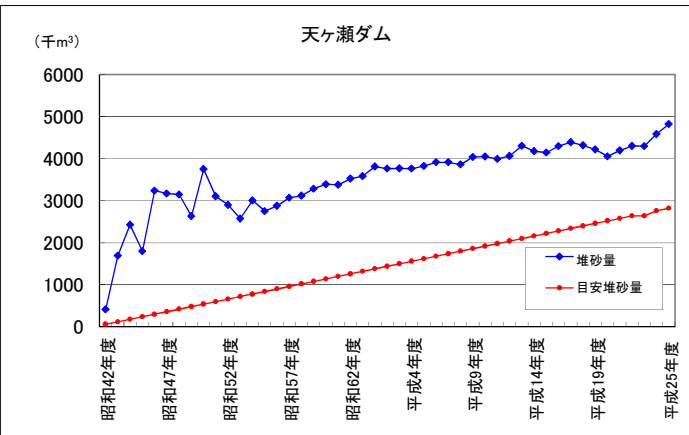


現地視察状況(総合点検)



委員会の開催状況(総合点検)

点 検 項 目	河川管理施設
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施状況	
「指標」ダム機能の維持内容・堆砂量	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>高山ダムの近年の堆砂率は、以下の通りである。 平成20年度は堆砂量は3,785,000m³で、堆砂率は50%。 平成21年度は堆砂量は4,486,000m³で、堆砂率は59%。 平成22年度は堆砂量は4,590,000m³で、堆砂率は60%。 平成23年度は堆砂量は4,793,000m³で、堆砂率は63%。 平成24年度は堆砂量は5,005,000m³で、堆砂率は66%。</p> <p>青蓮寺ダムの近年の堆砂率は、以下の通りである。 平成20年度は堆砂量は1,621,000m³で、堆砂率は48%。 平成21年度は堆砂量は1,734,000m³で、堆砂率は51%。 平成22年度は堆砂量は1,728,000m³で、堆砂率は51%。 平成23年度は堆砂量は1,800,000m³で、堆砂率は53%。 平成24年度は堆砂量は1,873,000m³で、堆砂率は55%。</p> <p>室生ダムの近年の堆砂率は、以下の通りである。 平成20年度は堆砂量は1,247,000m³で、堆砂率は48%。 平成21年度は堆砂量は 723,000m³で、堆砂率は28%。 平成22年度は堆砂量は 686,000m³で、堆砂率は26%。 平成23年度は堆砂量は 720,000m³で、堆砂率は28%。 平成24年度は堆砂量は 703,000m³で、堆砂率は27%。</p> <p>布目ダムの近年の堆砂率は、以下の通りである。 平成20年度は堆砂量は316,000m³で、堆砂率は17%。 平成21年度は堆砂量は444,000m³で、堆砂率は23%。 平成22年度は堆砂量は448,000m³で、堆砂率は24%。 平成23年度は堆砂量は504,000m³で、堆砂率は27%。 平成24年度は堆砂量は458,000m³で、堆砂率は24%。</p> <p>比奈知ダムの近年の堆砂率は、以下の通りである。 平成20年度は堆砂量は518,000m³で、堆砂率は22%。 平成21年度は堆砂量は727,000m³で、堆砂率は30%。 平成22年度は堆砂量は720,000m³で、堆砂率は30%。 平成23年度は堆砂量は815,000m³で、堆砂率は34%。 平成24年度は堆砂量は845,000m³で、堆砂率は35%。</p> <p>一庫ダムの近年の堆砂率は、以下の通りである。 平成20年度は堆砂量は808,000m³で、堆砂率は32%。 平成21年度は堆砂量は850,000m³で、堆砂率は34%。 平成22年度は堆砂量は852,000m³で、堆砂率は34%。 平成23年度は堆砂量は852,000m³で、堆砂率は34%。 平成24年度は堆砂量は892,000m³で、堆砂率は36%。</p> <p>日吉ダムの近年の堆砂率は、以下の通りである。 平成20年度は堆砂量は810,000m³で、堆砂率は10%。 平成21年度は堆砂量は819,000m³で、堆砂率は10%。 平成22年度は堆砂量は839,000m³で、堆砂率は10%。 平成23年度は堆砂量は994,000m³で、堆砂率は12%。 平成24年度は堆砂量は950,000m³で、堆砂率は12%。</p>	

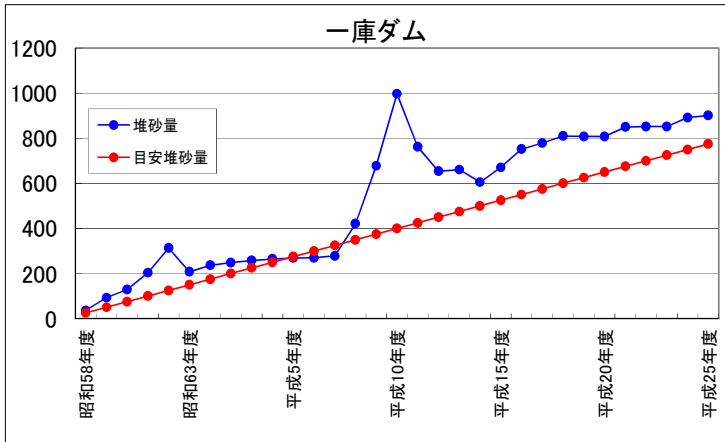
点 検 項 目	河川管理施設
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>天ヶ瀬ダムは近年の堆砂率は、以下の通りである。 平成20年度は堆砂量は4,056,000m³で、堆砂率は68%。 平成21年度は堆砂量は4,193,000m³で、堆砂率は70%。 平成22年度は堆砂量は4,302,000m³で、堆砂率は72%。 平成23年度は堆砂量は4,298,000m³で、堆砂率は72%。 平成24年度は堆砂量は4,584,000m³で、堆砂率は76%。</p> <p>(平成25年度の実績)</p> <p>平成25年度までの実績堆砂率について以下に示す。 高山ダム67% 青蓮寺ダム57% 室生ダム27% 布目ダム29% 比奈知ダム40% 一庫ダム36% 日吉ダム20% 天ヶ瀬ダム 80%</p>  <p>高山ダム、青蓮寺ダムでは、完成後50年経過していないにもかかわらず、平成25年度末で堆砂率が50%以上となり、堆砂が進行している。</p> <p>完成後50年経過する天ヶ瀬ダムでは、計画堆砂量6,000千m³のうち、平成25年度末で堆砂量は約4,800,000m³、堆砂率が約80%となり、堆砂が進行している。しかし、ダム完成後10年程度で堆砂が大きく進んだものの、近年約20年間は比較的堆砂量の増加傾向が小さい。</p> 	<p>堆砂量については、今後も継続的に監視を行う。引き続きダム機能の維持のため排砂の検討を行っていく。</p> <p>特に木津川上流ダム群については、引き続きアセットマネジメントの検討により、より効率的な堆砂処理を行い、ダムの延命に努める。</p>

点 検 項 目	河川管理施設
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>・高山ダムでは、計画堆砂量7,600千m³のうち、平成25年度末の堆砂量は約5,082,000m³である。</p> <p>・青蓮寺ダムでは、計画堆砂量3,400千m³のうち、平成25年度末の堆砂量は約1,933,000m³である。</p> <p>・室生ダムでは、計画堆砂量2,600千m³のうち、平成25年度末の堆砂量は約704,000m³である。</p> <p>・比奈知ダムでは、計画堆砂量2,400千m³のうち、平成25年度末の堆砂量は約959,000m³である。</p>	
<p>・布目ダムでは、計画堆砂量1,900千m³のうち、平成25年度末の堆砂量は約546,000m³である。</p>	

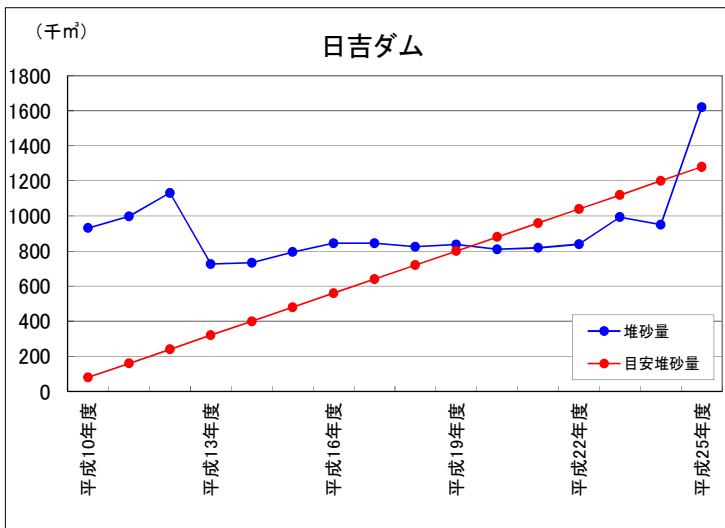
点 検 項 目	河川管理施設
---------	--------

3. 進捗状況

・一庫ダムでは、計画堆砂量2,500千m³のうち、平成25年度末の堆砂量は約901,000m³である。



・日吉ダムでは、計画堆砂量8,000千m³のうち、平成25年度末の堆砂量は約1,620,000m³である。



4. 点検結果

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.6.維持管理 4.6.3.許可工作物(橋梁、水門等)
点 検 項 目	許可工作物
1. 施策の概要	
<p>許可工作物については、河川管理施設に準じた点検整備及び対策を行うよう施設管理者を指導する。 堤防を横断する水門等は、堤防と同等の機能を有している必要があり、河川を横断する橋梁・取水堰等は、洪水時の流水に対して支障とならないよう適正な維持管理が常に必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用されていない施設は、河川管理上の支障や今後の施設利用計画等を調査し、不要なものについては施設管理者に対し撤去を求める。 2) 施設管理者に定期的な点検整備と計画的な維持修繕を指導する。 3) 洪水時の流水に対して支障とならないよう、特に応急的措置の必要な箇所を改善指導する。 	

点 検 項 目	許可工作物
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p data-bbox="92 297 1501 367">「許可工作物」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに、[指標]を設定し実施した。</p> <p data-bbox="92 405 1054 474">【観点】許可工作物の点検整備及び対策についての施設管理者への指導状況 [指標]点検、修繕内容・実施数</p>	

点 検 項 目	許可工作物
3. 進捗状況	4. 点検結果
【観点】許可工作物の点検整備及び対策についての施設管理者への指導状況	
「指標」点検、修繕内容・実施数	
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>河川を横過する橋梁等の大規模工作物や出水時に施設操作を伴う排水機場、樋門等の重要な許可工作物については、施設管理者において毎年出水期前に点検を実施し、点検結果について河川管理者が確認を行っている。</p> <p>これまでの点検結果を以下に示す。</p> <p>①排水機場等の点検結果</p> <p>近年の排水機場等の点検結果は、以下のとおりである。</p> <p>平成20年は、総数は94箇所、要補修箇所数は41箇所、補修実施箇所は21箇所であった。</p> <p>平成21年は、総数は92箇所、要補修箇所数は45箇所、補修実施箇所は19箇所であった。</p> <p>平成22年は、総数は84箇所、要補修箇所数は28箇所、補修実施箇所は4箇所であった。</p> <p>平成23年は、総数は93箇所、要補修箇所数は39箇所、補修実施箇所は10箇所であった。</p> <p>平成24年は、総数は84箇所、要補修箇所数は25箇所、補修実施箇所は12箇所であった。</p> <p>② 橋梁の点検結果</p> <p>近年の橋梁の点検結果は、以下のとおりである。</p> <p>平成20年は、総数は384箇所、要補修箇所数は167箇所、補修実施箇所は33箇所であった。</p> <p>平成21年は、総数は360箇所、要補修箇所数は190箇所、補修実施箇所は22箇所であった。</p> <p>平成22年は、総数は379箇所、要補修箇所数は182箇所、補修実施箇所は18箇所であった。</p> <p>平成23年は、総数は384箇所、要補修箇所数は180箇所、補修実施箇所は22箇所であった。</p> <p>平成24年は、総数は384箇所、要補修箇所数は77箇所、補修実施箇所は21箇所であった。</p> <p>③ 樋門、閘門、陸閘の点検結果</p> <p>近年の樋門、閘門、陸閘の点検結果は、以下のとおりである。</p> <p>平成20年は、総数は157箇所、要補修箇所数は60箇所、補修実施箇所は20箇所であった。</p> <p>平成21年は、総数は143箇所、要補修箇所数は75箇所、補修実施箇所は17箇所であった。</p> <p>平成22年は、総数は154箇所、要補修箇所数は61箇所、補修実施箇所は11箇所であった。</p> <p>平成23年は、総数は152箇所、要補修箇所数は51箇所、補修実施箇所は13箇所であった。</p> <p>平成24年は、総数は153箇所、要補修箇所数は36箇所、補修実施箇所は16箇所であった。</p> <p>要補修箇所とは、変状確認箇所のうち、状態把握結果の分析や評価に基づいて計画的に修繕していくものあるいは緊急的な対策の実施を検討する箇所。</p>	

点 検 項 目	許可工作物																								
3. 進捗状況	4. 点検結果																								
(平成25年度の取組)																									
①排水機場等の点検結果																									
平成25年度	要補修数 9箇所																								
	補修実施数 1箇所																								
<p>排水機場の点検箇所数</p> <table border="1"> <caption>排水機場の点検箇所数 (箇所数)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総数</th> <th>要補修数</th> <th>補修実施数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>92</td> <td>45</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>84</td> <td>28</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>93</td> <td>39</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>84</td> <td>25</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>84</td> <td>9</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		年度	総数	要補修数	補修実施数	H21	92	45	19	H22	84	28	4	H23	93	39	10	H24	84	25	12	H25	84	9	1
年度	総数	要補修数	補修実施数																						
H21	92	45	19																						
H22	84	28	4																						
H23	93	39	10																						
H24	84	25	12																						
H25	84	9	1																						
②橋梁の点検結果																									
平成25年度	要補修数 27箇所																								
	補修実施数 6箇所																								
<p>橋梁の点検箇所数</p> <table border="1"> <caption>橋梁の点検箇所数 (箇所数)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総数</th> <th>要補修数</th> <th>補修実施数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>375</td> <td>190</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>380</td> <td>180</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>385</td> <td>180</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>385</td> <td>75</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>390</td> <td>25</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>		年度	総数	要補修数	補修実施数	H21	375	190	25	H22	380	180	20	H23	385	180	25	H24	385	75	25	H25	390	25	5
年度	総数	要補修数	補修実施数																						
H21	375	190	25																						
H22	380	180	20																						
H23	385	180	25																						
H24	385	75	25																						
H25	390	25	5																						
③樋門、閘門、陸閘の点検結果																									
平成25年度	要補修数 5箇所																								
	補修実施数 3箇所																								
<p>樋門、閘門、陸閘の点検箇所数</p> <table border="1"> <caption>樋門、閘門、陸閘の点検箇所数 (箇所数)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総数</th> <th>要補修数</th> <th>補修実施数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>145</td> <td>75</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>155</td> <td>60</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>150</td> <td>50</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>155</td> <td>35</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>155</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		年度	総数	要補修数	補修実施数	H21	145	75	15	H22	155	60	10	H23	150	50	12	H24	155	35	15	H25	155	5	2
年度	総数	要補修数	補修実施数																						
H21	145	75	15																						
H22	155	60	10																						
H23	150	50	12																						
H24	155	35	15																						
H25	155	5	2																						

重要な許可工作物については、機能を維持する必要な補修が行われているが、継続監視及び補修検討中のものは未補修箇所となっている。未補修箇所については、今後も定期的な補修などの対応を適切に行うよう施設管理者を指導していく。

点 検 項 目	許可工作物
---------	-------

5.参考資料

【許可工作物の点検事例】
【淀川河川事務所】



羽束師橋(桂川5.4k付近 管理者:京都市)の人道橋高欄取り付け部にクラックがあり、コンクリートで充填施工された。

【琵琶湖河川事務所】



許可工作物管理者が主体となり出水期前点検を年1回実施しており、点検結果およびその対応について報告を受けている。

許可工作物管理者による点検状況
日野川 別所頭首工(土砂吐きゲート巻上機)

【木津川上流河川事務所】



補修前



補修後

木津川上流河川事務所管内では、平成25年度は205の工作物について出水期前点検が実施された。南大河原潜没橋(木津川右岸42.8km+20m 管理者:南山城村)の右岸側橋脚にクラックがあり、モルタルで充填施工された。

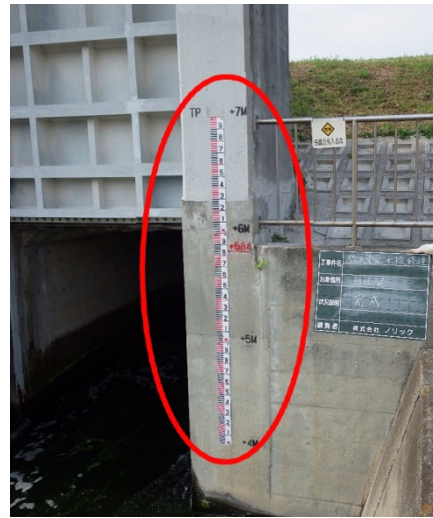
点 検 項 目	許可工作物
---------	-------

5.参考資料

【許可工作物の点検事例】
 【猪名川河川事務所】



補修前



補修後

原田排水樋門門柱部に量水標の取付を行った。

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.6.維持管理 4.6.4.河川区域等の管理
点 検 項 目	河川区域等の管理
1. 施策の概要	
<p>1)河道内樹木の管理 洪水の流下を阻害するなど河川管理上支障となる河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、河川維持管理計画(案)に基づき、計画的に伐採を実施する。 なお、実施にあたっては、住民・住民団体(NPO等)、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して、伐採の方法や時期等を決定する。</p> <p>2)河道内堆積土砂等の管理 河道内堆積土砂の除去については、定期的及び大きな洪水後に河床変動状況や河川管理施設、船舶の航行等への影響及び河川環境への影響等から判断する。実施にあたっては、住民・住民団体(NPO等)、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施する。 淀川本川において、概ね枚方より下流のうち、航路を確保する必要のあるところについては浚渫を実施する。なおその際、砂利採取規制計画に定める範囲内において、砂利採取を認める。</p> <p>3)河川内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策 「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくとともに、河川美化と環境保全のための維持管理に努める。</p>	

点 検 項 目	河川区域等の管理
2. 施策を点検するための観点と指標	
<p data-bbox="92 297 1490 365">「河川区域の管理等」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。</p> <p data-bbox="92 405 478 439">【観点】河川区域等の管理状況</p> <p data-bbox="108 439 619 472">[指標]河道内樹木の伐採内容・伐採面積</p> <p data-bbox="108 472 560 506">[指標]堆積土砂の除去内容・掘削量</p> <p data-bbox="108 506 692 539">[指標]ゴミの不法投棄の状況及び内容・処理量</p>	

<p>点 検 項 目</p>	<p>河川区域等の管理</p>												
<p>3. 進捗状況</p>	<p>4. 点検結果</p>												
<p>【観点】河川区域等の管理状況</p>													
<p>「指標」河道内樹木の伐採内容・伐採面積</p>													
<p>(これまでの取組内容) 淀川水系直轄管理区域内の樹林化した箇所は、約280万㎡(平成25年4月時点)にのぼる。 河道内樹木の伐採面積は以下のとおりである。 平成20年度は 412,500㎡を伐採した。 平成21年度は1,129,100㎡を伐採した。 平成22年度は 787,500㎡を伐採した。 平成23年度は 119,300㎡を伐採した。 平成24年度は 713,800㎡を伐採した。</p> <p>(平成25年度取組) 平成25年度については、約1,040,000㎡の河道内樹木の伐採を実施した。 これにより、平成25年度末の樹林化面積は約1,720,000㎡となっている。 なお、伐採した樹木については、一般の方へ無償配布を行っている。</p>	<p>樹木伐採については、改修事業と併せて、水害や河川利用者への危険性の高い箇所や管理上支障になる箇所を対象に計画的に実施している。</p> <p>今後も、河道内樹木の状況を確認し計画的に樹木伐採を行っていく。</p>												
<p style="text-align: center;">河道内樹木伐採面積</p> <table border="1"> <caption>河道内樹木伐採面積 (千m²)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>伐採面積 (千m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>1,129.1</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>787.5</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>119.3</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>713.8</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>1,040.0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	伐採面積 (千m²)	H21	1,129.1	H22	787.5	H23	119.3	H24	713.8	H25	1,040.0	
年度	伐採面積 (千m²)												
H21	1,129.1												
H22	787.5												
H23	119.3												
H24	713.8												
H25	1,040.0												

点 検 項 目	河川区域等の管理
----------------	-----------------

5.参考資料

【河道内樹木伐採、無償提供の事例】

【淀川河川事務所】

河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、河川維持管理計画に基づき計画的に伐採を実施しており、平成25年度は623, 900m²の伐木を実施した。

また、伐採した樹木を資源リサイクルの観点から、希望者を募り無償で提供することでリサイクルを促進する社会的実験と位置付け実施。HPにて周知している。

伐採樹木 無料配布公表HP http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/news/2012/tree_hirakata/index.html

京都市久世築山町地先 桂川9.0k付近 中州 着手前



京都市久世築山町地先 桂川9.0k付近 中州 完成



京都市嵐山朝日町地先 桂川16.0k付近 右岸 着手前



京都市嵐山朝日町地先 桂川16.0k付近 右岸 完成



【琵琶湖河川事務所】



【伐採前】



【伐採後】



【右岸7.5k付近】

H25年度の樹木伐採状況（左岸8.6k付近）

伐採木配布場所の状況

～野洲川で堆肥・チップ等の配布をします～

※琵琶湖河川事務所では、資源のリサイクルとコスト（処分費）削減をはかるため管内で発生した刈草を堆肥化したり、伐木材のチップ化に取り組んでいます。また、それ(堆肥・伐木材・チップ材)を希望者に無料で試行配布しています。(営利目的はお断りしています)

※毎月第2、第4水曜日の9時～12時に配布します。刈草については6月頃～12月までの配布となります。希望される方は前週の金曜日迄に野洲川出張所までこのチラシにある「事前申込書」を提出下さい。

※トラックで取りに来られる場合は積み込みをお手伝いしますので、申込時にご相談下さい。ただし、運搬は行っていません。

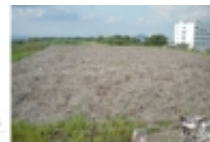
※配布場所は、川田大橋～近江富士大橋間の野洲川河川敷(野洲市市三宅地先)です。詳しくは裏面の地図をご覧ください。



■伐木材



■チップ材



伐木材等の無償配布公表HP <http://www.biwakokasen.go.jp/others/recycle/index.html>

野洲川では伐木した河道内樹木について、資源のリサイクルの観点から伐木材・チップ材として希望者へ無償配布している。配布期間・場所等については、HPにて周知している。

点 検 項 目 河川区域等の管理

5.参考資料

【木津川上流河川事務所】

柘植川山神地区における河道内伐採竹の無償配布

(伐採前)



(伐採後)



(提供の状況)



【伐採理由】

平成25年度は、柘植川左岸(1.4k付近)の河道内に群生する竹林の伐採作業を行い竹の無償配布を行った。

伐採方法については、平成24年度に木津川大野木地区において実施した、モニタリングによる部分伐採は行わず根までの全伐採によって空間監視確保を図る事とした。

竹伐採モニタリング(大内地区)

(伐採前)



(伐採中(状況))



(伐採1年後)



平成23年度に木津川大内地区において、河道内竹林の伐採を行ったが、竹の育成状況の観察を行う事から、モニタリングを実施し、効率的な河川管理の手法を検討するものである。

また、伐採後の竹については、無償配布等の取り組みを行いコスト縮減対策の実施も行った。

点 検 項 目 河川区域等の管理

5.参考資料

【猪名川河川事務所】

(伐採前)



(伐採後)



(提供の状況)



(猪名川河川事務所 園田出張所管内における河道内樹木の伐採について)

園田出張所管内の河道内樹木については、維持作業において伐木作業を実施している。
 平成25年度の実績として、約5500m²(右岸維持1000m²、左岸維持4500m²)の伐木作業を行っており、幹については、一般の方に配布するため、仮置きを行っている。(H25年度仮置き約40m³)
 一般の方には、ホームページ、ポスター等にて、無料配布を呼びかけており、昨年度約20件の問い合わせ、配布を行った。

猪名川で伐採した木を希望者に無料提供(猪名川河川事務所HP アドレス)
http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/news/news_details10.html

点 検 項 目	河川区域等の管理												
3. 進捗状況	4. 点検結果												
【観点】河川区域等の管理状況													
「指標」堆積土砂の除去内容・掘削量													
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>堆積土砂の掘削量(砂利採取も含む)を以下に示す。 平成20年度は、128,200m³を掘削した。 平成21年度は、133,600m³を掘削した。 平成22年度は、140,800m³を掘削した。 平成23年度は、143,100m³を掘削した。 平成24年度は、155,100m³を掘削した。</p> <p>(平成25年度の実績)</p> <p>平成25年度については、砂利採取として約125,000m³の堆積土砂の掘削を実施した。 また、淀川本川(高槻市大塚地先)、桂川(京都市西京区桂御園地先)、野洲川(野洲市野洲地先)等、約74,000m³の堆積土砂の掘削を実施した。淀川本川については、航路確保を目的としており、河川外へ持ち出すこと無く浚渫を実施した。 なお、樋門操作の支障になる箇所や砂州が付き始めている箇所などについては巡視などにより確認され次第、維持作業等により対応をしている。</p>	<p>河道内堆積土砂の除去については、引き続き定期的及び大きな洪水後に河床変動や河川管理施設、船舶の航行等への影響及び河川環境への影響等から判断し、実施にあたっては、住民・住民団体(NPO等)、学識者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施する。</p>												
<div data-bbox="79 1019 885 1579" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>土砂掘削量 (千m³)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>掘削量 (千m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>133.6</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>140.8</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>143.1</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>155.1</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>125.0</td> </tr> </tbody> </table> </div>		年度	掘削量 (千m ³)	H21	133.6	H22	140.8	H23	143.1	H24	155.1	H25	125.0
年度	掘削量 (千m ³)												
H21	133.6												
H22	140.8												
H23	143.1												
H24	155.1												
H25	125.0												

点 検 項 目	河川区域等の管理
---------	----------

5.参考資料

【堆積土砂の除去事例】
【淀川河川事務所】

淀川における枚方上流の航路確保のため、H25年度に淀川本川で約4万m³の堆積土砂の除去を実施した。前島地区水制工と併せて今後の航路維持について検討していく。



桂川の桂橋上流において、平成25年台風18号により堆積した土砂の除去を実施した。



桂橋上流
整備中の状況(平成26年1月中旬)



桂橋上流
整備中の状況(平成26年1月下旬)

点 検 項 目	河川区域等の管理																		
3. 進捗状況	4. 点検結果																		
【観点】河川区域等の管理状況																			
「指標」ゴミの不法投棄の状況及び処分内容・処理量																			
<p>(これまでの取組内容)</p> <p>河川管理行為として処理したゴミの量と地域への啓発活動(美化活動含む)の回数については、以下のとおりである。</p> <p>平成20年度は71回実施し、2,001m³処理した。 平成21年度は77回実施し、4,562m³処理した。 平成22年度は69回実施し、2,315m³処理した。 平成23年度は61回実施し、2,771m³処理した。 平成24年度は67回実施し、4,127m³処理した。</p> <p>不法投棄を警告するための看板設置箇所数(累計)(更新を含む)について以下に示す。</p> <p>平成20年度には267箇所を設置している。 平成21年度には321箇所を設置している。 平成22年度には373箇所を設置している。 平成23年度には682箇所を設置している。 平成24年度には681箇所を設置している。 平成24年度までの累計では、681箇所を設置している。</p> <p>不法投棄の抑止効果にもつながる空間監視用CCTVの設置台数については、以下のとおりである。</p> <p>平成20年度は4台設置し、累計で124台である。 平成21年度は5台設置し、累計で129台である。 平成22年度は設置がなく、累計で129台である。 平成23年度は設置がなく、累計で129台である。 平成24年度は2台設置し、累計で131台である。</p> <p>(平成25年度の取組)</p> <p>平成25年度において、河川管理行為として実施したゴミ処理の量は、約18,990m³であり、台風18号関係のゴミ処理で多くなっている。また、延べ(H20～H25) 約34,800m³である。</p> <div data-bbox="92 1429 911 2004"> <table border="1"> <caption>ゴミの処理量と啓発活動回数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>ゴミの処理量 (m³)</th> <th>啓発活動回数 (回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>4,500</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>2,300</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>2,800</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>4,100</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>19,000</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	ゴミの処理量 (m ³)	啓発活動回数 (回)	H21	4,500	77	H22	2,300	69	H23	2,800	61	H24	4,100	67	H25	19,000	90	<p>河川区域内へのゴミ投棄対策として、啓発活動、警告看板設置を進めている。</p> <p>また、増設を進めている空間監視用CCTVは、不法投棄の抑制効果にもつながる。</p> <p>しかし、ゴミの処理量は明確な減少傾向にはないことから、今後も引き続き、ゴミの不法投棄対策を進めていくとともに、効果的な対応策の検討を進めていく必要がある。</p>
年度	ゴミの処理量 (m ³)	啓発活動回数 (回)																	
H21	4,500	77																	
H22	2,300	69																	
H23	2,800	61																	
H24	4,100	67																	
H25	19,000	90																	
<p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止状況と重複掲載</p>																			

点 検 項 目	河川区域等の管理														
3. 進捗状況	4. 点検結果														
<p>平成25年度には、不法投棄を警告するための看板を22箇所を設置し、1箇所の看板を撤去した。延べ(H20～H25)702箇所となる。設置箇所数(累計)(更新を含む)について以下に示す。</p>															
<p style="text-align: center;">不法投棄警告看板の設置数(累計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置箇所数(累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>700</td> </tr> </tbody> </table>		年度	設置箇所数(累計)	H21	320	H22	370	H23	680	H24	680	H25	700		
年度	設置箇所数(累計)														
H21	320														
H22	370														
H23	680														
H24	680														
H25	700														
<p>平成25年度には、不法投棄の抑止効果にもつながる空間監視用CCTVを26台設置し、平成25年度現在で157台存在する。</p>															
<p style="text-align: center;">空間監視用CCTVの設置台数(累計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置台数(累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～H20</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>157</td> </tr> </tbody> </table>		年度	設置台数(累計)	～H20	125	H21	130	H22	130	H23	130	H24	135	H25	157
年度	設置台数(累計)														
～H20	125														
H21	130														
H22	130														
H23	130														
H24	135														
H25	157														
<p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止状況と重複掲載</p>															

点 検 項 目	河川区域等の管理
5.参考資料	
【不法投棄の処分事例】 【淀川河川事務所】	
平成25年は17,811m ³ のゴミの処分を行っており、あわせて277箇所に警告看板を設置している。	
	
不法投棄処分前	不法投棄処分後
	
警告看板設置(桂川左岸15k付近)	警告看板設置(桂川右岸15.8k付近)
【琵琶湖河川事務所】	
	 <p data-bbox="997 1350 1428 1624">平成25年度末時点で、瀬田川に4基、野洲川に48基の不法投棄是正看板を設置しており、不法投棄の是正に努めている。 また、琵琶湖河川事務所HPにてゴミ投棄状況が分かるゴミマップを掲載しており、ゴミの不法投棄の抑制のために啓発している。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="470 1680 853 1803">知っていますか? 河川に捨てられるゴミの量!</p> <p data-bbox="454 1809 734 1870">全国的に問題となっている河川のゴミ投棄について、琵琶湖河川事務所が管理する瀬田川・野洲川での現在の状況をゴミマップで紹介します。</p> <p data-bbox="438 1915 718 1948">【琵琶湖河川事務所HP】</p> <p data-bbox="430 1960 1085 1993">http://www.biwakokasen.go.jp/others/gomimap/index.html</p>  </div>	

点 検 項 目	河川区域等の管理
---------	----------

5.参考資料

【木津川上流河川事務所】



名張川クリーン大作戦
 平成25年6月2日(日) 名張市内全域
 名張市民4,712人が参加。約5,690キロのゴミを回収。
 地元NPOや国交省、三重県などで作る実行委員会が主催。
 名張川の河川敷を中心に市内全域で一斉清掃活動を実施した。

【猪名川河川事務所】

平成25年は約227m³のゴミの処分を行っている。

(ゴミ不法投棄状況)



(台風18号ゴミ堆積状況)



(軍行橋付近)



(藻川3.0k付近)



(藻川1.2k付近)

点 検 項 目	河川区域等の管理
---------	----------

5.参考資料

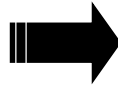
【淀川ダム統合管理事務所(天ヶ瀬ダム)】



不法投棄に対し看板を設置し注意喚起を行った結果、是正された。

是正前

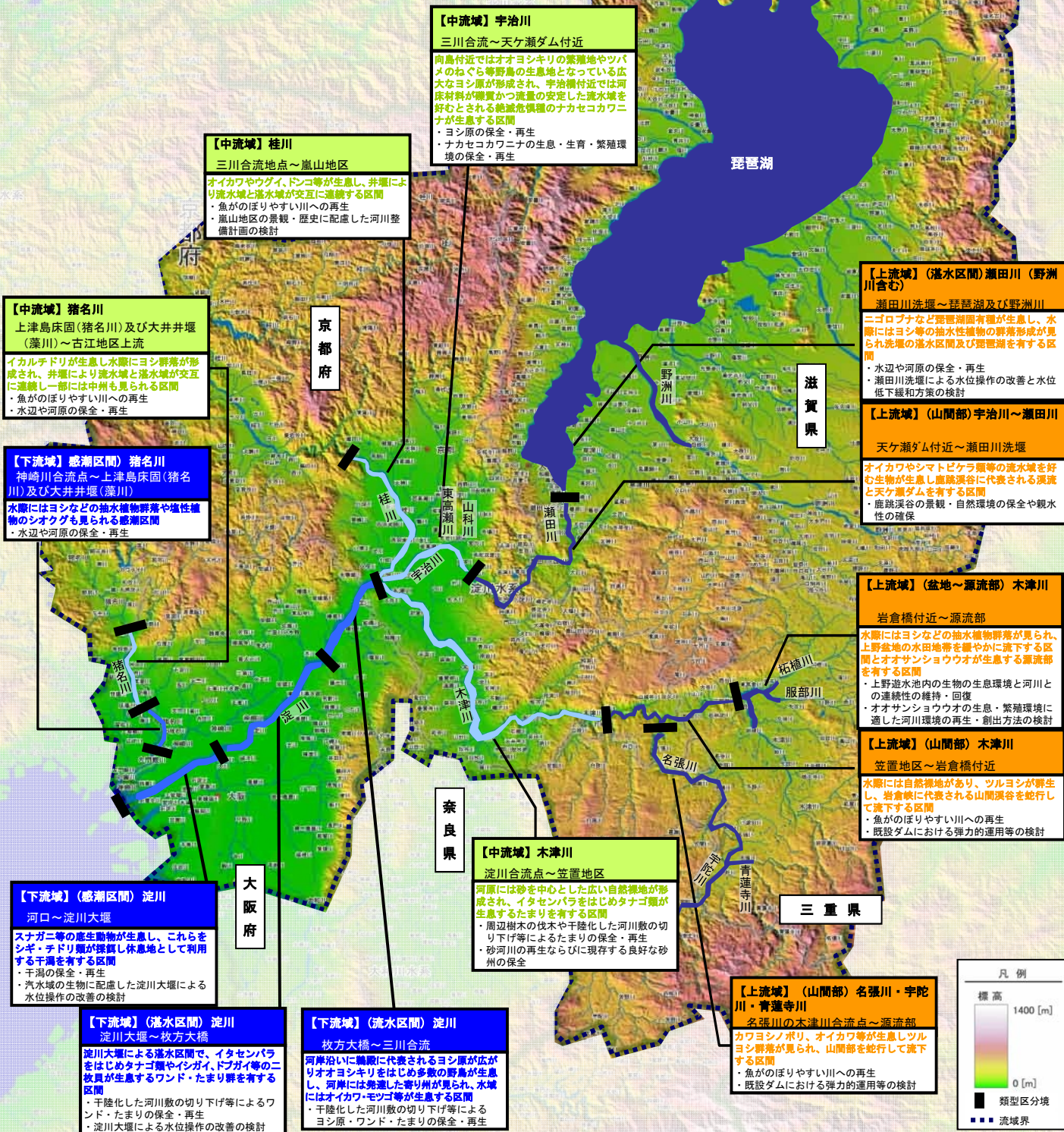
是正後



淀川水系の河川環境類型区分図

- ・河川整備計画の取り組みが、河川環境の現状と課題に応じた保全・再生の方向に向かっているかを評価するため、河川環境類型区分を行った。
- ・類型区分は、河川の流程で大きく下流域、中流域及び上流域に分けるとともに、汽水域と淡水域、山付き渓谷区間と盆地区間および三川合流等の河川環境が大きく異なる区間で分類した。
- ・河川環境類型区分毎に「河川事業の計画段階における環境影響の分析の考え方(平成14年12月)」に基づき、流域的視点に立って現状分析を行った上で、現状と歴史的変遷、課題、対応の抽出を行った。
- ・河川環境類型区分毎の範囲とその特徴及び主な保全・再生の方向を図に示す。

平成25年度版



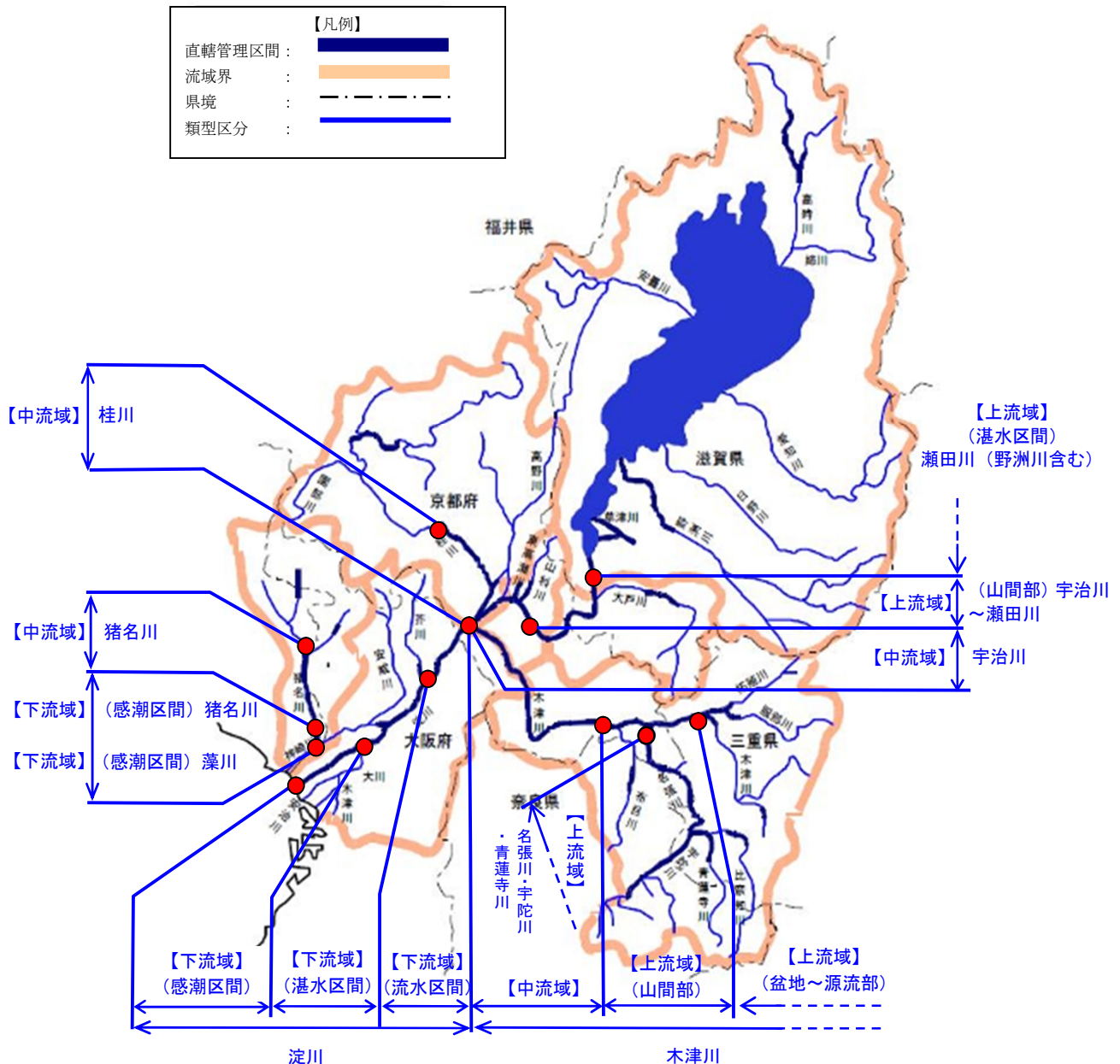
目次

○河川環境の類型区分	1
・類型区分【下流域】(感潮区間)淀川	2
・類型区分【下流域】(湛水区間)淀川	4
・類型区分【下流域】(流水区間)淀川	10
・類型区分【中流域】宇治川	14
・類型区分【中流域】桂川	18
・類型区分【中流域】木津川	21
・類型区分【上流域】(山間部)宇治川～瀬田川	23
・類型区分【上流域】(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)	26
・類型区分【上流域】(山間部)木津川	34
・類型区分【上流域】(盆地～源流部)木津川	37
・類型区分【上流域】(山間部)名張川・宇陀川・青蓮寺川	40
・類型区分【下流域】(感潮区間)猪名川	45
・類型区分【中流域】猪名川	47

1. 河川環境の類型区分

- ・河川整備計画の取り組みが、河川環境の現状と課題に応じた保全・再生の方向に向かっているかを評価するため、河川環境類型区分を行った。
- ・類型区分は、河川の流程で大きく下流域、中流域及び上流域に分けるとともに、汽水域と淡水域、山付き溪谷区間と盆地区間および三川合流等の河川環境が大きく異なる区間で分類した。
- ・河川環境類型区分毎に「河川事業の計画段階における環境影響の分析方法の考え方(平成14年12月)」に基づき、流域的視点に立って現状分析を行った上で、現状と歴史的変遷、課題、対応の抽出を行った。
- ・上記を踏まえ河川整備計画の取り組みについて、点検項目毎の【観点】と【指標】に基づき進捗点検を行った。

淀川水系流域図



2. 現況の分析

①現状と歴史的変遷

[現状]

淀川の感潮区間は、河口から淀川大堰（約9.8km）付近までの区間で、セグメントは3、平均河床勾配は、約1/17,000となっている。

【河口～海老江地区下流（約4.2km）付近】河口部の低水路幅は800m～900m程度と広く、直線的な河道となっており、捨石や根固めブロックといった人工的な護岸が続く。高度経済成長期の地盤沈下によって干潟が消失し、単断面に近い河道形状となっているが、水際部ではシオクグ、ウラギクといった塩性植物が見られる。

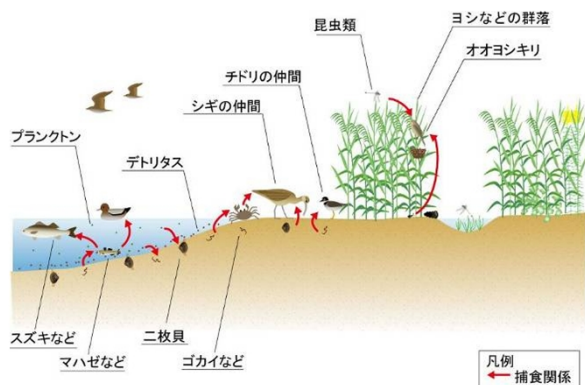
【海老江地区下流（約4.2km）～淀川大堰（約9.8km）付近】低水路幅は約400mで、ほぼ直線的な河道となっている。河道形状は複断面となり高水敷は主にグラウンドなどに利用され、河道内には一部自然の干潟や再生された干潟が広がる。潮の干満により、穏やかな流れが生じる。

[環境の特徴と歴史的変遷]

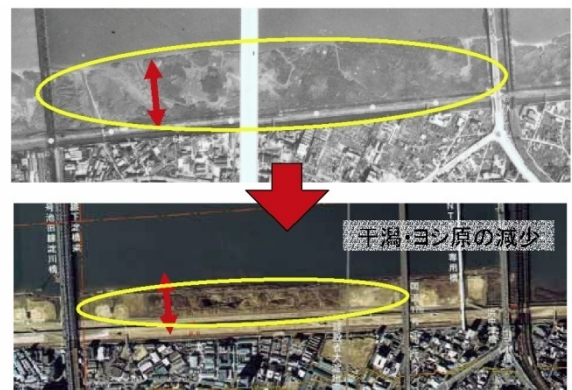
明治時代、河川改修工事により、淀川は旧淀川から毛馬で分派され、現在の位置に新淀川が開削された。その後、高度経済成長期の地盤沈下等によって多くの干潟が消滅した。

②課題

淀川の河口域全域に広がっていた干潟は、ほとんどその姿を消し(写真-1、表-1)、汽水域の生物の生息・生育・繁殖の貴重な場が減少した。(図-1)

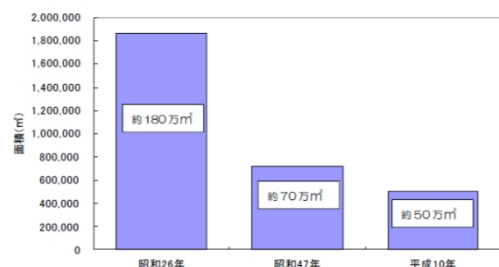


出典：近畿地方整備局事業評価監視委員会資料
図-1 干潟のはたらきのイメージ



出典：淀川水系河川整備計画基礎案に係る整備内容シート
写真-1 大淀地区干潟・ヨシ原の変遷

かつて存在していた干潟の減少

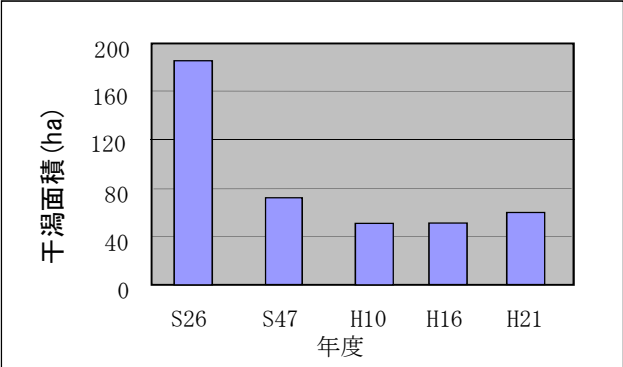


出典：近畿地方整備局事業評価監視委員会資料
表-1 汽水域干潟面積の推移

③対応

干潟については、昭和20年代に存在していたすべての地点において、検討の上、保全・再生を図る。また横断方向の河川形状の修復方法等について検討して実施する。

淀川大堰においては、河川環境を配慮し、淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰操作方式等について検討する。

点 検 項 目	類型区分【下流域】(感潮区間)淀川												
<p style="text-align: center;">3. 進捗状況</p> <p>●環境保全・再生の取り組み</p> <p>【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況 [指標]干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積 干潟特有の生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生のために、平成16年からの5年間で汽水域の干潟を約10ha再生した。平成22年度以降は干潟再生を実施せずモニタリング調査を実施している。平成25年度は、生物生息への影響確認として、再生した干潟の経過観察を継続している。</p> <div style="text-align: center;">  <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <caption>干潟面積 (ha) 推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>干潟面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S26</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>S47</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>H10</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※平成22年度以降は干潟再生未実施)</p> </div> <p>点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積と重複掲載</p> <p>●治水・利水等の取り組みによる環境への影響</p> <p>【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 [指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数 平成25年度においても以下の取り組みを実施。 ・河川工事における使用機械については、全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し、工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。</p> <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複</p>	年度	干潟面積 (ha)	S26	190	S47	80	H10	60	H16	60	H21	70	<p style="text-align: center;">4. 点検結果</p> <p>干潟やヨシ原の再生及びモニタリング調査を着実に実施している。</p> <p>今後は、干潟やヨシ原の再生及びモニタリング調査を淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら検討して実施する必要がある。</p> <p>工事实施にあたっては、淀川環境委員会の指導・助言を受けて生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した施工を実施している。</p> <p>今後も引き続き、淀川環境委員会の指導・助言を得ながら、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工する必要がある。</p>
年度	干潟面積 (ha)												
S26	190												
S47	80												
H10	60												
H16	60												
H21	70												
	<p>●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果 当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>												

3. 進捗状況

4. 点検結果

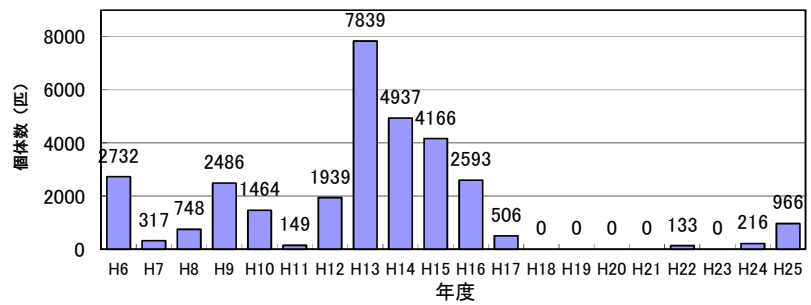
●環境保全・再生の取り組み

【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況

【指標】イタセンバラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数

イタセンバラについては、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、最も多くの生息数が確認されていた淀川下流の城北地区だけでなく、これまで赤川地区、楠葉地区、唐崎地区他10箇所においてもワンドの再生等、生息・生育・繁殖環境の整備を行ってきた。

以下には、淀川下流域におけるイタセンバラの稚魚の個体数調査結果を示す。



平成18年度以降イタセンバラの稚魚が確認されていなかったことから、イタセンバラの野生復帰に向けた取り組みとして、イタセンバラの再導入を平成21年度、平成23年度に試行的に実施している。平成22年度に発生した出水による影響等により、平成23年春の調査で稚魚を確認できなかったことから、平成23年度秋にイタセンバラの再導入を行った結果、平成24年度春にはイタセンバラの稚魚216匹、平成24年度秋にはイタセンバラの成魚を確認した(推定全数1040匹)。

平成25年度は、唐崎地区においてワンドを2箇所新設し、城北地区では水制工2箇所を改良を行った。また、H23年再導入に関する春の稚魚調査では966匹を確認した。

城北地区ではイタセンバラの生息環境が回復したので秋に500匹の再導入を行った。再導入の定着状況のモニタリングを行うとともに関係機関、住民の協力も得て外来種駆除や密漁防止のためのパトロール等を行った。

点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]イタセンバラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数と重複掲載

【観点】外来種対策の実施状況

【指標】外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数

イタセンバラの野生復帰を目指して、城北34～36号ワンドにおいて、4月～11月に月1～2回(計15回)の外来種駆除作業を行い、計963名が参加した。

また、外来魚駆除のイベントとして、外来魚駆除釣り大会を2回実施し、計520名が参加した。

点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数と重複掲載

イタセンバラは、下流域での稚魚調査において平成18年度以降確認されていない。このため、イタセンバラを含めた在来生物の生息・生育・繁殖環境の改善についてワンド整備の優先順位や整備形状などを淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら検討し、また、再導入を試行的に実施するなど、積極的な取り組みが進められている。

今後も引き続き淀川環境委員会等の指導・助言を得ながらワンド整備を行うと共に、再導入したイタセンバラの定着状況をモニタリングし、その結果を踏まえて生息・生育・繁殖環境の保全・再生を進める必要がある。

3. 進捗状況

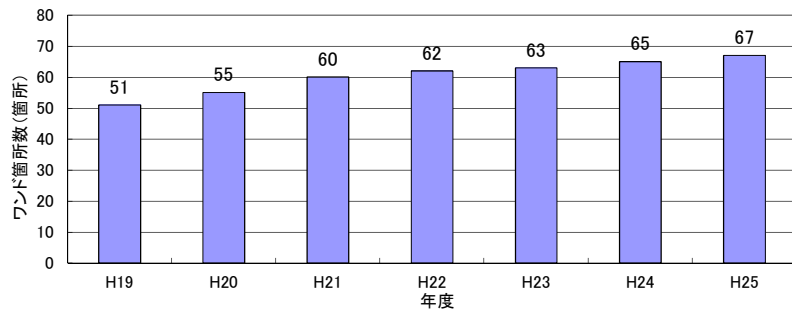
4. 点検結果

【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況

[指標]ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数

平成20年3月時点で51個あったワンドを平成25年度末現在67個まで増加した。

平成25年度は、唐崎地区においてワンドを2個新設し、城北地区では水制工2箇所を改良を行った。また、生態物理環境調査を行った。



点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数と重複掲載

淀川下流において平成20年3月現在51個あるワンドを概ね10年間で90個以上とするワンド倍増計画の達成に向けて実施している。

今後は、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、その効果を再確認した上で引き続きワンドの整備及びモニタリングを実施する必要がある。

3. 進捗状況

4. 点検結果

【観点】内湾-汽水域-河川の連続性の確保状況

【指標】既設の堰・落差工の改良内容(淀川大堰)

①魚類や底生生物の遡上・降下を容易にし、河川の連続性を確保するために淀川大堰の階段式魚道について、平成19年度から21年度に魚道内の改良を行い、流況の乱れや越流時の剥離流を解消した。

平成22年度は、淀川支川芥川の1号井堰において、上下流の分断が生じていた箇所魚道を設置した。



魚道改良前



魚道改良後

平成24年度は、下流域の堰・落差工の改良は実施せずモニタリング調査を継続した。

平成19年度から平成21年度まで淀川大堰の魚道改良工事のため片側交互の利用であった。

平成23年度は、左右岸で約85,000尾のアユの遡上が淀川大堰で確認されている。

平成24年度は、従来の目視による調査とは異なり、淀川大堰の左右岸の魚道にカメラを設置して、連続録画した遡上の映像から遡上実数を計測することで遡上実態調査を行った結果、約163万尾のアユの遡上を確認した。

平成25年度も引き続きカメラによる調査を実施し、約3万尾のアユの遡上を確認した。

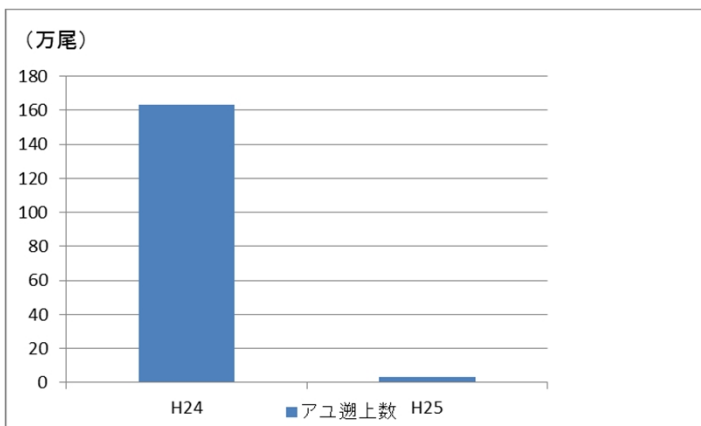
淀川大堰の魚道改良により安定した遡上数を確認できている。

淀川大堰、芥川1号井堰については、モニタリング調査等を進め、魚道改良の効果を把握していく必要がある。

今後も他の横断構造物の改良を淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら進め河川の縦断方向の連続性の確保を図っていく必要がある。なお、より正確な遡上数を推定できるため、今後もカメラによる調査を行っていく。



カメラによるモニタリング状況



点検項目「河川の連続性の確保」の【指標】既設の堰・落差工の改良内容(淀川大堰)と重複掲載

3. 進捗状況

4. 点検結果

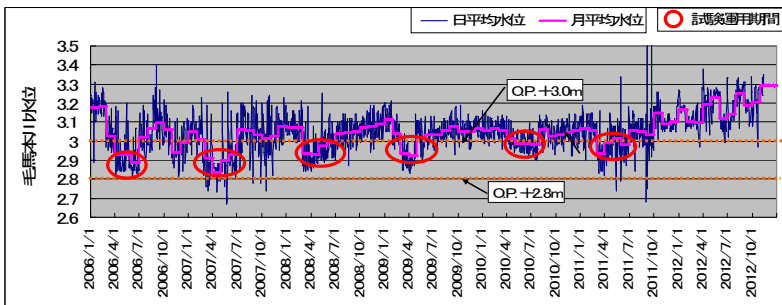
【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況

[指標] 淀川大堰による水位操作の改善内容

淀川大堰上流のワンドの浅場域を拡大させ、コイ・フナ類やタナゴ類などの繁殖・成育環境を改善するため、淀川大堰上流の水位O.P.+2.8mを目標に水位操作可能な範囲で、以下の期間について試験的に淀川大堰の運用を行った。

城北ワンド群では水位がO.P.+3.0mからO.P.+2.8mになると浅場(50cm以下)面積が約1割(約1,000m²)拡大したと推定される。

しかし、土砂堆積により上流の一部取水施設の取水に支障をきたすおそれがあったため、H24年度以降淀川大堰における水位操作の試験的な運用は実施していない。



	34号北ワンド	35号北ワンド
カネヒラ	0	5
シロヒレタビラ	0	0
タイリクバラタナゴ	0	0
コイ・フナ	385	385
モツゴ	588	588
オオクチバス	0	17
ブルーギル	0	0
カダヤシ	30	0
カムルチー	49	0

(調査日:H24.5.16)

平成24年 城北地区実験ワンドにおける稚魚確認個体数

平成25年度は、取水対策が完了したことによりH26年3月26日より試験的な運用を再開した。

点検項目「川本来のダイナミズムの再生」の[指標]淀川大堰による水位操作の改善内容と重複掲載

在来魚の孵化する時期に淀川大堰の運用を行ったことで、城北地区34号北、35号北ワンドの実験ワンドにおいては、浅場域が拡大し、生物の繁殖・成育環境が改善したと考えられる。

淀川大堰上流のワンド全体での効果や効果の継続性については十分把握出来ておらず、今後、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、淀川大堰による水位操作の改善について検討する必要がある。

点 検 項 目	類型区分【下流域】(湛水区間)淀川
<p style="text-align: center;">3. 進捗状況</p> <p>●治水・利水等の取り組みによる環境への影響 【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 [指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数 平成25年度においても以下の取り組みを実施。 ・河川工事における使用機械については全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 ・伐木における自然環境への配慮 樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期を避けるなど生物の生息・生育・繁殖環境を保護するように努めている。又、実施の際には、野鳥や植物などへの影響に関して専門家の指導を受けてから施工するとともに、必要以上に生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。</p> <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載</p>	<p style="text-align: center;">4. 点検結果</p> <p>工事実施にあたっては、淀川環境委員会の指導助言を受けて生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した施工を実施している。</p> <p>今後も淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工する必要がある。</p>
	<p>●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果 当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>

2. 現況の分析

①現状と歴史の変遷

[現状]

淀川の流水区間は、枚方大橋(約25.0km)から三川合流付近までの区間で、セグメントは2-2、平均河床勾配は、約1/2,000となっている。

【枚方大橋(約25.0km)～三川合流付近】低水路幅は約300mで、河道は水量が豊かで、穏やかに蛇行している。鶺鴒地区に代表される広大なヨシ原が河岸沿いに広がっており、オオヨシキリをはじめとする多数の野鳥が生息し、トビ、チュウヒ等の猛禽類も見られる。また、河岸には発達した寄り洲もみられるほか、楠葉地区では、近年再生したワンド群がみられる。なお、両岸の高水敷は、公園・グラウンド及びゴルフ場として、人工的な利用が広くおこなわれている。

[環境の特徴と歴史の変遷]

昭和46年以降には、低水路の拡幅や河床掘り下げが実施され、加えて河川敷の高度利用化を図るため、広範囲にわたって高水敷が造成された。また、河床低下により、高水敷への冠水頻度が減少(図-1)し、鶺鴒地区等においてはヨシ原が衰退(図-2)した。

②課題

低水路の拡幅と高水敷造成に伴う低水路と河川敷の段差によって、冠水帯が減少(図-1)し、河床低下により高水敷の干陸化が進み、ヨシ等の抽水性植物が衰退(図-2)しているとともに、ワンドやたまりが減少(写真-1)しており、固有種をはじめとする在来種の生息数が減少している。

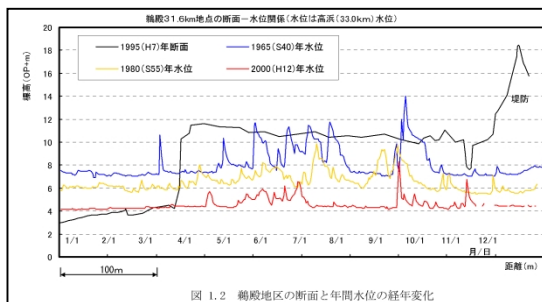


図 1.2 鶺鴒地区の断面と年間水位の経年変化

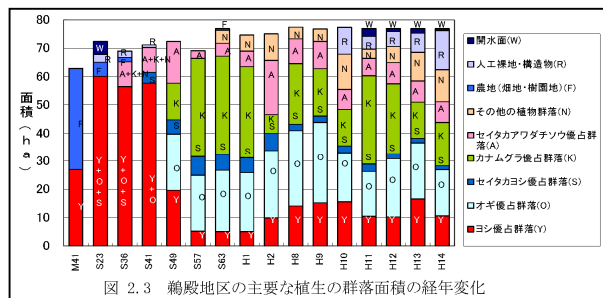
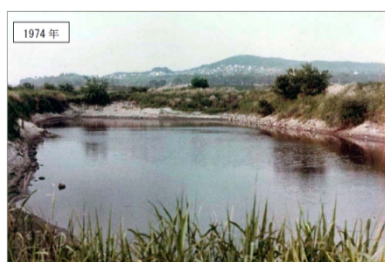


図 2.3 鶺鴒地区の主要な植生の群落面積の経年変化

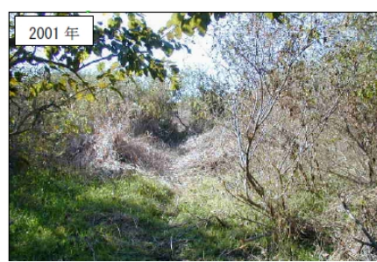
鶺鴒地区では、河床低下により高水敷の干陸化が進行し、ヨシ等の抽水性植物が衰退

図-1 鶺鴒地区 断面と年間水位の経年変化

図-2 鶺鴒地区 主要な植生の群落面積の経年変化



かつて形成されていたワンド群



ワンドが干し上がり、干陸化が進行

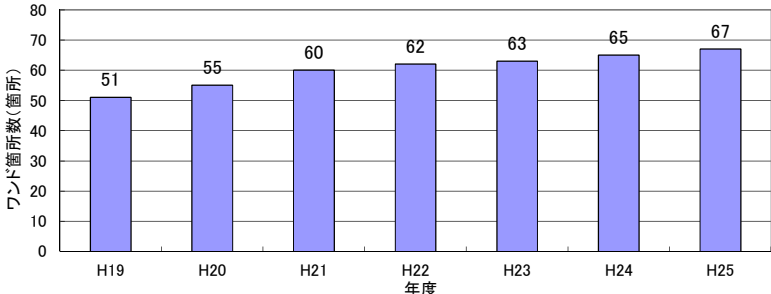
楠葉地区では、水位の低下や冠水頻度の減少によってワンドが干し上がり、干陸化が進行

写真-1 干陸化したワンド(楠葉地区)

③対応

イタセンパラを淀川中下流域の環境再生の代表的な目標種とし、自然に水位変動が起こっている淀川大堰湛水域より上流の流水区間において、干陸化した河川敷の切り下げ等により、ワンドやたまりの保全・再生を実施する。また鶺鴒地区におけるヨシ原の保全・再生を図る。

点 検 項 目	類型区分【下流域】(流水区間)淀川																																										
3. 進捗状況	4. 点検結果																																										
<p>●環境保全・再生の取り組み</p> <p>【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況 【指標】イタセンパラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数</p> <p>イタセンパラについては、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、最も多くの生息数が確認されていた淀川下流の城北地区だけでなく、これまで赤川地区、楠葉地区、唐崎地区他10箇所においてもワンドの再生等、生息・生育・繁殖環境の整備を行ってきた。</p> <p>以下には、淀川下流域におけるイタセンパラの稚魚の個体数調査結果を示す。</p> <table border="1"> <caption>イタセンパラの稚魚の個体数調査結果</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>個体数 (匹)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H6</td><td>2732</td></tr> <tr><td>H7</td><td>317</td></tr> <tr><td>H8</td><td>748</td></tr> <tr><td>H9</td><td>2486</td></tr> <tr><td>H10</td><td>1464</td></tr> <tr><td>H11</td><td>149</td></tr> <tr><td>H12</td><td>1939</td></tr> <tr><td>H13</td><td>7839</td></tr> <tr><td>H14</td><td>4937</td></tr> <tr><td>H15</td><td>4166</td></tr> <tr><td>H16</td><td>2593</td></tr> <tr><td>H17</td><td>506</td></tr> <tr><td>H18</td><td>0</td></tr> <tr><td>H19</td><td>0</td></tr> <tr><td>H20</td><td>0</td></tr> <tr><td>H21</td><td>0</td></tr> <tr><td>H22</td><td>133</td></tr> <tr><td>H23</td><td>0</td></tr> <tr><td>H24</td><td>216</td></tr> <tr><td>H25</td><td>966</td></tr> </tbody> </table> <p>平成18年度以降イタセンパラの稚魚が確認されていなかったことから、イタセンパラの野生復帰に向けた取り組みとして、イタセンパラの再導入を平成21年度、平成23年度に試行的に実施している。平成22年度に発生した出水による影響等により、平成23年春の調査で稚魚を確認できなかったことから、平成23年度秋にイタセンパラの再導入を行った結果、平成24年度春にはイタセンパラの稚魚216匹、平成24年度秋にはイタセンパラの成魚を確認した(推定全数1040匹)。</p> <p>平成25年度は、唐崎地区においてワンドを2個新設し、城北地区では水制工2箇所で行った。また、H23年再導入に関する春の稚魚調査では966匹を確認した。</p> <p>城北地区ではイタセンパラの生息環境が回復したので秋に500匹の再導入を行った。再導入の定着状況のモニタリングを行うとともに関係機関、住民の協力も得て外来種駆除や密漁防止のためのパトロール等を行った。</p> <p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]イタセンパラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数と重複掲載</p> <p>【観点】外来種対策の実施状況 【指標】外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数</p> <p>イタセンパラの野生復帰を目指して、城北34～36号ワンドにおいて、4月～11月に月1～2回(計15回)の外来種駆除作業を行い、計963名が参加した。</p> <p>また、外来魚駆除のイベントとして、外来魚駆除釣り大会を2回実施し、計520名が参加した。</p> <p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数と重複掲載</p>	年度	個体数 (匹)	H6	2732	H7	317	H8	748	H9	2486	H10	1464	H11	149	H12	1939	H13	7839	H14	4937	H15	4166	H16	2593	H17	506	H18	0	H19	0	H20	0	H21	0	H22	133	H23	0	H24	216	H25	966	<p>イタセンパラは、下流域での稚魚調査において平成18年度以降確認されていない。このため、イタセンパラを含めた在来生物の生息・生育・繁殖環境の改善についてワンド整備の優先順位や整備形状などを淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら検討し、また、再導入を試行的に実施するなど、積極的な取り組みが進められている。</p> <p>今後も引き続き淀川環境委員会等の指導・助言を得ながらワンド整備を行うと共に、再導入したイタセンパラの定着状況をモニタリングし、その結果を踏まえて生息・生育・繁殖環境の保全・再生を進める必要がある。</p>
年度	個体数 (匹)																																										
H6	2732																																										
H7	317																																										
H8	748																																										
H9	2486																																										
H10	1464																																										
H11	149																																										
H12	1939																																										
H13	7839																																										
H14	4937																																										
H15	4166																																										
H16	2593																																										
H17	506																																										
H18	0																																										
H19	0																																										
H20	0																																										
H21	0																																										
H22	133																																										
H23	0																																										
H24	216																																										
H25	966																																										

点 検 項 目	類型区分【下流域】(流水区間)淀川																
<p style="text-align: center;">3. 進捗状況</p>	<p style="text-align: center;">4. 点検結果</p>																
<p>【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況 [指標]ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数 平成20年3月時点で51個あったワンドを平成25年度末現在67個まで増加した。 平成25年度は、唐崎地区においてワンドを2個新設し、城北地区では水制工2箇所を改良を行った。また、生態物理環境調査を行った。</p>  <table border="1" data-bbox="111 548 885 840"> <caption>ワンド箇所数(箇所)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>ワンド箇所数(箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>51</td></tr> <tr><td>H20</td><td>55</td></tr> <tr><td>H21</td><td>60</td></tr> <tr><td>H22</td><td>62</td></tr> <tr><td>H23</td><td>63</td></tr> <tr><td>H24</td><td>65</td></tr> <tr><td>H25</td><td>67</td></tr> </tbody> </table> <p>点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数と重複掲載</p> <p>[指標]干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積 ・鵜殿地区においては干陸化しつつあるヨシ原の保全を図るために、高水敷の切り下げ及び配水実験を実施。</p> <p>平成25年度高水敷切り下げ実施面積:約0.3ha(全体計画14ha) 平成18～24年度高水敷切り下げ実施面積:約7.1ha (全体計画14ha)</p> <p>平成25年度配水実験:導水路延長2,600m、配水地2.5ha 平成24年度までの配水実験:導水路延長2,600m、配水地2.5ha</p> <p>点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積と重複掲載</p>	年度	ワンド箇所数(箇所)	H19	51	H20	55	H21	60	H22	62	H23	63	H24	65	H25	67	<p>淀川下流において平成20年3月現在51個あるワンドを概ね10年間で90個以上とするワンド倍増計画の達成に向けて実施している。</p> <p>今後は、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、その効果を再確認した上で引き続きワンドの整備及びモニタリングを実施する必要がある。</p> <p>ヨシ原の再生を着実に実施している。</p> <p>今後も引き続きヨシ原の再生を淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら検討して実施する必要がある。</p>
年度	ワンド箇所数(箇所)																
H19	51																
H20	55																
H21	60																
H22	62																
H23	63																
H24	65																
H25	67																

点 検 項 目	類型区分【下流域】(流水区間)淀川
<p style="text-align: center;">3. 進捗状況</p> <p>●治水・利水等の取り組みによる環境への影響</p> <p>【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 【指標】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数</p> <p>平成25年度においても以下の取り組みを実施。 ・河川工事における使用機械については全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 ・伐木における自然環境への配慮 樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期を避けるなど生物の生息・生育・繁殖環境を保護するように努めている。又、実施の際には、野鳥や植物などへの影響に関して専門家の指導を受けてから施工するとともに、必要以上に生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。 ・道鶴地区堤防強化工事においては、専門家の指導を受け、チガヤ、オグルマの移植を実施した。</p> <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載</p>	<p style="text-align: center;">4. 点検結果</p> <p>生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し工事を実施している。</p> <p>今後も淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工する必要がある。</p>
	<p>●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果</p> <p>当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>

点 検 項 目	類型区分【中流域】宇治川
---------	--------------

2. 現況の分析

①現状と歴史的変遷

[現状]

宇治川は、三川合流から塔の島上流(約52km)付近までの区間で、セグメントは2-1となっており、平均河床勾配は、約1/2,900～1/640となっている。

【三川合流～山科川(約45.6km)付近】低水路幅は約100mで、河道は穏やかに蛇行しており、底質は砂礫質となっている。向島付近では、広大なヨシ原が形成され、オオヨシキリをはじめとする鳥類の生息・繁殖地となっている。

【山科川(約45.6km)～宇治橋(約50.6km)付近】低水路幅は約150mで、河道は穏やかに蛇行している。河床材料は砂礫質で、単列砂州が形成されている。

【宇治橋(約50.6km)～塔の島上流(約52.0km)付近】低水路幅は100～150m程度で、河道は穏やかに蛇行している。河床材料は礫質で、流量の安定した流水域を好むとされる絶滅危惧種のナカセコカワニナ(図-1)が生息する。塔の島周辺は、歴史・文化遺産に恵まれ、鵜飼等に利用されている。

[環境の特徴と歴史的変遷]

洪水調節、京都府への上水供給、発電を目的とした天ヶ瀬ダムが建設(昭和39年竣工)され、瀬田川洗堰と連動した流量調整を実施している。また宇治川では、山科川合流点付近より下流部で河床低下の傾向を示しており、天ヶ瀬ダムによる土砂の補捉や淀川本川の河川掘削による影響と考えられ、川沿いの攪乱域や湿地帯が減少しているとともに、グラウンド造成等の人為的かく乱によってヨシ原が減少している。

②課題

河床低下に伴う低水路と河川敷の段差によって、冠水帯が減少し、河川敷の干陸化が進み、向島のヨシ群落(写真-1)をはじめとする、ヨシ等の抽水性植物が衰退している。また、塔の島地区では、絶滅危惧種ナカセコカワニナが生息し、優れた景観が形成されていることに鑑み、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した整備が必要となる。



出典：淀川水系河川整備計画基礎案に係る整備内容シート

写真-1 向島地区のヨシ原



出典：平成12年度淀川生態環境調査検討業務

図-1 ナカセコカワニナ確認分布図

③対応

水辺に棲む生物の生息・繁殖に重要なヨシ原の保全再生を図るため手法も含め検討して実施する。また宇治川にはナカセコカワニナの模式産地があり、その生息・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策を検討して実施する。

3. 進捗状況

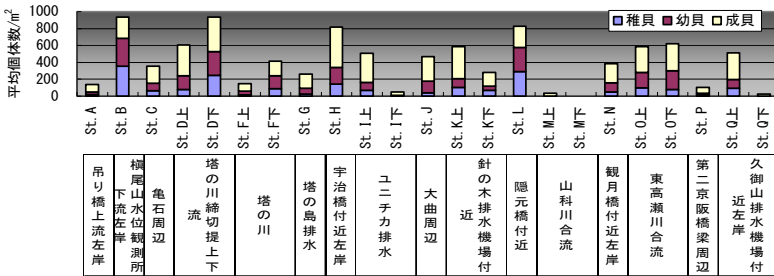
4. 点検結果

●環境保全・再生の取り組み

【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況

[指標]ナカセコカワニナの生息・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容

ナカセコカワニナの模式産地がある宇治川において平成20年度に三川合流付近から天ヶ瀬ダム下流までの間で分布範囲の調査を行った。結果を以下に示す。



ナカセコカワニナ調査結果

ナカセコカワニナの保全に関しては、工事实施の際に生息環境・繁殖環境に影響のないよう工事年度において検討し、結果、付近の模式産地へ移植することとなり、平成25年度においても、塔の島地区における河床掘削及び護岸整備工事にあたり、工事範囲内にナカセコカワニナを確認したため、付近の模式産地への移植を実施した。また過年度に移植した範囲についてモニタリングを行いナカセコカワニナを確認している。護岸構造は、有識者や専門家による委員会において検討し、護岸表面に深目地があるナカセコカワニナにも配慮した構造となっている。

点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]ナカセコカワニナの生息・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容と重複掲載

ナカセコカワニナについては、宇治川での生息範囲調査の結果、淀大橋から天ヶ瀬ダム下流まで分布が確認されている。

今後、生息が確認されている箇所では河川整備を行う際は、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながらナカセコカワニナの生息・繁殖環境に十分配慮する必要がある。

点 検 項 目	類型区分【中流域】宇治川
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>[指標]アユモドキの生息環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容・確認箇所数</p> <p>宇治川において、平成20年、平成24年度に水辺の国勢調査を実施したが、アユモドキについては、確認されていない。</p> <p>天ヶ瀬ダム再開発事業における生物への影響を把握するため、現状把握として、環境調査を平成2年から実施しているが、アユモドキについては、確認されていない。</p> <p>天ヶ瀬ダム再開発後の下流河川環境への影響予測を実施した。その中で、生物にとって重要な環境の抽出とそれぞれの環境に対しての指標種を選定した。アユモドキは、フリソデワンドの指標種として選定している。</p> <p>平成25年度は、天ヶ瀬ダム再開発後の運用による下流河川への影響確認のため、モニタリング計画を策定し、それに基づき調査を実施した。アユモドキについては確認されていない。</p> <p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]アユモドキの生息環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容・確認箇所数と重複掲載</p> <p>【観点】関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施状況</p> <p>[指標]関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施内容</p> <p>塔の島地区の改修については、塔の島付近の景観や自然環境に十分配慮するとともに、防災や新たな景観創出も含め、地域社会に貢献できる整備案の検討を目的として、学識経験者や地元関係者による塔の島地区河川整備に関する検討委員会を設立し、平成17年度以降、報告会も含め7回開催している。平成21年度にはこれまで検討された事業計画を踏まえ構造やデザインに関する詳細について検討することを目的とした塔の島地区景観構造検討会を設立し、平成24年度までに7回開催した。平成25年度は2回開催している。</p> <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施内容と重複掲載</p>	<p>在来生物の生息・生育・繁殖環境の調査や繁殖環境の改善に、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら取り組んでいる。</p> <p>アユモドキの生息状況は確認できていないが、引き続き水辺の国勢調査等を通じて確認を行っていく必要がある。</p> <p>地元観光協会、学識経験者、地元自治体と連携し、河川環境や景観に配慮し、地域社会に貢献できる整備案について検討を進めている。</p> <p>引き続き連携して検討する必要がある。</p>

点 検 項 目	類型区分【中流域】宇治川
<p style="text-align: center;">3. 進捗状況</p> <p>●治水・利水の取り組みによる環境への影響</p> <p>【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 [指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数</p> <p>平成25年度においても以下の取り組みを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川工事における使用機械については全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 ・伐木における自然環境への配慮 <p>樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期を避けるなど生物の生息・生育・繁殖環境を保護するように努めている。又、実施の際には、野鳥や植物などへの影響に関して専門家の指導を受けてから施工するとともに、必要以上に生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塔の島地区の河道掘削工事ではナカセコカワニナの繁殖環境の再生・保全に配慮して施工しており、塔の島地区における掘削及び護岸整備工事にあたり、ナカセコカワニナの移殖を実施した。 <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載</p>	<p style="text-align: center;">4. 点検結果</p> <p>塔の島地区ではナカセコカワニナの移殖等生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事を実施している。また、水際部の緩傾斜化等の生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した施工が計画されている。</p> <p>今後も淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工する必要がある。</p>
	<p>●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果</p> <p>当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>

2. 現況の分析

①現状と歴史的変遷

[現状]

桂川の中流域は、三川合流から嵐山地区(約18.6km)付近までの区間で、セグメントは三川合流から1号井堰下流(約6.8km)付近までが2-2、1号井堰下流(約6.8km)～6号井堰(約17.8km)付近までが2-1、6号井堰(約17.8km)～嵐山地区(約18.6km)付近までが1となっており、平均河床勾配は約1/3,400～1/380となっている。

【三川合流～1号井堰下流(約6.8km)付近】川幅は100m～150m程度で、河道は蛇行している。河床材料は砂礫質で単列砂州が形成されており、河床勾配は比較的緩やかで、高水敷にはセイタカヨシ群落やオギ群落が見られるほか、左岸側には耕作地が広がる。

【1号井堰下流(約6.8km)～6号井堰(約17.8km)付近】川幅は160m～200m程度で、河道は穏やかに蛇行する。河床材料は砂礫質となっており、堰下流に砂州が形成されている。井堰・床止め工(7箇所)により流水域と湛水域が交互に連続する環境になっている。

【6号井堰(約17.8km)～嵐山地区(約18.6km)付近】川幅は130m～150m程度であり、河床材料は砂礫質で、低水護岸が整備されている。嵐山地区一帯は、国の史跡名勝となっており、多くの観光客が訪れ、散策や舟遊びなどに利用されている。

[環境の特徴と歴史的変遷]

昭和20年代後半ごろから昭和30年代にかけて、治水、利水等の目的で、8カ所の井堰・床止め工が建設され、水域は井堰の存在により流水域と湛水域が交互に連続する環境となっている。

②課題

魚類の自由な遡上・降下を阻害する堰等の河川横断工作物(写真-1)により、縦断方向に不連続となっている。嵐山地区の河川整備にあたっては、嵐山地区の優れた景観と自然環境の保全、親水性の確保及び伝統的な行事などの観点を重視した整備が必要となる。

1号井堰では、魚道から溢流が発生し、魚道入口から水叩き下流端までが長いため、入口への誘導が不十分であった。
そこで、天端を嵩上げし、流量を抑えるとともに、魚道入口に簡易な誘導壁を施工した。



写真-1 魚類等の移動阻害改善の例 (桂川1号井堰)

③対応

魚類等の遡上・降下が容易にできるよう、既設の河川横断工作物(堰・落差工)について、効用や効果、その影響を点検し、撤去や魚道の設置・改善を検討する。嵐山地区の河川整備にあたっては、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全、親水性の確保、伝統的な行事などの観点を重視した河川整備の計画について調査・検討する。

点 検 項 目	類型区分【中流域】桂川
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>●環境保全・再生の取り組み 【観点】外来種対策の実施状況 [指標]外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数 桂川嵐山地区において、水草除去作業を行っている中学生を対象に、6月11日に嵐山で課題となっているオオカナダモなどの外来種の繁茂の状況について説明し、除去作業の重要性を認識してもらう取組を実施し、計237名が参加した。</p> <p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数と重複掲載</p> <p>【観点】横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策の実施状況 [指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数</p>  <p>桂川の横断工作物の設置状況</p> <p>平成25年度は、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら桂川3号井堰の魚道の改良を実施した。</p> <p>点検内容「河川の連続性の確保」の[指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数と重複掲載</p> <p>【観点】流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況 [指標]河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方針の検討内容(既設ダム) 淀川水系全体の総合土砂管理方針については、淀川水系全体の土砂収支を把握するための長期シミュレーション、土砂動態マップの検討などについて、淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、既設ダムを管理する水資源機構と連携し検討を進めている。</p> <p>平成25年度は、土砂動態の実態把握のためのモニタリングを継続した。</p> <p>日吉ダムの堆砂については、計画堆砂量800万m³のうち、平成25年度末で堆砂率が約20%となっている。</p> <p>堆砂については、今後も監視を行い、ダム機能の維持の排砂の検討を行っていく。</p> <p>点検項目「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」の[指標]河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方針の検討内容(既設ダム)と重複掲載</p>	<p>桂川については、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら河川の縦断方向の連続性の確保を図っていく必要がある。</p> <p>淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、水系内の土砂収支の実態把握に努めている。</p> <p>今後も、引き続きモニタリングを行い、淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、総合土砂管理方針の検討を進める。</p>

点 検 項 目	類型区分【中流域】桂川
<p style="text-align: center;">3. 進捗状況</p>	<p style="text-align: center;">4. 点検結果</p>
<p>●治水・利水の取り組みによる環境への影響 【観点】関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施状況 [指標]関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施内容 嵐山地区の河川整備については、治水・環境・景観・観光等に関する助言等を行い、観光産業への影響を含め、嵐山地区の景観や利用に配慮した河川整備の計画について検討を行うことを目的に、桂川嵐山地区河川整備検討委員会(以下、検討委員会)を平成24年7月に設立し、平成25年度中に1回開催している。 また、地元関係団体へ河川管理者が委員会内容について説明し意見を頂く為、桂川嵐山地区河川整備地元連絡会を平成25年度は2回開催している。</p> <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施内容と重複掲載</p> <p>【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 [指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数</p> <p>平成25年度においても以下の取り組みを実施。 ・河川工事における使用機械については全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 ・樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期を避けるなど生物の生息・生育・繁殖環境を保護するように努めている。又、実施の際には、野鳥や植物などへの影響に関して専門家の指導を受けてから施工するとともに、必要以上に生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。 ・桂川下流部の河道掘削工事では、既存のワンドにおける生態系に配慮して、ヨドゼゼラの繁殖期には水際部の工事を実施せず、高水敷の掘削を進める、水際部の既存ワンドは掘り残した上で捨て石を施工し、ワンドを保全する、といった工夫を行いながら工事を進めている。</p> <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載</p>	<p>地元観光協会、学識経験者、地元自治体と連携し、河川環境や景観に配慮し、地域社会に貢献できる整備案について検討を進めている。</p> <p>引き続き連携して検討する必要がある。</p> <p>桂川の改修については、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備の計画について調査・検討する必要がある。</p> <p>工事実施にあたっては、淀川環境委員会等の指導助言を受けて小動物の移動を分断させないようにするなど環境に配慮した施工を実施している。</p> <p>今後も淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工する必要がある。</p>
	<p>●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果 当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>

点 検 項 目	類型区分【中流域】木津川
---------	--------------

2. 現況の分析

①現状と歴史的変遷

[現状]

木津川の中流域は、三川合流から笠置(約37.2km)付近までの区間で、セグメントは三川合流から開橋上流(約20.0km)付近までが2-2、開橋上流(約20.0km)から笠置(約37.2km)付近が2-1となっており、平均河床勾配は約1/1,100~1/800となっている。

【三川合流～開橋上流(約20.0km)付近】低水路幅は100~200m程度で、河道は緩やかに蛇行している。河床材料は砂質から砂礫質で、河道は交互砂州が発達しており、瀬と淵が形成されている。たまりが点在し、これらの水域にはタナゴ類等が生息する。11.0km付近から上流の河道内に形成する河畔林の一部は、水害防備林として指定されている。

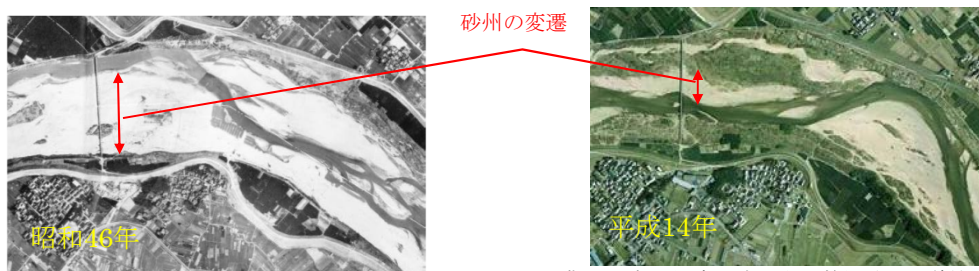
【開橋上流(約20.0km)～笠置(約37.2km)付近】低水路幅は100~200m程度で、河道は蛇行しており、河床材料は礫質で複列砂州が形成されている。周辺の地形は山地となっており、河道内にはマダケ群落をはじめとする河畔林が広がり、カヌーなどによる水面利用が見られる。

[環境の特徴と歴史的変遷]

木津川の上流域には高山ダムをはじめとするダム等の建設により洪水調節が実施されている。また、昭和40年代まで河川の砂利採取が実施され河床低下が進行した。木津川は、砂州が発達しており、たまりが多く存在しているが、昭和40年頃から一部区間では冠水頻度の低下により、低水路部の固定化、砂州の樹林化等がみられる。

②課題

淀川本川の河床掘削等に伴う河床の低下により、砂州の樹林化やみお筋の固定がみられ、発達した交互砂州や瀬と淵、たまりなど木津川の特徴でもある良好な砂州環境が損なわれつつある。(写真-1)



出典：平成20年度 淀川水系整備計画河道検討業務計画書

写真-1 砂州の変遷

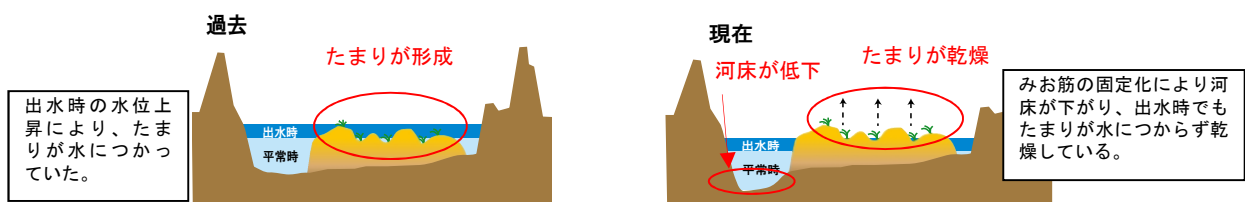


図-1 木津川たまりの変遷

③対応

たまり周辺の樹木の伐木や干陸化した河川敷の切り下げ等により、たまりの保全・再生を実施する。河道内砂州の掘削等を行い、かつての砂河川の再生並びに現存する良好な砂州の保全を図る。

点 検 項 目	類型区分【中流域】木津川
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>●環境保全・再生の取り組み 【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況 【指標】イタセンパラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数 木津川では、平成24年度に引き続き25年度の稚魚調査でも、イタセンパラは確認されていない。</p> <p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]イタセンパラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数と重複掲載</p> <p>【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況 【指標】ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数 木津川では、平成24年度に引き続き25年度も、既存するたまりにおけるタナゴ類の仔稚魚調査を実施し、シロヒレタビラ14匹、カネヒラ2431匹を確認した。次年度以降も引き続き調査を実施する。</p> <p>点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数と重複掲載</p> <p>●治水・利水等の取り組みによる環境への影響 【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 【指標】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数 平成25年度においても以下の取り組みを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川工事における使用機械については全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 ・樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期を避けるなど生物の生息・生育・繁殖環境を保護するように努めている。又、実施の際には、野鳥や植物などへの影響に関して専門家の指導を受けてから施工するとともに、必要以上に生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。 ・木津川下流で堤防強化対策(浸透対策)を実施する際には、堤防上に生育する貴重植物などの移殖や復元を実施するとともに、工事実施後のモニタリングにより生育状況を確認している。 <p>移殖(復元)状況 平成20年度 イナズナ(京都府RDB:準絶滅危惧種) 平成21年度 オオバクサヅ(京都府RDB:絶滅寸前種)、アマナ 平成22年度 レンリソウ(京都府RDB:絶滅寸前種) 平成23年度は、移殖(復元)の必要な工事箇所は無かった。 平成24年度 ウmanosクサ、チガヤ群落箇所の表土の活用 平成25年度 マキエハギ(京都府RDB:絶滅寸前種)、クララ</p> <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載</p>	<p>過去には木津川においてもイタセンパラの生息が確認されていたことから、イタセンパラの生息・生育・繁殖環境の保全・再生について淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら検討する必要がある。</p> <p>今後は、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、モニタリングを実施する必要がある。</p> <p>工事实施にあたっては、淀川環境委員会等の指導助言を受けて貴重植物を移殖するなど環境に配慮した施工を実施している。</p> <p>堤防強化工事の実施に際しては、木津川堤防に残る良好な草地環境を保全するため、その対策手法についてまとめた手引書を作成し、堤防上に生育する貴重植物などの移殖や復元を実施するとともに、工事实施後のモニタリングにより生育状況を確認している。</p> <p>今後も淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工する必要がある。</p>
	<p>●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果 当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>

点 検 項 目	類型区分【上流域】(山間部)宇治川～瀬田川
---------	-----------------------

2. 現況の分析

①現状と歴史的変遷

[現状]

塔の島上流(約52.0km)から瀬田川洗堰下流(約70.0km)付近までの区間で、セグメントは天ヶ瀬ダム(約53.4km)付近までが2-1、天ヶ瀬ダム(約53.4km)から鹿跳橋上流(約68.0km)付近まではM、鹿跳橋上流(約68.0km)から瀬田川洗堰下流(約70.0km)付近までが2-2、平均河床勾配は約1/160～1/4,440となっている。

【塔の島上流(約52.0km)～天ヶ瀬ダム(約53.4km)付近】低水路幅は約60m、河道は流れが緩やかで岩が露出し、渓谷の下流端に位置する。

【天ヶ瀬ダム(約53.4km)～湛水区間上流端(約65.6km)付近】貯水池幅80～220m程度、天ヶ瀬ダムの湛水区間となっている。

【湛水区間上流端(約65.6km)～鹿跳橋上流(約68.0km)付近】川幅は40～260m程度、鹿跳渓谷は自然河岸となっており、水量は洗堰の放流量に左右されるが、流れは急で早瀬と淵が連続している。

【鹿跳橋上流(約68.0km)～瀬田川洗堰下流(約70.0km)付近】低水路幅は約100mであり、コンクリートの低水護岸の単断面に近い河道が続く。水量は洗堰の放流量に左右されるが、全体的に流れは緩やかで、平瀬状の様相を呈している。

[環境の特徴と歴史的変遷]

大正13年に大峰ダムが建設される前までは溪流河川であったが、大峰ダムにより一部が湛水区域となり、さらに昭和39年の天ヶ瀬ダムの完成により鹿跳渓谷より下流は大部分が湛水区域となった。湛水区域内には、ダム湖の環境に適応した魚類、底生動物が生息し、現在は、特定外来生物であるブルーギル、オオクチバスが侵入している。湖面はオシドリ、カワウ等の水鳥に利用されている。

明治時代に旧瀬田川洗堰が完成し、流量調節がはじまり、昭和36年に現在の瀬田川洗堰が完成した。また、明治時代に瀬田川の河道の浚渫工事が始まり、現在に至るまで何度も浚渫が繰り返された。

鹿跳渓谷にはヤマセミ等に代表される溪流環境を好む種も見られる。

②課題

ダムにより土砂移動の連続性が阻害され、また、貯水池の水位変動域の斜面が裸地化している。

流下能力確保の為の河川改修では、優れた景観を形成している鹿跳渓谷の景観(写真-1、写真-2)、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備が必要となる。また、大戸川合流点から鹿跳渓谷までの河床掘削では、琵琶湖固有種を含む在来種への配慮が必要となる。



鹿跳渓谷 (景勝地)

写真-1 鹿跳渓谷(景勝地)



米かし岩 (滋賀県自然記念物)

写真-2 米かし岩(滋賀県自然記念物)

③対応

ダム湛水区間では、土砂移動の連続性を確保する方策を検討し、斜面裸地対策を実施する。

優れた景観を形成している鹿跳渓谷については、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備について検討して実施する。

大戸川合流点から鹿跳渓谷までの河床掘削では、セタシジミ等の琵琶湖固有種への保全措置を実施する。

点 検 項 目	類型区分【上流域】(山間部)宇治川～瀬田川
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>●環境保全・再生の取り組み</p> <p>【観点】ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施状況</p> <p>【指標】ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施内容・対策箇所数</p> <p>天ヶ瀬ダムでは、ダム貯水池斜面における水位変動域の裸地対策として、平成20年度にダム貯水池内5箇所(0.008ha)において、さし木や播種による緑化対策試験施工を実施し、平成21及び23年度は定着を確認するため1回/月の観測を実施し、経過を観察した。また、平成23年度には、試験施工箇所5箇所のうち2箇所について植栽を実施した。</p> <p>平成24、25年度は、試験施工箇所5箇所のモニタリングより、1割程度の活着・生存を確認したため、引き続き経過観察を行うとともに、緑化資材の調達計画の策定、食害対策工の実証実験を実施した。また、NPO及び地元住民等との協働による取り組みとして、平成24年度に苗木づくりの講習会を実施し、平成25年度には今後の苗木の確保・調達の連携方針を策定し、協力を求めた。</p> <p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施内容・対策箇所数と重複掲載</p> <p>【観点】流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況</p> <p>【指標】河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)</p> <p>淀川水系全体の総合土砂管理方策については、淀川水系全体の土砂収支を把握するための長期シミュレーション、土砂動態マップの検討などについて、淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、既設ダムを管理する水資源機構と連携し検討を進めている。</p> <p>平成25年度は、土砂動態の実態把握のためのモニタリングを継続した。</p> <p>堆砂については、今後も監視を行い、ダム機能の維持の排砂の検討を行っていく。</p> <p>点検項目「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」の[指標]河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)と重複掲載</p>	<p>天ヶ瀬ダムでは試験施工の状況や経過観測結果から、より確実な緑化工法を検討していく。</p> <p>今後も、近畿地方ダム等管理フォローアップ委員会の助言に基づき適切なダム周辺の景観対策等を実施する必要がある。</p> <p>総合土砂管理については、淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、水系内の土砂収支の実態把握に努めている。</p> <p>今後も、引き続きモニタリングを行い、淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、総合土砂管理方策の具体化を図り、行動に移す必要がある。</p>

点 検 項 目	類型区分【上流域】(山間部)宇治川～瀬田川
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>●治水・利水等の取り組みによる環境への影響 【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 [指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数</p> <p>平成25年度においても以下の取り組みを実施。 ・河川工事における使用機械については全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 ・瀬田川での河道内工事におけるセタシジミ等への保全措置として、工事の施工区間内においては施工前に生物調査を実施し影響区間にセタシジミ等を見つけた場合には、影響区間外へ移殖を実施している。</p> <p>セタシジミの移殖状況(移殖実施工事件数) 平成24、25年度は調査したが見つからなかった。 平成18～25年度 延べ 12件</p> <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載</p>	<p>生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し工事を進めている。</p> <p>今後もセタシジミの定着状況のモニタリング結果等を踏まえ、環境委員会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工していく。</p>
	<p>●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果</p> <p>当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>

点 検 項 目	類型区分【上流域】(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)
---------	---------------------------

2. 現況の分析

①現状と歴史の変遷

[現状] 瀬田川洗堰～「琵琶湖」

瀬田川洗堰(約70.0km)からJR東海道本線瀬田川橋梁上流付近(約75.0km)付近の直轄管理区間上流端までは、セグメントは2-2、平均河床勾配は約1/2,280となっている。琵琶湖は、湖面積674km²、容量275億m³という日本最大の淡水湖で、直接流入する河川だけでも118本を数える。その流域面積は3,848km²(琵琶湖含む)で淀川流域の約47%を占める。

瀬田川洗堰上流区間は、洗堰の湛水区間となっており、掘込河道で単断面に近い河道が続く。低水路幅は約100mで、低水護岸は捨石構造で整備されている。瀬田川の上流には、日本最大の淡水湖である琵琶湖がある。琵琶湖は、約400万年前にできたといわれる世界でも有数の古代湖であり、ビワコオオナマズ、ビワマス、セタシジミ等の50種を超える固有種をはじめ、1000種以上の生物が生息・生育・繁殖している。特に沿岸帯は生物層が豊かであり、水際にはヨシ等の抽水性植物の群落形成が見られ、コイ・フナ類をはじめ、多くの魚類の生息・産卵の場となっている。

[現状] 野洲川

野洲川は、流域面積387km²で琵琶湖に流入する県下最大の河川である。河口から幸浜大橋上流(約2.0km)付近の区間までは、セグメントは2-2、平均河床勾配は約1/1,240、幸浜大橋上流(約2.0km)から石部頭首工上流(約13.8km)付近の直轄管理区間上流端までは、セグメント2-1及び1、平均河床勾配は約1/630～1/380となっている。

【河口～幸浜大橋上流(約2.0km)付近】約300mの開放水面が広がっており、低水護岸は矢板護岸若しくはコンクリート護岸となっている。琵琶湖背水区間であり、琵琶湖と一体となった止水に近い環境となっている。ヒシなどの浮葉植物群落や、中洲には、ヨシやタチヤナギが広がり、その水際はウキヤガラマコモ群集やヒメガマなどの湿性草本群落となっている。魚類では、ニゴロブナ、ゲンゴウロブナなどの琵琶湖固有種も見られる。

【幸浜大橋上流(約2.0km)～石部頭首工上流(約13.8km)付近】低水路幅は200m～300m程度であり、低水護岸は、連続したコンクリート護岸となっている。低水敷は比較的広く、瀬や淵が連続して存在し河原や中洲が広がっている。大部分がオギなどの乾性草地群落にタチヤナギ群集などが混在した環境となっている。高水敷はグラウンド等で利用され、また、竹林や樹林が見られる。魚類では、アユなどの在来種やビワマス、ウツセミカジカなどの琵琶湖固有種も見られる。

[環境の特徴と歴史の変遷] 瀬田川洗堰～「琵琶湖」

明治時代に旧瀬田川洗堰が完成し、瀬田川洗堰上流は、湛水区間となり、洗堰により流量調節がはじまった。昭和36年に現在の瀬田川洗堰が完成した。また、明治時代に瀬田川の河道の浚渫工事が始まり、何度も浚渫が繰り返し行われた。

昭和47年から琵琶湖開発事業が開始され、平成4年に完了した。現在、平成4年に制定された瀬田川洗堰の操作規則により琵琶湖の水位管理を行っている。

これらによる水位変動パターンの変化、魚類の移動経路の遮断また、外来種の増加など様々な要因により、固有種をはじめとする在来種の生息数の減少を招いている。

[環境の特徴と歴史の変遷] 野洲川

野洲川落差工から下流は、南流、北流に分派し琵琶湖に流入していた。野洲川放水路を建設する工事が、昭和46年に着工され、昭和54年6月2日に野洲川放水路が通水された。南流・北流は天井川であったが、野洲川放水路は天井川を解消するため深く掘られた。

これらによるヨシ帯の消失、水陸移行帯の分断、瀬淵の減少、魚類の移動経路の遮断また、外来種の増加など様々な要因により、固有種をはじめとする在来種の生息数の減少を招いている。

2. 現況の分析

②課題

瀬田川洗堰の水位操作により、季節的な水位変動パターンが変化し、魚類等に影響を与えている恐れがある。また、水田等の陸域との自由な魚の行き来が琵琶湖の水位低下や湖岸堤・湖岸道路等によって阻害されている(図-1)。野洲川においては、低水護岸により横断方向の連続性が分断され(写真-1)、シダレスズガヤなどの植生の侵入により陸域化・樹林化が進行したため流路が固定化(写真-2)し、瀬淵が形成できない区間がある。これら水位変動の変化、連続性の分断等により固有種をはじめとする在来種の生息数が減少している。

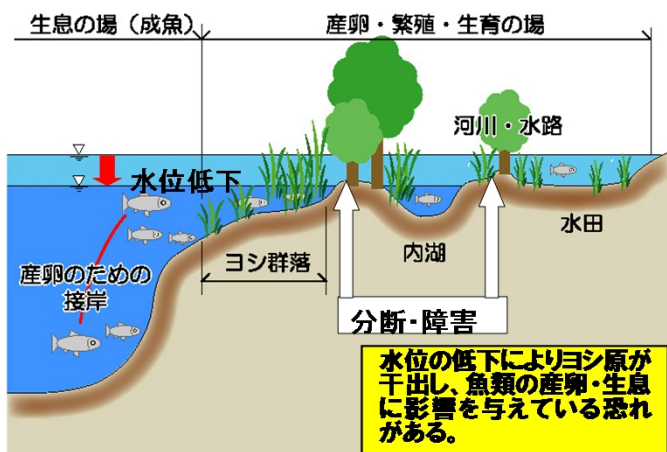


図-1 水位低下による魚類への影響



写真-1 横断方向の連続性の分断

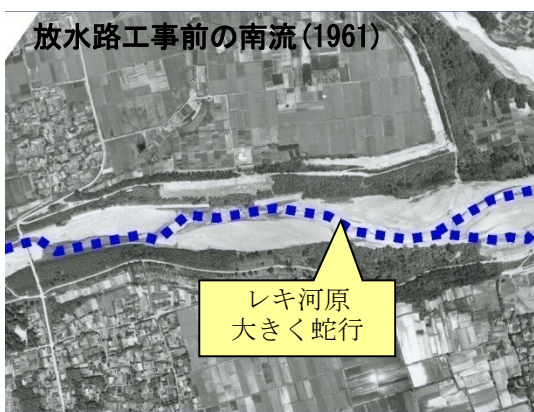


写真-2 流路の固定化

③対応

河川の流水中に生息・生育・繁殖する水生生物や水辺等に生息・生育・繁殖する陸生生物にとって、水位や流量の変動などの川のダイナミズムによって生じる水辺の冠水や攪乱などが重要なことから、堰による水位操作の改善など必要な方策を関係機関と協議・調整した上で実施する。また、生物・生態系のつながりなどを回復するため、河川の横断方向及び縦断方向の連続性、湖や河川と陸域との連続性を徹底して確保することを目指す。

点 検 項 目	類型区分【上流域】(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)
---------	---------------------------

3. 進捗状況	4. 点検結果
---------	---------

●環境保全・再生の取り組み

【観点】琵琶湖・淀川水系の歴史・文化多様性の価値の保全状況

[指標]瀬田川の水辺のあり方に関する取り組み内容・整備延長

・瀬田川では、水辺のあり方について検討するため、河川管理者、河川利用者や周辺自治会の代表者等で構成される瀬田川水辺協議会の提言「瀬田川のあるべき姿」に基づき、緑の連続性に配慮するなど周辺環境に調和した親水性のある水辺の散策路整備を継続して実施している。

平成18年～平成24年までの完成延長:1.75km

左岸:大津市瀬田1丁目地先～大津市黒津1丁目地先

右岸:大津市松原町地先～大津市南郷1丁目地先

平成25年度は、平成26年度完成を目指し、残区間110mにおいて橋梁上部工を着手した。

橋梁については、周辺と調和できるよう瀬田川水辺協議会に意見を頂きながら検討を行っている。

これまでに約4.4kmの水辺の散策路を整備したことにより、市民がより瀬田川の水辺に親しむ機会が増加している。

今後も引き続き景観に配慮し瀬田川散策路の整備を進める。



瀬田川散策路整備状況
(大津市稲津1丁目地先)

点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]瀬田川の水辺のあり方に関する取り組み内容・整備延長と重複掲載

【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況

[指標]干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積

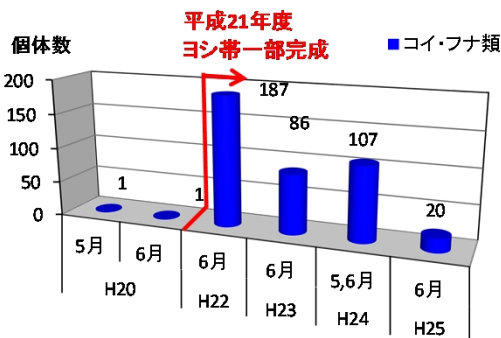
・野洲川河口部において、琵琶湖とつながる川のヨシ帯の再生を実施。

平成25年度実施面積:0.1ha

平成21～24年度までの実施面積:約1.9ha

・仔稚魚の確認状況を以下に示す。

仔稚魚(コイ・フナ類)確認状況



点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積と重複掲載

ヨシ原の再生が着実に進められた。

今後も引き続きヨシ原の再生を野洲川河口部ヨシ帯再生協議会の指導・助言を得ながら検討・実施していく。

点 検 項 目	類型区分【上流域】(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)
---------	---------------------------

3. 進捗状況

4. 点検結果

【観点】横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策の実施状況

[指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数

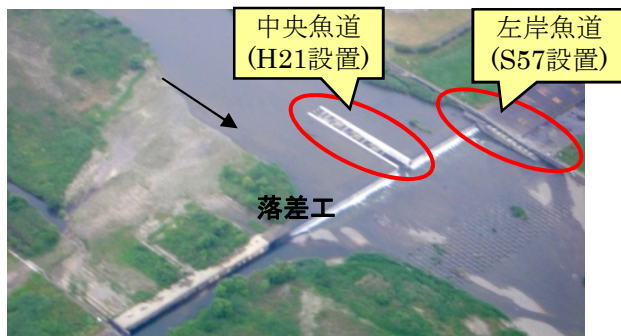
河川名	改良した堰・落差工名	供用年度
野洲川	落差工(7.2k)	平成20年度

野洲川では、魚類等の遡上・降下が困難な横断工作物は、野洲川落差工(7.2k付近)1箇所である。平成20年度に野洲川落差工の魚道改良を実施した。

魚道の設置や構造物の改良により生物の遡上環境が着実に改善されている。



野洲川の横断工作物の設置状況



魚道の設置状況

点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道の設置数と重複掲載

【観点】琵琶湖-内湖・流入河川間の連続性の確保状況

[指標]水域と陸域との連続性の確保と修復内容・箇所数

琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度の水陸移行帯ワーキングにて検討された。

- ・平成16年度より高島市において、うおじまプロジェクトを実施。高島市針江及び深溝において、琵琶湖と陸域との連続性の検討の資料を得るため試験施工を実施した。
- ・針江地区では、分断された湿地奥部と琵琶湖及び琵琶湖に流入する水路を繋ぎ、流入する水路を堰上げ導水し連続性を確保する試験施工を実施した。
- ・深溝地区では、分断された湿地奥部と琵琶湖及び琵琶湖に流入する水路を繋ぎ、流入する水路からポンプアップにより導水し連続性を確保する試験施工を実施した。
- ・平成16～19年度 延べ整備箇所数:2箇所(針江・深溝)
- ・平成22年度は、琵琶湖湖岸の環境修復について高島市針江地区及び深溝地区で実施してきた試験施工について生物環境・連携・施工・維持管理等の問題点及び課題の整理を行った。

高島市針江及び深溝で実施した試験施工では、琵琶湖と陸域との連続性を確保する機能を確認する事ができた。
試験施工の結果を踏まえて、今後、琵琶湖と陸域との連続性の確保に向けて検討を行う。

点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]水域と陸域との連続性の確保と修復内容・箇所数と重複掲載

点 検 項 目	類型区分【上流域】(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況 [指標]瀬田川洗堰による水位操作の改善内容</p> <p>琵琶湖周辺で産卵・成育する魚類を保護するために、洪水期前において、治水・利水に影響を与えない範囲で、平成15年度より、瀬田川洗堰の試行操作を行っており、平成23年度より、以下の方針で試行操作を実施してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨による琵琶湖水位上昇後の急激な水位操作の改善を行った。 魚卵の干出を緩和するため、現地調査によりコイ・フナ類の産着卵が10万個以上、草津市新浜、高島市針江、湖北町延勝寺において確認された場合は、推定ふ化日数である5日間の水位維持を行う。あわせて、現地調査によりホンモロコの産着卵が1万個以上、高島市針江、湖北町延勝寺、湖北町海老江(県)、大津市小野(県)、伊庭内湖(県)において確認された場合は推定ふ化日数である7日間の水位維持を行うことを操作方針として、操作の改善に取り組んだ。 ・水位移行期の水位操作の改善を行った。 5月中旬頃から約1ヶ月の間に、洪水期に備え琵琶湖水位をB.S.L+30cmからB.S.L-20cmに約50cm低下させていた操作を、主な産卵期となる4月1日から6月1日までの間はB.S.L.10cm以上を目指した緩やかな水位低下となるよう操作の改善に取り組んだ。 ・産卵環境の改善 平成23年度に引き続き平成24年度もB.S.L.10cm以上を極力目指し、瀬田川洗堰の操作を実施した。 4月1日～6月1日 :B.S.L.+10cm <p>現地産着卵の情報により水位操作をする方法では、現地調査に毎年多額の費用がかかるため、恒常的に運用するにはコスト面で問題があった。シミュレーションの結果、現地調査の結果によらず上昇した水位を維持する方法でも干出率に大差がなかったため、「水陸移行帯WG」に図った結果、平成25年度からはこの方法を試みることにした。</p>	

3. 進捗状況

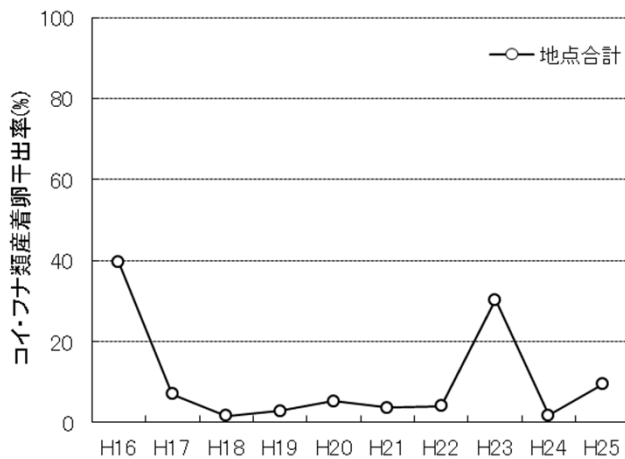
4. 点検結果

<平成25年度の取組>

平成25年度は、現地産着卵調査の情報によらず、上昇した水位を維持する方法に変更して実施した。

・コイ・フナ類

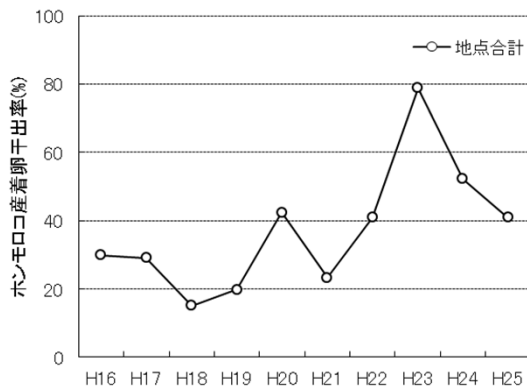
平成25年度のコイ・フナ類の産着卵の干出率は9.5%となった。



春先の雨が少なく、水位が下限ラインを下回る状態が続いたものの、干出率はコイ・フナ類で9.5%と例年並みに抑える事が出来た。

・ホンモロコ

平成25年度の本モロコシの産着卵の干出率は、40.9%となった。



ホンモロコシは、産卵が水位変化と関係がみられないことから、水位操作による干出率の低減は困難。

また、産卵盛期が洪水期に近く制限水位に向けた水位低下の時期にも産卵を行うため、これも干出率の低減を困難にする要因となっている。

過去10年間の試行により、コイ・フナ類の卵干出率は低く抑えることができ、一定の効果があつたものと考えられる。

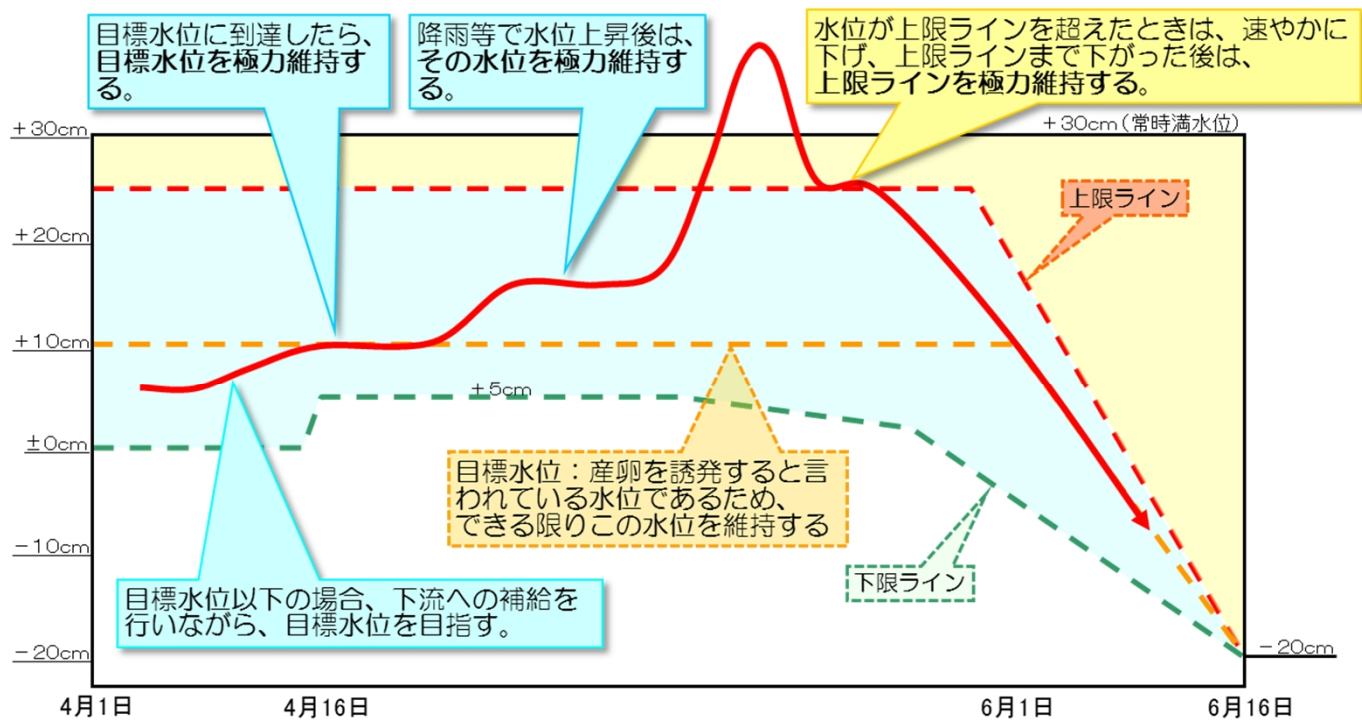
今まで審議・助言をいただってきた「水陸移行帯WG」に諮った結果、今後も、確立した現在の操作方法を継続して実施することとなった。

3. 進捗状況

4. 点検結果

<今後継続する操作方法>

1. 水位の設定
 - ・治水リスクの観点から上限ラインを設定
 - ・渇水リスクの観点から下限ラインを設定
 - ・産卵を誘発すると言われている水位を目標水位として設定
2. 操作方法
 - ・目標水位以下の場合、下流への補給を行いながら目標水位を目指す
 - ・目標水位に達したら、目標水位を極力維持する
 - ・水位が上限ラインを超えたときは速やかに下げ、上限ラインまで下がった後は、上限ラインを極力維持する



点検項目「川本来のダイナミズムの再生」の[指標]瀬田川洗堰による水位操作の改善内容と重複掲載

点 検 項 目	類型区分【上流域】(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況 【指標】琵琶湖における水位低下緩和方策の検討内容 日常管理においてダムと連携して琵琶湖の水位低下緩和に努めている。 平成25年度も引き続き、琵琶湖の水位及び各ダムの残容量・河川の流況・下流での水利用を把握し、琵琶湖の水位低下を緩和するよう瀬田川洗堰から下流へ用水補給のためのきめ細かな操作を行った。</p> <p>点検項目「川本来のダイナミズムの再生」の[指標]琵琶湖における水位低下緩和方策の検討内容と重複掲載</p> <p>●治水・利水等の取り組み</p> <p>【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 【指標】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数 平成25年度においても以下の取り組みを実施。 ・河川工事における使用機械については全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 ・野洲川での伐木における野鳥への配慮 野洲川での樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期(4月頃～8月頃)を避けるとともに、伐木基準を設けて野鳥の生息・生育・繁殖環境を保護するように努めている。又、実施の際には野鳥に関する専門家の指導を受けてから施工するとともに、必要以上に生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。 ・瀬田川での河道内工事におけるセタシジミ等への保全措置 瀬田川河道内での工事においては、施工前に施工区間内の生物調査を実施し、影響区間にセタシジミ等を見つけた場合は影響区間外へ移殖し施工を実施している。今後セタシジミの定着状況をモニタリング調査する。 セタシジミの移殖状況(移殖実施工事件数) 平成24、25年度は調査したが見つからなかった。 平成18～25年度 延べ12件</p> <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載</p>	<p>今後も引き続き、ダム群との統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作に努めていく。</p> <p>生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し工事を進めている。</p> <p>今後もセタシジミの定着状況のモニタリング結果等を踏まえ、環境委員会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工していく。</p> <p>瀬田川散策路工事においては、今後も実施状況を瀬田川水辺協議会で報告する。</p> <p>今後も生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、環境委員会等の指導・助言を得ながら適切に工事を施工していく。</p>
	<p>●環境保全・再生の類型区分の点検結果 当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>

点 検 項 目	類型区分【上流域】(山間部)木津川
---------	-------------------

2. 現況の分析

①現状と歴史の変遷

[現状]

木津川の山間部は、木津川の笠置橋(約37.2km)から岩倉大橋(約57.4km)付近までの区間で、セグメントはM、平均河床勾配は約1/480～1/170となっている。

【笠置橋(約37.2km)～名張川合流点(約46.8km)付近】河幅は約100mであり河床材料は砂礫を主体に巨石が交じり、平瀬・早瀬・トロが分布する。水際には自然裸地があり、ツルヨシ群落が多く分布する。陸域にかけては低木が散在し、纏まった竹林が分布する。名張川より上流に建設されたダム群の下流に位置する。

【名張川合流点(約46.8km)～岩倉大橋(約57.4km)付近】木津川流域を代表する狭窄部として岩倉峡が存在し、河幅は50m～100m程度であり河床材料は巨石・礫が多く、早瀬と淵が連続的に分布する。水際は岩盤が露出し、草本はツルヨシ群落が局所的に分布する。山地が迫る場所が多いため、山地と同様のコナラ林やアラカシ林などが分布するほかササ類の群落や竹林が散在する。

【布目ダム湛水域付近】布目ダムの流域は75km²であり、上流部は大和高原と呼ばれ、流域内は丘陵地が多く茶畑を中心とした農業が営まれている。また、ダム周辺の植生は、スギ・ヒノキの植生の他、コナラ林等の代償植生が多くを占めている。流域からの栄養塩の流入負荷が多く、淡水赤潮、アオコの発生が見られる。

[環境の特徴と歴史の変遷]

大正8年に大河原取水堰、昭和3年に相楽取水堰、平成3年に支川の布目川に布目ダムが建設され、湛水域と流水域が交互に連続する環境となっている。また、名張川には昭和44年に高山ダムを始め4箇所のダムが建設され、それらのダムによって用水補給と洪水調節が実施されている。

②課題

ダムや堰等の河川横断工作物により、縦断方向の連続性が損なわれ、魚類等の遡上・降下を阻害しているところがある。(図-1)また、ダム等による中小洪水の貯留等が流況の平滑化を招き、川本来の水位変動や攪乱を減少させている。このため、ダム下流では、アユ等の餌料となる藻類の生育が妨げられているなど生態系に影響を与えているところがある。また、ダム湖では、滞留時間の長期化や流入負荷に伴う富栄養化現象、深層部での貧酸素化現象が見られるほか、ダムからの放流水温・水質の下流環境への影響等が問題となっている。(写真-1)

③対応

魚類等の遡上・降下ができるよう、既設の河川横断工作物について、効用や効果、その影響を点検し、撤去や魚道の設置・改善など改良方策を検討する。既設ダムにおいては、流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。また、下流河川環境への影響を調査した上で、必要に応じて下流への土砂供給を実施するなど、その障害を軽減するための方策を実施する。ダム貯水池の水質保全対策については、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に実施する。アオコ・淡水赤潮による水質障害や、放流水温・水質に起因すると考えられる生物の生息・生育・繁殖環境への影響を軽減するため、曝気設備や選択取水設備等による水質保全対策を実施する。

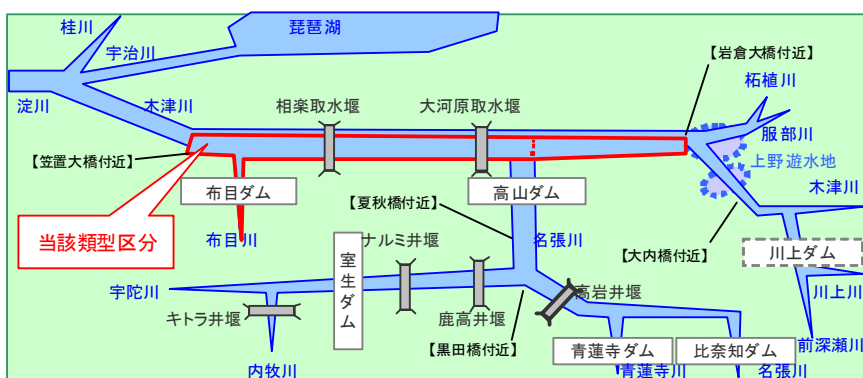


図-1 類型区分【上流域】(山間部)木津川の位置図



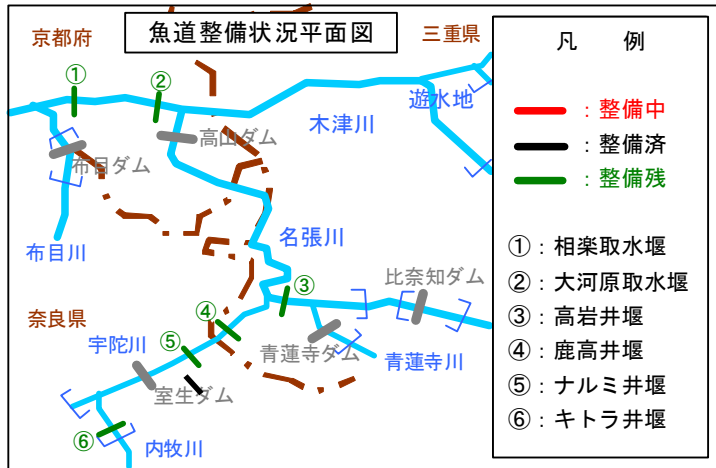
写真-1 布目ダムのアオコ発生状況 (平成19年8月)

3. 進捗状況	4. 点検結果
---------	---------

●環境保全・再生の取り組み

【観点】横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策の実施状況

[指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数



木津川上流河川の横断工作物の設置状況

木津川では、魚類等の遡上・降下ができるよう、既設の河川横断工作物について、効用や効果、その影響を点検し、撤去や魚道の設置・改善など改良方策を検討している。

木津川上流河川環境研究会の指導・助言を基に、平成24年度は、相楽及び大河原取水堰下流において採捕したアユのDNA分析を行った結果、49検体の中で海産系アユの特性を有する19個体が確認された。また、平成25年度は、相楽井堰・大河原井堰の管理者である関西電力へ指導・助言を行った。

点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数と重複掲載

【観点】地形変化を促すための検討状況

[指標]既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容・魚類確認数

粗粒化している下流河川環境改善のために、細粒分の土砂を還元する置土を実施し、置土の流出状態をモニタリングしている。

・布目ダム(平成16年度～土砂還元)

平成25年度は、9月中旬に約460m³が流出した。翌平成26年2月28日に約800m³の置土を実施した。

平成23年度迄の耳石分析結果では相楽取水堰下流までは天然遡上アユが確認されていたが、遡上数は非常に少ない。

遡上数が非常に少ない要因については木津川三川合流点から相楽取水堰までの遡上実態を引き続き把握するとともに、遡上阻害要因の解消を木津川上流河川環境研究会の指導・助言を得ながら実施していく。

今後も木津川上流河川環境研究会の指導・助言を得ながら継続的に遡上確認をし、横断工作物の改良方策の検討、また、許可工作物については、施設管理者に対して、指導・助言等を行っていく。

布目ダムの土砂還元など地形変化を促す取り組みが着実に進められている。

今後も河川環境改善対策について継続実施していくとともに、併せてモニタリングを実施し、対策の効果について検証を行っていく。

3. 進捗状況

4. 点検結果

布目ダム土砂還元の概要

年 度	置土時期	流出時期	置土量	流出量
H19年度	2007/8/9	2007/8/23 29	720m ³	810m ³
H20年度	2008/6/27	2008/7/8	100m ³	35m ³
	2008/8/7	2008/9/5 2008/9/19	100m ³	100m ³
	2008/11/12		500m ³	0m ³
H21年度	-	2009/8/2	(500m ³)	500m ³
	2009/10/2	2009/10/7 8	500m ³	500m ³
H22年度	2010/8/4	2010/8/10	500m ³	120m ³
H23年度	-	2011/9/3	(380m ³)	100m ³
		2012/3/26	(280m ³)	270m ³
H24年度	-	2012/6/17	(10m ³)	10m ³
		2012/11/29	2013/3/13	550m ³
H25年度	-	2013/9	(460m ³)	460m ³
	2014/2/28	-	800m ³	-

※()は前年度置土量の流出残



布目ダム下流の置土状況 (H26.3.31撮影)

点検項目「川本来のダイナミズムの再生」の[指標]既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容・魚類確認数と重複掲載

【観点】水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況
[指標]ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数

ダム貯水池の水質保全対策については、汚濁のメカニズムの調査検討をふまえ、下記の対策を継続的に実施している。

布目ダム(副ダム、浅層曝気設備4基、水没式複合型曝気設備2基、選択取水設備)

平成25年度は、布目ダムでは、前年度までに実施した水質保全対策(平成23～24年度に新たに浅層曝気設備3基追加)について、適切な運用を図っている。

点検項目「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」の[指標]ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数と重複掲載

貯水池への栄養塩の流入防止や曝気によるアオコ対策を行うなど、貯水池水質保全対策を実施している。

今後も引き続き効果を検証しながら貯水池水質保全対策を実施していく。

●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果

当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。

点 検 項 目	類型区分【上流域】(盆地～源流部)木津川
---------	----------------------

2. 現況の分析

①現状と歴史的変遷

[現状]

木津川の盆地～源流部は、木津川の岩倉大橋(約57.4km)から前深瀬川合流点(約73.6km)付近の区間で、盆地部でセグメントは2-1、平均河床勾配は約1/860となっており、源流部に向かって平均河床勾配は約1/260～1/70と変化する。

【岩倉大橋(約57.4km)～大内橋(約62.2km)付近、服部川・柘植川の一部を含む】岩倉峡上流に位置することから氾濫常襲地となっている上野盆地を貫流し、川幅は約150mと広く、河床材料は砂泥主体で礫が混じる。河道形状は複断面となっており、低水路内をみお筋が分離・合流を繰り返し州が発達しており、平瀬とトコ、淵が連続的に分布している。また中州と高水敷の比高が同程度となっており、オギやセイタカアワダチソウなどの高茎の多年生草本群落为主に分布し、水際にはヨシ等の抽水植物群落が見られる。

【大内橋(約62.2km)～前深瀬川合流点(約73.6km)付近】大内橋より前深瀬川合流点付近は、田園地帯となっており、川幅は100m程度である。河床材料は砂礫が多く、10箇所以上の灌漑用井堰により湛水域と流水域が交互に連続する。河原はツルヨシ群落が広がり、河畔林はサギ等の集団営巣地となっている。支川前深瀬川及び川上川においては、河幅は50m程度と狭く河床材料は砂礫・丸石が多く早瀬が連続する。河原や河床はツルヨシが繁茂しており、特別天然記念物オオサンショウウオの生息・繁殖が確認されている。

[環境の特徴と歴史的変遷]

岩倉峡上流に位置することから上野盆地は氾濫常襲地となっており、昭和40年代より上野地区の浸水対策として遊水地事業が着手され、堤防や樋門・水門等が設置されている。また、源流部付近では川上ダムが建設される予定となっている。

②課題

上野遊水地においては、遊水地内の生物の生息環境となる水路と河川との縦断方向の連続性が分断されているところがある。(写真-1)木津川支川前深瀬川及び川上川においては、特別天然記念物オオサンショウウオが生息しており、その生息・繁殖環境の保全・再生が課題となっている。

③対応

上野遊水地においては、遊水地内の生物の生息環境となる水路と河川との連続性の維持・回復を目指す。木津川支川前深瀬川及び川上川においては、専門家の意見を聞きながらオオサンショウウオの生息実態を調査し、人工巣穴の設置、井堰等におけるオオサンショウウオの移動経路の確保など、その生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方法を検討して実施する。

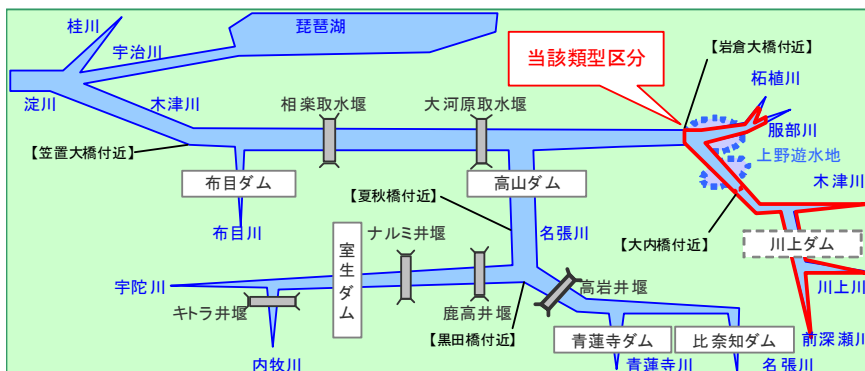


図-1 類型区分【上流域】(盆地～源流部)木津川の位置図



写真-1 支川との落差の例(上野遊水地)

縦断方向の連続性が分断されているところがある

点 検 項 目	類型区分【上流域】(盆地～源流部)木津川
<p style="text-align: center;">3. 進捗状況</p> <p>●環境保全・再生の取り組み</p> <p>【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況 [指標]オオサンショウウオの生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方策の検討内容</p> <p>川上ダムの建設によりオオサンショウウオの生息環境が一部減少してしまうことから、湛水予定区域に生息している個体の湛水予定区域上流への移転と併せて、移転先の生息環境改善などの環境保全対策を行うこととしている。</p> <p>・人工巣穴について 移転先の生息環境改善を図るために設置することを予定している人工巣穴について、人工巣穴の利用状況を確認し、人工巣穴設置の効果を確かめることを目的として、河川内(川上川)に試験設置した2基の人工巣穴のモニタリング調査を実施している。 平成25年度は、オオサンショウウオによる人工巣穴の利用は確認できなかった。今後も引き続きモニタリング調査を実施する。</p> <p>・移動路について 河川横断工作物(川上川及び前深瀬川)に移動路を試験設置し、設置した移動路において、オオサンショウウオの遡上状況のモニタリング調査を実施した。平成24年度までの調査結果を基に学識者等の助言を得て、オオサンショウウオの遡上試験について一定の成果が確認できたものと判断し、平成24年度末に調査を終了した。</p> <p>・移転試験について 移転先での定着状況を把握するための移転試験を学識者等の指導・助言のもと実施した。移転先でのオオサンショウウオの定着状況や生息環境について追跡調査を継続的に実施し、平成23年度までの追跡調査結果を基に学識者等の助言を得て、オオサンショウウオの移転試験について一定の成果が確認できたものと判断し、平成23年度末に調査を終了した。</p> <p>・川上ダム建設事業における環境影響及び保全対策について 平成21年度に、動植物、水質などを含めた川上ダム建設事業における環境影響及び保全対策を総合的にとりまとめた環境保全への取り組みについて、報道関係者を対象とした説明会(平成21年7月2日実施)及び地元での報告会(平成21年7月5日実施)を開催し、その内容をホームページで公表した。平成22年度からは、平成21年度に公表した「川上ダム建設事業におけるオオサンショウウオ調査及び環境保全への取り組み」の中からオオサンショウウオに関する取り組みについてホームページで公表している。</p>	<p style="text-align: center;">4. 点検結果</p> <p>人工巣穴において、モニタリング調査を実施し、オオサンショウウオによる人工巣穴の利用状況を確認している。今後も引き続きモニタリング調査を実施する。</p>

点 検 項 目	類型区分【上流域】(盆地～源流部)木津川
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>・保護池について オオサンショウウオの保全のため自然河川を模したオオサンショウウオの保護池において、工事に伴う個体の一時保護、行動・生態の観察、保全対策に関する試験を行った。このうち、保全対策に関する試験については、学識者等の助言を得て、一定の成果が確認できたものと判断し、平成24年度末に試験を終了したが、生態には解明されていない部分があるため、オオサンショウウオの環境保全対策に資することを目的として、生態の観察については継続して実施している。</p> <p>平成25年度は、保護池の個体の全長・体重等を測定し、飼育下における個体の成長状況を確認した。今後も引き続き測定を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">オオサンショウウオ保護池</p> <p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]オオサンショウウオの生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方策の検討内容と重複掲載</p> <p>●治水・利水等の取り組みによる環境への影響 【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 [指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数</p> <p>平成25年度においても以下の取り組みを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川工事における使用機械については全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 ・伐木における自然環境への配慮 樹木伐採について、野鳥や植物などへの影響に関して専門家や木津川上流河川環境研究会の指導・助言を受けてから施工するとともに、必要以上に生物の生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。 ・木津川上流の上野遊水地周辺の護岸工事では、擬石植生ブロックの採用や表面はぎ土を覆土として利用することで、施工前の植生が回復するように配慮し、護岸工事を実施した。 <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載</p>	<p>保護池において、保護池の個体の全長・体重等を測定し、飼育下における個体の成長状況を確認している。今後も引き続き測定を実施する。</p> <p>生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し工事を進めている。また、植生に配慮した護岸工事を実施している。</p> <p>今後も木津川上流河川環境研究会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工していく。</p>
	<p>●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果 当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>

2. 現況の分析

①現状と歴史的変遷

[現状]

名張川・宇陀川・青蓮寺川のセグメントはMから1で、平均河床勾配は約1/400以上となっている。

【高山ダム湛水域付近】高山ダムの流域は615km²であり、青蓮寺・室生・比奈知ダムの流域を含んでおり、名張川は高見山脈にその源を発し名張盆地を経て高山ダムに至る。ダム周辺の植生は湖岸周辺の急斜面をコナラなどの落葉広葉樹が多く占め、谷間や斜面の一部にスギ・ヒノキの植林が見られる。

【高山ダム湛水域上流から夏秋橋(25.5km)付近】川幅は50m程度と狭く河床材料は岩盤上に岩・巨石が多く早瀬と大規模な淵が分布する。水際に自然裸地があり、ツルヨシ群落と河畔林が局所的に分布し、陸域は山地が迫る場所が多くササ類の群落や竹林が散在する。大きく蛇行を繰り返して山地を流下している。

【夏秋橋(名張川約25.5km)～比奈知・青蓮寺ダム堤体付近】川幅は150m程度と広く河道形状は複断面で、河床材料は砂礫を主体に砂が混じり平瀬・淵が連続的に分布する。水際には自然裸地が殆ど無くツルヨシ群落が広く分布する。高水敷にはオギなどの高茎の多年生草本群落が分布し低木が散在する。大きく蛇行しつつ市街地を流下しており、アユ釣りなどの利用が見られ、一部が人工的な護岸となっている。

【比奈知ダム湛水域付近】比奈知ダムの流域は75.5km²であり、国内でも有数の多雨地である大台ヶ原に近接している。また、ダム周辺の植生はスギ・ヒノキの植生の他コナラ林等の代償植生が多くを占める。

【青蓮寺ダム湛水域付近】青蓮寺ダムの流域は100km²であり、源流部は「室生・赤目・青山国定公園」や「三重県立赤目一志峡自然公園」の区域に指定されており、美しい渓谷などの自然景観を有している。ダム湖周辺は、スギ・ヒノキ植林やコナラ林等の代償植生が多くを占める。流域からの栄養塩の流入負荷量は、他の貯水池に比べて低いものの、リン濃度が若干高いため淡水赤潮、アオコの発生が見られる。

【黒田橋(宇陀川0.0km)から室生ダム堤体付近】川幅は50m程度と狭く、河床材料は砂礫を主体とし巨石が交じり早瀬と淵が連続的に分布し、灌漑用の鹿高井堰とナルミ井堰により湛水域と流水域が交互に連続する。水際の自然裸地は殆ど無く、河畔林が混雑した形でツルヨシ群落が広く分布する。支川で特別天然記念物オオサンショウウオの生息・繁殖が確認されている。

【室生ダム湛水域付近】室生ダム流域は直接流域が136km²、間接流域が33km²の計169km²であり流域の約8割が森林で占められる。また、ダム周辺は古くから開けているところであり、スギ・ヒノキ植林の一部に代償植生がある里山の環境を成している。流域からの栄養塩の流入負荷量が多く富栄養化が問題となっており、アオコの発生が見られる。またダムサイト付近の底層においてDOがほぼ0mg/lの状態が続いている。

[環境の特徴と歴史的変遷]

鹿高井堰、高岩井堰、キトラ井堰、ナルミ井堰は明治期以前より石造りにて築造されていたが、明治期に高岩井堰が、昭和35～36年の間に鹿高井堰、キトラ井堰、ナルミ井堰がコンクリート化された。昭和44年に高山ダム、昭和45年に青蓮寺ダム、昭和49年に室生ダム、平成10年に比奈知ダムが建設され、用水補給や洪水調節が実施されている。また、これらの河川横断工作物により湛水域と流水域が交互に連続する環境となっている。

②課題

ダムや堰等の河川横断工作物により、縦断方向の連続性が損なわれ、魚類等の遡上・降下を阻害しているところがある。(図-1)また、ダム等による中小洪水の貯留等が流況の平滑化を招き川本来の水位変動や攪乱を減少させている。このため、ダム下流では、アユ等の餌料となる藻類の生育が妨げられているなど生態系に影響を与えているところがある。また、ダム湖では、滞留時間の長期化や流入負荷に伴う富栄養化現象、深層部での貧酸素化現象が見られるほか、放流水温・水質の下流環境への影響等が問題となっている。(写真-1)また、ダム貯水位の変化によりダム貯水池の斜面において裸地が露出し景観を損ねているところもある。

③対応

魚類等の遡上・降下ができるよう、既設の河川横断工作物について、効用や効果、その影響を点検し、撤去や魚道の設置・改善など改良方策を検討する。既設ダムにおいては、流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。また、下流河川環境への影響を調査した上で、必要に応じて下流への土砂供給を実施するなど、その障害を軽減するための方策を実施する。ダム貯水池の水質保全対策については、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に実施する。アオコ・淡水赤潮による水質障害や、放流水温・水質に起因すると考えられる生物の生息・生育・繁殖環境への影響を軽減するため、曝気設備や選択取水設備等による水質保全対策を実施する。また、ダム貯水池の斜面における水位変動域の裸地対策として緑化等を行うとともに、ダム周辺における構造物等の景観対策について検討する。

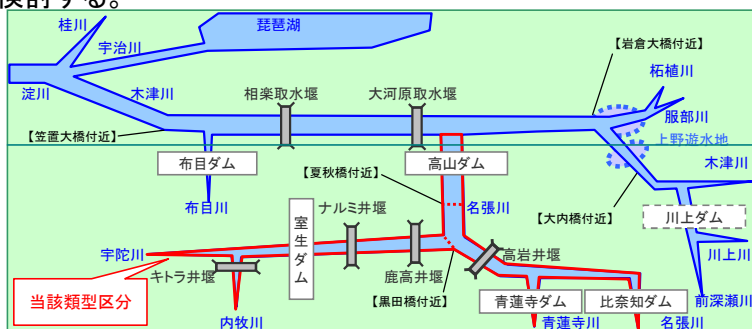


図-1 類型区分【上流域】名張川・宇陀川・青蓮寺川の位置図



写真-1 室生ダムのアオコ発生状況 (平成20年11月)

3. 進捗状況

4. 点検結果

●環境保全・再生の取り組み

【観点】ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施状況

[指標]ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施内容・対策箇所数

・平成21年度は室生ダム貯水池中流の曝気設備の上屋を周辺の木々や湖面といった景観との調和に配慮して新設した。



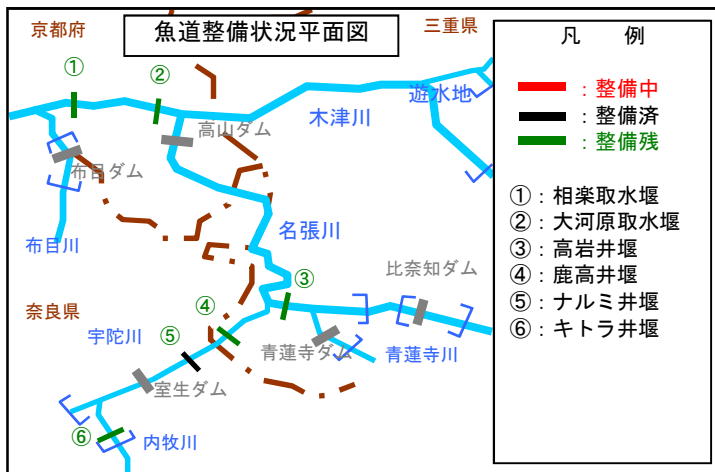
室生ダム曝気設備上屋(貯水池中流)

・平成22年度以降は、ダム周辺における構造物等の景観対策を実施していない。

点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施内容・対策箇所数と重複掲載

【観点】横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策の実施状況

[指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数



木津川上流河川の横断工作物の設置状況

名張川・宇陀川・青蓮寺川では、魚類等の遡上・降下ができるよう、既設の河川横断工作物について、効用や効果、その影響を点検し、撤去や魚道の設置・改善など改良方策を検討している。

平成25年度は、高岩井堰においては、魚道簡易改良に向けて自治体、漁組、水利組合、NPO、河川レンジャー等関係者との意見交換会を実施した。ナルミ井堰においては、モニタリングを継続実施し、堰管理者等関係者に魚道簡易改良の効果と今後の維持管理について現地説明会を実施し、地元より「ごみ取りなどの軽微な維持管理や出水後の状況確認は可能な限りやっていく」という意見を頂いた。キトラ井堰、鹿高井堰においては、魚の調査を行い平成26年度以降に改良を実施していく事としている。

点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数と重複掲載

室生ダムにおいて曝気設備上屋の景観対応を行うなど取り組みは着実に進められている。

今後も引き続き取り組みを進めていく。

今後も木津川上流河川環境研究会の指導・助言を得ながら継続的に遡上確認をし、横断工作物の改良方策の検討、また、許可工作物については、施設管理者に対して、指導・助言等を行っていく。

点 検 項 目	類型区分【上流域】(山間部)名張川・宇陀川・青蓮寺川
----------------	-----------------------------------

3. 進捗状況	4. 点検結果
----------------	----------------

【観点】地形変化を促すための検討状況

[指標]既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容・魚類確認数

各ダムにおいて下流河川環境改善のために洪水期への移行操作方法としてフラッシュ放流等を実施している。

・高山ダム(平成14年度～フラッシュ放流)

平成25年度は、最大放流量(40m³/s)によるフラッシュ放流を2回実施した。

高山ダム フラッシュ放流の概要

年度	実施日
H14年度	6月11日
H15年度	6月10日
H16年度	6月3日、6月10日
H17年度	4月27日、6月8日
H18年度	6月7日
H19年度	-
H20年度	-
H21年度	5月28日、6月11日
H22年度	6月10日
H23年度	6月10日
H24年度	5月31日、6月7日
H25年度	5月23日

・青蓮寺ダム(平成20年度～フラッシュ放流、平成21年度～土砂還元)

平成25年度は、最大放流量(30m³/s)によるフラッシュ放流を1回実施した。置土(土砂還元)は実施していない。

青蓮寺ダム土砂還元の概要

年度	置土時期	流出時期	置土量	流出量
H22年度	2010/5	2010/5/17	50m ³	50m ³
H23年度	2011/5	2011/5/17	20m ³	20m ³
H24年度	2012/5	2012/5/16	30m ³	30m ³
H25年度	-	-	-	-

・室生ダム(平成18年度～フラッシュ放流・土砂還元)

平成25年度は、前年度同様、最大放流量(13m³/s)による土砂の還元(置土230m³)を実施した。置土の上下流において河床材料調査を行った結果、フラッシュ放流後は置土の下流で細粒分が増加する傾向がみられた。

室生ダム土砂還元の概要

年度	置土時期	流出時期	置土量	流出量
H19年度	2007/5/8~ 2007/5/10	2007/5/18	250m ³	150m ³
		2007/6/24		100m ³
H20年度	2008/5/12~ 2008/5/15	2008/5/16	230m ³	170m ³
		2008/5/25		60m ³
H21年度	2009/5/7~ 2009/5/12	2009/5/14	280m ³	230m ³
		2009/10/7,8		50m ³
H22年度	2010/5/12~ 2010/5/16	2010/5/17	200m ³	200m ³
H23年度	2011/5/10	2011/5/11	220m ³	220m ³
H24年度	2012/5/10	2012/5/16	220m ³	210m ³
H25年度	2013/5	2013/5/16	230m ³	210m ³
		2013/9		20m ³

各ダムでフラッシュ放流を行うなど地形変化を促す取り組みが進められている。

今後も河川環境改善対策について継続実施していくとともに、併せてモニタリングを実施し、対策の効果について検証を行っていく。

3. 進捗状況

4. 点検結果

・比奈知ダム(平成16年度～フラッシュ放流、平成20年度～土砂還元)
平成25年度は、前年度同様、最大放流量(30m³/s)による土砂還元(置土20m³)を実施した。置土の下流において平成25年12月に実施した河床材料調査では細粒分が増加する傾向がみられた。

比奈知ダム土砂還元の概要

年度	置土時期	流出時期	置土量	流出量
H21年度	2009/3	2009/5/8	30m ³	30m ³
		2009/5/14		0m ³
H22年度	2010/5	2010/5/11	65m ³	65m ³
		2010/5/17		
	2010/10	100m ³	0m ³	
	2011/3		100m ³	0m ³
H23年度	-	2011/3~5	-	30m ³
	-	2011/5/17	-	150m ³
	-	2011/7/18~21	-	20m ³
H24年度	2012/4	2012/5/2	100m ³	20m ³
		2012/5/9,16		60m ³
		2012/5/17~		20m ³
H25年度	2013/5	2013/9/15~17	20m ³	20m ³



置土状況 フラッシュ放流前
(H25.5.16撮影、比奈知ダム下流)



置土状況 出水による流出
(H25.9.19撮影、比奈知ダム下流)

点検項目「川本来のダイナミズムの再生」の[指標]既設ダムにおける弾力的運用等の
検討内容・魚類確認数と重複掲載

点 検 項 目	類型区分【上流域】(山間部)名張川・宇陀川・青蓮寺川
<p style="text-align: center;">3. 進捗状況</p> <p>【観点】水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況 [指標]ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数 ダム貯水池の水質保全対策については、汚濁のメカニズムの調査検討をふまえ、下記の対策を継続的に実施している。 高山ダム（浅層曝気設備8基、分画フェンス、表層浄化設備2基） 青蓮寺ダム（分画フェンス） 室生ダム（副ダム、浅層曝気設備2基、深層曝気設備1基） 比奈知ダム（選択取水設備、分画フェンス、深層曝気設備1基）</p> <p>平成25年度は、前年度までに実施した水質保全対策(平成23～24年度に、高山ダムが新たに浅層曝気設備4基を追加)について、適切な運用を図っている。</p> <p>点検項目「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」の[指標]ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数と重複掲載</p> <p>●治水・利水等の取り組みによる環境への影響</p> <p>【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 [指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数 平成25年度においても以下の取り組みを実施。 ・河川工事における使用機械については全て低騒音・低振動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 ・伐木における自然環境への配慮 樹木伐採について、野鳥や植物などへの影響に関して専門家や木津川上流河川環境研究会の指導・助言を受けてから施工するとともに、必要以上に生物の生息・生育・繁殖環境を踏み荒らさないよう配慮している。</p> <p>点検内容「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載</p>	<p style="text-align: center;">4. 点検結果</p> <p>各ダムにおいて貯水池への栄養塩の流入防止や曝気によるアオコ対策を行うなど、貯水池水質保全対策を実施している。</p> <p>今後も引き続き各ダムにおいて効果を検証しながら貯水池水質保全対策を実施していく。</p> <p>生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し工事を進めている。</p> <p>今後も木津川上流河川環境研究会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工していく。</p>
	<p>●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果 当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>

2. 現況の分析

①現状と歴史的変遷

[現状]

猪名川の感潮区間は、神崎川合流点(猪名川0.0km)から猪名川、藻川合流点(猪名川約0.6km)を経て猪名川上津島床固(猪名川約2.4km)付近と藻川大井井堰(藻川約4.0km)付近までの区間で、セグメントは2-1、河床勾配は約1/600である。

【神崎川合流点(猪名川0.0km)～今在家地区(猪名川約1.8km)付近】低水路幅は約75mであり高水敷もほとんどない単断面に近い河道形状となっている。水際に植生は発達しておらず、護岸根固部に帯状にヨシ群落が見られる程度である。猪名川3.0km付近に水質環境基準地点(利倉)があり、BOD年平均値は、8～9mg/l程度でここ5年程度大きな変化がない。

【今在家地区(猪名川約1.8km)～上津島床固(猪名川約2.4km)付近、猪名川・藻川合流点(藻川0.0km)～大井井堰(藻川約4.0km)付近】猪名川の上津島床固までの低水路幅は約85mで高水敷もほとんどない単断面に近い河道形状となっており捨て石や根固めブロックといった人工的な護岸が続く。藻川の大井井堰までの低水路幅は約100mで高水敷は一部の箇所がグラウンドなどに利用されている。両河川ともに中州や水際部ではヨシ群落が見られ、水面をカイツブリ類などが利用している。

[環境の特徴と歴史的変遷]

かつて猪名川では湿地環境が形成され広い範囲でヨシ群落が存在していたが、昭和27年以降、藻川河川改修により低水路の拡幅が実施されるとともに、昭和34年からは戸の内捷水路(蛇行した河川を直線化する)工事が実施され現在の位置で藻川と合流した。近年冠水頻度の減少により干陸化が進み、ヨシ群落が減少しオギ原等への遷移や外来植物の侵入がみられる。

②課題

戸の内捷水路工事や低水路の拡幅などにより、低水路の固定化や比高差の拡大等が生じ冠水頻度が減少し河川敷の干陸化が進行した。そのことによりヨシ等の抽水性植物が衰退するとともに(図-1)、アレチウリをはじめとして、ナガエツルノゲイトウ、オオカワヂシャなどの外来種の繁茂が見られるなど汽水域の河川特有の植生が減少している。猪名川の水質は、高度経済成長期に悪化した後、流域下水道の整備及び工場排水規制等により向上し、近年はほぼ横ばい状態である。しかし、一部において環境基準(BOD値)を超える箇所がある。

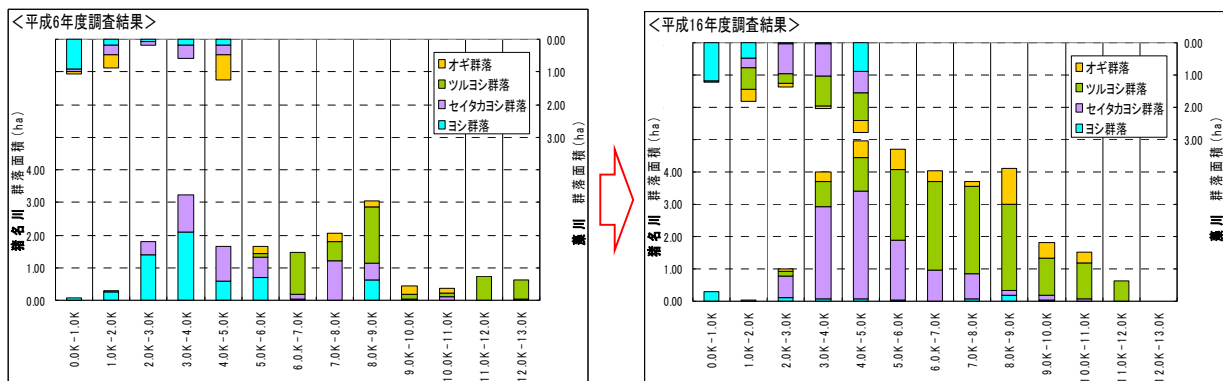


図-1 植生の変化

③対応

水辺に棲む生物の生息・生育・繁殖に重要な水陸移行帯の良好な水辺環境の保全・再生を図るため、堤防の緩傾斜化や河川敷から水辺への形状をなだらかにする河床の切り下げを実施する。水質の改善をはかるため、また、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)設置に向けた検討を進めるために、河川への流入負荷量の低減、河川水質そのものだけでなく、猪名川の水質イメージの改善を図る普及啓発の取り組みを住民と行政が連携して実施する。

点 検 項 目	類型区分【下流域】(感潮区間)猪名川
3. 進捗状況	4. 点検結果
<p>●環境保全・再生の取り組み 【観点】外来種対策の実施状況 [指標]外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数 猪名川では、平成25年度に河川環境の復元を目的に外来植物駆除を実施し、参加者数は18名であった。</p> <p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数と重複掲載</p> <p>【観点】水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況 [指標]河川の水質保全対策の取り組み内容 猪名川の水質保全の取り組みとして、住民と行政が連携し水質改善の目標設定等に関して議論するため、平成21年度末に「神崎川水質汚濁対策連絡協議会猪名川分科会」を設立し、これまでに8回開催している。分科会での決定内容を踏まえ、平成25年度は、水生生物調査や猪名川の水環境の正しい理解と関心を高めるため、猪名川水環境交流会を1回実施した。</p> <p>点検項目「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」の[指標]河川の水質保全対策の取り組み内容と重複掲載</p> <p>●治水・利水等の取り組みによる環境への影響 【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 [指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数 平成25年度においても以下の取り組みを実施。 河川工事における使用機械については、全て低騒音・低振動対策機械及び排ガス規制対応型機械を採用し、工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 河道掘削工事を行う際には、生物の生息・生育・繁殖に配慮し、猪名川自然環境委員会の指導・助言を受け、掘削高(60日冠水)・河床断面形状の工夫(傾斜を付け凹凸のある形状)を行うなど、環境に配慮した工事を実施している。</p> <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載</p>	<p>外来植物対策を通じて外来種問題への意識向上の啓発が進められている。</p> <p>今後も様々な機会を通じて積極的に外来種問題の対策・啓発活動を拡大していく。</p> <p>生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し工事を実施している。</p> <p>今後も猪名川環境委員会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工する必要がある。</p>
	<p>●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果 当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>

点 検 項 目	類型区分【中流域】猪名川
---------	--------------

3. 進捗状況

4. 点検結果

●環境保全・再生の取り組み

【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況

【指標】干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積

猪名川河川事務所において、猪名川・藻川合流地点から池田・川西地区の区間において、砂礫河原の再生を平成24年度までに1.9ha(全体計画8ha)実施している。また、砂礫河原の再生箇所について、平成21年度より継続してモニタリングを実施しており、平成25年度も引き続きモニタリングを実施した。

点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積と重複掲載

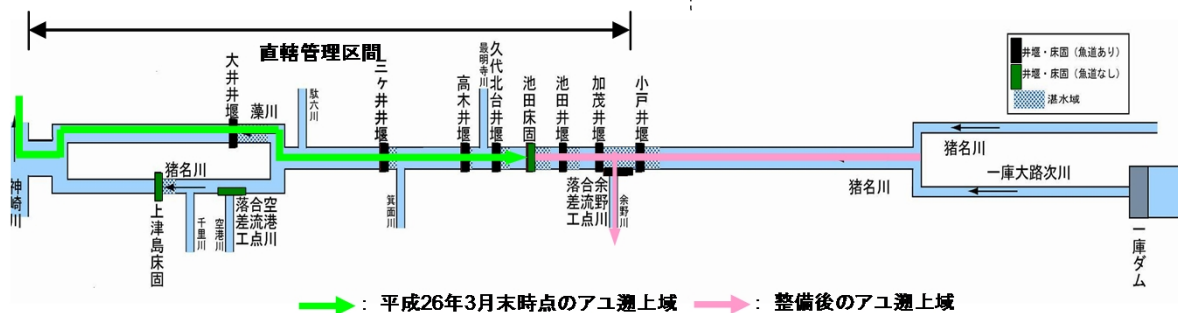
【観点】横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策の実施状況

【指標】既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数

河川名	改良した堰・落差工名	供用年度
猪名川	大井井堰 (簡易魚道設置)	平成20年度
	三ヶ井井堰 (簡易魚道設置)	平成23年度
	高木井堰 (簡易魚道設置)	平成23年度

魚道の設置や構造物の改良により生物の遡上環境が着実に改善されている。

今後も取り組みを進めるとともに、改良された横断構造物ではモニタリング等を行い、効果を検証していく。



猪名川の横断構造物の設置状況

平成23年度は三ヶ井井堰及び高木井堰の魚道を設置し、平成24、25年度に魚道のモニタリングを実施した。また、平成25年度は、久代北台井堰及び余野川合流点落差工に魚道(簡易魚道)を設置した。

平成25年度のモニタリング結果を以下に示す。

【アユ】

5月13日～7月19日(68日間)に三ヶ井井堰77個体、高木井堰1個体の遡上が確認された。

【ウキゴリ】

5月13日～7月19日(68日間)に三ヶ井井堰459個体、高木井堰20個体の遡上が確認された。

【モクズガニ】

5月13日～7月19日(68日間)に三ヶ井井堰59個体、高木井堰236個体の遡上が確認された。

点検項目「河川の連続性の確保」の[指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数と重複掲載

構造改良等、猪名川環境委員会等の指導・助言を得ながら継続的にモニタリングしていく。

点 検 項 目	類型区分【中流域】猪名川														
3. 進捗状況	4. 点検結果														
<p>【観点】外来種対策の実施状況 [指標] 外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数 ・猪名川では、平成25年度に河川環境の復元を目的に外来植物駆除を実施し、参加者数は18名であった。</p> <p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の [指標] 外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数と重複掲載</p> <p>[指標] 駆除対策・予防的措置の実施内容・駆除数量 ・アレチウリなど(猪名川河川事務所) 猪名川中流域では平成21年度より継続的にアレチウリなど外来植物の駆除を実施している。平成25年度においては、アレチウリなど外来植物の駆除を約12,000m²実施した。</p> <div data-bbox="156 757 791 1099" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>アレチウリ駆除 (m²)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>駆除面積 (m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>~5,000</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>~5,000</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>~85,000</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>~12,000</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>~12,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23年度の駆除面積には、河床掘削工事に併せて外来植物の駆除を実施した面積を含んでいる。</p> <p>・外来魚(ブルーギル、ブラックバス等)((独)水資源機構) 一庫ダムでは、定置網を用いてドローダウン時の水位低下を利用した魚類捕獲を行うことで、魚類相の調査を行うとともに外来魚を駆除した。具体的には、ドローダウンを利用して袋網に捕獲された魚類の種類等を調査し、在来魚は再放流し、外来魚は殺処分し魚粉として肥料とした。 平成25年は、7月～9月に延べ27回実施した(捕獲総数199匹)。平成17年度から開始したこの取り組みにより、外来魚の個体数は減少傾向を示している。</p> <p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の [指標] 駆除対策・予防的措置の実施内容・駆除数量と重複掲載</p> </div>	年度	駆除面積 (m ²)	H20	0	H21	~5,000	H22	~5,000	H23	~85,000	H24	~12,000	H25	~12,000	<p>外来植物対策を通じて外来種問題への意識向上・啓発が進められている。 今後も様々な機会を通じて積極的に外来種問題の対策・啓発活動を拡大していく。</p> <p>外来種の状況を把握し、対策予定量を実施できた。 今後も、外来種駆除を継続することで外来種の拡大防止に努める。</p>
年度	駆除面積 (m ²)														
H20	0														
H21	~5,000														
H22	~5,000														
H23	~85,000														
H24	~12,000														
H25	~12,000														

点 検 項 目	類型区分【中流域】猪名川
<p style="text-align: center;">3. 進捗状況</p> <p>【観点】流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況 [指標]河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム) 淀川水系全体の総合土砂管理方策については、淀川水系全体の土砂収支を把握するための長期シミュレーション、土砂動態マップの検討などについて、淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、既設ダムを管理する水資源機構と連携し検討を進めている。 平成25年度は、土砂動態の実態把握のためのモニタリングを継続した。 一庫ダムの堆砂については、計画堆砂量250万m3のうち、平成25年度末で堆砂率が約36%となっている。 堆砂については、今後も監視を行い、ダム機能の維持の排砂の検討を行っていく。</p> <p>点検項目「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」の[指標]河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)と重複掲載</p> <p>●治水・利水等の取り組みによる環境への影響 【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況 [指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数 平成25年度においても以下の取り組みを実施。 河川工事における使用機械については、全て低騒音・低振動対策機械及び排ガス規制対応型機械を採用し、工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。 河道掘削工事を行う際には、生物の生息・生育・繁殖に配慮し、猪名川自然環境委員会の指導・助言を受け、掘削高(60日冠水)・河床断面形状の工夫(傾斜を付け凹凸のある形状)を行うなど、環境に配慮した工事を実施している。</p> <p>点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数と重複掲載</p>	<p style="text-align: center;">4. 点検結果</p> <p>淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、水系内の土砂収支の実態把握に努めている。</p> <p>今後も、引き続きモニタリングを行い、淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、総合土砂管理方策の検討を進める。</p> <p>生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し工事を実施している。</p> <p>今後も猪名川環境委員会等の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工する必要がある。</p>
	<p>●環境保全・再生の類型区分毎の点検結果 当該類型の河川環境について、治水・利水等の取り組みを含め、環境の保全・再生に向けて、施策の実施や配慮に努めている。</p>